

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月12日（金曜日）
開会 午前10時1分
散会 午後6時16分
場所 第7委員会室

物品管理課長 上原直美さん
監査委員事務局長 渡嘉敷道夫君
監査課長 仲村留美子さん
人事委員会事務局長 大城直人君
総務課長 宮城和一郎君
職員課長 安里克也君
議会事務局長 勝連盛博君
総務課長 前田敦君

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算（出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局所管分）
- 2 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算（企画部所管分）
- 3 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 又吉清義君
副委員長 島尻忠明君
委員 仲村家治君 花城大輔君
仲田弘毅君 当山勝利君
仲宗根悟君 西銘純恵さん
渡久地修君 國仲昌二君
山里将雄君 平良昭一君
當間盛夫君

説明のため出席した者の職、氏名

企画部長 宮城力君
企画部参事 宮平尚君
企画調整課長 喜舎場健太君
企画調整課副参事 武村幹夫君
企画調整課副参事 花城安博君
企画調整課副参事 宮城直人君
交通政策課長 金城康司君
交通政策課 寺本美幸さん
公共交通推進室長
交通政策課副参事 大嶺寛君
県土・跡地利用対策課長 名城政広君
科学技術振興課長 金城克也君
総合情報政策課長 加賀谷陽平君
地域・離島課長 森田賢君
会計管理者 伊川秀樹君
会計課長 比嘉千乃さん

○又吉清義委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案の調査及び予算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長の出席を求めています。

これより、会計管理者、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び議会事務局長から関係予算議案の概要説明を一括して聴取した後、関係部局予算議案を調査いたします。

まず初めに、会計管理者から出納事務局関係予算議案の概要の説明を求めます。

伊川秀樹会計管理者。

○伊川秀樹会計管理者 おはようございます。よろしく願いいたします。

出納事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出予算の概要について、サイドブックに掲載されております令和3年度当初予算説明資料出納事務局に基づきまして御説明いたします。

資料の1ページ目の部局別歳出予算総括表をお開きください。

表の下から6番目、出納事務局の欄を御覧ください。

出納事務局における令和3年度歳出予算額は、7億1672万8000円となっております。

続きまして、一般会計の歳入予算の概要について、御説明申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

表の一番上、合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳入予算の総額は101万

6000円で、前年度と比較して1086万円の減額、率にして91.4%の減となっております。主な要因といたしましては、不用品売払代及び県預金利子の減となっております。

続きまして、一般会計の歳出予算の概要について、御説明申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

表の一番上、合計欄を御覧ください。

出納事務局が所管する歳出予算の総額は7億1672万8000円で、前年度と比較して8657万8000円の増額、率にして13.7%の増となっております。

次に、歳出予算の主な内容について目ごとに御説明申し上げます。

(目) 一般管理費は4億1874万3000円で、これは職員費となっており、前年度と比較して1470万2000円の増額、率にして3.6%の増となっております。

(目) 会計管理費は2億7661万7000円で、これは主に財務会計システム運用管理事業及び証紙収納事業の経費であり、前年度と比較して7884万6000円の増額、率にして39.9%の増となっております。主な要因といたしましては、財務会計システムのリース機器の入替えに伴う増となっております。

(目) 財産管理費は2136万8000円で、これは物品管理及び調達事務費と車両管理事務費となっており、前年度と比較して697万円の減額、率にして24.6%の減となっております。主な要因といたしましては、物品調達に係る電子入札事務事業の減となっております。

以上で、出納事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願い申し上げます。

○又吉清義委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、監査委員事務局長から監査委員事務局関係予算議案の概要の説明を求めます。

渡嘉敷道夫監査委員事務局長。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 よろしく御願いいたします。

令和3年度監査委員事務局の当初予算概要につきまして、サイドボックスに掲載されております令和3年度当初予算説明資料監査委員事務局により御説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知をいたしました令和3年度当初予算説明資料をタップしてください。

それでは、画面をスクロールしていただき、1ページの令和3年度一般会計部局別歳出予算を御覧くだ

さい。

表の下から2番目、監査委員事務局所管の令和3年度歳出予算額は1億8811万8000円となっております。

2ページをお願いいたします。

監査委員事務局の歳入予算について御説明をいたします。

歳入予算額は(款)諸収入の1万3000円で、これは会計年度任用職員等の雇用保険料本人負担分の受入れであります。

続きまして、歳出予算の概要について、御説明いたします。

スクロールしていただきまして、3ページを御覧ください。

監査委員事務局の歳出予算額は(款)総務費(項)監査委員費の1億8811万8000円で、前年度と比較して49万8000円、0.3%の増となっております。

主な経費について目ごとに御説明をいたします。

(目) 委員費1945万6000円は、監査委員4名の報酬と旅費等の運営費で、前年度に比べ18万2000円、0.9%の減となっております。

(目) 事務局費1億6866万2000円は、事務局の職員費と運営費で、前年度に比べ68万円、0.4%の増となっております。

以上で、監査委員事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく御願いいたします。

○又吉清義委員長 監査委員事務局長の説明は終わりました。

次に、人事委員会事務局長から人事委員会事務局関係予算の議案の概要の説明を求めます。

大城直人人事委員会事務局長。

○大城直人人事委員会事務局長 よろしく御願いします。

それでは、人事委員会事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出予算の概要につきまして、抜粋版令和3年度当初予算説明資料人事委員会事務局に基づき御説明いたします。

ただいま通知しましたメッセージをタップしてください。

それでは画面をスクロールしていただき、説明資料1ページ、部局別予算を御覧ください。

人事委員会事務局における令和3年度歳出予算額は1億7910万5000円で、前年度と比較して99万5000円、0.6%の増となっております。

2ページをお願いします。

一般会計歳入予算について御説明いたします。

人事委員会事務局が所管する歳入予算の総額は、(款) 15の諸収入のうち、(項) 雑入(目) 雑入の177万円で、前年度当初予算と比べ29万1000円、率にして19.7%の増となっております。

歳入予算の内訳は、市町村、一部事務組合等からの公平審査、苦情相談業務の受託経費と雇用保険料受入分であります。増の要因としましては、公平委員会事務受託料について、市町村等関係の審査案件数が増加したことに伴う速記反訳料や郵送代などの実費弁償等の臨時的経費の増となっております。

3ページをお願いします。

続きまして、一般会計歳出予算の概要について御説明いたします。

人事委員会事務局が所管する歳出予算は、(款) 総務費(項) 人事委員会費の1億7910万5000円で、前年度当初予算額1億7811万と比較しますと99万5000円、率にして0.6%の増となっております。

4ページをお願いします。

歳出予算額を目別に説明しますと、(目) 委員会費742万7000円でございますが、その内訳は人事委員会委員3名の報酬や旅費等で、前年度当初予算額より6万3000円、率にして0.8%減となっております。

次に、(目) 事務局費の1億7167万8000円でございますが、その内訳は職員費、職員採用試験等に要する経費で、前年度当初予算額1億7062万と比較しますと105万8000円、率にして0.6%の増となっております。増の主な要因としましては、人事異動に伴う職員費の増であります。

以上で、人事委員会事務局所管の令和3年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

次に、議会事務局長から議会事務局関係予算の概要の説明を求めます。

勝連盛博議会事務局長。

○勝連盛博議会事務局長 おはようございます。

それでは、県議会事務局所管の令和3年度一般会計予算の概要につきまして、ただいま通知しました令和3年度当初予算説明資料県議会事務局抜粋版に基づきまして御説明申し上げます。

通知をタップしていただきたいと思っております。

資料1ページをお願いいたします。

県議会事務局の歳入予算の概要について御説明申し上げます。

県議会事務局の令和3年度一般会計歳入予算額は、

(款) 使用料及び手数料が38万3000円、(款) 諸収入177万3000円で、合計額は215万6000円となっております。前年度当初予算総額233万円と比較しますと17万4000円の減となっておりますが、その主な理由は、(款) 諸収入(節) 雑入において、議会棟入居団体の光熱水費の利用見込減によるものでございます。

次に資料2ページをお願いいたします。

県議会事務局の歳出予算の概要について御説明申し上げます。

県議会事務局の令和3年度一般会計歳出予算額は、(款) 議会費の14億6670万6000円で、前年度当初予算額14億7451万6000円と比較しますと781万円、0.5%の減となっております。減となった主な理由は、(目) 事務局費(事項) 事務局運営費のうち議会庁舎及び設備の保守管理等を行う事業において、議会棟の外壁等修繕工事設計業務が終了したこと等に伴うものであります。

以上が、県議会事務局所管の令和3年度一般会計予算の概要であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意を願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ、番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに各予算に対する質疑を行います。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 おはようございます。よろしく願いいたします。

今通知しました、議会事務局の中の事務局運営費の中で、工事請負費で県議会連絡通路改修工事の費

用が入っておりますが、これは大体何年ごとに改修するものかお伺いします。

○勝連盛博議会議事務局長 15年周期で改修を行っております。この通路に関しまして、そういう形でやっております。

○当山勝利委員 15年前も改修工事があったんでしょうか。

○勝連盛博議会議事務局長 特に15年前はしてございません。

○当山勝利委員 初めての改修工事ですか。

○勝連盛博議会議事務局長 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 じゃあ今回改修した今後は15年後に改修されるという、15年ごとの周期で改修されてくでしょうか。

○勝連盛博議会議事務局長 おおむねそのとおりでなっております。

○当山勝利委員 この予算が4000万余りついているわけですが、そもそもこの連絡通路っていうのは県議会の財産になっているんですか。

○勝連盛博議会議事務局長 そのとおりでございます。

○当山勝利委員 じゃあ、ここに見える通路なんですけれども、15年ごとで多分4000万、15年後だともっと高いかもしれないんですけど、その費用をかけるというのは結構大きいと思うんですけど、であれば、県議会の2階と、それから県庁の1階をつなぐ連絡通路みたいな、屋根つきの連絡通路を造るほうが補修もしやすいし安価だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○勝連盛博議会議事務局長 県議会棟と行政棟の間の連絡通路は令和3年度におきまして、築30年ということになっております。そのため、個別施設計画に基づきまして、計画的に修繕を行っている状況でございます。本年度におきましては、本来の連絡通路の外壁塗装及び防水改修工事、それに併せましてですね、本来ですと、築40年後に実施予定の外枠鉄骨塗装及び支柱タイル補修工事を含めた工事を併せて予定している、というところでございます。

○当山勝利委員 そもそもこの連絡通路にしなきゃいけない理由ですよね。そこをお伺いします。

○勝連盛博議会議事務局長 必要性というところでございますが、議員をはじめ、県三役を含む説明員や、政府要人の方々が議会棟と行政棟を移動する際のセキュリティーや利便性等を確保するため、連絡通路が必要であるというふうに考えております。

○当山勝利委員 じゃあ、セキュリティーの問題でそのようにしているということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 4名の事務局長にお尋ねします。

令和3年度当初予算説明資料によりますと、今度の重点項目に誰一人取り残さないSDGsの推進というのがありますがけれども、皆さん方の部署でこの方針に基づいてSDGsをどのように推進しているのかをまずお聞かせください。

○上原直美物品管理課長 出納事務局におけるSDGsの取組について説明いたします。

出納事務局では、物品調達に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、本庁各部署で必要とする消耗品等の集中調達を行っており、沖縄県グリーン購入調達方針に基づき、環境配慮型製品を優先的に購入することで、温室効果ガス排出削減に向けた全庁的な取組に沿った物品の調達を行っております。この取組は、県のSDGs推進方針に掲げられた基本方策一覧の1の(3)、低炭素島しょ社会の実現に沿うものと考えております。さらに、県の複合機による複写サービスの一括契約におきましても、うちのほうで一括契約を行っておりますが、契約期間について、これまでの3年から段階的に5段階とする取組を今年度から行っており、事業者への負担軽減を図るだけでなく、機器の有効活用により環境負荷の低減につながるものと考えております。この取組も同じく基本方策一覧の1の(2)、持続可能な循環型社会の構築に合致するものと考えております。

○仲村留美子監査課長 監査委員事務局について御説明いたします。

監査委員事務局におけるSDGsの取組について、予算の需用費の積算、予算執行につきまして、沖縄県グリーン購入調達方針に基づきまして、環境配慮型の事務用品、消耗品の調達を勘案して取り組んでおります。また、従来から裏紙の使用や昼休みの消灯、廃棄物の分別などエコオフィス活動にも取り組んでおります。これらの取組は、沖縄県SDGs推進方針に掲げられた基本方針施策中の低炭素島しょ社会の実現に合致するものと考えております。

○大城直人人事委員会事務局長 人事委員会は、人事行政に関する専門的中立的機関として任命権者の人事権の行使を牽制し、チェックなどを行うことにより、適正な人事行政を確保することを使命としております。

人事委員会の事務を補助執行する事務局の予算編成に当たっては、SDGs推進の取組を明確に位置づけてはおりませんが、女性職員の登用拡大、長時

間労働の是正、適正な給与水準の確保等について勧告及び報告を行うことや、職員の権利保護としての公平審査業務、労働安全衛生法等に基づく労働環境のチェックなどを実施することにより、SDGsの17の目標のうち、沖縄県の任命権者における目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」や、目標8の「働きがいも経済成長も」の取組に寄与できるものと考えております。

○勝連盛博議会事務局長 それでは、議会事務局におけるSDGsの推進の取組について御説明いたします。

議会事務局におきましては、タブレットを活用したペーパーレス推進事業による議会関連文書などの紙の削減や、作成管理コストの削減を図っており、そのほかにも従来から環境保全率実行計画や、グリーン購入調達方針に基づき、再生紙やリサイクルトナーカートリッジをはじめとした、環境配慮型の製品購入や業務に関連し発生した不要紙や古紙をリサイクルに回す取組などを続けております。これらの取組は沖縄21世紀ビジョンの将来像1の基本施策2、持続可能な循環型社会の構築の3R、リデュース―発生抑制、リユース―再使用、リサイクル―再資源化を推進するとともに、SDGsが掲げる17の目標のうち、目標12の「つくる責任、つかう責任」における持続可能な公共調達の促進や、廃棄物の発生を減らすといった取組、また目標15の「陸の豊かさを守ろう」における森林の減少の阻止、回復の取組などに寄与するものと考えております。

今後とも、議会事務局といたしましてもSDGsに貢献できる取組を継続してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員 どうもありがとうございました。

今、事務局内での取組について答弁ありましたけれども、監査に聞きますけどね、監査は沖縄県の全ての業務を監査するわけですよ。それで、この監査の視点として県の仕事全てにおいてSDGsが発揮されてるかどうかというのを監査の視点としてやらないといけないと思うんですよ。その辺はどのようにして取り組んでいるのか、今後どのように強化しようとしているのかという考え方教えてください。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 今、委員からございました沖縄県SDGsの推進につきましては、県におきましては推進方針を定めておりまして、知事を本部長として各部局長で構成する沖縄県SDGs推進本部を設置してその中で全庁的に取り組んでいるところと承知をしております。その推進方針の中

では、その推進本部を中心にいたしまして、アクションプランの策定ですとか取組状況のモニタリング、それから見直し等について行われることが想定されるというふうに考えております。またその各施策のフォローアップにつきましても、基本的に沖縄21世紀ビジョン基本計画に関するPDCAと一体的に行うとされているところでありまして、推進方針で示されたこのような全体の枠組みの中で、全庁的に取組が推進されていくものと考えております。

一方で、渡久地委員からありましたように監査委員の視点でございますが、監査委員による監査につきましては、沖縄県監査基準に基づきまして県の事務の執行等が法令に適合しているか、また最小の経費で最大の効果を上げているかなど、適法性や能率性の確保を図る観点から行っているところがございます。そのため、そのSDGs推進のための各部局の個々の取組につきましても県が行います事務の一つとしてその適法性や能率性の観点から監査を行っていくことになると考えております。

このSDGsの取組というのは21世紀ビジョン基本計画の将来像の実現のための施策と重なる部分がございますので、こういった一つ一つの事業を従来の監査の中でしっかりと見ていくことで監査委員としての役割を果たしていきたいと考えております。

○渡久地修委員 議会事務局長にお伺いしますけど、今の同じ視点でね、議会は要するに行政をチェックする一政策立案、提案をするという機能もあるわけだけど、議会事務局あるいは議会として、県のSDGsの推進のチェックするための議会事務局の機能強化、視点というのはどのように今後やろうとしているか教えてください。

○勝連盛博議会事務局長 まず県議会の役割というところから御説明申し上げたいと思いますが、まず県民の負託を受けまして県民福祉の向上及び県政の発展に寄与するべく、地方公共団体における議事機関として、また、団体意思決定機関としての役割を担っておりまして、地域における多様な住民のニーズを酌み上げ、それを地方公共団体の意思決定につなげる政策形成機能と、執行機関に対する監視機能の充実強化が求められているところでございます。

SDGsに係る議会としての取組としては代表質問、一般質問、委員会審査、調査等の議会活動を通じ執行機関のSDGsの取組計画に対する政策提言や監視機能が発揮されているものと考えております。

一方、議会事務局においては議員からの依頼調査、条例策定等の政策立案支援、先進事例の調査等を行

うなど、議員の議会活動の支援に努めているところでございます。そういった意味からも、特に政策立案に関しては、組織内、特に政務調査課における法制広報班でありますとか、そういった機能を活用して議員の議会活動の支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 人事委員会と監査、それから議会事務局長3名お尋ねしますが、今答弁ありましたSDGsって、これからの重要な世界的な課題なので、それぞれ答弁あったけれども、ぜひこれは沖縄だけでなく日本だけでなく世界的なある意味では県庁を超えた一先に行くぐらいの知識と情報収集しないとその仕事は果たせないと思うので、その辺ぜひしっかりやってもらいたいと思いますけれども、御三方の今後のこの決意をお聞きします。

○大城直人人事委員会事務局長 先ほどもお答えしましたが、目標8、「働きがいも経済成長も」ということで人事委員会としましては、長時間勤務、メンタルヘルス、この辺は従来から人勸等において、是正を任命権者に取組を促しております。やはり働きがい、この辺の目標はしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○渡嘉敷道夫監査委員事務局長 先ほども申し上げたところでございますが、監査委員事務局としては、政策的な事業等を持っているところではございませんけれども、先ほど言いました、その監査委員が持っている役割をきちっと果たせるように監査委員事務局としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○勝連盛博議会事務局長 先ほどの答弁と若干重複いたしますけれども、まず議会事務局におけるSDGsの推進の取組につきましては、現在実施しておりますタブレットを活用したペーパーレス推進事業と、あるいは従来から実施している事業と地道な事業でございますけれどもそういった事業を通して、SDGsに貢献していきたいというふうに考えております。

また、それから議員の権能を生かすためにも、議員の政策能力等の支援に力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 皆さんの仕事はチェックするっていうのが大きいわけだから、チェックするところはそのSDGsについて県よりもさらに深いものを学ばないといけないのでね、そこはしっかりやってください。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 私、1点だけ質問したいと思いません。

出納事務局の歳入ですけども、かなり前年度と比較して9割以上減になっているということでこの理由を教えてくださいませんか。

○比嘉千乃会計課長 令和3年度当初予算の県預金利子95万8000円は、歳計現金の運用に伴う預金利子で、前年度に比べ、724万1000円の減となっております。その主な要因は、マイナス金利政策の影響により金融機関の預金金利が引き下げられたことにより県預金利子の減となったものでございます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 じゃ、私も少しだけ。

今と同じ部分についてなんですけど、國仲委員とですね。今の説明はあったんですけども、これ県の財政規模からするとですね。県の現金扱ってるわけですよ、皆さんね。全てが現金ということではないわけなんですけれども。それにしても大きな規模の県財政の中ではこの利子というのはやっぱり相当少ないような気がするんですけども。この低金利ということもさっきあったんですけども。例えばリスク回避のためにね、今銀行がどうなるかわからないということで数年前からそんな風潮になっていきますけど、リスク回避のために例えば、何ていいましたかね、もうちょっと忘れてしまったんですけど、決済用預金といったんですかね。利子がつかなければ補償されるとかね。そういう預金もあったんですけども。そういうことも行っているんでしょうか。

○比嘉千乃会計課長 公金であります歳計現金は、安全確実に保管する必要があることから、平成17年のペイオフ全面解禁への対応として公金預金口座を全額保護となる決済用預金に切替えを行っております。支払準備金に余裕がある場合に外貨預金等によって運用を行っているところでございます。

以上でございます。

○山里将雄委員 そうなんです。やっぱり決済用預金でほとんどつけてらっしゃると。

それはそれで分かるんですけども、リスク回避は必要なことだと思うんですけども。やはり県の財源を確保するという意味ではね、ある程度の予算といますかね、現金も持っていると思いますので、それをうまく運用しながら財源を確保していくということも必要かと思うんですけども、そういうお考えはどうなんでしょうか。

○伊川秀樹会計管理者 おっしゃるとおりでございます。まして、たしか0.02から0.002っていうことでかなり10分の1以下に、預金利子等下がっておりますけれども。実は令和2年度—今年度、非常に資金繰りが厳しくて、その辺り、さっき課長が話したように支払準備金等に余裕があった場合に1週間とか2週間ということで外貨建てで運用しておりますけれども、今年度はもう既に1月末ないし2月時点から一借をしております、非常に資金繰りも厳しいっていう中においてなかなかこれまで同様な資金運用ができなかったということと、預金利子を10分の1以下っていうことでかなり厳しい状況に追い込まれてますね。

以上です。

○山里将雄委員 分かりました。大変かと思えますけれども、頑張っていたきたいと思えます。

次の3ページのほうなんですけれども、ちょっとだけ、この車両管理事務費というのがありますが、これは、この車両っていうのは出納事務局の車両のことなんですかね。ちょっと1部署にしては管理費がちょっと大きいのかなとちょっと思ったものですから。

○上原直美物品管理課長 お答えします。

車両管理事務費につきましては、本庁各課の依頼に基づきまして配車する公用車なんですけれども、うちのほうで16台管理してまして、運転手が13名ついておりますが、令和2年度に、公用車にドライブレコーダーを購入して取り付けました。なので、次年度はその分が減っているということになります。

○山里将雄委員 ごめんなさい、今ちょっと聞き取れなかったんですけど。皆さん、出納事務局だけでなく別の部署の分も皆さんが管理していらっしゃるの。

○上原直美物品管理課長 それぞれの課で—それぞれといっても予算があるところ、必要なところはその課で公用車を持ってまして、それはその所属で管理をすることになってます。うちの公用車は共用公用車ということで各部局の長とか、監査委員事務局の監査のときとか、委員の方を搬送する業務ですね。そういったものを行っております。

○山里将雄委員 分かりました。ありがとうございます。

じゃ次ですね。議会事務局の件でちょっとだけ聞きたいんですけど。1ページ目にある歳入の中のラウンジ使用料、これ下のほうにはラウンジ光熱水費というのものもあるんですけど、これはどういうもの

なんですか。ラウンジっていうのは。

○前田敦総務課長 議会棟1階にカレー屋さんがあるんですが、そのことを指しております。

○山里将雄委員 私、1階のロビーのほうでなんか催し物をするとかそんなことかと思ったら、そうじゃないわけですね。カレー屋さん、とすると20万8000円は、これ年間ですか。

○前田敦総務課長 年間所要額となっております。

○山里将雄委員 月2万円足らずとなるんですけども、この金額はどうなんでしょうか。

○前田敦総務課長 光熱水費とかです。

○山里将雄委員 いや、上のほうでラウンジ使用料になってる。

○前田敦総務課長 ラウンジ使用料については、年間の額というふうになっておりますけれども、これ積算した金額から減免をしております。

減免率が10分の7.5を減免して年間所要額として、収入として計上しております。

○山里将雄委員 減免してるからこれだけの金額になってるんでしょうね。これは減免の目的としては、理由っていいですかね、なぜ減免するのか。

○前田敦総務課長 議会棟ラウンジについては議会事務局職員や、議員が使う福利厚生施設としての性格が強いものですから、その分使用料一家賃としては減免措置をしてるということでございます。

○山里将雄委員 終わります。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 議会事務局にちょっとお伺いしますが、これ事務局運営費になるのか、庁舎の管理という形の中ですけど。我々の議会棟、分煙室がありますよね、スペースが。その辺に対して、健康増進法の基準等のいろいろあるかもしれませんが、来客が多い県議会棟の中で、分煙室がないというのはいかがなものかなという感じをずっと思ってるんですよ。

その辺、どういう感触ですか。

○前田敦総務課長 議会庁舎も健康増進法改正後、建物内は原則禁煙というふうになっておりますので、そういう扱い—分煙室というものは設置はしてございません。

○平良昭一委員 以前はスペースがありましたよね、屋外に。そういうことはなかったですか。

○前田敦総務課長 議員と事務局職員が使用できるような喫煙場所というのは、屋外のほうに現在も設置はしてございます。ラウンジ—カレー屋さんがあるんですけども、カレーさんの横のほうに、喫煙

場所というふうに設置はしてございます。屋外ですが。

○平良昭一委員 設置されてる。設置されていないというふうに私聞いたんだけど。じゃあ、それが分かりづらいということだね。

○前田敦総務課長 すみません。アナウンスのほうがり足りなかったかもしれませんが、基本、設置はしてございまして、また今後、アナウンスしていきたいと思います。

○平良昭一委員 一度、たばこ生産組合の方々がいらっしゃって、いろいろ要請、陳情を受けたことがあるんですよ。その中で県議会棟は分煙スペースないんですか、分煙室ないんですかって聞かれて、私も分からなかったもんですから、たばこ吸わないもんだから。そういう対応してしまったんですが、県庁もないというし、今県庁の職員は向かいのデパートまで行ってたばこ吸ってるような状況がありますので、例えば県議会の中でもそういう状況になると大変困るなということでお聞きしただけです。

以上です。

○又吉清義委員長 當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、出納事務局のほうからお聞きしたいんですが、先ほどもマイナス金利で今度のこの県預金の利子の720万マイナスというのがあるんですけど。これは他府県も同様ですか。他府県も同じ状況か。

○比嘉千乃会計課長 お答えいたします。

九州各県に調査をいたしましたら、佐賀県と長崎県を除くと、沖縄県と同様ぐらいに利子の率が低い状況であります。

○當間盛夫委員 ちなみにこの原資って大体どれぐらいなんですか。

○伊川秀樹会計管理者 先ほどお話ししたように、最低支払準備金に余裕がある際の歳計現金等の外貨建ての運用ですので、その時々によって運用が何百億の場合もありますし、何十億の場合もありますし。あとは1週間とか二、三日とか2週間ということで銀行との調整によって運用期間も違いますので、一概に幾らということでは、ちょっとお答えできかねます。

○當間盛夫委員 年間でも分かるんじゃないか、大体トータルで。そうじゃないと皆さんこれ預金利子って出せないんじゃないの。大体年間で状況的に推移しているのがあるわけでしょう。

○伊川秀樹会計管理者 令和元年度で運用額としては1兆2594億円で、平均の利率が0.021ですね。令和

2年度が、運用額としてやっぱり資金繰りが非常に厳しい中でしたので約半分以下の5300億円で、平均利率で0.002っていうことで運用しておりますので。ただ令和3年度は、先ほどお話ししたように1月時点で、今の時点でもう既に一借の状態、普通は4月ないし5月の出納整理期間でのみしか一借はこれまで発生しなかったんですけども既に1月時点でもう一借が発生しております、かなり資金繰り厳しいのでそこら辺の運用額、あとは平均利率等見込んで、今回の収入見込額をはじき出しております。

○當間盛夫委員 資金繰りが厳しくなると、どう影響出てくるんですか。

○伊川秀樹会計管理者 資金繰りが厳しいと、まず当初は今お話ししたように、当座貸越契約っていうことで指定金融機関ないし指定代理金融機関と契約しておりますので、その範囲内で一借をしていきますけれども、一借ができないような状況になりますと、今県の中におきましては約1400億ほどのそれぞれの特定目的基金がございますので、その基金の繰替運用をやっていく形になります。

○當間盛夫委員 厳しくなると金融機関なり金融公庫なりから借入れをしないといけない、その利子の発生が出てくるというような認識でもいいんですか。

○伊川秀樹会計管理者 おっしゃるとおりです。

○當間盛夫委員 分かりました。ありがとうございます。

次に支出、歳出のほうでの、この物品の調達含めた物品管理があるんですが、この皆さん大体コピー機全庁のやられていると。県内企業優先、私以前にもお話ししたことがあるんですけど、こういったコピー機の県内の事業者に対する優先発注というのは状況的にどうなっているんでしょうか。

○上原直美物品管理課長 公共工事であれば県内企業は県内に本店がある事業者っていうことで定めておりますが、公共工事以外のものにつきましては、県内に営業所があるということで定めてますので、そういった業者を対象として優先発注—基本方針に基づいて県内の業者だけで競争性が確保できる場合につきましては、県内に本店がある事業者っていうことで定めることはできるんですけども、競争性が確保できない場合はどうしても県内に営業所のある業者も含めた形での入札になってしまうということになります。

○當間盛夫委員 皆さん、県内の事業者が受注できるようにどのような努力をされてますか。

○上原直美物品管理課長 県内業者が受注しやすい、

取れるような形で一土木でいえば取り抜け制度、こちらでは一抜け制度ということで金額の高い地区を先に取ったところは次の入札に参加できないという形で広く県内業者が受注できるような機会を与えている状況でございます。

○**當間盛夫委員** メーカーと県内の事業者で競争するっていうのはなかなか厳しいのがあるはずなんですよね。で、皆さんもこの3年の分をこれ5年にするというようなことを先ほどあった、この辺はどう変えていこうとしてるんですか。

○**上原直美物品管理課長** 業者への負担を軽減するような形で、業者からも要望もありますので、契約期間の3年を徐々に4年ないし5年に延ばしていくという形で調整をしているところでございます。

○**當間盛夫委員** 沖縄の中小企業の稼ぐ力ということで県はそのことを言うわけですよ。稼ぐ力をつけるためには、その入札をしっかりとやって儲かる一県内企業がしっかりと利益を上げられるような皆さんも出し方をしないと駄目だというふうに思っていますので、これはもう提言で終わりたいと思います。

次、人事委員会のほうにお尋ねしたいんですが、この職員採用、今回250万減になってるんですが、その理由は何ですか。

○**宮城和一郎総務課長** 委員のおっしゃるとおり、職員採用試験費の令和3年度歳出当初予算は1679万8000円で前年度当初の予算額に比べますと258万5000円の減、率にしますと13.3%となっております。

○**當間盛夫委員** もうちょっと内容的なもの、委託料、何をどう削ったから、削るからということなのか。

○**宮城和一郎総務課長** 大変失礼しました。システムの改修がございましたけども、それが終了しましたので、主にそれが減に影響してございます。

○**當間盛夫委員** 分かりました。それじゃあ、前年度でもよろしいですので、この県職員採用のその受験で採用状況を教えてください。受験者数だとかね。

○**宮城和一郎総務課長** 御案内のとおり、おおむね国、地方を問わず受験者の減というのが今課題になってますけど、委員御質問の令和2年度ですけども、当委員会では上級試験、中級試験、初級試験、そして警察官試験、障害者を対象とした選考試験を行っておりますけども、上級、中級、初級、警察官については、受験者が2997名ですね。最終合格者が、うち371名、競争率で申し上げますと8.1倍ということになっております。

○**當間盛夫委員** 近年減少しているというお話が

あったんですが、その状況をちょっと教えてください。この過去二、三年でもいいですので、お願いします。

○**宮城和一郎総務課長** 今、手元に平成25年以降の、先ほど申しました上級、中級、初級試験の推移の資料がございしますが、平成25年度は3662名の受験者がおりました。しかし、令和元年度でいいますと、2396名ですので大きく言いますともう3分の2ぐらいに減る傾向があるということでありまして。

○**當間盛夫委員** 何が理由なんでしょうか。

○**宮城和一郎総務課長** 理由には、様々な原因が複合しているというふうには認識しておりますけども、ここ近年の主な理由として私どもが考えておりますのは、旺盛な民間需要、民間のほうで旺盛な採用ニーズがあって、その影響で、本県だけでなく公務員の志望者が減っているというふうに考えてございませぬ。

○**當間盛夫委員** 沖縄は公務員志向が高いと、他府県よりね、って言われる部分でこの現象があると。僕はね、この公務員の働き方改革が進んでないというところもね、一つの指摘もあるんじゃないかなというふうに思うわけですよ。その中で、人事委員会の職員からの不服申立てがあると思いますが、この不服申立ては年間どのくらいありますか。状況は分かれますか。

○**安里克也職員課長** 職員からの審査請求につきましては、昨年度については県職員から2件ございました。

○**當間盛夫委員** 一般職員の労働基準監督機関でもありますよね、皆さん。この公務員の働き方改革ということをどのように、助言や勧告をしているのか、何かありますか。

○**宮城和一郎総務課長** 人事委員会事務局におきましては、年に1回人事委員会勧告で報告を知事及び県議会に対して行っております。その中で委員がおっしゃったように、働き方改革が大きな課題になっておりまして、全国的にも問題になります教員の過重労働を含めて任命権者に対して、様々な措置を講じることによって過重労働を解消し、そしてまた制度にあります上限規制を徹底して行うようにという報告を昨年行ったところでございます。

○**當間盛夫委員** その割には沖縄の教職員の皆さんの病休や休職が全国的にも多く、県庁職員の一般職員でもそういう傾向が、コロナ禍ということでもないですが、多いということとはなかなか皆さんの声を聞いていないのではと思います。中立的な立場での

機関ですから、しっかりと皆さんがやらないと公務員に若い優秀な人材が集まらないということになると思いますが、どうですか。

○大城直人人事委員会事務局長 先ほどありましたとおり、採用者数につきましては右肩下がりで下がっております。

しかし、今年から受験年齢を上級だと29歳から35歳と6年上げました。こういう形で受験者を増やして優秀な人材を確保したいと思います。そして今、働き方改革の人勤の提言でなかなか任命権者のほうで目に見えるような改善はありませんが、今年は首里城火災や豚熱、コロナということで、ちょっと異常な特例業務という状況であったということで、先ほど課長からもありましたとおり、時間外の上限規制というツールを今年度から施行していますので、今年度はそれを分析して任命権者に具体的な時間外上限規制と制限を超えた部分を十分把握し、指摘していきたいと思います。

○當間盛夫委員 最後であります、職員の昇任も皆さんの部になりますが、女性の働き方改革ではないですが、女性の県職員の幹部登用が少ないというようなマスコミ報道されていますが、この状況はどうですか。どう対策を取っていますか。

○宮城和一郎総務課長 人事委員会事務局の役割といたしまして、先ほど質問ありました採用及び昇任のときに任命権者が公平公正に行われているかを人事委員会がチェックすることが役割でございます。実際に女性の登用ということで、どのような政策を打ち出していくかは各任命権者の政策になっております。

ただ我々としましては、先ほどの人事委員会事務局の報告等を活用して、女性の積極的な登用について各任命権者に取り組むようにという報告を行っているところでございます。

○當間盛夫委員 ありがとうございます。

○又吉清義委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 今、當間委員からありましたことに関連するので、景気がよければ民間に行く、悪くなったら公務員になるという傾向は世の常であります。コロナでまた民間が縮小して来年度以降受験者が増える傾向になると思いますが、私が一番懸念していることは、自分の子供がそうでしたが、大学3年から就職活動をやります。民間をターゲットにやりますが、公務員の試験が遅いのです。4年生にとっては遅く、そして結果が出るのも年末ぎりぎりとなると、どうしても公務員に行きたいという人た

ちにはリスクですが、この辺の議論というのはありませんか。

○宮城和一郎総務課長 委員のおっしゃるとおり、コロナ禍で民間の採用活動がどのように変化するか見通せないところがありますが、確かに民間は青田買いなども含めて早いと思います。我が沖縄県の採用試験で申しますと、大卒程度の上級試験は6月下旬に1次試験を行い、7月8月と2次試験を行いまして、最終合格者発表が8月下旬であります。

ただ、初級試験やその他の試験になりますと、最終的な合格発表が年末になることがございます。必ずしも受験者の利益に配慮してというわけではなく、我々はやはり地方公務員ですが、沖縄県として日程をできるだけ早めに行って、優秀な人材を確保したいという努力をしております。そのため、これまでゴールデンウイーク明けから上級試験については申込受付を行っていましたが、令和3年度の試験からゴールデンウイーク前の4月23日から申込受付を行ったり、これまで第4日曜日に実施していた上級試験を沖縄県だけでなく全国的に第3日曜日に実施するなどできるだけ早くして、人事委員会としては優秀な人材を確保するという意図で試験や合格発表を早め早めにするという努力をしているところであります。

○仲村家治委員 もう一件、県内の学生はいいですが、県外にいる学生の試験は当然沖縄に来てやらなければいけません、それも負担になっていると思うのですが、その辺の対策というのは考えていますか。

○宮城和一郎総務課長 人事委員会は競争試験と選考試験、大きく分けて地方公務員2種類の試験がございませぬけれども、競争試験については、人材確保するために委員がおっしゃった県外における試験については、研究課題として具体的な施策を打ち出しているわけではありませぬ。

一方で獣医師や薬剤師については、知事部の人事課で必要に応じて首都圏での選考試験を実施したりするというような努力は行っているところであります。

今後とも、優秀な人材を確保するために全国へ優秀な若者を求めていくというような研究を続けていきたいと思っております。

○仲村家治委員 最後に、今女性の登用の件でいろいろ議論されていますが、議会や選挙もそうですが、クオータ制度という考えが取り沙汰されていますが、採用でそういう考え方は検討されていますか。

○宮城和一郎総務課長 まず地方公務員法上言われますのが、とにかく公平公正な試験、そして成績主義がございまして、当然女性の方に多く受験をしていただいて、優秀な女性職員に幹部ポストに昇任していただきたいというところがございます。ただ試験につきましては、性差に関わりなく成績によって採用するという考え方でございます。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 當問委員の質問を聞いて、答弁をお願いしたいのですが、人事委員会のほうに職員からの不服申立てが2件あったということがありました。内容は言えますか。

○安里克也職員課長 個人の情報に触れる部分がございますので、内容については、控えさせていただきます。

○花城大輔委員 例えば働き方改革の話も出ていましたが、今回、一般質問で10時超えるという日がありましたよね。職員から話を聞いたら、次の日の準備をしていたら11時過ぎていたということがありました。そういったことの申立てはないですか。

○安里克也職員課長 審査請求につきましては、例えば懲戒処分でありますとか、意に反する処分を受けた場合にその権利を回復するための手続になりますので、今委員がおっしゃりました時間外が長時間に及んだということでの審査請求というものはございません。

○花城大輔委員 分かれば教えてほしいのですが、我慢しているとか仕方がないと思っている部分があったとして、それをちゃんと意見として伝えるにはどのような機関がありますか。

○安里克也職員課長 人事委員会におきましては、職員から苦情相談というものを受け付けておりまして、その内容の聞き取りをしたり、もしくは面談で聞き取りなどをして、その該当部署に対して実際どうだったのか事実関係や対応の手続を行っているところであります。

○花城大輔委員 やはりそういったことも言いやすいような環境づくりは必要だと思うので、その辺も力をいれていただけたらと要望しておきます。

議会事務局のほうですが、このマイク1台設置するのに幾らかかりますか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議会事務局より資料を持ち合わせていないとの説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

花城大輔委員。

○花城大輔委員 右のお二人は専用マイクがあって、左のお二人は2人で1個使っていて非常に不便だろうなと思って見ていたので。議員の海外派遣の予算が減ってきている中で、このように職員の皆さんや答弁される方々が仕事しやすいような備品というのは最低限必要ではないかと思います。そのほかにもこのようなことがどの部署にもあると思うので、ぜひこの機会にそろえていただきたいなと思います。もし次の委員会でマイクが増えていたら、私のおかげかなと思って。

終わります。

○又吉清義委員長 以上で、出納事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び議会事務局関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、企画部長から企画部関係予算議案の概要の説明を求めます。

宮城力企画部長。

○宮城力企画部長 よろしく願いいたします。

それでは、企画部の令和3年度歳入歳出予算の概要について、予算説明資料企画部抜粋版に基づき、御説明いたします。

資料の1ページ、部局別歳出予算を御覧ください。

企画部所管の一般会計歳出予算額は395億7703万4000円で、前年度と比較して32億7820万8000円、7.6%の減となっております。

2ページをお願いいたします。

企画部の歳入予算の概要について御説明いたします。

表の一番下、合計欄を御覧ください。

歳入は、県全体7912億2600万円のうち、企画部所管の歳入予算額は322億9833万円で、前年度当初予算と比べ25億9815万5000円、7.4%の減となっております。主な要因は、(款)県債における地域総合整備資金貸付事業費15億円の減となっております。

企画部所管の一般会計歳入予算の主なものについて、(款)ごとに御説明いたします。

9の使用料及び手数料は、主に沖縄県県土保全条例に基づく申請手数料、地籍図等の閲覧、交付手数料等であります。

10の国庫支出金は、主に沖縄振興特別推進交付金の国庫補助金、衆議院議員選挙費の委託金等であります。

11の財産収入は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地貸付料、市町村振興資金貸付基金利子等であります。

12の寄附金は、知的・産業クラスター形成推進に係る寄附金であります。

13の繰入金は、主に沖縄県特定駐留軍用地等内土地取得事業基金繰入金等であります。

15の諸収入は、主に地域総合整備資金貸付金元利収入等であります。

16の県債は、主に沖縄振興特別推進交付金事業等であります。

以上が、企画部所管一般会計歳入予算の概要であります。

3ページをお願いいたします。

次に、企画部の歳出予算の概要について御説明申し上げます。

企画部の予算は全て、2の総務費に計上されております。

701億986万9000円のうち、企画部所管の歳出予算額は、冒頭に申し上げた395億7703万4000円となっております。

4ページをお願いいたします。

企画部の一般会計歳出予算の主な内容について、目ごとに御説明申し上げます。

(項) 総務管理費の中の(目) 諸費110億586万円のうち企画部所管分は10億227万1000円で、駐留軍用地跡地利用促進費及び自衛官募集事務費であり、前年度に比べ544万8000円、0.5%の減となっております。

(項) 企画費の中の(目) 企画総務費は24億6520万6000円で、これは主に職員費、電子自治体推進事業費であり、前年度に比べ3389万7000円、1.4%の増となっております。

(目) 計画調査費は106億3243万5000円で、これは主に通信対策事業費、交通運輸対策費であり、前年度に比べ24億43万8000円、18.4%の減となっております。

5ページをお願いいたします。

(項) 市町村振興費の中の(目)市町村連絡調整費3億8100万3000円は職員費及び市町村事務指導費であり、前年度に比べ606万8000円、1.6%の増となっております。

(目) 自治振興費6億6181万7000円は市町村振興資金等貸付費及び市町村振興協会交付金であり、前年度に比べ376万7000円、0.6%の減となっております。

(目) 沖縄振興特別推進交付金229億5680万3000円は、沖縄振興特別推進交付金のうち県内市町村が実施するソフト事業等を対象とした交付金であります。前年度に比べ4億9965万6000円、2.1%の減となっております。

(項) 選挙費の(目) 選挙管理委員会費4324万2000円、(目) 選挙啓発費675万1000円、(目) 衆議院議員選挙費7億8240万3000円は、職員費及び選挙の管理執行に要する経費であります。

(項) 選挙費は前年度に比べ1億7247万1000円、26.1%の増となっております。

(項) 統計調査費の中の(目) 統計調査総務費3億4419万6000円、(目) 人口社会経済統計費2億8039万7000円は、職員費及び諸統計調査に要する経費であります。

(項) 統計調査費は前年度に比べ5億8133万5000円、48.2%の減となっております。

以上で、企画部所管の一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○又吉清義委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思しますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

それでは、これより直ちに甲第1号議案に対する質疑を行います。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 今通知しました積算内訳書でお伺いします。

まず、地域開発推進費の中の委託料の中にサンドボックス制度活用モデル構築事業というものがありますが、この事業について伺います。

○喜舎場健太企画調整課長 サンドボックス制度について、まずこの制度は包括的に規制を緩和することで自動車の自動運転、ドローンなどの高度で革新的な近未来技術に関する実証実験を迅速円滑に実現する制度であります。この事業は令和2年度に国家戦略特区に新たに追加された地域限定型規制のサン

ドボックス制度の活用に向けて、県内の民間事業者の掘り起こしや、実現に向けた支援を行う内容となっております。

○当山勝利委員 県としては、この事業でどういうことを実現したいというふうに考えて予算化されたのでしょうか。

○花城安博企画調整課副参事 サンドボックス制度におきましては、基本的に自動車の自動運転でありますとか、それから無人運転機いわゆるドローン、それに伴います電波法の規制緩和を行って、そういった実証実験がしやすくなるようなそういった取組を促進するという事でこの事業を整備してございます。

○当山勝利委員 実際にそういう事業者の要求があって県として動いたのか、要求はないが県として準備のためにやっているのか、どちらですか。

○花城安博企画調整課副参事 国家戦略特区制度に基づくサンドボックス制度ですが、基本的に全国で10地区が国家戦略特区としての指定を受けておまして、その制度に基づいて近未来技術含めた先進的な取組を活用するという基に、推進しているところでございます。また、県内特に首都圏などと比べますと、中小企業が多いというところもございまして、優れた技術を持つ中小企業者がその事業計画を策定するとか、それから実証実験の場所を選定するとか、そういった計画を策定するような支援ができればというところで事業提案をさせていただいたところでありまして。

○又吉清義委員長 もう少し大きな声でお願いいたします。

○花城安博企画調整課副参事 失礼いたしました。

国家戦略特区制度は全国10区域の特区が指定されておりまして、本県も国家戦略特区として指定されてございます。その中では規制を緩和することで、先進的な取組を進めていくということが主な目的としてございます。今回、御提案させていただいた事業につきましては、本県の中小企業が優れた技術を持っていて、その実証実験、特にドローン、自動運転等の技術を実証でやっていくときに、なかなかマンパワー等が足りないといった場合にそのビジネスモデルも含めて事業計画の支援でありますとか、規制する法律何があるかという支援をアドバイザーというようなところで委託として支援していくような内容となっております。

○当山勝利委員 ドローンはまだしも、自動運転の場合だと結構これまで久米島やバスを使った自動運

転があって、内閣府中心にやられていたり、企業が中心にやられていたりするわけですよ。それも大きな企業ばかりやっているわけですよ。

沖縄県として中小企業をどのように巻き込もうとお考えですか。

○花城安博企画調整課副参事 沖縄県の企画調整課内に既にワンストップセンターという近未来技術をワンストップで相談できるような窓口を設置してございまして、ドローンでありますとか、自動運転そういったサンドボックス制度も含めて、一元的に相談ができる体制を取ってございます。まずは相談をいただいた後に、国の法律を所管する省庁への照会でありますとか、実証実験をする市町村でありますとか、どういったところがネックになるのかということをおも一緒になって事業者の皆様と考えながら促進しているという取組を実施しているところでございます。

○当山勝利委員 最後に県内の中小企業でこの制度を使いたいと実際に手を挙げているなり、相談されているところはあるのでしょうか。

○花城安博企画調整課副参事 現在複数の企業の皆様から相談をいただいているところでございまして、市町村からも相談をいただいているところで、県としても一緒になって今調整を進めているところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

次に移ります。電子自治体推進事業費の中の全庁共通システム整備費について、まず伺います。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 全庁共通システム整備費でございますが、県庁内でRPAやテレワークの活用、データ共有等を推進することで効率的に業務を遂行するために、庁内で共通的に利用されております業務システムの整備や保守を行うもの、そういった内容となっております。

○当山勝利委員 令和2年度に導入されて、たしか2つくらいの事業に導入されるということでしたが、今回令和3年度ではどれだけ増やされるのでしょうか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 まず、今年度の状況から申し上げますと、生活保護費関係の事務等も含めて12業務において今、RPAを活用しまして作業の自動化を図り、合計で2851時間、約79%の作業時間の削減が見込まれております。

今後でございますが、昨年来庁内の相談窓口を設置しまして、その活用に向けて30件ほどの相談に応じながら、拡大に向けて取り組んでいるところでござ

ざいます。現時点で、次年度新規で導入を予定している業務としましては、文書管理システムにおいて起案を作成する作業の自動化ですとか、庁内向け職員録への異動・採用時の情報登録作業、そういったものの自動化を予定しております。

○当山勝利委員 令和3年度に事業も増やされて、令和2年度も時間削減ができたということで、令和3年度では、トータルでも構いませんので、どれくらい時短を目標とされているのか伺います。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 目標というような御質問でございますが、業務の削減目標については業務ごとの特性があり、削減時間が異なるということで一律的な目標は設定していない状況でございますが、適応する5業務について、手元に数値化した資料がないのですが、導入に当たってはどれだけの削減効果が期待できるかという部分、しっかり現場の協力を得ながら把握をして、それが達成できたかどうか実績を確認していく、そういった形をしっかりと取っていきたいと思います。

○当山勝利委員 分かりました。

これも時短することによって仕事の改革にもつながると思いますので、よろしく願いいたします。

科学技術振興費について伺います。まずこの本事業は1から16まであるのですが、各事業において令和3年度をもって終了する事業はあるのか伺います。

○金城克也科学技術振興課長 科学技術振興費16事業のうち、平成20年度から開始した一括交付金事業については令和3年度までの事業期間となっていたことから、一括交付金の8事業が令和3年度に終了することとなっております。その他8事業は令和4年度以降も継続したいと考えております。

○当山勝利委員 では、その令和3年度で終了する事業はどれなのか、それと終了するに至って令和3年度まとめなければいけないのですが、どのようにまとめていくか伺います。

○金城克也科学技術振興課長 令和3年度で終了する8事業のまとめ方といたしましては、科学技術イノベーションシステム構築事業など共同研究支援事業についてはこれまで支援してきた各事業の個別研究の成果をまとめつつ、事業効果を検証し、共同研究事業のさらなる推進に寄与できる支援の在り方についても検証してまいりたいと考えております。

また、子供科学技術人材育成事業など人材育成事業については引き続き子供たちを対象とした科学教育プログラムを実施していきます。

また、国際的な人的ネットワーク構築を目指した

事業においては、これまでの留学生に対し追跡調査を実施し、事業の成果を検証することとしております。

○当山勝利委員 令和3年度で終わる事業はどれですか。番号でいいですよ。

○金城克也科学技術振興課長 令和3年度で終了する事業は、7番のハワイ東西センター連携事業、8番の沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業、10番の成長分野リーディングプロジェクト創出事業、11番の知的・産業クラスター支援ネットワーク強化事業、12番の先端技術活用によるエネルギー基盤研究事業、13番の沖縄感染症研究成果活用促進事業、14番の子供科学技術人材育成事業、16番の先端医療技術実用化促進推進事業でございます。

○当山勝利委員 先ほど答弁ありましたように、一括交付金を利用したものに関しては取りあえず一旦閉じるという答弁ですが、実際にはこの先端技術的なことをしっかり芽出しをしていくことが皆様方のお仕事だと思うのですが、令和3年度で一旦まとめて令和4年度にどうつなげていくのかということをごどのようにお考えでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 先ほども申し上げましたが、これまでに支援してきた各事業をまず個別の研究の成果をまとめます。まとめつつ、事業の効果を検証していき、次につなげられたらと考えております。また、共同研究事業のさらなる推進に寄与する支援の在り方、コーディネーターをつけたりとしておりますが、そういった推進に寄与できる支援の在り方についても併せて検証をして、次のステップにつなげていきたいと考えております。

○当山勝利委員 令和3年度と令和4年度に関しましては、沖縄振興計画との絡みもあるかと思いますが、令和3年度で一旦切って、令和4年度でまとめて、令和5年度に絡むような形ではなく、継続的に令和3年度から令和4年度をうまくつなげられるようにしていくというような考えはお持ちですか。

○金城克也科学技術振興課長 効果を検証する中で次のステップに進められるようについては、どんどん積極的に継続して進められるような事業を選択していきたいと思っております。

○当山勝利委員 科学技術振興計画でしたか、そういう計画をつくられたと思います。そうすると継続的にやろうとするとその計画の見直し等がまた必要になってくると思いますが、そこはどのようにお考えでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 見直しも進めている

ところで、科学技術振興費における令和4年度以降の事業については、現在作業を進めている新たな沖縄振興計画の策定と併せて、先ほど委員のおっしゃっていた見直しも含めて、科学技術施策に必要な事業について検討を進めていきたいと考えております。

○当山勝利委員 令和3年度までは一括交付金を使った研究等の支援をされてきたと思います。令和4年度以降はどのようになるか分かりませんが、そこら辺の立て方も中身と同時に組み込まなければいけませんが、それはどのようにお考えですか。

○金城克也科学技術振興課長 令和4年度以降については、国の補助制度等のほかの制度の活用を念頭に置いて検討していきたいと考えております。

国が3月に公募した件数などを情報収集しておりますが、例えば3月10日までに13件ございましたし、2月の公募件数は50件あったのですが、研究者単位での公募となっており、なかなか県として応募できる事業がないですが、今後しっかりと情報収集を行いながら、国の補助制度を念頭に置きながら、次の事業を検討していきたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

なかなか財政的にどうクリアしていくのかこういうのは一番難しいかと思えます。沖振の中にしっかり入れ込めればいいのですが、そこはどうお考えでしょうか。

○宮城力企画部長 先ほど答弁ありましたとおり、概算要求書の中身で補助率80%と書いてありますが、一括交付金事業トータルで書いてありますとおり4.5億円。一括交付金を活用してこれらの事業を展開しているところです。もちろん3年度で終わりというのはあくまで一括交付金制度が令和3年度までとなっているので、引き続き後継事業についても行っていく考えで、ただし一括交付金—これについては新たな沖縄振興制度提言の中でも引き続き継続をと、強く求めているところで、これは市町村の皆様も一括交付金の制度については必要だという認識ですので、一丸となって取り組んだ上で、これら科学技術の振興に係る事業にも充当できるように取り組んでいきたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

ちょっと細かな事業の中身について伺います。科学技術振興総合推進事業ですが、まずこの事業について伺います。

○金城克也科学技術振興課長 科学技術振興総合推進事業は、県立試験研究機関の研究員による研究成果、職務発明の需要に向けての知的財産権の権利化

を推進している事業でございます。また、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で実施できませんでしたが、所属する研究員が自ら課題を設定する研修や、国際学会への派遣を行うことで本県の産業振興に寄与する人材を育成している事業でもあります。

○当山勝利委員 県の知的財産権、特許ですが、この特許の申請件数、取得件数、また実際に使われている特許の件数は分かりますか。

○金城克也科学技術振興課長 特許権と知的財産権の状況についてですが、令和3年2月末で出願中が11件、うち特許権が5件です。登録済みが62件、うち特許権が36件、合計73件で、特許権が41件となっております。それから特許権等の知的財産を企業が活用している実施許諾契約については19件、うち特許権が10件となっております。具体的には農作物の害虫駆除方法や、家畜の病変検査技術などがございます。

○当山勝利委員 結構な数の利用がされていると思いますが、やはり知的財産を守るということは大切なことと思うので、その沖縄県の取組について伺います。

○金城克也科学技術振興課長 県では、県立試験研究機関の研究成果を企業に対するライセンスとして活用できるよう、職務発明の知的財産権の権利化を推進しています。具体的には、職務発明に関する指導業務を弁理士に委託し、公設試験研究機関の研究成果について、知的財産化に向けて個別に指導を受ける体制を整備しているところでございます。

○当山勝利委員 次に移ります。離島オンライン体験サポート事業について伺いますが、この事業の内容と目的について伺います。

○森田賢地域・離島課長 お答えいたします。

離島オンライン体験サポート事業につきましては、離島の特色を生かしたオンラインでの体験プログラムの開発や販売を行うことによりまして、コロナ禍においても離島住民の収入の安定を目的とする事業でございます。

○当山勝利委員 資料も頂いて、オンラインで情報を提供することですが、離島の方々がこの体験プログラムをつくるのに相当な苦労があると思いますが、どのようにサポートされるのでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 お答えいたします。

具体的なサポートの方法というところでございますが、機器操作等に不慣れた離島事業者につきましては、エリアごとに専門スタッフを設置してございまして、マンツーマン体制でサポートというものを行っ

ております。もう少し具体的に申し上げますと、オンライン体験を配信できるようになるまでの機器操作サポートでありますとか、魅力あるプログラムを提供できるような方法等のアドバイスをを行っているというような状況でございます。

○当山勝利委員 作ったコンテンツですが、ユーザーはどのように利用する形になりますか。

○森田賢地域・離島課長 造成されたプログラムにつきましては各種OTAサイト等に掲載されるわけでございますが、まず参加者といたしましてはZoomなどのビデオ通話アプリを利用して参加するというようなことでございます。その参加を申し込むためには、事前に各販売サイトにアクセスをいたしまして、参加体験希望するプログラムの予約及びオンライン決済を行っていただきます。その後、体験日当日までに、オンライン体験に参加できるURLが届きまして、URLにアクセスすることでオンライン体験に参加できるという中身でございます。

○当山勝利委員 今おっしゃった販売サイトですが、必ずここというようなことはあるのでしょうか。そういう縛りとかありますか。

○森田賢地域・離島課長 造成されたプログラムにつきましては、まさに造成した事業者様がおのおのの意思でOTAサイトを決定していくというようなところでございます。

○当山勝利委員 そういう縛りはなく、どこのサイトでもアップはできますよということですね。分かりました。

ちなみに、令和2年6月からされていると伺っておりますが、これまでの間に幾つメニューがつくられて、どこの離島でやられているのか、お分かりでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 委員がおっしゃったように令和2年6月補正予算における新規事業という形で事業を実施しておりますが、3月5日時点におきまして造成されたプログラムの商品件数は67件となっております。参画離島数で申し上げますと、16離島となっております。

○当山勝利委員 利用されたユーザーは何件、何人でもいいですが、何人ですか。

○森田賢地域・離島課長 今の時点で申し上げますと、予約人数ベースで1106件という状況でございます。

○当山勝利委員 まだ始まって8か月とそんなに時間のない中で1000件以上の予約が入っていたので、これがまた離島に思いをはせるというような形にな

るといいとは思いますが、最終的にはこのメニューを使ってユーザー使う人たちがどうなったらいいなというお考えをお持ちでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 最終的にはオンライン体験を通じて、まさに沖縄の魅力というものを体感いただいて、実際に足を踏み入れていただくということが重要ななと思っております。また、一方で低価格で気軽に参加できるという観点でありますとか、あるいは高齢の方とか障害をもった方など実際なかなか離島に足を運べないという方も楽しめるコンテンツになっておりますので、オンライン体験そのものとしての市場の価値もあるのかと思っております。

○当山勝利委員 ぜひ広げていただきたい。ネットの世界は広げにくいので、広く活用してもらえるようなことをしっかりやっていただいて、また多くの方々に体験していただいて、また来ていただくというのが目的だと思うので、そのようにつなげていただけるようよろしくお願いいたします。

もう一つ、沖縄しまっくんぐ実証事業の内容について伺います。

○森田賢地域・離島課長 しまっくんぐ実証事業につきましては、ワーケーション目的で来島する方がありますとか、地域振興に関心がある企業等を対象にしまして、観光地で余暇を過ごすだけでなく、離島の現状や課題などを学び、体験するモニターツアーというものを実施いたしまして、地域交流をメインとした離島地域ならではのワーケーション魅力の向上でありますとか、関係人口の創出を図ることを目的とした事業でございます。

○当山勝利委員 実証事業ということですが、実証事業を経た上でどのように、次々年度になるのかな、展開されるか伺います。

○森田賢地域・離島課長 令和3年1月に取りまとめられました骨子案におきましても、離島を核とする交流の活性化と定住関係人口の創出というものを掲げておりますので、やはり地域住民との関わりや島への思いを深める多様な交流の促進による関係人口の創出というものを積極的に図っていきたいと考えております。そして当該事業につきましては、最終的には離島におけるビジネスの展開でありますとか、移住まで持っていければと思っておりますが、やはり関係振興というものはステップアップであると理解しておりますので、例えばモニターツアー終了後も、ふるさと納税であったり、多拠点居住の一つで離島を選択していただくとか、そういうような

観点で少しずつ離島に携わる層が増えていくということが望まれる姿かなと思っております。

○**当山勝利委員** 確かに人と人との交流がつながって、深まれば深まるほどそこに足を運んだり、移住されたりもしくは仕事をそこでやってみたいと思う方も増えると思いますので、ぜひ頑張ってください。

以上で終わります。

○**又吉清義委員長** 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時21分再開

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

仲宗根悟委員。

○**仲宗根悟委員** それでは、午後のほうもよろしくお願いをいたします。

まず、昨年から今年度—2020年度に続いてはこのコロナ禍の中において、いろいろな団体や、あるいは経済団体のほうから支援策についての要望が出されておりますけれども、次年度予算においてバス関係の支援といいましょうか、こちら企画でよろしいんでしょうか。観光ではないですよ、企画でどんな支援策、こう盛り込んでいるのか、まずそのことをお聞かせください。

○**宮城力企画部長** 企画部のほうで路線バスの部分を担当して、昨年の6月補正で感染症予防対策ということで、奨励金を支給したところです。その後、コロナが8月、それから年末年始とかけて緊急事態宣言を2度目、3度目の実施をしたところで、非常にダメージを負っているというのは承知しております。バス事業者さんからも、その減収分の補填を、あるいは減収、落ち込んだ分を何とか財政的な支援をいただけないかという御相談をいただいているところです。

企画部としましては、その都度、補正対応等を検討してきたところですが、なかなか予算措置が今されていないという状況で、当初予算にあっても、特にこのコロナ対策としてバス路線を支えるという予算は今計上されていないところなんです、補正予算等において計上できるように、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○**仲宗根悟委員** 私たち県民の足であります、もちろん、毎年のように生活バス路線についても十分な確保をしながら守ってきたわけですから、ここにおいてコロナで立ち行かなくなったと窮地を訴えるこのバス協会も、しっかりと手当てをしてほしいという訴えを私たちも耳にいたしましたし、もうかわい

そうなくらい訴えている状況を見ますと、これは何とか手当てしないと。私たちはこれまで、皆さん協力してその生活路線のためにも確保して、赤字路線もしっかり県民の足を確保してほしいと長年こうやってきて、それに応じてきた方々のこの会社ですから、しっかりと手当てをしていただきたいし、また皆さんもそういう気持ちを持って臨んでいただきたいというふうに思っています。この件に対して、コメントがありましたらどうぞ。

○**宮城力企画部長** 従前より、採算性は取れないけれども、路線としては生活路線等で維持する必要がある、そういう路線については赤字路線の部分を補填してきて、路線を維持するという取組はこれまでも行ってきたところです。これに加えて、コロナ禍にあつて大分落ち込んだ、それでも運行をやめることができない、間引きすることができないという状況にあります。県議会でも再三、御提案、御指摘いただいているところで、県としてもその分しっかり認識して、できるだけ早急に支援策を打ち出せるように努めたいと考えております。

○**仲宗根悟委員** しっかりと頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、本県の本島内でよろしいんですけども、陸上交通の渋滞の緩和策というんでしょうかね。どういった方向性で、渋滞緩和に取り組んでいるのか、そちら辺をお聞かせいただきたいと思えます。

○**金城康司交通政策課長** お答えします。

県内の渋滞緩和のために、一般的には土木建築部のほうでは道路整備とかは行っているんですけども、企画のほうとしては渋滞緩和のために、まず長期的には名護から那覇にかけての鉄軌道の導入、それから各地域のフィーダー交通の充実ということなんですけれども、短中期的には、まず那覇からコザまでの基幹バスの構築ということで、今急行バス走っておりますが、そこからまた地域へ延びるフィーダー交通というふうなことで、なるべくバスを多く利用していただくと。それから、それに加えて、これまででもそうなんですけど、現在も行っているんですけども、バス利用の環境改善ということで、高齢者や障害者に優しいノンステップバスの導入とか、導入支援ですとか、それから外国人の観光客向けの外国語案内版の表示など、バスの利用環境の改善に向けて取り組んでおりまして、そういった諸施策を早期に取り入れることによって、交通渋滞の緩和につなげていきたいと考えております。

○**仲宗根悟委員** 今、事項別積算内訳書の中の交通

運輸対策費でしょうかね、52ページに記載されている中で、各事業が載っているんですけども、今お話しされたのが公共交通利用環境改善事業と。これは9000万余りの事業内容が、今申し上げたそれですか。

○金城康司交通政策課長 おっしゃるとおりです。

○仲宗根悟委員 そして、その下のE T C利用促進事業ということで530万計上されているようなんですけども、このE T C利用促進事業の中身を御案内いただけますか。

○金城康司交通政策課長 お答えします。

県では、一般道の渋滞緩和を図るために、沖縄自動車道におけるE T Cの利用促進に向けて取り組んでおります。今年度、E T Cでみんなにイイコトプロジェクトとして、ホームセンターやカーショップなどでのポスター掲示、リーフレットの配布に加え、屋外ビジョン、ラジオ、CMなどを実施いたしました。また、知事がテレビ番組等に出演し、多くの県民にE T C利用による割引制度など、E T Cの利便性についてPRしたところであります。E T C利用による効果としては、利用回数に応じた割引や、キャッシュレス支払いで料金所をストレスフリーで通過できることに加え、燃費向上で環境にも優しいことが挙げられております。県としては、次年度も引き続きNEXCO西日本と連携し、より効果的なE T C利用促進に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○仲宗根悟委員 こちらの渋滞緩和策の一つだというふうに思っていますが、この皆さんから御案内いただいたように、ホームページちょっと開けて見えています。この促進事業ということですから、もっともっと広めて、県民の皆さんにこういった特典があります、メリットがありますよという形で御案内していただきながら利用を促していこうというような事業だというふうに思うんですけども、私も、知事の直接のラジオ放送を聞いて、こういう制度が、こういうメニューがあるんだというふうに気づきましたけれども、果たしてこの自動車道を使っているながら、通勤に使っている朝の時間帯、それから午後の時間帯と、時間帯を定めながら月に何回利用している率に対して、幾らの還元をしましょう、何割還元しましょうというのがメニューとしてあるんですけども、私もラジオ放送を聞いてしか知らなかったんですがね、うっかりしておりました。

この利用率っていうんでしょうかね、今皆さんが促進を図っている事業の中で、どのぐらいが一体全体気づいて、これ利用をしている方々の数字という

のは把握されていますか、どのぐらいか。

○金城康司交通政策課長 E T C利用率なんですけれども、沖縄県は現在62%となっております。ただ、全国平均が91.4%ですので、まだ開きがありますので、全国平均に向けて県もE T Cの利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○仲宗根悟委員 知事のラジオを通して、コマーシャルかな、宣伝内容からしますと、これは10回以上利用すると半分が還元されてくると。5回から9回までが、そして10回以上と、この還元率も5回以上ということは30%ということになるんですけども、4回までは、ごめんなさい、還元はありませんよというような内容でありました。これ、もっともっと広く県民の皆さんに知っていただくためにも、本当に事業の内容にあるように、促進を図るような内容というんでしょうかね、そういうこと図るべきだというふうに思いますが、告知ですとか、宣伝方法というんでしょうか、そういったものはどういうふうにお考えですか。

○金城康司交通政策課長 E T Cの利用促進につきましては、昨年までは、例えば料金所でのチラシ配布等によって促進を促してきたんですけども、今年度は先ほどお話ししましたとおり、知事が実際、テレビやラジオに出ると同時に、ホームセンターとかカーショップでも実際にポスターを掲示することによって、いかにE T Cが、乗れば乗るほど利用者にお得ですと。また、これはあくまでも、確かに財布の面からもお得ではあるんですけども、例えば時間どおり料金所を通り過ぎるということでストレスフリー、それから、料金所を止まらないで、ブレーキかけないで行くことによる温室効果ガスの低減とか、環境に非常に優しいというふうな事業ですので、これは今年度PRしてるんですけども、次年度でもまた引き続き、さらにどのような方策であれば県民に対して、このE T Cについてより多くの方に知っていただいて利用していただけるかについて、引き続きまた検討していきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 皆さんのホームページ、こう開けて見ますと、イイコトプロジェクト化と銘打って、朝の時間帯は6時から9時までの間に利用する方々、午後は17時から20時までに利用する方々が月に10回通ると半分が戻ってきますと、利用した料金のお返しですね。5回から9回の方々が3割戻ってきますよというように、イイコトプロジェクトの中身はおっしゃったとおり、料金所、キャッシュで払う方々はしばしの時間が必要になる、ところがE T Cは歩きながら

精算、そして受付が可能になる仕組みということで、非常に便利だなということを知っている皆さんが、本当に全ての皆さんが熟知するともっともっと利用は上がるというふうに思うんです。ただ、近距離、それから遠距離、利用は遠距離のほうが多いと思うんですが、ピンポイントつかんで、周辺の給油所ないし、そこにチラシを置くとか、宣伝効果を得るとか、そういうことは考えてないですか。

○金城康司交通政策課長 先ほどちょっと、そこは説明が漏れてしまったんですけども、例えば県内のガソリンスタンドで、本島内15店舗でレジドールっていうのが領収書のように機械出てくると思うんですけども、この裏にE T Cのイイコトプロジェクトというふうな印刷をしております。そういった広報活動もしております。それから、本島内の10か所での街頭ビジョンがあるんですけども、そこでもE T CでイイコトプロジェクトのCMを行うとともに、新聞でもタイムス、新報でも同じような広報をしております。

○仲宗根悟委員 今の既設の入り口っていうんでしょうかね、料金口、もっともっと効率よく増やすというんでしょうかね、インターチェンジを増やしてつなげるような工夫というんでしょうか。そういった計画ですとか、近々、あそこにはできるらしいとかいうような情報を持ち合わせてはいないですか。

○金城康司交通政策課長 すみません、この点に関しては土木建築部のほうで所管しておりますんですけど、我々もちょっと情報は持ち合わせありません。

○宮城力企画部長 浦西駅のパークアンドライドということで駐車場を整備しております。そこに、インターチェンジをつくって、そこで乗り継ぐというのを想定しております。時期については明言できませんけれども、幸地インターチェンジが予定されているというところでございます。

○仲宗根悟委員 池武当辺りはないですか。

○宮城力企画部長 池武当も予定があると聞いているところです。

○仲宗根悟委員 以上です、ありがとうございます。

○又吉清義委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

最初に、資料3の1の13ページ、SDG s 推進事業ですが、最初にSDG s の説明をお願いします。

○喜舎場健太企画調整課長 SDG s は、国連がまとめた2030年までの行動計画となっております。このSDG s 推進事業につきましては、全庁的なSD

G s を促進するための事業となっております。

○西銘純恵委員 国連の事業、どんな事業なんですか。

○宮城力企画部長 SDG s は、2015年の国連のアジェンダで決定されて、2030年の将来の世界がどうあるべきかというところで、これまでは途上国の開発に向けた取組、あるいは環境保全というところもあったんですけども、持続可能性、持続可能なという視点がここに加わってきた。例えば、貧困地帯に富を再配分するだけではなくて、そこで自立するためのまた仕掛けが必要だと。代表的に言われているのが、バングラデシュの貧困の女性たち。彼女らに、マイクロクレジットですか、投資をする。投資をすることによって、彼女らはミシンを買うことができる。そのミシンを使って生計を立てていく。これは借りたお金で、返さないといけない。連帯保証的な仕掛けも入れて、返済率が高まるようにする。ただお金を流すだけではなくて、これをまた回収できる。加えて、彼女たちも自立できる、そういう持続可能な取組を進めていく。それが貧困をなくそう、あるいは飢餓をなくそう、教育を公平に与えよう、加えて、働きがいもあるような職場環境もつくろう。環境負荷を低減して、海を守ろう、陸を守ろう。

こういう17のゴールを目指して、今、世界的に取り組んでいるというところでございます。

○西銘純恵委員 SDG s 推進事業の、県としての目的を持っていると思うんですけど、この事業の目的についてお尋ねします。

○花城安博企画調整課副参事 本事業は、全庁的なSDG s の、全庁的なSDG s の推進、展開に向け、様々なステークホルダーの連携促進や、SDG s の認知度向上を図ることを目的にしております。具体的には、企業、団体のネットワーク拡充や連携、交流の支援を行うとともに、各地域における普及交流イベントの開催、県民向けのシンポジウムの開催やメディア、ホームページ、SNS等を通じた情報発信など、普及啓発に向けて取組を強化することとしております。

以上でございます。

○西銘純恵委員 最初に、全庁的なっていうこともおっしゃったんですけども、県庁の取組、お尋ねします。

○花城安博企画調整課副参事 県では、この4月からSDG s 推進室というのを新たに設置する予定にしております。SDG s につきましては、全庁的な組織といたしましてSDG s 推進本部という、知事

を本部長とする意思決定機関、全庁体制が取られておりまして、それを運営していく運営の強化、それから各部局との連携の強化という意味で、組織的な強化というのにも図られているところでございます。

○西銘純恵委員 企業や県民というところでは、どのような取組がなされていますか。

○花城安博企画調整課副参事 これまでも、県内の企業、それから各団体様、SDGsに積極的に取り組まれている皆様を、おきなわSDGsパートナーということで県の認定を行わせていただいております。今現在で100団体、御登録をいただいております。

今年度につきましては、この御参加いただいているパートナーの皆様方との会議を、意見交換をする場をステークホルダー会議ということで、2度実施しております。このコロナ禍の状況ですので、ウェブでの開催にはなっておりますが、活発な意見交換がなされたところでございます。

○西銘純恵委員 市町村それぞれ取組あるかと思うんですが、進みますか、どうですか。

○花城安博企画調整課副参事 市町村につきましては、SDGs未来都市というものが国の制度としてございまして、県内で未来都市に認定されている自治体が石垣市と恩納村の2か所がございまして、先ほど申し上げましたSDGsパートナーと、今100団体ございまして、これに加えて、市町村との連携というの今後、県も含めてプラットフォームの構築というところを目指してまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 石垣市、恩納村ということですが、これ手を挙げて国からということなんでしょうか。

○花城安博企画調整課副参事 はい、そのとおりでございます。

○西銘純恵委員 ほかの市町村もぜひSDGs、県と同じように、また県民がやるような取組に持っていただけるように、県としてもぜひ援助していただきたいと思っております。

県民への啓発について、どうでしょうか。

○宮城力企画部長 今年度、SDGsの認知度調査を行いました。SDGsという言葉を知っているかという、大体3割ちょい。バッジとかは見たことがあると。あるいは持続化な開発、そういう言葉は聞いたことがある人は若干多かったんですが、3分の1がSDGsという言葉、3分の1しかと言ったほうがいいのかも知れませんが、知らない。加えて、このSDGsの意味をうまく説明できないという方、

もっと低くございました。

まずは、このSDGsの取組を通して、何を指していくかというところを、次年度のこの推進事業費の中で対応していきたい。体制についても、4名の推進室が設置されますので、広く取組を広めていきたいというところなんです。

○西銘純恵委員 部長、バッジなってますか

○宮城力企画部長 はい、今三役はじめ部局長に、このバッジを配付しているところです。このバッジを通して、これが何かのきっかけになると考えているところですので、広く職員に配付できるような方法で今、検討しているところです。

○西銘純恵委員 欲しいと思っても、どこからというのが、私もやってません。知事が県産バッジをということで、何か報道あったようなんですが、それは県民に普及するいい機会だと思うんですが、どのようなものですか。

○宮城力企画部長 障害者の方の授産施設といいますが、セルフセンター的なところで作成をするということで今、話をいただいておりますが、ただ、大量生産はなかなかちょっと時間がかかるということ聞いております。そこは先方と御相談しながら、対応していきたいと思っております。

○西銘純恵委員 次、19番の振興推進事業費についてお尋ねします。説明と進捗と、減額理由もお願いします。

○喜舎場健太企画調整課長 振興推進事業費につきましては、新たな振興計画の策定と、現在の計画の推進に要する経費となっております。

令和3年の主な内容としておりますのは、例えば3年に1回行っていきます県民意識の調査であるとか、新たな計画に向けての分析の委託料、あと沖縄県の振興審議会が来年度、本格化をしておりますので、そのための報酬などの経費となっております。

○西銘純恵委員 新たな振興計画策定をされて、骨子案ということでいただいたんですが、それが素案として準備されていくのかと思うんですが、この変更というのが、大きく変わる部分があるんでしょうか。素案というところで。

○武村幹夫企画調整課副参事 素案につきましては、3月に取りまとめ、5月の県振興審議会への諮問に合わせて公表する予定を考えてございます。

内容についてでございますが、骨子案の1月末の公表後に、経済団体、そして県民、そして市町村などから御意見を頂戴しております。その御意見を踏まえて、素案を取りまとめることとしております。

この内容につきましては、取りまとめの中で整理していくこととなりますので、ちょっと今、大きく変わるかどうかという事は明言が難しい状況でございます。

○西銘純恵委員 骨子案の中で、今の克服すべき沖縄の固有課題ということで触れていますけれども、どのようなものでしょうか。

○武村幹夫企画調整課副参事 固有課題につきましては、沖縄が抱えております4つの特殊事情から派生する課題として整理してございます。1つ目が基地負担の軽減、2つ目が駐留軍用地跡地の有効利用、3つ目が離島の条件不利性克服、そして4つ目が交通ネットワークの構築。この4つを掲げてございます。

○西銘純恵委員 その克服のために、行財政システムの強化拡充と、地域主体の政策を推進するってことで今、骨子案の中身で聞いているんですけども、結局いろいろな施策、政策っていいですか、財政上のあると思うんですが、紹介をお願いします。

○武村幹夫企画調整課副参事 この固有課題につきましては、沖縄振興法の立法の目的と考えておりますので、国の支援を求めたい課題と考えてございます。そのため、この行財政システムの部分では沖縄振興特別措置法、そして跡地利用推進法、そして沖縄振興開発金融公庫を引き続き措置していただきたいということで、記載してございます。

○西銘純恵委員 いまだ道半ばのこの沖縄の状況で、どうしても新たな振興というのが重要になってくると思うんですが、今後のスケジュール、お尋ねします。

○宮城直人企画調整課副参事 11月にハード沖縄振興の制度提言の中間報告をまとめましたけど、その後、7月にこの制度提言をまとめて国へ提出する予定としております。なお、国のほうは、現行の計画を検証中ということでありますので、国との調整については、その進捗を見ながら進めてまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 今後のスケジュールっていったら、新年度の1年間の大まかなスケジュールをお尋ねしたんですが。

○宮城直人企画調整課副参事 4月には制度提言をしますけど、また8月に内閣府から財務省への概算要求及び税制改正要望の提出があります。そして12月に、政府予算案及び税制改正の決定、その際に県の要望が反映されるように、知事を先頭に市町村が一丸となって、国への要望活動をしていきたいという

ふうに考えております。県要望の実現に当たって、県選出の国会議員でありますとか、関係する国会議員、それから県議会関係団体などへの説明を行って、これについて御理解と御協力を賜りながら進めてまいりたいと考えております。

○西銘純恵委員 私ども県議会に要望することはありますか。

○宮城力企画部長 現行、新たな沖縄振興に向けては、10年前のスケジュールも参考にしながら、今手続を進めているところでございます。議会の皆様と、どのような経緯があったのかも確認しながら、また必要に応じて御相談させていただきたいと思っております。

○西銘純恵委員 これは県政、それと私たちも一丸となって、やっぱり実現に向けていかんといけない課題だと、もう最重要だと思っておりますので、ぜひ声かけていただきたいと思っております。

それでは、同じページの21番、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の内容説明をお願いいたします。

○金城康司交通政策課長 県では、割高となっております離島住民の交通コスト負担軽減を図るため、航路ではJR在来線並み、航空路では新幹線並み運賃を参考に、航路は約3割から7割、航空路は約4割の運賃低減を図っております。また、病院や高校がない小規模離島については、観光客等の交流人口の航空運賃を約3割低減しております。さらに、那覇、久米島の航空路線については、平成30年度から新たに対象とし、県と町合わせて約2割の運賃低減を図って実施しております。

○西銘純恵委員 予算額少し、前年より少なくなっているんですけども、積算の根拠、どれだけの人数、そしてどれだけの離島、内容についてお尋ねします。

○金城康司交通政策課長 まず、積算方法なんですけれども、一番近い決算額、これR元年度の決算額に対して、R3年度で各航空会社が予定しております、大体これぐらい、前年度でいって何%取るだろうというふうな、ある程度の予測があります。それを基にはじいた結果、大体、人数についてはちょっと積算がなくて、実際に実績額の何%というふうなはじき方をしておりますので、何人ではなくて、幾らかというのをお答えしますと、まず航空でいえば、令和3年度が約19億9648万2000円。それから、航路が2億9372万7000円となっております。

○西銘純恵委員 お尋ねしたいのは、具体的にやっぱり、離島の皆さんがなかなか本島に行き来するのに、経費がかかって厳しいというものを支援すると

ということで始めた事業だと思うんですね。どこの離島を対象としていて、全ての離島ということでしょうか。それと、そこの住民の皆さんが、大方必要とされる人が出れるようになったという、何かそういうのもあるのでしょうか。なかなか島から出ることができなかつたとか、控えていたっていうのが、軽減策によって利便性が高くなったと、活用できるようになったとか、そういうことはないでしょうか。

○金城康司交通政策課長 この事業、委員おっしゃるように、やはり離島住民にとって運賃、船賃、割高になっておりますので、そういった負担を軽減する観点から、それから定住条件の整備を図る観点から当該事業を実施して、船賃、運賃の軽減に努めております。

委員、今おっしゃったような、これまでなかった人が実際に、この制度ができることによって出られようになったことにつきましては、ちょっと詳細把握してないんですけれども、一昨年ですかね、県のほうで調査したところ、やはり離島住民にとってこの事業が離島の定住条件確保等について非常に効果があったというふうなアンケート結果は出ております。

○西銘純恵委員 去年、現年度、また新年度も、コロナの関係でやっぱり少し不便になるか、出ない方もいるのかなと思うんですけれども、予算そのものが前年度とほぼ変わらないということは、必要な人が使えるようにということを考えて組んでくれたんだらうなと思います。

もう一度、やっぱり使われている離島の皆さんの意見というのか、調査、アンケートなり取ったほうがいいんじゃないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○金城康司交通政策課長 過去に行った調査を、中身を確認しながら、また必要に応じてそういう検討をしてみたいと思います。

それから、先ほどちょっと答弁漏れがありました。

委員のほうから、これ全ての離島が対象になっているかというお話だったんですけれども、本島－離島間、それから離島－離島間において、航空路や路線については全て対象となっております。

○西銘純恵委員 これと、保健医療のところ、患者さん、病院等の補助制度もあると思うんですけれども、これはこの事業に上乘せされる、減額がプラスされるということでしょうか。

○金城康司交通政策課長 離島から島外への医療機関に通院する場合の交通コストにつきましては今回、

今のこの交通コスト負担軽減事業の額から、さらに保健医療部のほうで実施しております離島患者支援事業において、さらなる負担軽減が図られております。

○西銘純恵委員 本当に必要な離島の皆さんに届くっていう補助、これソフト交付金、新年度でもう終わるといことになるんですが、事業の継続についてはどう考えていますか。

○金城康司交通政策課長 当該事業については、本当に離島住民の定住条件の確保を図る上で非常に大事な事業だと思いますので、次期振計においては新たな制度提言を行っておりますし、令和4年度以降も非常に重要な事業だと位置づけておりますので、県のほうも引き続き実施したいと考えております。

○西銘純恵委員 次移ります。14ページの31、沖縄科学技術イノベーションシステム構築事業の説明をお願いします。

○金城克也科学技術振興課長 事業概要について御説明いたします。この事業は、県内大学等の研究成果を産業利用へつなげるイノベーションシステムを構築するものであり、これにより、沖縄県における知的産業クラスターの形成を促進することとしております。具体的には、大学等の研究シーズと県内外企業ニーズをマッチングする専門コーディネーターを配置し、事業化を目指した産学連携の共同研究等の取組を支援する内容となっております。

○西銘純恵委員 具体的に、どんな支援っていうことですか。

○金城克也科学技術振興課長 大学がどんな研究をしているかっていうのをまず拾い集めてきて、収集をしていきます。そして、今度はまた、それを活用したい県内の企業―県内企業だけではなく県外の企業もなんですけど、そういった企業がどういったニーズがあるのかっていうのを拾い出してきて、それをマッチングさせる専門コーディネーターがいらっしゃるんですね。その専門コーディネーターを配置して、県内の大学の研究シーズと、それから県内外の企業のこのニーズをマッチングさせます。そして、それに併せて事業化を目指した産学連携の共同研究をしてもらうという事業でございます。

○西銘純恵委員 補助の内容をお尋ねします。

○金城克也科学技術振興課長 この事業内容としては、出口志向型、いわゆる大学を中心とした出口志向型の共同研究の推進が1つ。それから、企業を中心とした共同研究である、事業化に向けた研究の促進の事業。この2つが、事業内容となっております。

○西銘純恵委員 やり取りをやったときにはもっと詳しく話してくれたんですけど、2つの事業内容の1つについては、補助期間が何年あるんでしょうか。それが終わった後には、どういうふうにするんでしょうか。そこも含めて、それとまたもう一つは、この研究をさせたものを沖縄県内でどう生かそうとしているのかも含めてお尋ねします。

○金城克也科学技術振興課長 先ほど申しあげました、出口志向型の研究の推進というのは、コーディネーターを配置して、大学の研究と企業をマッチングさせて共同研究をします。これは、最長3年間の研究を支援しておりまして、その中から産業化できそうなやつというのを選び出していきます。それが、事業化に向けた研究の促進ということで、その選ばれた出口志向型での幾つかの研究の中から優れた、産業に持っていきそうな研究を進め、さらに選んで、今度は大学を中心ではなくて、企業を中心にして、そこに支援をして実用化、製品化に向けていくといった事業になっています。これは最長2年間の事業でございます。

○西銘純恵委員 この事業をいつまでやって、これまでにこの補助を受けた業者っていいですか、研究者っていいですか、何件あるんでしょうか。

○金城克也科学技術振興課長 大学等が主体となっていく産学連携の共同研究は、これまでの6年間で58件の支援をしております。また、より事業化を促進するために企業が主体となっていく共同研究は7件の支援を行っています。具体的には、慢性腎臓病を予防するための保健指導等について、独自のノウハウに従い、地域自治体の業務支援が行えるデジタルツールの開発、それから綿状の人工骨技術を再生医療に応用する共同研究に対して支援を行っており、事業化に向けた研究開発が進められているところでございます。

○西銘純恵委員 これまでの共同研究の一覧表をいただいたんですけども、結構、医療や産業や、シークワサー種子の有効成分を活用した高付加価値とか、何か研究内容を見たら、沖縄のこれからの自立していくためにとても重要な研究を補助しているんじゃないかなと思うんですよね。ですから、まだ五十何件というのを、報告を受けて分かったような状況はあるんですけども、ぜひこの事業を継続して、最終的には製品化とか何かあるんでしょうか、目的。

○金城克也科学技術振興課長 今回58件の、いわゆる大学を中心とした研究成果で、それでもって、その中から7件ほど産業化寄りの研究開発にお金を

しているところなんですけども、委員のおっしゃるとおり、まだまだ58件というかなり多くの研究がありますので、それも実用化に持っていきたいなと思っているところなんですけども、実際、3年度の事業はこの産業寄りの事業の7件のうちの2つに支援をしていて、3年度ではこの7件のうちの2件が継続で支援をすることになっていて、残りまだ出口志向型の58件全てを産業化とか事業化に持っていくことはできませんので、その辺はまた次の4年度以降の事業を展開するときちょっと考えていきたいなというふうに思っているところです。

○西銘純恵委員 基礎研究部分って、時間と経費もかかると思いますが、ぜひ継続していただきたいと思います。

次、最後に15ページの36番、沖縄離島体験交流促進事業、この事業の説明をお願いします。

○森田賢地域・離島課長 まず、この御指摘にあった沖縄離島体験交流促進事業でございますけれども、この事業につきましては、本島の児童を離島へ派遣する本島版と、離島の児童を別の離島に派遣する離島版と、2つの事業スキームを実施しております。

本島版は、本島の児童を離島へ派遣し、地域の人々との交流を行う中で離島の重要性や魅力に対する認識を深めるといふとともに、種々の体験学習等を通じて離島地域の活性化や受入体制の強化といふものを図るといふことを目的としております。

離島版につきましては、離島の児童を他の離島に派遣いたしまして、体験学習等を行う中で生まれ育った島の魅力を再認識していただいて、地域に誇りを持った人材の育成を図るといふことを目的としております。

○西銘純恵委員 対象学年というのがあるんでしょうか。それと、これまで事業を始めてどれだけの児童が体験したんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 まず、この事業の対象は小学5年生でございます。そして、当該事業は平成22年度から実施しておりますけれども、これまでに延べ2万8641名の児童を派遣しておるといふ状況でございます。

○西銘純恵委員 単年度で全ての児童、各学校のついでというわけにはいかないと思うんですけども、2万8000人の児童が経験してきたというだけでは、全県、地域むらなくついでいいですか、別なく、ほとんどの地域がそういう体験はできているんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 これは当然、離島側の受入状況にもよりますけれども、これまでの延べでい

いますと、24離島には派遣できておるという状況でございます。県内小学校268校あると認識しておりますけれども、このうち派遣に至った学校が168校でございます。約63%の学校については、一度は体験交流をしておるといような状況でございます。

○西銘純恵委員 一度もやってないのが100校残るのかな。複数回、参加した学校もあるんでしょうか。

○森田賢地域・離島課長 これまで2回以上派遣されたところもでございます。派遣がないというところにつきましては、各市町村の小学校、教育委員会等で授業時間の確保であるとか、カリキュラムとの兼ね合いで派遣が難しいというところもあるというふうに聞いております。

○西銘純恵委員 それは教育自主性に任せるっていうことはあると思うんですけども、やっぱり事業としては、体験させたいなというのも思いますので、ぜひそういう意味で普及のほうも頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず最初に、特定駐留軍用地等内土地取得事業、普天間基地の先行取得、これの実績について、面積あるいは額でお願いします。

○宮平尚企画部参事 金額のほうは少し今調べておりますので、まず、平成25年度から令和2年度までの取得実績、まず件数でございますが、契約件数で164件、それから面積のほうでいきますと、11.8ヘクタールとなっております。目標が17ヘクタールでございますので、令和2年度までの実績が11.8ヘクタール、約69%ということになってございます。

県の土地取得事業につきましては、基金のほうから取り崩して執行してございます。基金は平成24年度に約69億円を積み立ててございます。その後、土地取得費用としまして取崩額が約57億円、また、こういった軍用地料というのが毎年入ってきます。これを積み立てしてございます。これが約10億円でございまして、今、基金の残額は22億円というふうな状況でございます。

○渡久地修委員 部長、これは全部100%取得っていうのはこれ目標はいつまででしたかね。

○宮平尚企画部参事 この基金の制度でございますが、令和3年度までというふうな期限になってございます。令和3年度までに、目標を達成するということが当初の計画でございますが、現時点で申しますとかなり厳しい状況というふうに考えております。

○渡久地修委員 面積で69%で、実際じゃあもうこ

れは今後どうしますか。

○宮城力企画部長 新たな沖縄振興の制度の提言にあっては、この先行取得を可能とする跡地利用推進法の継続延長も求めていくこととしております。

今、進捗が7割弱ということで、また加えて令和4年度以降に嘉手納から南の施設が返還されます。その点からあっても、跡地利用推進法を延長した上で、この基金についても引き続き存続をさせていくように、国に働きかけていきたいと考えているところです。

○渡久地修委員 この69%という、100%まで行かなかった障害になったのは、一番何だったんでしょうか。

○宮平尚企画部参事 跡地利用推進法に基づく土地の先行取得制度でございますが、通常の公共事業とは違いまして、地権者に対して用地交渉を行うというものではございません。地権者からの申出を待つて取得をするという制度設計になっているのが、まず1つでございます。それから、地権者には毎年のように軍用地料が入ってきます。そうしますと土地の売買の契機というんですか、それがやはり返還が明確になってからというような事情があるかと思えます。それから、民間のほうでも取引がなされていまして、やはり報道等で聞くところによると、かなり高額で、民間に取引がされているというような状況もあろうかと思えます。このような状況から、なかなか取引、取得がうまくいかないという状況なのかというふうに考えております。

○渡久地修委員 実は、今から10年前の2011年の12月6日の県議会の一般質問で、当時、県の先行取得はゼロだったのよね。計画もないという状況の中で、私はこの先行取得制ということで、そして、そのための財源として基金設立なさいということも提案して、そのための財源とかの県民債とか県債とかいんなのもやって、基金やれということでやりましたけど、当時、仲井眞さんは非常に興味深い提案だと、検討するというので、その後一括交付金を使えるようになって基金できた。これとっても喜んだけど、その提案したあれば、早めに取得しないと高くなって大変だよと。それと、返されたときにすぐ事業に着手できるように、もうすぐ急いでこれやるべきだよというのをやったわけよね。

そういう趣旨でスタートしたけれども69%という点では、この最初の設立のあれに合致してない、これぜひ、本気で100%に向けて急いでやっていただきたいということを言っておきます。

それで、懸念されるもので今、政府が出そうとして重要土地等調査法案というのがあるよね。この中身についてちょっと教えてください。

○名城政広県土・跡地利用対策課長 政府においては、外国資本による不透明な取引の監視を目的とした安全保障上重要な土地の取得等を規制する新たな法律の制定が現在検討されており、今国会での成立を目指しているとの報道がなされております。

外国資本による土地取得については、安全保障上の問題や住民の不安が指摘されているところです。一方、このような規制については、一般論としまして経済活動などを私権の過度な制限につながるとして、慎重論も強まっております。

県としましては、国による慎重な議論がなされるものと考えており、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員 この法案の対象になるのは、沖縄ではどこですか。

○名城政広県土・跡地利用対策課長 まだこの法案が具体的に明らかにはなってはおりませんが、報道等によりますと、自衛隊の拠点、国境、離島等でありましたり、米軍基地などの防衛関連施設、それから沖縄県には原発はございません。それから、海底ケーブル陸揚局、空港など、こういったことが挙げられております。

○渡久地修委員 この法案が、この普天間基地あるいは基地の先行取得に与える影響はどうなりますか。

○名城政広県土・跡地利用対策課長 まだ法案の具体的な内容が明らかになっておりませんが、明言はなかなか難しい面がございますけれども、現時点ではそういった影響はないものかと考えているところです。

○渡久地修委員 部長、この法案は、土地の所有者が売買するときに全部この人の住所、氏名から思想、信条、渡航歴とかいろんなもの全て調査するっていうことなるわけよ。人権侵害なのよ。沖縄は米軍基地を強制接収されて、これが返されようとしたら、あるいは開発のために売ろうとしたら、もう思想、信条まで全部調査されて、あるいは制限されると。こんなことがあつては大変なことになるんだよね。外国どうのこうのと言うけれども、それはしっかりやらないと僕はいけないという気もするんだけど、それを理由にして県民の人権侵害につながるようなことがあつては絶対駄目だと思うんだよ。その辺は、県としては明確にそういう県民の思想、信条、こういった人権侵害が起こるようなことがあつてはなら

ないということは、明確に述べる必要があるんじゃないですか、どうですか。

○宮城力企画部長 この法律ができる発端となったのが、ダムであったり、あるいは防衛施設周辺の土地取得が不透明な部分があると、付近の住民の方も不安がっている。加えて国の制度の中では、取引全体を一取引を一元化できるような情報の在り方がなっていない。その辺りの有識者からの意見もあつて、その課題を踏まえた上で法律制定が今進んでいると認識しております。

ただし、先日、新聞報道にもあつたように、私権の制限にもつながる一慎重な意見もあるということでは承知しております。安全保障上の問題と私権の制限、この整合を図った上で法律の議論が検討がなされるべきものではないのかというふうに考えるところです。

○渡久地修委員 現在、土地を持つての方々あるいは米軍に土地を強制接収された方々まで、全て全部思想、信条まで調査されて、渡航歴までやられて人権侵害されると。もうこんなことは絶対あつてはならないということで、これは中止を求めるべきだと思います。

次に、20番のバス路線補助事業費、これについてちょっと説明をお願いします。

○金城康司交通政策課長 本事業は、地域住民の生活に不可欠として、国、県、市町村で指定されたバス路線について、その予算ごとの運行に係る欠損額及び対象路線を運行する車両の購入費等の補助を行うものであり、国の補助要綱に基づく全国的な制度となっております。令和3年度は36路線への補助を予定しており、運航支援1億4172万9000円、車両購入費支援1996万8000円など、合計1億6247万3000円を計上しております。

○渡久地修委員 この県内の路線バスってというのは、コロナ以前から結構経営的には厳しかったという認識でいいんですかね。

○金城康司交通政策課長 バス4社に限っていいますと、たしか2社が黒字で2社が赤字、これはたしか令和元年の数字だと思います、そういう状況でありました。コロナに入って、恐らくバス協会のほうからお話聞きますのは、これまで観光等の貸切りバスのほうで黒字を計上していて、若干、路線バスにおいては赤字だったんですけれども観光バスのほうで補った部分もあるんですけれども、今回のコロナの影響で観光客が激減して、貸切りバスの運行がかなり減っている、収入が減っているということで、

バス会社もそういった面からも経営面では厳しいということも聞いております。

○渡久地修委員 コロナ後は今から聞こうと思ったのに、答弁してもらってしまった。

バス会社は以前から厳しかったところに、コロナが出てきて相当なもう大打撃だとこの前聞いたんだけれども、もう路線バスも相当の大打撃だという認識はお持ちですか。

○金城康司交通政策課長 これまで、バス協会のほうからも県のほうに要請ございましたし、常々バス協会の会長さんからも、非常に業界は厳しい状況であるというのは聞いておまして、非常に理解しております。

○渡久地修委員 県としてどのような支援、今、考えてますか。

○金城康司交通政策課長 先ほど部長のほうからも答弁したんですけれども、コロナにおいて非常に影響を受けているということで、昨年、6月補正において感染症対策を継続的に行うという趣旨から奨励金を支給しました。それから、それと併せまして、国にも全国知事会を通して要望しております。それから、加えて、昨年11月には玉城知事が離島振興協議会長の宮里座間味村長と一緒に、国土交通省に対して、沖縄独自に公共交通維持確保について要請してまいりました。そういったこともあって、実は今、補助事業の中で、国庫補助の要件というのはあるんですけれども、その要件が一部若干緩和されました。ただ、やはり緊急事態宣言等において、バス会社も非常に影響を受けております。さらなる支援策が必要でございますが、今のところ当初予算においても、コロナ関係のバス支援というのを計上できておりません。引き続き県のほうも非常に厳しい経営状況にあるバス会社の支援をするために、今もまさしくそういった施策等について検討しておるんですけれども、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員 コロナ以前から経営大変厳しい、コロナでさらに厳しくなったというのがあるんだけど、そこで以前から、路線の競合や客の奪い合いとかいろいろそういう話もあったんだけど、そういう路線というのはどれぐらいありますか。

○金城康司交通政策課長 すみません、路線数がちょっと多いのと、例えば国道58号を捉えても数多くのバスが運行しております。そういった一部で競合している路線もありますので、全体的に何路線あるかというのは今のところ把握しておりません。

○渡久地修委員 部長、これ前々からいろいろ何度

も課題にはのぼって、なかなか実現しないと思うけれども、このコロナを受けて、やっぱりもうこれ今のままでは結構大変だと思うんだよね。だから、路線の再編、統合とかあるいは、これ僕らが質問するのに適してるかどうか分からないけれども、以前からあったバス会社の再編とか統合とかっていう話も出たり、消えたりいろいろやったけど、そういったところまでやっぱり県が話合いのあれを持ってやらないといけない時期に、もうこのコロナを受けて来てないかなという気はするんだけど、その辺はどうお思いですか。

○宮城力企画部長 県が取組を進めております基幹バスシステム、これは基幹路線があって、支線部分がある。この支線部分については結節点が必要になって、ここに一定の土地が必要になってくるわけです。その辺りの課題もありますが、いずれその基幹バスシステムを構築する上では、支線バスも含めた路線の再編が必要になってくるというふうに認識しておりますし、昨年ですが、この独占禁止法が改正されて、料金プール制、共同運行が可能になるような制度の改正も行われております。どのタイミングで御相談できるかということもありますけれども、これら変わった制度も踏まえながら、またバス事業者さんの声もお聞きしながら、どのような取組ができるのか検討していきたいと思っております。

○渡久地修委員 僕らがもうこれが一番望ましいっていうのは簡単にはなかなか提案できないんですけども、しかし、もう率直に言って、このコロナを受けて路線バスがもう大変になってるし、今すぐぱっと物すごい業績が上がるということはかなり厳しい見通しだと思うのよね。だから、どのタイミングって部長さっきおっしゃっていましたがけれども、やっぱり今のタイミングじゃないかなと思うんだよね。やっぱりこのバス会社も生き残っていく、そのためにはどのような再編が必要なのか。そのためにさっき言った結節点がどうのこうのっていうのは、もう集中してやっていくと。そういうことをしないと、展望を僕は出せないと思うんだよね。今のまま、いわゆる従来型の改善案ではね。本当に今まで議論してきたものを、いつの時点じゃなくてももう今しかないんだという立場で、県がリーダーシップ取って話合いの場を持ってやったらどんなかなと思うんだけど、いかがですか。

○宮城力企画部長 今、現行のバス路線の維持にまずは努めていく、そのためにもしっかりとした支援を行いたいと思っております。

その後の展開については、これはバス事業者さんのそれぞれの営業権もございますので、その辺りも踏まえながらいろいろ相談していきたいと思います。
○渡久地修委員 部長、いずれにしても、バス会社もどういったあれがいいのかっていうのは、みんなもう模索してると思うんだよ。だから、早めに話合いの場を持って、協議の場を持って進めてほしいと思います。

あと、21世紀ビジョン。皆さんこの今度の予算編成の方針で、令和3年度この総仕上げの時期に入ったということなんだけど、21世紀ビジョンの達成っていう点では今、どういうふうな評価になりますか。

○武村幹夫企画調整課副参事 県におきましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき実施してきました各種施策について、総点検を実施したところでございます。令和2年3月に取りまとめた総点検結果においては、各施策ごとに設定した493の成果指標について、その達成状況の評価を行ってございます。その結果によりますと、平成30年度のデータに基づき達成率を図ってございますので、平成30年の時点での達成と、あと3年残しておりますので70%達成を達成見込みといたしまして、この達成と達成見込みの合計で全成果指標の46.2%が達成と評価してございます。

○渡久地修委員 部長、この21世紀ビジョン達成に皆さんが一生懸命頑張ってきたっていうのは、僕はもうとっても高く評価しています。観光客もどんどん伸びてね。

ところが、この1年、これががらっと変わっちゃって、もう70%まで行っていたのがそのまま横ばいでいくのもあるし、あるいはわっとゼロに落ちたのか、あるいはマイナスになったかというようなもの出てくるよね。だから、その辺のやっぱりしつかりと点検というのかやって、新年度に臨まないといけないと思うんだけど、抽象的な質問になるんだけど、その辺はどんなふうに考えてますか。

○武村幹夫企画調整課副参事 県におきましては、施策、コロナ危機の前におきましては大きな成果を上げてまいりました。

一方で、その時点でも1人当たり県民所得の低さ、子供の貧困率、そして非正規雇用者割合の高さなど課題が明らかになっておりました。加えまして、御指摘の新型コロナウイルス感染症の拡大が県経済に甚大な影響を及ぼしていることから、この経済の回復の施策をまず取り組むとともに、引き続きこれらの残された課題の解決に向けて全力で取り組んでま

いりたいと考えております。

○渡久地修委員 部長、この新型コロナの影響というのは、沖縄の皆さん方の21世紀ビジョン、あるいはもう皆さんの計画に物すごい打撃を与えたと思うんだよね。

それに対して、皆さん必死で回復させようということを頑張ってるのは分かるんだけど、そこをぜひ、感染対策そして経済回復含めて、もうこれは部長の決意聞くしかないね。

○宮城力企画部長 県では新型コロナウイルス感染症の終息に向けて、昨年来ずっと取り組んでいるところです。あわせて、かなり打撃を受けている経済、これについても回復していかないといけない。この両方を求めていかないといけないという難しい局面にありますけれども、安全・安心の島沖縄の実現に向けて、全庁挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 説明資料ですか、14ページのまず1つ目、自治体DX推進事業費についてちょっとお伺いいたします。DX—デジタルトランスフォーメーションと言うらしいんですけども、この事業は自治体DX推進計画というものに基づいて進められると思うんですけども、その事業の推進する目的について教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 事業の目的でございますが、現在、国においては、デジタル社会の実現を掲げまして、デジタル庁創設をはじめ、各種取組のほうを進めております。このような中、本県におきましてもデジタル社会の実現に向けて、県全体を分野横断的かつ総合的、計画的に推進するため、県としてのデジタルトランスフォーメーションの基本方向を示す必要がある、そのように考えております。それを目的とした事業ということになります。

○國仲昌二委員 この事業は2026年までの計画ということですけども、ただこの事業は、国が主導的に役割を果たすということで、国のほうで推進手順書というものを作成してということらしいんですけど、これ今年の夏頃を目途にしているということですけども、これでいいんですかね。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 委員が今おっしゃられてるのは、国のほうが策定をしている自治体DXの計画、それについての手順書のお話ということだと思いますが、国のほうからは、今おっしゃられたように、今年の夏を目途に策定するというふうに

示されております。

○國仲昌二委員 ということは、これは夏以降の作業になってくるかなと思うんですけども、それでいいんですかね。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 我々がこの事業費、計上しているもの、こちらのほうは、国のそういった取組も踏まえつつ、県としての、特に県全体の分野横断的で、総合的、計画的に推進するためのデジタルトランスフォーメーションの基本方向を整理していこうと。少し具体的に申し上げますと、先ほど来お話しが出ています国が示しました自治体DX推進計画を踏まえながら、デジタル技術を活用した行政サービスの向上に向けた計画、まずそれを策定していく。あわせて、新たな振興計画のほうを踏まえました県民生活ですとか、産業分野等の産業等の各分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進、また、デジタル人材の確保、育成、次世代の通信技術を活用した基盤整備等の取組についても検討いたしまして、沖縄県の社会全体のデジタル化に向けた、一体的な計画として策定をしていこうというふうに考えております。

○國仲昌二委員 自治体DX推進計画という、これ総務省の資料を見ると、市町村が主体としての事業推進だということが書かれているんですけども、これ違うんですかね。私の捉え方が。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 委員がおっしゃられている自治体DX計画、国が策定したもの、そちらのほうは市町村のほうのDXを推進していくっていう、それを足並みをそろえて進められるようにということで、国が策定したものでございます。それも取り込みながら、県としては、県としての計画。これは、自治体の行政サービスにとどまらず、産業分野ですとか県民生活の分野も含めたトランスフォーメーションの方向性という部分を整理をしていこうというふうに考えているものでございます。

○國仲昌二委員 県としての取組という、県が主体的になつての取組ということですけども、じゃあ今総務省が進めているこの市町村が主体となるという事業のその推進計画ですけども、これも都道府県が市町村を支援するというふうになってるんですけども、この辺の支援っていうのはどういうことになりますかね。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 県のほうは支援に協力をしていくというところで、市町村の支援、取組に対してですね、国のほうのこういった展開の情報をきちっと市町村にも行き渡らせていくという

ことですか、技術的な部分のところ、情報技術に関する部分のところでも市町村の活動を補っていく、そういったことを、我々のほうとしてもやっていかなきゃいけないというふうに考えています。

また、市町村におけるその情報デジタル化の人材の確保という部分も、今後問題になってくるでしょうし、国のほうもその支援をしていくというお話をされています。その国と各自治体との間をつないでいく、そういったところも県として期待されている役割というところで、その辺りは取り組んでいきたいというふうに考えています。

○國仲昌二委員 じゃあ、この今計上されている自治体DX推進事業費というものの中身というのは、私が話してるように市町村が主体として動く事業とは別という捉え方でよろしいですか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 その部分も含めて、これは自治体の行政のデジタルトランスフォーメーションの分野になりますが、それ以外に、県民の生活ですとか産業、ここは観光もあれば情報産業もあるでしょうし、農業や農林水産業等もあると思いますが、そういった分野も含めた全体としてのデジタル化に向けた方向性っていう部分を、この計画の中で整理をしていきたいというふうに考えています。

○國仲昌二委員 この予算規模もちょっと低いんですけども400万ということで。令和3年度の具体的なその事業というのは、どういう事業になりますか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 令和3年度におきましては、先ほど来ちょっと繰り返しになりますが、新たな振興計画を踏まえた形で各分野におけるデジタルトランスフォーメーションの推進ですとか、デジタル人材の確保育成、それから情報通信基盤の整備、そういった取組を整理して計画としてまとめていく、その計画策定の経費として令和3年度については計上しております。

○國仲昌二委員 再度確認ですけども、市町村が主体となるDX推進というのは、これは国と市町村が足並みをそろえて、県はそばでサポートするぐらいということで考えてよろしいんですか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 基本的には国が主導していく。

ただこれは、我々が策定しようとしている計画の中のその行政部門、自治体のデジタルフォーメーションの分野については、これを取り込んだものとして整理をしていくと、そういった考え方になっていきます。

○國仲昌二委員 ちょっと名前が自治体DX推進事

業と同じなので、その事業かなと思って質問しましたけれども、分かりました。

次ですね、15ページですね。午前中もちょっと質問がありましたけれども、ちょっともう一度教えてください。39の離島オンライン体験サポート事業、ちょっとイメージがなかなか湧かなかったので、資料もちょっともらったんですけども、再度確認しながらちょっと質問したいと思います。まず、この体験プログラムという言い方をしてるんですけども、これは離島の住民が、例えば郷土料理であったり、あるいは三線であったりというのを発信してというのかな、体験してもらおうとした場合に、この料理とか三線とかというものをこの体験プログラムという表現で言っているということでもよろしいですかね。

○森田賢地域・離島課長 今、委員御指摘のとおりでございます、プログラムというのは、離島における事業者様が三線体験とか、ヨガ体験とか、そういったものをオンライン上で御提供なさっておるといようなものでございます。

○國仲昌二委員 その離島住民、いわゆる提供者が、パソコンあるいはスマホのカメラでそれを発信すると、それに参加する人がそれを見て受講するというのか、体験するというのか、そういうふうに参加するというでもよろしいですか。

○森田賢地域・離島課長 まさにライブで離島の事業者が御提供なさるプログラムを、参加者の方がまさにプログラムによって受講されるというふうなことでございます。

○國仲昌二委員 それでは、この離島住民が提供したいと思った場合には、どういうふうな手続というのか、手順を踏めばいいんですかね。

○森田賢地域・離島課長 一般的には当然、各人でオンラインサイト、旅行オンラインサイトにアップすればいいということになるかと思いますが、本県の事業におきましては、なかなかそれがすぐにできないというか、あるいは機器整備等が経験等の関係で難しいという方に対して、サポートをしてあげているというふうなことでございます。

○國仲昌二委員 サポートするのは、どなたがサポートするんですかね。

○森田賢地域・離島課長 この事業は委託でさせていただいておりますので、委託事業者における専門スタッフがマンツーマンでサポートしているという状況でございます。

○國仲昌二委員 いわゆる委託された人が、離島住民に呼びかけるということでもよろしいんですか。

○森田賢地域・離島課長 この事業を実施するに際して、このオンライン上で離島プログラムをやりたい事業者っていうものを集めております。

これは例えば、集まった事業所は例えばマリン事業者であるとか、ショップ経営者の方であるとか、観光協会とかいろいろ多種多様でございますけれども、そういった事業者がオンラインでやってみたいというふうに手を挙げられるという状況でございます。

そして、その手を挙げられた方に対して、その方の熟知度合いに応じてというか、大体分かるよっていう方であれば、どうやったらより魅力的なプログラムになるかというような研修になるであろうし、そもそも一から分からないという場合は、マンツーマンで専門スタッフが機器等の操作から教えるというようなことになりまして、各事業者の度合いに応じて研修を受講いただいているという状況でございます。

○國仲昌二委員 これは離島住民と言ってるのは、事業者の話を言ってるんですか。

○森田賢地域・離島課長 離島事業者の方が受講されてるということでございます。

○國仲昌二委員 先ほど私、離島住民が提供者となって料理とかっていう話をしたんですけども、この離島住民っていうのは、皆さんが想定してるのは例えばマリン事業者であったり、その他いろんなことをやってる事業者が提供するという想定というのか、イメージで、そういうふうな話をしているんですか。

○森田賢地域・離島課長 当然、個人でというところも否定しているものではないんですけども、おおむねこの研修に参加されてるのは離島の事業者、もともと直接観光客に対して、何らかの観光プログラムを御提供なさった方が多いというふうな考えております。

○國仲昌二委員 これは前年度の当初予算ゼロになってるんですけど、それが6月補正かなんかでやったということで、現在はもう進めてるということですよ。

○森田賢地域・離島課長 本事業につきましては、令和2年6月補正予算における新規事業というところで議決を賜りまして、現在127事業者の育成を行っているという状況でございます、67件の体験プログラムが造成されておるとい状況でございます。

○國仲昌二委員 これは県が委託したところが募集というか、事業者は今、百二十幾つというお話でしたけれども、そこにその委託したところに参加したい

という事業者がいて、そこが提供者となって今やっているとイメージですか。イメージというか、それでいいんですか。

○森田賢地域・離島課長 本県が委託している事業者が、離島の観光事業者等に呼びかけをして研修等に参画いただける方を集めて、個別のスキルに応じて研修を行っておるといった状況でございます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。分かりました。

すみません、現在のその参加事業者は何件と申しましたか。

○森田賢地域・離島課長 現在、3月5日時点で127事業者が育成をされておるといった状況でございます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

次、その下の沖縄しまっちゃんぐ実証事業。

事業概要ではワーケーションの魅力向上というような説明があるんですけども、説明をお願いします。

○森田賢地域・離島課長 しまっちゃんぐ実証事業の内容でございますけれども、ワーケーション目的で来島する方でありますとか、地域振興に関心がある方などを対象に、観光地で余暇を過ごすだけでなく、離島の現状や課題などを学び体験するモニターツアーを実施し、地域交流をメインとした離島地域ならではのワーケーションの魅力向上であるとか、関係人口の創出を図ることを目的としております。

以上でございます。

○國仲昌二委員 具体的にはどういう事業を一モニターツアーという話もありましたけれども、具体的にはどういった事業内容になるんですかね。

○森田賢地域・離島課長 具体的には、モニターツアーの開催に向けまして、まず地域におけるプログラムの策定というところがあるかと思います。実際にワーケーション来ていただいた方に、例えば午前中はワークをしていただくと。午後は、離島内の企業であったりとか、農家さんであったりとの交流であったりとか、あるいは海洋ごみであるとか空き家等のそういった離島の課題を学ぶ勉強会だったりとか、そういったプログラムをまずしっかりと用意いたしまして実際に来ていただくと。来ていただいた中で、交流を深めながら、まさにその地域交流をすることで継続的な離島との関わりというようなことにつなげていきたいという事業でございます。

○國仲昌二委員 令和3年度はまずはプログラムをつくって、その地域との何ていうかな、調整というかそれぞれプログラムをつくって、それでモニター

ツアーをやって、次の展開につないでいこうというような事業だという捉え方でよろしいんですかね。

○森田賢地域・離島課長 そのような理解で大丈夫かと思えます。

○國仲昌二委員 分かりました。

あと、ちょっと前の14ページに戻るんですけども。すみません、下から2番目の移住定住促進事業。この中身だけ、どういう事業なのかっていう説明だけお願いします。

○森田賢地域・離島課長 この移住定住促進事業でございますけれども、離島・過疎地域でバランスの取れた人口の維持、増加を目指すために、移住者受入れの取組を進める市町村と連携をいたしまして、移住相談会でありますとか移住体験ツアーを開催するほか、ウェブ上で沖縄への移住に必要な情報発信等を行うという事業でございます。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

終わります。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 バス路線補助事業費について伺いたいですけれども。この55ページにありますけれども、バス路線補助事業ですね。事業の説明をまず聞こうと思ったんですけども、渡久地修委員への答弁でもう既にありましたので、僕が聞こうと思っていたことの答弁がそのときに幾つかもうされてしまったんで、ちょっと何聞こうかなと。でも通告はしてるんで聞いていきたいと思えますけれども、まず、これバス運行対策補助事業と生活バス路線確保対策補助というふうに、これ国と町、県単というふうになってますけれども、この2つの事業それぞれの説明をお願いします。

○金城康司交通政策課長 まず、この事業内容は、自家用車の普及ですとか過疎化等により経営収支が悪化しているバス路線に補助を行うことにより、地域住民の足の確保、維持を図るものです。まず、国と県の補助の違いなんですけれども、まず国の協調補助につきましては、まず広域的、要するに市町村をまたぐ広域的な、それから幹線的なバス路線を運行するバス事業者に対する国、県の協調補助となっております。国が2分の1、県が2分の1の補助率となっております。

それから県単の単独の補助につきましては、今、説明した国の協調補助以外のバス路線を運行する市町村またはバス事業者への補助を行う市町村に対する補助となっております。補助率が県2分の1、市町村2分の1となっております。

○山里将雄委員 すみません、私もこれ実は市のほうで担当するところにいたものですから知っていたんですけども、確認のために聞きました。

先ほど渡久地委員の答弁で、路線数は36路線というふうに答弁があったんですけども、36路線というのは、これは令和2年度、今現在あるいは3年度の予定ですか。

○金城康司交通政策課長 令和3年度が36路線となっております。

○山里将雄委員 そうすると、これは元年度あるいは2年度からして増えているという状況なんですか。

○金城康司交通政策課長 令和元年度が35路線ですので、1路線増えております。

○山里将雄委員 これはコロナの影響で、今、相当の赤字になっているというような状況になっているんですけども。これ路線は1つ増えているという話で、しかもこのコロナの影響で赤字幅も増えているというふうに思うんですけども、予算額は令和2年より、若干ですけど減ってますよね。そこはどうかということなんですか。

○金城康司交通政策課長 まず、この補助額の算定方式なんですけれども、過去5年間の補助実績を勘案して措置しております。その結果、補助額については去年の当初予算よりは若干減額となっております。

○山里将雄委員 5年間ということなんですか。すみません、さっき知っていると言いながらその件を知らなかったです。ごめんなさい。分かりました。

このコロナの影響といいますかね、これはこれから出てくる。これから、その補助額が増えてくる可能性もあるということでは理解してよろしいですか。

○金城康司交通政策課長 この補助金の対象期間というのが、例えば次年度に係る予算については、昨年10月から今年9月までの経営実績によりますので、そこで経営状況が若干悪化すればその分プラスになるというふうなことになります。

○山里将雄委員 この補助事業については、赤字路線を抱えている市町村、特に我々北部のほうですね、ヤンバルのほうで赤字路線が多いですから、これ非常に重要なんですね。その維持はどうしても必要だというふうに考えています。

今後の見通し、この事業の継続の見通しとしてはどうなるのでしょうか。

○金城康司交通政策課長 これはオールジャパン—全国的な補助金ですので、国のほうで多分この事業

というのは全国的にある赤字路線の確保というのは、地域住民それから交通弱者等の足の確保に対して非常に重要な事業だというふうに考えておりますので、今後とも、全国的にこの事業は継続されるものと考えております。

○山里将雄委員 分かりました。北部の赤字路線がもしかして廃止されるのではと非常に心配な面があるんですけども、ぜひそこは継続して、住民の足の確保に努めていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

それじゃあ、もう一つですね。ちょっとだけ聞きますが、鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入促進事業ですか。この中の鉄軌道の部分なんですけれども、今どんな状況なんですか。その作業を進める上で。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道につきましては、平成26年度から29年度にかけて構想段階における計画案づくりに取り組みました。その結果、那覇から宜野湾、北谷を経由しまして、沖縄市、うるま市、恩納村、名護を結ぶようなルートが決定したというところでございます。その後、国から課題として費用便益比、また採算性について示されておりましたので、その費用便益比につきましては、平成30年度から昨年度にかけて、何とかビー・バイ・シーの1を超えさせようということで、いろいろあらゆる合理的な手法を駆使して、何とかケースによっては1を超えるというような結果が得られたというところでございます。この結果につきましては、令和2年8月に学識経験者で構成する検証委員会におきまして、科学的、論理的であると考えられるとの評価をいただいたところでございます。

また、鉄軌道に関して、採算性について今課題がございまして、この課題につきましては、一般的な鉄道といいますのは、鉄道事業者がインフラ整備から運行までを一体的に行う手法となっております。こういった手法だと、沖縄の場合は市街地が形成された中へ鉄軌道導入することになりますので、膨大な事業費を要します。これを一般的な手法でした場合は、県の試算でもやはり黒字化は厳しいという結果が得られております。そこで沖縄県としましては、全国新幹線鉄道整備法、これは整備新幹線が今整備されておりますけれども、こちらにつきましては、インフラ部分につきましては全て公共が整備する、国が3分の2、地方が3分の1を負担しまして、運行事業者さんは車両だけを持ってきて、受益の範囲内で使用料を払って運行するというスキームになって

おります。こういった整備手法であれば、沖縄にも鉄軌道を導入できるのではないかとということで、国に対してこういった特例制度の創設を求めているところでございます。こちらにつきましては、新たな沖縄振興に向けた制度提言の中に盛り込むこととしておりますので、今後、国と鉄軌道導入に向けた具体的な調整を行っていきたくと考えております。

○山里将雄委員 これもこれから聞こうと思ってたことを、ほぼ全て答えていただきましたけれども。国との交渉ですね、今言うようにかなり厳しいという国は見方をしてるんですけれども、今、答弁でもあったんですけれども、どうなんでしょう。国としては沖縄県の要望について、どのような考えを示していますか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 国におきましても、鉄軌道導入に向けた調査は、これまで約10年ぐらいかけて実施してきております。やはり、その中で国としても採算性、国は一般的な整備スキームのほうで検討されてますけども、そういった採算性のやっぱり課題があるということと、ビー・バイ・シーに関しましても、我々のその検討手法と一部国と違うところがございまして、やはりそういったところで、まだまだこれまでの、お互いの調査結果を突き合わせながら、やはり議論していく必要があるだろうということがございますので、今後、それぞれが調査してきた結果も踏まえつつ、その制度提言を踏まえた議論の中でしっかりやっていきたいなというところでございます。

○山里将雄委員 今、ルートは4案が示されてるんですかね。7案ですか。4案と派生の3点、今は7案ということになっているんですか。ルート案です。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 ルート案は、先ほど申し上げた平成26年度から29年度までの構想段階の中で、当初4案を提示させていただきまして県民意見を踏まえまして、3案を追加しまして7案について比較評価をさせていただきました。

最終的には、評価項目、これも県民の意見を踏まえて設定した評価項目に基づきまして評価をいたしまして、1案を選定したというところでございます。

○山里将雄委員 分かりました。今、1案、もうじゃあルート案は決まっているということですね。2020年の8月ですから、まだ去年ですけれども、鉄軌道導入事業検証委員会ですか、こちらのほうで、いわゆる費用便益費も1以上になると、認定されたと。

それで、最短で2030年の運行を目指すといひます

かね、新聞の記事に載ってたんですけれども、そこはどうですか可能性として。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道に関しましては、その費用便益比を算出する際には、当然事業費と併せて工事期間というのを設定させていただきます。これ、具体的な検討始まっているわけでありませんで、他の実際の工事の月量というんですかね、月どれぐらい工事できるんだというのを参考にしながら、あくまでも他事例を参考にしながら出ただけではあるんですけれども、おおむね10年程度は要するというのが分かっておりますので、工事着工してから運行まで20年、それ以外にもやはり駅位置を決めたりだとか、あと、環境アセス、また、鉄道事業法に基づく手続等々ございますので、やはりその10年以上の期間は要するということになります。

○山里将雄委員 ですよ、こんな大きな事業ですからね。かなりの時間は要するとは思います。

先ほど、最初の答弁の中で、新たな振興計画への位置づけについてもお話しなされてましたけれども、当然これは新たな振興計画に位置づけされるとは思うんですけれども、どうですかそこは。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 現在の沖縄振興特別措置法第91条第2項のほうで、鉄軌道については国及び地方公共団体において、調査検討を進めるということが規定されております。当然、我々としてもそれをまたさらに前に進めるような形で次の法律にも位置づけられるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

○山里将雄委員 頑張ってください。この鉄軌道については、まず、以前から議論がされているものがありますけれども、我々ヤンバル北部にとっては、県都那覇との距離が近くなって、当然、振興に大きく寄与するということで、大変期待が大きいものがありますので、ぜひそこをしっかりと進めていただいて、実現できるように頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 SDGsの推進事業ですけど、持続可能な沖縄の発展、誰一人取り残さない社会ということで、国際社会に協力して目指すSDGsを積極的に推進していくということは、よく知っています。今年度、令和3年度にSDGsの推進室を設置すると聞いておりますけど、その内容や目的について、説明願ひします。

○喜舎場健太企画調整課長 令和3年度に新たにSDGs推進室を設置します。全庁的なSDGsの推進を図るということと併せて、全県的な取組も併せて進めていく。具体的には、ステークホルダーと言っていますけど、そういった方々と連携して普及啓発などを取り組んでいくという内容を主に目的としています。

○平良昭一委員 これ、新しくできるというんですけど、何名ぐらいの体制でやるのか。

○喜舎場健太企画調整課長 4名の職員体制を予定しております。

○平良昭一委員 4名でカバーできるのかな。

○喜舎場健太企画調整課長 室の職員は4名ですけれども、先ほど来答弁ありました、知事を本部長とする本部がございます。各部長が入った本部、そして各部の職員体制も含めまして取り組んでいきますので、十分取組は進められると思っております。

○平良昭一委員 分かりました。頑張ってくださいと思います。

次に、自治体DX推進事業費。先ほど、國仲委員からもありましたとおり、今回、所管課となるデジタル社会推進課というのがありますけど、この推進体制についてちょっとお聞かせ願います。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 デジタル社会推進課のほうでございませうけれども、本県におけるデジタル化を推進するとともに、国の施策にも即応する、そういった目的を持って令和3年度より新たな組織として設置するというにしております。同課につきましては、課長をはじめ、6名体制でのスタートというふうな予定となっております。

○平良昭一委員 これは国が強力に進めるということでもありますよね。それは対応をするということは、非常に、新しく課をつくってやるということはいいことだと思っています。

その中で、県内、関係すると思えますから聞きますけど、テレビの難視聴地帯がかなりありますよね。受信中継所を造って、有線を引き込んでテレビを見ている地域。維持管理費に共聴組合をつくって独自で対応をしているわけですよ。ここに来て、有線の部分を光ケーブルに変えないといけないという工事になるらしいです。そうすると、1家庭7万円、個人負担にしないといけないということが出てきます。その辺に関して、皆さんはこのデジタル社会推進課を新しく設置することに関して、この辺の対応もやっつけていけるような状況になるのか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 デジタル社会推進

課の業務としては、情報政策の総合的企画調整推進に関することですか、行政のデジタル化に関することとなっております。今回、総合情報政策課から分化して、この新しい課ができるんですが、今の総合情報政策課の中の情報基盤、情報通信基盤、委員おっしゃられたテレビの難視聴に関する部分とか、通信ケーブルの敷設とか、そういった事業ですか、県庁内のシステム整備、そういったものについては分化したほうの情報基盤整備課というところで継続的に担当をしていくという、そういう役割分担になっております。

○平良昭一委員 じゃあ、この情報基盤整備課がこれは担当すると言いますが、実際、県内でもかなりの地域がこの共聴組合みたいなのがあって、この工事は始まっています。これは、個人負担7万円以上になると言っているんですよ。その辺に関して、県民がテレビを見るのにそういう不平等さがあるのかと思っはいるんですけど、その辺どうですか。その辺に対してのこれまでの対策は情報基盤整備課はやってきたのか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 テレビの難視聴の部分のところ、特に個人の負担のほうが生じてくる事情が実態があるということは、我々も聞いております。我々としては、まず県内のどういった施設がそういったものがあるのかという把握、それからそれに対して、地元の自治体がどのような支援とか、そういったことをやっているのか。そういったことをお聞きしつつ、また、直接我々のほうも国頭村ですとか、名護市さん、それから本部町さん、南城市さんなんかも、直接的な意見交換とか、自治会の代表者との面談をしながら状況のほうを伺ってまいりました。また、沖縄総合通信事務所とも意見交換を行いながら、代替手法の部分も含めて議論はしてきたところでございます。

ただ、現状の共聴施設以外の手法、例えば無線とか、そういった部分の可能性はあるのかという部分について、総合通信事務所ですとか放送事業者の皆さんなんかも意見交換をしているんですが、ちょっとなかなか今のところ道が見いだせていないという状況でございます。

○平良昭一委員 県でこの難視聴世帯、こういう自分たちで運営しながらやっているのは何件ぐらいと把握しているか。組合の数と。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 世帯数については、ちょっと今、数字を持ち合わせていないんですが、共同受信施設については、沖縄県内で96施設あると

いうふうに承知しております。

○平良昭一委員 96施設ということは、これ組合というのは1人ではできませんからね、何倍もいるわけですよ。その中で、この光ケーブルに変えなければいけない。各世帯7万円ずつ工事費用を自腹で出さんとイケない。そうでもしないとテレビが見れない。緊急的なものは今、テレビがつくような状況になっている中で、それができないような地域が出てくるということは、県としてはどう考えるか。デジタル庁をつくっているのに、公共施設だけが進んで一般の家庭ではそういう状況もできないというのはおかしいだろ。

○宮城力企画部長 共同受信施設の整備に係る負担の在り方については、地元の市町村の皆様とも意見交換をしながら、あるいは事業者さんとも話を交えているところがございます。他の代替手段ができないかどうか、なかなか方法が難しいという話もございました。引き続きどのような策が取れるのか、これは市町村の皆様とも意見交換をしながら検討をしてみたいと思います。

○平良昭一委員 沖縄でこういう状況だから、幾ら地デジ化されたといっても、本土のほうが山岳部も多いわけですよ。本土のほうはどういう運営しているのか。同じような運営ですかね。

○宮城力企画部長 この共同受信施設、維持管理の負担の在り方も一方で課題がありまして、この管理費にあっては、国の通信事業者さんからいただく負担金があって、これを財源とした管理費に充てられないかというのを全国知事会を通して提案しているところがございますので、全国的な負担の課題があるものというふうに認識しております。

○平良昭一委員 これ、総務省の管轄なのか。

○加賀谷陽平総合情報政策課長 はい、おっしゃるとおりです。

○平良昭一委員 そうであれば、今後の課題はたくさん出てくると思いますけども、ただ、本部町はその7万円を町で負担するというふうな話が進んでいるそうです。となると、それを踏まえて、皆さんはどう対応をするかというのもしっかり考えないといけない時期に来ていますので、早急にやらんといけませんので、その辺どうですか、部長。

○宮城力企画部長 内情といいますか、状況をしっかり分析して検討をしてみたいと思います。

○平良昭一委員 続いて、小さな拠点づくり支援事業の詳細について説明願います。

○森田賢地域・離島課長 小さな拠点づくりの事業

は、住み慣れた地域に住み続けたいと、住民が生活されるために生活圏内での機能、サービスの維持確保に向けた中核機能というのを担えるように、本県の事業でサポートしているという中身でございます。

○平良昭一委員 以前に、過疎化の進む地域のコミュニティー施設としての核である共同売店の維持について、本会議の中にありましたけど、地方創生推進交付金を活用し、集落の機能維持を図る小さな拠点づくり支援事業を行って支援をしていきたいというようなことを言っておりましたが、その件に関してどういう進展がありますか。

○森田賢地域・離島課長 まず、今年度の事業におきまして、この小さな拠点事業を推進するに当たって課題となっております地域について、市町村に照会をかけたところがございますけれども、そこで出てきた地域において、今、地域食堂等の展開とか、そういったことについては今、支援をしておることとございますけれども、そこでは共同売店そのものの市町村からの推薦地域というものは出ていないという状況でございます。

○平良昭一委員 地域から出ていないと言うけど、本会議の中でやりましたよね。そう答弁したんだよ。議事録にも載ってるよ。それで対応をしていきたい。ということは、全く今年度も動かないということと理解していいのか。

○森田賢地域・離島課長 支援地域について、この事業で一応、モデルとして横展開を図っていくという状況でございますけれども、令和3年度は今現状では市町村から対象が出てこなかったところとございますけれども、今後令和4年度以降、必要な措置については検討していく必要があるかなと思っております。

○平良昭一委員 前回の答弁より後退している。昨年の6月ですよ、言ったのは。小さな拠点づくりの支援事業にあっては、国頭村辺戸区、宜名真区、宇嘉区、この3地区と辺戸岬観光案内所が連携して集落ツアーガイド等の取組を行うこととしておりまして、その拠点に共同売店を当てるということを今、計画しておりますと。しっかりやろうとしているのに、全くやらないということは、後退しているということか。

○森田賢地域・離島課長 すみません、先ほど申し上げたのは、令和2年度から新たに追加した地域でございます。令和元年度から2か年かけて支援している今、おっしゃったような辺戸、宜名真、宇嘉地区での共同売店におけるサポートというものにつ

いては、これはしっかりと取り組んでおるという状況でございます。

○平良昭一委員 ということは、今年度の予算は減になっているけど、それ以上のことは考えていないということでもいいわけ。

○森田賢地域・離島課長 この事業につきましては、2か年でのサポートする事業ということでございまして、令和2年度においては、令和元年度から続く2拠点と、令和2年度において新たに設定した2地区というものを設けておまして、令和3年度においては、地域食堂等を扱う地域についてのサポートになっておるという状況でございます。

○平良昭一委員 追加するという事は可能ですよね。

○森田賢地域・離島課長 これ、地方創生交付金の3か年計画の中で事業というのを策定しておる状況でございまして、その事業計画の中で、一応、このような2か年かけての地域支援というようなスキームになっておる状況でございますので、現状では追加ということは難しい状況かなと思っております。

○平良昭一委員 あのね、こういうことを言っていると本当に過疎化は止められないよ。地域から過疎化が大変で、共同売店が閉まることは維持管理ができていないから、足のないお年寄りが住めなくなるんだということも言ってるだろ。そういう中で、追加もできない。じゃあ、どんな支援策があるの、見捨てるのかい。

○森田賢地域・離島課長 この事業につきましては、当然、その共同売店については全く何もということではなくて、当然、市町村と一緒にどういうふうな状況であるのかという共通認識とか。市町村でも、共同売店について独自で支援しているということもございまして、そこの連携も含めて検討していきたいと考えております。

○平良昭一委員 村でき、村でできないから、そういう話が出てくるんです。全て市町村任せということではないでしょう。お年寄りが非常に困って、我々は地域の県議としてそういう相談が来るわけですよ。それを簡単に見捨てるようなことでは困るよ。市町村任せにできないから、県にお願いしようという気持ちもありますので、せつかくそういう事業があるんだから国も。もうちょっと汗流すことはできないのか。これ、本当に追加できないということなのか。

答弁をお願いします。

○宮城力企画部長 県としては、過疎地域を見捨て

るつもりもなく、市町村任せにしているつもりもございません。ただ、連携して取り組んでいくということでございます。地方創生交付金の仕組み的な、制度的な制限があるとは思いますが、県としましては、ほかの財源も含めて、地元の考え方というのが、まず一義的になるかと思えます。そして、市町村の思いもあると思えます。

県として、これらの考え方も踏まえつつ、寄り添っていきたいというふうに考えます。

○平良昭一委員 それぞれの地域によって、共同売店の運営の仕方は違うと思えますよ。村が積極的に絡む、市町村が絡むところもあれば、そうじゃないところもあります。本当にもう見捨てられているような状況の方々もいるということも、もうちょっと詳しく調査をして、対応をしていただかないと、今、部長が言うように、別の予算等でもいろいろ考えてやっていただかないと、本当に過疎化が歯止めがかかりませんよ、そうなる。その辺、十分認識して取り組んでいただきたいと思えます。

次に、先ほどもちょっと出ましたけど、沖縄しまちんぐ実証事業についてですけど、離島ならではのワーケーションを促進するという事は、非常にいいことでありますし、これは新しい新規事業であり、今回から新しくやるということですから、事業の目的や必要性などについて、具体的にもうちょっと説明していただけますか。

○森田賢地域・離島課長 まず、事業内容につきましては、ワーケーション目的で来島する方や、地域振興に関心がある企業などを対象に、観光地で余暇を過ごすだけでなく、離島の現状や課題などを学び、体験するモニターツアーを実施し、地域交流をメインとした離島地域ならではのワーケーションの魅力向上や、関係人口の創出を図ることを目的としておる事業でございます。

この事業につきましては、当課におきまして、移住定住事業というものもやっておりますけれども、当然、すぐに移住定住までハードルがございまして。そしてまた、現在すぐに定住住宅等の整備というのが進みづらいという現状もございまして。そういった中で、担い手をいかに確保するかという観点ですね。少しずつ関わる人を増やしていくというようなことが重要なポイントかなというふうに考えておまして、移住や離島でのビジネス展開の前に、この段階的なステップアップとして、他拠点居住の一つとして選ぶ先でありますとか、ふるさと納税の対象地とか、そういったところに目を向けてもらえるような

関係人口の創出というところにつなげていきたいと考えております。

○平良昭一委員 分かりました。

最後に、石油製品の輸送等の補助事業費。これ、我々の会派としてかなり前からいろいろ取り組んできてやってきたような、長いことやってきておりますけど、実際、離島の皆さんの考え方、実績としてどういう評価をされてきているのか教えていただきたい。安くなっているのか、沖縄本島と一緒にしているのか。

○森田賢地域・離島課長 この石油製品の輸送等補助事業というものがございますけれども、これは本島から離島における石油製品の輸送をする際にかかる経費というものを補助する事業でございます。

この補助事業につきまして、適宜倉入料等の補助単価等を見直しながら、輸送コストの低減に努めておるところでございます。平成30年度に実施した実態調査によりますと、平成20年度と比較して、ガソリン1リットル当たりの価格差は25円から16円に縮小をしておる状況でございます。一定の成果を上げているものと認識しております。

○平良昭一委員 本当に離島の方々がそういうふうに思っているというふうには信じたいですけど、今度、予算も減になされてますので、今後の状況を見ていきたいと思っています。

終わる予定でしたけど、ちょっと思い出してしまいました。鉄軌道の問題。寺本室長、私は、もう言い方がおかしいかもしれませんが、名護から那覇だというふうには、国頭地区から、いわゆる北部地区から要請があつてきて、そのものが動き始めたこと認識しております。平成6年、7年、8年ぐらいかな。その中で、いつも論点になるのは、那覇を中心、中部を中心とした、この駅を中心に考えること。それがもういら立ってしようがなかった。名護から那覇というような認識を私たちは持ってきて、これまでやってきたと思いますけど北部の方々は。それは間違っていますか、私の考え方。玉城義和さんはそういうふうにして県に要請したはずですよ。そうですよ、あれは国頭地区から上がってきたからこの議題に上っているんです。

県じゃないですよ。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 ちょっと私もいつも偏った言い方していたのかもしれませんが、基本的には、相互交通体系の考え方でお話させていただきますけども、那覇に高次機能を有する交流拠点があるということと、その那覇と北部圏

域、宮古、石垣、それぞれの圏域を、拠点をしっかり結ぶという大きな考え方、圏域構造の考え方が示されております。そういった概念で沖縄本島についても、圏域間をしっかりと鉄軌道で結んで、圏域構造を変えていこうというのが大きな考え方として示されております。その中で、那覇一名護、または名護ー那覇というような鉄軌道をしっかりと結んでやっていくというのが基本になっているところがございます。

○平良昭一委員 要は、国の了解を取るためにね、そういうシステムを構築するのであればそれはいいと思いますよ。

ただ、北部からの要請があつてから、これがそこに今、議題になっているということ忘れては困るなということでの認識です。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時55分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 まず、皆さんの当初予算の概要の中で、新型コロナウイルス感染症対策関連予算ということで3.8億円あります。その内容を教えてください。

ごめんなさいね、事前というか、もうみんな聞いてるもんだから、聞くのがないわけさ。何で3.8億円の分かるんじゃないの、希望するPCR検査で幾らとか。

○宮城力企画部長 この3.8億円の中身ですけども、空港でのサーモグラフィー監視業務等が含まれているところです。すみません、内訳については後で御報告したいと思います。

○當間盛夫委員 いや、それだったら部長、今の言ったら、皆さんの概要の中にはサーモグラフィーは交通体系の機能強化の中に入っているわけさ。別だと思ふわけさ。だから、希望をするPCR検査だとかっていうのが、この部分じゃないか。皆さん8000円の補助してるでしょう。

僕、止めるためにこの質問はしていませんので。

それじゃあ、空港でPCR検査をやる分とは別個で、希望をする皆さんがPCR検査をやる事業がありますよね。これは、私に説明しに来たときに、交通政策課の方が説明しに来ていたんですけど、この事業は交通政策課がやっているんですか。

○金城康司交通政策課長 まず、県民に安価で提供できるPCR検査の体制構築なんですけれども、予

算自体は今年度も、令和3年度も保健医療部の予算であります。

ただ、今年度につきましては、執行を保健医療部から企画部が分任受けまして執行をしておりますが、次年度は予算計上も執行も保健医療部になります。

○當間盛夫委員 じゃあ、交通政策課ではやっていないわけですね、その分では。

○金城康司交通政策課長 令和2年度につきましては、保健医療部からの分任を受けまして、交通政策課のほうで実施しておりますが、令和3年度につきましては、予算計上も予算の執行につきましても、保健医療部のほうで対応をすることになっております。

○當間盛夫委員 交通政策課は暇かということをお願いしたかった分でしたので、これでいいです。

次に、振興推進事業費、これは何で減になっているんですか。今度、正念場になっているはずなんでしょうけど、何で1100万も減になるんですか。

コロナ対策で向こうに行けないから、その旅費の減だとかっていう話があるんじゃないの。

○宮城力企画部長 令和2年度にあつては、令和3年度の新たな振興計画に向けたいろいろな調査、委託を実施していたところ一例えば、サンライズベルト構想に係る委託等々がございました。

令和3年度は、これらの調査結果を基にして、新たな振興計画の素案づくりをすることになっておりますので、それらの調査費が減額になったというところがございます。

○當間盛夫委員 皆さんの計画策定のもので、3月で素案を出す。で、12月で新たな振興の答申をということで、この審議会にかけてくるんですけど、この審議会は8月—私も一般質問でやるんですけど、8月には皆さん令和4年度の予算及び税制改革の要望を出さないといけないわけですよ。これはどのように、この審議会の答申とか反映されるんでしょうか。

○宮城力企画部長 素案を策定して、審議会に諮っている途中ではあるんですけども、計画段階における一例えば、一括交付金であったり、あるいはハードの社会基盤の整備であったり、これらについて内閣府と調整して、概算要求を行っていただく。

もう一点、税制改正要望も8月末に行うこととなりますけれども、新たな制度提言の中で、国と調整して、これについては実現可能性があるという内容のものを内閣府から税制の改正要望として出させていただくということを今、想定しているところござ

います。

○當間盛夫委員 4月から8月まで4か月間皆さん内閣府と調整をしないとイケないんですよ。そういった部分の中で、玉城知事として、この沖縄振興策、国に対しての要望だとか意見交換というのは何回ぐらいやられているんですか。知事としてよ。

○宮城力企画部長 昨年の7月に、新たな沖縄振興のための沖縄振興特別措置法の拡充延長、それから、跡地利用推進法の拡充延長、加えて、沖縄振興開発金融公庫の現行の組織のままの継続、この3点について、沖縄担当大臣はじめ、関係要路にウェブあるいは電話で要請をしたところ。そして、10月末に開かれました国の沖縄振興審議会、この審議会の委員は知事も構成員とされております。この中でも、同様に新たな沖縄振興が必要だということを知事から申し上げたところでございます。

○當間盛夫委員 宮城部長もこの振興、いろんな携わり方を職員時代にやっているはずなんでしょうけど、仲井眞知事も相当に苦勞して10年前、この21世紀ビジョン、新たな振興策を勝ち取った。これ、民主党政権のときなんですよ。大概に苦勞をするんですよ。今度、もうこのコロナ禍の中で、なかなか上京をして要望をすることも皆さんもできない。知事としてもできないという中で、8月には皆さん、4年度の予算の要求もしないといけない。もう一括交付金が取れたもの、高率補助が取れたものとして、この予算要求をしないとイケない。現実ですか。

○宮城力企画部長 10年前のスケジュールとも比較しながら、我々もスケジュールを整えて対応しているところです。国との議論が本格化していないところの大きな要因としましては、まだエビデンスデータに基づいた国の現行の沖縄振興の総点検がまだ終わっていないというところもございます。国と確認しながら、国の総点検の結果を踏まえて、急ぎ知事をはじめとして、企画部総動員で対応をしたいというふうに考えているところです。

○當間盛夫委員 振興推進事業費については、知事に要調査事項でお伺いをしたいと思いますので、よろしく取扱ってください。

○又吉清義委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の終了後において協議いたします。

○當間盛夫委員 次に、交通体系の機能強化についてであります。バス路線の補助事業で皆さんからいろいろと質問があるんですが、各路線バスの、皆さん、赤字額は報告があるんじゃないですか、どう

ですか。

○金城康司交通政策課長 バス会社に聞き取りしましたところ、これ減収額なんですけれども、昨年3月から今年の1月までで約20億の減収額となっているというふうに聞いております。

○當間盛夫委員 バス事業者のほうからすると、この路線バスの赤字を補填していた観光バスにおいても、約6億の赤字だというふうに聞いてるんですが、先ほども支援策を打ち出していきたいという、部長、お話しがあるんですが、これ皆さん、もう少し本気度を出されたほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○宮城力企画部長 バス協会の皆様から何度も要請を受けて、非常に厳しい状況というのは本当に我々も十分認識しているところです。再三申し上げておりますが、公共交通は県民の、いわゆる移動の足、特に交通弱者にとってはもうなくてはならない移動手段というのは、もう十分認識しております。そして、緊急事態宣言が出されて、人の往来が少なくなってもバスは止めることができない。したがって、雇用調整助成金、雇用調整もなかなかできない。けれども、減収が増え続けているという状況は十分認識しているところでございます。

ただ、バス協会の皆様が御要望している額には達していない、九州各県と比較しても、低額であるということも十分認識しておりますので、当初予算には計上されておりませんが、できる限り早めに補正対応等で、このバス業界さんの苦境を少しでも緩和できるように対応に努めたいと思います。

○當間盛夫委員 皆様、いろいろ対応をしないとイケない面は大変だというふうに認識はしています。

しかし、長崎等を含めると1台当たり30万というような支援をしているということもあります。皆さんがこれまでやった部分での、去年の6月にやった分は1台当たり5万円ということですので、この差もあるということを見ると、沖縄は鉄軌道がないわけですよね。それからしたら、この路線バスの在り方っていうのは、本当にどう考えるのかということをもう少し一緒にまた考えていきましょう。どうぞ支援策、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、鉄軌道の導入に関して5000億、今回も上げられているんですが、これまでの国と県のこの調査費、ちょっとお教えてください。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 まず、県のほうの調査費です。県のほうでは平成24年度から鉄軌道導入に向けた取組を開始しております。平成

24年度から元年度までの8年間におきまして、決算ベースで調査費は約4億4300万円。国に関しましては、平成22年度から調査を開始しておりますけれども、令和元年度までの10年間で約8億1700万円の計上をしているというところでございます。

○當間盛夫委員 県の令和2年の予算を見ると、8000万ついていますので、それからしたら県は令和2年考えると5億の調査費。国においても、大体1億の予算ですので、大体それからすると予算額からすると、約13億を使って調査をしているという中で、国の調査と皆さんのこのビー・バイ・シーの差っていうのは何だというふうに考えられているんですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 ビー・バイ・シーそのものの計測方法も異なりますけれども、一番大きく異なるのは、ルートが異なるということと、システム等々が異なっていることが大きな要因だというふうに考えております。

○當間盛夫委員 先ほども平良委員から名護から那覇だというようなところがあるんですが、この国のものは名護から那覇、糸満なんですよ。

我々は今、浦西まで、浦添までモノレールが開通をしている。皆さんも向こうにパークランドを造ったというものから考えると、もう一度、その鉄軌道の在り方ということのものを見直す時期に来ているんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 今、モノレール含めて、様々なインフラが整備されているところではございます。我々が今、やっています鉄軌道に関しましては、基本的には先ほど申し上げましたけれども、広域交流拠点の那覇と北部圏域の名護ですね。拠点都市では名護をしっかり結んで、圏域構造を構築していくと、変えていくというところに基本的な考え方がございます。そこにやはり1時間ということを含めたときに、今は現状の中でいいますと、鉄軌道で那覇から名護までを高速で鉄道で結ぶというような計画に基づいて進めていくものというふうに考えております。

○當間盛夫委員 振興措置法の91条で、この鉄軌道の在り方を調査及び検討を行うよう努めるというのが、この振興計画の中ではあります。国は、調査研究したけど、検討をしたけど、ビー・バイ・シー出ないと。これは無理です、というような結果にならないですか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 91条第2項のほうでは、国、地方において、それぞれ調査検討を進めるというふうに規定されております。た

だ、国の基本方針におきましては、この調査の結果を踏まえて一定の方向性を取りまとめ、主要の措置を講ずるといふふうにございます。県としましては、これまで、ビー・バイ・シーも含めて国から示された課題について検討を行ってまいりました。今後、新たな沖縄振興の制度提言の中でも、特例制度の創設を求めていくこととしておりますが、その中で、これまでの調査結果、国の調査結果もそうですけれども、我々の調査結果も含めつつ、しっかり国と、我々としてはまだ交通課題は残っているものと認識しておりますので、鉄軌道導入に向けて、しっかりと国と調整を図っていきたくて考えております。

○當間盛夫委員 これは、部長が答えられたほうがいいと思うんですけど、振興特別措置法の中に、皆さん今度も調査及び検討ということではなくて、今度は導入を実現するというような文言に変えないと、この実現っていうのはできないというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 今現在、調査及び検討を進めるということが91条第2項で規定されております。当然、我々もこれまで国から示された課題について、しっかり検討してきたところでございます。こういった検討結果も含めて、やはり、交通課題解決に向けて、その調査検討からもう少し前に進めるような文言にしていくという考えでもって、これから国としっかりと協議を進めていく必要があると考えておりますし、そういった対応させていただきたいと考えております。

○當間盛夫委員 今回、皆さん振興計画の柱というか、ど真ん中にSDGsということで掲げています。私は、この沖縄のこの交通体系はまさに県民の足ということも踏まえながらも、SDGsの観点からも、この交通体系の機能強化ということは重要だというふうに考えているんですが、部長どうでしょうか。

○宮城力企画部長 新たな振興計画の中でも、シームレスな陸上交通体系の整備を図ることとしております。鉄軌道をはじめ、フィーダー交通の充実、公共交通の充実に向けて取り組む必要があるというふうに考えております。

○當間盛夫委員 これ、苦言的になるんですけど、皆さんバス路線の補助事業でも今回いろいろとこれから支援を行うというのもあるんだと思うんですけど、これで1点、1億6000万なんですわね。

ところが、空港のサーモグラフィでも1億8000万使うわけですよ。何が主なのかなど。確かに、水際対策も大事なんですけど、この水際対策、先ほども

皆さんにこの3億8000万の、そのコロナ対策はどういうふうな使い方をするのかと言っても、その答えが出てこないということはね、僕はね、このコロナ対策、皆さん検査体制ね、経済体制もそうですけど、やはりね、どっか一元的にまとめて、僕はやる必要も出てくるんじゃないかなというふうにも思っております。そしてまた、この交通体系の機能強化、私は委員長、このね、大変大事だというふうにも思っておりますので、この交通体系の機能強化についても知事にお伺いをしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

○喜舎場健太企画調整課長 先ほど當間委員からありました、新型コロナウイルス感染症対策関連予算の3.8億円の内訳でございます。那覇空港サーモグラフィ設置監視事業1.8億円、全庁共通システム整備費0.7億円、離島オンライン体験サポート事業0.6億円、おきなわ離島体験交流促進事業0.3億円、離島ICT利活用促進事業0.4億円ということで、この部分については當間委員御指摘の歳計事業、大変恐縮ですが、含みまして、コロナという視点で取りまとめ3.8億円というところで、歳計という文字を表記すべきでした。

大変申し訳ございませんでした。

○當間盛夫委員 答弁によっては質問変わっていたかもしれないのに。

ありがとうございます。

○又吉清義委員長 島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 皆さん、こんにちは。

まず最初に、企画部として向こう1年間の予算編成に当たって、いろいろ柱となるのはあると思いますが、特に向こう1年間、こういうことで予算組みしたっていうのがありましたら、全体的な中でお答えをいただきたいと思います。

○宮城力企画部長 当初予算案の概要、先ほどの部局別の横置き資料がございます。

企画部の柱は7本あるというふうに考えております。まず、振興計画の策定、それから離島の産業振興定住条件の整備等々のこの7項目、これを重点的に行うということで、あと、一括交付金をいかにして配分するか。その視点で、今回、マイナスシーリングもございました。どのように再配分するかどうかというところで腐心しながら、取りまとめたところでございます。

○島尻忠明委員 次期振計に向けても今年度しっかりと、4月から始まり、いろんな協議の中で進めていくと思いますが、その辺について。

令和3年度当初予算案—主な事業の概要の中で、19番、新たな振興計画の策定及び計画推進に関する経費というのがありますが、この辺、具体的に説明をお願いいたします。

○喜舎場健太企画調整課長 この事業は、新たな振興計画策定に要する経費や、現行計画の推進に要する経費を計上しております。主な内容は委託料でございますが、例年沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく、県の取組などの広報費用、そして3年に一度、県民意識調査というものを実施しております、その費用。新たな振興計画策定に向けて、社会経済フレームの分析調査などを行う費用などを計上しているところでございます。さらに、このほかに県の振興審議に関する事項を審議する、沖縄県振興審議会の運営経費、結構でございます。そういったものを計上しているところでございます。

○島尻忠明委員 これを持つことによって、次期振計へ向けての方向性っていうか、いろんな課題を問いながらやる審議委員会ということによろしいですか。

○喜舎場健太企画調整課長 沖縄県振興審議会は、会長は琉球大学の学長でございます。各界、各層150名程度の方々に、結構な期間、審議をいただくということで考えております。

○島尻忠明委員 ですから、この結果をもって、それをもって次期振計に当たるっていうことで理解してよろしいですか。

○喜舎場健太企画調整課長 現在、委員の皆様にもお示しました、今新たに振興計画に向けましては、骨子案を取りまとめたところです。

この後ですね、3月に素案というものを取りまとめ、5月頃にそれを公表し、今御指摘の審議会に諮問、審議をお願いするということを考えているところです。

○島尻忠明委員 この審議会は延べ何回、骨子案の策定に至るまで、何回の審議会をいたしましたか。

○武村幹夫企画調整課副参事 この審議会での審議につきましては、5月に今諮問を予定しておりますが、本審議会の下のほうに9つの部会がございます。この部会、それぞれ5回程度、延べで申し上げますと45回の審議を行いまして、今年末の12月に新たな振興計画の答申をいただきまして、その後、年明け1月から3月にかけて、また県内各界、各層からの

御意見を頂戴いたしまして、来年3月末に新たな振興計画案として取りまとめる予定としてございます。

骨子案につきましては、昨年度行いました総点検報告書を基に、あと、同時に行いました新沖縄発展戦略を踏まえまして、庁内で骨子案としてまとめてございます。この骨子案の取りまとめに当たりましては、県の振興審議会にはかけていないということでございます。

○島尻忠明委員 この2つの審議会、委員会には、富川前副知事はどのように関わっておりましたか。

○武村幹夫企画調整課副参事 富川前副知事におかれましては、新沖縄発展戦略を昨年度に中心になって取りまとめたいただきまして、その新沖縄発展戦略を骨子案に盛り込む中で、また、今年度も御指導いただきながら、1月末に骨子案を取りまとめたところでございます。

○島尻忠明委員 本来であるならば、本人がいれば、お聞きをしたかったんですけど、その中でせんだったこの委員会でも、富川前副知事が担当していた担当部署については、新しく選任をされました照屋副知事が予定されておりましたが、そういう部署替えもありましてですね。その部署替えによって影響があるかどうか、聞かせください。

○宮城力企画部長 確かに、企画部の担当は謝花副知事になります。ただ、沖縄振興計画、それから、制度提言も含めてなんですが、ラインでなくとも三役、そして、政策調整監を含めた上で議論いただいて、検討を進めていくということとしているところでございます。

○島尻忠明委員 部長、先ほど前回10年前のスケジュールといろいろ対比しながら、今進めているってことでしたけど、その辺、対比して今の状況というのは、前回と同様に進んでいるっていう理解でよろしいですか。

○宮城力企画部長 計画の面にあつては、初めてたたき台をつくって、幅広く御意見を頂戴するということでは、前回よりも、若干スケジュールは早いのかなという状況です。

一方、制度については、国との調整を進めていかなければいけないんですけども、まだこれが始まっていないというところでございます。国の総点検の点検の結果が終わり次第ですね、急ぎ調整を進めていくこととしているところでございます。

○島尻忠明委員 いや部長、シンプルに、要するに比較をして、国のいろんなものもあるかもしれませんが、先ほど部長も携わっていることで、ちょっと

答弁がありましたので、その中で前回と比較して、同じように進んでいるという理解でよろしいですか。

○武村幹夫企画調整課副参事 10年前との比較で申し上げますと、総点検報告書の策定期間、そして、中長期を見据えました新沖縄発展戦略をまとめたという新たな取組、そして、議論のスタートが、今年1月末に発表しました骨子案に基づいて、既に意見の聴取も行ってございます。10年前につきましては、今年でいいますと4月からこういう意見聴取を行ってございますので、今年のほうが少し熟度が高い、検討の度合いは高いものと自負しております。

○島尻忠明委員 それでは、間違いなく、このお互いが今、向けて、いろんな計画なざる予算案を含めてですね、しっかりと国に要求どおりいくということで理解してよろしいですか。

○武村幹夫企画調整課副参事 そのように努めてまいります。

○島尻忠明委員 部長に答弁を求めます。

○宮城力企画部長 知事を先頭にですね、国との調整を進めて、新たな沖縄振興のための国の諸制度等の調整を急ぎ進めてまいりたいと思います。

○島尻忠明委員 それとですね、皆さん振計に向けてもSDGsという話もありますが、これは沖縄の特殊性とかいろんな中で、いろんなこと、振計、いろんな要因がある中で、このSDGsというのは日本だけではなく、これ世界的な課題だと思ふんですよ。これを中心にやって、今、次期振計のいろんな案を練っておりますが、これは、沖縄特有ではなくて、全世界的なものだと思ふんですが、これも中に入れながらやるっていうのは、特に何ら支障はないですか。

○武村幹夫企画調整課副参事 今回の振興計画骨子案におきましては、策定の意義といたしまして、条件不利性の克服というこれまでの視点に加えまして、我が国の発展への貢献という、新たな時点を策定の意義として追加してございます。我が国においては、このSDGsという、国際社会の共通目標をですね、国としても推進していくという方針を取ってございます。その一つですね、国への貢献の一つとしてもSDGsを推進することは、意義があるものと考えてございます。

○島尻忠明委員 特に沖縄から、このSDGsに対する発信するのっていうのは、どういふのがありますか。

○武村幹夫企画調整課副参事 今検討段階でござい

ますので、明確にはお答えできませんけれども、沖縄といふのは、やはりこの島嶼県でございまして、環境にしましても脆弱性がございまして。そうした中で、このSDGsが取り入れております社会、経済、環境の3側面が調和した取組というものは、この持続可能性という意味では、沖縄の発展にも意義があるものと考えてございます。

○島尻忠明委員 まだ今の段階でも、具体的になってないような答弁であります。しっかりと早めに調整をしてやっていただきたいというふうに思っております。

それでですね、骨子案の中にあつた臨空・臨海という言葉がありました。那覇港っていうことで、皆さん記載はありましたけど、そこは、どの場所を、あの那覇港の中に、そういうキャパってあるんですか。骨子案に入りましたので。

○宮城力企画部長 調整段階でいろいろありましたが、最終的な県の意思決定として、骨子案には、那覇港湾施設と那覇空港を一体整備する臨空・臨港都市の形成については盛り込まなかったということでございます。

○島尻忠明委員 あと、先ほどからいろいろと質疑がありますバス路線補助事業なんですけど。そもそもこの事業ができた目的をお聞かせください。

○金城康司交通政策課長 バス路線補助事業費というのが、国の補助事業として、全国一律の事業なんですけれども、ちょっと資料なくて、できた経緯を詳細にお答えすることができないんですけれども、恐らく全国的にですね、やっぱり住民等の足、特にバスが必要な地域、例えば過疎地域もそうなんですけれども、不便な地域において、やっぱりバス路線を継続的に運行していただく必要があるというふうな観点からですね。そういった赤字については、やっぱりしっかり行政のほうで補填して、路線の維持を図ることが最終の目的だったと考えております。

○島尻忠明委員 まさに、そのとおりなんですよね。ですから、今バス関連の皆様方が要請してるのは、今まで路線、要するに交通弱者含め地域のいろんな課題等がありまして、やはり、しっかりその目的を達するために、補助事業したと思ふんですよ。ただ、今回はコロナ禍で、イレギュラー的なものが出てきてですね。それに対する支援策をお願いしているんですよ。例えばほかの—この企画部が所管するもの以外でもですね。補助事業いただいている中で、しかし、今回コロナがありましたということで、手当

てしてるのもあるんですよ。ですから、この補助事業とは別で、皆さんこれがあるからという答弁の受け方なんですけどね、私たちは。別メニューで、予算で、皆さん専決処分もいろいろやっていますよね、医療関係にしてもいろんなもの。やはりそこにも、その考え方をちょっと変えていただいて、コロナ禍による一時的なものですからね、この補助は。これが続くわけじゃないですから。あくまでも、このバス補助事業というのは、路線のいろんな問題があって、地域間あつての補助事業で、先ほど答弁にもありました、全国的にもそういうのがありますということで、予算化、全国的にやっているというふうな理解をしていますよ。ですから、そこにこだわらずに、やはりコロナ禍の中ですから、そこで今困っているわけですから。ここが万が一破綻したら、やはり交通弱者を含め、いろんな方々への影響が大きくなりますので、その辺を含めて別予算立てで、しっかりとコロナということに関して手当てをするメニューってというのは、できないものですか。

○金城康司交通政策課長 昨年も6月補正で、このバス補助事業とは別のメニューで、感染防止対策の継続的な対策を図るという観点からバス、タクシー等について、公共事業者に対して奨励金を予算化して支給しました。

今後も、まだ予算化をされてないんですけども、恐らくやるということになれば、この補助事業という別の事業立てになると思っていますので、そういった事業立てを早期にちょっと検討していきたいと考えております。

○島尻忠明委員 せんだって補正予算の件もよく分かりますので、ぜひ、やはりそれでも厳しい状況は、皆さんもしっかりと把握していると思いますので、早めに、これは時間との勝負でもありますので、やはり、バス事業というなりわいをしている皆さんも、しっかり今頑張っていると思いますが、やはり、刻々と時間だけ過ぎれば、厳しい状況になるというのは目に見えていますので、早めに部長も含めて検討方お願いしたいと思っております。

次に14ページの34番。移住特定促進事業についての目的と、県と過疎地域、離島との関係をお聞かせください。

○森田賢地域・離島課長 移住定住促進事業では、離島・過疎地域でバランスの取れた人口の維持、増加を目指すため、移住者受入れの取組を進める市町村と連携いたしまして、移住相談会や移住体験ツアーを開催しているほか、ウェブサイト上での沖縄への

移住に必要な情報発信等を行っているところでございます。

市町村との連携につきましては、例えば、中間支援組織の育成という観点で、久米島町であったりとか、与那国町であったりとか、これから中間支援組織を育成するということに対してのサポートというものを行っているところでございます。

○島尻忠明委員 これは、予算的措置とか、そういうのは、手当てをしていないということと理解してよろしいですか。

○森田賢地域・離島課長 令和3年度で、移住事業470万ほど取っておりますけれども、先ほど申し上げた中間支援組織の育成ということも、この中に入れております。

○島尻忠明委員 あとですね、移住促進をします中で、皆さんがどこまで、関わるかはちょっとあれですけど、移住するに当たってですね、この住民票の異動とか、条件がありますか。この促進事業を利用して移住をする場合。住民票の異動。

○森田賢地域・離島課長 当然ですね、移住のフェアであるとか、ツアーとか実施しております、顔の見知った関係ということと、住民票をきちんとというようなことについては、アプローチしているところでございますけれども、最終的に全ての移住者が住民票を出したかということが、把握できないところでございます。

○島尻忠明委員 各離島とか、過疎地域と言われるところは、いろいろとやっぱり、その事業にも力入れて、やっぱりその地域の活性化ということで、いろんな補助メニューもやっぱりとかですね。やっぱりリフォームしたりとか、いろんなことが、なかなか住民票移動っていうのが、なかなか厳しいのがあるようなんですよ。いろんなインフラ整備とか、いろんなの一生懸命頑張って、その地域はやるんですけど、なかなか、またこれも2年、3年で、また戻られるとかですね。そういうのがあって、地域はいろんなメニューも準備はしているんですけど、やはりできれば、住民票も移動してというような話もしたほうが良いと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○森田賢地域・離島課長 市町村においてはですね、住民票を提出される際に、どういうふうな目的で来られましたかっていうような形で、アンケートを取っているところとかもあるというふう聞いております。ただ一方で、なかなか、個人情報でもございまずので、あくまで任意という形になっているという

ふう聞いております。

この辺は、市町村と県で移住の協議会というのを
つくっておりますけれども、その中でも情報を共有
しながらですね、いかに補足していくかということ
については、共有していきたいと思っております。

○島尻忠明委員 ぜひ、以前にも、テレビでもやっ
てるんですけど、なかなか来ていろんなインフラ
整備、移住する方は、いろんな多種多様いますけど、
やはり定年後、やっぱり離島とかいろんなところに
住みたいというところに来て、その周辺環境整備も
するんですけど、なかなかそこに定住するのが厳し
いところがあり、また、住民票もなかなかいろんな、
不具合もあるというふう聞いておりますので、今
おっしゃるように、いろんな課題、問題があると思
いますけど、ぜひ取組ができるのであれば、協議を
していただきたいというふうに思っております。

あと一つだけですね、15ページの41番。沖縄・奄
美連携交流促進事業というのはどういう事業ですか。

○森田賢地域・離島課長 沖縄・奄美連携交流促進
事業につきましてでございますけれども、沖縄と奄
美群島の地理、自然、歴史、文化などのつながり
がありますとか、世界自然遺産登録に向けた取組等も
踏まえまして、両地域間の移動しやすい環境づくり、
交流することを目的として、沖縄県と鹿児島県が連
携いたしまして、両県の折半によりまして、沖縄・
奄美群島間の航空運賃及び、運賃の低減事業という
ものを実施しておるという中身でございます。

○島尻忠明委員 特に、職員間の交流とか、文化交
流とか、いろんなのはないですか。

○森田賢地域・離島課長 職員間の交流でいいま
すと、今当課に奄美市からの研修生という形で受入れ
ということもやっております。

○島尻忠明委員 以上です。

ありがとうございました。

○又吉清義委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 13ページのバス路線の件です
けども、これは数人の委員が具体的な質問、また、具
体的に答弁いただきましたので、私は関連して、運輸
振興助成事業費ですね。

これは具体的に、どういう補助事業なんですか。

○金城康司交通政策課長 運輸振興助成事業なん
ですけども、これにつきましては、一般社団法人沖
縄県バス協会及び公益社団法人沖縄県トラック協会
に対して補助を行い、安全運転の確保ですとか、環
境問題対策、施設改善等、整備等の支援を行うもの

でありまして、具体的な対象事業は、例えば、バス
協会におきましては、運転手適性診断費用ですとか、
バス停や標識等の整備、それから、広報に係る経費
が対象となっております。それから、トラック協会
につきましてはですね。運転技能コンテスト、運転
手適性診断費用等を県のほうから助成することにな
っております。

○仲村家治委員 はい、分かりました。

先ほどからですね、部長ね。コロナで、路線バス
をはじめ大変な打撃を受けてると。貸切りバスと路
線バスがあるんですけども、貸切りバスは企画の担
当じゃないですかね。

○又吉清義委員長 休憩します。

(休憩中に、執行部より貸切りバスについて
は文化観光スポーツ部の所管であるとの説
明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

○仲村家治委員 じゃあ、切り離して話しない
いけないんだけど。取りあえず、路線バスの赤字が
厳しい。それを補填してきたのが、貸切りバスだ
ということをバス協会の会長さんからも幾度となく聞
いて、ただ、その補填をする観光バス、貸切りバス
が、ほとんどもう稼働してない。自助努力でやって
きたけれども、これ以上無理だということで、去年
から今年にかけて何度もうちの自民党のほうに来て、
あと議会にも、知事にも要請をしてると思うんです
ね。

ただ、他府県は多少なり沖縄県以上のことをやっ
てくださるということなんですけども、よくよく考
えたらですね。他府県のバス会社っていうのは、沖
縄県みたいに、バスだけやってるわけじゃないん
ですよ。大体が、電鉄、電車、そういった大手の会
社が、バス部門としてやってる。東京都は都営バス
が走っている。また私鉄の会社が、それを路線を中
心にバスを運営している。ですから、バス自体が赤
字になっても、ある程度親会社が補填をしてくれる
というシステムができていると思うんですね。そう
すると、沖縄県は鉄軌道がない県ですから、まさし
く県民の足になっている、こういった危機的な状況
の中で、確かにコロナのそういった予算措置ができ
ない。やっぱり企画部としても、予算がないって
いうので、多分補填とかそういったのができない
という苦しさがあると思うんですよ。だけど、次年度
以降ですね、先ほど部長からもあったように、やっ
ぱり生活がかかっている、そういった、要は、イン
フラに近いバス、運転手の人たちの確保ができないと、

一回崩れてしまうと、なかなか再建できないという話もありますので、やっぱりライフラインとしての考え方で、ぜひ、補正を組むなり、また、めり張りのある補正の分配、配分をやっていただきたいというのがありますけれども、部長どうでしょうか。

○宮城力企画部長 再三繰り返しになりますけれども、しっかりと予算を確保して、支援ができるように頑張っています。

○仲村家治委員 ぜひ、国のですね—多分、補正がこれからコロナで出てくると思いますので、私たちも応援しますので、財政に負けずに頑張らしましょう。

続きまして、那覇空港南側の船だまりの施設整備についてですね。次年度はどのようなになっておりますでしょうか。

○大嶺寛交通政策課副参事 那覇市が実施しております船だまり整備事業につきましては、平成30年度から事業に着手されてですね、これまで設計業務とか、一部ブロック製作工事は完了しておりますが、本体工事につきましては、一部の漁業権者の方から漁業権消滅等の同意が得られなかったということで、着手できなかったと。

それで那覇市のほうでは、令和3年度はですね、引き続きこの漁業権者に丁寧な説明を重ねまして、同意を得ていくっていうことをしておりますので、この令和3年度につきましては、取りあえず一旦、事業は休止というか、そういうふうな状況で進めていまして、令和3年度中に同意を得まして、令和4年度から工事を再開したいという状況でございます。

○仲村家治委員 もともとこの事業は、旧軍飛行場問題と関係がありますか。

○大嶺寛交通政策課副参事 それとは、直接的な関係はございません。

○仲村家治委員 3者の組合がですね、合意した後にしかできないっていうのは聞いていますので、もしそれが合意されたら、ぜひまた早期に建設ができるように、県としても協力してください。よろしくをお願いします。

先ほどありましたけれども、13ページの振興関係のお話。部長、去年の12月31日か30日に新聞に出た、この素案の記事が出たときに、那覇臨港・臨空の絡みで、那覇軍港の部分、あと、自衛隊の部分の活用を考えているというように載ったんですけども、それを受けて2月の2日に那覇港管理組合の議会の中で、管理者である玉城知事は、いやそれは勘違いで記事になったんじゃないかと、そういうことはありませんということでも明確に否定をして、今回、県議

会では明確に、それは途中は少しは議論があったかもしれないけど、最終的にはその部分は素案から消えたというお話がありましたけど、それで間違いないでしょうか。

○武村幹夫企画調整課副参事 今おっしゃった那覇港管理組合の議会のほうで議論がございました件につきましては、骨子案をつくる過程では様々な案がございましたので、そうした案が何らかの形で出てしまったのかもしれませんが、基本的には現在1月末に公表したそうした記述がない案が骨子案でございます。

○仲村家治委員 それで、その後、素案が出てきて、何度かその件も含めて総合事務局、内閣府の担当者うちの会派の代表が話したんですけど、一切そういう話は聞いてないよということだったんですけども、そもそもこの素案を作成するときに内閣府とかの内々の意見交換っていうのはやっていないんですか、やっていますか。

○武村幹夫企画調整課副参事 現在、国のほうで沖縄振興の検証作業をしております、まだ骨子案についての意見交換はしていないところでございます。

ただ、骨子案の情報提供、そうしたことは行っているところでございます。

○仲村家治委員 先ほど島尻委員からあったんですけど、富川前副知事がずっと携わってきて、その間いろんな方面と意見交換をしてきたと思うんですけども、その中で自民党の中に沖縄振興調査会と、あと美ら島議連がありますけれども、何か意見交換をやったことはありますか、次期振計に関して。

○武村幹夫企画調整課副参事 計画に関しては、そういう議論はさせていただいておりません。

○仲村家治委員 10年前—自民党時代だったんですけども、仲井眞前知事は自民党の沖縄関係者と密にそういう情報交換をして、それでもなかなかハードルが高かったという話で、今、自民党政権、自公政権ではあるんですけども、なかなかそういった理解者が少なくなっているっていうことを、皆さんもっと危惧しないと。何か機械的にそういう考えでやる。やっぱりこれは事務方には無理なんです。やっぱりある程度、三役なりが少なくとも意見交換を密にやっていて、もう本当に裸の議論をしないといけない時期に来てると思うんですけども、それをせずにお互い何かやりにくいなと言いながらやってきてるような感じがするんですけども、部長どうでしょうか。

○宮城力企画部長 本来なら国といろいろ調整して進めたいところなんですけれども、国の点検が終わっていないというところもあって、なかなか話し合いができていくというところもございます。総点検の結果も踏まえて、またこれについても、新たな振興計画の素案等にも反映させないといけないというふうに認識しておりますので、その結果を受けて、急ぎ対応したいというところもでございます。

○仲村家治委員 特に、自民党のこの美ら島議連は岸田先生が会長をなさっていますし、元沖縄担当大臣もなさってますので、もう少し、沖縄の応援団ですの、やっぱり県のほうから歩み寄って一歩み寄るといのはちょっと語弊があるな、もうちょっと相談乗ってくださいよという呼びかけして、何かそういう意見交換すべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○宮城力企画部長 まさしく、国の点検を踏まえた上で、幅広く関係要路に丁寧に御説明して、御理解と御支援をいただくということがこれから重要になってくると思います。幅広く視野を持って、対応を検討したいと考えているところもでございます。

○仲村家治委員 先ほど中間盛夫委員から要調査事項ということであったんですけども、私もそれには同意していますので、ぜひですね、またこの辺、もう時間がないので使える手段は全て使って、いろんなネットワークを使って、ぜひ、このタイトなスケジュールを乗り切るようにお互い頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 私も資料3の1、令和3年度の説明資料からバスの質問をさせていただきます。

本当にしつこいと思ってる方もいるかもしれませんが、多くの議員が今この業界を何とかできないかという、そういう思いであるということだと思っております。実は私、今日バスに乗って帰るんですよ、関係ないんですけど。大体いつも3か月に一度ぐらい1万円チャージして乗ってたんですけど、最近乗る機会が減りましたね。県が緊急事態宣言を出して、時短営業が20時までになって家に早く帰るようになった。そういった理由で乗る機会が減ってる人も多いんだろうと思っております。そんな中、バス協会から12回要請が出ていて、その中7回が路線バスの内容だということで、企画部に出されていると思います。この出された要請の中で、企画部内で対応できる内容のものはありましたか。

○金城康司交通政策課長 これまで沖縄県バス協会のほうから7回要請を受けています。その分の内容が感染症対策と、それからあとバス路線の維持に向けた緊急支援が主になっています。感染症対策につきましては、6月補正予算で奨励金ということで計上して支給したところなんですけど、路線維持等に係る、要するに減収に係る緊急支援ということについては、まだこちら県のほうでも手当てできていない状況であります。

やはり路線バスも、運行継続というのは非常に県民の生活を支える意味で、本当に必要な交通インフラだと考えておりますので、先ほど部長からもお話があったんですけども、引き続き支援策に向けてしっかり検討していきたいと考えております。

○花城大輔委員 7回も要請して、まだ返事ができてないものがたくさんあるということと、また今回予算が若干減っていますよね。このような状況の中、本当にこの規模の予算措置でよかったのかどうか、これちょっと伺いたいと思います。

○金城康司交通政策課長 今回の予算化されていまずバス路線の補助事業というのは、あくまでも、これまでも赤字路線ということでそういった計画で定められていて、毎年、国のほうから認定された国庫補助も受けるんですけども、その算定に当たっては、過去5年間の決算状況を勘案して予算化することになります。その結果、結果として予算的には対前年度で、若干マイナスになっているというふうなことでございます。

○花城大輔委員 やはりうちの会派の島尻委員からもありましたけども、新しいメニューを準備する必要、そして部長からもありましたけど、なるべく早い段階で補正を組む、これもう本当に急がないといけないんだろうなと思っております。

また、先ほどこの予算が減ったことに対しても触れましたけど、私は今後、乗客の少ない生活路線というものは増える傾向でいくんだろうなというふうに思ってるんですけど、県としてはどのように捉えていますか。

○金城康司交通政策課長 委員おっしゃるように、今コロナ禍ということで、バスの利用客というのが減っていることは事実であります。

そういった中で、今後やっぱり路線によっては利用客が減ることが想定されております。そういった場合については、そういった赤字路線として計画にしっかり位置づけて、補助できるように国、県、市町村のほうと連携して、調整しながら実際の計画に

盛り込むのか検討することになると思います。

○花城大輔委員 私はそれに併せて、新規の路線というものも増えていくんだろうとと思っているんですね。例えば、ライカムができたときに、国道330号沿いにある比嘉西原——一番近いバス停ありましたけど、そこからさらに中に入ってライカムの正面玄関をぐるっと回って出て行く路線ができました。今回、沖縄市でアリーナできましたけど、そこに併せてまた基幹急行バスのようなものや高速バスのようなもの、多分出てくるんだろうなど。そうなった場合に、また、乗客の少ない生活路線をどうするかというふうになっていくんだろうというふうに思っています。なので、そこら辺についても、路線バスで赤字を食った分、貸切りバスで補填する。これは非常に不健康だと思いますから、この生活路線を守るための手当てというものはしっかりまた検討していただきたいなと思っています。

また、部長、決算のときの総務企画委員会の中で私が質問したことを覚えているか分かりませんが、ライカムのバス停の比嘉西原で大きな屋根ができて、タッチパネル式の掲示板もできて、上からミストが降ってくるっていう設備があって、それに対する質問をしたときに、企画の担当者が、これは総合事務局がやってることなのでちょっと承知していませんっていうようなことだったんですよ。これはなぜそういうふうになっているんですか。

○金城康司交通政策課長 今お話のあったライカムの比嘉西原バス停、それから那覇の農林中金前バス停につきましては、沖縄総合事務局のほうで試験的に高規格バス停ということで設置しているものがございます。

○花城大輔委員 昨年聞いたときは、ちょっと承知していません、内容は分かりませんということでしたけど、私、この辺からも、バス業界を支援する手だてがあるんだろうとってるんですよ。例えば、国は今どのようなものができるのか、また、それが沖縄にとってどれぐらいの利益を生むことができるのか。その辺のことも探りながら、赤字を補填していくのみでなくて、どのように業績を上げていくかっていうことも大きな課題だというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただきたいなと思っています。

また、今日の質疑に対する答弁の中で、この渋滞緩和策でE T C事業に非常に力を入れているような感じがありました。これ、E T C事業にそれほど傾倒しているのは何か理由があるんですか。

○金城康司交通政策課長 今年に限って非常に力を入れてるわけではなくて、これまでもずっとE T Cの利用促進については、県のほうでも対応してきました。それはやっぱり一般道の渋滞を緩和する観点から、多くの人が高速道路を利用すれば一般道の渋滞が緩和されると。それと同じように、また、高速道路上でもスムーズにE T Cを活用して通過することによって、高速道路の出入口での渋滞は緩和できるという観点から、これまでと同じようにE T Cの利用促進に取り組んでいるところでございます。

○花城大輔委員 私は知事がテレビやいろんな媒体で露出をして、セールスもしてるっていう話聞きましたけども、ぜひですね、バスに関してもこれぐらいの熱量を持って取り組んでいただかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。例えば、期間限定でも構いませんけど、E T Cを使えばどんどん安くなるっていう話ありましたけど、O K I C Aを買うことによるメリットとかですね。何曜日はバスに乗ってみようみたいなそういうこととか、やれることまだまだあると思いますので、ぜひ県の力を発揮していただきたいなと思っています。

そして、今後のバス業界の見通し、県は今どのように正直捉えていますか。

○金城康司交通政策課長 バス事業者への聞き取りによりますと、新型コロナウイルスの感染症の影響によって、先ほども言ったんですけれども、令和2年3月から今年1月までの路線バス10社の減収額20億円超えるなど、路線バスの事業関係は大変厳しいものと認識しております。感染症の影響の対応としては、本事業の補助基準を下回った路線補助を受け付けることができるよう要件を緩和したことに加え、令和2年度補正予算において、沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業で奨励金を支給しました。

今後は、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金、これ経済産業省の支援金なんですけれども、その活用に向けたサポートに取り組むほか、公共交通の維持確保に必要な財政支援について国への要望を継続してまいります。また、感染症の影響が長期化する中で、県としてどのように今後の支援を拡充できるか検討しております。

○花城大輔委員 これはバス会社の赤字を補填する事業ではなくて、沖縄県民の足を守るための事業であるというところから、またどんどん施策を追加していただきたいなと思っています。

次はですね、同じページの振興推進事業費であります。これは何人が質問ありましたけど、今、非常

に危うい状況ですね。怖い、恐怖を感じるような情報しか流れてきません。これ実際のこの骨子案の話も出てましたけれども、目玉が見えないよねと。これまでの50年間で克服できなかったことを、これからの10年でどう捉えていくのかということが全く書かれてないよねと。しかも、SDGs 強調し過ぎだよねという声が結構多いです。

こういう中で、県の対応として私やっぱり望みたいのは、総点検の結果を国が出します。これがどのような形であっても、もう今の段階では何が来ても、どの角度から来ても、打ち返せるような体制を持ってほしいんですよ。実際部長、その辺はどうですか。

○宮城力企画部長 どのような視点で点検を行っているかという点にあっては、国からいろいろ情報をいただいているところがございます。点検が終われば、それをすぐ踏まえた上で、新たな振興計画の素案等に反映させるべく対応したいと考えているところです。

○花城大輔委員 ぜひ、もう残り日数ありませんから、ぜひこらえて頑張っていたきたいと思います。

続いて、同じく13ページ的那覇空港サーモグラフィー設置監視事業ですね。これ実は、経済労働委員会の質疑でも、何でサーモグラフィーは企画で、検査体制の関連は観光で、何で離島は土木なんだと。これ一度見直して、水際対策の一元化という観点から再構築するべきじゃないかっていう質問がありました。そこでは明確な答弁なかったんですけど、部長どう思われていますか。

○宮城力企画部長 コロナ対策本部で全部長参加の下、対応について協議していて、たしかこのサーモグラフィーについては昨年の3月末、那覇空港にサーモグラフィーを設置すべきじゃないかということで、すぐ4月に入って対応したところです。それ以来、企画部が対応しているところで、一元的にやるメリットももちろんあるとは思いますが、やっぱり各部が連携してマンパワーを有効に活用する、それも連携しながらという点で今対応しているところがございます。

○花城大輔委員 今、部長がおっしゃったように、各部が連携していることによるメリットっていうのもあるんだろうなっていうことは理解します。

ただ、やはりお客さんが入ってきたところから、何か異常があった場合には検査をして、そのルートみたいなものは分かりやすいほうがいいんだろうなと。例えばこの場所でも、全てに質問ができる体制

があるということにもなると思うんですよ。なので、その辺もまた現場のほうからの考え方とか、また今後も聞かせていただければなというふうに思っております。

終わります。

○又吉清義委員長 仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 いろいろ各委員からたくさんの共通の質問も出ましたけれども、地元の要請、それから各種団体からの要請も受けて、ぜひそこは正してもらいたいという要望事項もありますので、若干重複する点があるかもしれませんがよろしく申し上げます。

当初予算案の説明資料から質問を行いたと思いますが、まず一番最初は、13ページの先ほどまで議論されましたバス路線補助事業についてであります。これは我々、沖縄・自民党4名ともその問題を取り上げましたが、私自身は、皆さん報道等で御案内のとおり、路線バスも赤字のために中部農林高等学校の定時制の足が奪われたという記事がありました。ですから、公共インフラの立場から、沖縄県のバス路線しっかり守っていかなくちゃいけないなど、そういった意味合いも含めて質問させていただきます。

まず、この事業の内容と令和3年度予算について、御説明をお願いします。

○金城康司交通政策課長 すみません、先ほども説明したんですけど、まず自家用車の普及ですとか過疎化等により経営収支が悪化してるバス路線に補助を行うことにより地域住民の足の確保維持を図るということで、令和3年度におきましては36系統で1億4100万円の予算を計上しております。内容につきまして、補助の種類で国協調補助、県単補助ありまして、国補助については、市町村をまたぐ広域的、幹線的なバス路線を運行するバス事業者に対する支援ということで国2分の1、県2分の1の補助率となっております。県単の補助につきましては、国協調補助以外の路線を運行する市町村またはバス事業者への補助を行う市町村に対する補助ということで、県2分の1、市町村2分の1の補助率となっております。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 この事業が必要であるというのは、皆さんも御案内のとおりだと思うんですが、本県におけるこの車社会の中で、やはり路線バス事業が赤字路線を抱えながらも県民の足、インフラとして一生懸命頑張っていることは皆さん存じ上げておりだと思っておりますけれども、これまで大きな県民のた

めに役割を果たしてきたことは、これはもう既成の事実であります。そのことも含めながら、県内のバス事業の経営状況について、部長、どういうふうに考えておられますか。

○宮城力企画部長 バス事業者さんにとっては、コロナでひどいダメージを受ける前、昨年より以前、路線バスの赤字をいわゆる観光部門の収益で賄っている、そういうお話は聞いておりました。そして、昨年3月来、トータルで20億程度の減収が起きている。さらに加えて、それまで収益があった観光部門が今ストップしているわけですから、非常に大きな打撃、ダメージを負っているということで承知をしているところです。

○仲田弘毅委員 それはもう部長、今の答弁ではっきりしましたけれども、昨年来、今年1月の緊急事態宣言、トータルで3回発出された。それはもうあくまでも県から出されたテレワークの推進とか、あるいは県立高等学校の一斉休校とか、そういったことが大きな要因であることは間違いないわけですよ。バス会社自体の大きなミスということではなくて、コロナ禍におけるどうしようもない経済不振の中でこれが起こってきたわけですから、そのことを部長がしっかり把握しているということは、私は認めてあげたいと思います。

その中において、これ、あくまでもこの路線、業車は、今これだけの大きな赤字を抱えながら頑張っておるわけですが、そのお話を聞きますと観光立県である沖縄県の観光をしっかり支えてきた観光バスが兼業である。この観光バス、赤字を観光業界のほうでカバーしていただくということでもあるんですが、今現在、こういったコロナ禍の中においては、それどころではない。観光バス自体がもう完全に、今、アウトという状況でありますので、補填どころの話ではない。ですから、そここのところを含めて、今回、国も第3次補正を組んで、県もしっかりと15次にわたる補正予算を組んでおりますけれども、その中である程度手当てをやっていく必要があると思うんですが。

これは部長、見解としてどうお考えでしょうか。

○宮城力企画部長 地方創生の臨時交付金、これは国の3次補正で予算が編成、計上をされて、追加配分も受けたところです。

ただ、県としては、これだけではもう全然足りないと感じていて、さらなる拡充を求めたいということで、これは沖縄だけの問題ではなくて、全国的な問題ですので、全国知事会を通して要望をしている

ところです。追加の支援にあつては、財源的な問題もありますが、国へ働きかけるとともに支援の拡充に向けてこれからも検討をしていきたいと思っております。

○仲田弘毅委員 それでは、同じく13ページの沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業についてであります。この事業は何年前から行われておりますでしょうか。

○金城康司交通政策課長 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業につきましては、平成24年度から実施しております。

○仲田弘毅委員 その負担軽減事業の中で、県内の該当する対象航路及び航空路線等について御説明をお願いします。

○金城康司交通政策課長 該当航路につきましては24航路、それから航空路では、11路線が対象となっております。

○仲田弘毅委員 私たちの手元にある資料においては、この小規模離島云々という項目があるんですが、これは宮古地区、石垣地区、それから小規模離島というふうにあるんですが、この基準があるんですか。

○金城康司交通政策課長 まず、この補助事業は、住民等は全路線対象になっております。ただ、病院とか高校がない小規模離島、例えば、宮古島とか、石垣島と久米島は、高校、病院がありますので、小規模離島扱いではないんですが、それ以外を小規模離島というふうな定義で、この事業の対象として、小規模離島における……。

失礼しました。小規模離島につきましては、観光客等の交流人口も対象にしていると、住民以外にですね。航空運賃について、約3割低減していると。それから、久米島につきましては、平成30年度から新たに、これ県のみならず町も負担していただいて、約2割の運賃低減を図って実施しているところがございます。

○仲田弘毅委員 その事業の具体的な利用方法についてお聞かせください。

○金城康司交通政策課長 まず、利用方法といたしましては、まず、この交通コストの条件となっておりますのは、エアラインにおきまして離島住民の割引制度というのがまずあること。それから、複数路線が飛んでも価格差がないことというのがありますが、それを希望する事業者から県のほうに申請を出していただいて、実際にこの当該路線について対象になると決定するんですが、住民側からすると、どういう手続が必要かといいますと、その住民が所在する市町村に赴きまして、住民カー

ドのようなものをつくっていただきます。このカードを持って、実際に予約をすれば自動的に、この沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の対象割引を受けられるというふうなシステムになってございます。

○仲田弘毅委員 部長、このシステムは、各離島地域の皆さんから、ぜひとも継続してもらいたい。私、うるま市の唯一の離島である津堅からもこういった要請がありますし、うるま市の議会でも決議した案が上がってきておりますが、しかし、これ一括交付金が財源ですので、それについてどういうふうにお考えでしょうか。

○宮城力企画部長 おっしゃるとおり、今、一括交付金を活用して、交通コストの負担軽減事業を実施しているところです。

この制度と並行して、他の全国の国境地域にある有人国境、離島。その中でも、特定有人国境離島にあっては、交通コストの負担軽減が法にうたわれているということもあって、より今現状よりも、制度的に、安定的に、継続的に行う必要があるのではないかと、ということで、新たな沖縄振興にあっては、これを法律の中で打ち込めないかということで、今、要望をする方向で検討をしているところでございます。中間報告の中にも今、盛り込んでいるところです。

○仲田弘毅委員 ぜひ、継続していただけるように、県としても頑張っていたいただきたいなと思います。

同じく13ページ、鉄軌道についてであります。これまで国や県において様々な調査検討が進められてきておりますけれども、これは何に基づいて実施されておりますでしょうか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 現在の沖縄振興特別措置法第91条第2項におきまして、鉄軌道に関してなんですが、国及び地方公共団体は沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとするというふうに規定されております。これに基づいて、国、県において、これまで調査が進められてきたというところでございます。

○仲田弘毅委員 国のこれまでの調査において、県としてはどのような課題を示し、そして県としてどういうふうな対応をしてきましたでしょうか。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 国のこれまでの調査におきまして、課題としまして費用便益比が1を下回っているということで、あと採算性が

課題であるということが示されております。

これを踏まえまして、沖縄県のほうでは、費用便益比につきましては、平成30年度から合理的な手法を検討しまして、ケースによっては1を超えることを確認しまして、令和2年8月の学識経験者による検証委員会におきましては、我々がやった検討結果につきまして科学的、論理的であると考えられるとの評価をいただいたところでございます。また、採算性につきましても、沖縄県のほうで検討をいたしました。沖縄に鉄軌道を入れるとした場合、市街地が形成された中への導入となります。当然、多額の事業費を要することから、一般的な整備手法であります運行事業者がインフラ整備から運行までを行うというものだと、黒字化が図れないということが我々の調査の結果でも分かっております。このため、県としましては、持続運営を図るという観点から、全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠と考えております。全国新幹線鉄道整備法の場合だと、インフラ整備は公共が整備をして、運行事業者は車両だけを持ってきて、受益の範囲内で使用料を払うというような仕組みになってございます。こういった制度を適用すれば、沖縄にも鉄軌道が導入できるということで、こういった特例制度の創設を国に求めているというところでございます。

○仲田弘毅委員 寺本室長、ただ残念ながら、その費用対効果に関しましては、国と県が随分、この考え方が、捉え方が違うようなところもあります。そういったことも含めながら、また質問をやりませけれども、国の沖縄振興基本方針では、調査結果を踏まえ一定の方向を取りまとめ所要の措置を講ずるとされています。そのことに対して、県としての考え方と導入の実現に向け、今後、国とどう調整をしていくかというのが大きな課題だと思うんですが、そのことについてお聞きします。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 委員がおっしゃったように、基本方針の中では、調査結果を踏まえ所要の措置を講ずるとされております。国、県、それぞれにおいて、これまで長きにわたり調査を行ってまいりました。県としましては、国から示された課題の一つ一つに対応をしながら、検討を進めてきたところでございます。そういった県としての考え方、ビー・バイ・シーに関しましては、お互いの検討手法にちょっと異なる部分がありますが、我々のほうもしっかり専門家の意見も取り入れながら検討を進めてきたところでございます。そういったものも含めて、これから新たな沖縄振興のための

制度提言にも、鉄軌道についても盛り込むこととしておりますので、その本格的な議論の中でしっかりこれまでの調査結果も踏まえつつ、国と導入に向けた議論を進めてまいりたいと考えております。

○仲田弘毅委員 本県においては自動車の依存型社会というのが構築されておりまして、交通渋滞が慢性化し、結果として通勤等で人口が集中する中南部都市圏で解消されておりません。その問題は、沖縄交通問題として取り上げられているのですが、このような中、沖縄に鉄軌道が導入された場合、県民生活や経済活動にどのような効果が期待できるのか、そしてデメリットとしてどういったものがあるのか、お聞きしたいと思います。

○寺本美幸交通政策課公共交通推進室長 鉄軌道というものは、高速性、定時制を備えた交通システムとなります。当然、そのシステムが本県に導入されることにより、早く定時に移動することが可能になります。例えばなんですけれども、現状沖縄市コザのほうから那覇まで自動車で移動をするとした場合に70分程度を要しております。これが鉄軌道だと、30分以内で移動することが可能になります。当然、天気等にも左右されることもなく、定時に移動することができます。鉄軌道導入によって、現状よりも短い時間で移動ができるようになるということ、移動圏域が広がるということは、住み慣れた地域から希望をする学校などに通いやすくなると。通学先、また通勤先の選択肢が広がるということも大きなメリットだと考えております。また、鉄軌道というのは、やはりこの駅というのがかなりのインパクトを与えます。駅を中心としたまちづくりを行うことにより、これは鉄道事業者さんにもお聞きしましたけれども、民鉄というところは、基本的に駅を中心としたまちづくりをやることによって、小さな商圈をつくっていくというふう聞いております。この駅と駅の間を、その商圈間を移動することに、交流が活発化することによって、それが広域的な商圈が変わっていくと。そういった大きな、広域的な商圈が形成されることによって、沖縄全体のその地域の活性化、経済振興に資するものと考えております。

また、デメリットに関しましては、基本的に当然、今、ドア・ツー・ドアで移動をされております。そういった方々に鉄軌道なり、公共交通に乗り換えていただくということは、やはり何らかの形で乗換えが必要になります。ドア・ツー・ドアで移動できませんので、そういったものが少し苦にはなるかもしれませんが、そういった不便さも受け入れても

らうというところが重要になってくるのかなと考えております。

○仲田弘毅委員 部長、他県では残念ながら鉄軌道が廃線になるという地域もあります。鉄道の持続運営に向けた取組は大変重要だと考えておりますけれども、沖縄鉄軌道の安定的な需要確保、運営を図るため、県として本当にどういうふうに取り組んでいくのか、部長の決意をお聞かせください。

○宮城力企画部長 沖振法の規定に載っていた、それを踏まえて今、検討を進めてきたところです。ビー・バイ・シーを精緻化したことによって、ケースによっては1を超える部分が出てきたと。あとは制度がつくれれば実現可能性が大分高まってくると。その意味では、県庁、県だけではなくて、県民が鉄軌道を望む、その声が大きくなる、県民が望む鉄軌道をつくっていく。そのためには、この機運情勢が必要だと考えております。先日、ニューズレターを配布したところでございますし、次年度に向けては鉄道が持つ優位性、定時制、高速性もありましたけれども、このニューズレターの中で示したのは、大量輸送が可能になる。その鉄道の優位性を県民の皆様に御理解を深めていただくために、そして、鉄軌道が必要なんだという機運を高めていきたいというふうに考えております。

○仲田弘毅委員 それでは、14ページの大規模駐留軍用地関係に移らせていただきます。

その事業の内容について、まず御説明をお願いします。

○宮平尚企画部参事 当該事業は、普天間飛行場をはじめとした、今後、返還が予定されております嘉手納飛行場より南の6施設の跡地利用を円滑に進めることを目的としまして、返還前の早い段階での跡地利用計画の策定に向けた調査検討に要する経費でございます。

令和3年度の主な事業内容としましては、平成25年3月に宜野湾市と共に策定した普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた全体計画の中間取りまとめの更新作業を行ってまいります。また、同じく平成25年1月に、関係市町村等と取りまとめました中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想を踏まえ、関係市町村の跡地利用計画策定に向けて、状況把握や課題解決の検討などに取り組んでまいりたいと考えております。

○仲田弘毅委員 今の跡地利用計画等もお話がありましたけれども、現場は今、大きな整地、整備作業が行われているんです、今現在ですね。

西普天間住宅地跡地の返還された土地は今、相当大きな整地、整備作業がなされているんですが、どういった事業か。

○宮平尚企画部参事 キャンプ瑞慶覧、西普天間住宅地区跡地でございます。駐留軍用地跡地の先行モデルとして、国、宜野湾市、琉球大学等と連携して跡地整備に取り組んでいるところでございます。同跡地は、平成31年2月に宜野湾市施行の土地区画整理事業の事業認可を受けまして、令和2年2月に仮換地指定を行い、同4月から造成工事に着手しております。令和9年度までの事業期間として、区画整理事業を進めているところでございます。また一方、その中に高度医療研究機能の拡充、地域医療水準の向上、国際研究交流、医療人材育成の3つを柱とする沖縄健康医療拠点の整備に向けた取組も推進しているところでございます。沖縄健康医療拠点の核となる琉球大学医学部、同大学病院の移設につきましても、琉球大学において、病院の建設工事を今月から着工する予定になっております。来年度は、医学部施設の建設工事にも着手する予定となっております。令和6年度末を目途として、移設完了に向け、着実に施設整備を進めていると聞いております。県としましては、跡地整備に係る積極的な財政支援等を、宜野湾市、琉球大学と共に国に要請しております。引き続き関係機関と連携しながら跡地利用の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 これは、国の直轄事業だと思うんですが、予算がどの程度ついているかも答弁お願いしますか。

○宮平尚企画部参事 沖縄健康医療拠点の整備費でございますが、平成30年度予算としまして3億円、これは実施設計費ですね。それから、平成31年度予算としまして59億円。この実施設計費と用地費の一部でございます。令和2年度は、当初予算で89億円、用地費と土地造成費。それから、補正で55億円、この用地費でございます。令和3年度は予算案でございますが95億円、用地費と建設費というふうに聞いております。

○仲田弘毅委員 このことは私たち自民党も含めて、基地の整理縮小を国に訴えて、北部訓練場の返還と、このセットでできたのが、目に見える形でできたのが、この今回の西普天間住宅地跡地であります。私たちも、このことに対して大きな期待と沖縄県の将来が一特に、学術、学問、教育部門が大きなウエートを占めているということに対して、新たな沖縄を見いだしていくものだというふうに期待をしております。

ですので、県もしっかりとその方面頑張ってくださいなと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 以上で、企画部関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○又吉清義委員長 再開いたします。

次に、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、各委員から提起のありました要調査事項について、各要調査事項ごとに、これを提起しようとする委員から改めてその理由を説明した後、当該要調査事項を報告することに反対の意見がありましたら、各委員から御発言をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります要調査事項の順番でお願いいたします。

まず、項目1、ワシントン駐在員活動事業について、仲村家治委員、お願いいたします。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間盛夫委員より特記事項の話で議論ができるので3番の要調査事項については取り下げたいとの申出があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

ワシントン駐在員活動事業について、仲村家治委員から御説明をお願いします。

○仲村家治委員 我が会派は、3人のほうからワシントンの件で要調査事項を提案しましたけども、まず予算が開始して、平成27年から令和元年まで3億4347万という額が出ている中で、特記するような成果が答弁の中で得られなかったということと、去年、半年も駐在員が帰国をして、それでリモートで仕事をしていた事実がありますので、今コロナ禍で、果たして駐在員が現地にいなかったにもかかわらず仕事が成り立っていたという事実もあります。

そういう中で、また、コロナ禍で予算が十分配分されていないような事実がある場合に、今この7000万、経費合わせて1億近くも使う必要があるのかという疑問が出ておりましたけども、部長、知事公室長はじめ答弁することはできませんでしたので、この件に関して知事に明確に、このワシントン事務所の存在の意義を問いただすべきだと思っておりますので、この要調査事項として提案をいたしました。

○又吉清義委員長 今、仲村家治委員からありましたが、花城委員、仲田委員、この内容でよろしい

ですね。

○仲田弘毅委員 ちょっと違うけど、一緒。

○又吉清義委員長 分かりました。

次に、ただいまの項目について、反対の御意見はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 代表質問や一般質問でも一通り終わっています。

リモートでやった実績もあるから、いなくても済むだろうという意見もありましたけれども、これまで築いてきたからこそリモートでも成り立つという部分も含めてあったというふうに思っていますので、私たちは要調査事項については反対と、する必要はないと思います。

以上。

○又吉清義委員長 ほかに反対の御意見はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの件、知事に改めて質問をする必要はないと思います。1つは、予算の件で、これまでの委員会の質疑の中でも、経費の積算の根拠も明らかにして答えていました。もう一つは、個人情報保護の観点も貫き、そして経費についても明確に答弁をしていたという点ですね。

先ほど3億かけて成果がないって言ってましたけど、これも質疑の中で、かけた経費で計り知れない成果を上げていることも具体的に答えていましたので、これ以上、知事に質問をすることはないと、委員会の中で答えていたということで、呼ぶ必要はない。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに反対の御意見はありませんか。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 今の仲宗根委員、西銘委員からお話しのあったとおり、同じように思っております。

これまで、うちの本会議、一般質問でも、かなりの皆さんがこの件については取り上げて、質問がなされていた。それに対して、知事も副知事も、それから職員の皆さんもきちっと答えていたと思いますし、この委員会でも答弁はされていたというふうに思っております。その意味では、改めて要調査事項として取り上げる必要はないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○又吉清義委員長 ほかに反対の御意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

次に、項目2の新たな振興策の推進に対する考え方について、よろしくお願ひいたします。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 今度、振興推進事業費が出されています。新たな振興計画の策定及び現計画の推進に要する経費ということで、これも減額をされる中、答弁のほうでは、質疑の中を含めても、8月には概算要求を出さないといけないと、令和4年度の予算要求だとか、その税制改正に向けてのことをやらないといけないんですけれど、知事のそういう姿勢的なものが、私はやはり、なかなか見えないんじゃないかということを含めて、その本気度を知事に、その振興策の確認もしたいと。50年という節目の重要な振興計画でもございますので、これからどういふふうにして、この予算も含めて対応していくのかということ、ぜひお聞かせいただければというふうに思っております。

○又吉清義委員長 ただいまの項目について、反対の御意見はありませんか。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 ただいまの考え方については、もう代表質問、一般質問でかなり議論をされているところであったと思いますし、今日の部長の答弁でも、まず国が総括的なことを判断してからというタイムスケジュールも示されたところの中であるので、そういう中であって今、知事を読んで考え方を聞く必要はないと思っておりますので、反対の意見とさせていただきます。

○又吉清義委員長 ほかに反対の御意見ありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 同じように、知事を読む必要はないと思います。

當間委員が、先ほど代表質問、一般質問でも、答弁がちゃんとされてきたという点と、もう一つは、この委員会での質疑の中で10年前のスケジュールと比べてどうかと、なかなか厳しいんじゃないかっていうことを言われたときに、部長はちゃんと10年前のスケジュールと同じような計画で進められていると、そして副参事は、沖縄県が総点検報告書を作ったときにも、今年が検討の熟度は高いと、10年前に比べてもね。そういうようなものも含めて、スケジュールの問題も計画どおりにちゃんとやっているし、そして、この内容についてもちゃんと熟度高い

し、あとは国の総点検の結果が出るのを待っていると、それからやっていくということを明確にされたので、この事業について、あえて知事に聞く必要はない、答弁も明確になされたと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 ほかに反対の意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 意見なしと認めます。

以上で、要調査事項に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理等について協議した結果、ワシントン駐在員活動事業費について及び新たな振興策の推進に対する考え方についてを報告することで意見の一致を見た。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお報告することといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、特記事項の取扱いについて事務局から説明があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

特記事項について御提起が各委員からありますバス、タクシー等の公共交通に対する支援を強化することという特記事項を報告することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御意義なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○又吉清義委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月17日 水曜日 午前9時までに予算特別委員に配付するとともに、タブレットに格納することになっています。

また、予算特別委員が、調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、同日17日水曜日の午後3時までに政務調査課に通告することになっております。

予算特別委員の皆様は、3月17日 水曜日に各常任委員会の調査報告書を御確認いただき、もし、各常任委員長への質疑を行う場合は、同日の午後3時までに政務調査課へ通告書を提出するよう御対応をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月22日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月12日（金曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後5時24分
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算
（文化観光スポーツ部及び労働委員会所管分）
- 2 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 西 銘 啓史郎君
副委員長 大 城 憲 幸君
委員 新 垣 新君 大 浜 一 郎君
島 袋 大君 中 川 京 貴君
仲 村 未 央さん 崎 山 嗣 幸君
玉 城 武 光君 翁 長 雄 治君
山 内 末 子さん 赤 嶺 昇君

説明のため出席した者の職、氏名

文化観光スポーツ部長	渡久地 一 浩君
観光政策統括監	下 地 誠君
観光政策課長	山 川 哲 男君
観光政策課副参事	真栄田 義 泰君
観光振興課長	雉 鼻 章 郎君
M I C E 推進課長	山 田 みさよさん
文化振興課長	島 尻 和 美さん
空手振興課長	佐和田 勇 人君
スポーツ振興課長	高宮城 邦 子さん
交流推進課長	前 本 博 之君
交流推進課 第7回ウチナーンチュ 大会開催準備室長	宮 城 清 美さん
労働委員会 参事監兼事務局長	山 城 貴 子さん

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案の調査及び予算調査報告

書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、文化観光スポーツ部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、労働委員会事務局長から労働委員会事務局関係予算議案の概要の説明を求めます。

山城貴子労働委員会参事監兼事務局長。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 おはようございます。

令和3年度労働委員会事務局の当初予算案につきまして、御説明申し上げます。

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成により、中立・公正な立場で労使間の紛争の迅速かつ円満な解決を援助し、労使関係の安定を図る専門的な行政機関です。主に不当労働行為の審査、労働争議の調整、個別労働関係紛争のあっせんなどを行っています。

それでは、予算の概要につきまして、令和3年度当初予算説明資料により、御説明いたします。

ただいま通知しました資料を御覧ください。

説明資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

まず初めに、令和3年度一般会計部局別歳出予算について御説明いたします。本ページは、部局別歳出予算の一覧となっております。表の下段、太枠の欄を御覧ください。

こちら、労働委員会事務局の令和3年度歳出予算額は1億3324万5000円で、令和2年度当初予算額と比較しますと、34万8000円、率にして0.3%の増となっております。

画面をスクロールしていただき、説明資料の2ページをお願いいたします。

2ページは款ごとの歳入予算一覧となっております。県全体の予算額に労働委員会事務局の予算額を追記しております。労働委員会事務局の令和3年度歳入予算額は、15の諸収入の5000円で、令和2年度と同額です。その内容は、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分となっております。

続きまして、画面をスクロールしていただきまして、説明資料の3ページをお願いいたします。

3ページは、款ごとの歳出予算一覧となっております。労働委員会事務局の歳出予算1億3324万5000円

は、5の労働費に含まれておりまして、その内訳は、右の備考欄にありますように、委員会運営費、職員費、事務局運営費となっております。

以上で労働委員会事務局所管の令和3年度一般会計予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○西銘啓史郎委員長 労働委員会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願ひします。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

それでは、これより直ちに甲第1号議案に対する質疑を行います。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 職員は何名ですか。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 職員は11名です。あと会計年度職員が1名おりまして、計12名でございます。

○玉城武光委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 令和2年度と今度の予算の差額が出てますけれども、これ諸収入が大分下がる、2ページですか。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 諸収入ですか。

○中川京貴委員 予算額ですけど。諸収入の労働委員会事務局の5000円ではなくてね。予算額です。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 予算額は、全体のですか。これは、県全体の予算ですけども。

○中川京貴委員 じゃあ、他の項目も答えられる。

○山城貴子労働委員会参事監兼事務局長 所管外については難しいんですけども。

○中川京貴委員 分かりました、いいです。

○西銘啓史郎委員長 以上で、労働委員会事務局関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係予算議案の概要説明を聴取し、予算議案を調査いたします。

文化観光スポーツ部長から文化観光スポーツ部関係予算議案の概要の説明を求めます。

渡久地一浩文化観光スポーツ部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 皆さん、おはようございます。本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、令和3年度文化観光スポーツ部の当初予算(案)について御説明をさせていただきます。

沖縄観光は、平成30年度に入域観光客数が6年連続で過去最高を記録し、本県経済の牽引役を果たしてまいりました。

しかしながら、令和元年度後半の新型コロナウイルス感染症の影響による旅行自粛ですとか、感染拡大防止のために発出をされた国及び県独自の緊急事態宣言によりまして、入域観光客数が激減するなど、観光関連業界は大変厳しい状況となっております。

文化観光スポーツ部におきましては、ウィズコロナ時代におけます沖縄観光の回復に向けた取組といたしまして、旅行者専用相談センター沖縄(TACO)ですとか、那覇空港でのPCR検査の実施により、安全・安心で快適な島沖縄を構築し、GoToトラベル事業の再開後における、国内観光客の最大限の取り込みに努めてまいりたいと思います。

それから、ワクチン接種の普及などに伴います観光目的での受入れの再開に向けまして、外国客の旅行需要の取り込みに必要な施策を行ってまいりたいと思います。

そのため、次年度の取組といたしまして、ワーケーションの誘致や離島への周遊型観光の促進など、積極的に国内誘客に取り組みながら、コロナの収束後を見据えました外国客の誘客など、観光需要の回復を図ってまいります。

あわせまして、伝統文化の保存・継承・発展やスポーツの振興、国際交流・協力などにつきましても、さらなる取組が必要となっております。

このため、しまくとぅば普及センターを中核とした人材養成や各種講座の実施、令和4年度開催に向けました国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭のプレイベントなどや琉球歴史文化の日の周知啓発に取り組みますとともに、空手発祥の地・沖縄の国内外への発信、それから、ユネスコ無形文化遺産登録へ向けた取組を実施してまいります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けた沖縄県聖火リレーの実施及び事前キャンプなどの受入れやスポーツコンベンションの推進を図ってまいります。

交流推進分野につきましては、第7回世界のウチナーンチュ大会の開催に向けた取組や、ウチナーネットワークの安定的な継承・発展に向けましてJICA沖縄と連携したプラットフォームの構築に取り組んでまいります。

それでは、文化観光スポーツ部所管の令和3年度一般会計予算の概要について、お手元にお配りしております令和3年度当初予算説明資料（文化観光スポーツ部）によりまして御説明いたします。

ただいま通知をいたしました、1ページをお願いいたします。

まず初めに令和3年度一般会計部局別歳出予算から御説明をさせていただきます。

本ページは、部局別の歳出予算の一覧となっております。

表の中段、太枠の線の中を御覧いただきたいと思います。

文化観光スポーツ部の令和3年度歳出予算額は90億4919万7000円で、県全体の予算額に占める割合は、1.1%となっております。令和2年度当初予算額と比較をいたしますと2億6705万7000円、率にして2.9%の減となっております。減となりました主な要因といたしましては、(款)教育費の予算減などによるものでございます。

それでは続きまして、歳入、歳出予算について個別の説明を行わせていただきます。

2ページをお願いいたします。

2ページは、款ごとの歳入予算一覧となっております。県全体の予算額に文化観光スポーツ部の予算額を記載しております。

表の一番下のほう、合計欄を御覧いただきたいと思います。

文化観光スポーツ部の令和3年度歳入予算額は総額34億2258万円で、令和2年度と比較いたしまして5億7786万4000円、率にいたしまして20.3%の増となっております。

それでは、当部所管に係る歳入予算について(款)ごとに御説明いたします。

まず9番、使用料及び手数料ですけれども、予算額が1942万4000円で、その主な内容は土地・建物使用料及び一般旅券発給手数料に係る証紙収入等であります。前年度と比較いたしまして3億8848万

9000円、率にいたしまして95.2%の減となっております。減となりました主な理由は、県立芸術大学の法人化によります授業料収入等の皆減によるものであります。

次にその下10番、国庫支出金ですけれども、予算額が25億440万4000円で、その主な内容は沖縄振興特別推進交付金であります。前年度と比較いたしまして3億1077万1000円、率にして14.2%の増となっております。増となりました主な理由は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものであります。

続きましてその下11、財産収入でございますけれども、予算額5818万2000円で、その主な内容は、土地の貸付料でございます。前年度と比較いたしまして730万2000円、率にいたしまして11.2%の減となっております。減となりました主な理由は、県立芸術大学の法人化によります教員公舎入居料の皆減によるものであります。

続きまして13番の繰入金でございますけれども、予算額が2億7190万2000円となっております。主な内容は、東京2020オリンピック・パラリンピックに係るホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金によるものでございまして、令和3年度に新たに計上をしております。

続きまして15、諸収入でございます。予算額1906万8000円で、その主な内容は展示会等助成金及び広告料収入であります。前年度と比較いたしまして1011万8000円、率にして34.7%の減となっております。減となりました主な理由は、県立芸術大学の法人化によります科学研究費等の皆減によるものであります。

続きまして16番の県債、予算額が5億4960万円で、その主な内容は施設の長寿命化のための改修費に係る県債となっております。前年度と比較いたしまして4億110万円、率にいたしまして270.1%の増となっております。増となりました主な理由は、沖縄コンベンションセンター展示棟設備工事等の長寿命化改修費の増によるものであります。

以上が、一般会計歳入予算の概要でございます。

続きまして3ページを御覧いただきたいと思います。3ページは、款ごとの歳出予算一覧となっております。なお、一番右の欄には款ごとに主な予算事項を記載しておりますので、こちらも併せて御覧ください。

それでは、当部所管に係る歳出予算につきまして款ごとに御説明いたします。

まず2の総務費ですけれども、4億3718万2000円

で、主な予算事項は、国際交流事業費や海外移住事業費でございます。前年度と比較いたしまして9284万1000円、率にいたしまして17.5%の減となっております。減となりました主な理由は旅券事務費の減によるものであります。

続きまして7、商工費は54億7721万7000円で、主な予算事項は、観光宣伝誘致強化費や観光指導強化費、コンベンション振興対策費であります。前年度と比較いたしまして5億7446万3000円、率にいたしまして11.7%の増となっております。増となりました主な理由は、コンベンション振興対策費におきましてホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策事業を新規に計上したことによるものであります。

続きまして10の教育費でございますが、31億3479万8000円で、主な予算事項は大学運営費、文化施設費であります。前年度と比較いたしまして7億4867万9000円、率にいたしまして19.3%の減となっております。減となりました主な理由は、施設設備整備費におきまして県立芸術大学の奏楽堂に係る照明・舞台機構改修工事の完了による減となっております。

文化観光スポーツ部といたしましては、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大に伴います、旅行需要の減少による県経済への影響を最小限に抑えるため、国、観光業界、観光関連団体等と連携を図りながら、必要な施策を進めてまいります。

以上で、文化観光スポーツ部所管の令和3年度一般会計予算の概要説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ、番号及び事業名等を告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うようお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思いますので、委員及び執行部の皆さん、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を告げてください。

また、ワイヤレスマイクで答弁を行う補助答弁者におきましては、ハウリング防止のため、発言の都度、マイクの電源を入れ、発言終了後は電源を切るよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに甲第1号議案に対する質疑を行います。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 おはようございます。

今説明いただいたので、その状況は分かりましたけれども、それにしても、文化観光スポーツ部において全体の構成比が1.1%、それからマイナスが出るということは、この時期においては、なかなかこうどうかという感じはするんですけども、そこら辺、どうなんでしょうか。今回のコロナのひどい影響を受ける中で、観光部門、所管の部長として今回の予算の確保については、いかように考えていらっしゃいますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 仲村委員からの御指摘いただきましたけれども、対前年度比2.9%の減となっております。一方で、減額の主な要因といたしますのが、先ほど申し上げましたけれども、県立芸大の奏楽堂の改修費ということで、これは今年度で終わったもの。そして、もう一つ大きいものが、沖縄観光国際化ビッグバン事業ということで、インバウンドの取り込みのためのプロモーション等の経費でございますけれども。これも御案内のとおりインバウンドの受入れが、入国制限措置がかかっているということで、かなり厳しいということで、削らざるを得ないというようなことで。そこは次年度予算ということから、メリハリをつけた形にしたというふうに考えております。

一方で、観光振興ということに特化した形でいいますと、約39億円となっております。今年度に比べまして1.8%の増ということで、国内需要安定化事業ですとか、あるいは旅行者検査実施支援事業、それから沖縄ワーケーション促進事業の新規の計上とかといったことに、そこは振り向けたということでございます。先ほど言いました、国際化ビッグバン事業の減、それから九州ブロック大会の開催事業の減額もありますけれども、そういったものを、そういう新たな国内需要安定化に振り向けて、有効活用したいというふうに考えております。

それから、これは、本会議でも答弁させていただきましたように、もちろん文化観光スポーツ部でも観光に対する手当てを手厚くやりますけれども、それ以外に、例えば、商工の県単融資事業とか、ある

いは、ほかの部局の観光をフックにした事業もございますので、そういったものも活用しながら、全庁一体となって観光産業を盛り上げていきたいというふうに考えております。

○仲村未央委員 商工部門も併せて、特に事業者の立ち上げ、その再生という意味では、非常に体制の強化が必要かなと思っています。

それで、説明資料の33ページ、観光危機管理体制構築支援事業ということで出ております。この事業の内容についてまず伺います。

○雉鼻章郎観光振興課長 観光危機管理体制構築支援事業についてでございますけれども、同事業は、安全・安心な観光地として全県的な観光危機管理体制の構築に向け、図上訓練とか各種セミナー、それから市町村の勉強会、それから各市町村における観光危機管理計画の策定の促進などを図っていくこととしております。

○仲村未央委員 今年度の予算の3倍、2000万から7600万ということで増額をしていますけれども、これはどういうことでしょうか。

○雉鼻章郎観光振興課長 新型コロナウイルス感染症という観光危機に大きな影響を受けている本県におきまして、感染症対策をさらに徹底して安全・安心な島、沖縄をアピールするということは、観光危機化の回復に向けた重要な取組であることから、事業費を増額して観光関連事業者等を対象に感染症対策徹底を促進するための周知啓発活動などを行っていかうというふうに考えております。

○仲村未央委員 これまでの取組をちょっとお聞きしたいんですけども、皆さん、観光危機管理の基本計画というのをお持ちですね。それは、全国に先駆けて基本計画を策定され、行動計画を策定されたというふうに聞いておりますけれども、この取組についてどのようなものか、そもそもこの計画の目的、その方針等について伺います。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

沖縄観光というのが、世界水準のリゾート地を目指していく上で、来ていただいたお客様の安全・安心をも守ると。そういう中で、沖縄観光のブランド価値を向上していくという趣旨も含めて、観光危機管理基本計画、そして実行計画を策定いたしました。この計画に基づいて、毎年実際の事業として図上訓練であるとか、もしくは市町村のほうへの危機管理計画への策定の促しであるとか、そういったものを実施してまいったところでございます。

以上です。

○仲村未央委員 この基本計画が想定する危機というのは、どのような危機ですか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

沖縄ならではの部分では、まず台風というものがございます。それから地震、そして津波などの自然災害、それに加えて、例えば今回のような新型コロナウイルス等に基づくインフルエンザによる健康危機管理といったものがございます。

以上です。

○仲村未央委員 それで、感染症もこの基本計画の中で危機として想定はされていたわけですよね。それについては、今回この基本計画、まさに行動計画を策定されて、どのように生かされたのか。

○山川哲男観光政策課長 平成28年3月に策定いたしました沖縄県観光危機管理実行計画の中の、インフルエンザ等に対する健康危機というものが、平成21年メキシコのほうで発生いたしました新型インフルエンザをベースにした検証の結果となっております。これに基づきまして、観光政策課のほうでは、総括班そして復興企画班というものが立ち上がります。また、観光振興課のほうでは、情報班そして復興推進班というものが立ち上がってまいります。観光政策課の総務班で行っている総括班では、ビューローとの連絡会議の調整であるとか、もろもろの部分。観光政策課の復興企画班のほうでは一具体的な事業でいいますと沖縄彩発見等ですね。その役割といたしまして、観光復興施策等の企画実施に関する事、観光産業の早期復興事業継続支援策に関する事というものが役割として明記されていることから、今必要なカンフル剤としての事業を構築したというところでございます。

以上です。

○仲村未央委員 つまりこの基本計画は、十分に生かされて、その実践的でしたか。

○山川哲男観光政策課長 振り返ってみますと、この新型コロナウイルスというのは昨年の年初めに始まりまして、そこから観光関係の方々が危機感を有して、当時の文化観光スポーツ部の職員の方々との意見交換が始まってまいりました。それから4月1日の年度をまたぎまして、初めてカンフル剤としての事業が実施されたのが、6月の彩発見というところがありましたので、2月からカウントしていきますと、約4か月ほどかかっているという状況がありましたので、振り返りというところなんですけれども、もっと早く必要な施策が打てる状況があったのかなというのは感じているところです。

以上です。

○仲村未央委員 具体的に聞きますけれども、皆さん、対応の基本マニュアルも策定されていますね。それでこのような観光危機が起きたときの対応ということで、具体的に何をすべきかというところで特に着目したいのは、情報の収集・分析、ここですね。これについては、情報班というのは沖縄観光の動向、観光関連産業の現状を分析するというふうに規定されています。その中で、特に観光業界中心にひどい状況の中に経営環境あると思うんですよね。そこで例えば、観光関連産業の現状としては休業数とかその傾向とか見通し、このようなことについて分析をし、情報収集をし、分析をなささいということになっている。これはいかがですか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

文化観光スポーツ部のほうでは観光産業の状況を把握するための調査事業として、観光産業実態調査というものを実施しております。その中で先行きの景況感—D I—ですね、そういったものを取って取りまして、当時から今も含めてですけれどもかなり厳しいという認識は得ておりました。それからまた、沖縄労働局であるとか、厚生労働省等の労働行政のほうが発表しております有効求人倍率でありますとか、コロナを理由とする解雇の状況等も適宜収集しながら観光業界の状況について把握するよう努めてまいりました。

以上です。

○仲村未央委員 ですから、具体的に聞きたいわけです。経営状況、営業状況、どのように収集をされて、例えば休業数を何件ぐらい皆さん把握しているのかとか、その収集の仕方、どのように情報収集したのか、どのように分析をしたのかという、このマニュアルをどのように生かしたかということで一例として伺っているわけですね。

○山川哲男観光政策課長 繰り返しになりますけれども、観光産業実態調査の中で観光業界のほうへアンケート調査を実施いたしまして、その中で把握するように努めてまいりました。

以上です。

○仲村未央委員 だから、休憩をお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員からマニュアルに従ってどのように情報収集し分析したのか、具体的に数字等を示しながら説明してほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山川哲男観光政策課長。

○山川哲男観光政策課長 明確な数字は申し上げにくい状況なんですけれども、具体的な行動といたしましては、それぞれの業界団体のほうを回りまして、直接にその窮状の状況を聞いて回ったりとか、もしくは、今回各業界団体のほうから様々な要請を受けてまいりましたので、そういった意見を聴取する中で把握に努めてまいりました。

以上です。

○仲村未央委員 とても抽象的で、答弁が。具体的なことを先ほどから求めているので、どのように回ったなら回ったで、いついつ期間、何団体回って、どういった調査を得たということをもう少し具体的に—危機管理の問題ですから。お尋ねいたします。

○山川哲男観光政策課長 業界団体のほうは、昨年の8月20日から9月8日の間、観光復興等に対する意見を聴取するというので、14観光団体を回らせていただきました。まずホテル組合のほうを回りまして、その中で理事長のほうから、今ホテルについては修学旅行等々も全てキャンセルの見通しになっていると。そういう中で、団体客が得られない中何とか個人客でも呼べるような状況はないかという御意見もありました。あと、バス協会のほうからも貸切りバスが全然動いていないというような声もありまして、その直接的な支援策を検討していただけないかということもございました。それ以外にも、観光施設等の方々からも入園者数が激減している中で、何とか支援策を検討していただきたいというような声をいただいております。

以上です。

○仲村未央委員 すみません、先ほどから記憶を頼りに答弁をされているような印象を持つんですが、皆さんのそのマニュアルに従うと、例えば平常時の主要マーケットと現状の比較、沖縄観光に関する消費者マインド、観光に関する県外旅行者等のマインド、それから年齢、性別、旅行形態等の動向とか、先ほど申し上げた休業数、傾向、見通し、それから今継続に費消となっている事項、課題の抽出などをすることがこのマニュアルに書かれているから、聞いているわけですね。それは、やったのか、やってないのか、どのようですか。

○山川哲男観光政策課長 昨年のコロナ禍の中で、必要な施策事業をまず打ち立てていくというところに力を集中していたという部分がありました。そういう中で、足りないところは確かにあったのかなというふうに考えております。そういう中で、これ

までの取組を検証した上で、次の計画の中にしっかり落とし込んで、ブラッシュアップしていく必要があるなというふうに考えております。

以上です。

○仲村未央委員 非常に皆さんのそもそも観光基本計画の目的などを見たら、沖縄にとって直接的、間接的に県経済に大きく貢献する、極めて重要な産業であると、観光がね。そして、その持続的発展を図ることが観光行政にとって最も重要な施策であるというふうにそもそもこの危機管理の必要性を唱えているわけですね。そういった観光客も含めて早期の復興や事業継続を図ることというのは、県経済全体の危機管理だと。観光の危機管理は、観光分野だけの危機管理を見るのではなくて、沖縄そのものの危機管理であるというふうに皆さんうたって、このマニュアルをつくっているわけですよ。いざその感染症が全く想定外の危機だったかということ、皆さんもともとこの中にも、危機の一つに感染症を挙げているわけですよ。だから、想定外ではないわけですね。規模についてはもちろんこれは世界中が想定外だったと思いますけれども、先ほど言うようなマニュアルの一部をどのように分析し検証し評価をしましたかということについては、やっぱり非常にこの危機管理が弱い、危機認識が非常に弱いんじゃないかというふうに見えるんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 先ほど、課長からも御説明をさせていただきましたけれども、危機意識という意味では決して薄いものだったという認識は持っておりません。むしろ相当なダメージを観光業界の方々が受けているという認識は当然持っております。その理由と申しますのが、先ほど課長も言いましたけれども、個別具体的にこの資料を収集するというよりも、それぞれの業界から個別に要請なりというものを再三受けておまして、その中に、例えばホテルがどうか観光施設がどうかというような窮状というのを持って来られていたものですから、そこはそれとして資料として活用させていただきながらやると。一方で、そういうこともそうですが、カンフル剤としていかに素早くスピーディーに手当てするかということに尽力しなければいけない。要望としてもそういう声が強かったものですから、そこに今どういう形で沖縄の観光行政が携わっていけるかということ念頭に置きながら進めてきたというところがございます。

それともう一点ですけども、確かに、そういった

パンデミック、伝染病とかいったことについての想定はございますけれども、まさに委員御指摘のように、あの規模が想定を超えたと言っただけじゃないんですけれども、それが長期間に及ぶということと、もう一つ、危機管理計画にもございますとおり復興後のプロモーションというのが通常どおりの記載の仕方になっていたというところが、全くそれは想定していなかったというところ。なぜかといいますと、ウィズコロナ、アフターコロナという言い方がありますけれども、通常の移動を伴うということが前提の旅行というのがなかなかもう厳しくなるという事態になるということはまさに想像できなかった。その危機が終われば、通常ビフォーのツーリズムの在り方を再度やって行けばいいんだと認識のほうに立っていたところ、今回それが全く覆ったような状況になっておりますので、旅行形態の変容というものを含めて、今後は基本計画のブラッシュアップに努めていかないといけないなということを併せて考えているところです。

○仲村未央委員 今回予算を3倍に増して危機管理体制に取り組みという中ですけども、提案ですが、本会議でも申し上げましたけど、今回皆さんがそれまでにつくっているこの基本計画のそのトップは観光部長なんですよ、観光所管部長。ただ、沖縄の経済に与えるインパクトからすれば、これ沖縄県全体の危機管理として捉える体制が必要だと思うんですね。だから、まさに知事をトップにこの危機管理体制を敷かないと、捉えられるような危機の状況ではないというふうに思うわけです。危機はいつも突然、もちろん突然来るから危機であるし、それから先ほどの想定していてもなお規模や、繰り返しなど想定できないことも出てくるわけですよ。だから体制のつくり方としてはもっと県民を網羅する形で情報網を取らなきゃいけない。それが観光一分野のセクションを超えた体制というのが私はとっても必要じゃないかというのを今回見ているんですけども、そのような取組は、庁内でどのように話合いがありますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 委員の御指摘はもっともなところで、観光部の立場からすると、まさにそういった気持ちはございます。一方で、課長が先ほど言った中にはなかったんですけども、この観光の基本計画というのが、別途特別な委員会とか会議が招集されたら、その一分野、パーツとして観光の危機管理というのは観光の役割を担う分野として動くというようなこともございまして。何が

言いたいかといいますと、コロナ対策本部というのが県庁にできたというところがあって、その観光分野を担うという位置づけで動いていったというようなところがありますと同時に、もう一つ経済分野でいいますと、商工が音頭を取って進めていく経済対策会議というのがございまして、そのまた観光というのは大事なセクションであります。その一分野として動いていたというのもありまして、そこがなかなか、今後どうしていくかというのはつなげていけないといけないんですけども、そこでの整合をどういうふうに図るかというのが一つ課題かなというふうには感じておりました。

○仲村未央委員 ちょっとよく分からないところもあつたんですけども、いわゆる皆さんの対策本部というのは庁内の各部長が集まってやるわけですけども、そこでどれほどのこの危機管理に関して、あるいは経済環境に関して、県民生活に関して、議論されているかということの対応を感じにくいわけですよ。この間少し本会議でも触れましたが、例えば交通機関でも、バス、ハイヤー、レンタカー、旅客とかトラックとかこういうところまで北海道なんかは意見を聞いているわけですよ。一運輸分野といってもそれはバス、タクシーだけでもないし、トラックまで含めて、あるいは船まで含めてこの意見を聞く対象に入れているわけですね。そうすると、やっぱり危機管理として、部長の皆さんが集まる中でどれほどそれが議論されたかということ、議事録も議事概要で中途半端で見られない。そして、ほぼほぼその内容は医療関係のことが主ではないかというふうに伝わってくるわけですね。そういう意味での本当に県民生活を捉えるような危機管理体制というのは、今回これがなかなか生かせなかったことの反省や課題も含めて、もっと全庁体制に上げるということで、観光部からも提案をしないといけないんじゃないですか。そこはいかがでしょう。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 委員がおっしゃったことは、ぜひ反省、これまでの取組を振り返りながら次につなげていきたいと思えます。

一つ、ビューローの下にツーリズム産業協議会というのがございます。そこであまねく観光業界を束ねて意見なり状況をお聞きするという会があるわけです。その意見交換の結果ですとかそういうのを含めて、ビューローのほうで県の観光スポーツ部のほうに上げてきて、それを対策本部で今の観光業界こうなってますというような形で、間接的にというところではやっていたんですけども、委員がおつ

しゃるとおり、それを何らかの形で、県全体でビューローの下にある観光業界の方々の意見を聞くといったようなことも、もしかすると必要だったのかなというふうに、今後そこはつなげていきたいというふうに思います。

○仲村未央委員 次、34ページの文化芸術を支える環境形成推進事業、それから沖縄県文化振興事業等推進費に関連して伺いをしますが、これ前年度予算よりもどちらも減額になっているんですよ。これがどのような概要か説明いただきたい。今、文化芸術環境、そのエンターテインメントの皆さん、このコロナの中で演者の活躍の場も失われ、それを支える人たちの生活も窮しているということで非常に支援を強く求めているらしいんですけども、この辺りと今回の減額予算の関連はありますでしょうか。

○島尻和美文化振興課長 お答えいたします。

現在、委員のほうからございましたコロナ禍での困窮の状況でございますが、県では、国や県の関係部署における事業の継続と雇用の維持に関する情報を沖縄県文化情報ポータルサイトのほうに掲載するなど、取組の周知に努めております。

また、ちばらな文化芸術プロジェクトといたしまして、感染症対策を含め、コンテンツ配信等に係る機材の経費や新しい生活様式に対応した取組への支援策を講じているところでございます。

また、令和3年度は沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業におきましては、運用の一部を変更いたしまして、個人事業主が行う新しい生活様式を取り入れた上限100万円の小規模な活動を支援する取組についても令和2年度にも引き続き実施することとしております。

あわせて、今年度開設いたしました、沖縄の文化情報を発信するまとめサイト、ちばらな！おきなわ文化配信の森につきましては、現在委託を行っているNPO法人が運営しているサイトへ掲載情報を引き継ぐこととしており、今後も配信情報の強化に努めてまいります。

県としては、こうした事業を通じまして、文化関係者に速やかに各種の支援策が行き渡るように努めるとともに、引き続き関係団体等と意見交換を行いながら、必要な施策については検討を行い、文化芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○仲村未央委員 ですので、その支援をするということであるにもかかわらず、なぜ両方予算が下がるのでしょうか。

○島尻和美文化振興課長 お答えします。

環境形成事業推進費の減の理由でございますが、こちらソフト交付金の削減によりまして、補助金部分を含め事業費を縮減したことが理由として書いております。

○西銘啓史郎委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 では、よろしく申し上げます。

説明資料の33ページの修学旅行緊急時支援事業について伺いますが、615万新規で新たに予算化されておりますが、項目の中で、コロナウイルスの感染症の健康観察の表というふうになっておりますが、まずはこの中身から教えてください。こういった目的なのか。

○雉鼻章郎観光振興課長 お答えいたします。

沖縄での修学旅行中の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、保健所のほうから濃厚接触者と特定された場合の健康観察の実施のために、生徒やその保護者等の健康観察に伴う宿泊費や交通費に対して奨励金を給付するというのが事業の内容になっております。

○崎山嗣幸委員 では、対策のための保健所からの宿泊費とか健康観察のためということらしいんですが、新年度において、修学旅行生の先ほどからありますように、相当な落ち込みであるようです。私もせんだってひめゆり資料館も行ったんですが、ほとんど旅行者はいなくて周辺の店もほとんど開店休業の状態だったんですが。今、皆さんが新しく予算を組まれていることの予算は、当然これから修学旅行生の回復に向かっての予算措置だと思いますが、この金額はどのくらいの修学旅行生が来るということの見込みの予算を組んでいるんですか、これは。

○雉鼻章郎観光振興課長 現在、いろいろ照会したところで、来年度の修学旅行の実施見込みは1879校の35万4677人というようなどころを見込んでおるところではあります。今回のこの事業に関しましては、発生して対応するというところでケースもいろいろございますので、積算……。

大体、学校の規模それから中学生とか高校生とかいろいろあるんですけれども、10から15ぐらいのケースを考えております。

○崎山嗣幸委員 多分ね、今まで組んでなかった予算をこれから修学旅行生回復に向かって、コロナウイルス感染症の対策のための検査とか宿泊費ということで組んだと思いますが、想定されるこの学校が今1879校ですか、35万と聞いたんですが、新年度でこの想定をしながらこの予算を組んでいるんですが、

この間の推移の中では、県外からの修学旅行生の推移なんですが、これは大体40万ぐらいですか、あるいは2000ぐらいですかね。これ具体的に推移をちょっと教えてください、この間の修学旅行生のいらっしゃる数と学校名と、今言われている新年度の数、ちょっと教えてください。

○雉鼻章郎観光振興課長 平成29年度が2475校の43万2134人、平成30年度が2455校で42万9224人、令和元年度が2398校の40万9011人。令和2年度でございますけれども、2月9日時点の旅行者への照会で198校4万1886人ということになっておりまして、先ほども申し上げましたが、来年度4月以降の実施見込みにつきましては、1879校35万4677人というふうに。

○崎山嗣幸委員 40万推移をして、35万ということの想定をして、それから生徒が発症するときの緊急的な対応ということで組まれているということですが、この見込みについての推移は、具体的に実現性はありますか。

○雉鼻章郎観光振興課長 今申し上げたのは、現在入っている予約数ということでございますので、今後のコロナの推移にもよるとは思いますけれども、この予約数を確保するために、今回のこのような事業を実施させていただいているというところがございます。

○崎山嗣幸委員 今言われた新年度予算の中に、言われたことについて予約数の中で入っているという数字ですね。はい、ありがとうございます。

それから、そこを含めてコロナの回復というのを含めて当然願って、それが実現できれば幸いだと思っておりますが、そこに向かって頑張ってもらいたいと思っております。

それから、修学旅行生が来る見学先について、推移というのか、そこを主に3点ぐらい、どこどこを拠点に来てますか、修学旅行生は。

○雉鼻章郎観光振興課長 今、委員がおっしゃられた拠点というところで行きますと、那覇市が一番多くてその次が恩納村、本部町というようなどころをベースに皆さん回られているというところがございます。

○崎山嗣幸委員 拠点ということではなくて、修学旅行生が行かれる施設を教えてください。首里城だとか、あるいは平和祈念公園とか、一番のこのニーズの高いところはどこなのかですね。

○雉鼻章郎観光振興課長 やはり、平和学習が最も多くございますので、例えば南部のガンマですとか、

それからもちろん今お話になった平和祈念公園、ひめゆりの塔、ちょっとその数字的なところは今把握はしていませんが、そういう学習施設に立ち寄りされているという話は伺っております。

○**崎山嗣幸委員** 中学生と高校生の目的も若干違いますが、その場所については。

○**雉鼻章郎観光振興課長** やはり中学生と高校生では平和学習でも訪問先も変わってまいりますし、最近高校生なんかでよく見られるのはキャリア学習、これは平和学習ではございませんが、キャリア学習などで、社会見学的なところも要望としては聞かるところであります。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** ありがとうございます。

では次行きます。当初予算の概要の部局別の中の経済対策の中を聞きますが、沖縄彩発見バスツアー促進事業であります、これがこの繰越明許で、1億7782万繰り越されておりますが、これの令和2年の実績と執行率を教えてください。

○**山田みさよMICE推進課長** 答えいたします。

沖縄彩発見バスツアー促進事業の令和2年度の事業実績でございますけれども、当該事業につきましては41の旅行会社等が参加をいたしまして、令和2年11月13日から同年の12月27日まで販売を行いまして、その実績は最高件数が1098件、利用バス等の台数が1291件、利用者数が1万7677人で、補助金総額が6514万6000円となっております、予算額に対する補助金額の執行率は27%となっております。

○**崎山嗣幸委員** その全体の1万7677人のうち、この中の利用者で修学旅行生は件数と人数どのくらい含まれてますか。

○**山田みさよMICE推進課長** 県内の学校等による修学旅行や遠足での活用の状況でございますが、最高の件数が71件で、バスの利用台数が241台で、利用人数は6592名となっております。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** ありがとうございます。

今日の新聞にも載ってましたが、10日から始まった彩発見キャンペーンが第3弾、売れ行き好調とありましたが、しかし今説明されてる観光施設とか交通というのか、そこには効果が現れてないということで、今日の報道でもありましたが、今言われた観光施設だとか修学旅行とか、バスの促進事業の中にはなかなかそこが反映されていないということの情報が載ってございましたが、今実績の中で、多分この期間だから、執行率も今27%の執行率ということで

ありましたが、ここは4月までの繰越しキャンペーンの中で、執行率ってどのくらいまで上がっていくのかということは想定されておりますか。

○**西銘啓史郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、バスツアーに係る執行率を聞きたい旨の確認があった。)

○**西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

山田みさよMICE推進課長。

○**山田みさよMICE推進課長** 委員のおっしゃいますとおり、今回計画よりも3分の1程度の販売期間となったということもありまして、執行率が27%となったものと認識をしております、繰越しをして再開をした後には、例えば4月、5月だとゴールデンウィークとか、4月の行楽シーズンとかもありますし、十分に予算を執行できるというふうに見込んでおります。

○**西銘啓史郎委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、3月10日から始まった彩発見キャンペーンは宿泊等も含めた事業であり、バスに特化したバスツアー事業とは別のものであるとの説明があった。)

○**西銘啓史郎委員長** 再開いたします。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 両方、宿泊のセットされたりという状況の中で、その全体の中で今言われている問題点はなかなかバスに反映されていないとか、観光施設に影響されていないということの割合は、これどういった現象が起こっていますか、全体的なものの中で。

○**山川哲男観光政策課長** 答えいたします。

昨年6月に開始しました彩発見キャンペーンの第1弾は今御指摘のあったように宿泊施設が主な利用でありました。ただ、御紹介させていただきますと、航空機であるとか、レンタカー、それからゴルフ場等々の利用も確かにございました。そういう中で、第1弾は小規模宿泊施設への支援が行き届いてないというお声がありましたので、続く第2弾の中ではオンライントラベルエージェントを活用いたしました。それはなぜかといいますと、OTAのほうは県内に2000の宿泊施設の登録があったものですから、そこを活用することによって小規模宿泊施設のほうへの支援も行き届くようにいたしました。今回実施しております第3弾は、第1弾と第2弾の改善点を含めましたやり方しております。具体的に申し上げますと、販売額のうち6割以上はアクティビティーであるとか、もしくはバス、レンタカー、観光施設を利用した商品を造成して販売してくださいという

ような条件つきをしております。そういう中で、宿泊施設や旅行会社以外の観光関連事業者へもくまなく支援が行き通るような仕組みに仕上げしております。

以上です。

○崎山嗣幸委員 彩発見ツアー、今言っているように、商品の中身がセットになっているがために分かりにくいところがあると思いますが、今、バスツアー促進事業の中でこの明許繰越になっている1億7000万のこの実績の部分については、どんなふうに効果というか現れているというのわかりますか。この全体の中の割合は、宿泊も含めてセットでそういうふう売ってるものだから、バスが動かないとか、観光は使わないとかという部分については、これ割合はどんな形で積算されますか。

○山川哲男観光政策課長 第3弾につきましては3月10日からの販売開始になっておりまして、現時点では、その観光施設であるとか交通への幾らいつているかというのはまだ把握できておりません。

以上です。

○崎山嗣幸委員 多分、新年度に向かって県の補助額とか、G o T oの助成とか、地域クーポンとか3点セットで効果が大きいということで、皆さんまだ新年度の計画のめどは見えてないということですが、これは新年度で計画をつくるときってというのは、計画的にはこれはいつ頃見通しがつきますか。

○山川哲男観光政策課長 第3弾は総額5億円の補助金でスタートしております。2月に家族でS t a y H o t e lという事業を実施いたしまして、これは宿泊事業者の支援策として行いました。そこでの予算額が2億円となっております。3月10日から始まりました第3弾は3億でスタートしております。この考え方といたしましては、全国的なG o T oトラベル事業が開始されるまでのつなぎの事業としての面を持っておりますので、私たちとしては、安全・安心な島沖縄を構築するとともに、全国の感染状況の安定化というのも見据えて、例えば沖縄だけでも、もしくは九州・沖縄エリアだけでもG o T oトラベルできないかという考え方も一つ持っております。もしそれが後ろのほうへずれていくような状況が生じた中で、沖縄が安定しているのであれば、彩発見事業の予算額の増についても県庁内で議論をして検討していきたいと考えております。

以上です。

○崎山嗣幸委員 では戻りますが、修学旅行という意味では、先ほどからあったように、県外の高校生の要望も高い学習ツアーとか平和資料館とかひめゆ

りの塔ということもあるようなんですが、ここが若干動くまで、彩発見バスツアーの促進事業の中で、県内の中高校生の修学旅行なり、あるいは、学習ツアーなりということを教育委員会と連携をして、そこに平和資料館だとか、ひめゆりの塔とか、博物館だとかに、各生徒というか一どれぐらいいるのかな県内の、そこを入れ込んでいくということも、私は大切だと思うんですが、こういった考え方は皆さんと教育庁と連携をして、バスも施設も動くということの彩発見ツアーでの取組をするってということが当面重要なと思うんですが。彩発見は、そこに意義があると思う、それはいかがですか。

○山田みさよM I C E推進課長 沖縄彩発見バスツアー促進事業につきましては、県内の学校が行う修学旅行にも活用できるということになっておりまして、事業開始に併せまして、県教育委員会とも調整をいたしまして、学校での活用に向けた周知の依頼をしております。また、次年度に繰り越して実施をするということにしておりますけれども、次年度においても、引き続き学校での利用が図られるよう県教育委員会とも連携をして取り組んでいきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 県内全校の中学・高校数と対象生徒数というのはどれぐらいか、捉えておりますか。

○山田みさよM I C E推進課長 すみません、教育委員会からお聞きした数ですけれども、小学校が262校、中学校が144校ということはお聞きしているんですけれども、生徒数の数字までは持ち合わせておりません。申し訳ありません、高校まではちょっと把握はしてございません。

○崎山嗣幸委員 これはしっかり把握をして、今の事態だから教育委員会と調整をして、私は宿泊を伴わなくてもよいから、学習ツアーという意味でバスを利用して、生徒たちが平和資料館へ行ったり博物館へ行ったりするってことのどれぐらいいるか数字も把握しなかったらもったいないわけだから、教育委員会と連携をして小・中・高、どれぐらい用意して人数どれぐらい。これ県外の生徒たちがそこに行っているのに、県内の生徒たちが行ってるか行っていないか分からないみたいなので、ある面ではこの機会にこの資料館とか県の関係する施設とかを視察するという事は意義があると思うんですよ。そこはぜひ教育庁と連携を取って、当面県内も該当するんだしたら、バスも動く、施設も動かすってことで大いに役立つので、これは人数も把握して、ぜひ具体的な計画を取り組んでくれませんか。

○山田みさよMICE推進課長 引き続き学校での事業の活用が図られるよう、県教育委員会とも連携をして取り組んでいきたいと思えます。

○崎山嗣幸委員 では、34ページの琉球歴史文化の日の周知事業について伺いますが、これは歴史文化の日ということで11月1日も制定の予定なんです、制定の目的と11月1日というのはどういう理由でつけたのか、説明をお願いします。

○島尻和美文化振興課長 琉球歴史文化の日について、11月1日に設定した理由といたしまして、県立博物館・美術館がおもろまちに開館した日や識名園が一般公開された日であるとともに、泡盛の日や美ら島おきなわ教育の日など、沖縄の歴史文化に関連した事柄や記念日がございます。また、10月30日の世界のウチナーンチュの日など、近接した日に連携した取組が期待されるということで、琉球歴史文化の日を11月1日としております。またさらに、令和元年10月31日の首里城焼失の翌日でございます。首里城がウチナーンチュのアイデンティティーやチムグクルと深く結びついていることを改めて認識された日であるということで、11月1日を制定しております。

目的と意義として、琉球歴史文化の日は、先人たちが作り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、ふるさとへの誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、条例の制定を今議会に提案しているところでございます。琉球歴史文化の日の制定を通じまして、ウヤファーフジへの敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを育めるような日として、広く認知されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 玉城武光委員。

○玉城武光委員 空港関連ですが、新規のほうから質疑いたします。感染症の対策が主な増額の理由になっているのですが、安全・安心な沖縄観光の受入体制の構築実証事業というので、沖縄の感染症水際対策、沖縄モデルと言っているのですが、その概要の説明をお願いします。

○雉鼻章郎観光振興課長 安全・安心な沖縄観光受入体制構築実証事業でございますけれども、これは水際対策の実施手法を確立するために、県内空港においてサーモグラフィーによる発熱監視を行うとともに、那覇空港等に旅行者専用相談センター沖縄(TACO)を設置して発熱者等の体調不良者を迅

速に検査へつなぐという取組を行っているというところでございます。

○玉城武光委員 これは従来も行われていたんじゃないんですか。新しく沖縄モデルという位置づけなんです、それがどのように沖縄モデルになるんですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

今、沖縄モデルというのは、去年途中からTACO、年明け後のNAPP、引き続きやっているサーモグラフィー、これ全体をくくめて沖縄の感染症水際対策、沖縄モデルと言っています。先ほどの観光振興課長からの説明については、一つのTACOの部分—今回この資料としては新規扱いになってはいますが、去年の補正の段階でやっているものを表現していますので、当初と比較すると新規扱いになっているという状況です。

○玉城武光委員 これは、そのTACOが1か所なのか、それともどこか離島も含まれているのか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

去年と引き続き同様にまず那覇空港にTACOを設置しています。その他、本土からの直行便が就航します宮古島、新石垣空港、あと久米島、下地島空港4つを設置する予定です。

○玉城武光委員 次、旅行者検査実施支援事業。これ空港でのPCR検査の実施の支援に要する経費と示しているんですが、これは支援先はどこなんですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 旅行者検査実施支援事業というのは、今現在もやってます那覇空港での希望者を対象にしたPCR検査の事業として、この事業に対して受託事業者に県から負担金を出して実施して、安価な価格で空港での水際対策をしようという事業です。今現在、次年度の契約相手という部分についてはまさに公募をかけている最中にありますので、今の支援先というのはその公募で決定していくふうに考えております。

○玉城武光委員 今公募をかけているという答弁なんです、これはPCR検査を民間がやるということですか、民間の業者が。

○真栄田義泰観光政策課副参事 今年度は、水際対策の方法としてTACOと今NAPP、両方別々でやってましたが、令和3年度からはTACOの受諾団体のほうに、今までの発熱者の業務だったりとか、旅中の相談の業務プラス那覇空港でPCR検査を希望する方に対しての、検査へつなげる業務をそれに加えて実施していこうと考えています。民間のほう

をお願いしてやっていくというふうに考えています。

○玉城武光委員 今、民間に公募をかけているというところですね。これ何業者ぐらいが今現在一まだかけてはないんですか、かけてるんですか。

○下地誠観光政策統括監 お答えいたします。

今週に入って公募を始めまして、今相談等は数件来ております。

○玉城武光委員 次に行きます。

沖縄ワーケーション促進事業。そのこのプロモーションを行うのはどこですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 本事業におきましては、企画提案公募によって委託事業者を決定して、県内関係事業者と連携の上、プロモーションを実施することとしておりますので、今後委託事業者を決定していくというところになります。

○玉城武光委員 今から委託先を選定するということですか、それともそういうワーケーションのプロモーションをする業者がいるという前提でこの公募をかける、それか委託する。どっちなんですか。

○山川哲男観光政策課長 令和3年度に新規事業として立ち上げておりますこのワーケーション事業、これの先駆けるに今年度9月補正で1300万円ほど計上させていただきまして実証事業を展開してまいりました。その中で、沖縄にとってのワーケーションは何だろうかというまずニーズ調査をしております。このニーズ調査の中でやはり、癒しの島であるとか日々のストレスから解放されるといったものがございました。昨日なんですけれども、国内大手の保険会社のほうとの共同での記者発表もさせていただきまして、やはり国内的にも沖縄にとってのワーケーションというのはかなりニーズがあるというのが分かっております。それを踏まえた上で、令和3年度は、企画公募型で業者を選定いたしまして、国内向けにプロモーションを展開していくということになります。

以上です。

○玉城武光委員 分かりました。

次、R I C C A普及促進事業、これの概要の説明をお願いいたします。

○雉鼻章郎観光振興課長 県では、感染防止対策と社会経済活動の両立を図るために、県のL I N E公式アカウントR I C C A沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポートの県民、観光客、県内事業者への普及促進に取り組んでおります。R I C C Aは令和2年10月に共用を開始しております、今年度令和2年度におきましては、その普及促進を図るため、コー

ルセンターの設置、SNS等の広報活動、バス、モノレール、飛行機内でのチラシ掲示、それから産業まつりや国際通りイベントでのPR活動などを実施しております。令和3年度におきましても、より一層の促進を図るために、そのようなPR活動を続けていきたいというふうに考えております。

○玉城武光委員 このR I C C Aというのは、今現在、利用している方々を押さえているんですか。

○下地誠観光政策統括監 今朝の数字です。今登録者数が7万3801人です。施設で事業者としての登録は、7190件になります。

以上です。

○玉城武光委員 普及に努めてください。

次に、国際交流国際協力推進計画策定事業というのがありますが、この概要を説明をお願いします。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

国際交流国際協力推進計画策定事業につきましては、沖縄21世紀ビジョンの将来像であります、世界に開かれた交流と共生の島の実現を目指し、国際交流及び国際協力に関する施策を効率的かつ効果的に推進するために、沖縄振興特別措置法に基づき、国際交流国際協力推進計画を策定するものであります。事業実施につきましては、令和3年度初旬頃に委託事業者を選定いたしまして、国内外の状況の調査を行いまして、有識者や関係団体等による検討委員会を設置いたしまして、その中で計画の策定に向けて取り組んでいくこととしております。

以上です。

○玉城武光委員 どんな交流を予定しているんですか。

○前本博之交流推進課長 今現在、沖縄県といたしましては、海外ですと、ウチナーネットワークですね。県系移民の方々がいらっしゃる中南米とかハワイとか、あと友好県省を結んでおります福建省、あと台湾との交流を積極的に進めておりまして、そういったものの検証と、恐らく引き続き次の計画でも継続していくことになると思うんですけれども、そういった取組ですとか、あと国内ですと、島田叡元知事出身地でもあります兵庫県ですとか、福島とのうつくしま・ちゅらしま交流ですとか、そういったものを今現在取り組んでおりますので、引き続きそういったものの検証と、今後の取組について検討していくことになるかと思っております。

以上です。

○玉城武光委員 次、継続事業に関して増額になった部分をお聞きします。

国内需要安定化事業、観光誘客プロモーションと
いうのがあるんですが、どこがプロモーションを実
施するんですか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** プロモーションの実施主
体ということでございますけれども、これは一般財
団法人沖縄観光コンベンションビューローなどを予
定しているところであります。

○**玉城武光委員** 予算が増額になったという部分は、
どの事業が増えたんですか。

○**雉鼻章郎観光振興課長** どの部分といえますか、
プロモーション全般に関しまして、航空会社や空港、
旅行会社と連携して沖縄の歴史、文化、自然、食、
人などをテーマに情報発信、それから、沖縄旅行未
経験者層の維持・獲得とともに滞在日数の延長や消
費単価の増大を図っていくことを目的に実施しよ
うと考えております。

○**玉城武光委員** 新しく事業を増額したのは、新し
いこのプロモーションをやるわけですから、誘客の
関係で新しくプロモーションが増えたという部分は
何ですかということを知っているんですよ。

○**雉鼻章郎観光振興課長** 新しくと申しますよりも、
今以上に、コロナ禍の状況で国内誘客を強化するた
めにその予算を増額して当たっていくというふうに
考えております。国内需要安定化事業の中には、ブ
ランド戦略というものもございますし、それから富裕
層向けというようなプロモーションも予定をしてい
るところです。

○**玉城武光委員** 予算が増額した部分は、新しいブ
ロモーションをかけるということで増えたと思
うんですが、何かなかなか説明がなされないん
です。

次に移ります。国民文化祭・障がい者芸術文化祭
おきなわ2022の準備事業という説明をお願いします。

○**島尻和美文化振興課長** お答えいたします。

国民文化祭につきましては、観光やまちづくり、
国際交流や福祉・教育や産業その他の関連分野にお
ける施策と有機的に連携をしつつ、地域の文化資源
等の特色を生かした文化の祭典でありまして、毎年
各都道府県持ち回りで開催しております。沖縄県
は、復帰50周年の令和4年の節目の年に開催するこ
とが内定しております。

次に、全国障害者芸術文化祭につきましてござ
います。こちらは、障害のある方の芸術や文化活動
への参加を通じて、その方々の生きがいや自信を創
出し、自立と社会参加を促進するとともに、障害に
対する国民の理解と意識を深めることを目的として

実施するものでございます。

以上です。

○**玉城武光委員** いつ頃予定しているんですか。

○**島尻和美文化振興課長** 令和4年の10月から11月
にかけて実施をするということで、現在国のほうと
調整をしているところでございます。

○**玉城武光委員** 分かりました。ぜひ、頑張ってい
ただきたいと思います。

次、スポーツツーリズム戦略推進事業について、
概要の説明をお願いします。

○**高宮城邦子スポーツ振興課長** お答えいたします。

当該事業は、沖縄の温暖な気候とスポーツ資源を
活用した新たな観光メニューであるスポーツツーリ
ズムの普及・定着を図り、沖縄観光ブランドの一つ
として確立することで、国内外からの誘客を促進す
るといったことを目的に実施しております。具体的
には、この事業の下に誘客と、それから新たなスポ
ーツツーリズムの誘致の事業を5つぶら下げて実施を
しております。例えば、スポーツイベントの創出・定
着であるとか、あと魅力あるスポーツ環境、自然環
境や施設等も素晴らしい施設がたくさんありますの
でそういったものを。それから、県内で実施されて
いるNAHAマラソン等のブランドを持った県内ス
ポーツイベントなど、こういったものを国内外でプ
ロモーションを行いまして、誘客を図っております。

また、プロ野球キャンプの来訪実施時には、観光
客に多く来ていただくということで、そういった
誘客促進も行っております。それから、先ほど申し
上げましたけれども、そういったプロスポーツ以外
にトップアスリートの合宿等々もございまして、
そういったものの誘致とかも実践してございまして、
その誘致のほうの総合窓口といたしましてスポーツ
コミッション沖縄への支援を行っております。

また令和3年度事業では、新たな取組といたしま
して、国内トップアスリートによる強化合宿などの
集積をさらに促進させていこうということで、スポ
ーツコンベンションの高付加価値化を促進すること
としております。具体的には、スポーツ関連産業にお
ける一例例えばトップアスリートの方々は、身体デー
タを基にトレーニングを行っていくわけですが、そ
ういったサービスを提供できるような民間事
業者さん等々の基盤を強化していただくような、そ
ういった事業を今考えてございます。

以上でございます。

○**玉城武光委員** このプロスポーツのキャンプとか
の誘致も行っていると思うんですが、今沖縄県でサッ

カー、それからプロ野球のキャンプが行われている、そのほかにはないですか。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 今年度からラグビーのキャンプを誘致しております。そのほかには例えば、トップチームの合宿といたしまして、ソフトボール女子であるとか、あとバレーボールとか、多岐にわたる競技において誘致を行っております。

以上でございます。

○玉城武光委員 ぜひ、誘致に頑張ってくださいと思います。

最後に、文化観光スポーツの予算は、コロナ関係の対策費が多いんですね、観光誘致のためにね。けど先ほどからのお話があるように、県内の観光業者の関係の、非常に経済的に大変に疲弊しているという状況ですから、その手当てもやれるような予算をぜひつくっていただきたい、ということを上上げて、終わります。

○西銘啓史郎委員長 翁長雄治委員。

○翁長雄治委員 よろしくお祈りします。

最初に33ページの200番、沖縄ワーケーション促進事業。先ほどもお話いただいたんですけども、県が一今回の議会でもいろいろと議論ありましたけれども、量から質への転換というところでお話をされています。本会議の中の答弁では、当然量も追い求めながら、質の高い観光ということもお話しされていたんですけども、ワーケーションがこの一つの役割を果たすのかなというふうな気もしております。今、先ほど概要もあったのですが、もう少し詳しく、県が求めていくというか目指していく、沖縄でワーケーションを行う方々に求めるものとは何ですか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

沖縄ならではのワーケーションというふうに、私たちは読み上げているんですけども、それは何かといいますと、まず、国内屈指のビーチリゾート地としての豊かな自然環境がまずございます。それから、おらかな県民性が醸し出します、ゆったりとした癒しの時間と空間。そして、県民との交流を通して得られる体験などから、都市部では得られないアイデアや生産性の高い仕事を行っていただけるのではないかと可能性を考えまして、実施しております。

また、期待されるワーケーションの効果といたしましては、新規需要の開拓ですね。例えば、1泊2日のビジネストラベルだったものが、沖縄でワーケーションすることによって、1週間、2週間というよ

うな滞在を促していく。そして、今申し上げましたように、沖縄観光の課題の一つであります滞在日数の延伸、それにつながります観光消費額の増大というものも期待いたしまして、このワーケーションに取り組んでいるところです。

以上です。

○翁長雄治委員 先ほど、実証実験というか今年度まず行われて、次年度大手の企業さんとタイアップなんですかね、一緒にやっていくということがあるんですけども、どういった方々を今後対象に呼びかけていくつもりでいるのか、お願いします。

○山川哲男観光政策課長 ワーケーション、様々なタイプございます。例えば、チームビルディングタイプと言いまして、個別の企業ごとに、複数人以上の職員の方にいらしていただいて、彼らがコワーキングスペースの中で一緒に共同作業をしながら生産性を高めるような仕事に就いていただくと。

それともう一つは、家族型がございます。例えば、お父さんお母さんが職員の方で、お昼はこの方々が働いている。それ以外の時間、家族の方々はビーチであったり沖縄の豊かな自然環境の中で時間を過ごしていただくというような、様々なタイプを考えながら取り組んでいるところです。

以上です。

○翁長雄治委員 この家族型の場合、やはり宿泊する施設等々もいろいろ変わってくるのかなと思ってます。それが、今までは2泊3日なので、ビジネスホテルなりどこぞのホテルでよかったと思うんですけども、この家族とかで来るとなるとなかなかそういう訳にもいかないのかなと。そこで、沖縄県として考える中で、マンスリーアパートみたいなところを想定してやるのか、それともこのリゾートホテルみたいなところを想定してやっていくのかというのをお願いします。

○山川哲男観光政策課長 お答えします。

沖縄に来ていただきますそのお客様のニーズに対応した形で、サービスを提供していくこととなります。例えば、ビジネスを目的として沖縄の中で数週間滞在したいのであれば、委員の御質問の中にありました、マンスリータイプ等々も利用されると思うんですけども、子供さんの夏休みの期間を利用して、家族で数週間過ごしたいといった場合には、やはりリゾートタイプというものが好評になるのかなというふうに考えます。

以上です。

○翁長雄治委員 宿泊するタイプによってもいろいろ

るとニーズが変わってくると思うので、そこはぜひ細やかに、いろんなパターンをプランを考えていただきたいなと思います。この目標値というのはあるんですかね。

○山川哲男観光政策課長 このワーケーションというのは、まず国内でも走り始めた観光の分野になってまいりますので、まずは沖縄観光の全体としての入域観光客数の回復、戻しながら、このワーケーションのサービスを一つのコアとして提供することにより、実績が積まれていくと思います。そういう実績を見据えながら将来的に目標値を設定していくというふうに考えております。

以上です。

○翁長雄治委員 なるほど、分かりました。

ひとまず進めていくと。このワーケーションがコロナの中で、僕は応急処置じゃないけども、こういったまず呼び込もうとかではなくて、将来的にも沖縄はそういうふうな観光の場として仕事の場として活用していただくために、この最初の期間がすごく重要だと思うんですよね。ここで成功すれば、コロナが収束した後も沖縄の中でこういうふうに仕事をしていこうとかっていう思いが企業の中、また働く方々の中にも生まれると思うので、ぜひいろいろと最初の分野で戸惑うこともお互いにあるかと思っておりますけども、利用される方も、よろしく願います。

次に201番の修学旅行緊急時支援事業なんですけども、先ほど質疑の中で、ふだんど2000校強来て、40万人強来る中で、去年はそれぞれ1割程度に落ち込んでいると。次年度は、1879校の35万人ぐらいを今予定していると。これが今、現状として予約があるところなので、なかなか見通せない部分があるかと思うんです。今年度から何を学んでやるかというのは一沖縄県でも本当にゼロじゃないかって思った中で1割ぐらいの学校が来てくれたというところで、沖縄の状況とか出発地の状況もありながら、皆さん出発してくるかと思うんですけども、修学旅行もこういう状況であつたら来れるんだなという流れというのは今見えているのかどうか、願います。

○雉鼻章郎観光振興課長 委員御案内のとおり、昨年度、夏休みも緊急事態宣言に入っておりましたし、それ以降、修学旅行が沖縄で昨年再開されたのは10月からですね。その間に、先ほど申し上げた百九十数校がおいでになったと言える状況です。その間、例えば、沖縄の状況をウェブなどで発信したり、それからやはりお問合せもたくさんいただきますので、沖縄の状況はどうですかとか、こういうふうになっ

たらどうなりますかというようなところは、ずっと対応させていただいてきたところです。

以上になります。

○翁長雄治委員 僕も、毎年修学旅行で来る学校の先生から、今年行っても大丈夫かなと相談があつたりして、なかなかそのときは結構厳しい状況だったので、ちょっと難しいんじゃないかなという話をして、その後、一旦落ち着きそうなきにということである予定になったんですけど、結局それもまあ、また厳しい状況になったので、第3波が来たので、来れなかったんですよ。そういった形で、修学旅行に来る学校も、僕は1校しか知らないですけど、それこそ皆さんが発表している情報とかを見ながら、勘案しながら来るかどうか確認しているかと思うのですが、その中で、沖縄がこういう状況のときだったら来てくれているのかなとかっていうものが見えてるのかどうかっていう、この把握できているのかどうかっていう、沖縄がどういう状況であれば修学旅行が来れるのかっていうのが分かっているのかどうか聞きたいですね。まだその辺の精査が終わってなければ、ないで結構です。

○雉鼻章郎観光振興課長 例えば、ホテルなどでは、修学旅行生が泊まるホテル・旅館においては、ガイドラインに基づいて対応を取っておりますというところを、ウェブなどを通じて我々も情報としてお伝えをしているところなんですけれども、やはり学校側のほうで大きな不安を抱かれるようなケースがたくさんあつて。例えば、生徒も行きたい、先生も行かせたいけれども、保護者の方がというお話も伺いますので、一概にこういう状況になれば修学旅行が戻ってくるというようなところは、なかなか難しいのかなというふうに思います。

○翁長雄治委員 分かりました。

来年もこの35万人目指しながらやっていくかと思うんですが、ただなかなかどういう状況なら来てくれるかというのが、まあ保護者の気持ちも分かりますので、これはまた一緒にいろいろなことを考えていければなと思います。よろしく願います。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 課長も申し上げた、正確にこうだったらこう来てくれるとは言えないです。逆の言い方をしますと、県独自でやっぱ緊急事態宣言を発出しているときというのは、なかなかここは難しいのかなというところだと思います。一方で、ある程度収束しているときにコロナが収まっているときに来ていただくんですけど、そこはまた発出の仕方にもよる、それはもう相対的な関

係なのかなというところを感じております。そのときに、また発出の仕方で、今回緊急時の支援事業ということを持たせていただきましたけれども、まず安全・安心というのを県事業でこういうふうに皆さんのためにサポートしています。そういう事業をつくって、さらにそれを広く呼びかけるということで逆に相手方の不安を払拭していただいて、来やすくする環境をつくっていくということで、今までだと1だったものを10につなげるとか、そういったような取組をしていくことが肝腎なのかなというふうに感じております。その辺はまた次年度も引き続き継続して取り組んでいきたいと。

○翁長雄治委員 課題も多くあるかと思えますけれども、引き続きよろしくお願ひします。

次に202番のR I C C Aの普及促進事業なんですけれども、僕がさっき聞き漏らしていたらすみません。今どれぐらいの登録者数、活用者数があると分かりますか。

○下地誠観光政策統括監 今朝時点の数字です。登録者数が7万3801人、事業者施設等の登録が7190件です。

○翁長雄治委員 施設と個人を分けて分かるんですか、これ。

○下地誠観光政策統括監 個人の登録者数については、実はお互いが持っているスマホでも、R I C C Aを落としていただいている方については、個人でも見れるんですね。事業所については少しLINEさんとか業者さんと相談して、その都度聞いているという形になります。

○翁長雄治委員 この7万人という数字が多いのか少ないかなという議論もあるかと思うんですけど、少なくとも今県民が関心を持って、この人数を見ている県民からすると、とても重要なツールなんですよ。

提案というかあれなんですけど、先週か先々週くらいまでは、先週同じ曜日の比較とかのグラフとか表が出ていたんですけども、最近ちょっとこれが出ていないような気がして、以前よりも少しだけ分かりづらくなっているような気がして。

○下地誠観光政策統括監 R I C C Aの事業全体としての登録のお願い周知は、我が観光部でやらせていただけてますけれども、この陽性関係のコロナ関係の情報については、保健医療部さんのほうでそこは発信している形になっております。大体目安として1週間に1回ほどは、グラフを出して登録されている方に具体的な数字をお見せした上で、意識して

いただいて、行動変容をみんなで図っていきましようという流れを考えているところです。

○翁長雄治委員 情報を提供するの当然保健医療部だと思ふんですけれども、発信も彼らがやるという考え方でいいんですか。この、同じようなLINEのあれを使って、使っていくと。

○下地誠観光政策統括監 プログラム上の問題なんですけど、パスワードとかいろいろございますけど、お互いが持っていて、この感染者情報に関しては保健医療部さんでということになっております。

○翁長雄治委員 管理は皆さんのほうで、管理というのは広げるためのプロモーションとかやっているけど、中身については、保健医療部がということでもよろしいわけですね。

○下地誠観光政策統括監 細かい話をするといろいろあるんですけれども、そのコロナの感染に関しては保健医療部でやっています。例えば、事業者さんが相談があったりとか、クーポンを入れたいけどとかそういった相談をいろいろあるんですけど、そういうのは我々でやっていると。周知もPRも我々がしているということになります。

○翁長雄治委員 ツールを使って発信しているのは皆さんだと思っていたので、ちょっと勘違いしていました。ぜひ、でもこの見ている人たちからしても、どれぐらい占有率があるのかと新聞を見ない世代がたくさんいる中で一見人たちは朝もう見れば分かるんですけど、朝刊の一面を見れば。見てない人からすると、これで情報を取っている人もたくさんいますので、ぜひこれ保健医療部と調整して、日ごと送っていただければなど。ちょっと業務が増えるかと思うのですが、よろしくお願ひします。

○下地誠観光政策統括監 大体3時頃には、その日の感染者数が情報として共有されます。感染症の県内の専門家の高山先生が、R I C C Aが一番早いんですねとお褒めもいただきました。

以上です。

○翁長雄治委員 僕も本当に、今まで行政のこういったLINEとかで見えて、いろんなツールを見て、断トツに一番よいツールだと思っていましたので、よろしくお願ひします。

次に、時間の関係があるので、少し先に214番の東京オリンピック・パラリンピックの沖縄聖火リレー推進事業なんですけど、今オリンピックを開催はすると。無観客でやるというふうに政府のほうが発表して、それに向かって今一丸となって頑張ってくれているところだと思うんですが、県内で今年度の予算

が1億7500万だったけど、当然これはオリンピックがなかったの、あまり使ってないのかなと思うのですが、減額されているのと、どういふふうに行っていく予定なのかというのをお願いします。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 お答えいたします。

聖火リレーの実施につきましては、御承知のとおり、3月末に福島を皮切りにということになっておりますけれども、やはり先行きが見通せない状況での実施ということになりますので、組織委員会のほうからはプランを今2つ提示をされております。

1つは、通常どおり公道でランナーに走っていたとくというものでございます。

もう一つがBプランと申しまして、仮に緊急事態宣言が発出されるとかそういう状況なった場合には、公道でのリレーを中止いたしまして、沖縄県での開催は5月1日と2日になるんですけれども、その両日の最終ランナーがゴールする場所で、セレブレーションを一点火式を行うということになっているんですけれども、そのセレブレーションのセレモニーのみ実施をします。その際には、無観客になるということで、今2つのプランで準備して進めております。

○翁長雄治委員 いつ頃判断されるか見通し立たないんですか。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 状況にもよりますが、組織委員会のほうからは開催の1か月前までに判断を行うというような基準が示されております。

○翁長雄治委員 そうなると、もうあと2週間ぐらいで判断しないといけないということかと思うんですが、県としてこの指針は決めてるんですか。このレベルだったらやろうとか、このレベルだったらちょっと中止にしようとかか。プラン1にするのかプラン2にするのかという、この状況は考えているんですかね。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 状況によってやはりその判断というのも変わってくると思うんですけれども、組織委員会のほうからは、1か月前ということは示されておりますけれども、やはり日々この変動する感染状況の中で、2週間前までは様子を見てもよいというような流れもございます。

判断の基準といたしましては、緊急事態宣言の発出ということになるかと思っております。

○翁長雄治委員 ということは今年度でいうと、年末のあたりに本当は100人とかそれぐらいあったけど、緊急事態宣言は出なかったわけですよ、その

ときはね。そのレベルでも出てなかったら、やっっていく予定ということでもよろしいんですかね。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 お答えいたします。

基本としましては、やはり緊急事態宣言が出ていくか出てないかというところになるんですけれども、その状況が12月のような悪化の状況にあるといった場合には、恐らくですけれども、県に実行委員会がございますので、そちらで検討して、組織委員会と調整を図りながら決めていくことになろうかと思っております。

○翁長雄治委員 緊急事態宣言レベルのものかというのが一つの指標になるということで、理解をしておきます。ありがとうございました。

次、218番の第7回世界のウチナーンチュ大会の開催事業費のところなんですけど、令和4年度の開催予定をされているかと思うんですけれども、今ワクチンが、本会議の答弁によると最速でも今年末、場合によっては年度末と、来年のですね。ということで話があったんですが、つまりそうすると、収束までもう少し時間がかかるんですよ。どういった形で、ウチナーンチュ大会を開催しようと考えているかっていうのをお願いします。

○宮城清美交流推進課第7回ウチナーンチュ大会開催準備室長 お答えします。

県では、国内外の県人会の意向を伺うことは重要であると考えておまして、世界のウチナーンチュが今、大会を心待ちにしているということも踏まえまして、現時点では、令和4年度開催を目指しております。委員がおっしゃったように、現在ウイルスが蔓延している中での接種状況等もありますけれども、国により感染状況やワクチンの接種状況も異なりますことから、状況を慎重に見極める必要があります。現時点での再度の延期等については、ちょっと判断が難しいと考えております。そのため開催の在り方につきましては、世界の感染状況やワクチンの接種状況、海外からの入国制限等について情報を収集しまして、国内外県人会や医療専門家の意見も伺いながら、従来の開催方法にとらわれることなく、ウィズコロナ時代を見据えました、オンラインを含めたハイブリッド形式による開催運営について柔軟に対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○翁長雄治委員 人の集まることに意義のある大会でもあるのかなと思ってます、僕は。故郷を思い出して帰って来てというところで、オンラインで何千名がどれぐらいできるのかなと感じなんですけど、先

ほど、延期などについてはまだめどが立たないというところであるんですが、延期も一応可能性としてはあるという認識でよろしいのでしょうか。

○宮城清美交流推進課第7回ウチナーンチュ大会開催準備室長 今現在、コロナの状況が見えないということで、先ほども申し上げましたとおり、ちょっと判断をどうするかというのは難しいということで考えておまして。ただ今後の状況、あと国内外の県人会の意向とかも伺いながら、決めていきたいと考えております。

○翁長雄治委員 逆に言うと、いろんな経験も持ちながら、1年半後ぐらいかなと思うんですけど、あるので、最大限のできる形、できない場合の形、ぜひ、近くなって慌てるんじゃないで、今から本当にいろんなパターンを想定して、それこそ延期にするパターン、無観客でやるパターンというのは、ぜひ考えていただきたいなと思います。あとやっていたやつは、ほかで聞かれてしまったので、取り下げたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時20分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

山内末子委員。

○山内末子委員 それではよろしく願いいたします。

午前中もいろいろありました。今もう本当に沖縄県、コロナの蔓延がずっと続いてまして、感染防止対策それと経済対策ということでは、観光分野の皆さんたちとの、よく言いますアクセルとブレーキ、このバランスがなかなかうまく取れてないというよりも、感染防止対策が主になっていましたので、どうしても観光分野の皆さん方の不満や一不満というよりも、もう今怒りに近い形で皆さんが疲弊をしているというところ。そういう中で次年度のこの予算組みをつくっているんですけど、そういう意味では、もうこれから、先ほどあったようにいろんな事業が全てにおいて感染の状況によって左右される。そうするといろんな判断をその都度迫られるという意味では、皆さん方のこれからの次年度は、大変いろんな意味でいろんなものと格闘しながら、その事業を遂行していかなければならないかというふうに思っております。そういう意味では、やっぱり職員の皆さんたちがモチベーションをしっかりと高めな

がら、県民とそして観光分野の皆さんたちの思いをしっかりと受け止めながらということの事業の遂行ということをしっかりやらなければならないのかなというふうに思いますけど、その辺については、部長はもう今年で定年にはなるかと思えますけれど、そういった感覚から、どうぞ皆様たちへの決意というんですかね、皆さんの観光分野の中でのモチベーションを高めるための決意について、少しそれから先にお聞かせください。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 先ほど来から委員の皆さんからも御指摘をいただいておりますように、観光業界を中心としてこのコロナの影響を受けて非常に厳しい状況にあるという方々の声を本当になくさんいただいております、いろいろ意見交換をさせていただいてるわけですが、そのたびに観光業界の中にもいろいろなまた分野があるわけですが、分野ごとに状況がそれぞれ異なった部分もありまして、それぞれの立場、厳しい立場の声を聞きまして、何とかそれぞれの分野に応じた取組を丁寧に行わせていただきたいということで、そこはまたコロナの感染状況も見極めながら進めさせていただいておりますし、これからもそこは引き続きしっかりとやらせていただきたいなところはもう変わらず推進したいと思います。

一方で、そういった声を受けて取組を進めていく中で、私ども職員の、先ほどモチベーションと言いましたけれども、それも従来の慣行とか、それ以外の推進していく取組の手法というのがもう全く根底から覆っていった。プロモーションとか受入対策の事業といったようなことから、例えば水際対策とかそういった今まで全く経験したことのないような非常な取組ということで、職員の頭の切替えも含めて、大変な面はあると思います。一方でそこはもうこういう状況ですので、観光だけではなくこれは沖縄県の組織それぞれがそういう悩みを抱えておりますので、共有の悩みとして、ぜひ頑張っていたきたいということで、課長を中心に職員の健康状況には留意して取り組んでおります。今後ともそこは管理職を中心に、メンタルを含めた職員のモチベーションを落とすことのないように努めていきたいというふうに思っております。しばらく、まだかかるかと思えますけれども、引き続きしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○山内末子委員 ありがとうございます。

昨日も変異株が沖縄のほうでも見つかりまして、中にはとても感染度の高いというか、そういうよう

なものも見つかったということで、本当に先が見えないっていうんですかね、先行きが分からないというこの状況だと思っていますので、そういう意味では今部長のおっしゃっていたように、新しい感覚、新しい状況というのに、常に変化にアンテナを張りめぐらせて、そして皆さんのところに届く声と、全く届けられない声というのが実はあったりもしますので、そういうところにも目配せ、気配せをぜひしっかりとお願いしたいと思います。

それでは事項別に沿って、少し事業を幾つかお聞かせください。ナンバー173番の沖縄観光国際化ビッグバン事業ですけど、これは継続なんですけど、今の現状を、昨年度の現状を少しお聞かせください。

○雉鼻章郎観光振興課長 お答えいたします。

沖縄観光国際化ビッグバン事業でございますけれども、国際観光地としての基礎的需要の創出を図るため、航空路線の誘致や知名度向上、受入体制の構築等を行うというところで、主に外国観光客の誘致を図っていた事業であります。今年度につきましては委員御案内のとおり、まず国際線が全く飛んでおりません。それから、日本国内に入ってくる外国人観光客の数もなしというところでございます。なので、従来予定しておりました、例えば新規就航路線に対するインセンティブとか、そういうものに関しては一切行えなかったというところでありますけれども、ウェブなどを使いまして、海外に対しても沖縄の情報を発信して、いずれコロナが明けたときには沖縄においていただけるようにというところで、そういったプロモーション活動のほうは、手法をいろいろと考案しましてやらせていただいているといったところでございます。

○山内末子委員 ちなみに昨年度の海外からの観光客はどれだけでしたか。元年度との比較も一つお願いいたします。

○雉鼻章郎観光振興課長 令和元年度につきましては約300万人、令和2年度、今年度につきましてはゼロというところになっております。

○山内末子委員 これはもう沖縄県だけで努力をしてもできないところでありますので。それでは、今年度は、それでも海外からの、特に台湾あたりは貨物の輸送も始まっていますし、何とかそこの交流ということもやっぱり県を挙げて国に要請をしたり、そういった事業もしながら再開に向けてそういう努力もするべきではないかとは思いますが、その辺については今どのようなふうになっていきますでしょうか。

○雉鼻章郎観光振興課長 すみません、先ほど外国人観光客数300万と申し上げましたが、それは平成30年度の数字でございます、令和元年度は249万ということになっております。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

それから、海外からの誘客というところでございますけれども、今例えば台湾などは台湾内で沖縄の物産展を開いたりとか、そのようなことをして沖縄をずっと露出しているというような状況にあります。今後とも、何分にも検疫、C I Qと言われる部分があるように動いてくるかというのは、私どもだけでは何ともいたしかねますので、状況をよく見ながら、今申し上げましたように、東アジアを中心に沖縄の御紹介をしながら、いずれ空いたときには沖縄においでくださいというようなメッセージを発信し続けたいというふうに考えております。

○山内末子委員 今だからこそできること、それをしっかりと確認をしながら、先ほどありましたように東アジアは今あまり感染状況も悪くはなっていませんので、その国辺りもどんどん今年は少し芽が出てくるのかなというふうに思います。そういう観点からも、やはり今我慢をして、しっかりとPRをして、この事業を重ねることによって、再開したときにすぐに準備が整うような、そういう準備、そういう事業にしていきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは次に進みたいと思います。

ナンバー169で、観光人材育成確保促進事業、事業内容をひとつお願いいたします。

○雉鼻章郎観光振興課長 観光人材育成確保促進事業でございますけれども、沖縄県の観光客の受入体制を強化するため、国内外の観光客が安心、満足する高いサービスを提供できる観光人材を育成し、併せて定着というところにもつなげて、人材の確保というところを支援するといった事業でございます。

○山内末子委員 観光業界が今大変厳しくなっているというところで、特に小さなホテルですとか、宿泊業者の休業やあるいは廃業とかも聞いてますけど、その辺の実態についてはどのようなになっていますでしょうか。

○雉鼻章郎観光振興課長 休業とか廃業の数ということにつきましては、こちらでは実際に把握しておりません。

○山内末子委員 本当は把握したほうがよろしいかなと思います。皆さん、観光業界を引っ張る行政でするので、今の実態としてどのような形で今、ホテル

やそういった宿泊業の皆さんたちがどういう実態なのかというのは、把握しておくべきだと思っています。そういう実態を踏まえながらこういった事業、人材育成の確保というものにつながっていくと思うんですけど、この辺はどうなのでしょう。どういうふうな形で事業を進めていくのか、そのイメージを少しお聞かせください。

○雉鼻章郎観光振興課長 今お話のありました、特に小規模なところなどは、人材の研修なども非常に困難であるというようなどころもあります。大きくはこちらのほうで講師を用意して、集合型の若年層とか中堅層、それから経営者向けといった階層別の研修というようなどころ。それから企業が独自で研修したいというようなどころに関しては、講師の派遣でありますとかいうところを行っていくというような研修を支援しているところでございます。

○山内末子委員 対象はどの程度になっていますか。どれだけの企業があって、どういう人数の人たちを対象にして事業を行っているのかお聞かせください。

○雉鼻章郎観光振興課長 今申し上げました集合型研修の中で、中核人材リーダー育成研修というものは24名の受講生の方がおいでになりました。それから階層別集合型研修、沖縄観光キャリアカレッジという名前で実施しておりますが、これがエントリー、リーダー、経営者といったような階層別に行っておりまして、エントリー層が23名、リーダー層が24名、経営者層に関しましては、13事業所に専門家を派遣したというようなどころでございます。

○山内末子委員 今、観光業界が少し下火に一事業があんまりないという中で、だからこそできる事業だと思っています。しっかりとした人材育成をしながら、本当にこの沖縄県が観光でしっかり飯を食べていくんだという、そういう気概を持つような方々を育てるという意味では、大変今のこういった中でこの事業を進めるということは、今だからこそできることだと思っていますので、ぜひそれをもっともっとスキルアップしていくような、そういうことも踏まえて、ぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、沖縄空手少年少女世界大会開催事業がありますが、その事業内容お願いいたします。

○佐和田勇人空手振興課長 お答えします。

沖縄空手の次世代を担う後継者の育成及び交流人口の拡大を図るため、少年少女を対象とした国際大会を開催するための事業でございます。

○山内末子委員 これの開催日はいつになりますか。

○佐和田勇人空手振興課長 当初は3月に本県の県

大会で予選会をしまして、次年度の8月という予定をしてございました。ただ、新型コロナウイルスの感染拡大等がございましたので、令和3年3月の今度の県内予選会及び8月の本大会を延期しまして、開催日程については関係団体と調整の上、改めて設定することを実行委員会において決定したところでございます。新たな開催日程については、沖縄伝統空手道振興会等関係団体と調整の上、新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、多くの参加者が期待できる長期休暇などを考慮しまして、4月下旬の実行委員会総会において決定する予定としてございます。

以上でございます。

○山内末子委員 今世界の空手人口というのは50万とか30万とかっていうんですけど、どれぐらいですか。

○佐和田勇人空手振興課長 世界198か国に1億3000万人、空手の愛好家がいると言われております。

○山内末子委員 すごいですね。日本の人口より多いんですね。そういう意味では、この沖縄の空手がやっぱり世界でも根づいてるという意味で、この沖縄世界空手大会と、この少年少女世界大会は一緒のような形で空手大会をやって、その後とかその前とかのプレ大会というような感じで考えてよろしいですか。

○佐和田勇人空手振興課長 お答えします。

大人の部門は、令和4年度に開催を予定しております。少年少女の場合は令和3年度、来年度開催する予定としていただいております。今の計画では第1回沖縄空手少年少女世界大会、そして令和4年度には第2回沖縄空手世界大会ということで開催する予定でございます。

○山内末子委員 それではこの少年少女世界大会は、何か国で何人ぐらいの規模になるのでしょうか。

○佐和田勇人空手振興課長 50の国と地域から、3000名の参加を予定しております。

○山内末子委員 ぜひこれもコロナに負けないで、ここ沖縄で世界の少年少女が空手をやっている様子をぜひ見たいと思っていますので、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いたします。

それから最後にスポーツツーリズムなんですけれども、もちろんこれプロのスポーツ、それに伴う経済効果ということなんですけど、例えばですけど、沖縄にもプロのスポーツ、野球のブルーオーシャンであったり、それからサッカーであればFC琉球さん、それから琉球コラソンさんとか、いろいろプロのス

スポーツがありますけど、こういったスポーツ、沖縄在住のスポーツの関係の皆さんたちは、こういったスポーツツーリズム事業にはどこからもそういう事業の中に組み込まれていないと思うんですけど、そういったところの支援というんですか、それはどこら辺で考えられておりますか。

○高宮城邦子スポーツ振興課長 委員がおっしゃるスポーツツーリズムの事業につきましては、誘客という意味で設定をしております、大学とか競技団体の誘致、それからサッカーのキャンプの誘致とかそういったところに特化をしております。

一方で、プロチームへの支援というのは、事業に組み込んでいるというよりも、いろいろな御相談があったりしますので、そういったことに側面支援をしていくような立てつけになってございます。ただ、事例としまして、県内のプロチームがこのツーリズム事業を活用した事例はございまして、イベント支援事業というのがあるんですけども、プロチームの母体である企業さんが応募してくるというようなことがございましたので、それが選定委員会で選定されれば実施ができるということの事例はございます。

○山内末子委員 琉球キングスさんみたいに集客もあって、それから全国でもチーム的にも大変強いチームでもありますし、そういうチームもあれば、野球のブルーオーシャンズみたいに新しいチームの皆さんたちは、集客をしようとしてもなかなかそれが難しいと。沖縄なんて本当にスポーツはそれぞれですけど、やっぱり野球のメッカでもありますので、ここに根差していくプロスポーツということも、そういう意味ではどんどんこういった事業の中に、何らかしらの芽出しをつけてあげて、そこを育成していくのもやっぱり文化観光スポーツ部の仕事だと思っております。そういう意味で、そういった沖縄独自の、卓球もありますし、いろんなスポーツの皆さんたちへのもっとさらなる事業への推進ということをもう少し考えてもらえないかなというふうに思いますので、その辺について部長いかがでしょうか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 コロナ禍の影響で、ちょっとこれを芽出しができなかったというところはあるんですけども、例えばブルーオーシャンズさんからいろいろ御相談を受けたりして、そういう意味では新しい何か—これまでもプロスポーツありますけれども、新しい沖縄ならではのプロスポーツチームを発掘できないかというところで、いろいろやり取りはさせていただいております。繰り返し

ですけど、コロナの状況でちょっとできない部分はございましたけれども、その中でも取組は委員御指摘のとおり続けていきたいなというところは思っておりますので、これからも努めていきたいと思いません。

○山内末子委員 スポーツのメッカの沖縄でもありますので、ぜひその部分もしっかり頑張っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 まず最初に、今年度の観光客数、対前年度との比較を示してください。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

令和2年4月から令和3年1月までの入域観光客数は217万人となっております。対前年同期比で631万人の減、率にして74%の減少となっております。

以上です。

○赤嶺昇委員 最近、富川前副知事が、沖縄観光を量から質へという方針を出したんですけど、この方針はこの予算のどこに反映されていますか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

まず、3年度当初予算のポイントとしましては、コロナの状況を踏まえまして、まずコロナ関連経費等に重点配分をしております。まず、コロナ感染症対策経費として6億6600万円、新しい生活様式に対応した安全・安心な観光地づくり推進に1億1800万円を配分しました。また、外国需要はかなり厳しい状況が続いてまいりますので、国内需要回復に向けまして、1億7400万円の増の3億9800万円としております。また、新しい観光ツールとして、ワーケーションが重要だという認識の下に4800万円の事業立てをしております。

以上です。

○赤嶺昇委員 翁長県政のときは1000万人超ということで量を設定していましたが、今後は何人ぐらい設定する予定ですか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

現在、第5次沖縄県観光基本計画がまだ進行中でございます。この計画は令和3年度が終期となっております。その中では1200万人という目標を掲げております。現状からいたしますと、かなり厳しいという御指摘等を受けておりますけれども、まずはこの目標値を変えずに、令和4年度以降、新たにスタートします第6次沖縄県観光振興基本計画の中でも、この1200万人というのを基本に考えながら、新しい目標値を設定してまいりたいと考えております。

以上です。

○赤嶺昇委員 ちょっと部長に聞きたいんですけど、1200万人ーコロナはちょっと置いて、今まで1000万人突破しましたよね。今後、1200万人。それに対してこの間、量から質へという発表をしているわけですよ。だから、量増えてるじゃないですか。どう説明しますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 これは本会議でも答弁させていただいたんですけども、量から質へという言い方は必ずしも量をもう追い求めないということでもなくて、どちらかということこれまで1000万人達成して、そこにある程度主眼を置いて、軸足を置いてやっていったわけですが、それは取りつつも、むしろ質の向上ということで先ほど課長が申し上げました、例えばワーケーションとか、ウィズコロナにも対応できるような取組をして、その取組の根底にありますのが、なるべく沖縄に来ていただいて滞在している期間を延ばしていただくような取組も併せて、そうしましたら観光収入という面でも貢献しますので、両方を追い求めて、その中でも特に質を軸足を置いていこうというようなことで、量から質へというようなキャッチフレーズといえますか、それをうたわせていただいているというところでございます。

○赤嶺昇委員 量から質へという発信はかなりこれ全国的に、世界的にインパクトが大きいんですよ。皆さんは今1200万人は当面の目標としながら、それを必ずしも求めないというのは一体どういう意味ですか。理解ができません。

○山川哲男観光政策課長 1200万人というものは、那覇空港第2滑走路の供用開始等も踏まえ、沖縄観光のコロナ以前の状況であれば達成できるであろうということで目標に掲げてまいりました。現在の第5次計画というものが令和3年度までとなっておりますので、この計画上の1200万人は変えずに、令和3年度単体の目標といたしましては年度当初に公表する予定としております。

○赤嶺昇委員 今の答弁だったら、じゃあなぜ量から質へという言葉が出るんですか。おかしいでしょう。令和3年度まで目標は変えずに1200万人でやると言いながら、量から質へということを明確に皆さん出したんですよ。これ観光に対するかなり影響大きいですよ。部長が答えたほうがいいよ、これは。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 この辺りは観光業界の方々とも意見交換しているんですけど、繰り返すんですけど、全く量を追い求めない、ゼロにするということでは決してございませんで、両方当然

沖縄県としては大事な要素でございますので、そういう両にらみでございますね、両輪とした形で取り組んでいくという姿勢でございます。

○赤嶺昇委員 今、観光業界との意見交換と言ったんですけど、観光業界が量から質へということをご提案したんですか。観光業界は量を減らせて言ったの。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

第6次沖縄県観光振興基本計画を策定するために設置しておりますアドバイザリー会議というものがございまして。この中で出てきた意見といたしましては、単に入域観光客数という人数を求めるのではなくて、宿泊日数を延ばすことによって、滞在日数を延ばすことによって、延べ宿泊人数ですね、こちらのほうを優先順位として置く必要があるんじゃないかということがございました。その中で、滞在日数が延びていくということは、もちろんお客様が沖縄のことを気に入っていただいて、よし、1泊ではなくて2泊、2泊ではなくて3泊というふうに、ハワイを目標とするような形で、延泊数をとにかく延ばしていこうと、そういう中での量を求めていくということも必要ではないかという御意見がありました。そういう中で、量から質という言葉が出てきたものであります。

以上です。

○赤嶺昇委員 これ、観光関連産業業界の総意ですか。そういう意見が一部あったということを知っているんじゃないよ。総意かって聞いているんだよ。

○山川哲男観光政策課長 アドバイザリー会議の中には、日本旅行業界、それから全国旅行業協会、それから支部長、それから県内の交通系の団体の長、それから宿泊事業者の団体の長の方々も参加していただいております。その中で、民泊数を延ばしていこうというお話も出ておりました。

以上です。

○赤嶺昇委員 部長に答えてほしいんですけど、大事ですから。この量から質へということで、今これは観光業協会の総意ということで皆さんは発表したんですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 繰り返しのなりますけれども、第6次の新たな観光の計画に向けまして今取り組んでいるところでございます。その中で先ほど課長が申し上げたような宿泊数ですね、沖縄での滞在日数の増というのもしっかりと取り組んでいくというようなことが、これは旅行業界を含めた方々から寄せられておりまして、今それに向けて

最終的な形でお示しする準備を進めておりますので、今後の方向性としてはそういうところにもらみながらやっていく必要があるねというところで、今進めているということで御理解いただきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 滞在日数とか観光収入を上げていこうというのは何も別に玉城県政じゃなくて、仲井眞県政も稲嶺県政もやっていますよ。もう1泊キャンペーンなんかやっておりますよね。いかがですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 事業についてはまさに委員御指摘のとおり、1泊延泊してというような取組もやってございましたけれども、今申し上げていますのは大きな方向性という意味でございまして、そういった形で、事業は事業としていろいろ取り組んできたんですけれども、方向性としてどちらかという入域観光客数が今までプライオリティーで一番上位にあったけれども、それはどちらかという民泊数に取って代わられるといいますか、優先順位の見直しを図っていくべきじゃないかというところで今進めているというところで御理解いただきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 それでは、修学旅行の今年度の現状を教えてください。

○雉鼻章郎観光振興課長 修学旅行の今年度の実績についてでございますけれども、令和2年度の見込み値につきましては、198校4万1886人というところです。

○赤嶺昇委員 対前年度で示してください。

○雉鼻章郎観光振興課長 令和元年度の参考値ではございますけれども2415校で41万723人というふうになってございます。

○赤嶺昇委員 何%減りましたか。

○雉鼻章郎観光振興課長 約90%減というところでございます。

○赤嶺昇委員 修学旅行90%減っていますよね。さっきコロナの話をしたので、このコロナで厳しい状況で1000万人どころじゃない。今、観光は修学旅行も90%切っている中で、量から質へということを発表する必要ありましたか。これ相当大変なメッセージだよ。

○山川哲男観光政策課長 これだけコロナが世界に蔓延している中で1200万人というのは本当に厳しいだろうという認識がありました。そういう中で、国内客をターゲットとして来ていただいている中で、人数を伸ばしていくためにはやはり宿泊日数を伸ばすしかないんじゃないかという部分がございます。そういう中で、量なんですけれども、民泊数という

量なんですけど、質を上げることによって延べ民泊数が増えて、その分観光消費額が大きくなっていくんじゃないかという考え方に基づいております。

以上です。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 すみません。ちょっと補足させていただきますと、まさに今委員おっしゃったとおりでございます。修学旅行、今年度についていいますとコロナで大分落ち込んだというところがございます。このコロナで落ち込んだというのも緊急事態宣言とかいろいろ感染状況が拡大したというのが根底にあるわけなので、こういう中で幾ら量を求めようとしても、それはコロナを逆に増加させることにつながるの、ここは量を追い求めるというのはなかなか厳しい中で、では、どういう形で観光業界に貢献できるかという、そこは質を高めてなるべく少ない人数でも1人当たりの消費単価を増やしていくというような意味でも、ここは量から質へというところは合理的なところはあるのかなというふうに考えています。

○赤嶺昇委員 現時点での観光客の数を見て、量を求めないで宿泊数だけというのは、私はいかがなものかと思えますよ。修学旅行は、じゃあ皆さん修学旅行どうするつもりですか。あれ質ですか。そこはどう説明できますか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

量から質へという言葉なんですけれども、量を求めないという意味では決してございません。そうではなくて、現状認識の中から民泊数を伸ばしていくということがまず一つではないかなというふうに考えております。もちろん1200万人という目標値を変えない中で、これも大変厳しいという認識はあるんですね。ただ、本当に1200万人達成できるかということに対しての困難さがございますので、令和3年度単年度でどこまで人を伸ばせるかということは今後検討して、年度当初ぐらいに公表しようということで考えています。

以上です。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 度々申し訳ございません。

質という言葉でいいますといろんな考え方、見方があるかと思うんですけども、一つは例えば安全・安心を担保する、その度合いを高めるというのも質を高める観光ということにつながるというふうに思っております。そういう意味では、緊急支援事業—修学旅行に特化したそれをやることで、これは濃厚接触者となりました方の沖縄でステイしている費用に

対して助成するという事で、安全・安心を担保する、来ていただく方にそういう気持ちを持っていただくということで、そのとき来た、そして再度、例えば修学旅行で来た生徒さんはリピーターになって、沖縄ってとても安全に気をつけてくれたというようなことをもって、リピーターにつながっていただくという意味での、長い目で質を高めるということにもつながる事業かなというふうに考えているところです。

○赤嶺昇委員 私は今年度の皆さんの部署、知事の発表によって、かなり観光に影響を与えたと思っっているんですよ。この量から質へという言葉は、量を求めないわけじゃない、ファジーなんですけど、この言葉が全部発信されると、沖縄に行きたいという人たちからするとちゅうちょするんですよ。修学旅行も結局海外に行けない子供たちが一時期沖縄に振り向いたときに県のメッセージによって全部止まったんですよ。その認識持っていますか。修学旅行の件を分析されているかということです。それを教えてください。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 言葉に関していうと、先ほど来私も申し上げましたし、観光政策課長も申しております。量も追い求めないということではないということと、それからこれは今第5次の計画の最中でございますので、そこは取りあえず厳しいけれども1200万人というのを追い求めていくけれども、将来的にはウィズコロナという事態が発生しましたので、それも踏まえた上で質を高める、今よりも量よりも質を高める努力を第6次を通じて、それはやっていくというところがございますし、今言ったようなその背景にある意味というのは、量から質へということの真の意味というのは絶えず丁寧にこれは訴えていくといえますか、説明はさせていただく必要があるというふうに思っております。

○雉鼻章郎観光振興課長 海外に従来行ってた学校が沖縄へというような話があったというようなことは聞いておるんですけども、どのような学校かということまでは今把握しておりません。

○赤嶺昇委員 そしたら沖縄に修学旅行を送っていただいている一番大きい旅行社ってどこですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 JTBになると思います。

○赤嶺昇委員 全体の何%ですか。

○雉鼻章郎観光振興課長 申し訳ありません。今数字がありません。

○赤嶺昇委員 この数字も皆さん、部長、把握してもらって、これJTBさんが言ってるんですよ。海

外に行く予定の子供たちが全部沖縄に行きたいということで一時期そういうことでやったら、県の発表によって全部これ止まるんですよ。だから皆さんね結果的に、観光関連産業大変大変と言いながら、結構追い込んでるところやってるということは認識してますか、部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 私も、先ほど課長が申し上げたとおり、海外一逆の言い方をしますと海外から沖縄へというような取組もいろいろさせていただいているところでございます。その中で、その辺の実情といいますか、それをやろうとしていたけれども沖縄に来られなかったというようなことがあるのか、そこはあるとすればそこは何が原因なのかということについてはしっかり把握した上で、今後の施策展開につなげていきたいというふうに思っております。

○赤嶺昇委員 もう一回聞きますよ。これ部長だけじゃないけど、観光関連産業がこんなに疲弊して、今言う一たくさんありますけどね。これが結果、観光関連産業に非常に厳しい状況をもたらしているという認識はしてるかと聞いているんですよ。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 いろいろ要請とか意見交換をさせていただく中で、大変厳しい状況にあるという認識は当然持っております、そこは重く受け止めております。

○赤嶺昇委員 今回の資料で、旅行者検査実施支援事業の概要について説明してください。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

旅行者検査実施支援事業について、改めてですけど、沖縄県は島嶼地域であり、県をまたぐ移動手段が飛行機や船に限定されている地理的特性を有していることから、水際対策が重要であるという認識の下、沖縄県内での新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、流行地域から渡航者によるウイルスの移入を防ぐために、那覇空港において全国から到着する到着者及び離島へ出発する出発者を、希望者を対象に那覇空港内でPCR検査を実施するための事業です。

○赤嶺昇委員 目的をお聞かせください。

○真栄田義泰観光政策課副参事 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策の一環としてやっております。

○赤嶺昇委員 目的読んでもらっていいですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 委員が持っている資料とは違うかもしれませんが、事業の目的を説明させていただきます。

市中で感染拡大防止策を徹底しても、流行地域から流入が続く限り、県内での新型コロナウイルス感染症の流行を抑えることができないため、県では那覇空港等に旅行者専用相談センター沖縄を設置して、発熱者を検査へつなぐ体制をこれまで整えております。一方で、新型コロナウイルス感染症の特徴としては軽症者や無症状者の感染者が感染を拡大させているため、発熱者以外も検査を実施し、県内のウイルスの持ち込みを減らすことを目的としております。

○赤嶺昇委員 知事はもともと出発地で検査するという方針じゃなかったんですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 改めてまた説明させていただきます。

県の水際対策の方針としてはまず、県外から出発地のPCR検査を実施していただいて、なるべく陰性判定を受けた方に対してお越しいただきたい。陽性であった場合は延期とか見直すとかを対応していただきたい。その中で、特殊な事情、急な用事で沖縄に飛ばないといけないというときのために、現地での検査が受けられない方がいらっしゃるという前提で、那覇空港のほうでPCR検査を実施するというふうに目的としてとっています。

○赤嶺昇委員 知事の方針である出発地での検査というのはどれぐらい実現できていますか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 出発地での事前のPCR検査を推奨してはいるんですけど、例えば全国知事会場で国に対し出発検査の実施を求めたりとか、あとはCM、新聞、電車の中吊りで呼びかけてはいますが、実際具体的にどれだけ出発地で受けたかという数字は統計としては取ってないです。

○赤嶺昇委員 実現できていますか。これ部長が答えたほうがいいんじゃないの。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 今、副参事が申し上げたとおり細かいデータは取っておりませんが、そういう出発地での検査を呼びかける、なおかつ、こちらでもそういう希望する方に検査をやっていただく機会を設けるということで併せて感染拡大防止に努めていきたいというふうに考えております。

○赤嶺昇委員 ちょっとよく分からなかったんですけど、実現はできてないんですよね。いかがですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 ここは繰り返になりますけれども、感染拡大防止に今のような施策、併せて取り組むことで、感染防止を少しでも縮めていきたいというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、赤嶺委員から出発地でのPCR検査は実現できているかについて答えてほしいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

渡久地一浩文化観光スポーツ部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 繰り返になりますけど、そのデータというのは取っていないところです。

○赤嶺昇委員 じゃあ、データは取れるんですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

出発地でのPCR検査が実現できているかどうかという部分の数値については、かなりいろんな条件もあるので、その数値を取るのはかなり難しい作業かなというふうに認識しております。

○赤嶺昇委員 じゃあこれいつ実現するの、皆さんその方針なんですよ。

○真栄田義泰観光政策課副参事 実現は統計的に難しいんですが、繰り返になりますけど、県外の渡航者に向けてなるべく出発前のPCR検査の受検を推奨するよう、いろんな媒体を使って呼びかけていきたいというところです。

○赤嶺昇委員 部長今、担当職員から実現は統計的に難しいと言っていますが、部長同じ認識ですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 これは、やはり沖縄に来られる方に対してそこまで求めるというようなことの煩雑性といいますか、そういったこと一できれば全国的な形で出発地でのアンケートとかそういったことが取ればいいんでしょうけれども、沖縄だけそれをやるかどうかというところは、いろいろ課題もありますことから、調査研究はしてまいります。

○赤嶺昇委員 TACOは皆さんの所管ということでよろしいですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 文化観光スポーツ部の所管です。

○赤嶺昇委員 TACOでコロナの陽性が判明したのは何件ですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 旅行者専用相談センターTACOについては、6月19日から開始をしております。3月7日までの260日間で那覇空港到着時サーモグラフィー、ちなみに通過した人数は252万6000人ぐらいですね。発熱感知者はそのうち354人です。その中でTACOの看護師による検温が、37.5度以上だったのが16人、同意を得て問診をした方が14件ですね。検査につないだ案件というのは2件となっており、2件とも陰性でありました。

○赤嶺昇委員 結局、TACOも別にやらないよりはやったほうがいいと思うんですけど、限界ですよ、正直申し上げると。ついに、今日の新聞で変異株が入りましたよね。だから結局、いよいよこれだけの変異株まで入ってきて、皆さん責任感じていますか、部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 変異株の詳細、どこからどういうふうな形で発生したのかということ、ちょっと詳細今持ち合わせておりませんので、ここは関係部局とも情報共有を密にしながら、今後、観光部としてどういうことができるだろうかというのは検討してまいりたいと思っています。

○赤嶺昇委員 旅行者検査実施事業—さっきあえて目的を読んでもらったのは皆さんが言っているんですよ。市中で感染拡大防止を徹底しても、流行地から流入が続く限り、県内での新型コロナウイルス感染症の流行を抑えることができないって書いているんですよ。いよいよ変異株が入ってきたんですよ。皆さんが言っていることと、対策はかみ合っていますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 今の流入例も含めて、こういうコロナの感染拡大をどうやって防ぐか、どういうふうなやり方をしたほうが効果的、合理的かというようなことについては、もちろん文化観光スポーツ部でできる場所は何かというのは常に考えてまいりますけれども、併せてコロナ対策本部を所管しております保健医療部ですとか、あるいは医療界の方々、あるいは空港を所管している企画部等々、全庁一丸となってそこは常に絶えず考えてまいりたいというふうに思います。

○赤嶺昇委員 観光関連産業厳しい中で、基本的なことを部長に聞きたいんですけども、人口10万人当たりの沖縄県の累計感染者数というのは分かりますか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

3月8日時点、10万人当たり新規感染者数は沖縄県で8.98人、全国で4位ということになってます。

○赤嶺昇委員 それでは、いわゆる10万人当たりの感染者が、累計で、日数で、全国で1番から5番って分かれますか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 先ほど時点の資料からよりますと、1位が千葉県で13.4、東京都が12.7、3位が埼玉の9.68で、4位で沖縄、5位が神奈川県で8.42です。

○赤嶺昇委員 それでは、人口10万人当たりの累計感染者数、これまでのですよ、全部の累計で沖縄県

ほどの位置か分かれますか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 すみません、この資料は持ち合わせていません。

○赤嶺昇委員 これもネットですぐ見れますからね。日本経済新聞で10万人当たりの1位は東京で、2位が沖縄なんですよ。皆さんは離島県でありながら、陸路が繋がっていない沖縄で、他府県は車の行き来もあるんですよ。沖縄は離島県、那覇空港と港を押さえればいいと皆さんも言っているにもかかわらず、東京に次いで2位というのは大変な問題ですよ。部長、いかがですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 この辺りのデータの取り方、分析は、保健医療部、総括情報部等々、それから先ほども言いましたけども医療界の意見も含めて情報共有しながら、今後どういう対策が取れるのかというのを引き続き検討していきたいというふうに思います。

○赤嶺昇委員 はっきり申し上げますと、今年度のコロナ、この1年間見てきて、離島県でありながらこんなに感染率が高くて、結果的に変異ウイルスまで入ってきて一別に皆さん何もしていないって言いませんよ。だけど、実績出てないんですよ。前から台湾から見習っているいろいろな対策打ったほうがいいと言っているにもかかわらず、結果、こういうふうに那覇空港を徹底しないと収まらないって僕ら思っているんですよ。いかがですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 TACO、春先にまず設置させていただきました。そして、それは観光業界の方の意見を踏まえた上でやらせていただいたところでございます。そして今回、今回といいますか、NAPPをやらせていただきましたのは、実は医療界のほうからの強い要望がございまして、いろいろどういった形でやるのが一番沖縄に合ったやり方かとかといったことも含め、那覇空港でのいろいろな場所探しとか、それから体制づくりとかというのを検討した中で、今のようなやり方がまずは沖縄にとってできることじゃないか、取り得る策じゃないかということで始めさせていただいた形です。委員おっしゃったように、非常にコロナの状況、厳しい状況でございますので、我が部でできることは当然やりますし、保健医療部、企画部、全庁一丸となって、それぞれの部で取り組めること、あるいは一丸となって取り組めれることをそれぞれで考えながら、引き続き取組は全力でやりたいというふうに思っております。

○赤嶺昇委員 部長だけに言ってもしょうがないと

思います。これは正直申し上げると、やっぱり県のトップがもっとしっかりしないといけないと思いますよ。各部局、一生懸命やっているのは分かりますけれどもね、観光関連団体からいろんな意見聞くと、みんな疲弊していますよ。私は、県も訴えられるんじゃないかなと思うぐらい、相当な不満ですよ。やってないとは言いませんけれども、これだけの問題、これが感染状況が全国で2位というのは、これは世界が今コロナの中で何となくコロナでみんな大変だよねということで済むかもしれんけど、うまく抑えているところとそうでないところがあるんですよ。さらに離島があって、この離島も守らないといけないという中で、私は所管の部長は、知事の顔色をうかがわないで、観光関連産業の皆さんに目を向けて、そこを守るんだという意識を僕は持ったほうがいいと思いますよ。今、守ってもらいたいのは県民である、本当に経済界の皆さんは大変ですよ。だから個人までみんな厳しい中で、これをお互いに頑張ってるからという話ではなくて、そろそろ具体的に、量から質へというメッセージを出してみたり、いろんなことをやることによって、かなり観光関連産業はすぐ影響が出るんですよ。この責任というのは、大変な問題だと思えますよ。だから皆さん意見聞いてるというんですけれども、僕らも議員だから聞いていますよ。聞いている限り、県の対策をもうちょっとやってくれんかということをもみんな言いますよ。そこは所管課の皆さんが、特に一番リーディング産業である観光を守るためには、沖縄の一番の経済は観光と言っているんだしたら、そこを徹底して抑止をして、そこに経済を回すことが部長の役割じゃないですか。いかがですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 今、観光業界の意見として、県に対してやっていただきたいというような声があるということをしっかり受け止めたと思います。その一方で、我々観光行政として何ができるか、県の観光行政として何ができるかというのは絶えず考えてきたつもりでございます。その中で、例えば今G o T oが全国的に止まっております。その中で沖縄県としてできることは何かというところで彩発見キャンペーンですとか、それから今、次年度予算で計上させていただいておりますクーポンを活用した観光体験支援事業ですとか、今、沖縄県としてできることは何かというのは絶えず考えながらやらせていただいているのが1つ。そして、これは当部だけではないですけれども、経営支援、それから雇用支援という意味でいいますと、雇用調整

助成金の、もちろん国もやっていただいていますけれども、県の上乗せ分ですとか、あるいは県単融資事業とかも併せてやらせていただいて、その時々で観光業界の回復に向けて取り組んでいるというところでございますので、どうかそこは御理解いただきながら一ただそうはいいましても絶えず観光業界の意見は組み入れて、それぞれの分野ごとの業界の意見というのは丁寧に拾って、それぞれごとに何ができるかというのは考えていく、引き続きそこはしっかりやっていきたいというふうに思います。

○赤嶺昇委員 那覇空港は、N A B C OはP C Rもいいんですけど、何ですぐ結果出る抗原検査をやらないのかなと言っていますけど、いかがですか。

○下地誠観光政策統括監 那覇空港のN A P Pについてなんですけれども、少し誤解があるようなので改めて説明しますけれども、午前中に検体を出した皆さんはその日のうちに結果が出ます。1時間、2時間の話ではないんですけれども、当日結果が出る部分もちろんありますので、遅いというわけではないと考えております。

○西銘啓史郎委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。

当初予算の部局別の概要から。いろいろ通告はしたんですけれども、基本的には今赤嶺委員からあった部分に私も行き着くのかなと思います。今どうやって観光産業を支えるのか、どうやって観光産業を動かすのか、やっぱりそこに尽きるのかなと思っていますので、その視点で、今の議論を踏まえて重ならないようにさせていただきたい。

まず幾つか、少し先ほども出ましたけれども確認させてもらうために、1番の観光振興計画、今6次の観光振興計画を3年度につくりますよということで予算が計上されております。3年度がもうこの10年の総括になりますので、それに向けて今こういう緊急事態になってしまっているんですけれども、先ほどあった観光客の部分は、令和2年の1月までの数字ということで217万人と数字が出ましたけれども、令和2年の見込みという数字は出ないですか、観光収入、観光客数、お願いします。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

令和2年の入域観光客数は373万6600人となっております。対前年比で642万7300人の減、率にして63.2%の減少となっております。また、令和2年における観光消費額の試算値は2720億円となり、対前年比で4764億円の減、率にして63.7%の減少となっております。

以上です。

○大城憲幸委員 なかなか、この2月、3月で、客数であと百数十万人とかというのはちょっと厳しそうですねですけれども、この数字はどうですか。見込みは、このとおりに行きそうですか。

○山川哲男観光政策課長 令和2年度の見込み値は、あと2月分と3月分、2か月分になるんですけども、まず参考までに、コンベンションビューローが250万人という数字を出しました。その数字をベースに考えてみますと、そこもかなり厳しい状況にあるのかなというふうに予測しております。

以上です。

○大城憲幸委員 基本的趣旨は先ほどの議論と一緒にですけども、7割、8割減って、沖縄で回るお金が5000億以上も減って、どう、この観光産業の皆さんが踏ん張れるのかというのは誰が考えても厳しい話で、それは先ほど、この観光危機管理基本計画の議論も午前中ありましたけれどもね、皆さんとしてはもう本当にああいう立派な計画もつくってるけれども、正直言ってそれどころじゃないぐらい現場の声、生の声を聞くだけで精いっぱいだというような議論だったと思います。14団体と意見交換をして、生の声というのは我々以上に皆さんがひしひしと感じていると思うんですよ。それに対して、十分に応え切れてないという感覚も私は皆さん持っていると思うんですよ。その辺についてこの14団体からの生の声というのは一もう少しどうですか、答えられる範囲でお答えいただきたい。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

まず、経営の関係なんですけれども、資本金の小さいところほど雇用調整助成金を活用して、何とか存続している状況なんだよと。域内喚起策も一つの成果としていいんだけど、やはり大きなマーケットは県外客なので、そこから何とか固まりとして持っていく方策はないのかとか。もしくは県の支援策として彩発見事業を実施いたしました。ただ、交通系の事業者から言わせると、あれは宿泊事業者であるとか旅行事業者のほうへ多くの支援が行っていて、私たちのところはなかなか回ってこない。これは観光施設のほうも同様な意見でございました。そういう中でバスへの支援をしようということで、バス採発見事業をスタートさせたんですけども、GOTがストップしてしまった影響もあって、バスのほうも今ストップしているという状況にあります。いずれにしても、現場の声といたしましては、まず観光客を戻して来てもらうというのが前提です。

これはビジネスの部分で。ただ、それができない状況であれば、直接的な支援策も何とか検討してもらえないかという声が非常に多くありました。

以上です。

○大城憲幸委員 今のが27ページの令和3年度の経済対策としてはこれ。そこに先ほども議論ありました、そういう声をできるだけ今の支援策の範囲内で反映させて、こういうのをやりますよというのを先ほど説明を受けましたけれども、やっぱりこれ限界だと思うんですよ、我々もこれでは。5000億も6000億も減る中で、5億だ10億だというのは桁が違うと言われてもしょうがないし、皆さんとしてもこれで十分とは一今あったように、具体的にレンタカーであれば1台幾ら、ホテルであれば客室に対して幾ら、そういうような支援を求める声はたくさんあると思うんですよ。やっぱりそれに対して令和3年度、今の予算では到底そういうのが見えないんですけども、先ほどあった商工でやっているものとかそういうのは別ですよ。それは別にして、沖縄県としてもっとやるべきじゃないですか。できないというのはやっぱり財源の問題なんですか。お願いします。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

沖縄県、もちろん私たち産業系の部局というのは観光産業を中心としながら、経済を活性化させていく、回復させていかなければいけないという使命を持って、日々行政に当たっているところがございまして。ただ一方、県民の安全・安心を守るという防疫サイドの部分が非常に大きなウエートを占めるというところがありまして、全庁的に予算を配分していく中で、その時々必要などころはどこなのかという、本当にそういうせめぎ合いというんですかね、そういうのをしながら、補正予算を組み、また年度当初の予算を組んでいったというところもございまして。現在、おきなわ彩発見事業の3億円規模でやっております。ただ、マスコミ等でも報道されているんですけども、非常に好評というところで完売している事業者がかなり出てきているんですね。そういう中で、私たちGOTトラベル事業の再開へつなげるという意味を込めてこの事業をやっているんですが、これがもし本当に後ろにずれていくような状態になってきますと、もう一度この彩発見事業のほうへ予算を組み込めないかということ、やはり庁内の中で議論していく必要があるというふうに考えています。

以上です。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 これは我々もそうなのですが、ややもすると観光業界に対する支援ということであると、文化観光スポーツ部の予算の枠組みの中でというふうな捉え方も、当然それは中心になるわけですが、実はこれまで文化観光スポーツ部のそういう予算というのは、人の移動に伴って、それを支援して観光業界を回していくというのがほとんど今までのスタイルでしたし、例えば彩発見にしましてもバス事業にしても、そういうものに対してこちらが支援するということが、観光を回していくというのがあるんですけれども、一つ分けて考えないといけないと思いますのは、それはそれとしてやらせて回復に努めるんですけれども、先ほどもありましたが、商工のほうで経営支援とか雇用支援はまた別途しっかりやっていただくと。商工がやっているといってもスキームの中には当然観光業界も多数含まれていて、そういう意味でのレベルでの業界への支援というのもしっかりやらせていただきますし、また、例えば直接支援ということになりますと、8日から始まっていたと思うんですけれど、コロナの影響を受けた方々の一時支援金というのは国のほうでやらせていただいておりますので、県でも観光・商工、それから防疫という意味では当然、保健医療部も中心になってやりますし、プラス国のほう、併せて観光業界を守り立てていくというようなところでしっかり支えていきたいという、これまでもそうでしたけれども、これからもやっていきたいという思いであります。

○大城憲幸委員 意味は分かりますけれども、やっぱりそうはいつでも、丸が1つ、桁が違うだろうというのが観光業関係の言うこと。今度の補正で、少し修正案も出たりしましたけれども、例えばコンベンションビューローを、公共施設を維持するために支援しないとイケないと。あれは決して、指定管理団体じゃないよと。それは皆さんが言うことも一理ありはしますよ。ただ、やっぱり民間の皆さんから見たら、3億入る予定が1億しかないから、公共施設を維持しないとイケないから補助金を1億4000万円支援しますよというものは、やっぱり民間で必死に働いて税金を納めている皆さんからすると、何で我々はこの話になるわけですよ。そして、その延長線上の中で、やっぱり県との信頼関係に今後影響してくるよというような声が我々に聞こえるし、先ほど言ったように、我々にこれだけ聞こえるわけですから、現場の皆さんにはもっともって必死の声が聞こえてると思うんですよ。やっぱりこの辺は、皆

さんも立場もあるんでしょうけれども、先ほど赤嶺委員が言ったように、やっぱり現場の声、そこに立ち返ってほしいなと思います。そしてまた我々は、県民の代表として政治家はいるわけですから、やっぱりここでもっと、現場の生の声をどんどん意見しながら、そして、そこに何がそれぞれの立場でできるのかというのをもっと議論が深まるようなものをやりたいなと思いながらここにいます。ちょっとそこに時間をかけてもしようがありませんから、この観光業者を支えるという部分をもう一回、当初予算案はもうこれで今、進んでいくかもしれませんが、次につながるような議論をしたいと思いますので、よろしくお祈いします。

もう一点は、今も出てきましたけれども、やっぱりもっと、どうしようもないから税金で支えるというのは限界があります。やっぱり動かさないとイケないんですよ。そういう意味では、先ほどもあった水際対策の話に戻るわけですよ。やっぱりこれはずっと言ってるように、今TACOで頑張っているのは分かりますけれども、先ほどの数字、ちょっと聞き取りにくいところもあったもんですから確認させてください。6月19日から3月7日までやって219日間、252万人通って、発熱者が何名、数字をもう一回、確認をお願いします。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

6月19日から3月7日までの262日間、那覇空港到着口のサーモグラフィーを通過したのは252万6077人となっております。サーモグラフィーで発熱感知をした方は554人。TACOの看護師による検温で37.5度以上の発熱があった方はそのうちの16人。そのうち問診に同意して実施した件数は14件。検査につないだ案件が2件で、その2件は陰性となっております。

○大城憲幸委員 もう一点は、新たにPCR検査を始めたのは、私は評価をしますけれども、1億5700万、今度、3年度は予算をつけてますけれどもね、これ大体何名ぐらいの検査ができる予定ですか。期間と想定される検査数、1日。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

この事業は4月から取りあえず9月までの6か月間で、3万5000件の検査ができる予算となっております。1日は今、200件で計算しております。

○大城憲幸委員 本当は令和3年の、私は観光客の数の目標を聞いたかったんですけども、先ほどありました、この数字は今では出していないと、出せないということですからそこはいいんですけどもね。

ただ、どう考えてもこの観光産業を動かして、ホテル、レンタカー関連産業の皆さんを何とか仕事をしてもらおうと思ったら、今年のような二、三百万人ではどうしようもないわけですよ。それが600万なのか、700万なのか出すんでしょうけれども、それから逆算すると1日当たりの那覇空港の利用者というのは、どう考えても多い日には5万人とか6万人ってなるわけですよ。5万人、6万人通るのに、200件PCR検査しました、サーモグラフィーやっただけでも1年間、262日間やって一人も引っかけりませんでした、その間に変異株も入ってきました。やっぱりこれ、水際対策、今の予算を見る限りではこれ限界を感じるんですよ、誰が見たって。これは例えばPCR検査でやるのか一先ほども抗原検査の議論もありましたけれども、やっぱり様々な皆さんが医療業界関係者、那覇空港の関係者、様々な皆さんが、やはり制度の問題もいろいろ賛否はあるし、専門家のいろんな意見も分かれるところですから、皆様も判断が難しいんですけれども、とにかくやっぱり件数をこなさないと、水際対策にならないでしょうと。1人6000円も7000円も自己負担で、希望者だけを受けてください、200件ですでは、本当の意味でのこれ一本当の意味じゃない、全く水際対策になっていないと思うんですよ。この辺の議論というのは、どうなんですか。中で全然出ないんですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 1日当たり200件というのは、先ほども説明しましたが、県の医師会の緊急提言の中で、まずは出発地でのPCR検査を推奨しましょうというところで、なるべくは陰性判定を受けた方に来てもらうというのがまず第一条件であると。その中で、やむを得ない事情で県のほうに、沖縄のほうに来る方については、まず空港のほうでPCR検査の体制を整えて、そこで早急に検査につなぐ体制を整えてというような提言を受けて今やっております。今後また、検査数とか旅行客数とか、あと、コロナの感染状況も踏まえながら、保健医療部とか総括情報部等とも相談しながらこういったものについては随時、検討していきたいと思っております。

○大城憲幸委員 この答弁はさっきから何回も聞いていますよ。私が言ったことも去年からずっと言っていることですよ。皆さんが水際対策の責任者ですよと、所管ですよというものですから、だから、何万人も通るのに200件しかやらない、熱検査は全然引っかけられない、そういう状況で今、この変異株は死亡率が6割高いと、感染率が何割高いとあって、県民も本当に心配している中で、そんな中で我々は

観光を動かさないといけいけないんですよ。もうこれ以上、県民の税金で観光産業を支えるという仕組みが、令和3年の予算にもないんです。GoToキャンペーンも含めて、ほかの地域が動き出しますよ。そんな中で沖縄は、ここにあるように、安全・安心の島沖縄をアピールしていくわけですよ。県民に対しても、沖縄にいらっしゃる観光客は安全ですよってアピールしないといけないわけですよ。そんな中で、この水際対策というのはもう、今の答弁でも限界だと思うんですよ。修学旅行についても、さっき36万、今年予定といいますけれども、この中にも当然、民泊の皆さんが半分ぐらいいるわけですよ、35万4000人の中に。民泊で、じゃあお年寄りが民泊を受けられますか。せめて修学旅行生だけでもやるとかさ、そういうのをとにかく数、検査できる体制をつくらないと、水際対策はできないと思うんですよ。

○下地誠観光政策統括監 お答えいたします。

このNAPPをつくるに当たっては、当初は県議の皆さんからもいろんな話を聞きつつ、年が変わって医師会のほうから空港でやるべきだという話を、提言をいただいて、それを実現するに当たって、我が部も当然ですけれども、空港を所管してる企画部さん、そういう検査の専門家である保健医療部さんが入って、みんなで県庁全部で調整しながらやっていく中で、現在の那覇空港ではこのキャパがある程度、もう限界に近いということで今、対応させていただいております。ただ、先ほどから委員もおっしゃるように、日々いろんな状況が変わりますので、その状況見極めながら見直しもしていく必要があるだろうと考えております。3年度、今、公募中ですがけれども、お値段のほうも少し、今よりももう少し落とした額でできないのかとか、そういう今、検討・見直しもしているところです。

以上です。

○大城憲幸委員 なかなか議論は深まりませんから、委員の皆さんにお話をさせていただきたいなど。

1点目は、この観光産業を支えるという意味では、もう皆さん、現場の皆さん分かっていると思うんですよ。ただ、この予算を見てもこれで支え切れないうすよ。これは、やっぱり我々が後押しする意味でも、これは附帯決議なのか特記事項なのか、そういうような議論を、また皆さんも意識して一緒に取り組めればなというのが1点。

それから水際対策は、今聞いても限界ですよ、もうこの観光部だけでは。これはもう、知事とやっぱ

り一回話をしないといけない。変異株の話も出る中で、これ今のままで観光を動かせるわけじゃないですか、この水際対策だったら。そういうようなものは、やはりしっかりと要調査事項で上げて、もう一回、この予算の中でどう反映できるのかというのを議論を深める必要があると思いますので、要調査事項に上げて議論を深めたいと思いますので委員長、お取り計らいのほうよろしく願います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ただいま提起のありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会質疑終了後において協議をしたいと思います。

新垣新委員。

○新垣新委員 33ページ、193の観光危機管理体制構築支援事業。一応、本当に職員さん、あれもこれもと大変だと思いますけれども、ぜひ頑張っていたきたいという思いで、正直言って7600万余りでは足りないなと思ってですね。特に、先ほどから多くの議員から質疑があるように、観光業界がシニハンジャーしてるという状況ですね。まず、部長、観光業界がシニハンジャーしてるというこの気持ち、現実に感想を伺いたい。このぐらい深刻ですよ、今。これ、本当ですよ。シニハンジャーしてるって、あっちも言うんだから。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 繰り返しになりますけれども、委員がおっしゃるように、観光業界にもいろいろな業界があります。それぞれの立場は違うところありますけれども、一様におっしゃいますのは、やはりこのコロナ禍の中で大変厳しい状況だということは異口同音におっしゃるところ、これはもう大変重く受け止めている次第でございます。

○新垣新委員 この問題を受けて、知事が遠くなると。沖縄担当大臣はすぐ会えるけど、玉城デニー知事は遠いと。2回しか会ってないと、1回か2回ぐらいしか会ってないと。こんな大事なとき30分しかいないと。もうシニハンジャーしてる人にとって、非常にかわいそうなんですよ、この対応というのが。観光業界の人が合い言葉で言ったことは、知事は量から質へって言ったけど、芸能人から政治家なるべきだという、こういう声まで僕は言われてきたんですね。芸能人から政治家にと。量から質とか何とか、今はやっていますよね。そんな感じの言葉も出たんですよ実は、シニハンジャーの方々から。そこを含めて伺います。今、危険水域がレベル3だと沖縄は認識しています。レベル2になったら即時、まずG o

T oを3年間、3年連続、沖縄県、沖縄は特別なんだ、痛んでるんだと、そういう形で支援をしていたきたいんですけれども、部長の見解を求めます。これは観光業界が元気になってほしいということですよ。

○雉鼻章郎観光振興課長 G o T oキャンペーンにつきましては、全国知事会を通じた提言に加えて、12月28日に国に対して、県経済への影響を最小限に抑えるべく、G o T oトラベル事業再開後の同事業の補助率を引き上げるとともに、さらなる延長を行うことを要請しております。今後とも、観光協会の意見などを踏まえて、対応を検討してまいりたいと考えております。

○新垣新委員 その件に向けて、芸能人から政治家へと、この政治的な動きをぜひ頑張っていたきたいんですけど。部長、知事と歩調を合わせて国に強く担保を取りにいくという形で頑張っていたきたいんですけど、その考えがありますか、内部に。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 今、雉鼻課長も申し上げましたけれども、これは適宜必要性に応じて、観光業界の意見をなるべく反映させるべく、国への要請も必要に応じて検討はしていきたいと思っております。

○新垣新委員 観光業界関係者から、知事は政党にも頭を下げるべきだという意見もあるんですよ、実は。このG o T oも3年間確約を取って頑張ってもらいたい。そして地方創生交付金も。政党に働きかけるという動き、どういう考えを持っていますか、知事、部長もどうですか。3年間の担保を取ってほしいという形で、どうですか。まず伺います。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 これはあらゆる方策、どういう形でやるのが今、沖縄県にとって望ましい方策かということも絶えず考えていながら、その都度都度、最も合理的な対応策を検討していくのが我々の務めだと思っています。

○新垣新委員 ある程度、慎重過ぎても駄目なんです、はっきり言って。早くスパンと決めて、行動をばっつという形で、3年間のG o T oの確約をまず国に求めていく。これを頑張っていたきたいんですけど。これは自民党県連にも公明党さんにも、知事は頭を下げて来ていないんですよ。観光協会はちゃんと見ているんですよ。政権与党という強いパイプを生かすことも動いていないんですよ。私は見ているんですよ。だから、シニハンジャーしている人の声を、今、ダイレクトに伝えていきますから、身になるように。どう思いますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 いろんな立場でいろんな関係者の方々が御尽力いただいているのは大変認識しておりますし、それに対しては感謝申し上げますと思います。要請も含めて、何よりもやはりコロナの感染状況ということが一番、注視しなければならないと思いますので、そういったところも踏まえながら、やるべきことをしっかりやるというところだと思っております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から知事の動きが見えない中どう動くのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

渡久地一浩文化観光スポーツ部長。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 委員おっしゃったことも含めて、必要性に応じて、そこはいろんな方策を取って観光業界の回復に努めていきたいというふうに思っております。

○新垣新委員 続いて、地方創生交付金。観光業界が痛んで、5000億ぐらいの赤字があると。地方創生交付金500億ぐらい取ってきてほしいんですけど、この支援金に回してほしいんですけど、部長、そういう考え持っていますか、このぐらい。10分の1はこの事業規模に応じて割って頑張ると、そういう気持ちはありますか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

県内の観光関連産業へは、おきなわ彩発見キャンペーン、昨年6月から今月スタートして第3弾までやってきているんですけども、業界の皆様からは額としては少ないという意見をいただいております。臨時交付金の増額につきましては、県のみならず全国知事会等を通して強く、さらなる増額を求めていますと思っております。

以上でございます。

○新垣新委員 先ほどの発言とダブるんですけど、誰一人取り残さないというんだったら、これ観光業界の人見えていますよ、私も見えますよ。政権与党に頭を下げてきて助けてくださいと、今困ってる人、シニハンジャーの人がいますと、こういう知事の動きが見えないんですね、部長。部長の動きも。正直言って。知事の動きが見えないんですね。一番、知事が悪いんですよ、トップが。トップがこうだから駄目なんですよ、沖縄が。痛んでるんですよ、今。そういう気持ちで、公明党さん、自民党にも頭を下げて、県連にも、一緒に歩調を合わせて、どうかこの観光業界、5000億の赤字を、10分の1でも地方創生交付金を取って、支援金として配ろうと、そう

いう真心と思いやりって気持ちありますか。シニハンジャーしてるんですよ、相手は。部長どうですか、やる気ありますか。すぐ動くべきだよ、こういうの。どうですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 沖縄県にできることが何かということ絶えず考えながら、できる方策に対して精いっぱい努めてまいりたいと思います。

○新垣新委員 だから本当にもう、知事がですね、政治家なのかなど。困ってる人を助ける政治家だけど、言葉だけは格好いいけど、中身がないという気持ち、僕は思ってるんですよ。こんなシニハンジャーして、国に要請、沖縄は特別なんだと。会社も潰れる、家庭も潰れるというリスクがあるんですよ、今。そこを真剣に、部長に言っても仕方ないんだけど、知事に伝えてほしいということで、ぜひお願いします。

続いて、会社が納めるこの税金、軽減措置ですね、部長。まず法人税、法人住民税。次にですね、法人事業税、地方法人特別税、消費税、印紙税、登録免許税、所得税、固定資産税、会社が納める税金の軽減措置を、観光業界に支援に向けてその協議会も直ちにつくってほしいんですね。県議会の代表質問、一般質問で、税制の軽減措置で支援をして欲しいという答弁も実はあったと思うんですけど、具体的に会社が納める、復興増税以外、その10項目をぜひ直ちに、軽減措置も含めてやっていただきたいんですけど、いかがですか。観光業界の声なんですよ、これも。

○山川哲男観光政策課長 お答えします。

観光業界を含めた県内の経済界の皆様から、コスト低減の部分で、収入がない中で、税であるとか、例えば年金や保険料の部分ですね、そこを何とか免除もしくは猶予していただけないかという声が強くなるというのは認識しております。そういう中で、国や地方においても制度の中で猶予や減免措置というものは実行しているところでありまして。そういう中で、今、御質問の中にありますさらなるっていう部分だというふうにとっておるんですけど、そこはあくまでも税制度の中で議論されていく部分もございまして、私たちへの文化観光スポーツ部だけではなくて、業界の疲弊というか、困難さというのは重々認識しておりますので、税制度を持っている総務部の税サイドのほうと、今日の御質問のまず情報共有させていただいて、中身について意見交換していきたいなと考えます。

以上です。

○新垣新委員 もう一度伺います。今、県がすぐできること、頑張ってもらいたいことは、法人住民税、都道府県税—これは市町村と一緒にやる税ですね、県と市町村で。もう一点が、法人事業税。これも都道府県、県が主体となる税金です。観光業界を軽減措置して支援してほしい。もう一点が固定資産、これも市町村が取る税でございます。そこも軽減措置をお願いしてほしいんですね。ですから、そういったことも、国を待つのはもちろん待ってもいい、国の流れをですね、県と市町村ができることから、ぜひこの税制の軽減措置も頑張ってもらいたいんですけど、部長どうでしょうか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が新垣委員に対して、本委員会に調査依頼された範囲内で質疑を行うようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

新垣新委員。

○新垣新委員 続いて、MICEでございます。このMICEの問題において、もう分かりやすく言うと、コロナでこれだけ世界経済、沖縄経済が痛んでるから、塩漬けで置いておくことはどうですか。いかがですか。もうできないよ。塩漬け。やりたいという気持ちは分かる。

○山田みさよMICE推進課長 委員のおっしゃるとおり、MICEについても、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けておまして、イベントを含むMICEについて、中止とか延期とか、そういったものが相次いでいるところでありますけれども、その一方で、開催方法ですね、オンラインとかハイブリッドの新たな手法での開催とか、感染防止対策を徹底した上でのリアルの開催をするなど、世界規模で新たなMICE開催の在り方を模索しながら一応動いている状況でございます。その中で、沖縄県が今進めておりますマリンタウンMICEエリア形成事業につきましては、今般の第3波の急激な感染拡大を受けまして、基本計画については、引き続き調査を継続した上で、状況を見極めた上で改めて取りまとめを行うということで、三役、地元の町村長と調整の上、そういうふうにご決定をしたところでありますけれども、引き続きこの事業への参入意欲を持つ民間事業者も複数確認できておりますし、また今後ワクチンの普及による感染一定の収束も期待されるというところがございますので、県としましては、ウィズコロナ、アフターコロナに即した強靱な

MICEエリアの形成に向けて、当然、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえながらではありますけれども、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○新垣新委員 その気持ちは分かるんだけど、国の高率補助がつかないという現実、分かっていますか。

○山田みさよMICE推進課長 MICEの整備費につきましては、御存じのとおり、全国的な国庫補助制度が今は存在はしておりません。県においては従前、いわゆる一括交付金を前提として進めるということで取り組んできたところですが、制度終期もございまして、その制度終期までには、施設の整備、完成が見込めないということから、官民連携の手法で整備を検討しようというところから今、取り組んでおまして、全国的にもMICE施設の整備につきましては、官民連携の手法によって整備されるのが一般的ということもありまして、そういった全国的な例に倣って、PFIの手法によって民間のノウハウを最大限に生かしながら事業を推進する方法を検討していきたいというふうにご考えております。

○新垣新委員 分かりました。

本当に非常に厳しいから、この3年間、予算の無駄遣いになるかなと、正直言ってね。投資家は絶対来るはずないと僕はそう見てるんですよ。これだけ世界経済が痛んだ中で。だから、無駄遣いの税金にならんかなと。やりたいという気持ちは持っていて、今はコロナに集中したほうがいいんじゃないかなと思っただけですね、そういうきつい言い方だったんですけども、理解をしていただきたいということで、強く申し上げておきます。

続いて、215番の万国津梁会議、成果を伺います。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

まず、令和元年度に立ち上げました児童虐待に関する万国津梁会議におけます成果といたしましては、令和2年4月に施行しました子ども権利尊重条約の前文に万国津梁会議の意見が大きく反映されたところであります。提言にありました子供の権利、子供の声、それから意見の酌み上げ、子供自身の安全を確保、子供と保護者の支援、あと、体罰の禁止等についても条文に反映されております。今後の取組といたしまして、子供の意見を聴取する制度の創設など、虐待の早期発見のための環境整備ですとか、民間支援プログラムを活用しまして、虐待を受けた子供や、保護者の支援の充実などの施策へ反映を行っていくこととしております。

また、米軍基地問題に関する万国津梁館会議の提言につきましては、アジア太平洋における近年の安全保障環境や、米軍の戦略の変化等の軍事的時勢を踏まえた上で、米軍基地の整理縮小についての議論を重ねて策定されており、これまでの県の主張を改めて裏づけるものであると考えているところです。県としましては、日米両政府に、辺野古新基地建設の断念や、基地の整理縮小等の沖縄の米軍基地問題の解決を要請するに当たりまして、同会議が取りまとめた提言を重要な論拠の一つとして活用するとともに、県の政策や取組に反映させたいと考えております。さらに、SDGsに関する万国津梁会議におきましては、沖縄らしいSDGsについて、基本理念や優先課題、推進体制などの提言を取りまとめておりまして、県としましては、提言を踏まえ、SDGsの推進体制をさらに強化するとともに、様々なステークホルダーとのパートナーシップ形成やSDGsの普及啓発などを通し、提言で示されております沖縄らしいSDGsを県民の皆様と一緒に実現させてまいりたいと考えているところです。

以上になります。

○新垣新委員 ですから、これは県庁内部で全てできる問題なんですよ。この万国津梁会議の議事録を見ましたけど、全く成果がないんですね。万国津梁会議でこうやりなさいと、辺野古の問題は共同使用で落とすどころかといっても、県知事がやらんと言ったら、これは税金の無駄遣いじゃないかと。虐待においても、厳しい、この貧困条例と同じように都道府県ができるように、暴力を振るった親に対して逮捕できるという、この民法まで剥奪させて、この問題もできるっていうのもできるんですよ、やろうと思えば。成果がないんですよ。その件に関して部長どうですか。これ、県庁内部でできる問題ですよ。いかがですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から具体的な質疑内容については他部局の所管になるため答弁できないとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

新垣新委員。

○新垣新委員 すみません、これは答え切れない部分があるので、この問題において、要調査事項で、県知事及び副知事と呼んでほしいということですね。部長たちには、これは答え切れないレベルですから、ぜひお願いしたいというのと、委員長、取り計らいですね。

もう一点が、観光危機管理体制について、要調査事項で申入れを申し上げます。

最後に一点ですけど、担当副知事、この文化観光スポーツ部の担当副知事は新しい副知事になるんですか、伺います。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 照屋副知事になります。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員からの要調査事項の具体的内容について確認がなされ、改めて質疑し直すことになった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

新垣新委員。

○新垣新委員 今、シニハンジャーしてる観光業界を助ける支援金等、どこが主体性を取るんですか、伺います。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 いろんな側面での支援の在り方というのは考えられるかと思えますけれども、例えば国内需要安定化事業ということだと思いますと、国内の旅行需要をいかに回復させるかということですし、のみならず、例えば雇用支援とか経営支援ということですので商工労働部の県単融資事業とか、それから、雇用調整助成金に対する上乘せ分といったことも併せて、県庁一丸となって、この観光産業の回復には努めているという所存でございます。

○新垣新委員 だから、具体的に言ってください。どこに私は、主体性を持てばいいんで、商工労働部になるんですか。再度伺います。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 そこはいろいろ、国内需要安定化もそうですし、ワーケーション事業という新規の事業の取組もございます。それも含めて、観光業界に対しては手厚く支援をして、観光業界回復に努めていきたいと思っております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から観光業界支援の主体はどの部局になるのか、文化観光スポーツ部は支援しないのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 決してそうではございませんで、観光政策課、観光振興課、それから、MICE推進課がございまして、その3課を中心として、観光産業の回復に一生懸命努めてまいりたいと思っております。

○新垣新委員 この件について、要調査事項で上げていただきたいということを申入れをいたします。

終わります。頑張ってください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時40分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

中川委員から質疑の時間の5分を大浜委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願います。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 それでは、よろしく願いいたします。旅行者検査実施支援事業についてお伺いをします。これは、さっきの説明では那覇を中心にとすることで答弁が終わっておりますが、これは知事も離島空港でも実施をしたいと、この前の一般質問でも大城部長も検討してるというようなお話がありました。再度お聞きますが、今の取組状況はどういうふうになっていきますか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 お答えします。

今、県では離島を含めた本県への渡航者に対し、出発地での事前PCR検査を推奨しておりますが、やむを得ない事情により、那覇空港で検査を受けられる体制を整備しています。これが今、旅行者検査支援事業となっておりますが、離島の感染対策も重要だということは認識しております。まず、今、那覇空港が整いましたので、今後また、離島についてもいろんな手段を保健医療部、総括情報部と検討しながら、どういった手法があるかということは検討している最中ではありますが、3月からは—これまで県外から到着した方だけを対象に、2月はスタートしたんですが、3月からは、県内から離島に行く方も検査の対象に加えて、少しでも感染対策予防となるように取り組んでいるところです。

○大浜一郎委員 実は、これも一般質問で申し上げましたけど、離島空港は直行便がもう今既に飛んでいるんですね。関西からも、福岡からも、東京からも。今も現実に飛んでるんですよ。その辺の対策をもう早急にやらなきゃいけないと思うんですけど、これ、離島の医療の脆弱性から考えても、この辺のところの取組をちょっとスピードアップしてやるべきだと思いますがどうですか。

○真栄田義泰観光政策課副参事 委員御指摘の部分については、重々、重要性を感じているところであ

ります。直行便、宮古、石垣、久米島、下地島空港、4つの空港についても感染症対策専門家とか、保健医療部、総括情報部と意見交換をしながら、早急に感染対策に取り組んでいきたいと考えています。

○大浜一郎委員 これは、そもそも論なんですけどね、なぜ空港のPCR検査の実施の支援事業を文化観光スポーツ部がやる必要があるのかなというのがもともとの疑問なんです。午前中からも言っておりますけど、仲村委員も、赤嶺委員も、大城委員も言いましたけど。もうここまで来たら、これは感染症の対応の窓口というのは、もう縦割りの行政の云々かんぬんではなくて、全庁的に取り組まなきゃいけない。全体を統括しての危機管理という体制がぜひ必要だと思うんですよ。その辺のところ、もう縦割りを壊して体制を立て直すぐらいの意気込みでやらないといけないと思うんですけど、これはちょっと部長にお答えいただけますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 那覇空港における検査というのは、観光客も含めた渡航者の支援として実施ということで、県外からのウイルスの持ち込みを少しでも防ぐといった観点から、市中での感染拡大防止につなげ、安全・安心な島沖縄を構築して、そういった形で、観光受入体制を整えるということを目的としているというところで、我が文化観光スポーツ部になっているというところがございますけれども、委員御指摘のとおり、いろんな考え方がございます。それを水際対策も含めて一元的にというような考え方もございますので、この辺はどういうふうにやったら効率的、あるいは合理的にできるのか、感染症対策専門家の意見なども踏まえて、保健医療部をはじめとします関係部局と緊密に連携しながら考えていきたいというふうに思っております。

○大浜一郎委員 ですので、これ体制を整えないと今いろいろ御質問があってもね、我々が質問しても答えられないんですよ、いろいろ部にまたがってるので。だから、これはもうここまで来たら、もう一元化して、感染対策はチームをつくって、窓口を一本化するというような体制をぜひ取ってください。これ、新しい副知事にもお伝えしてですね、しっかりその体制を取るようお願いをしたいと思います。部長どうですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 今、委員の御指摘は指摘としてですね、ぜひ、副知事にもお伝えしますし。ただ、この感染症対策という大きなくくりでの一元化ということでいいますと、保健医療部、

総括情報部のほうで担っているというところが基本的なところでございます。

○大浜一郎委員 ですから、情報の一元化と感染対策、特に空港は水際の一番最前線ですから、ぜひその辺ところの体制を再構築したらどうかということを僕は申し上げてるんです。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 水際対策、感染予防の取りまとめ役といいますか、それを担っている保健医療部に、例えばそれを吸収するとかということになるかと思えますけども、今までの経緯もございまして、そこも含めて。また、そうはいいまして、スピード感持って取り組んでいきたいと思えます。

○大浜一郎委員 質問を変えます。新垣委員が塩漬けと言ったMICEエリアの事業ですけど。このMICEエリア形成事業、戦略的MICE誘致促進事業なんですけど、私はMICE関連事業は必要な事業課題であるという立場なんです。ぜひ何とか前に進めたらいいなというふうに思ってる一人なんです。しかし、エリア形成事業も、誘致促進事業も別立ての事業であるということは理解しておりますが、目指す方向は一緒であると思って御質問申し上げたいと思えます。現在、MICE事業における進展においては、その全体像が非常に県民にも見えづらくなって、何かとても、どういうふうになっていくのか非常に分かりづらい。そもそも、国がMICE事業承諾しなかった根本の原因の課題精査は一体どうなってるのか。この課題精査を踏まえて、それ以降どのような課題に注力してきたのかなということです。この事業のPDCA分析、委員会でもやりましたが、とても曖昧で、説得力があったとは言い難いと思っております。その間、方向転換して、民間活力とのコラボを重視するというような方針転換がありましたし、3月までには何とか方向性を出したいと言ったんですけど、これもなかなか見えない。特に、コロナ発生時以降の市場の動向とか、民間資本の導入の見極めが、一体どのようなになっているのかなということをお聞きしたいと思います。

○山田みさよMICE推進課長 県では今、マリンタウンMICEエリアの形成に向けまして、新たな基本計画の検討などを進めているところでございます。委員おっしゃいますとおり、今般の、第3波と言われる感染症の急激な感染拡大ですとか、これは官民連携での事業手法を検討しておりますので、民間事業者の意見等も踏まえまして、三役だったりあとは地元の町村長とも調整をした上で、引き続きM

I C Eですとか、不動産マーケットの動向を収集分析した上で、改めて基本計画を取りまとめを行うということとしたところでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員から質疑内容に答えていないため改めて答弁を求めたいとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

山田みさよMICE推進課長。

○山田みさよMICE推進課長 この従前の大型MICE施設整備事業につきましては、一括交付金を前提とした事業ということで取り組んでまいりましたけれども、国との調整の中で、MICEの需要見込みですとか、あとは周辺環境整備について疑問があるということがありまして、それらのことについて何点か質問を受けて、それに回答する形で進めてきていたところでございます。一括交付金の制度の終期というものもございましたので、県としては、その制度終期までに整備が間に合わないというようなことも踏まえまして、官民連携による事業手法での整備を検討しようということで方向転換をいたしまして、民間事業者との意見交換、サウンディングですとか、MICE、または不動産マーケットの動向をずっと継続して調査を続けてまいりました。その中で、当然、このMICE需要というものもこの前の動向調査の中で調査を進めておりますし、国から示された課題の一つであります周辺整備の実現性というところにつきましては、官民連携の事業手法を導入するということによって、MICE施設と周辺のホテル等の民間、施設を一体的に整備するという方法で解消するというところで取組を進めてきています。この事業につきましては、常時、民間事業者との意見交換をしながら、サウンディングをしながら、MICEまた不動産マーケットの状況を調査しながら進めてきていることもございまして、適切なエビデンスを得ながら取組を進めているものと認識をしているところでございます。

○大浜一郎委員 令和2年度はどういう成果が出たんですか。

○山田みさよMICE推進課長 県におきましては、今年度末までにこの基本計画の案を策定をするということで取組を進めてきて、その中で、新型コロナウイルス感染症の影響によるMICEの開催とか、不動産マーケットの動向も調査を実施いたしました。それで昨年11月頃の時点においては、MICEについては新たな開催の在り方を模索するイベ

ントが全国で意欲的に開催されるなど一例えば沖縄県でもツーリズムEXPOジャパンが開催されましたし、そういったイベントが全国で開催されるなど明るい兆しが見えていたところでした。ホテルの客室稼働率も上昇傾向にありまして、また、商業施設等も業種業態には差異はあるものの、一定程度の回復が見られていたところでした。こうした状況に加えまして、当該事業におけるMICE施設の整備運営ですとか、ホテル等の民間収益施設の投資開発に意欲を持つ民間事業者も複数確認できていたことから、県としては、基本計画案の公表準備に進もうとはしていたところでした。しかしながら、先ほどからの繰り返しになりますけれども、第3波と言われる、この感染症の急激な感染拡大の蔓延期を受けて、MICEの開催ですとか、不動産マーケットの動向をさらに収集、分析をして、状況を見極めた上で、また改めてMICE施設の規模、機能や事業スケジュール等について、民間事業者の意見を確認をした上で、基本計画を取りまとめる必要があるということで、次年度も引き続きその調査を続けていくということとしたものでございます。

○大浜一郎委員 去年も予算をつけてやって、今のお答えがアウトプットだとするのであれば、令和3年度に何を引き継いでいくのかなという一また見えなくなっちゃったんだよね。要するに、引き継ぐポイントっていうのがありますよね。その辺のところもう一度、明確にお答えいただくといいのですが。

○山田みさよMICE推進課長 この新たな基本計画について、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるMICEや、不動産マーケットの動向を収集、分析する業務を行いました。2つ目に、MICE施設の規模、機能や事業スケジュール等の検討。3点目に、MICE施設とホテル等の民間収益施設を一体的に整備をする官民連携の事業手法の検討などの業務を実施をいたしまして、その中で、令和2年10月に基本計画の構成及び方向性の素案をまとめ、11月には官民連携による事業手法を整理をし、12月には新型コロナウイルス感染症の影響によるMICEや不動産マーケットの動向を整理をした上で、令和3年1月には基本計画の素案作成を行ったところでございます。しかし、今般の、また繰り返しになりますけれども、第3波と言われる急激な感染拡大を受けて、令和3年度も引き続き調査を進めていくと。進めた上で改めて基本計画の取りまとめを行うとしたところでございます。

令和3年度につきましては、MICEや不動産マーケットについては、今般の感染拡大の影響とその後
の動向を詳細に、現状を詳細に収集・分析をするということと、あと、MICE施設の規模、機能、事業のスケジュールについて、改めて民間事業者との意見を確認をしながら基本計画を取りまとめていくということとしていただいております。令和3年度で、令和2年度になかった新たな業務としては、MICEエリアのさらなる競争性の確保と民間投資を呼ぶための調査、検討を追加しているところでございます。

○大浜一郎委員 やはりこれは、実は決算のときもそうだったんですけども、あのPDCAの分析ではやっぱりよく分からないんですよ。あれがアウトプットになると分からないんですよ、とても。ここはね、やっぱりね、今後、民間を相手にするんであれば、EBPMですよ。エビデンスに基づいて、どういう方向性があるかとしっかりやらないと、民間とのコラボって非常に僕はもっともったいた議論をしていかないと厳しいと思ってるんですね。今後、国も求めていますけど、EBPM手法でしっかり検証作業をすべきですよ。そして、検証作業で浮き上がった課題をこれは明確にしっかり落とし込むという作業を絶対必要だと思いますね。令和3年度は、エリア形成で3500万ぐらい使うわけですよ。これまたコンサルがその作業に入るっていいんですか。そういうコンサルに基本的にお問い合わせするの料みたいなものですか。

○山田みさよMICE推進課長 調査業務につきましては、業者のほうに委託をお願いをいたしますけれども、今年度も同じですけども、決してその業者任せでやってることだっただけではなくて、常時オンラインでだったり、リアルだったり、常に情報交換をしながら一緒に取り組んでいるという状況でございます。

○大浜一郎委員 戦略的MICEの誘致でも、これ2億5000万ぐらい予算をやっていますよね。この具体的な令和3年度の内容というのは、どういうことを今、考えてるんですか。

○山田みさよMICE推進課長 戦略的MICE誘致促進事業につきましては、沖縄MICE振興戦略に基づきまして、MICEの誘致、プロモーションの展開、専門的なMICE人材の育成、県内のMICE開催実績の把握及び分析といった、全県的なMICE振興を目的とした事業を実施しているところでございます。令和3年度につきましては、新型

コロナウイルス感染症の影響を受けているMICEの県内開催を復調させるため、これまでに従来実施してきた事業に加えまして、MICEエリアの形成の状況ですとか、新型コロナウイルス感染症の影響、また、新たな振興計画の策定と連動させる形で、沖縄MICE振興戦略の見直しに取り組むこととしておりまして、あとは、そのほか、SDGsの概念を取り入れたMICEコンテンツとして、MICE開催及び受入れにおけるサステナビリティガイドラインの策定に取り組むこととしておりまして、その費用として、2億5848万8000円を計上したところがございます。

○大浜一郎委員 去年も2億6900万ぐらい使ってますよね。それから出てきたアウトプットは、令和3年度にどういうふうに位置づけているんですか。何か今、内容が固まっているようには聞こえないけど。

○山田みさよMICE推進課長 戦略的MICE誘致促進事業といいますのは、沖縄県、県内へのMICEの誘致を主な業務内容としておりまして、誘致と、あと、MICEを受け入れるための人材の育成、あとは実際の開催されたMICEの実績の把握だったり、分析というものが主な業務としておりまして、実際、MICE開催件数につきまして、令和元年につきましては、対前年度で300件ぐらいの増の1600件余りということで年々増加をしてきておりまして、当該事業の効果が現れているのかなというふうに考えております。

○大浜一郎委員 ですので、2億5000も使うんですよ。去年は2億6900万使ってるわけでしょ。予算でやってるわけですよ。だから、今のコロナ禍で、今のエリア形成についてもそのようなお答えがあったんですよ。ちょっと連動しないとおかしいでしょう、内容の取組も。令和2年度でどういうアウトプットが出てきて、令和3年度の予算の中では、特にこの辺をきちっとやっていくんだと。もう、令和元年の話はいいですよ、もう。あのときと今は違うんだから。これからどうするのっていうことですよ。

○山田みさよMICE推進課長 令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているMICEの県内開催を復調させるために、沖縄MICE振興戦略の見直しをするほか、あと、昨今は、このMICEの開催地としての選択のポイントとして、SDGsの視点というものが重要視されてるといふこともありますので、そういったSDGsの概念を取り入れたサステナビリティガイドラインの策定に取り組むこととしておられるところですよ。

○大浜一郎委員 考え方をまとめるために2億5000万を使うんですか。

○山田みさよMICE推進課長 繰り返しになりますが、この戦略的MICE誘致促進事業というのは、MICEの誘致プロモーション活動と、あと、専門的な人材の育成というのを継続的に実施しているものでございまして、それは令和2年度も令和3年度も同じように継続をしていくというものになります。それに加えて、令和3年度は、MICEの県内開催を復調させるという目的で、この現状に合わせた形で沖縄MICE振興戦略を見直すということと、サステナビリティガイドラインの策定に取り組むということとしておられるところでございます。

○大浜一郎委員 民間がこれだけ投資して、そういうことをするというふうに考えた場合ですね、これ2億5000万使うというのは相当覚悟がないとなかなかできないもんですよ。だから行政がリスクを取ってやるっていうのは分からなくてもいいです。しかしながら、これから、要するに3年度を通して、1年を通してどのような成果を確実に見積もるかというのはとても大事なことなので、2年からの引継ぎはどうで3年は特にどういうふうに取り組みますよっていうこと、そして、これが確実に実現可能性がある、要するに、ベーシックなものになっていくかっていうことがとても大事な話なわけですよ、基本的にはね、民間も誘致もしていくわけだから。そういったところの、今後1年間において、令和2年から何を引き継いで、令和3年でこれに取り組んで、どういう成果を見積もってるかということまで、少しお話ししていただければ。

○山田みさよMICE推進課長 このMICEに関する事業につきましては、先ほど来申し上げておりますマリンタウンMICEエリア形成事業と、戦略的MICE促進事業というのがございまして、戦略的MICE促進事業につきましては、MICEエリアの形成だけではなくて、現在、例えばコンベンションセンターですとか万国津梁館ですとか、県内のホテルで、実際にMICEが開催されているんですね。その誘致プロモーション活動、それを受け入れるための専門的な人材の育成、実際に県内で開催されたMICEの実績の把握、分析をしているものでございます。それを継続的に実施をして、沖縄県のMICEを戦略的に振興しようという目的で実施しているものでございます。

○大浜一郎委員 分かります。でも、これMICEをこれから重点的な沖縄の戦略事業としてやってい

こうというか、これ関連するわけでしょう。その関連をいって一事業が縦割り事業かもしれないけれども、基本的にMICEというものをこれから一つの大きな沖縄の重要なビジネスに持っていこうという話なんじゃないの、これ。

○山田みさよMICE推進課長 お答えいたします。

このマリンタウンMICEエリア形成事業と、戦略的MICE誘致促進事業の有機的な関連ということだと思うんですけども。まずですね、そもそもこのマリンタウンMICEエリア形成事業を始めきっかけとなったものが、沖縄県においては施設の規模の制約からなかなか大規模なMICEが受け入れられないということがありまして、一定規模のMICE施設を造る必要性があるということから始まりまして、そういう中で、平成29年に沖縄MICE振興戦略というものを策定をしまして、その中で戦略的にMICEを誘致していくという部分と、受入体制の整備として、施設を整備するというものが位置づけられております。その戦略に基づきまして、このマリンタウンMICEエリア形成事業ですとか、戦略的MICE誘致促進事業、今実施をしているところでございます。また、その中で、産官学で連携をして沖縄県全体で、MICEを誘致をして振興していくということで、沖縄MICEネットワークというものを立ち上げておりまして、その中で、各部会とかを設けてですね、この施設に関してもですし、誘致に関して、また人材育成に関しても、いろいろ勉強会ですとか、セミナーですとか、そういったものを実施をいたしまして、全体で連携をして進めているということになります。

○大浜一郎委員 MICEエリア形成についてもですね、これは民間活力を入れるということでありまして、民間資本というのは御存じのとおり、投下した資本をね、どれだけのスパンで回収するかがというのが投下資本なんですよ。ですので、民間を巻き込むときには、非常にタイトな計画、そして確実に見込めるだろうというのを提示しない限りは、これ前に行かない話なのでですね、しっかり令和3年度、私は推進してほしいほうの人間なので、ぜひ、その辺のところしっかり取り組んでもらいたいと思います。

万国津梁会議についてですけども、これは最初から私は何で文化観光スポーツ部が主管するんだって言い続けてきた一人ですけどね。新年度の具体的な取組と、期待する効果、その辺についてお伺いします。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

万国津梁会議費は、沖縄21世紀ビジョンの基本理念及び5つの将来像を実現しまして、新時代沖縄を構築するため有識者等の意見を聴取する会議運営に要する経費でございます。令和3年度におきましては、令和2年度に立ち上げました多様な人材育成、あと稼ぐ力と、あと海外ネットワークの3つのテーマに加えまして、新たにプラスチック問題、あと、琉球文化ルネサンスの5つのテーマを実施する予定でございます。

以上です。

○大浜一郎委員 じゃあ5つの会議をやるっていう理解でいいですか。

○前本博之交流推進課長 そのとおりでございます。

○大浜一郎委員 それとね、今、いろいろとお話を聞きまして、新しいテーマについても聞きましたけど、これ万国津梁会議の中にあえて置く課題かなというふうに思うんですけど、この辺の精査は皆さんどうされているんですか。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

御承知のとおり万国津梁会議は、知事公約に基づきまして、優れた識見を要する有識者等の意見を知事自身が直接聴き取りまして、この会議のテーマにおいては、知事自身が検討、選定することとなっておりますことから、知事がより関心の強いテーマ、課題だと考えているテーマについて議論することとなっておりますので、予算を計上しているところで

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 ちょっと補足させていただきますと、今のような課長の説明です、万国津梁会議を立ち上げてその中でやらせていただくということの裏返しになりますけど、通常、各部局においてですね、それぞれの、その部局において所管しているテーマについて、審議会というのを一般的に持っているところがございます。その審議案件とか課題というのがですね、それは、前もって設定されている場合というのは審議会の中で有識者から意見を聴取して決めるんですけども、この万国津梁会議と申しますのは、その時々々の社会情勢等々に応じて知事はその都度、適宜に決めていくものですから、それは柔軟にですね、対応していかないといけないということで、万国津梁会議の中です、そこは改めて有識者に集まっていただいてやるというような体制を取らせていただいているということでございます。

○大浜一郎委員 期待する効果としては、出てきた

課題についてですね、令和3年度から出てきた課題については、どのように生かしていくんですか。

○前本博之交流推進課長 お答えいたします。

まず、令和3年度から新たに立ち上げます新規の2テーマについての選定理由でございますけれども、まずプラスチック問題につきましては、沖縄県が世界的な課題となっております脱プラスチック社会を推進し、島嶼経済、島嶼型脱プラスチック社会のフロントランナーとなりまして、世界の島嶼地域への技術、システム、あと、価値観等を普及していくことを目的としまして本県の国際貢献の取組の在り方について広く提言をいただきまして政策に反映させることが理由となっております。

また令和4年は、沖縄本土復帰の50周年を迎えるなど重要な節目となっております、県内及び国内外において、沖縄の歴史文化価値の理解を深め、新たな文化や生活スタイルを生み出す大きな活動、いわゆる琉球文化ルネサンスにつなげていく絶好の機会となっているところです。そのため首里城復興基本計画に位置づけられております琉球文化ルネサンスについて幅広い視点から、その可能性等について議論いただいて、沖縄県としての一体的な取組につなげていく必要があることから、このテーマが選定されております。

以上です。

○大浜一郎委員 質問変えます。

このR I C C Aの普及促進事業ですけど、R I C C Aは観光振興課が所管されているんですよね。それで、私もR I C C A入れていますよ、携帯に。入れているんですが、観光振興課がやる事業かなと思って、毎日出てくるコンテンツがね。この辺どうなんですかね。だからこれも要するに、主管は観光スポーツがやって、中身が全然別の部署がやっている。いわゆるクーポンありますよ。ですけど、どうなんですか、これ観光振興課がR I C C Aを所管する意味が少しよく分からないんですけど、この辺はどうなんですか。どういう整理されているんですかね。

○下地誠観光政策統括監 R I C C Aは、感染対策を防ぐという意味合いもございます。そういう視点に立ったときに、当然県民の皆さんもそうですけれども、観光客の皆さんにもR I C C Aを登録していただいて、その情報を共有していただくとか、沖縄県の情報をつかんでいただくとか、さらには場合によっては、陽性になった際には陽性の登録をしていただくとか、そういうような考え方に立って、観光客の受入れという部分で、うちの部局が対応させ

ていただいております。ただし、これも繰り返しになりますけれども、予算は観光部局で取らせていただいてP R周知等を観光部局でやっていますけれども、保健医療部も含めて全庁一体となってやっていると。例えば、一例で言うと、県庁内部のR I C C Aの取得率というんですかね、職員は70、80%ぐらいの職員が取られているんですね。取られていない人は個人情報嫌だとか、いろいろ意見もあるものですから、そういう中で対応させていただいております。

以上です。

○大浜一郎委員 これも広い意味では、感染症対策の一環ではないかなと思ったりもするので、これは所管はしているけど、中身に関してはあそこの部署だとか言ってね。というよりも、もう少しまとめたほうがいいのかと思うし、僕はR I C C Aはもっと付加価値をつけるべきだというふうに思いますよ。観光客も一特に観光推進課がやるのであればね。もっとスマートニュースの見やすいクーポンがあったらいいけど、あのクーポン検索、なかなか文字だらけでよく分からない感じもする。その辺のところの付加価値については、今後どういう議論があると思いますか。何か考えていらっしゃると思いますか。

○下地誠観光政策統括監 どうしてもこれは、I T関係のプログラムになるので、クーポンも含めて触る場合にはどうしても費用がかかる話になります。できる範囲で、いろいろ修正はかけていまして、先ほど、午前中お話ししましたけれども、この感染者の情報についても、最初のうちはすごいシンプルな情報しかなかったんですけども、今は、保健医療部さんとも協力して細かい情報を出すとか、週間ごとにグラフで統計的なデータを示すとか、そういう努力をしているところです。

以上です。

○大浜一郎委員 実はですね、石垣市がやっているんですけどね、L I N Eを活用してこういう情報も流すんですが、サイバー窓口を今展開しているんですよ。要は役所に来させない、書かせない、待たさないということでね、サイバー窓口にして、それを今展開し始めているんですよ。市町村がやっているところがあれば、そういうところのリンクも必要なんだろうというふうに思いますし、そういう付加価値をつけていくのも必要じゃないかなと思うんですよ。今の時流に合ったね、非常に面白い取組だというふうに思います。これ実は地方創生臨時交付金を活用して、そんなに持ち出しもなく構築している

んですね。その辺のところの取組も少し考えてみたらどうかというふうに思うんですが、この辺りですか。

○下地誠観光政策統括監 委員ありがとうございます。ぜひ勉強させていただいてですね、もう少し改善できるように努力したいと思います。ありがとうございます。

○大浜一郎委員 特にですね、来させないっていうのは大事な話で、これねマイナンバーとリンクすると非常に画期的になってくるというふうにも言われておりますのでね。R I C C Aを、現況で7万3000人で、事業所で7190ということですね。今後は目標とする登録件数についてはどうなんですか。

○下地誠観光政策統括監 当初は5万人という数字は表に出していたところなんですけれども、いろいろ経済対策—S t a y H o t e lとか、そういうもので全てひもづけて対応させていただいているせいもあって、個人の登録も事業者数も結構伸びています。今のところ7万超えたところですので、8万、9万、あわよくば10万とか、そういう数字を頑張っていきたいと思います。

○大浜一郎委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 島袋大委員。

○島袋大委員 よろしくお願ひします。

まずですね、次年度の令和3年度の文化観光スポーツ部の予算というのは幾らになっているか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

90億4900万円となっております。

以上です。

○島袋大委員 そのうちコンベンションビューローに委託事業結構あると思うんですけども、コンベンションビューローに対しての委託事業費は幾らね。

○山川哲男観光政策課長 令和3年度予算につきましては、まだビューローのほうとの委託契約というのは結んでおりませんので、参考までに、令和2年度の数値で申し上げさせていただきますと、16億5500万円となっております。

以上です。

○島袋大委員 課長申し訳ない、じゃあビューローの令和元年も教えてください。

○山川哲男観光政策課長 令和元年は決算ベースになりますが、23億1189万4000円となっております。

以上です。

○島袋大委員 申し訳ない、令和元年と令和2年の文化観光スポーツ部の総予算は幾らですか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

令和元年度は101億7000万円となっております。続いて、令和2年度は93億1600万円となっております。

以上です。

○島袋大委員 これだけ沖縄はリーディング産業という位置づけをして、観光客を1000万人を求めてきて頑張ってきて、今、コロナ禍ということで大打撃を受けていると。しかし、令和元年は文化観光スポーツ部での総予算は101億、令和2年で93億なんですよ。今年度90億、年々減っている。最大の観光のパロメーターのコンベンションビューローに対して、令和元年は101億円に対して23億委託しているわけですよ、去年は17億円。ということは、文化観光スポーツ部の全予算が今回90億だから、もっとコンベンションビューローと委託契約は17億以下になるという見込みになると思うんですけども、ここが重要であって、今我々はもう基地からの脱却というふうにみんな言っておきながらですよ、一番のステータスになる観光どうしようという中で、年々総予算が落ちてきている中で、今コロナ禍なんですよ。これを観光関連産業も含めて、どんなふうにかかすという、この意思表示すら文化観光スポーツ部はできない状況なんですよ。部長中心に職員の皆さん方頑張っていますよ。だから私が言いたいのは、知事自体が、副知事もそうですよ、沖縄県の入り口論の観光産業と言っておきながら就任して毎年減っているんですよ。こういった状況で、このコロナ禍の危機的状況も立て直しができるかと、ほぼ僕できないと思っているんだよ。だから、この重要な予算委員会ということで、我々今審議しているけれども、それ以上、それ以下も進めること審議できないんだよ。ここをどうするかというのは、やっぱりリーダーとして、知事の肝煎りを、政策はどうするかというのが、なかなか見えないのがやっぱりここにきて分かってきているわけですよ、我々も。だから、その辺は予算調整も含めて文化観光スポーツ部として、総務部あたりに対しても、予算要求をしたけれどもはじかれている状況だと思うんですけども、部長こういった流れを見てどう感じますか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 ちょっと繰り返しになる部分もあるかと思いますが、文化観光スポーツ部トータルといたしましては、委員御指摘のとおりビッグバンとか、それから県立芸大奏楽堂—これは改修が終了しておりますので、必然的に減るというところになってはございますけれども、観光振興に関する予算でいいですよと39億円ということで、対前年度で1.8%の増という状況になっており

ます。先ほど言いましたビッグバンが減った、これはもうある意味渡航制限がかかっていますのでやむを得ないところ、その部分を例えば国内需要安定化事業に増額いたしましたりですか、それから感染防止対策で旅行者検査実施支援事業に回しますとかといったところで、当初予算一観光振興については何とか上積みさせていただくと同時に、2月の補正予算で、御存じ、沖縄観光体験支援事業クーポンを活用した事業ですか、10日から始まりました沖縄彩発見キャンペーン事業などですね、Go Toトラベルが再開されるまでの間、当初予算も含めて何とかできるところで沖縄観光行政のところでつないでいて、楽しんでいただくための取組を実施しているというところで御理解を賜りたいというふうに思っております。

○島袋大委員 部長の気持ちは分かりますが、僕は全然構わない、いいと思っておりますよ。であれば、これ10年遡ってやれば、10年の文化観光スポーツ部の総予算と、コンベンションビューローの委託費用で出したらどうなるのったら、毎年右肩下がりにしているんだよ、データは。そういうことを考えれば今、コロナ禍というこういう時期に、今やっている事業もあるかもしれないけれども、そこでやっぱりリーダーとして一だから私が今いろいろ質問している中でも、縦割り行政が非常にきつい状況だと思うんですよ。今コロナ禍でかかっているのであれば一今から聞けけれども、那覇空港のPCR検査にしてもですよ、1億5000万ぐらい予算ついているんだけど、検査機関が200しかできないという話だけれども、これ金さえあれば、上積みすればできる話なんです。だから、この管轄が、文化観光スポーツ部に回っている予算で、こうやりなさいっていうことでできているのであれば、これだけ200人以上が、もし検査を受けるという率がくるのであれば、補正予算も組んで考えないといけない状況来るんですけど、その辺は想定には入っているんですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 PCR検査も含めてですけれども、次年度の予算、当初予算でこういう形で組ませていただきましたけれども、その時々です、彩発見も今年度3回もやらせていただきました。それはGo Toを観光回復の肝としながらもですね、それができない間何とか県ができる部分ということで3回、県内で感染状況が鎮静化しているところを見計らってやったというようなところ、これは当然補正で組まないといけないものなので、そこは次年度も頃合いを見計らって適宜、適切

に補正予算は組むべきところは、しっかり組ませて対応したいと思っております。

○島袋大委員 ぜひとも、これは上積み、積み増しもできるような補正予算を組めるように、また努力もしていただきたい。スタートする事業だから、まだ結果がどうこうだからとか、そういうことを言わないけれども、これだけアピールして水際対策を打つていうことでスタートするのであれば、そういうことも想定内に入っているでしょうから、一つ御理解もいただきたいと思っております。

そこで、このコロナが始まってもう1年たちますけれども、次年度の新年度に向けて、やっぱりこれスタートしてだんだん落ちてきたときに、要するに縦割り行政で、文化観光スポーツ部、商工労働部、保健医療部含めて、いろんな形で分散したわけであるけれども、ここはやっぱり縦割り行政の枠を取っ払って、新年度から知事の指示の中で、この特化した専門部署をつくるとか、課をつくるとか、そういう意気込みの議論なかったんですか。

○山川哲男観光政策課長 正確なお答えになっているかというのが少しあるんですけども、コロナ感染症対策課という専任課ができるというふうに聞いております。

以上です。

○島袋大委員 今言う文化観光スポーツ部ですら課長はまたこういった感じかもしれませぬねえという流れのこととしか回答しかできないもんだから、今、上の皆さん方ががちゃがちゃしているわけですよ。知事、副知事のね、ピラミッドのトップ3が、ビッグ3がこれやっているんじゃないの。結局は蓋を開けて新年度なっても、今年度と同じ状況になるのはもう目に見えているんですよ。その場しのぎの思いつきで議会で答弁して後々部長たちがけつを拭くと、答弁間違っていましたと。こういうね、職員なんかこれだけ頑張っている、これも支え切れなくなったら、僕は大変な状況になると思いますので、一つ、私はもうこれ以上聞くことないと思っております。

委員長、ぜひともね、これだけこの文化観光スポーツ部で、観光一律で職員は頑張っていますから、やはり今言うように、コロナ禍の対策の新しい部署も考えているというような話は聞いていますけれども、観光という立場です、知事がどういうふうな形でビジョンを持っているのか。今回就任した副知事の照屋氏もですね、このMICE事業に関して、これ以上、職員は頑張っている中で、国にお願いすることができない中で、今民間の力を借りるというこ

とで、今コロナ禍で大変な状況になっていると。当初は、土地も先走って買ったら大変ですよと我々自民党は指摘しておきながら、大丈夫と言って多額の予算を借金して70億ぐらい使って買って、今すらくいさえ打ち切れない。こういうのを我々、県民にずっと説明しきれませんよときてる状況がいまだにきているんですよ。だから、いろんなビジョンを書いて、掲げて頑張っている職員がいる中で、やっぱりリーダーとして知事、副知事ですね、これだけのコロナ禍という厳しい状況の中で、トップとして、ナンバー2として、これだけをやっていくんだという意味表示をしっかりと確認した上で、私は予算の採決をするべきだと思っていますので、一つ要調査事項で上げていただいて、ぜひとも、お2人を呼んでですね、どうこう、この細かい話じゃなくて、その意思表示というのははっきりと示しを聞いた上でですね、私は採決に臨むべきだというふうに思っていますので、ひとつ取り計らいよろしくをお願いします。

大変、職員の皆さん頑張ってください。もう頑張るしかないですから、ひとつよろしくをお願いします。

○西銘啓史郎委員長 ただいま提起でありました要調査事項の取扱いについては、本日の委員会の質疑終了後において協議いたします。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 僕はもう一点だけお伺いします。

沖縄彩発見については、G o T o トラベルに、国に代わる、沖縄の最大の観光関係者が喜んでることだと思いますが、これまで補正予算組んで実施されていると思いますが、これまでの補正予算組んだ回数と、また実績というんですかね、執行率についてお聞かせください。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

第1弾の補助金が5億円でございました。続いて、第2弾が1億5000万円。第3弾の中でですね、先行してStay Hotel事業というのを実施いたしました。それが2億円となっております。そして現在進行しているおきなわ彩発見が3億円となっております。

以上です。

○中川京貴委員 ちょっと仕組みを教えてほしいんですけどね、これだけの補正予算を組んでやったんですが、これは委託業者に投げて、委託業者からツーリストとか、またホテルとかでやっているんですか。県が直接申込みやっているんですか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

第1弾と、Stay Hotel事業、それから

第3弾事業は、コンベンションビューローのほうを受託をして実施いたします。第2弾につきましては、小規模宿泊施設を支援する観点からオンライントラベルエージェント—OTAですね、こちらを活用させていただきました。

以上です。

○中川京貴委員 実はですね、部長。これ大変評価が高かったんですが、関係業者から言わせるとですね、やっぱり地元の企業が立替えないといけないと。この立替えがですね、2か月、3か月、4か月とは言わないんですが、その間、自分たちの立替えで大変厳しかったということがありますが、現在どうなんでしょうか。

○山川哲男観光政策課長 お答えいたします。

第3弾につきましては、第1弾の頃の支払いについての様々な苦情等、御意見ありましたので、まず着手の段階で補助金額の3割を着手金払いということで用意しております。その日付につきましては、4月5日を目途にまず3割をお支払いしまして、その後4月23日、それから最終的には精算ということで5月に全てお支払いするというところで進めてまいります。

以上です。

○中川京貴委員 これもですね、やはり使った方々からの声でもあるんですが、もうあまりにも評判がよすぎて、同じ人が2回も3回も使えと、このメニューをですね。宿泊は連チャンはできませんけども、しかしながら、ほかの人が申込みをしたら、もう予算が切れているというようなこともあるので、新しい人が申込みできる仕組みはできないんですか。

○山川哲男観光政策課長 彩発見事業につきましては、今御質問の中にありましたように、回数の制限は設けておりません。ただ、県民の皆様から様々な御意見があつて、申し込みしたんだけど売り切れていた、自分一度も利用していない、というようなことがあればですね、仮に、第4弾、第5弾とつながっていく場合には、改善点として盛り込んでいきたいなと思います。

以上です。

○中川京貴委員 ぜひですね、これもテーブルにのっけてほしいのは、これまで、1回、2回使った方々ですね、今度の当初予算でも、改めて新しい方々優先にですね、公正公平、数多くの人に利用させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山川哲男観光政策課長 そのとおり改善していきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴委員 部長、やはりですね、この文化観光部についても、限られた予算範囲内のいろいろな苦労があったと思っています、職員の皆さんもですね。その範囲内でしかできない業務だと思っていますが、しかしながら、部長中心に、その優先順位決めることは知事や副知事、部長、職員ができると思っていますんですよ、枠は決まっていますので。ただ、ぜひお願いしたいのはなかなか日の当たらない、光の当たらないところ、先ほど提案しましたとおり、これまで一度も利用したことない人たちに充てるのか、また部局内の中でも、皆さんがここ優先すべきだなというところがあったら、本当に困っているところに予算措置をしていただきたいと思います、部長いかがでしょうか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 はい。広く観光業界の方々から意見をその都度丁寧に聞きながら、そこは、委員おっしゃるように優先順位のつけ方にも目配りをしつつ取り組んでいきたいと思っています。

○中川京貴委員 もう朝からいろんな質疑がありましたけども、実は観光関係業者とですね、我々各党派、代表全員で意見交換したんですよ。やはり、もう悲鳴上がって一要するに、このコロナ禍を乗り越えてV字回復したときに、観光業者が来ても、県内業者もたないと、そのときは、もう倒産していますよと、受皿がないんですよという悲鳴がありました。ホテルももちろん、バス、タクシーもですね。ぜひ、当初予算ですね、その受皿つくっていただいて、沖縄の観光立県に取り組んでいただきたいと思います。部長いかがでしょうか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 知事もですね、本会議の答弁でも申し上げさせていただきました。今の沖縄の経済というのは、観光の回復なくしてあり得ないということもございましたので、それだけ冒頭の説明でも申し上げさせていただきましたとおり、取りあえず観光の回復というのをイの一番にですね、進めさせていただきたいというふうに思っております。

○中川京貴委員 渡久地部長、職員の皆さん、大変御苦労さまでした。

以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長 以上で、文化観光スポーツ部及び労働委員会事務局関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後4時43分休憩

午後5時6分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず、各委員から提起のありました要調査事項について、各調査事項ごとに、これを提起しようとする委員から改めてその理由を説明した後、当該要調査事項を報告することに反対の意見がありましたら各委員から御発言をお願いいたします。

なお、説明の順番につきましては、お手元に配付してあります要調査事項の順番をお願いいたします。

まず、項目1、水際対策についての提起理由について。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 よろしく申し上げます。

もう皆さん一緒に議論をしましたからあまり重ならないようにしますけれども、この安全・安心な沖縄観光受入体制構築実証事業、いわゆるTACOの事業ですね。それから旅行者検査実施支援事業、PCR検査の部分です。この2つの事業で、沖縄モデルの水際対策を充実させていくというようなことで予算の審査をしましたけれども、TACOについては262日間で252万人の皆さんが通過をしているけれども、全く機能していなかったというのが1つ。それからPCR検査については、これからもどうしても観光産業を動かしていけないといけないう中で、1日数万人が利用する那覇空港において半年間で3万5000件、1日当たり200件の希望者のPCR検査をする。やっぱりそれだけで、本当に水際対策になるのかというのは議論をしたとおり、私は大きな疑問を持っております。報道にあったとおり変異株もある一県民もやはり変異株に対する不安も非常に大きいんです。そういう中で、この令和3年度の観光産業をどう動かしていくのか、やっぱりここが、水際対策というのが非常に重要になってくる中では、やはりしっかりとこの水際対策の在り方については、トップである知事の考えも含めて、あるいは充実も含めて、議論をし直さないといけないうふうに考えておりますので、要調査事項に上げて議論を深めたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 新垣新委員。

○新垣新委員 まず、番号1番の万国津梁会議を取り下げを申し上げます。答弁、困難ということで取り下げをいたします。

2点目です、この観光危機管理体制構築支援事業については、知事にお聞きしたいと。観光業界の支援ですね。これは責めるものでなくて、本当に頑張っていたきたいと。今の観光業界が苦しみ、もがき苦しんでいる中ですね、頑張っていたきたいということで、ぜひ、やはり知事を先頭に予算獲得や様々な税の軽減措置もですね、観光業界が言うような声を直に提言もしたり、確認をしたり、激励もしたり、やってきたいもんですから、ぜひこの2点ですね、お願い。

それと、もう一点、MICEも僕、要調査事項って言いましたけど、質疑もして、ちゃんと言いましたけど。

○城間旬議会事務局政務調査課主幹 MICEに関する質疑はしていますが、MICEを要調査事項とする旨の発言はありませんでした。

○新垣新委員 じゃあ、いいです。

○西銘啓史郎委員長 島袋大委員。

○島袋大委員 私も書かれているとおりですけれども、びっくりしたのは、縦割り行政で非常に厳しい状況ってことは一般質問、代表質問の答弁でもあった中ですよ、じゃあその経験上、新年度どうするかって聞いたら一確かに新聞報道で聞いていたけれども、新設のコロナ感染症対策課をつくるみたいですよというのを、文化観光担当の課長が言うわけですよ。全くこの末端の部署にすらいっていない。もうまさしくその場しのぎで、ぱって言ったの、じゃあやりましょうねって、4月からやることかというふうに、僕今びっくりしているところです。観光ビジョンについても、このコロナ禍に対する大変問題が一与野党通して議会前でいろんな勉強会もあったはずですけども、我々も、もう既に会派室にもそうですけれども、各種団体からその質問をした後にどうなりますかねという問合せがかなりきております。ですから、明確に今回の代表質問、一般質問見ても、各議員の知事の答弁聞いてもですね、本人の意気込みが感じられないわけですよ。だから、令和3年度の新年度予算に向けての予算委員会ですから、知事、副知事に対してですね、しっかりとこの我々が責任を持って、観光関連産業を守っていく、沖縄の観光をしっかりとつくって県民の皆さん方と共に頑張るといのは、意思表示をしない限りですね、この予算委員会のまとめ方、僕は非常に厳しいと思っていますから、ここは、何やかんや言ってもですね、知事、両副知事がしっかりとした決断を持っていてくれればですね、きちんといいような形で

みんなで頑張ろうというふうになると思いますから、その辺で、要調査事項に入れていただいて、呼んでですね、その決意を確認したいということです。

○西銘啓史郎委員長 ただいま3名の委員から要調査事項についての説明をいただきました。ただいまのこの項目、おのおのについての反対の御意見はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 要調査事項、いずれも非常に何ていうのかな、必要な大事な指摘だったというふうに感じております。ただ、部長の答弁として不足はなかったし、尽くされたのかなというふうには思っておりますので、調査事項に関しては賛同しかねるということです。ただ、後で議論があるかもしれませんが、大城憲幸委員から提起のあった特記事項に関してはですね、ぜひ、ここは今あった指摘も含めて、支援の在り方、それから予算委員会等でもですね、本日ももちろんありましたけれども、補正の対応ですね、必要な補正は組むということもありましたので、ぜひ、そこは一致して特記事項については、検討、調整をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに反対の意見はありませんか。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 代表質問、一般質問の中で、答弁の中で、知事のそういう観光関連の業者の実情ですね、よく把握して認識して、そこに頑張るといふ決意を述べられていましたので、この委員会で、あえて呼んでまた聞くというのも、私はいかななものかなということで反対です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに反対の意見はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 意見なしと認めます。

以上で、要調査事項に係る提起理由の説明と反対意見の表明を終結いたします。

次に、要調査事項に係る予算特別委員会における調査の必要性及び整理等について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、要調査事項の必要性及び整理等について協議した結果、水際対策について、観光危機管理体制構築支援事業について、観光業界への支援について、マリンタウン

MICEエリアの見通しや新設のコロナ後の観光ビジョンについてを報告することで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

要調査事項につきましては休憩中に御協議いただきましたとおり報告することといたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から特記事項の取扱について説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、特記事項の提案理由について御説明をお願いします。

大城憲幸議員。

○大城憲幸委員 お疲れさまです。

今日朝から1日議論をする中で、先ほどもありましたけれども、各種団体との意見交換は我々各会派もやったところ。そういう中で、今年度の令和3年度の当初予算を見た場合に、コロナ関連対策予算の中で、経済対策というのが、この2月補正の繰越しの部分一彩発見キャンペーンが非常に人気を呈しているということではあるんだけど、やっぱり支援策としては不十分じゃないか、あるいは団体の声として、もう悲鳴のような声も聞こえているというような声が、現場の職員からもあったと思います。これについては、やはりみんなで会派を抜きにして、党派を抜きにして、支援を充実させるべきだというような意見はつけるべきかと思って特記事項として提案いたします。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ただいまの提案について、意見はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 ぜひ特記事項の提起については賛成をしたいと思います。内容について、今どのようにするかというのが調整があるのかですね—例えば、もちろん必要な支援というのを入れていくのは当然ですけれども、例えば危機管理の体制とか、先ほど島袋大委員からもありましたけれども県の体制の面も入れられるのかですね。そこは今日上がった意見は、今日どれも重要だと思っていますので、その辺り整理をして、ぜひ一致をできる項目をしっかりと全会一致で上げていきたいというふうに思います。

○西銘啓史郎委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 今提案あった特記事項、附帯決議、賛成ですね。なぜかといったら、今日朝から質疑、答弁の中においてもですね、必要に応じて彩発見は

また補正予算組んでいきたいと答弁していただきましたので、さらなる支援という言葉でやるべきだと、賛成です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに意見はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 特記事項の件が出ているので、もう1泊っていうことをおっしゃっているんで、そして特記事項に明確に長期滞在も入れたほうがいいと思います。長期滞在も含めた対策を打ったほうが、こういった、要するにワーケーションもいろいろ対策を打っているんですけど、ちゃんと実効性のあるものも含めて議論したほうがいいんじゃないかなと思っています。

○西銘啓史郎委員長 ほかに、御提案とかありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 これ出すんだったらやっぱり知事と呼んだほうがいいと思っているんだけど、これは与野党の間柄があるから分からないんだけど、経労だけ出すんじゃないくて、総務にもあるんですよ、バス協会とか路線バス関係は総務なんだよ。だから、これは各常任委員長に集まっていただいてですね、副委員長、ここは丁寧にして、各常任委員会からも、まさしくこの特記事項あるんじゃないかということ、まとめ上げて各委員会から出させるのも1つ。これを集約して全部まとめて県議会の与野党の総意として本会議場に上げるっていうのも一つの案。だから、ここはやっぱり各常任委員会の正副委員長集まっていただいて、きちんとやっぱり業界に対して、それだけ我々県議会も今議会で議論した中での意思表示というのは出すべきですから、ここはちょっと丁寧に扱ってやったほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますんで、よろしくをお願いします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、特記事項については委員長において各委員の意見をまとめた上で報告することで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

特記事項につきましては、休憩中に御協議いただきましたとおり、報告することについて御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○西銘啓史郎委員長 では、御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑、答弁の主な内容を

含む予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○西銘啓史郎委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月17日 水曜日、午前9時まで、予算特別委員のタブレットに格納することになっています。

また、予算特別委員会が調査報告書に関して、常任委員長に対し質疑を行う場合には、同日17日水曜日の午後3時まで、政務調査課に通告することとなっております。

予算特別委員の皆様は、各常任委員会の調査報告書を御確認いただき、もし各常任委員長への質疑を行う場合は、登庁の上、同日の午後3時までには通告書の提出をするよう御対応をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労様でした。

次回は、3月22日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 西 銘 啓史郎

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月12日（金曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後6時22分
場所 第4委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算（保健医療部所管分）
- 2 甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 3 甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長 末松文信君
副委員長 石原朝子さん
委員 小渡良太郎君 新垣淑豊君
仲里全孝君 照屋大河君
比嘉京子さん 瀬長美佐雄君
玉城ノブ子さん 喜友名智子さん
上原章君

説明のため出席した者の職、氏名

保健医療部長 大城玲子さん
保健衛生統括監 糸数公君
保健医療総務課長 諸見里真君
医療政策課長 宮城優君
健康長寿課長 宮里治君
地域保健課長 国吉悦子さん
地域保健課副参事 嘉数広樹君
地域保健課副参事 森近省吾君
衛生薬務課長 新城光雄君
衛生薬務課薬務室長 池間博則君
国民健康保険課長 山内昌満君
病院事業局長 我那覇仁君
病院事業統括監 大城博君
病院事業総務課長 玉城洋君
病院事業総務課医療企画監 田仲斉君

病院事業総務課 佐久本 愉君
人事労務管理室長
病院事業経営課長 古堅圭一君
北部病院長 久貝忠男君
中部病院長 玉城和光君
中部病院事務部長 吉田昌敬君
南部医療センター・
こども医療センター院長 和氣亨君
精和病院長 親富祖勝己君
宮古病院長 本永英治君
八重山病院長 篠崎裕子さん

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案、甲第20号議案、甲第21号議案の調査及び予算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、保健医療部長、病院事業局長及び各県立病院長の出席を求めています。

これより、病院事業局長より病院事業局関係予算概要説明を聴取し、予算議案を調査いたします。

それでは、病院事業局長から病院事業局関係予算議案の概要の説明を求めます。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 それでは、病院事業局所管の甲第21号議案令和3年度沖縄県病院事業会計予算（案）について、御説明申し上げます。

サイドブックに掲載されております令和3年第1回沖縄県議会（定例会）議案その1に基づいて御説明いたします。

57ページを御覧ください。

令和3年度沖縄県病院事業会計の予算につきましては、病院事業の持続的な経営の健全化を目指す予算案の作成を行うこと。各病院における患者数の動向及び経営状況を踏まえ、沖縄県立病院経営計画に掲げる3つの目標を達成する経営改善による効果を加味した予算案の作成を行うこと。現下の経営状況を踏まえ、収益向上につながる取組及び費用の縮減・効率化の取組をなお一層推進し、効率的な企業経営を実現する予算案の作成を行うことを基本方針と

し、併せて新型コロナウイルス感染症の対応に伴う影響を勘案して、予算を編成しております。

それでは、議案の概要について御説明いたします。

まず初めに、第2条の業務の予定量について、(1)の病床数は、6病院合計で2149床としております。

また(2)の年間患者延べ数は、同じく6病院合計で135万475人を見込んでおります。

(4)の主要な建設改良事業は、災害拠点病院施設整備事業となっております。

第3条の収益的収入及び支出について、病院事業収益は644億7728万円を予定しており、収益の内訳は、医業収益が517億6670万9000円、医業外収益が115億8473万5000円、特別利益が11億2583万6000円となっております。

続きまして、病院事業費用は668億8003万1000円を予定しており、費用の内訳は医業費用が647億3111万9000円、医業外費用が11億1843万1000円、特別損失が10億2048万1000円、予備費が1000万円となっております。

58ページに移りまして、第4条の資本的収入及び支出については、施設の整備と資産の購入などに係る予算で、資本的収入は44億3595万4000円を予定しており、収入の内訳は企業債が24億4920万円、他会計負担金が19億2722万9000円、他会計補助金が1662万4000円、国庫補助金が4290万円、寄附金が1000円となっております。

次に、資本的支出は62億3270万3000円で、支出の内訳は建設改良費が25億735万3000円、企業債償還金が35億2534万5000円、他会計借入金償還金が2億3000円、無形固定資産と国庫補助金返還金が、それぞれ1000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する17億9674万9000円は、損益勘定留保資金で補填することとしております。

第5条の債務負担行為は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について定めております。

第6条の企業債は、限度額を31億5300万円と定めております。

第7条の一時借入金は、限度額を70億円と定めております。

59ページに移りまして、第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の間で流用できる場合について定めております。

第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費と定めております。

第10条の他会計からの補助金は16億1478万5000円を予定しております。

第11条の棚卸資産購入限度額は、薬品及び診療材料に係る購入限度額について122億5115万9000円と定めております。

第12条の重要な資産の取得及び処分について、取得する資産は器械備品で、検体搬送システム1件、人工心肺装置1件、磁気共鳴断層撮影装置2件、電子カルテシステム1件、処分する資産で、旧八重山病院敷地1件を予定しております。

以上で、甲第21号議案令和3年度沖縄県病院事業会計予算(案)の概要説明を終わります。

御審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○末松文信委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ、番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

質疑時間の譲渡について、照屋委員から質疑時間の全てを比嘉委員に譲渡したい、それから新垣委員から質疑時間の2分を小渡委員に譲渡したいとの申出がありましたので、御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おきをお願いいたします。

それでは、これより直ちに甲第21号議案に対する質疑を行います。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 おはようございます。

各病院の院長先生をはじめ、御参加ありがとうございます。この1年余り、県立病院におかれましては未曾有のコロナウイルス感染症との戦いの日々であったと推察をいたします。去る2月議会では多くの議員が質疑の冒頭、医療現場の皆様への感謝と敬意を表しておりました。私からも感謝申し上げます。今後、県がなすべきことは県民の命を守る最前線の県立病院の実態を調査し、その時々県の対策がどうであったか検証しなければなりません。そのためにも、今日直接、医療現場でのこの1年余の状況をお聞きする機会がありますことは我々にとって貴重な時間となります。今後の感染症対策に生かしていきたいと考えております。

では、各病院長にお聞きいたします。場合によっては、事務局長でも可能です。では1番目に、この1年余にそれぞれの医療現場でどのような状況があったのか、主になることを第1波、2波、3波と思い起こされて、医療関係者の様子など病院の状況等お話をいただければと思います。よろしく願いいたします。じゃ、北部病院からいきましょうか。

○久貝忠男北部病院長 北部病院は1波、2波、3波として対応しましたが、一番きつかったのは第3波、12月から1月にかけてです。トータルで、北部病院で診た外来も含めたコロナの陽性患者は約400人。そして、実際入院した患者さんは3分1の150人です。12月から1月のあたりは人工器呼吸器患者も増えてきていました。それに関して、ほかの病院等はちょっと僕は分かりませんが、担当するドクターは総合診療科のドクターが担当して、主に2人でこの患者さんを外来から入院まで、退院まで診ていたということです。そして、その間にその担当したICTのドクターなんか時間外がやっぱり増えていると。それに関しては、手厚く保護しております。

一番僕らの中でよかったなということは、院内発生がなかったという。実際、看護師が2名発生して、その患者さんを、看護師さんからすぐ入院患者を濃厚接触者として検査をして、感染を防げたと。そして、2人目の看護師さんは地域包括ケア病棟という病棟の看護師さんでしたが、一旦退院した患者さんがいたので、それを紹介先の病院から引き取って再入院させて、それをずっと管理していたと。それでも院内で大きな感染はありませんでした。

こういう状況でかなり職員も一生懸命頑張ってくれたんですが、その中でちょっと1人、一生懸命頑張った総合診療科のドクターのコメントを紹介させていただきます。このドクターは9年目になりますけど、コロナの診療でとてもつらかったとおっしゃっていました。しかし、彼自身が総合診療科、地域診療科を目指しているドクターで、今回のコロナで近隣のクリニック、保健所、高齢者施設と連携が取れて、本当に勉強になったと。自分自身としては、今回は非常にかげがえのない経験ができた。そういうふうにおっしゃっていました。コロナで大変な思いをしたんですけど、そういう得るものもあったということをご紹介させていただきます。

以上です。

○玉城和光中部病院長 よろしく申し上げます。

中部病院も最初からかなり重症を受け取る重点拠点病院としてやってきましたけれども、やっぱり前線になって闘っているというか、主に診てくれている人たちというグループがいてですね、まず1つは4人の感染症科医、あと救急のドクターたち、あと内科のいわゆる総合内科の中のメディカルチームとあって、そこの人たちがいわゆるレッドゾーンとかそういった患者のケアを彼らが担っているわけです。そして、彼らは24時間365日、例えば外科系の方々が発熱とかいろんなもので救急とか来るときとかで、いわゆる夜中とか来る人たちに、いわゆるほかの科が安心して対応できるようにするために、彼らが手術とかそこに専念できるようにするために夜中も常にオンコールの体制をしいて、それぞれが24時間365日対応できるようにして、もし外傷の人たちが来てコロナの疑いがあればすぐに呼ばれていつでも夜中でもついて一緒になって診て、そして対応とかのやり方を指導してあげて、そして彼らを守っているわけです。結局外科系の手術の日にできるとか、24時間そうやって診れるというのは彼らの守りがあるから、いわゆるサポートがあるからできると言っています。彼らからも、ぜひともいつもそばにいてくれと。こういう夜中とかいつでも対応できるようにしてくれという依頼があったということもあって、彼らを常につけているわけです。そして24時間、今のようにならなくても外科と一緒に診て対応して、いわゆるこれが院内の感染が起こらないような予防もできているということになっています。

そして、彼らはもちろんこういう形でやっていくと時間外も出るんですけども、またいろんな方面でもやっているわけです。例えば施設のほうに行っ

たり、あとは離島の宮古・八重山にも行ったり、特に宮古・八重山には看護師10人、ドクターも10人以上、事務方も一緒に行って向こうのサポートをしたり、八重山とかも同様です。そして、近隣ではうるま記念病院とかの当直も交代交代で、いつも行っているという形でやっています。そして、向こうの感染対策の当然中心的なものをずっと担っていると。

結局この彼ら、限られた感染症科医、そして救急医、そして総合内科医、彼らがコロナを担当することで他科が一当院はコロナだけ診るというわけではないので、ほかの重症も全て3次の最後のとりでは当院ですので、そこに全部診れるようにするために、逆に言うと彼らをサポートしているわけですね。ほかの人たちをサポートして、その救急医療を守るように彼らは働き、外科医が思う存分活躍できる場をつくっている。だから、救急の断りなく重症もいつでも受けられる体制を取っているということなんです。

これに関しては各科からも意見聴取しましたがけれども、相当助かっていると。いつでも夜中でも毎日すぐ来てくれるわけですね。そして、この3科は忙しい場合には互いにカバーし合って、それぞれこれを対応しているわけです。感染症科が忙しいときはメディカルチームの人が夜中でも来て対応したりとか、そういう形でずっと彼らはやっているわけです。彼らはもう、いわゆる僕はこれを業務命令としてできるのかと言ったらこうやったわけですけど、彼らは使命感でもっていろんなことをこうやってやってくれているわけです。オンコール体制も使命感でいて、24時間外科、他科の人たちに対応するというのをずっとやってくれています。もちろんこれは今もずっとやっているわけです。

そして、当然のことながらコロナに関してはいろんな相談も電話とかも受けます。これに関しても、例えばいろんな県庁のほうから、僕たちももちろん自分たちでこれは対応していますけど、保健所あるいは県の本部からもいろんな相談が全て常に入ってくるんですけれども、多いときでは70件以上。こういう形でやると、これで対応するだけで1日が終わってしまうんですよね。それらも交代交代で常に24時間ずっと対応しているというのも、これも彼らの使命感でもってやっているという感じなんです。そういう状況が今もずっと続いているということです。

あともちろん、県の本部のサポート、そして専門家委員会、そして高山先生をはじめとする人たちや厚労省のサポート、そしていわゆるこっこの本部の

サポート、厚労省の疫学調査班とやって、その沖縄県のデータを分析して、当然知事とか含めて全部に情報提供してくれたり、あとはそういったテレビとか、そのほかのいろんなところの対応とかも含めて彼らがこうやってやっているというのが現実です。

この限られた人たちでありますけれども、この人たちが病院を他科も全部守ってくれていると。そして、他科の人たちが力を発揮できるような体制をつくるということを彼らがずっとやってくれているということが一番中部病院がやっているということではないでしょうか。それがあってこそ、離島とか他施設の応援ができていますと僕は思っております。

以上です。

○和氣亨南部医療センター・子ども医療センター院長 原稿を用意しましたので、読み上げさせていただきます。

御質問に対するお答えですが、2月の県内最初の患者の発生から第1波が始まりまして、そのときに私たちが担当しました。そして、5月の末にこの第1波が終息するまでに医療センターでは確定患者25人と疑い患者98人が入院しました。そのうち、お二人は亡くなっております。このときというのは誰も経験したことのない未知の感染症に対する恐怖であったり、精神的なストレス、それに加えて全国的な物資不足。それをどうやって確保するかが大きな課題となりました。そのときには多くの県民の方々が本当に物心両面から病院を支えてくれたことを今思い出します。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

そして、7月から第2波が始まりましたけれども、このときには南部医療センターは主に中等症以上のコロナの患者を診察するという役割を担いました。軽症の患者さんはそのほかの重点医療機関に委ねるという役割分担が行われましたので、南部医療センターがコロナ患者であふれるということはありませんでした。それでも8月のピークのときには、疑いと確定の患者合わせて最大で1日33人の患者が入院していました。このときの課題は、部屋は空いていてもその患者さんを担当する看護師が足りないという人員不足でした。全国知事会を通じた全国各地からの応援看護師の協力を得て、やっとこの8月を乗り越えた次第です。大変感謝しています。

9月になって一旦患者さんは減少しましたけれども、完全に終息することはないまま第3波へと続き、増減を繰り返しながら今日に至っています。

第2波、第3波合わせて、今日までに私どもでは

確定患者189人、疑い患者69人が入院し、うち8人が亡くられました。

病院での対応ですけれども、コロナの患者さんを受け入れるために当院では6階の東病棟48床ありますが、この一部を感染症専用の病棟としました。廊下の途中に仕切り、隔壁を設けて一般患者とコロナ患者と2区画に分け、流行の拡大縮小に応じてこの隔壁を位置を移動することで柔軟にベッド数の確保を行っています。一般の外来においては、患者さんが密にならないように診察の期間を延ばすとか、可能なら近隣のクリニックへ紹介して移ってもらう、あるいは電話診療を導入して病院に来なくても診察が受けられるような仕組みをつくりました。救急センターにおいては、時間外に受診する患者さんが大幅に減っています。ただし、重症者とか救急車の受入件数は昨年までとほぼ変わりませんので、これは恐らく県民の救急室の利用の仕方に行動変容が起こってきているものだと思います。つまり、軽い患者さん、明日まで待てる患者さんはわざわざ夜中に救急には来ないで待っていただけているということだと思います。

第1波のときには、この先どうなっていくのか分からない不安がありましたので予定手術や検査を全て延期して、外科の病棟を完全に閉鎖して、そこにいた人員を感染症病棟や救急外来へ再配置をしました。でも、第2波以降はこのときの経験に基づいて、全部を閉鎖するのではなく外科の一部を部分的に休止するにとどめて、手術の制限は絶対しないというのが病院の方針となりました。この第1波で診療を縮小した結果、実は病院は大きな収益減を生じてしまいました。これに学んで第2波以降はコロナも診る、コロナ以外もしっかり診るという診療を行っています。9月以降の手術件数は前年度同月とほぼ同数となっています。

コロナ渦にあっても地域医療、高度医療の提供のほか、県立病院が担う政策医療、すなわち救急医療、小児周産期医療、精神身体合併症対応、それから離島支援などは途絶えることなく提供ができております。特に昨年12月に開設しました脳卒中センターでは、超急性期の脳卒中患者を県内全域から受け入れています。また、心臓血管外科は一昨年度に開設したドクターカーを利用して、患者がいる現場まで迎えに行き連れてくるという対応を今もしています。

あと課題となったのは、慣れない感染症への対応で職員の精神的なストレスが大きかったことですが、これに対しては病院内の精神科が院内に相談窓口を

設けて対応に当たってくれたほか、産業カウンセラー協会の電話相談窓口だとか、現在は保健医療部の精神保健福祉センターが提供しているところの電話相談室が対応してくれています。

病院が経てきた第1波、第2波、第3波についての概要をお伝えしました。

以上です。

○本永英治宮古病院長 まず、第1波が昨年2月から6月までということで、我々は相当警戒して準備していました。宮古島市の夜間休日診療所を借り受けて、発熱特殊外来に変えて、その夜間休日診療所は病院内にありますので入り口が別ということで、病院の中の水際対策として発熱特殊外来を設置して待ち構えてはいました。結局は4月から6月までは患者発生はなかったんですけど、疑いの症例が出まして、小児の数か月の子が急性呼吸不全になって、一応コロナ疑いで南部医療センターに自衛隊ヘリで搬送したりしています。それから、患者発生はなかったけれども疑いで経過観察した方たちがたくさんいます、旅行者も含めて。

それから、第2波は7月の終わりから11月の5か月間で110名の入院患者を診ております。そのときには、実は病院内の職員も5名ほど発生しまして非常に危機的状況に追い込まれて、診療制限も行いました。そのときには院内にPCR検査機器がちょうど導入されていたので、早めに検査を行ってその日のうちに結果を出してですね、陽性者を隔離したり休ませたりして対応して、うまく院内の患者にうつることもなくうまく切り抜けました。そういうことで、我々は発熱特殊外来を設けて、それから院内検査体制を整えて、それからドライブスルーも院内の駐車場をうまく利用して、屋根つきで2グループに分けてドライブスルーができる体制も出来上がっていて、我々のスタッフとしては万全の対策を取ったつもりでいました。

それで12月からまた患者が増えだして、12月、1月、2月と3か月で約189名の患者が入院しています。これは5か月で112名した2波とは違って、3波は3か月で189名。それに1月が患者発生が276名。小さな宮古島で276名の患者が出て、これは東京の5倍くらいにも達しました。そういう形で、我々はすぐ対応できると思っていたんですけども、だんだん追い込まれていって、1月19日にはコロナの患者が入院する病棟が5西なんですけれども、ここはもともと36床取ってあったんですけども、これも全部患者が埋まりましてだんだん追い込まれてい

くんですけれども、その追い込まれる前に1月19日に4階西病棟41床ありますけれども、そこを20床に減らして、そこで浮いた看護師は5西の看護に回しました。それから1月の26日ですね、どんどんまたそれから患者が増えていきまして、40床用意していたのがもう入らなくなって、今度は50床に増えました。これが1月21日頃ですね。50床に増えたんですけど、それを上回る患者が発生しまして、結局マックス56名の患者を収容しました。そこは47床の病床なのに56名の患者をそこに入れたということにもなります。それでは追いつかないので、今度は5東の整形外科の病棟を12床余分につくって、トータル61床として、これは1月26日以降ですかね。そうやって危機的状況でしたので、1月26日には記者会見して、一般外来を閉めて、そこでまた浮いた看護師を5西病棟へ充てるという対策をしました。

そういうこと以外に予定の手術を延期したり、そういうこともしたりやったんですけれども、救急室を止めるとか、それからがんの患者の治療を止めるとかそういうことはしませんでした。あと透析の治療もやっていたし、外来も全部閉めたというふうに先ほど言いましたけれども、症状のある人はまた来てもらってちゃんと対応するよということによって全部対応してましたので、2週間一般外来を閉鎖したというのはいまだかつてないことでした。

2波は先に1名重症の患者が出まして、浦添のほうに自衛隊ヘリで運んでいます。それから3波は3名の重症患者が出まして、これもヘリの輸送で3名の方は運んでいて、このヘリ輸送で運んだ方たちは全員が70前後の方たちでしたけれども、全員返還しています。回復して戻ってきています。そういうことで、あと2波のときに1名の患者が、高齢者が死亡して、3波のときにはトータル10名の方が亡くなっておられます。

我々が一番苦しかったのは、1月の途中から一つの施設じゃなくて多施設の高齢者施設で患者が出まして、これが毎日のように5名とか6名陽性者が出てくる中で、我々の病棟がそんなに患者を受け入れられるほど余裕がなくてですね、結局我々も40床を超えていましたので、ここの高齢者施設を我々がまた診ていくということですね。ニーズがありましたので、我々の看護師と医師も派遣して診て行って、両方診るのも限界だったので外部に応援を頼んだんですね。これは1月27日で、1月31日から自衛隊が来られて、それからちょっと前に県本部からもDMATが来たりですね、いろんな施設からの看護師の

応援とか多くの応援をいただいて何とか切り抜けて、特に救急制限しなかったということと、院内の患者に感染が広がらなかったというのは我々の一番よかった点だと思っております。大体こんな形です。

○篠崎裕子八重山病院長 八重山地区においての新型コロナウイルス感染の状況としては、合計269名の感染者が出ました。そのうち八重山病院に入院したのは178名です。それ以外にホテル療養、あと自宅という形で対応してきました。

八重山は本島よりも遅れて4月の11日に初めての患者が発生しました。その当時は、当院としては感染症病床の3床、それ以外に結核病床の6床を対応してコロナの治療に当たるといふふうに決めていましたけれども、まずその理由としては、やはり当院が八重山唯一の地域の中核病院であるために救急とか周産期、精神、小児科、あと透析の患者さんの対応というのは止められずに、そちらのほうを同時に行いながらコロナに対応していかなければならないということがあったためにですね、やはりコロナに対応する職員、コロナに全く関わらない職員というふうに切り分けましたので、その辺のコロナを対応する職員、特に医師は10名程度しかいなかったです。その先生たちが当番をしてコロナの対応に当たっていただきました。

5月の連休までの1波に関してはそんなに患者さんがいなくて、どうにか当院が最初想定していた病床で対応できたと思っています。

2波の頃ですね、7月から入ったときに、やはり連休とかで県外から訪れた方からのコロナの発生が広がり、八重山初のクラスターが起きてしまいました。そういう若い方たちばかりでしたので、どうにか当院のコロナ病床以外にまた療養型のホテルのほうでも対応していただいて、どうにかコロナの治療ができたと思います。その後、8月にこのクラスターの1人が西表に行かれて、そこでまた西表の西部地区のほうでコロナの発生が起きてしまいました。最終的に、八重山地域から石垣のほうに来れないということで、当院の医師と保健所、あと竹富町の町役場と協力して集団PCR検査を行うということで、隔週で検査を行うことをやりましたので、最終的に家庭内感染とかを含んだら17名のコロナ陽性者が西表のほうでも発生し、この発生した陽性者に関しては海上保安庁の巡視船に依頼して、患者を隔離しながら八重山病院まで運んで当院に収容したというような経験もしております。

その後は、またホテルのクラスターが発生しまし

て、その中ではほぼ全て外人さんであったために外国国籍の人で日本語がしゃべれない、そういうふうな外国人の方たちのコロナ患者も私たちは診ていました。そのときにやはり言葉の壁がありましたけれども、タブレットとかの翻訳機を駆使してどうにかこの患者の対応に当たることができました。

そうこうしていくうちに、また10月に介護を必要とするコロナ陽性者が出てまいりました。これはその当時、沖縄県で一番大きな病院クラスターとして最終的に55名の陽性者を出した介護施設のクラスターだったんですけれども、それに対しては当院としては全てを受け入れるとは最初言いましたけれども、なかなか当院の病床としてのキャパもなく、あとやはり介護を必要とするコロナ患者の治療等だけじゃなくて介護的な部分もかなり大変で、それに対してうちの看護師さんたちの疲弊がひどかったかなと思います。そのときには厚労省のクラスター対策班からの応援とか、ほかの県立病院から支援をいただいでどうにかこのクラスターを抑え込んで、ゾーニングとかもやりながらこれに対応していったと思います。

今後は、八重山地区の特徴なんですけれども、小さな島がある中で与那国町からもまた初の患者が出たために、やはり最初の頃は病院のクラスターと同時期でしたので、1人目は受け入れられないということで本島のほうに送ってもらった経緯があります。その後2人目以降は当院まで海上保安庁のヘリで運んでいただいて、当院で収容して治療に当たったということがあります。

このような形で、やはり離島でのハンディキャップとしていろいろ限られた資源の中でコロナに当たるというには、やはりいろいろな私たちの医療が制限しなきゃいけなかったり、人が少ないために職員に過重労働を強いたことはとても反省はしていますけれども、どうにかみんなの使命感で乗り越えていけたかなと思います。

年末から1月にかけても、また帰省された方たちの接触で地元の人にコロナの陽性者が出ましたけれども、そのときはかなり重症者が出てしましまして、当院のHCUで2人のレスピレーターケアの重症者が出ました。そうこうしているうちにまた1人重症者が出てしまいましたので、ちょっと3名の対応はできないということで、直ちにこれは自衛隊のヘリで当院から浦添総合のほうにお願いして搬送して、そちらのほうで診ていただくということとかも行ってあります。

このような形で当院はどうにかコロナに対応できたと思っております。

以上です。

○親富祖勝己精和病院長 精和病院は、御存じのとおり県立病院の中で唯一の精神科病院で単科です。精和病院は今回ですね、まだ続いていますけれども、コロナ対応、それからコロナ陽性患者、この方たちは精神疾患をもう既に有している方たちを受け入れるということで、今回この1年近く新型コロナに関して関わり続けたんですけれども、その中でコロナ対応、それからコロナ陽性患者の受入れを通して職員が一致団結し、職員自身も成長し、精和病院自体も成長したのではないかというふうに考えております。

時系列で御説明しますと、令和2年の2月から4月の間は精神疾患を伴う新型コロナ陽性者の入院依頼がなかったため、事実上コロナ陽性患者さんの受入れというのはなかったです。その間、精和病院として準備したのは、精和病院の精神科病棟の一角に結核ユニットというのがございまして、そちらは結核という感染症に対応できる個室があるんですね。それで新型コロナの陽性患者さんに対してはいつでも対応するというような体制でいました。しかし、従来の古い結核病床なので、なかなかアメニティーの面で不十分で、トイレが和式であったりして、高齢者の方たちにはちょっと難しいだろうということで、その間、洋式のトイレに変更したりですね、そういった対策を行ってきました。

5月からは、結核ユニットにある個室の中に室内モニターカメラを設置して、遠隔で面接や精神症状、それから新型コロナ感染症の症状を観察できるように整備をしています。いつでも受入体制ができるようになったということです。

それから、9月からはコロナ陽性患者のための個室をさらに4室追加整備して、計6床として現在に至っています。

今年に入ってからですけれども、県内の複数の精神科病院でクラスターが発生してしまいました。基本的に院内でのクラスター発生時はゾーニングで対応しなければいけないんですけれども、そのゾーニングというのは感染者のいるレッドゾーン、それから感染のおそれのない安全なゾーンはグリーンゾーン、中間をイエローゾーンと言うんですけれども、そのクラスター発生病院のゾーニングの支援ということですね。そちらのクラスター発生があった病院の入院患者さんを精和病院で多数受け入れるという

ことがありました。令和2年8月頃から今日まで、精和病院では約29名のコロナ患者さんを受け入れています。

以上です。

○比嘉京子委員 各病院のそれぞれの違い、設置場所に応じてといいたいでしょうか、今多くの院長先生から現場の状況等が伝わってまいりましたけれども、改めて各病院が例えば特出して取り組んだこと、これまでの病院の在り方とは違って取り組んだことがありましたら、加えていただきたいと思えます。じゃ今回は八重山病院からお願いしましょう。

○篠崎裕子八重山病院長 お答えします。

八重山病院では、コロナの患者に対応するために、やっぱり看護師が当院では10対1の体制しかありませんでしたので、コロナはやはり手がかかったりとかかすということで、看護師を確保するために外科病棟を閉じるというような形を取りました。そのために外科の手術、予定手術ですけれども、あと検査、延期できるものは延期していただくという形を取って、看護師をその病棟に集中的に集めてコロナの対応をしたということはありません。

それと、患者さんの中にはコロナを診ている病院だから受診するのはちょっと控えたいという方もいましたので、そういう方には電話のほうを主治医からかけて電話診療という形での対応をしてきました。

以上です。

○親富祖勝己精和病院長 精和病院の取り組んだことを時系列でもう一度述べさせていただきたいと思えます。去年の2月から4月にかけては、精神科デイケア、それから入院患者さんの作業療法を制限せざるを得なかったということがあります。これはクラスター発生の予防ということでそういう対策を取りました。それから、外来の患者さんへは内服薬を長期処方して、時間予約制を導入して患者同士の外来での待合室での密を避けるように工夫をしています。精神科多職種訪問看護に関しては、精神的に特に状態のよくない患者さんを中心的に実施してきました。

感染症対策のために使用するマスクや医療用ガウン等が本当に品薄であったため、院内で手作りをして対応していた状況でした。それから、手指衛生や清掃、換気を徹底し、来院者は玄関先で体温測定を行うなど、院内で新型コロナウイルスを持ち込まないよう対策を徹底していました。

それから、精神科疾患を有する陽性患者さんを受け入れるのに必要な看護師の確保のため、精和病院

に入院中の患者さんを近隣の精神科病院への転院を促進し、1つの病棟を完全に休床にして、その1看護単位を丸ごとコロナ病棟のほうに転換しました。5月以降は、デイケアや作業療法の全てを、中止ではなくプログラムの変更を行うなどの工夫で乗り切るようにしました。

それから、結核ユニットを備えた病棟の個室を陽性者受入病床としてアメニティーも含めて完全に整えて、本格的な受入れ開始をしています。それから、12月から今年の2月にかけて受入病棟をさらに改修して、全ての個室を陰圧室に改修することができるようになり、それからさらに療養アメニティーが改善されるよう備品を整え、陽性患者さんを受け入れているという状態です。現在、1名の方が精和病院では入院中の方がいます。

以上です。

○本永英治宮古病院長 最初にお話ししたことと重なるんですけれども、第1波は発熱特殊外来を宮古島市夜間休日診療所から借りて運用したということです。それから、その前に我々の救急室に陰圧診療室をつくって、救急にも発熱の患者が来るので、重症の患者が来るので、そこで診療できる体制を整えました。

それから4月からは外来の電話診療というのを一応つくって、なるべく外来に発熱患者を来させないようにするとか、なるべく外来は密にしないような対策を整えています。玄関の入り口には熱を測って、熱のある患者は発熱外来に回すとかそういう対策をしていました。それから、面会制限も4月からかけていました。そういうことで、我々の病院の水際対策としては万全にやってきました。

第2波に入りましては、患者がいよいよ出ましたので、我々は南部医療センターと中部病院から感染症対策チームだけではこれは賄えないということを知っていましたので、災害と捉えて7月からは我々の医師も含めて看護部も含めていろんな部門の長も含めて災害対策本部というのを立ち上げて、職員全員で新型コロナに対策するというを行いました。ほとんど毎日のように会議して情報共有化していくということをしてきました。

そうした中で、10月にはPCRの機器を院内に2つそろえることができました。それで10月の後半からは、特別なことがない限りはこの機械を使ってクラスターが発生したようなものとか、学校現場で患者が出たとか、そういう場合にはその機械を使って早めにキャッチして囲っていくという方法を取りまし

た。

それから、BCPといって事業継続計画というのがあるんですけども、災害のときのこういうふうな場面になったらどうするかというのをシミュレーションしていくのを各部署で考えて、例えば透析患者がコロナにかかったらどうするかということで、対策として我々が診ている透析患者を市内の透析のできる医院に紹介して、我々は透析の患者のコロナを診ていく体制、そういうのを全部シミュレーションして、婦人科とか小児科とか各科のシミュレーション計画をしていました。

先ほど申しましたように、院内体制とドライブスルーの体制は院内で出来上がりましたので、ほぼ早めに検査して囲っていくという体制は出来上がっていたので、大体20名そこそこだったら宮古病院は恐らく大丈夫だろうなど見ていたんですけども、1月になってからは予想を上回る数が出てきたときに大変だということが分かったということになります。

対策としてはこんな形で院内対策と外来の電話診療対策、そういったことをしてきました。あと今後の対策というのは、また後でお話しできればいいかなと思います。

○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院長 病院がコロナ対策として取った仕組み、それから物に分けてお話をさせていただきます。

まず仕組みに関しては、当然ほかの病院と同じですけども、マニュアルを整備して感染症に対する立ち向かい方を職員に周知したことがありますが、これについては割愛させていただきます。当院独自のものとしましては、そのマニュアルに織り込んでいるんですが、病院独自の医療フェーズというのを決めて対応を決めてきました。これは県が定めている医療フェーズとはまた別に南部医療センターで患者さんが何人になったらフェーズA、フェーズ1、フェーズ2、フェーズ3という独自のフェーズで、そのフェーズに応じて、先ほども言った病棟のフォーメーションをフォーメーションA、B、Cというふうに一実はベッド数を患者さんが少ないときには8床をコロナに当てるためのフォーメーションA、最大の全ての病棟を与えるのがフォーメーションC、そのフェーズごとに病棟をどういう形に変形するかというふうな、自分たちでの取決めを決めて対応をしていったということがほかの病院とちょっと違うかなというところです。

物については、新型コロナウイルス感染症研究包括支援事業というので国からの補助をいただくこと

ができていますので、第1次補正予算のときにPCRの検査機器と不足していた人工呼吸器をそろえることができました。私どもの病院は、この4月で開設から15年目を迎えますので、開設当初に整備した備品が幾つか老朽化していますので、この機会にこの補助金をうまく利用することで十分な人工呼吸器、あるいはPCR、あとECMOの機械もそうですね、そろえることができています。

それから、第2次補正予算においても超音波の診断機器であったり血液浄化装置、透析の機械とかをそろえることができて、物品については随分補充をさせていただくことができました。その一つとして、感染症患者をとにかく院内へ入れたくはないので、病院の敷地内、駐車場の一角にプレハブの発熱外来診察室というのを建設することもできました。実際の運用は今月始まったばかりなんですけれども、これからこれも活用していきたいと思います。

医療センターが独自に取り組んだものでいいですと、こういったことになるかと思っています。

以上です。

○玉城和光中部病院長 思いつくもの、ちょっとメモを取っていろいろやっておりますので、これは一つ一つが結構重くて大変ではあったんですけども、思いつく限りのものを言ってみたくと思います。

まずは、全職員対象の院内感染対策指導の実施です。全ての部署、職種別、委託企業含めて全部で複数回です。マニュアルはもちろん整備しているんですけども、実際に指導を繰り返し行うということをやっと今もやり続けております。これが一番感染症科の先生方を中心にやっただいて、これを繰り返す、これは相当大変なことなんですよね。これが恐らく院内クラスター化を防げたという一番の理由じゃないかなと自分は考えております。

あとはドライブスルーのPCR検査、特に行政検査を中心として整備して運用を始めたことです。一番多いときでも70人超えとか、そういうこともありますけれども、ここで活躍したのが全科、いわゆる検査科、事務、そして看護師、ドクタードクターは研修医も含めてですね。特に研修医は離島のほうにも行けますので、特に着脱とかこういう手技を含めて全部できるようにということで、全員が少なくとも2回以上経験するように、そして必ず指導も入れてここの場でやれるようにしたということ、これは今も続けております。

あとは院内コロナ本部対策を設置して、全て災害モードで対応したということです。ピーク時はもち

ろん当然毎日ように行っていましたけれども、フェーズ3以下になったところで大体週に2回という形で、ここで全て決定されて指示が行われるという形で、ここで指揮命令系統を全部コントロールしてやって、これも今もずっとやり続けております。

あとは遺体袋とか消耗品等の緊急発注作業です。これは価格高騰が続いて個別で吟味しないといけなくて、これが結構大変な作業で、これは今も闘いですね。これもずっと今もやり続けております。

あと見舞者患者制限とともに玄関にて検温、問診実施、ライン制限とかをかけるということ。これはもう総当たり戦です。僕も数回やっていますし、秘書も含めて全員がローテーションして組んでおります。

あとICUの患者さん、一番ピーク時で6人、7人マックスでいましたけれども、挿管されている人たちもいましたけれども、これの体位変換が大変なんです。いわゆる伏臥位にするという、テレビで見たことはあると思うんですけど、これを伏臥位にするというのは1人をやるのに6人くらいかかるんです。これを朝、夕方やらないといけないんですけど、これも研修医、リハビリ、いわゆる看護師にこれをやると相当負担なので、リハビリ、研修医、あとその他のボランティアの人たちを積んで6人を毎日ローテーションでいる限りずっとやっているということ、これも出ればやっています。

そして、もちろんピーク時は予定手術数を制限して外来も制限しましたけれども、やっぱり重症患者とかを受けるためにはここを回す—先ほどみんなやっている、レッドゾーンとかその前線でやっている人たちのサポートがあるから、手術、外来も全てフルで救急も止めることなくできているということですね。

そして、ICUのCOVID専用化にも一時期しております。特に6人、7人いるときはそういうふうになりました。6階の東病棟、40床全部今COVID化しております。フェーズに合わせてこれをやっております。

あと一般病棟はHCUの運用化、特にまたコロナ病棟も1人、4対1以上かけるので、HCUと同じやり方を対応してやっております。なかなかイメージは湧かないと思うんですけど、これはPPEをやってN95のマスクをやって患者さんを診て、たんを取ったりとかやるということをやると、もう20分もやると汗だくだくだなんです。頑張っても2時間くらい、僕も経験しましたが、これは相当大変

なことなんです。ですので、4対1以上の人たちを配置するために、僕たちは78床病床を休ませて、これ空床補償以外ですよ。それを休ませて看護師を充てているということなんです。

あと、N95のマスクが1000枚と逼迫して、もう1週間分も足りないという形になったときに、自分たちで交渉して中国製品の取得ルートを開発したりとか、そういうもので奔走しております。特に事務方の備品の方々には、もう本当に僕は感謝しております。

あと、感染症関連の消耗品の備蓄倉庫を院外に確保、これも交渉を常にやっております。院内で蓄えられないんですよ。

あと、ディスポエプロンの欠品が出て、急遽布エプロンの作成、購入臨時対応の運用もやっております。ホテルからも幾つか逆に御好意をいただいて使わせていただきました。あと大量使用アルコール類も備蓄が必要になって、これも域内分を整備しました。この備蓄用のアルコールに関しては、OISTからもかなり協力をいただいております。

感染者数の増減に合わせた病床運用は先ほど言ったとおり、そういうことですね。病床を空床させて、特にHCUは8床のうち半分の4床にして、その人たちをICUに回したということがあります。これは今もやっております。

あとは対応スタッフのホテルの宿泊です。うちへ帰れないという職員がいますので、ホテルのミスター金城をお借りして、ここのほうに配置したということなんです。

あとは高山医師によって県の軽症者ホテルの確保、特に東横インとかというのは高山先生にもう実際動いてもらって確保してもらったと。当院もマックス時には34人、ICU6人、挿管6人でどんどん入ってくるので、軽症者をどのようにして出すかというのがかなり問題で、これももう高山先生にお願いして実際に動いてもらってホテルを確保しないと病棟が回せないということでやってもらったことがあります。

あと、県民よりたくさんのお礼とか激励とか物品とかが届いて本当にありがたかったですけど、このまた返事、返送、お礼とかをやるのも、これなかなか大変ではありました。うれしい悲鳴ではありましたが。

あとはOCAS、G-MIS、HER-SYSへの入力担当、結構この書類も大変でして、これも雇用して担当者を採用しております。

あと、感染症医師のテレビ、マスコミへの取材対

応、これは今もずっと続けておりますし、あと県の各種新型コロナ関連の会議へも積極的に行っております。あと県コロナ本部、救急の部長、毎週行っております。

あと、地域診療科と在宅への訪問診療、そして状況確認ですね。コロナ後の人たちも全部状況確認しております。

あと、クラスター発生施設、中部地区では毎週のように2施設、3施設、当院からチームを組んで行って向こうのゾーニング、PCRの検査、多いときで40人から50人これをやって、いわゆるクラスターを抑えるという形でこれを今もずっと続けております。

あと、中部地区福祉施設、教育施設、団体への感染症の指導も繰り返し感染症科を中心にして、あと総合内科の方を中心に今も指導にまいっております。

あと、保健所、地区医師会との対策対応協議、専門家としての発言と、あと運用の調整もずっと積極的に行っております。

あと、病棟のほうには母子家庭の人で、お母さんが入院してしまったというときに子供を見る方がいないという方が結構出たんですね。それで、この子供たちをお母さんと一緒に過ごさせるために病棟で収容してお世話をしたというのも結構やっております。

あと、妊婦さんに関しても当院は総合周産期センターですので、妊婦のお産とかもコロナ関連は全て当院に集まりますので、その中で数例の帝王切も実際に行われております。

あと、保健所とか地区医師会との対応協議、専門家たちとの運用の中でのスキームな作成、たたき台、マニュアル作成、このたたき台とかマニュアル、全て感染症科医が中心になってつくってやっているということです。これは今も常にずっとやっておるということです。

あと、八重山地区、宮古地区のクラスター発生時の対応ですね。これに派遣した延べ人数は20人を超えておりますので、特に看護師は10人以上、医師も事務方も含めて結構20人以上の方々が行っております。これは先ほど宮古、八重山から報告があったとおりでございます。

あと、中部地区医療者へのワクチン接種のスキームの作成とか、これも今当院が中心となって行っております。ワクチン接種時のスキームの作成も今も行っております。あと、妊婦ワクチンの接種に対応するのも、これも当院の産婦人科が中心となって今やっているということです。

思いつくだけでもこれだけあるということなんです。こういう形で結構それぞれが重い役割なんですけれども、こういう形ですと彼らはやっていると。むしろ彼らはこういった形は、もうある意味では僕の業務命令を超えて使命感でやっているということで、だからこそ、そういう形で地域が守られていると思っておりますので、何とかこうやって使命感のみで頑張るねと言えるのは僕ももう限界かなと思うぐらい、これだけのものを無理して頑張っているわけですので、何とか報いてあげたいなどは心から思っております。

以上です。

○久貝忠男北部病院長 簡潔に報告いたします。

うちの病院でまず取り組んだのは、大きく2つです。

まず1つは、とにかく全病院でやると。チームで動く、組織で動く。当然前線で診るドクターがいるわけですから、それを後方で支える、検査にしろトリアージにしろそういうふうにするんだということで、頻回に会議を開いてやりました。

そして2番目が、院内のクラスター、院外のクラスターを防ぐんだと。先ほど院内のクラスターはお話したとおりです。院外に関しては、当院は非常に特殊だと思いますが、陽性者外来というのをつくりました。どういうことかといいますと、通常は陽性者が出ますと、県のコールセンターから患者さんにどこそこに行きなさいというのが来ます。北部の場合は、それを医師会と保健所と一緒にやって、陽性者が出た場合は、どこそこが陽性が出ましたら当院のドクターが電話をするんですね、その患者さんに。そして状態を聞く。これには2つのメリットがあつてですね、本人に電話することによって大丈夫だと言っても、電話口で息をはあはあ、はあはあしていることがあるそうです。そういうときはすぐに来なさいと、これが1つですね。もう一つ、その家族がいるんです。本人の家族、その家族を聞くと、実はお年寄りがいたり、基礎疾患を持っていたり、そういう患者さんに聞いて濃厚接触者ですから、そういう場合には状態を聞いてその濃厚接触者も来ていただくと。それで早くクラスターを防ぐと。当然、もしくは院外のクラスターを防ぐのは高齢者施設に行くんですが、そのときに保健所から来るのを待たないんですね。我々が保健所を突つくんですよ。早く向こうに行ったほうがいいよと。こういうので幾つかの老健施設がありますが、幾つかそこでクラスターを防ぐようにしました。

陽性者外来をどこでやったかという、さっき医療センターは新しいプレハブをつくったんですが、うちはもうあるものを使うということで、北部にはたまたま伝染病隔離病床というのがあって、既に。それを中でいろいろゾーニングしまして、そこで陽性者患者さんを診ると。陽性者が来ますとその患者さんをチェックして、採血してSpO₂を測ったりして、実際にその問診をしている間に何でもないという方が実は特定健診を受けていなくて、血糖がとんでもなく400とか500とかいるわけです。これは45歳であろうが、もう即入院と。こういうのを見つけないということで、この陽性者外来がクラスターを防ぐのに非常に役に立ったと僕らは思っています。以上です。

○比嘉京子委員 本当に先生方がこの1年間に話しても話し切れないほどの多くの体験と伺いますか、そういうものを聞かせいただきまして、ありがとうございます。物資、機器、人員等についてはまた機会を改めたいと思っておりますけれども、ペーパー等がありましたら頂ければと思います。

さて、病院事業局のほうに質問を移りたいと思いますが、このように県立の6病院が1年余りにわたってコロナ渦における自分たちの病院のこれまでの患者さんを診るものと一緒にコロナの対応にこれだけ御苦労を重ねてこられたというような状況が、もう本当に幾らでも伝えたいという思いが伝わってまいりますけれども、病院事業局長としては、この1年余にわたって現場視察は何回ぐらい行かれましたか、どこに行かれましたか。

○我那覇仁病院事業局長 私はコロナも含めて、それから人の配置とか、各県立病院様々な問題があります。私自身は北部病院、それから中部病院、南部医療センター、宮古病院は今回行けなかったんですが、八重山病院、そういった病院に行きました。合計して13回、私は行きました。

○比嘉京子委員 現場に行かれての感想はいかがですか。

○我那覇仁病院事業局長 現場視察して、やはり今日院長が話されたような、それぞれの地域の特徴を生かした、それから使命、役割を持っていることを最大限にやっていると。そういう印象と、やはり病棟に行ってゾーニングと伺いますか、PPEを含めた防御に関する事などですね、やっぱり大変御苦労しながら対応していると、そういうふうになりました。

○比嘉京子委員 現場に行かれてその状況を把握さ

れて、そして病院事業局としての役割というのはいかがでしょうか。

○我那覇仁病院事業局長 先ほど私が視察した回数を話しましたが、そのほかに職員として統括監、課長、それから企画監を含めて、合計して283回、これはコロナだけというわけではないんですけど、そのたびにそういった内容を聴取すると、そういうふうなことを行っています。私はやはり全体的な立場から各県立病院の生の声を聞いて、それを議員の皆様、それから、県首脳の方に伝えることは私の役割だと思います。

その一つとして、私は毎週全院長とメールや電話で各県立病院の特にコロナの現状、今院長が話された課題を聞き取ってコロナ対策本部で県立病院のより最新の情報を報告して、今もそれを続けております。これは現場の現状を、まあ保健医療部は全体的なことを報告しますが、やはり私は生の声、何が足りないんだ、何が課題だということをやっぱり四役や各部長に伝えることによって、大変効果的で、またこれは重要な役割だと思っています。それから、毎朝本庁では朝の幹部会議において県立病院についての必要な事項を検討し、必要な対策を立てております。それから、ほかには今日皆さん来られていますが、毎月院長会議において特にコロナの課題は何か、問題は何かということをもみんなと協議をしています。それから宮古、八重山でクラスターの発生がありました。最初八重山でクラスターの発生があったときに、まだ応援体制というこの仕組みがうまく取れていなかったことをちょっと反省いたしまして、本庁の中でどういうふうにしたら迅速に対応できるか、そういったシミュレーションと伺いますか、システムをコーディネーター、医療企画監、看護企画監を中心に迅速に医師の派遣、看護師の派遣、コメディカル、それから資器材ですね、マスクとかガウンとか、あるいは医療機器のモニターをなるべく早く迅速に調達できるような、そういったことをやってまいりました。

以上です。

○比嘉京子委員 いわゆる現場に行かれて、現場の要求とかニーズとか、そういうものを局としてはできる限り整えていくと、そういうような努力をなさったというふうに受け止めます。

次に、12月25日に厚労省が出しました新型コロナウイルス感染症等入院受入医療機関緊急支援事業補助金というのが出されておまして、ちょうど私これ代表質問で入れさせていただいたんですね。それ

について少し、現場と事業局との間の話合いについて少しすり合わせができないかというふうに思ってこれからの質問に行きたいと思います。まず、この補助金が設立された背景というのは、かねがね厚労省の中ではいろんな意味で議論があったようなんですよね。その背景と内容についてどなたかに説明してもらおうかなと思うんですが、先日、中部病院の事務部長の吉田さんから伺ったのがよかったです、吉田さんにその説明をお願いしてもいいですか。

○吉田昌敬中部病院事務部長 お答えします。

この補助金は今まで6月の補正予算、9月の補正予算、それから11月の補正予算という形で県議会で補正予算を組んでいただきまして、コロナの関係する、主に医療機器とか資器材、そういった形を整備することができまして、今年度の状況で大変役に立ったという形なんですけれども、委員がおっしゃっている補助金は、この要項を見ますと人件費に使えるというのがやっぱり一番大きな特色だなというふうにこれが出たときに思いまして、いろいろ要項の中身を見ますと全体の3分の1を条件として機器の購入にも使えるという要項にはなっていますが、ということは、逆に言うと人件費に使ってくださいというようなことがメインで、これがなされたんじゃないかなというふうに思います。

先ほど今年のコロナの状況でかなり、まあ特定のといったらおかしいんですけど、病院全体の職員がいろいろ役割を持ってコロナの対応に当たっていますが、中でも私のところの病院は、感染症の先生とか看護師さんとかかなり重い責任を持たれて、労働としてはかなり疲弊しているような状況でございまして、そういったコロナの対策に頑張っている職員に功労金というような形で報いるようなことができる補助金ではないかなというふうに思いまして、これを有効に使えることができればというふうに思いました。

それで、基本的に今年は我々の病院の中でそういった形で、未曾有の危機と先ほど委員おっしゃいましたけれども、初めてのことでですから一生懸命頑張っています、これももう1年たちます。この先、ワクチンは我々も今、配給されていますけれども、先もちょっと来年度もどうなるかという形の中で、このままずっと同じ状況が続けば、当然疲弊がかなり増してくるという状況であります。この先生も含めた職員のモチベーション維持といいますか、使命感で私はやっただけでいる、先ほど発言がありましたけれども、とても業務でやっただけで範囲

を超えてですね、例えば中部地区、あるいは県全体のコロナの蔓延防止のために使命感でやっただけという部分が大変、医療技術者の人たちの行動にとっては大きいと思います。そういう人たちに報いるような形で、この補助金を使えるような形で何とかできないかなというふうに考えているということで、院内でそういうお話をさせていただいたという経緯があります。

以上です。

○比嘉京子委員 やっぱりこの補助金の設立の背景には、設立する以前のところで厚労省の会議等ではやっぱり大都市圏といいますか、東京、大阪等でのいわゆる医療従事者の辞職が非常に大量に出ているということに対する危機感も含めて設立されたのではないかなというふうに理解をしています。

それで、これは全国どこの病院も対象になるわけではなくて、事務部長にお聞きしたいんですが、その応募が12月25日から当初2月28日までだったわけなんですけれども、沖縄県が応募してもいいですよというか、応募できる県ですよというのが分かったのは、事務部長、いつでしょうか。

○吉田昌敬中部病院事務部長 厚労省のホームページ等にこれが掲載されましたのが多分12月の年末だったと思うんですけども、年明けて1月になりまして、これは厚労省が各病院に直接配付する形の補助金でございますので、中身についての精査というのは、病院自体ではこれを何とか功労金みたいな形でできるものかなというような検討は、年末、年初に我々の病院の総務課の中でしておりましたが、ただ、どういう形で支払いができるのかというのは局と相談をしないといけないですし、その辺の補助金についての連絡が回ってきたのが1月の7日あたりではないかなというふうに記憶しています。

○比嘉京子委員 厚労省のホームページには、12月25日時点で沖縄も対象県であるということを出ていたんですよね。そこら辺から動きが非常に緩慢だったわけなんですけれども、それと同時に、このことといわゆる直接各病院から厚労省のほうに積算をして申請をするというような補助金であるというふうに理解をしているんですけども、病院事業局長いかがですか。そうでしょうか。各病院が積算して厚労省に直接病院単位で申請をするということになっていますよね。

○玉城和光中部病院長 これも厚労省から出ている積算のやり方に従って、申請をそれぞれやっております。

○比嘉京子委員 各病院長にお聞きしたいんですけども、簡潔にお願いしたいんですけども、それぞれの病院の積算の主な根拠と、それから金額についてお1人ずつお願いしたいと思います。八重山病院長からお願いします。

○篠崎裕子八重山病院長 八重山病院は、ちょうどその期間かなりの重症患者がいましたので、補助上限額の1億8450万円を申請いたしました。

以上です。

○本永英治宮古病院長 宮古病院は補助金が合計3億4950万ということで、その全額を今申請しています。

○久貝忠男北部病院長 北部病院はトータルで1億1100万円です。そして、12月25日で把握していただき、1月25日に新しいのを受けたので、早速国のほうに直接請求しています。その後、その使い道に関しては、使途に関しては、病院長会議とかで決まっていることだと思っています。

○和氣亨南部医療センター・こども医療センター院長 当院は1億7550万円です。

○親富祖勝己精和病院長 病床が4つに区分されていて、精和病院の病床は1床当たり450万円ということで、掛ける6床で2700万円の申請をしています。

○玉城和光中部病院長 当院は2億8800万円という形で今申請をしております。

○比嘉京子委員 今伺った金額をざっと見ると11億余りあるんですね。11億余りありまして、やはり懸念されること、その金額を分配するというので、今、病院事業局のほうからこのように分配したらどうだろうかという提示額が出ているんですね。私もその話は聞かせてもらいました。その分配の仕方について、各病院が今申請した金額を分配したとおりに使うとしたら使い切れないのではないかと、私は病院事業局の以前のやり取りの中ではかなり残が出るというふうに考えているんですね。それで補助金を使い切ることが、病院事業局の意向に沿ってやるならば補助金は使うことができますかということをお八重山病院の院長、ちょっともうみんなに聞くわけにはいかないから、八重山病院の場合はどうですか。使い切ることができますか。

○篠崎裕子八重山病院長 お答えします。

当院はこの申請した1億8450万のうち、医療機器に3500万使用する予定になっています。あとコロナの疾病防疫手当とか基本給とかで約7000万円を一応使用する形になってますが、残りの8000万円に関しては今のところ用途が流用できないということで、

返還になるかなという形で懸念はしております。

以上です。

○比嘉京子委員 中部病院にお聞きしたいんですが、今中部病院が2億8800万申請しているわけですが、事務局提案の提示にするとその金額は全額使い切ることができますか。もしできないとしたら、その残金はどのような扱いになりますか。

○玉城和光中部病院長 今2億8800万のうち、今回、局のほうで創設された手当てで対応すると2億3365万ということで、5435万は未執行額という形になると。このままだと返還という形になるのかなと思っています。

○比嘉京子委員 問題はですね、何ととってもやっぱりなぜ厚労省が各病院単位で申請をしているかということの背景と、今も長い時間をかけて各病院のこれまでの1年間余の対応の違いということも見えているし、役割の違いということも見えているわけです。そういう中で、それぞれにふさわしい申請の在り方をしているわけなんです。そのそれぞれにふさわしい申請の在り方を、それぞれの病院が使い切ることが申請の趣旨に沿っているし、申請の根拠に沿っているわけなんです。それを今、事業局からするとですね、このように使ったらどうだということが横から提案されているわけです。そのように使おうとすると返金の可能性があることが、今非常に問題化しているわけなんです。そのことを考えますと私はやっぱり、最後になりますけれども、病院事業局のほうに先ほど私事業局の役割は何ですかとお聞きしたんですが、事業局としては各病院から起こってくる要求、また病院がいかにしたら動きやすいように、働きやすいように、そして医師確保がスムーズにいくようにやるのかということがやっぱり事業局の役割だと。前に院長は要求をどうやって満たしていくかということだとおっしゃったんですね。そのことを踏まえまして、今回の在り方というのは、やはり各病院の残を考えていくと、使途、いわゆる根拠と違う方向にいくということになると、私は使途変更になると思うんですね。そういうふうにならないために、私としてはやっぱりそれぞれの病院の申請のとおりそれぞれの病院の裁量権で使ってもらいたいということが必要だと思うんですが、簡潔に事業局長の御意見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○大城博病院事業統括監 お答えいたします。

緊急支援事業補助金ですけども、仕組みとしては厚生労働省と各医療機関が直接やり取りをする、

そういう仕組みになっております。病院事業局では、この補助金に関しては各県立病院に補助上限額、あるいは病院ごとの既決予算の範囲内であれば、当該補助金を活用して充当することができる職員給与費や新型コロナウイルス感染症の対応に必要な医療資器材の整備に対して、それぞれの病院の実情に応じて有効に活用できるよう国庫を申請してほしいと。そういうような形で病院には話しておりまして、局としてこのような経費に充てなさいというようなことを示すような統一方針は出しておりません。

以上でございます。

○比嘉京子委員 ということは、今の御答弁からすると、いわゆる各病院が申請をしているわけですから各病院が申請した根拠に基づいて使ったらいいですよと。これは使い道、非常に広いとは思っているんですよ。広いものだからこそいろんな考え方が出てくるんだろうと思うんですが、少なくとも労組等での皆さんのお話しはある程度の数字を示しているわけです。そうすると、労組から見るとそれを最低基準として、だから各病院にもそれは最低基準ですよと。上乘せする分には病院病院の裁量権に任せますよと。そういうことがしっかりと約束されれば問題ないのではないかと個人的に思っているんですが、大城さんいかがですか、統括監。

○大城博病院事業統括監 今、労組との話合いの中である程度の仕組みが示されたというお話をされました。ということであれば、恐らく委員のおっしゃっているのは、この感染拡大期に先ほど6病院長がお話ししましたとおり、県立病院の職員は新型コロナに対応するために、あるいは新型コロナの対応のために、手薄になった残りの職員で各医療圏で必要な医療を継続するために大変な御苦勞をされたわけがあります。こういった県立病院の職員の業務に関して正しい評価をすべきだという意見が上がってですね、病院事業局ではそういった職員に新しい手当を支給するというを考えておりまして、現在、労働組合、医師労組と病院労組と話合いを行ったというところでございます。当然、こういう職員の苦勞に正しく評価を行うような手当というところも問題になるのかもしれませんが、そういう正しい評価を行ってほしいという病院現場からの意見があって、こういうことをそれぞれの病院の院長の判断で、ある病院では評価をして手当を支給する、ある病院では院長が全く評価しないというようなならばの形では支給できませんので、労働組合に話し合う手当の仕組みについては、これまで3回、各病

院長と病院事業局長が話し合っただけの内容を整理して、内容を決めて、その内容を説明したところでございます。ですから、この新しい手当に関して、局で統一して定めた手当の内容に、それを上回るような形で手当を継ぎ足すということを病院長の判断でやるというのはなかなか難しいと思いますけど、それ以外のものについては病院の判断で執行できるということでございます。

○比嘉京子委員 今、皆さんがこういうふうにおっしゃっていることであると、先ほど答弁いただいたのは、皆さんの試算でやると全部使えないんですよ。各病院は各病院の試算でお金を要求しているわけです。ですから、返金が生じますとはっきりおっしゃっているわけですよ、皆さん。みんな生じると思うんです。なぜかという、皆さんが私に提示したのも11億に届いていないんですよ。皆さんから私が説明を受けたのも5億5000万だったんです。皆さんはそれぞれに上積みをして11億の要請をしているわけです。確かに不平等が生じてはいけません。ですから、私の提案ですけど、ある一定の基準を出されたのは事業局だと思います。それよりも以下にならないことが大事、労組との話合いはですね。以下にならないことがいいと思う。以上になったり、ほかのところにはこれは出入りしている業者にも使えるような補助金なんですよ。名目立てたら幾らでも使えるんですよ。そういうときにですね、これだけ苦勞がみんなそれぞれの立場立場で異なっている。状況も違う、人の動かし方も違う、受け入れた人数も違う。そういうような人たちに一定基準の皆さんが人件費等を出してくださったと思うんです。それは各病院が尊重して、それ以外にこれは守ってくださいと、最低基準は。だけどそれ以上は皆さんにお任せするということが私は必要だと思っているんですよ。でない、私はやっぱりもう変異株が起こっています。これから現場に帰ったらすぐですよ、病院関係者は。そういうような人たちの離職防止であったり、モチベーションを落とさないようにするって先ほど事業局長おっしゃったじゃないですか。なぜそれを任すことができないんですか。返金してもいいんですか。返金するためのお金なんですか、それ。そこを聞きたいですね、大城統括監に。

○大城博病院事業統括監 新しい手当の創設に当たりましては、我々病院事業局長と院長、3回お会いして議論を交わしております。最初に提案した事務局の案のとおり、そのままの案を正案にしたということではなくて、各病院長からいろいろな意見がご

ざいました。特徴としては、県立病院には離島の病院があって、ほかの病院からの応援が必要になる。地域でクラスターが発生したときにも県立病院がリーダーシップを執って感染拡大防止対策に取り組んだ。人員が苦しい状況の中でほかの病院、ほかの施設の派遣に応じている職員に対して評価をすべきだという意見があって、派遣に関する手当もつくりました。それから、院内で特別な極めて困難な業務に従事している職員がいる。この職員については、一般のコロナ対応職員とは別の手当の区分をつくらせたいという意見もございまして、そういった手当もつくりたいと考えております。6病院長が共通で認める範囲内での仕組みということになりますけれども、そういった形で病院のニーズに応じて、ぜひモチベーションを高める手当になっていただければと考えています。

以上です。

○比嘉京子委員 私の質問はですね、皆さんが出した査定では、皆さんから説明を受けた私でも5億5000万ですよ。そのとき皆さんは7億ぐらいの試算をしておられたわけですよ。私が今お聞きしたいことは、各病院が申請しているお金が返金されてもいいですか。その余ったお金はどのように使えばいいですか。病院事業局はどう考えるんですかと。それをお聞きしているんですよ。今の答弁は答えになっていないんですよ。この残を返金してもいいかどうか、返金しないために各病院に任せるのかどうか、そこが問題になっているんですよ。そのお答えをお願いいたします。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

今議論になっている補助金につきましては、今御指摘を受けている手当以外にも、通常のコロナに従事する職員の基本給であるとか時間外勤務手当であるとか、そういう既存の給与品目にも充当ができる、そういう補助金になっている関係で、補助金の返還というのは生じないのではないかと考えております。

○比嘉京子委員 皆さんがお示しした金額は、私にもお示ししましたよ。どういうふうに試算したら、これでどれぐらい使うことになるんですかと。その当時5億5000万でした。そのときの全体が大体7億ぐらいだろうと見られていたわけですよ。今私がお聞きしているのは、皆さんがおっしゃったこと、さっき提案しましたがけれども、それを基準として下回らないように各病院にお任せをする。なぜかという、病院がその試算を積み上げているわけですよ。だ

から病院に任せるべきではないかと。病院が試算を積み上げているんですから、積み上げたものが使途変更にならないように使ってもらおうということは当たり前のことだと私は思うんですが、どうしてそれをお認めになれないんですか。事業局長の最後の答弁を求めます。

○我那覇仁病院事業局長 統括監、それから課長が話しましたように、この補助金に関しては院長会議、それから労組も含めて、特に最近開いた最後の院長会議では、先ほども言いましたようにコロナの直接関係する医師、あるいは看護師、メディカル、そうでない人、全ての職員に支給しようという、これはやっぱりコロナだけで働いている人でコロナ対策をしているわけではなくて、そういった方々が外に行く、あるいは対外的に行くことを今度は支える職員もいて初めて病院というのは成り立っていくと。これが基本でございまして、私もこういった方々に関しては特別にこの期間、そういった主に人件費に使ってほしいというふうな、厚労省からのですね、これは非常にモチベーションを上げることにいいのではないのかというふうに思います。そういうことがありまして、先ほど言いましたように、コロナに重点的に携わった人は直接関わった人よりもさらにあげると。それから対外的に行った人も加えると。そういうことで、最後の院長会議ではそういうふうにしなさいということによって皆さんの合意を得ているところでございます。

それから、確かに病院長の采配によっていいんじゃないかという御意見がございまして。これに関しては、私はやっぱり6つの病院の勤務している方々には、とても大きな格差があるとやっぱり内部でいろいろフリクションも出てくる可能性もあるのではないかと。Aの病院に行ったらこれだけ、Bの病院に行ったらと、やっぱりこういうのはあまり好ましくない。そういうことで一定の基準といいますか、やるということで、特に関わった方にも厚く手当をあげるような方向だと思います。

それから、今言った方法で算出して出したものに余りが生じるというふうなこともあります。この使い方は、全部人件費に使ってもいいし、それから機器ですね、コロナで使うような資器材、そういったことに使ってもいいわけです。そういったことをうまく利用して、各院長には可能な限り余らないような方法を考えていただいて、使っていただきたい。その使い道は、さっき言いましたように通常の給与といいますか、時間外手当、それから危険手当、

そういうようなものも使えるわけですから、そういったことでうまく工夫して使っていただきたいと思います。

以上です。

○比嘉京子委員 院長がおっしゃることはもっともでございます。私は、皆さんが言う試算をすると残が出るということが事実起こるわけですよ。だから残が出て返金させてはならないでしょうと。そのためにそれを認め合ったらどうですかという提案をしているんですよ。

最後ですけれど、それぞれの病院に皆さんの基準を準じて、残が出ないようにそれぞれの病院が使い切るということを明言してください。事業局として明言してください。

○大城博病院事業統括監 それぞれ比嘉委員のお話になっている内容、正確に把握できているかどうか分からないですけれども、この補助金を活用して支給する品目の中で新しく創設を予定している手当に関しては、県立6病院統一した内容で執行する必要がありますけれども、その他の費用については病院の実情で、そもそも執行に関してはこちらのほうが、ああせいこうせいというようなことは言っていないわけですから、完全に執行するかどうかというのは病院の判断によるところが大きいわけですが、全額執行できるように病院とよく調整を進めていきたいと思えます。

以上です。

○比嘉京子委員 今の御答弁は、各病院の申請の金額が使い切れるように、それぞれの病院が皆さんの提示したことも守りながら使い切って、それぞれの病院が使い切ると、そういう理解でよろしいですよ。

○大城博病院事業統括監 当然、補助金の交付の目的に沿った範囲内での執行というのは、これは当然のことでございますし、関係法令に照らして問題が生じることがないということも必要ですけれども、その範囲内であれば各病院の判断で完全執行に向けて取り組んでいただくということで、何も問題ないと思えます。

以上です。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

各病院長はそれぞれの金額を返金することなく、使い切るという方向でぜひよろしくお願いしたいと思います。これからも医療現場、本当に大変になると思えますので、どうぞ皆様のこれからの御奮闘にもお願い申し上げて終わります。ありがとうございます。

ました。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時22分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 よろしく願いいたします。

県民の命を守るために、日夜医療現場で頑張っている皆さん方に心からの敬意と感謝を申し上げます。先ほど現場の皆さん方のお話を聞いて、もう本当に物すごい頑張りで皆さん方の命を守るために奮闘されていていらっしゃるということをお聞きして、本当に心が熱くなりました。ぜひ医療現場で働いていらっしゃる皆さん方が、本当にこれからも一生懸命頑張り続けることができるように、その環境をやっぱりつくっていかなくてはならないなというふうに、私も痛感いたしました。

それで、県立病院の医師や看護師、薬剤師で、医療現場は大変厳しい状況になっているというふうに先ほどの答弁からも痛感いたしましたけれども、改めてもう一度、現状についてお聞かせ願いたいと思います。そして、県としてどのようなやっぱり対応をそういう現場に対してなさっているのか、まず答弁をお願いいたします。

○玉城洋病院事業総務課長 医師、看護師、薬剤師の配置の状況についてということですが、令和3年2月1日時点の県立病院の職員の配置状況なんですが、医師は変形労働時間制に係る定数を除き、定数418名に対して400名の配置で、欠員が18名ということとなっています。看護師につきましては、定数1878名に対して1809名ということで、69名の欠員と。薬剤師につきましては、定数67に対して58名、欠員が9名という状況でございます。

それから、それに対する対応策ということでございますけれども、医療従事者の確保に向けた取組でございますけれども、医師につきましては、これまでやっている県内外の大学、病院等への医師派遣要請とか、就業希望医師への視察ツアーの実施、あと医師確保に係る補助事業などを活用して安定的な確保を図ってまいりたいと思っております。

看護師につきましてはですけれども、年度途中の育休の代替要員の確保が困難ということで、欠員という状況になっております。この育休の補充なんですけれども、臨時的任用職員の早期補充により欠員の解消に努めるとともに、会計年度任用職員の配置と

か看護職員による業務分担といいますか、タスクシフトなどを行って看護師の業務の負担軽減を図っていききたいと思います。

薬剤師につきましてなんですが、薬剤師の確保については大変重要な課題だというふうに認識しております。令和2年度から労働者派遣事業を活用して、育休代替薬剤師の確保というものを実施しております。次年度からは給与の引上げを行うということで、待遇の改善というのを考えております。

そのほか、採用試験を前倒し実施という形で、早めに試験を実施して確保をしていくというような新たな取組を実施して、医療人材の確保に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○玉城ノブ子委員 特に私は、医師、看護師、薬剤師、職員の皆さん方の働きやすい環境をどうつくっていくかということになると、やっぱり待遇改善、そして医療現場で今頑張っている皆さん方に対する支援を強化していくということが非常に大事じゃないかというふうに思います。先ほど何か京子委員の質問で緊急支援金があるということで、その緊急支援金も人件費等にも使えるんじゃないかというふうなことがございました。ぜひその現場で働いていらっしゃる皆さん方を支援するために、あらゆる方法を尽くして支援を強化していただきたいというふうに考えますが、どうでしょうか。

○玉城洋病院事業総務課長 医師、看護師、薬剤師の人材の確保に向けた取組というのは大変重要だというふうに認識しておりますので、先ほど話のありました補助金を活用した支援金などですね、そのほか手当とかの活用についてもですね、医療従事者を支援する取組を強化していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひですね、先ほどのやり取りで話を聞いておりましたが、やっぱり医療現場で働いていらっしゃる方々を疲弊させないようにということのお話がございました。私はそういう意味では、皆さん方が本当に働き続けることができるような待遇改善、そして支援、これが必要だと。今、本当にとっても必要なことだというふうに思っておりますので、そういう意味においても、これからそこに対する支援を強めていくということについて、決意をちょっとよろしくお願いします。

○大城博病院事業統括監 職員の勤務環境の改善につきましては、当然毎月1回開いている院長会議の中で各病院長からも要望がございまして、それから、労働組合との団体交渉の中でもきめ細やかな要求と

いうのが上がっております。その現場の意見を謙虚に受け止めてですね、経営状況に配慮しなければいけない点もありますので、全部受け入れるということは難しい状況ですけれども、特に必要性が高いものについて、着実に勤務環境を改善していくということで努力していきたいと思っております。

以上です。

○末松文信委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 本当にコロナ感染拡大防止と、県民の命を守るという立場での午前中の話の中で、本当にいたく感動しました。引き続きの努力にまた期待して質問したいと思います。

実はコロナ感染に係る新年度、あるいは現年度、要するに保健医療事業として経営的にどうなのかという視点がちょっと気にはなりました。それで新年度予算では、病院からすれば繰入金ですか、78億円。前年度並みということで、この金額で間に合うのかどうかお願いします。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

令和3年度当初予算に計上している一般会計繰入金につきましては、令和2年度と比較して4305万円ほど増加しております、御指摘のとおり78億6692万7000円を予定しております。一般会計繰入金については、基本的に県立病院の経費のうち、公営企業法に基づいて主に不採算部門となる政策医療を提供するための経費を対象とするものでありまして、新型コロナウイルス感染症の対応と並行して行われる、例えば救急医療であるとか、小児周産期医療、高度特殊医療等の経費が該当いたします。これらの高度政策医療を提供するための一般会計繰入金は、次年度においても所要の額が計上されているものと考えております。

○瀬長美佐雄委員 15次にわたる補正、コロナ対策費ということで、医療機関にも入ってきたであろうと。ですから、その額が赤字補填との関わりで十分カバーできているのかどうかという視点もちょっとあるものですから、確認しました。

ちなみにこの間の中でいうと、例えば協力金が県立病院にはどの額下りてきたのか確認します。

○古堅圭一病院事業経営課長 今、いわゆる協力金、令和2年度では6県立病院全体で6億6000万円の措置がなされております。

○瀬長美佐雄委員 まあ全体の制度なので一続きまして、例えば空床確保のための補助というのは幾ら下りたのか、お願いします。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

これは現金ベースでありますけれども、令和3年3月11日の時点で約50億円の空床確保料が措置されております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 あと、コロナ対応するがために病棟をいろいろ工夫して、対応するがためのそういった施設整備もあったかと思いますが、全体としてどれぐらいの予算を活用したのか分かりますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 設備の整備補助としまして、例えば重点医療機関等の設備整備、それから入院医療機関宛ての設備整備等々含めて、合計で設備整備補助として13億円の補助がなされております。

○瀬長美佐雄委員 あと、ECMOであるとか人工、そういったある一定高額な機器の購入、それはもう離島も含めてきちんと整備できて対応できるという環境ができたのかどうかの確認をお願いします。

○古堅圭一病院事業経営課長 基本的に病院事業局本庁機関のほうが予算措置を行う際にはですね、基本的に各県立病院の要望といいますか、要求を踏まえて行うことになっておりますので、予算の範囲内で許される、その予算の範囲内で優先順位をつけて整備をしているということであります。

○瀬長美佐雄委員 今、変異株が確認されて、これが第4波になったらちょっと想像できないというふうな対応で、やっぱり準備、備えは必要だろうと思うのですが、このコロナ感染、それぞれの病院で県立病院がある意味でマックスで対応できた病床数というのはどのぐらいになりますか。

○玉城洋病院事業総務課長 コロナ対応の病床でよろしいですか。県立病院の最大の病床確保数ですけども、196床です。

○瀬長美佐雄委員 最後になりますが、やっぱり医療関係の皆さん、安心して働けるためにはPCR検査、しかも定期的にという点では、病院独自に、特に県立病院は核になるわけですから、そこはもう県立病院としてきちんと特に医療スタッフには定期検査、PCRすべきだと思いますが、そういった対応は実際なっているのか、そういった予算も確保できているのか確認します。

○田仲斉病院事業総務課医療企画監 お答えします。

今、委員のおっしゃった検査の定期化というのも重要かと思っておりますけど、現在御存じのようにワクチン、かなり強い武器になるんじゃないかなと思っております、これの接種の状況が例えば変異株の流行よりも勝るといえることであればですね、かなり

医療者の感染は抑えられるんじゃないかと。かなり有効なメーカーのワクチンを急いで接種している状況でありますので、そちらを優先して、なおかつ、それでもやっぱり変異株が強力だということであれば、またさらに検査体制とかを追って考える必要があるかなと思っております。直接のお答えにはなりません、ワクチンを優先するほうがまず得策ではないかなと思っている次第です。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

午前中の各病院のこの1年間の状況をお聞きしまして、正直コロナ対策本部の議事録を読むよりよっぽど有益だなと、個人的には感じました。本当にそう思っています。なぜこういう生々しい情報が議事録に反映されていないのか。もともと私、議事録を全部見せてとずっと一般質問でも聞いているほうなので余計に気になっているかもしれないんですけど、やっぱりちょっと県の議事録だけではやはり伝わらない情報がありますし、やっぱり議事録自体も1か月前のものしか上がっていないので、最新のものが。どうしても私たち議員が病院の現場に聞かないと、もう数か月遅れでしか情報を得られないというようなことにも改めて危機感を持ちました。一方、こういう状態の中でずっとコロナ対応をしてくださっている皆様、本当にもう感謝と敬意の念しかございません。改めてお伝えさせていただきます。

質問なんですけれども、ちょっと病院の経営というか財政の部分でですね、令和3年度の病院経営についてというA4、1枚の資料があるんですが、この中で、令和元年度の決算の中で手元流動性の残高が年間事業費用の1か月分を下回っているところ少し気になってます。やっぱり緊急で現金が必要になったときに、恐らく通常であれば1か月から1.5か月分ほどを手元に置いておくのが通常の姿かなと思うんですけども、これが令和2年度、3年度でどのように改善されているのか。もしこのような状態、年間事業費用の1か月分を下回った場合の経営的なリスクというものがありましたらお聞かせください。

○古堅圭一病院事業経営課長 今、委員から御指摘のある令和3年度当初予算案の説明資料のほうに記載されている部分について説明いたします。令和元年度の決算、5年ぶりに経常収支が黒字化しておりますけれども、手元流動性の確保といった面から

は年間事業費用の一月分を下回っておりまして、資金繰りが非常に厳しい状況に陥っております。経営的な安定度を測る一つの指標とされておりまして、約一月分から二月分の資金量が必要というふうにされております。ところが、旺盛な需要と申しますか、予算の関係で、なかなか一月分のキャッシュと申しますか、資金を獲得するまでには至っておりません。御指摘のとおり経営が苦しくなっておりますと、支払いをする資金というか、これが枯渇して事業に支障が出てくるわけですけれども、そのような場合に備えて、一時借入金という枠を当初予算の案のほうに組入れをしまして、限度額という格好で、令和3年度は70億の借入れができるように措置をしているところであります。

以上です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

令和3年度のところでこの7億の説明がありましたので、これかなと思ったんですけれども、この流動性残高に充てるようなので安心をしました。

次が、先ほどワクチンのお話が出たんですけれども、ワクチンを打った後の副作用が少し気になっております。特に医療従事者の皆さんがワクチンを打って副作用が出た場合、やっぱり休養しないと申すということやシフトにも影響が出てくるのではないかと懸念しております。その対応は今どうされて、どうお考えでしょうか。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 お答えします。

各県立病院では、不測の事態に備えまして、同じセクションに所属する職員のワクチン接種につきましては接種時期をずらして行っております。ワクチン接種に伴う副作用で職員が病気休暇等を取ってしまった場合におきましては、まずその他の職員で業務分担を行うことにより対応するというように対応していきたいと考えています。その上で、病気休暇取得者等が多数生じるような場合には、より一段の対策を取る必要があるだろうということで、会計年度任用職員の補充等も検討していきたいというふうに考えているところです。

○喜友名智子委員 分かりました。医療、介護の方たちからワクチンを接種すると理解していますけれども、もともと人手不足の中で、やはりワクチン自体は前向きな動きなんですけれども、これで病院がパンクするのがまた心配なので、この質問をお尋ねしました。

最後に、やはり職員の人手不足というところと関

連するんですけれども、先ほどのHER-SYS等々のシステム入力とは別で会計年度の職員を雇って業務の切り分けをしているというふうには聞こえたんですけれども、その理解で正しいですかね。もともと多分、看護師さんたちがシステム入力まで担っていたところを、負担軽減のために専用で事務職員を雇って対応していますというふうには理解していただいても、この理解で正しいですか。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 そのような場合におきましては、会計年度職員を新しく採用したり等して対応いたしております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

こういった業務の切り分けの動きは、人を雇う予算にも制限はあると思うんですけれども、ぜひ進めていただきたいんですね。やっぱり特に医療現場のように専門資格がないと働けない場所というところで、資格がなくてもできるような業務、間接業務に時間を取られるということは、やっぱりせっかく資格を持っている方の本業をどうしてもそいでしまうことになると思います。私も議員になる前は事務職を経験したことがありますので、やっぱり事務は事務のプロというのがあるんですよね。もちろん医療の知識や経験がないとできない事務というものもあるかもしれませんけれども、それでもやはり看護師さんをはじめ、資格を持った本業の医療の方たちにしっかりと仕事をしてもらうために、ぜひこういった業務の切り分け、人事のプロの方を入れて業務分析をしてもいいと思いますので、ぜひこういった形での負担軽減策も進めていただきたいと思っております。

令和3年度もこういった会計年度の方を雇った上での事務の切り分けというのは、人数を増やす予定はあるんでしょうか。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 コロナ等の状況にも影響されるところがあるかと思っておりますけど、必要に応じて適切に対応していきたいと考えております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

私からは以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

上原章委員。

○上原章委員 よろしくお願ひします。改めまして、私も今日の午前中からの質疑、大変現場で各県立病院の院長さんをはじめスタッフが総力を挙げて頑張っていることに、心から敬意と感謝を申し上げたいと思ひます。

今日は予算の令和3年度の質疑なので、先ほど病

院事業局長のほうから説明を受けた第2条から第3条、第4条、第7条までですね。令和3年度のこの病床数をはじめ、年間の延べ患者数、また収入、支出それぞれ—今回コロナの1年、本当に大変な中で皆さん頑張っていたわけですけど、今回の予算編成については例年コロナ前の予算編成が基準になっているのか、コロナ禍も含めた予算編成になっているのか、まずお聞かせください。もしコロナ禍も影響した形の数字であれば、どの辺がこれまでとは違うのか教えていただけますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

令和3年度の病院事業会計における当初予算の編成に当たっては、これまで影響がなかった新型コロナウイルス感染症の影響による、例えば患者数が減少するであるとか患者数の減によって、医薬品、それから診療材料の減、それから入院患者さんも減少するわけですから給食材料費が減になるとか、そういうことは加味しておりませんでしたけれども、令和3年度の当初予算についてはその辺のところも一定程度加味をして措置しております。

以上です。

○上原章委員 分かりました。過去経験のない、この1年間の医療現場の状況があるわけですので、これも含めてですね、今後ウィズコロナをどう乗り切っていくかということも非常に大事だと思います。

それでちょっと具体的に幾つか確認したいんですが、この第2条の年間、例えば患者数。これは令和3年は、ちょっと直近の数年の資料がないので確認しますが、入院、外来それぞれ増えるということではないですか、令和3年は。

○古堅圭一病院事業経営課長 患者数についてお答えいたします。先ほどお答えしましたとおり、令和3年度の当初予算の編成に当たっては入院患者数が一定程度減少するという見込んでおります。予算編成に当たっては、新型コロナウイルスの影響などによりまして対前年度比で入院、外来、合わせて9.1%ほどの減、135万475人を予定しております。

以上です。

○上原章委員 分かりました。

あと、特に主要な事業ということで災害拠点病院施設整備事業に7億計上されております。これちょっと内容を教えてもらえますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

令和3年度における施設整備費の予算として、災害拠点病院施設整備事業を予定しております。内容としましては、北部病院、それから宮古病院と八重

山病院の3県立病院におきまして、給水設備の整備工事を予定しております。

○上原章委員 それぞれの金額の内訳は分かりませんか。

○古堅圭一病院事業経営課長 概数で申し上げます。まず、北部病院の工事につきましては4億2000万ほど、それから宮古病院におきましては1億5000万円程度、それから八重山病院におきましては同じく1億5000万程度を予定しております。

○上原章委員 ありがとうございます。

それと収支についても、先ほど患者数が減ることがありました。実質、この収支のほうも具体的な数字でどのぐらいの影響が出るのか、ちょっと教えてもらえますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 令和3年度の病院事業会計の当初予算につきましては、令和2年度、前年度に引き続きまして赤字編成としております。赤字の編成になったわけですが、幅は24億円程度の赤字を見込んで予算をつくっております。

○上原章委員 ありがとうございます。

あともう一点、12条にある土地の旧八重山病院敷地を処分するという事なんですが、これ具体的に処分先とか金額とかも出ているんですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 昨年、旧八重山病院の解体撤去工事に着手したわけですが、解体工事が終わった後、土地の土壤汚染等々の調査を経て処分ということになるかと思っておりますけれども、現時点で処分先をどうするか、そういう具体的なものは一切決まっております。

○上原章委員 分かりました。ありがとうございます。

今日のやり取りの中でもう一点、先ほどの繰出金についてなんですけど、当初予算は当初予算としてですね、直近の3年間の繰出金の数字を教えてくださいませんか。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

一般会計から病院事業会計に繰り入れされる一般会計繰入金の過去3年間について御説明します。まず平成30年度は73億7730万6000円であります。それから、令和元年度につきましては79億6514万2000円、令和2年度では78億2387万7000円というふうになっております。

○上原章委員 これは当初予算じゃなくて、最終の決算の数字ということではないですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 平成30年度と令和元年度につきましては決算が認定されておりますので、

これは決算値になります。令和2年度の決算額につきましては、まだ決算が認定されていない関係で、認定前の数字ということになります。

○上原章委員 コロナの、本当にそういう大変な中のこの取組だと評価しながらですね、今、病院事業局は経営改善に向けて非常に取り組んでいる途中だと思うんですけど、この繰出金の改善も含めて、今の経営改革の取組というか、簡潔に、もし特筆すべきところ、成果があれば教えてもらえますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 一般会計繰入金につきましては、不採算医療に係る部分の補填というか、そういうことになるわけですが、基本的に公営企業の場合は独立採算といいますか、受益者負担の下で健全な経営をとということでありますので、その一般会計の繰入金の受入れだけではなく、例えば収益の確保の取組であるとか経費の縮減とか、そういう取組が幾つかありますけれども、集中的にといいますか重点的に行って、何とか経営改善につなげていきたいということ考えています。

○上原章委員 もう少し具体的な取組の中身があればと思ったんですけど。

○古堅圭一病院事業経営課長 例えば収益のほうでいきますと、新しい施設基準を取得することによって診療報酬の加算が取れるとか、あとは医師、看護師等のその診療行為で得られるはずの診療が、レセの請求ということを通じて請求されていない、請求漏れがあるとか、そういうことが実際にあり得るわけでありまして、収益を確保する意味では、そういう施設基準を取得する、あるいは請求漏れをなくす、あるいは一つ未収金という問題もあります。その公平な観点から未収金を回収するというのも収益確保の取組ではないかと思えます。

それから、費用の面では時間外勤務の縮減ですね。当然、やらなければいけない勤務については削減はできないわけですが、縮減が可能な時間外勤務手当を縮減するとか、あるいはその物件費を節減するとか、あとコロナの関係でいいますと、出張等が大分制約を受けている関係でオンライン会議等々の活用が推奨されるわけですが、その反対に旅費とかそのようなものが減になっております。そういう徹底的な費用の縮減を考えております。

以上です。

○上原章委員 ありがとうございます。

最後に、コロナという先ほど来いろんなお話がありまして、先ほど医師、看護師、薬剤師の欠員のこともありました。人材の確保、即現場の労働環境の

悪化をどう防ぐかというのは非常に重要だと思うんですが、このコロナ禍の中でですね、県内の県立病院の医師、看護師、薬剤師、事務職も含めて、休職もしくは退職された方々がどのぐらいいらっしゃるのか、もし数字があれば教えてもらえますか。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 休職者数について回答させていただきますと、令和3年の2月1日現在の数字でございますけれども、病院事業全体で202名おりますけれども、そのうち病気休職者が21名、育児休業者が一番多いんですけど179名です。その他休職者数が2名という状況になっております。

○上原章委員 退職はないということですか。

○佐久本愉病院事業総務課人事労務管理室長 失礼しました。退職者数につきましては、今手持ちの資料でコロナ禍を理由とした退職者がいるかどうかでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、直接コロナを理由とした退職者がいるというお話は何っておりません。

○上原章委員 病院局長、先ほど各院長の皆さんから現場のお話がありまして、直接各病院が一生懸命いろんな備品、マスクとかガウンの確保とか、人材の確保もそうですけれども、できれば共通できる部分はぜひ病院事業局で全部預かってですね、一つ一つ現場の負担が少しでもなくしていけるような、今取組をされているとは思いますが、やっぱりそれぞれの病院の状況はそれぞれあるわけですから、それを見据えながら、病院事業局に注文全部してくれと、この部分は全部こっちでやりますよという窓口を一本化してですね、少しでも現場の負担が軽くなる、こういった仕組みはできているんですか。そういう現実にされているんですか。

○我那覇仁病院事業局長 コロナの資材に関しては、去年の2月始めの頃ですね、大変困難しました。いろんな病院に直接業者が来るとか、あるいは海外からのこういった話もありまして、本当にどうすればいいんだと。しかも物品は少ないと。そういうことがありまして、やはり可能な限り局の中のほうに担当者を置いて対応をしてきました。それで現在は少したっているせいもありますけど、すごく何と申しますか、足りないというのは今のところは聞いてはおりませんが、先日あったような宮古の発生の場合は確かにN95が足りないということがあったんですが、そのときには各病院にストックがあったり、また企業から寄附があって何とか対応できたと、そういうふうなことでございます。我々も可能な限り、

現場のこういった資器材の確保に時間をかけるようなことは避けるように、局のほうでまとめてやっていきたいと考えております。

以上です。

○上原章委員 ありがとうございます。

以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 私もほかの方と同じであります。午前中の各病院の取組状況を聞かせていただいて、いろいろと考えさせられる部分も、また感銘を受ける部分もありました。できれば、文教厚生委員会だけじゃなくて広く議会または県民に対してもPRできるように、この情報の取りまとめをもしできたらですね、忙しい中なので無理には言わないんですけども、取りまとめて報告とかという形でやっていただくと、県立病院がコロナ初年度でこういうことをやってきたと。こういったいろいろ苦労とかもあったというところが広く知られるということも、この病院行政の信頼に結びついていくんじゃないかなと思いますので、ぜひそこは検討いただきたいなと思います。

質疑させていただくんですが、当初予算の説明書の貸借対照表のところ、令和3年度沖縄県病院事業予定貸借対照表の560ページですね。今通知したんですが、流動資産のところの(2)未収金136億8538万円と。ちょっと額が大きいというのも気になる部分ではありますし、資産合計の22%が未収金になっていると。先ほど借入限度額の話もあったんですが、その倍ぐらい未収金があるという形になっていますので、この未収金が発生している理由、教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 令和3年第1回県議会提出の当初予算説明書、566ページに書かれております流動資産の未収金133億円の内容について御説明します。通常……

○小渡良太郎委員 それは令和2年度のやつです。

○古堅圭一病院事業経営課長 失礼しました。令和3年度の予定貸借対照表における未収金136億円の内訳について説明いたします。通常、県立病院含め医療機関を受診する際には、おおむね約7割相当が保健機関に請求する、あるいは請求するものとして未収金に計上いたします。それから残る3割、自己負担する残り3割相当分を個人負担未収金という格好で同じように未収金に計上するわけですけども、保健機関に対して診療報酬の請求をする場合には一

月遅れ、あるいは二月遅れということがありますので、その関係で一旦未収金に計上して、入金され次第、未収金を消去するというような方法で、順次貸借対照表で処理をしていくということになります。

以上です。

○小渡良太郎委員 この未収金136億8500万余りの中で、個人負担分の未収金の額を教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 令和元年度末の数字になりますが、約17億2857万円ほどになります。17億2857万円という数字になります。

○小渡良太郎委員 その下の貸倒引当金に関してなんですけれども、この貸倒引当金って不納欠損に備えて実績率とかで回収不能額を計上するというものになっていると思うんですが、この割合が妥当なのかですね、ちょっと見解を教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 平成二十五、六年当時だったと思いますけれども、公営企業に係る企業会計原則というものが変更になりまして、幾つか会計基準が変更になったわけですけども、その際に導入されたもののうちの一つがこの貸倒引当金ということになっておりまして、未収金の中には発生からかなりの時間が経過しているような未収金もあったり、あるいは資産がないにもかかわらず長期間にわたって未収金に計上されているものが多数あったり、その実態に合っていないんじゃないかということから、実際に回収できないものに相当するものとして引当金というのが、平成二十五、六年だったと思いますが、一定の算式に基づいて計上されているということでありまして、これは全国どの都道府県立病院でも同じような基準でもって算定をされているということでもあります。

○小渡良太郎委員 この実績率の部分を反映させて書かれているんですけども、病院ごとの単純平均なのか、それとも加重平均、病院ごとの特徴とかを含めて算定しているのか、ただの国の基準のパーセンテージを当てはめているのかというのをちょっと教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 貸倒引当金の算定に当たりましては、病院ごとの算定ではありません。やり方としましては、未収金が発生してから1年未満、それから3年未満、あるいはそれを超えるものなのかどうか、おおむねこの3つの区分に応じてですね、それぞれの区分ごとに回収した実績を掛けて、乗じて、貸倒引当金というのを設定しているということでもあります。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

年度毎ごとの、それぞれ毎年毎年、実績値を基に算出をしているという形でよろしいんですね。この個人負担分の未収金、全体136億8000万の未収金があるんですけども、この病院ごとの額とか特徴とかというのはわかりますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 令和元年度末の未収金の額で説明いたします。まず北から、北部病院につきましては現年度発生分の未収金と過年度発生分の未収金を合計したトータルの未収金で2億893万円になります。それから、中部病院でも合計で6億7507万8000円。それから、南部医療センター・こども医療センターでは3億5138万6000円。宮古病院ですと2億2570万6000円。八重山病院が2億1022万円。精和病院が3148万4000円。それから、糸満市にありました旧県立南部病院の未収金が今も続いておまして、旧南部病院関連の未収金が2577万1000円。トータルで17億2857万5000円になっております。

○小渡良太郎委員 これは個人負担分ということですよ。徴収率というのわかりますか。わからなかったら分からないでいいです。

○古堅圭一病院事業経営課長 同じく令和元年度に発生した個人負担分の未収金について御説明します。令和元年度に発生した個人負担分の収益に対する未収金の割合は、全県立病院合計で7.9%ということになっております。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

未収金について少し確認をさせていただいたんですが、監査でもこの適切な債務管理という形での指摘を受けていると思います。この病院事業会計、非常に厳しいというふうになんて言われている中で、この未収金をどうやって回収していくかということとはとても重要だと思うんですけども、この数字とか、病院ごとでも中部病院がちょっと多いなというふうな感じがあるんですが、この数字等を踏まえた改善策、もし何かあれば教えてください。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えいたします。

この未収金、収益を確保するということと負担の公平化という観点で、いずれも大事な課題の一つだと思います。病院事業においては、各県立病院に正規の本務担当職員を配置しまして、それぞれチームを組んで未収金の回収に当たっておりますが、やはり何とんでも未収金を発生させないような未然防止の取組、それから、万が一発生した際には早期に回収する取組、2本立てで対応するのが一番大事ではないかなということ考えております。未収金の

具体的な取組の内容につきましては、未収金の対策要綱という内部の規程がありますが、その対策要綱に従って職員による電話による督促、それから納入通知書等の送付、3つ目に直接訪問等の実施を行っております。それ以外にも、回収が非常に難しい未収金のような場合には弁護士等に業務委託をしまして、その弁護士のほうに回収を業務委託しているという取組を今現在行っております。

以上です。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

先ほども申し上げたとおりですね、基本的には受益者負担という原則もあります。県立病院の役割はいろんな部分で公平公正な医療を県民に提供していくという部分もあると思いますので、そこら辺しっかりと引き続き取り組んでいただいでですね、できるだけ個人負担分の未収金を圧縮していくということを今年度、努力をしていっていただきたいなということ是指摘をさせていただきます。

最後に少し関係ないんですが、この資料、事業会計予算案の概要というところで、損益計算書とかの部分が出ていますんですけども、今回ちょっと指摘で使わせていただいた貸借対照表が添付されていない部分があるものですから、ぜひ今後補正とかも含めてですね、損益計算書と貸借対照表、両方で比較していくのも重要な部分になると思いますので、これはぜひ資料として添付していただきたいなということも要望して終わります。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

本当に私も午前中、各病院が非常に御苦労されているということを生々しく教えていただきまして、本当にありがとうございます。私もできる限りの御支援できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、実は私今日、今回はコロナ収益悪化で今後の経営方針ということで質問取りのときにお伝えさせていただいたんですが、先ほど来の質疑の中でもいろいろと出ておりましたので、ちょっとそこに関連してですね、今病院事業局が取っている県立病院ビジョンの件で少しお話を聞かせていただきたいと思いますが、まず、このビジョン策定というところに至った経緯をちょっと教えていただけないかと。

○玉城洋病院事業総務課長 現在、県立病院では県立病院ビジョンということで策定に取り組んでいるところですが、コロナとか県立病院を取り巻く環境がですね、高齢化の進展であるとか国の医療政策の

動向の変化とか、いろいろ取り巻く環境が変化しているという状況がありまして、それで今後10年間の県立病院はどうあるべきかということで、そういった計画、施策の方向性でありますとか、どういった医療を提供するかとか、医療人材をどういうふうにして確保していくとか、そういった取組を策定、つくろうということですね、計画は今県のほうで取り組んでいる新たな振興計画の期間、令和4年から令和13年度までに合わせて県立病院でも計画を策定していこうということで取り組んでいるところでございます。

○新垣淑豊委員 その策定に関わる体制というのはどういうふうになっているんでしょうか。

○玉城洋病院事業総務課長 ビジョン策定に当たってはですね、検討委員会というのを設置しております。その検討委員会のメンバーは、学識経験者3名、あと地域医療関係者ということで県内の医療関係者の方、あと行政と、あと病院事業局の各病院の院長先生ですね、およそ16名ぐらいの委員で構成して検討していくと。その下に作業部会というのを設けております。作業部会も県立病院の医師とか放射線技師、事務職とか、そういう方、大体40名程度の作業部会を設置して、この作業部会で作った案をまた上のほうに上げて審査していく、検討していくと。そういうようなことで今取り組んでるところでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

とてもいいことだと思っています。将来的に自分たちの病院をどうしていくんだというビジョンを共通するというのはとても大事なことなので、それもまた作業部会の中で、ウェブを見ていると若手職員などで構成する作業部会ということでもありますので、この方々が10年後ですね、自分たちの病院というのを本当にどうしていきたいということがこの中でもめたら、非常に県立病院の未来に向けて明るいんじゃないかというふうに思っておりますが、やはりそこですね、加えて今回県民向けのアンケートを取っておりますけれども、これをどのように反映させていくのかということで、ちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○玉城洋病院事業総務課長 県立病院ビジョン策定に当たってはアンケート調査を予定しております、このアンケートというのは県民向けのアンケートでありますとか、病院の患者さんでありますとか、職員の皆さん、あと県内外の医療関係者の皆さんを対象にしてアンケート調査を行って、それをいろいろ

たたき台としてですね、このビジョンの中に反映させていきたいということで進めているところでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ウェブを見ていると、県立病院ビジョン案が既にもうアップされている状況なので、まさにこのとおりに行くとは本当にいいなというふうに思っています。またちょっと私もアンケート、先ほどちょっと触って見たんですけども、県民向けということで少し簡単なというか、ニーズ調査的な感じなので、もちろん関係者もしくは専門領域の方々に対してもアンケートを取られているかと思うんですけども、そののやっぱり外部との連携とかも含めてしっかり取っていただいて、そこに対応していただければなということで、要望としたいと思います。ということで、私は午前中、午後でいろいろお話し伺っていますので、以上にさせていただきますが、本当に大変だと思いますけど、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○末松文信委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 皆さんお疲れさんでございます。午前中からもありました、改めまして医療従事者、現場で頑張っておられる方々へ心から敬意と感謝を申し上げて、若干質疑を行いたいと思います。

まず初めに、医療従事者のPCR検査状況とワクチン接種の状況を教えてください。

○田仲齊病院事業総務課医療企画監 お答えします。

県立病院のワクチンの接種実績、3月9日時点でございますが、全体で983名。ちょっと日がずれておりますが、9日時点で各病院の内訳としては、北部病院が20名、中部が384、医療センター354、精和病院は来週15日から接種開始予定と。宮古病院が70、八重山病院が155というふうになっております。PCRの—今、仲里委員の御質問は、ルーチンにされているという意味合いだと認識しておりますが、今のところは症状があるとか、健康観察が必要な場合とか、濃厚接触が疑われる場合とか、その状況状況によって臨機応変的に各病院が対応している部分であります。

以上です。

○仲里全孝委員 その実績とといいますか、それは数字で表れていないんですか。どここの病院で、南部、北部、どういうふうになっている……。

○大城博病院事業統括監 6病院の状況を確認しましたところ、職員に対しては必要に応じて不定期の

PCR検査をやっておりますけれども、その実績についてデータ等での整理は行っていないということでございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

先ほど983名のワクチンの接種の話がありました。実際必要人数、ワクチンを一例えば今のテレビでもいろんな報道で、やっぱりワクチンの接種優先順位でいったら医療従事者がまず優先順位というふうにマスコミでも報道されております。その中でですね、沖縄県の医療従事者で必要人数、もちろん全て従事者がワクチン、これから必要だと思っておりますけれども、その計画とかあったら教えてください。ワクチン接種計画、県全体の。

○玉城洋病院事業総務課長 ワクチン接種の計画でございますけれども、県立病院では3月上旬から3月の下旬に2回に分けて医療従事者への優先接種を行っていく予定となっております。接種に際しては医師、看護師、事務職員等、10名から21名の人員で受付、問診、接種、回収という作業を行う予定しております。北部病院のほうは3月5日のほうから一失礼しました。先行実施で北部病院は3月5日から始まっております、1回目は3月15日から予定しております。中部病院のほうは3月8日から1回目を予定しております。南部医療センターも一緒に3月8日から、宮古病院、あと八重山病院も3月8日からですね。精和病院は3月15日から予定しております。そういう状況です。接種の予定人数は4165人に対して、希望者が現在4500人となっております。

後ほど資料を提供したいと思います。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

やはり国においても沖縄県においても医療従事者の優先順位が高いというふうなことはですね、先ほどPCR検査の件も私は話しましたがけれども、このワクチンの件もこれからいろんなリバウンド、沖縄県に関してはこれからですね、変異株も3月11日に8名も発生しております。そういった中で、やはりこれからどういうふうに管理していくかというふうなことが、PCR検査を受けている方も受けていない方も、何名かも管理は分からないとか、何回受けるかというのを管理は知らない。このワクチンもですね、何人職員がいて、どういうふうな計画でどういうふうにワクチンを打っていくというふうなことを、管理簿で今後管理していくのもリバウンド対策につながっていくのかなと思います。いかがでしょうか。

○我那覇仁病院事業局長 今、委員のおっしゃるよ

うに、PCRの検査とワクチンの接種を局で把握することは非常に大切なことだと思います。ただ、そこまでまだ行ってないんですが、先ほど話をしましたようにPCRは症状によって必要な方の検査をしているのが現場の実情であると思います。ワクチン接種に関しましては、供給量と必要な量がちょっとギャップがあつてですね、最初は可能な限り濃厚の接触をしている職員にまずはやろうと。そういうふうなワクチンのスケジュールを取っています。各県立病院では、どなたが接種してどなたがまだ受けてないというのは今後データが出てきますので、そこら辺はまた局でも把握していきたいと考えております。

以上です。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

ちょっと視点を変えてですね、医療管理システムについてお伺いしたいと思うんですけれども、現在医療に関して電子カルテがどの病院にもあるんですけれども、その一元化という取組はどのようなふうになっていきますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えいたします。

全ての県立病院を統一した電子カルテの導入については、一部の医師等から要望があるようでありまして、かなり以前からそういう声があったのは事実であります、今現在達成されていないと。各県立病院ごとの電子カルテシステムということになっていきます。

○仲里全孝委員 その件について、何かの形で今取組状況がありますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 要望としては承っておりますけれども、具体的な検討の俎上に上っているわけではございません。

○仲里全孝委員 去年の内閣府の資料によると、マイナンバー制度を抜本的に改善して、医療費の電子カルテ統一化にも利用できるんじゃないかなというふうな去年の内閣府の発表もありました。その件についてはどういった御意見、考え方を持っているのか伺いたいと思います。

○古堅圭一病院事業経営課長 国のほうではデジタル化という大きな流れがありますけれども、委員おっしゃるとおり、行く行くはマイナンバーを利用した統一的な効率的な業務処理というのも可能になってくる、達成されていくんだらうなと思いますけれども、マイナンバー制度による保険証の利用という観点では、今現在マイナンバーを使って県立病院を受診するということはできておりません。ただ今月の

末、あるいは4月以降もマイナンバーカードによって受診ができるような、カードリーダーを導入したりだとか、そういうことを各県立病院に導入をしていって、デジタル化に乗り遅れないようにしっかり取り組んでいこうかなと思っております。

以上です。

○仲里全孝委員 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

次に、去る6月定例議会でも議案として上げられましたけれども、北部の今帰仁村の診療所を廃止する条例案が出ました。そこでですね、概要説明の中で平成19年4月1日から診療を中止している中で、村側と譲渡に係る手続を進めていますというふうな説明がありましたけれども、進捗状況をお願いします。

○古堅圭一病院事業経営課長 古宇利診療所の件についてお答えいたします。昨年の6月定例会で古宇利診療所等の廃止の条例案を提出したところでありますが、古宇利診療所については、平成25年度及び令和2年度に今帰仁村当局から同診療所及び隣接する看護師住宅の無償譲渡の要望書を受領しておりましたが、今帰仁村におきまして具体的な利活用方針が定まっていないことから、調整が難航しておりますけれども、引き続き今帰仁村への譲渡に向けて調整を進めてまいります。

以上でございます。

○仲里全孝委員 仮に県側と村側で譲渡に合意した場合ですね、どういった手続方法がありますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 古宇利診療所の今帰仁村への無償譲渡に当たりましては、建設自体が国庫支出金を利用した建設ということもありますので、国庫金の返還という問題が生じないかどうか、あらかじめ事前に確認をしておく必要があるということで、令和元年5月に本県病院事業局から厚生労働省の担当者の方に対しまして、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準に基づいて、今帰仁村の利用計画が未定のまま、利用計画が未定のまま無償譲渡した場合、国庫返還が生ずるかどうかが照会をかけておりましたところ、現在の処分内容なら国庫の返還は生じないという回答をその当時得ておりました。ところが、令和2年、昨年ですね。令和2年5月25日付で今帰仁村から古宇利診療所など施設を無償譲渡するよう要望があり、要望に応えることができないような場合には、古宇利診療所等施設を撤去して今帰仁村に土地を返還するよう求める内容の要請がございました。そこで、改めて厚生労働省に国庫支出金の返還が生じないかどうか確認を

しましたところ、その厚生労働省に照会をした際には今帰仁村が利用するという前提でお聞きしましたが、けれども、昨年の要望では利用要望がない場合には村に返してくれ、戻してくれという内容でありましたので、改めて厚生労働省に国庫支出金の返還が生じないかどうか確認する必要があるとしまして、今現在厚生労働省に確認をしているという最中でありまして、以上です。

○仲里全孝委員 今説明があったことを、村にいつ説明されたんですか。今私に説明したことを、村のほうにいつ説明されたんですか。

○古堅圭一病院事業経営課長 今お答えしました内容については、今帰仁村のほうにお伝えしたことはございません。内部で検討している内容ということになります。

○仲里全孝委員 そうですよ。私も6月に皆さんから受けたときにはもう既に調整されてですね、譲渡の手続だけの説明を受けたんですよ。そして最近ちょっと聞き取り調査したら、そういったのも全く進んでいるか、どの程度かちょっと分からないというふうなことを受けてですね、村のほうも、やはりこれ去年の6月ですから、その後、村のほうに丁寧に説明して、こういったことですよということで、今は皆さんも御存じのとおり村長さんも変わって、やはり方針も全く変わってるかどうかでもですね、それも含めて調整していただきたいと思います。

そこで、例えば譲渡する場合、今ある資産を村に財産処分に当たるんじゃないかなと思うんですけども、それはいかがですか。例えば県のほうで財産処分をして、それから譲渡というプロセスに行くんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えていますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 県内部での財産の処分に関する手続については、全て終了しているようでありまして、あとは今帰仁村との間で譲渡に当たってどういう意見交換をしていくかによるものと考えています。

○仲里全孝委員 逆に村のほうで譲渡を受けない場合、どういうふうな手続がありますか。

○古堅圭一病院事業経営課長 今帰仁村のほうに利用の予定がないような場合には、県の財産である古宇利診療所の建物を一旦解体をして更地にした上で、土地を村当局に返還するということになります。

○仲里全孝委員 分かりました。早めに村と、これ半年たっていますから、方向性を調整して、解体す

る場合も委員会とか議会のほうには報告義務があると思うんですよ。それも併せて、村側と早めに解決するように取り組んでください。

委員長、以上です。

○末松文信委員長 ありがとうございます。

石原朝子委員。

○石原朝子委員 こんにちは。朝から皆様方には大変御苦労さまでございます。そしてまた県立病院の皆様方、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。私は感謝の意味を込めて、質疑は1件ですぐ終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は令和元年度の病院会計の決算審査意見書、その審査意見書の中で、会計事務等については是正、改善を要する事項についてということで、監査委員が意見書を出しております。それをちょっと読み上げさせていただきます。令和元年度の定期監査において、診療費の一部を亡失する事案のほか、契約事務や各種手当に係る基本的な会計事務の不適正な処理が確認され、依然として指摘件数が多い状況であります。このような不適正な処理の多くは、会計事務担当において関係規程などの基礎知識、理解不足があること、契約締結及び支払時における管理監督者の審査が不十分なことが主な要因であると考えられる。適正な会計事務を確保するために、担当者及び管理監督者それぞれに必要な研修の充実を図るとともに、病院事業の管理運営の基礎となる事務部分の体制強化に取り組んでいただきたい。この審査意見書は、令和元年度から始まったことではありません。平成27年度より同じ内容の審査意見書が提出されております。なぜ監査委員の改善を要する意見に対しまして、改善がこれまで解決されてこなかったのか、その理由と、令和2年度におきましての対応等をお聞かせ願います。

○古堅圭一病院事業経営課長 お答えします。

委員御指摘のなぜこのような会計上のミスが多発するかについて、その原因を御説明いたします。従来から病院事業会計に係る定期監査の指摘事項が大変多いものがあるわけですが、その要因の一つとして、やはり一番大きいものは、会計事務の経験が非常に少ない職員が多数配置されているということ。出納事務の知識やノウハウの蓄積が十分でなく、あるいは財務規程の根拠規程の確認を怠ったり、必要な手続を取らなかつたりするなど、基本的な会計処理の誤りが非常に多いのが指摘の多さにつながっているのではないかと考えております。病院事

業では、順次改善に向けて取組を行っておりますが、その際にやはりメインとなっておりますのは、対象者別の研修、会計事務職員の初心者向けの研修、あるいは企業出納員等の管理監督者の研修を始める必要があるのではないかとということで、初任者研修につきましては令和元年の10月から会計事務初級研修ということで、第1回目を令和元年10月30日に行いました。それと外部の専門の先生を招いた初めての会計事務研修というものを、昨年の令和元年11月6日に各県立病院の予算経理事務担当者を集めまして、会計事務研修というのを行っております。

それから会計事務研修としましては、内部統制の強化を図るため、各県立病院の事務部長等に対する企業出納員の研修。これは令和元年11月5日、各県立病院の事務部長、経営課長、それから総務課長を対象に行っておりまして、この管理監督者研修については平成30年度から行っております。こういう対象者別の研修、あるいは管理監督者の研修等を数年前から始めておりますが、なかなか効果が出ていないといえますか、もう少し実務に即した効果的な研修を考える必要があるのではないかとということで、今現在考えております。監査のほうでも指摘がありますとおり、一件でも少なくするような努力は引き続き行っていこうかなと思っております。

以上です。

○石原朝子委員 ちょっと再質問だけさせてください。この事務職員等は、正職員、割合は多いでしょうか。それとも臨任等、臨時的職員が多いのでしょうか。

○玉城洋病院事業総務課長 県立病院の事務職員数なんですけれども、令和3年2月1日現在で全体で274人となっております。その内訳ですけれども常勤職員が136、会計年度任用職員が138、常勤職員と会計年度任用職員の比率は、常勤職員が49.6%、会計年度任用職員が50.4%というふうになっております。

○石原朝子委員 先ほどの様々な事業を展開している中において、やはり職員の正規雇用、49.6%が正規雇用ということですよ。やはり職員を継続的に、経験とともに専門性を高めていく上では、やはり正規化のほうに向けて取り組んでいかなければならないかと私は思っております。その点どうでしょうか。段階的に正規雇用、人数を増やしていくのか、そういうお考えもごございますでしょうか。

○玉城洋病院事業総務課長 病院の事務部分の体制についてですけれども、今ありましたように事務処

理について監査で指摘を受ける件数が多いことなどから、組織とか人員体制の見直しとかですね、職員の資質向上について今後総合的に検討してまいりたいと考えております。

○石原朝子委員 私が確認したいのは、正規化に向けて段階的に取り組んでいかれるかどうか。やはり専門性が問われる事務職でもあると思いますので、そこら辺どのような計画をお持ちでしょうか。

○玉城洋病院事業総務課長 非常勤職員の正職員化ということでございますけれども、正職員の定数とかにつきましても病院の経営状況とかに影響しますので、経営状況とか国の医療制度改革の動向とかですね、その辺も踏まえて総合的に検討する必要がありますので、そういうことで対応してまいりたいと考えております。

○石原朝子委員 分かりました。

以上でございます。ありがとうございました。

○末松文信委員長 以上で、病院事業局関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時30分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

次に、保健医療部長から保健医療部関係予算議案の概要の説明を求めます。

大城玲子保健医療部長。

○大城玲子保健医療部長 保健医療部所管の令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要について、御説明申し上げます。

通知しました令和3年度当初予算説明資料をタップし、資料を御覧ください。

資料の1ページを御覧ください。

令和3年度一般会計部局別歳出予算の総括表となっております。令和3年度一般会計歳出予算額は、表の一番下、県全体の合計は7912億2600万円、そのうち保健医療部は枠で囲った部分の794億4704万4000円で県全体の10%となっております。前年度と比較しますと125億6736万7000円、18.8%の増加となっております。

2ページを御覧ください。

県全体及び保健医療部の歳入予算を款ごとに示しております。令和3年度一般会計歳入予算額は、表の一番下、県全体の合計は7912億2600万円、そのうち保健医療部の令和3年度一般会計歳入予算は枠で囲った部分、9の使用料及び手数料4億6036万

6000円、10の国庫支出金210億5730万8000円、11の財産収入973万1000円、13の繰入金15億3810万3000円、15の諸収入2億4052万円、16の県債570万円、合計233億1172万8000円を計上しており、県全体の2.9%となっております。前年度と比較しますと116億3445万3000円、99.6%の増加となっております。

3ページを御覧ください。

保健医療部の歳入予算の主な内容について御説明いたします。欄外左側に行番号を振っておりますので、行番号に沿って御説明いたします。

1行目(款)使用料及び手数料につきましては、2行目(項)使用料1億6709万3000円及び3行目(項)手数料3390万7000円、4行目(項)証紙収入2億5936万6000円を計上しており、総額4億6036万6000円となっております。主な節では、県立看護大学授業料及び県立看護大学入学金などとなっております。

前年度と比較しますと1545万9000円、3.5%の増加となっております。これは主に(項)使用料の県立看護大学授業料において、令和2年度から開始された高等教育の修学支援新制度を利用する学生が当初の見込み数より少なく、授業料の減免額が減少したことによる授業料の増加などによるものであります。

5行目(款)国庫支出金210億5730万8000円につきましては、前年度と比較しますと116億4562万8000円、123.7%の増加となっております。これは主に7行目(項)国庫補助金について新型コロナウイルス感染症対策のための、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増加などによるものでございます。

次に、9行目(款)財産収入973万1000円につきましては、前年度と比較しますと173万7000円、15.1%の減少となっております。これは主に県立看護大学における自動販売機設置に係る土地貸付料などの減少によるものでございます。

次に、11行目(款)繰入金15億3810万3000円につきましては、沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金繰入金及び地域医療介護総合確保基金繰入金を計上しており、前年度と比較しますと231万7000円、0.2%の増加となっております。これは主に基金充当事業数の増による地域医療介護総合確保基金繰入金の増加などによるものでございます。

次に、14行目(款)諸収入2億4052万円につきましては、15行目(節)県立病院貸付金元利収入及び16行目(節)看護師等修学資金貸付金元金収入などを計上しており、前年度と比較しますと311万4000円、

1.3%の減少となっております。これは主に病床転換助成交付金の減少などによるものでございます。

次に、19行目（款）県債570万円につきましては、看護大学施設整備事業を計上しており、前年度と比較しますと2410万円、80.9%の減少となっております。これは令和2年度の看護大学施設の修繕及び保健所施設の解体工事の終了によるものでございます。

4ページを御覧ください。

県全体及び保健医療部の歳出予算を、款ごとに示しております。令和3年度一般会計歳出予算は表の一番下、県全体の合計は7912億2600万円、そのうち保健医療部の令和3年度一般会計歳出予算額は枠で囲った部分、3の民生費323億7065万4000円、4の衛生費460億6569万1000円、10の教育費10億1069万9000円、合計794億4704万4000円を計上しており、前年度と比較しますと125億6736万7000円、18.8%の増加となっております。

5ページを御覧ください。

歳出予算の主な内容について御説明いたします。欄外左側に行番号を振っておりますので、行番号に沿って御説明いたします。

1行目（款）民生費323億7065万4000円につきましては、前年度と比較しますと1億4224万7000円、0.4%の減少となっております。これは主に国民健康保険負担金等事業費における国民健康保険事業特別会計への繰出金の減少などによるものでございます。

2行目（項）社会福祉費において、右側の事項別内訳にありますとおり、後期高齢者医療負担金等事業費、国民健康保険指導費などを計上しております。

次に、3行目（款）衛生費460億6569万1000円につきましては、前年度と比較しますと126億2739万4000円、37.8%の増加となっております。これは主に新型コロナウイルス感染症に対し相談・検査体制を拡充するための感染症対策費の増加及び医療提供体制を構築するための救急医療対策費の増加などによるものでございます。

項ごとの主な事項を申し上げますと、4行目（項）公衆衛生費のうち、右側の感染症対策費、精神医療費、子ども医療費助成事業費、特定疾患対策費などを計上しており、5行目（項）環境衛生費は、食肉衛生検査所費などを計上しております。

6行目（項）保健所費は、職員費などを計上しており、7行目（項）医薬費においては、医務行政費、医師確保対策事業費、救急医療対策費、地域医療対策費などを計上しております。

8行目（項）保健衛生費においては、県立病院繰

出金を計上しております。

次に、9行目（款）教育費10億1069万9000円につきましては、前年度と比較しますと8222万円、8.9%の増加となっております。これは主に沖縄県立看護大学を管理運営する公立大学法人を設立するため、人事や経理など各システム開発費用及び出資財産の鑑定評価費用などを新たに予算計上したことなどによるものでございます。

10行目（項）大学費において、右の看護大学教職員給与費、看護大学教育研究費、看護大学施設等整備費などを計上しております。

次に、6ページを御覧ください。

保健医療部所管の特別会計、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算について御説明いたします。表の下から2行目、国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算額1591億7817万8000円を計上しております。

次に7ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算を款ごとに示しております。

中ほどの合計の欄がありますが、前年度と比較しますと14億1726万6000円、0.9%の増加となっております。これは主に令和元年度に取り崩した財政安定化基金を積み戻すための財政安定化基金積立金の増加などによるものであります。

以上で、保健医療部所管の一般会計及び特別会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○末松文信委員長 保健医療部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに甲第1号議案及び甲第20号議案に対する質疑を行います。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 お疲れさまです。

質疑に入れてないんですけど、変異株について少

しお聞きしたいと思います。私の先日の代表質問においては、変異株において県の環境衛生研究所によってスクリーニングをしているというお話だったんですけど、どのようにして派遣されたのでしょうか。

○系数公保健衛生統括監 昨日、知事のほうから発表させていただきまして変異株につきましては、合計8例の症例が見つかったということになっております。2種類ございまして、そのうちの2例につきましてはN501Yという、いわゆる英国株等の懸念すべき変異株ということで、医療機関のほうから申出がございまして、衛生環境研究所のほうで調べていただきたいというふうなことで、症例の県外との接触歴などを考えて、病院のほうからスクリーニングが必要であるということで、直接こちらの衛研のほうで検査をして、その確定検査のために東京の国立感染研に送ったというふうなもので、2例の方が見つかりました。残りの6例の方は、先ほど委員がおっしゃった定期的に感染研に株を送っている中から6例、E484Kというふうな、特にまだ名前はないんですけども、変異株の一種が出たという報告がございまして、その2つについて発表させていただいたという経緯でございます。

○比嘉京子委員 その答弁内容によると変異株、時間の問題だろうと誰でも思うわけですよ。沖縄県も時間の問題だろうと思っていたと思うので疑問を入れたんですけども、やはり入院隔離を徹底して封じ込めるんだという答弁をいただいたところなんですけれども、どうも回復しているんだというお話もあり、さきの2人の英国株の方々の見つけ方がちょっとよく、先ほど御答弁で分かりにくかったんですけど、病院のほうからおかしいとか何とかって、何か違いがあるんですか、この検査をしてほしいという。

○系数公保健衛生統括監 現在のところは疑うというか、その検査を行う基準としましては、やはり海外、それから県外との接触歴というふうなことを重視をして、今回の症例の場合はもう既に隔離解除された後ですけども、病院のほうでそういう症例があったということで、少し時間がたってから検査を行ったということになります。もちろん今の状態も確認をして、その後のPCR検査も追加で行って陰性ということを確認しておりますので、その方たちはもう普通に生活をされているという状況でございます。

○比嘉京子委員 感染力がやっぱりN501Yですか、それはすごく感染力が高いと言われているんで

すが、そこら辺の心配はないという理解でよろしいですか。

○系数公保健衛生統括監 昨日発表した2例につきましては、周辺への広がりには確認されていないので、終息しているというふうに考えています。

○比嘉京子委員 もう一点、通告してありましたが、これも、子育て世代包括支援センターが、これは知事公約でもあって、やはり4年間の間に41市町村に設置をするというような主要政策に入れてあると思うんですね。それで今の進捗状況からすると、今年度いっぱい24市町村でしょうか、そこに到達するのかなと思うんですけども、なかなか遅々として進み具合が悪いような気がするんですけども、どのような問題があるのでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 今回、令和3年2月になんですけども、センター設置促進のために全国で中心的に活動されている先生方4名に来県いただきまして今年2月なんですけれども、2月にセンター設置を促進するために全国で中心的に包括支援センターに尽力されている先生方を4名お招きして、未設置市町村に焦点を当てた研修会をオンラインで開催いたしました。その中で未設置市町村と意見交換をしたところ、人口規模が小さいところが多くてですね、既に全数の妊婦さんに会っているとか、きめ細やかな支援は実施しているんですけども、センターと名乗ることをすごく難しく考えていて、看板を上げていないというところが多いことが分かりました。そこで、センター機能を果たしているとしても、市町村はそう考えていてもですね、住民の皆さんに母子を大切にしたい住民サービスを行うということ、しっかりと住民に対して意思表示することが大事であるというところを先生方からもお話をいただいて、今担当者の皆様は設置することの意義というのをしっかりと再認識していただいたところです。今後、やはり少し早めに設置を進めていかなければいけないので、ちょっと私たちも今検討しているんですけども、その先生方をまた今年もお呼びすることになっていますので、今度はまたちょっと管理者の方々、課長含めですね、市町村の管理者の方たちに少し研修をしていこうかということで、取組をもう少し進めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 そこをやっている、例えば次年度で4年目になるんですけども、そこはどれぐらい見通している段階でしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 昨年12月に調査した段階では、6市町村が設置を予定しているというところ

ではありましたけれども、この2月にお話をさせていただいたときには、やはり設置は急いだほうが良いと皆さん認識はされておりましたので、できるだけ今後も設置に向けてですね、もう少し保健所も一緒になって各管内ごとに市町村の皆さんと話し合いを進めていながら、進めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 ぜひ来年度、令和4年である程度のところまでいけるように御努力をいただきたいなと思うのと、非常にこだわっている理由はですね、例えば学校教育のほうに行っても全てここに帰ってくるような原因なんです。ですから、いかにここを強化していくことが今後の子供たちの育ちに様々な、中学卒業、高校中退、何というところに来たときにですね、やっぱり就学前の子供たち、特にスタートアップのときに親支援をどれくらいやっているか、そして親がどれくらい子供理解をしているかということが非常に気になる事例が多過ぎるので、ぜひここにこそ投入をすべきではないかなと思っているので、よろしくをお願いします。

以上です。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 最初に、子供の医療費の助成事業、来年度から通院についても中学校卒業まで無料化が実現するというので、それは高く評価するものであります。それに伴って、窓口無料化を実現してほしいとの多くの県民から要望が寄せられておりますけれども、その見通しについて伺います。

○諸見里真健医療総務課長 県は現在、令和4年度の年齢拡大に併せてぜひ現物給付を可能な限り全市町村で導入したいということで、1月から私直接十七、十八団体回って意見交換をさせていただきまして。おおむねこの事業の重要性、必要性は理解していただいて、前向きに議論をします。今現在、多くの市町村がその方向で動いておまして、あと一部、やっぱり内部で関係部署がまたがるものから、そちらで少し調整をさせていただきますということで、今少し協議を鋭意やっているところでございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひ窓口無料化が実現できるように頑張ってくださいというふうに思います。答弁はよろしいです。

あと、国民健康保険負担金についてでございますけれども、市町村の統一保険料の問題について、保険料の状況がどうなっているか伺います。

○山内昌満国民健康保険課長 今現状について、保

険料につきましては、それぞれの市町村によって所得水準、医療費水準、財政運営状況が異なることから、被保険者の保険料負担については市町村によって異なっていますが、30年度からの都道府県単位化の趣旨を踏まえると、県内どこに住んでいても所得、世帯構成が同じであれば同じ保険料とすることが、被保険者目線ではより公平な負担となるのではないかと考えておまして、保険料統一について今、現状、県及び全ての市町村で統一に向けた理念を共有できるかということで、今現在協議を行っているところです。今の御質問のシミュレーションについてはなんですけど、統一については様々な形が考えられますので、統一後のシミュレーションにつきましては、理念の共有ができて統一するというので、その後、具体的にどういう条件でやるかという検討の中でその条件に合わせて示していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 標準料率より下の保険料のところは何市町村あるか、つかんでいらっしゃいますでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 標準保険料率につきましては、今現在市町村のほうに納付金としてこれだけの額をとということでお願いしている額について、こういう率で設定すれば保険料で集まりますよということで、参考までにお示ししているものです。これについては、料率の高い低いを一概に判断することは困難であるということは前提にしつつ、少なくとも全ての保険料率で実際の市町村の保険料率が低い市町村ということで見ると、少なくとも低いのではないかというふうに見えるのかなと考えておまして、それでいうと41市町村中24市町村につきましては、県が示す標準保険料率より低いという状況になっております。

○玉城ノブ子委員 現年度、保険税を引き上げた市町村はありますか。

○山内昌満国民健康保険課長 現年度、令和2年度に保険料の改定をした市町村は5団体となっております。

○玉城ノブ子委員 統一保険料を目指すということで、国保税を引き上げる市町村が出ているということは大変心配です。これは国の指導で国保税の標準率化というのが出ているわけですけども、しかし、国保税は今でも協会けんぽや組合健保の保険料と比較しても、国保税が高くて払えない。滞納している所帯が増えて、国保手帳がなくて病院に行きたくても行けない人たちが増えているという現状を、皆さ

んはしっかりとやっぱり認識する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 先ほど令和2年度に5団体、引上げがあったということでお答えしましたが、引き上げた理由としましては、医療費の増加に対応するためですとか法定外繰入等の市町村負担部分の解消を図るためとか、様々ですが、確かにおっしゃるように保険料の統一に向けた議論の状況も踏まえて改定したという市町村も現状あります。これにつきましては、市町村の保険料設定については、その賦課徴収については法令で、従前どおり市町村の権限ですので、そこはそれぞれの被保険者の状況も踏まえて、市町村のほうで適切な額の設定をしていただきたいと思いますと考えております。

○玉城ノブ子委員 国保税の標準化を進めるということで、国保税加入所帯に負担をかけるということは、国保手帳―特別会計の赤字解消の根本的な解決には絶対ならないというふうに私は思います。国の国保特別会計への負担金を引き上げるということを国にやっぱり要求していくということが、私は必要ではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 国保につきましては、他の被用者保険より加入者の状況から財政的に大変苦しいということがありまして、これについては全国知事会でも共有しておりまして、従前から要請はしておりまして、令和2年6月にも令和3年度の国の施策並びに予算に関する提案要望におきまして、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げなど、様々な財政支援の方策を講じるよう国に要望しております。県としましては、今後とも引き続き知事会を通じて様々な財政支援の要請を行っていききたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 沖縄戦の影響で前期高齢者の比率が沖縄は低くなっています。戦争を行った国の責任で、赤字額958億円は補填をするべきであります。国にそれも要求していくべきではありませんか。

○山内昌満国民健康保険課長 沖縄県の特殊事情であります前期高齢者交付金が、やはりその算定のルール上、不利であるということで、従前から国保連合会、市町村、一緒になって要請をしているところです。これは前期高齢者の数、特に沖縄は地上戦もあったという部分で、それも影響しているのではないかということで要請してきたところですが、今後とも引き続き要請をして、沖縄県の事情に配慮した財政

支援の創設等を要望してまいりたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 それでは、新型コロナウイルスの感染症の拡大で保健所の対応が大変厳しい状況になっているというふうに伺っております。現状はどうなっていますでしょうか。今後の対応策について伺います。

○諸見里真保健医療総務課長 お答えいたします。保健所では昨年、特に第1波、第2波、今年に入って第3波ということで、非常に厳しい状況でございました。拡大防止のための、いろいろ積極的疫学調査とか感染源調査等々、全所体制で取り組んでいただきました。ただ、どうしても業務量が膨大となったことから、県のほうで保健所の一部業務を対策本部で移管するとか、会計年度任用職員を配置するなどの対応を取ったところでございます。

以上でございます。

○玉城ノブ子委員 保健所の体制を強化することが今、非常に大事になっております。人的配置も含めてですね、今後ともやっぱり対応職員を増やしていくということが非常に必要でありますので、ぜひ体制の強化を頑張っていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 課長からも答弁申し上げましたとおり、保健所機能の強化というのは非常に重要だと考えておりまして、次年度におきましては5名の保健師の増員、それから支援員を9名ということで、今増員を予定しております。その他、例えば委託が進むようにとか、そういうような対応でもって保健所の機能を拡充することは重要だと考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひ頑張っていただきたいと思いますというふうに思います。

あと、新型コロナウイルス感染症対策のPCR検査強化事業について伺います。

○国吉悦子地域保健課長 PCR検査強化事業につきまして、介護従事者約2万5000人を対象に2月10日から検査を開始しまして、3月末までにおおよそ2週間に1回、計3回の検査を行うこととしております。また、新型コロナウイルス感染症患者等に対応する医療機関や慢性期機能病棟を有する医療機関等の従事者を対象に、135の医療機関において検査費用の一部を補助することとしております。介護従事者の検査につきましては、3月8日までに約3万6000人の検査を行い、5名の陽性者が確認されております。これまで確認された5例の事業所において必要に応

じて追加の検査を行っておりまして、1事業所において1名の陽性者が確認されておりますが、事業所でのクラスター発生は確認されておられません。

○玉城ノブ子委員 感染症防止対策のためのPCR検査の事業、これはやっぱり今後とも非常に大事になってくるというふうに思いますので、ぜひ検査体制を今後ともやっぱり拡充していくということが必要じゃないかというふうに思います。ぜひそういうふうに進めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 令和3年度につきましては、今年度の検査対象に加えて障害者施設、保育施設及び精神科病院等の従事者を対象に検査を行うための予算を計上しております。

○玉城ノブ子委員 ぜひこれも検査体制、これからさらにやっぱり拡充を目指していただきたいと思います。まだまだ感染拡大の防止に至っておりません。しかも、変異株というのがまた発生しているというような状況がありますので、やっぱりこの検査体制の拡充は今後とも進めていただきたいということを要望したいと思います。

あと、新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業について伺いますが、執行状況について伺います。

○宮城優医療政策課長 医療機関への協力金交付事業でございますが、6月及び11月補正により措置した合計予算20億5232万4000円に対し、20億473万6000円を交付しておりまして、執行率は97.7%ということで、先週の金曜日、補正予算の際に答弁をさせていただきました。おととい、2月補正を議決いただきましたので、さらに10億8652万を含めまして、トータルの予算額は31億3884万4000円になります。執行率は63.7%ということになっております。

○玉城ノブ子委員 ぜひ執行状況をさらに進めて、早く協力機関に財源が支援額が行き渡るようにしていただきたいというふうに思います。

コロナウイルス感染症受入病院は今、財政上も大変厳しい逼迫した状況にあるというふうに訴えがございます。さらにやっぱり減収補填への支援もやってほしいという声が上がっておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○宮城優医療政策課長 今委員がおっしゃっているのは、重点医療機関のみならず全ての医療機関にということの趣旨でおっしゃっているかと思えます。これまでも議会でも何度か答弁させていただいたとおり、これまでも知事から厚労大臣に対しまして、

それから全国知事会の中でも、やはり全国で同じようなお話がいっぱい上がっているわけでございまして、これまでも国に要請をしてきたということですので、今後もまた様々な形でですね、国への要望事項の中で議論する際にこの辺の観点も含めて我々も取り組んでまいりたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 今後とも、やっぱり医療機関の果たす役割というのは非常にますます大きくなっております。先ほど県立病院の皆さん方からも、その現場の状況を私たちは聞かせていただきましたけれども、そういう医療現場の皆さん方に対する支援も非常に大事になってきておりますので、そういう意味では今、各基幹病院が財政上も大変逼迫しているという、この現状に対して、早めに減収補填ができるように国に対しても強く働きかけをしていただきたいというふうに思います。これは先ほど答弁いただきましたので、いいです。

新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業について伺いますけれども、今執行率はどういうふうになっておりますでしょうか。

○宮城優医療政策課長 こちらの空床確保の補助ですが、2月補正で今回増額させていただいた約44億円を含めまして、210億5304万9000円の予算を確保して対応してきているところでございます。現時点において、23病院に対しまして150億8946万8000円が交付決定済みで、執行率は71.7%となっております。

○玉城ノブ子委員 この交付金事業についても、病床確保事業についてもですね、ぜひ早めに医療機関のほうに支援金が届くように頑張っていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いします。

○末松文信委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 よろしく願いします。まず薬剤師確保の対策についての取組について、どういところまで来ているのか確認ですが、お願いします。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 お答えします。

薬剤師確保対策モデル事業の取組についてということで、薬剤師確保対策モデル事業については、県外に居住する薬剤師に対し、県内での就業条件に奨学金の返済額の一部として月3万円、最長2年間、最大72万円を補助する制度であります。平成30年度の補助実績は15名で、令和元年度の補助実績は35名、令和2年度の補助実績は40名となっております。薬学部設置に向けた計画についてということで、厚生労働省の平成30年薬剤師数調査によりますと、人口10万人当たりの薬局、医療施設に従事する薬剤師数

は、全国平均の190人に対し、沖縄県は139人で全国最下位であり、薬剤師不足等を解消するために県内の国公立大学に薬学部を設置することは有効な方策の一つであると考えております。今年度から薬学部設置可能性等調査事業において、県内薬剤師の需給予測や県内高校生などの薬学部進学需要の把握などを行っており、令和3年度は県内国公立大学、関係省庁及び有識者などへのヒアリングを実施し、薬学部を設置する場合の課題及び課題解決のための具体的な方策などについて整理することとしております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 可能性として既に希望する大学もあるようですが、現実にはどんな形で進むのでしょうか、スケジュール的にも。

○池間博則衛生薬務課薬務室長 今答弁のあったとおり、基本的にまずは現在行っている薬学部設置調査事業の結果を基に、その内容等を判断しながら今後どういうふうな方向を基にですね、方向性を示しながら検討していきたいと考えております。また今後、この事業は次年度も継続して行っていくものですから、県内国公立大学等も含めてですね、ヒアリング等を含めて調整しながらまた検討していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ実現の方向で促進方お願いします。

続きまして、沖縄県立看護大学、法人化支援事業という予算化もされていますが、その取組、なぜそうするのかとメリット等々について確認します。

○諸見里真保健医療総務課長 お答えいたします。

今、県のほうでは、令和4年4月の公立大学法人化に向けて、看護大学ですね、準備作業をしているところです。令和3年度につきましては、予算を9000万近く計上しておりますが、基本的にはシステム開発等の一当然法人化になりますので、県のシステムから切り離されます。その辺の委託という形で予算を計上しているところがございます。今、委員から御質問のあった法人化をするメリットとか、なぜ法人化をするのかということなんですけれども、今現在県のほうで直営で県の出先機関という形で大学を運営しているところがございます。それが公立大学法人ということで、別法人になります。それが県と法人、その法人をつくる場合は地方公共団体しかできませんので、そちらのほうで法人をつくって運営費を入れて、ガバナンスとして大きく変わるのは、理事会を構成してそこに学長と理事長、一体型で運営しようというふうに考えておりますけ

れども、そこと、あと専門の審議会、経営と教育の審議会も立ち上げます。そういう形で、合議制の理事会という形で大学を運営していくと。そこに県としては客観的な評価、これは条例を今議会で提案する予定ですけども、評価委員会、外部の目を入れると。非常にそこが一番のポイントになるかと思えます。今、県直営が外部の目を入れて評価をしていく。もう一つだけ言わせていただくと、今は予算中心の管理になってきます。それが民間の手法を取り入れるという形で、事後の評価というところに重きを置くと。その辺が大きく変わる点かというふうに考えています。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 条例の際にも、また審査したいと思えます。

続きまして、県立病院の医師派遣補助事業、前年比より大幅増かなという、その予算増の理由とかがありましたら、お願いします。

○宮城優医療政策課長 県立病院医師派遣補助事業ですが、北部、宮古、八重山の各県立病院に派遣される専門医及び県立離島診療所で勤務する医師の人員費を病院事業局へ補助する事業でございますが、令和2年度の当初予算から1億2410万1000円の増となっております。その増額の理由でございますが、専門医の派遣予定数が令和2年度当初の16名から今回22名に増加したことによるものでございます。

○瀬長美佐雄委員 あと、救急医療用ヘリの活用事業、令和元年決算に比べると減額の予算というふうな形になるので、令和2年に減になっているということなのか、実態と予算化した、その説明をお願いします。

○宮城優医療政策課長 救急医療用ヘリコプター活用事業、通称ドクヘリでございますが、ドクターヘリを運営する浦添総合病院に対しまして、厚労省の補助金を活用して補助を行い、傷病者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るものという事業になっております。今年度の事業、前年度と同額の2億5274万1000円ということで予算計上させていただいておりますが、今年度、今現在の実績が最新で2月末の数字になりますが、308件の運航件数となっております。その実態としましては、例年に比べて回数は減少しているという状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 令和元年三百八十数回ということに比べて、やっぱり低くなっているという結果、理解しました。

続きまして、この間、コロナ対応としては保健医

療部、大きな比重を占めてきたと思います。このコロナ対策予算、最終補正、新年度予算でコロナ関連の予算総額という意味では、どの規模になりますか。

○諸見里真保健医療総務課長 令和2年度の保健医療部のコロナ対策関連予算としましては、補正予算376億5222万4000円、11事業となっているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 新年度予算もコロナ対策という位置づけでいうと、トータルではどれぐらいになるんでしょうか。

○諸見里真保健医療総務課長 令和3年度の当初予算でございますが、102億2080万3000円、22事業というふうになっております。

○瀬長美佐雄委員 大まかでいいんですが、補正予算で、この間の執行した状況を伺います。

○諸見里真保健医療総務課長 執行状況でございますが、3月9日現在で取っております。補正予算376億5222万4000円のうち、276億8521万7000円、執行率でいきますと73.5%となっております。

○瀬長美佐雄委員 先ほどもありましたが、医療機関に対する協力金であるとか慰労金、様々ありました。ただ、現状としては民間医療機関、厳しいという状況がやっぱり聞かれて、給与カット、あるいはボーナスカット、あるいは最近聞いたのは退職金のカットというふうなことも聞き伝わっていて、ですから赤字補填は確かに国に要請していますということと、実態がどうなっているのかと。実態、県内の医療機関はこれだけ減収して赤字。これを維持するためには、コロナ第4波に備えるためにも重要な全体としての医療機関がこうなっていますという意味では調べる必要があるんじゃないかと。医師会が提示したのは、去年の4月、5月、当初の頃の状況はありました。ところがそれ以後、きちんと今の時点でどうなっている、それを踏まえて国にやっぱり説得力を持って要請するという関わりが必要かと思うので、その取組方について伺います。

○国吉悦子地域保健課長 委員のおっしゃるように、今回コロナ関連で各医療機関はすごく減収したとかですね、いろんな思いをされていると思います。医療機関の経営への影響については県医師会と、県医師会の関係団体と協議をして、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 次に、事業概要の中でいうと118番の新型コロナウイルス感染症、検査体制を確保するという事業ですが、この事業概要について伺います。

○国吉悦子地域保健課長 本事業は新型コロナウイ

ルス感染症の検査体制を確保するために行政検査の検査委託、あとPCR検体採取センターの設置、保険診療に係る検査料の公費負担等を実施するものです。行政検査では主に保健所が行う濃厚接触者の検査などを行い、当初は県衛生環境研究所のみで行っていましたが、現在はほかにも5か所の検査機関と契約を行い、行政検査の依頼数に応じて拡充可能となっておりますので、そういった検査費用等となっております。

○瀬長美佐雄委員 あと120番、新型コロナウイルスの感染症受入病床確保事業、これについての予算の概要説明をお願いします。

○宮城優医療政策課長 県は新型コロナウイルス感染症等の入院受入体制を確保するために、受入病院に対しまして病床確保の補助を行っているところでございますが、次年度におきましても引き続き受入体制を確保することから、約51億5000万円の予算案を提出させていただいております。その所要額は感染患者の発生状況によって大きく変動するため、当初予算案としては令和2年度の感染拡大時における病床確保料の実績額を参考に、4月から6月までの3か月分の所要額を積算して計上しているところでございます。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 あと医療従事者向けの宿泊施設の確保、これも重要な事業だと思いますが、新年度はどういうふうになるのか、今年度の実績も併せてお願いします。

○宮城優医療政策課長 医療従事者向けの宿泊施設確保事業でございますが、医療従事者の経済的、精神的な負担軽減を図るため、医療従事者がホテル等に宿泊する際の経費を支援する事業でございます。令和3年度の当初予算額は1億3079万8000円というふうになっておりまして、令和2年度の予算額4億7434万円と比較し、3億4354万2000円の減となっております。減額の理由としましては、令和3年度の当初予算額は、今年度の宿泊実績と財源となる国庫補助金が4月から9月までの6か月分が示されていることを勘案しまして、半年分の期間を見込んで積算を行ったため減額となっております。ちなみに今年度の実績でございますが、令和2年12月末時点の数字で申し訳ないんですけども、延べ1万3727人がこの補助を受けているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 あとワクチン接種に係る、どのようにして県民に接種していくのかという点では、県と市町村が事業主体ですとかいう中で、いわゆる

県の役割、市町村の役割、どのようにしてワクチンをきちんと接種できるようになるのかと。県のそういう意味での役割、指導というか、どんな形関わっていくのかを確認します。

○森近省吾地域保健課副参事 今回の新型コロナウイルスワクチン接種は、国が計画をしまして県が広域調整を行い、市町村が実施主体となっていくことになっております。市町村が実施主体となるんですけども、実際に市町村と医師会等が協力して体制を組んでいく。そこを県が支援しながら行っていくという体制を取っております。

○瀬長美佐雄委員 ですから、その支援の中身ですよ。いわゆるワクチンが空輸で送られてくる。それに対する管理なのか、あるいは医師会との連携をどのように一要素にその数をどう分配するのかとかを含めた対応なのか、そこら辺、具体的にお願いします。

○森近省吾地域保健課副参事 まず、ワクチンの分配ですけども、国から都道府県分が示されますので、県としましては市町村の人口等も勘案しまして、市町村分のワクチンの配分を決めるということになっております。あと医師会との兼ね合いですけども、連携会議を開きましたり説明会を開いたりしていますし、特に地区の市町村と医師会の集まりなんかに参加をしまして、間をつなぐような形を取っております。

○瀬長美佐雄委員 ちなみに県民に届く、今は優先的には医療、介護施設等々ですが、国からは沖縄県に、いわゆる一般の県民、普及するというか、接種するという点では、いつ頃にワクチンを予定しているとか、具体的にはどうなっていますか。

○森近省吾地域保健課副参事 ワクチンの配送スケジュールですけども、4月5日の週に沖縄県に2箱、975人分が2箱ですので、1950人分が届くことになっております。あと4月12日の週、4月19日の週にそれぞれ10箱ずつ届きまして、4月26日の週には全ての市町村、41市町村分の41箱が届くということで、4月の終わり、あるいは5月の初めぐらいには全ての市町村においてワクチンが接種開始できるように今、準備を整えているところでございます。この後、6月末までに高齢者、国によりますと約360万人、沖縄県で約32万人分の2回分の配布を完了する見込みとなっております。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、水際対策の強化、やっぱり変異株が発見された。これのいわゆる伝播力というか感染力を考えると、やっぱりこの水際

でどう防げるかという点も重要になるかと思いますが、新年度、どう強化しているのかというのを伺います。

○国吉悦子地域保健課長 県では渡航前の検査を奨励しておりますけれども、事情により出発地での検査が受けられなかった場合に、那覇空港到着時に希望者に対するPCR検査を実施しております。これをまた継続をしていくということで新年度は考えております。それと、安価でできる検査を受けることができるようにということで検査機関に対する補助も行っておりますので、渡航する前にその安価なPCR検査を活用していただきたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 やっぱり離島の医療体制が脆弱というのもあるので、要するに県内の離島でどう感染を防ぐかという点では、やっぱり離島任せではなくて、県として離島の航路にどうするのか、一定の仕組みが必要じゃないかなと思っておりますが、その点はどうなんでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 宮古、八重山に那覇空港から行かれる場合は、那覇空港のほうでやはり出発前に検査をしていただきたいと思っておりますけれども、さらにまた離島というところになりますとこの安価なPCR検査をぜひ活用していただいて、離島に渡航する前にぜひPCR検査を受けて行っていただきたいなど。それをちょっとPRしていくことを考えております。

○瀬長美佐雄委員 最後に感染者の治療に当たって、協力病院、指定病院、頑張ってくださいですが、全国的にはコロナに特化した病院、集中して治療すると。そういう状況は県内では取れないのかどうか伺います。

○国吉悦子地域保健課長 新型コロナウイルス感染症に対応する治療機能を集約化して専門病院を設置するということにつきましては、既存の病院を専門病院化するということと、あるいは新たな施設を整備するという方法も考えられますけれども、いずれの方法においても医療従事者の確保の課題があります。新型コロナウイルス感染患者を受け入れている重点医療機関におきましては、適切な感染対策が現在取られておりまして、コロナ病棟から一般病棟の患者さんへの感染事例というのは確認をされておられませんので、このたび国のほうもさらに病床を増床するようにということで、その方針が報道にもありますので、県としましても、医療機関を集中化するとその病院にすごく過重な負担がかかることもありますので、できるだけ分散化して、今後また複数

の重点医療機関で受け入れる必要があるかなと考えております。

○瀬長美佐雄委員 全国で実施して始まっているという部分は、ぜひ研究すべきじゃないかなと思います。今後とも頑張ってください。よろしく申し上げます。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。ちょっと母子保健等々もとても気になるんですけど、やはりコロナにちょっと絞った質問にさせてください。

令和2年度、まだ決算終わってないですけども、この1年を振り返って、保健医療部として予算の組み方、執行で難しかった点は何か、令和3年度の予算編成ではそれがどのように反映されているのかというところ、大枠のところをお聞かせください。

○国吉悦子地域保健課長 コロナウイルス患者さんを受け入れる病床について、当初は重点医療機関を指定して確保することで、この受入医療機関に対しては病床確保料ということで、受入れのための空床とか、あと休止した病床に対して、1日当たりの単価を乗じた補助金を支給しておりました。9月時点は病床の確保量の執行率がちょっと低かったのはですね、国の通知に基づいて7月中に病床確保計画を立てて、重点医療機関の設置による医療体制の整備を進めていたんですけども、7月下旬からまた8月にかけて第2波が発生したために、重点医療機関の指定とか、それに続く各医療機関からの実績報告等も少し遅れが生じてしまいまして、なかなか早めに支給するということができなかったんですけども、現在、病床確保料は実績報告及び申請があれば滞りなく支給できておりますので、次年度におきましても、重点医療機関等の指定は今指定されている重点医療機関を継続して指定していくということもありますので、引き続き速やかな支給ができると考えております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

やはり空床確保の部分での手続、かなり難しかったという話を私も何度も聞いていましたので、改善が見られただけでもよかったと思います。

これ以外でコロナ関連の予算、ほとんど臨時交付金、地方創生の臨時交付金、包括交付金を使っているんですけども、今の時点で何か使い勝手が少し悪いとか課題があったりすることはありますか、国からの交付金を獲得するときに。

○諸見里真保健医療総務課長 交付金につきましては2種類ございまして、包括の交付金につきましては

は、医療提供体制を中心に交付される内容になっております。これにつきましては、国のほうも各都道府県の要望を受けまして、基本的には必要額をほぼ確保できるような形で財源を組んでいただきました。ですので包括交付金については、額的にはほぼ各都道府県、ある程度満足しているかと思うんですが、ただ先ほどありましたように、空床確保の一部要件がどうしても該当しない、やっぱりその県特有の事情に画一的になかなかつくられていますので、その辺で、先ほど言ったように一部苦勞したところがございました。包括交付金についてはそういうことです。

臨時交付金につきましては、企画部のほうでまとめていますが、当然これは医療提供体制だけではございません。経済対策含めて、地域の経済を支援するための総合的な交付金になっていきますので、当然範囲が限られています。その中で、先ほど空床確保で一部包括でできない部分を臨時でという調整を、当然庁内でやりますけど、その一方では経済という活用も大変重要ですので、この辺の予算の確保というのを非常に庁内で苦勞したところがございました。

以上でございます。

○喜友名智子委員 沖縄はもうずっと新規感染者の率が全国でもトップの高止まりなので、これが1年も続いて、当然医療体制にも予算必要だし、県内の業者さんたちにも必要なですよ。なので、県の中で医療か経済かという議論ではなくて、医療も経済も両方予算が必要なんだと。必要な予算は両方取っていくということを引き続きすることが必要だと思います。

次に、今の話と少しつながるんですけども、年が明けてもなかなか新規感染者数が減らなくて、いつか1桁になったかと思ったら、また20人とか30人台で、沖縄だけがなぜこんなに続いているんだろうというのがとても不思議ではないんですね。この辺、何か追加の分析、拡大要因についての分析等々ありますか。

○糸数公保健衛生統括監 まず、本日の新たな陽性者は38名ということで、昨日よりもまた増加したということで、今委員御指摘の少しまた増加傾向があるという状況でございます。沖縄県におけるこれまでの感染パターンをずっと分析をしていきますと、去年の6月、7月、何もなかった時期等もありますので、やはり最初は移入、持ち込まれた例をきっかけに少しずつ広がっていくんですけども、それが大きく広がるのがやはり大人数での飲食とか会食、

あるいはそういう接待を伴うお店などの飲食の割合がやはり4割程度ということで、最初の感染の原因としてはそれが高いということがあると思います。現在も職場のやはり歓送迎会を行ってしまっ、複数感染が出たというふうな事例が先週、あるいは今週もありますので、なかなかそこがまだ浸透できていないというふうなところがあるかと思ひます。さらにそこを各家庭、あるいはその各職場で、発症する前にそういう接触をして感染が広がってしまうというふうなところにつながりまして、それが最終的には高齢者施設あるいは医療機関というふうなところ、高齢者が多くいるところの中で広がりやすい、クラスターが起きてしまっというふうな形を、去年の夏も今年の冬もそういうパターンで広がってききましたので、そういうふうな分析をもっと進めて対策に生かしていくということで、今関係者等という議論をしているところでござひます。

○喜友名智子委員 2月の半ばぐらいからですかね、議事録を見ていると、議事録の資料を見ますと、感染者数が出ているパターンというか、飲食店に絞っの分析も出始めているので、やはり飲食店はかなり意識されてチェックされているのかなという印象を持っています。これを見ると、やはり緊急事態宣言をしての時短営業でかなり減っているという数字に見えていて、これは効果があると私も理解しています。一方でですね、やはりその時短営業を一律に8時で区切るということが今後も妥当なのかという話合ひを、まず対策本部一すみません。これは経済面なので、医療の方にお聞きするのがどこまで適切かというのはちょっと心苦しいところもありますけれども、今、中小あるいは小さい規模の飲食店の皆さんから出てきている意見の中にですね、例えば今まで8時半、9時まで営業していた店が、1時間時短したからって何が変わるのと。こういう店って逆に昼間からまたお酒出し始めて、2時間、3時間、昼間飲んでいたら一緒じゃないかみたいな話が出ていますよね。確かにそういうお店もちょっとちらほらと出てきています。このときに今後、営業の形態について何か自肅要請をするときに、お昼以降、明るいうちとか夜とか関係なしに、とにかく2時間以上、例えば5人以上で会食するのが駄目なんだみたいな分かりやすいルールとかという適用はありなんでしょうか。

○糸数公保健衛生統括監 個別のお店の事情を言うと非常に細くなるんですけども、県のほうで集計をして総括情報部のほうで分析をしているデータ

では、やはり22時までの時短営業に比べると20時までの時短営業ではかなり抑えられるというふうな実績がありましたので、一つはそういう20時までのものと。これをやる前に経済団体と必ず何回か話合ひをするんですけども、最初は20時というのはほとんど沖縄のお店では閉めるのと一緒だというふうな形で、かなり抵抗もございましたが、御理解をいただひて協力をしていただひてお店も増えてきて、そういうふうな効果が出たというふうには考えています。実際にどうやってうつるかということについては、ふだんはなかなか一緒にいない人、どこでそういうふうな、いろんな飲み方をしている人というか、ふだん会わない人と長時間にわたって、マスクを外した状態で長い時間接するというのが一番パターンとしては多いと思ひますので、そういうふうにはこちらのほうが作る啓発物には、4人以内、2時間というのがフレーズとして分かりやすいのでずっと使っんですけども、必ずいつも一緒にいる人と食事しましょうというふうな形で、それも含めるようにしていますし、なるべくマスクをつけましょうというふうなこともあります。いろんな内部で庁内でディスカッションしたときにも、1時間半過ぎたらブザーが鳴って帰宅を促すような仕組みも必要ではないかというふうな様々な意見は出ていますけれども、やはりそこは経営側との話合ひとか現実的にどうかというふうなこともありますので、そういう視点は持ちながらも、経済の方々と話合ひ合っ折り合ひをつけると言うとな変ですけども、実現可能なところで今行っているという実情でござひます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

ちゃんと議事録は見ておりますので、ぜひ1か月以内の公表をお願いできればと。これは要望です。

最後になります。保健所の人員体制なんですけれども、マスコミ報道で、これは内地の例なんですけれども、この10年間、保健所の人数も財政改革等々の影響で減らされて、人員が減ったところにコロナウイルスが発生して業務がパンクしてしまったという報道を多く目にしました。ちょっと沖縄では現状どうなのかなと思ひているんですけども、この10年単位の保健所の職員の人数、どういふ変化があるのか教えてください。

○諸見里真保健医療総務課長 お答えいたします。

保健所の職員数につきましては、10年前ですので、平成23年度につきましては414名でござひます。令和2年度は246名ということで、168名減少になっております。ただ、この内容としては2つポイントがご

ざいまして、平成25年度に中央保健所が廃止されております。那覇市保健所がつくられております。そこで53名減。あと、平成28年度に福祉事務所が分離されております。そこで114名減少しておりますので、単純にそれを足せば現行の246名ということで、28年度から現行まではほぼ246名で維持してきておりますので、大幅な減少があったということではございません。

以上でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

今の体制でも何とか追跡調査はできるという理解をいたしました。

これが例えば1日新規感染者数何名、何日連続続くと保健所がパンクするとか、そういう何か目安みたいなのはあるんですか。

○糸数公保健衛生統括監 ちょっと医療の場合はベッド数がありますので、1日30名、40名を超えると徐々に埋まっていくというのは数字で分かるんですけども、保健所の場合はそこにいる人員に対して、やはり新規の感染者が出たら必ずコンタクトを取って情報を取るというふうな作業がありますので、その保健所の規模にもよってくると思います。もちろん増員をしながら対応しますけれども、国のほうで今出しているのは、かなり流行が進んだときには新規の調査をする対象を絞ってもいいというふうな通知が出ていまして、あまりリスクがない人については調査そのものを後回しにするようなことも出ているところです。ただ沖縄県としましては、最初の調査は必ず直接お話を伺って、濃厚接触者の範囲までは特定するというところの作業はしっかりやっていますので、去年の夏のように1日60人、70人が毎日続くというときになると、やはりかなり悲鳴が上がっていたというふうなことは記憶していますけれども、ちょっとそこに関しては今数字がなかなか出てこないという状況です。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

以上です。

○末松文信委員長 上原章委員。

○上原章委員 お願いします。

私は資料3の1の当初予算説明資料を中心にやりたいと思います。23ページの109、精神障害者自立支援医療費、ちょっと内容をお聞かせ願えますか。

○国吉悦子地域保健課長 精神障害者自立支援医療費は、障害者総合支援法第58条の規定に基づき、精神障害者の通院医療費の一部を公費で負担するために計上している予算でございます。精神疾患は慢性

的に経過することが多くて、継続治療であったり社会復帰及び自立した日常生活を営むために、公費による医療費の負担をしております。

○上原章委員 この負担は何割とか、そういうのはあるんですか。

○国吉悦子地域保健課長 通常、医療費は保険適用が7割で自己負担分は3割になりますけれども、その中の1割を除いた残りの2割を、この自立支援医療費ということで公費で負担しております。その中で沖縄県においては、この自己負担の1割分も復帰特別措置法に基づく公費で負担しておりますので、受給者証に記載された県内の医療機関や薬局を利用する際は、自己負担は発生しません。

○上原章委員 今回、令和3年は75億6000万余り、令和2年が76億9000万余り、当初予算と。直近で、この決算の数字と執行率を教えてください。

○国吉悦子地域保健課長 執行率は、31年度は97.9%になっております。

○上原章委員 金額は分かりますか。

○国吉悦子地域保健課長 令和元年度、当初予算が77億8394万2000円です。最終予算が77億2217万8000円でございます。

○上原章委員 何人の方が利用されていますか。

○国吉悦子地域保健課長 平成31年度は4万8066人が受給をしております。

○上原章委員 これ自動償還払いとか、いろいろこども医療費は現物給付とかあるんですけど、この制度は一旦本人が窓口でお話しして一ごめんない、じゃ費用は一切かからないと。勘違いしました。分かりました。

それで、県内で先ほど4万8000人の方が利用されたというんですけども、手帳がございますね、この方々の。2年に一度更新だと思んですけど、各市町村で、この更新日が近づいたときの御案内がほとんどの市町村でされていなくて、いろんなサービスを受けるときに非常に、期限が切れていると支障があると。那覇市はそういったのも考慮して、今それぞれに更新日が近づいたときに御案内を独自でしていると聞いています。この辺は全県の状況は把握されていますでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 那覇市のほか3か所の村において、手帳の有効期限が近づきますと対象者の方に更新案内を行っております。3か所でございます。

○上原章委員 どこどこですか。全県の状況を知りたかったんですけど、御案内している。

○国吉悦子地域保健課長 渡名喜村と伊是名村と多良間村でございます。

○上原章委員 これを全沖縄41市町村、やる必要があると思うんですが、しっかり県が主導してやっていただけないですかね。

○国吉悦子地域保健課長 各市町村ともにですね、体制とか担当者の数とか状況とかが異なることもございまして、県としてなかなかこの方針を示すということは難しいんですけれども、更新を忘れてしまう可能性のある申請者にとっては、事前にお伝えするということがすごくよい取組だと思いますので、取組の一例として各市町村にも紹介していきたいと考えております。

○上原章委員 那覇市のこういった御案内の例をもらったんですけど、非常に利用者の方に配慮もされて、御家族の方がすぐ開けて見るような形ができないように、ちゃんと御本人にそういったのが行くようになっていてですね、それはそれでまた家族でサポートもされていると思うんですけれども、いろいろな事例がありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、同じく23ページの112番、不育症検査費用助成。今回新規で約2000万近く計上されております。この内容をちょっとお聞かせ願えますか。

○国吉悦子地域保健課長 不育症の不育症検査費用助成事業ですけれども、この事業につきましては2回以上の流産、死産の既往がある者に対し、保険適用検査と併用して実施されることを要件として、保険外検査である流産した検体の染色体検査費用について、上限5万円までを助成する事業案が今、国のほうから示されております。

○上原章委員 これは1回につき5万円ということを知っていますけど、県内でそういった対象となる、そういう数字もございしますか。

○国吉悦子地域保健課長 県内で直接調べたということではなくてですね、厚労省の厚生労働科学研究班のほうで妊娠歴のある35歳から79歳までの女性のうちに、3回以上流産の方は0.9%、2回以上流産の方は4.2%で起こると言われておりますので、沖縄県としましては、平成30年度の妊娠届をされた妊婦の総数で流産された方のパーセントを掛けて、予算を組むときに392名と見込んで予算を計上しております。

○上原章委員 県内でも結構そういったことで本当に悩まれている方も多いと聞いています。特定不妊治療もそうなんですけど、今保険適用に国が動き出して

いまして、今回のこの不育症検査も保険適用外ということで自己負担が非常に大きいんですね。ですから、こういったものがしっかり今回スタートすることはしっかり県民に周知することも大事だと思うんですが、その辺どうですかね。

○国吉悦子地域保健課長 今後、この事業につきましては、県のホームページや市町村、また産科医療機関などに広く周知してまいりたいと思っております。

○上原章委員 よろしくお願ひします。

最後に24ページ、新型コロナウイルス、それぞれ新規という形ではあるんですけど、各予算措置がされています。もう時間がちょっとないんですけど、宿泊施設運営事業、この内容と効果をお聞かせ願えますか。

○国吉悦子地域保健課長 この事業は新型コロナウイルス感染症患者等の宿泊療養施設を確保し、患者が適切な療養を行える体制を確保するための事業となっており、宿泊療養施設の運営委託と施設での健康観察等を行う看護師等の人件費が主な内容となっております。本事業によって、現在那覇南部地域及び宮古地域に各2施設、あと北部地域及び八重山地域に各1施設の合計6施設で440室を確保しております。2月末までに2664人の療養者を受入れをしております。

○上原章委員 この2600人の方々が宿泊で、重症化というか、病状が悪化したケースというのはあるんですか。

○国吉悦子地域保健課長 中にはちょっと発熱があったりとか呼吸状態が少しつらくなってきたということで、健康観察をしている看護師さんに訴えをして、それでまたコロナ本部の医療コーディネーターと調整しながら、宿泊療養施設の担当する医師とも調整をして医療機関に入院された事例はあります。

○上原章委員 この方々はホテルでこういう非常に感謝していると聞くんですけど、ただ毎日の食事ですね、ほとんど高齢者も体調に関係なく一律の内容らしくて、この辺をもう少し、せめて油もの、重たいものだけじゃないメニューも考えるべきだと、私直接ちょっと相談受けているんですけど、いかがですか。最後をお願いします。

○嘉数広樹地域保健課副参事 お答えいたします。

療養者からの要望を受けて、食事の提供においては、アレルギー食だとかハラル食だとか、そういったことを行っているところです。油ものが多いとかについては、若い方もいらっしゃったりとかですね、

そういったこともありますので。

○上原章委員 写真つきで全部見たので、よろしくお願ひします。終わります。

○末松文信委員長 小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 もう5時ですから、できるだけ早く終わっていただけるようによろしくお願ひいたします。

主な事業の概要、部局別の22ページですね。発信します。104番、105番、離島巡回診療ヘリ、救急医療用ヘリ。それぞれの違いをちょっと教えてください。まずそれぞれの事業概要と、あと違いですね。

○宮城優医療政策課長 離島巡回診療ヘリ等運営事業でございますが、こちらのほうは眼科とか耳鼻咽喉科などの特定の診療科目がない離島に対しまして、専門医がそのヘリチャーターしたものを活用して巡回診療を実施する事業になっております。それに対して救急医療用ヘリコプター活用事業は、ドクターヘリを運用する浦添総合病院、救命救急センターの指定を受けているところですが、こちらのほうが厚労省の補助金を受けて、そのドクヘリを運航すると、運営するという事業になっております。

○小渡良太郎委員 この離島も、どういった離島を巡回しているのかも教えてください、104ですね。

○宮城優医療政策課長 すみません、先ほどの答弁と重なる部分がありますが、眼科とか耳鼻咽喉科などの特定の診療科目がない、その診療所等で受けることができない病院で、そういう離島に対して専門医が巡回診療を行うという事業になっております。

○小渡良太郎委員 この巡回というのは大体どのくらいの頻度で行われていますか。

○宮城優医療政策課長 診療所によって回数等々が大分違ってくるんですが、例えば伊江村立診療所でございますと、令和元年の実績が13回ですので毎月1回。それから伊平屋診療所ですと、こちらは眼科が年に1回だけという形。それから粟国の診療所ですと、眼科4回、整形外科6回というような形で、2月に一遍とかですね、そういう形での巡回になっております。

○小渡良太郎委員 離島に診療所はあるけど、この離島で受けることができないものを、ヘリコプターにその担当科のお医者さんを乗せて、行って、それで診療している、回っている事業ということで、これは離島医療に格差が生じないようにヘリを回してサポートするという事業ということで理解していいですか。

○宮城優医療政策課長 そのとおりでございます。

○小渡良太郎委員 ちょっと考えていたものと違う、思っていたよりいい事業だったので、ぜひ追加を打っていただいて、別のとちょっと勘違いしていたものですから。ただドクターヘリ、ヘリコプターの安全性とか、いろんな部分でちょっとお話を聞く機会があったものですから、患者さんが乗るのかとかも含めて聞こうと思っていたんですけども、これはそのままいいとして次に行きます。

108、次のページですね。親子で歯っぴ〜プロジェクトについて、新規事業ということなんですけれども、市町村でも似たような取組があったりする部分もある中で、今までの取組との違いとか、あとモデル事業として実施市町村の取組、効果検証を行うという形で書いてあるんですが、事業概要とか今までの違いとかという部分を端的に教えていただきたいと思います。

○宮里治健康長寿課長 お答えいたします。

親子で歯っぴ〜プロジェクトというのは今年度までの事業でありますけど、これについては仕上げ歯磨きの実施率を向上させ、フッ化物応用の定着を図ることで、乳歯虫歯状況の改善を目的とした事業を今展開しているところであります。具体的には、乳幼児健診での歯科保健指導内容の標準化を推進しておりまして、保護者用の説明用の資料であるとか歯科保健指導マニュアルの作成、あるいは研修会開催等を行ったところで、令和2年度現在のところ、全市町村の乳幼児健診で当該マニュアルに基づく歯科保健指導が実施されているという状況であります。

令和3年度から行う後継事業におきましては、同じように仕上げ歯磨きの実施率の向上であるとかフッ化物応用の定着に加えまして、デンタルフロス使用等の普及を図り、永久歯の虫歯状況の改善を目的としているところであります。永久歯が出始める5歳児を対象としまして、就学時健診等での歯科保健指導内容の、これも標準化を教育庁と連携して推進していくという事業となっております。

○小渡良太郎委員 今までは乳幼児健診でやっていただけ、今後は就学時健診でも行う、拡大をするという感じで理解していいですか。

○宮里治健康長寿課長 これまでの事業で乳歯虫歯状況の改善が見られましたので、さらに5歳児健診、5歳児を対象とした就学時にやることで、永久歯の虫歯状況の改善を目指すということでもあります。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

沖縄県の子供たちの虫歯の率というところとちょっと言葉が適切か分からないんですけども、多いという

話も聞いたことがあったりします。歯って健康のために非常に重要というのがありますし、健康な歯で長くちゃんと物をかんで生きていていただくということは、これは長寿にもいろいろといい影響を及ぼすという話もありますので、ぜひ虫歯ゼロを目指してというところとちょっと言葉は大層なんですけれども、子供たちに虫歯をつくらせないような取組というのは非常に重要ですから、ぜひ自信を持ってですね、モデル事業、モデル市町村での取組ということなんですけど、まずは試しにやってみて、全県でできるように頑張っていたらと思います。

次に112番、不育症。先ほど上原委員からも質疑があったとおりで、ある程度この概要等々は理解できたんですが、どれくらいの需要を想定しているのか。予算がついていますので、5万円ですから割ればいいと思うんですけども、どのくらいの人数を想定しているのかというのをちょっと教えてください。

○国吉悦子地域保健課長 392名ほどを予定しております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

私も特定不妊治療事業を活用させていただいた経験があるんですけども、そこで知り合った方々の中でやっぱり不育症という、当時は聞きなれない言葉だったんですが、そういったのに悩む方々、そんなに多くはないんですけどもいらっしゃいました。これについては、通常の不妊治療よりもさらに金銭的負担が大きいのということで、子供、この生まれるのを諦めるという方もいらっしゃったので、こういうところに光を当てるといことは、沖縄はまだ少子化じゃないかもしれないんですけども、少子化対策というのは少子化になる前からやらないといけないことだと思いますので、これもぜひ広げて必要な方々にちゃんと支援が行き届くように頑張っていたらと思います。

次、24ページのコロナ対策、いろいろたくさんあるんですけど、昨日も質疑の中で話したんですけども、今年度はウィズコロナ初年度になるというふうに私は認識しております。今まではいろいろ分からない感染症が出てきて、どうすればいいのか、どのように対応をすればいいのかということで、頭をひねっているような努力を積み重ねてという1年だったと思うんですけど、次年度は経験もある程度蓄積されてですね、コロナとともにどのような形でやっていくかという初年度になるという部分で、117番の保健所。1年いろいろやってきて、保健所の現場からも私個人的にもいろいろ話を聞いたりします。1年

やって、問題、課題等々いろいろ出てきていると思うんですけど、体制強化という形で事業をうたっていますので、どういった問題、課題があって、どのように解決をしていくのかということを教えてください。

○国吉悦子地域保健課長 お答えいたします。

保健所につきましては感染症対応の最前線となる場所ですので、行政検査や積極的疫学調査等の対応に必要な経費を今回計上させていただいております。県では保健所の機能を強化するために、保健所への、先ほどもありましたけれども、会計年度任用職員の配置と外部委託による相談業務の強化を行っております。次年度は保健師5名を増員することと、指定感染症等対応支援員ということと、9名を各保健所に配置することとしております。今年も総括情報部ができたときに、DMA T、先生方を対策本部に入らせていただいて、入院調整をこれまでには保健所でおのおのでやっていたものを、本部のほうで集中をして調整をしたり、あとなかなか医療機関が逼迫をして入院ができなくて、自宅待機、自宅療養も必要になったことから、他県では自宅療養の患者さんにも保健所のほうから健康観察をしたりするんですけども、こちら本部のほうで自宅療養チームを設置しまして、そこで看護師の皆さんが電話をしたりして対応をしているところでございます。そのように今回のいろいろ反省を踏まえてですね、引き続きこの部分は一元化をして保健所の負担を軽減しながら、積極的疫学調査に保健所が対応できるように取り組んでまいります。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

感染症対応をしっかり強化していくということで御答弁いただきました。ただ、この第4波とか第5波とか、いきなりごとと上がる時はちょっと別としてですね、コロナ感染症の患者さんが出ている状況でも、今年度は例えば前年度にはなかったようなイベントが開催されるとか、そういったことも出てくるかもしれません。そのときに、出店とかの許認可の部分も保健所が対応をしていると思うんですけども、そういった今まで通常業務として行っていた業務も、やはり復活に、ウィズコロナという形になっていくと少しずつ増えてくるということも考えられます。通常業務をしっかり行えるように、コロナで手いっぱいだからできませんということにならないように、ぜひいろいろ調整して頑張っていたらいいと思います。

あわせて、120、121。特に121ですね。これも上原

委員から質疑があったと思うんですが、このウィズコロナの中でホテル療養の場所とかどれぐらい確保するのかというのは、今までとはちょっと違う部分が出てくると思います。観光と両立させながらホテルを確保しないといけない。例えば確保をした隣にもホテルがあって、ここは療養施設になっていますってなったら風評被害が出てくる可能性もあつたりすると思います。去年より少し慎重にやらないといけない部分も出てくると思うんですが、そののどをどのように考えているのか、現時点で構いませんので見解をお聞かせください。

○国吉悦子地域保健課長 現在、6か所の施設を確保しておりますけれども、そちらは引き続き確保をしていく予定でございます。今後、感染拡大に備えて療養施設としての条件を各関係団体にお示しをして、協力を得ながら受入れが可能な宿泊施設を募ったり、調整をして進めているところでございます。引き続き感染状況を注視しながら、陽性者とスタッフの動線を分ける必要もありますので、療養施設として必要な条件が整った宿泊施設をまた新たに確保できるように努めてまいります。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

これは感染拡大にしたがって足りないということにならないようにしなければならぬと。でも一方で、そういった療養施設も確保しながら観光客とかを受け入れていくんだしたら、平時の部分はどうするかというのもほかの部局とも併せて考えていかないといけないという部分では、去年よりいろいろと厳しい部分が出てくるのかなと思っています。ただ、それを乗り切っていくとけないのが令和3年度になると思いますので、ぜひしっかり頑張ってくださいね、我々もできることをしっかりやっていきたいと思っておりますので、共にコロナを乗り切っていくように祈念して終わります。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 当初予算案の説明資料からお願いします。23ページの113番ですね。こちら水道広域化推進事業ですけど、これはどちらの案件になるのでしょうか。

○新城光雄衛生薬務課長 水道広域化事業については、県は水道のユニバーサルサービスの向上を図るため、水道広域化の第1段階として沖縄本島周辺離島8村、具体的に座間味村、渡嘉敷村、渡名喜村、粟国村、それから南北大東村、伊平屋村、伊是名村を対象に、県企業局による用水供給拡大に取り組んでおります。粟国村については平成30年3月から、

北大東村については令和2年3月、今月末から県企業局による用水供給を開始しております一すみません、北大東村については令和2年3月から県企業局による用水供給を開始しているところでございます。

○新垣淑豊委員 座間味、これはいつからになりますか。

○新城光雄衛生薬務課長 座間味村、阿嘉、慶留間島については、令和3年3月末、今月末から県企業局による用水供給開始を予定しているというところですよ。

○新垣淑豊委員 座間味は何でならないんですか、座間味島。

○新城光雄衛生薬務課長 座間味村、座間味島については、浄水場の建設予定地の変更により、県企業局による用水供給の開始については令和6年度以降の予定というふうになっております。

○新垣淑豊委員 これは県がちょっといろいろと置場についてしっかり定まらなかった部分があつたと思うんですね。本会議でもいろいろ言われていると思いますけれども。だから座間味のほうもぜひ早めに進めていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○新城光雄衛生薬務課長 座間味の浄水場設置について、企業局のほうが一応やっております、令和2年の10月に企業局と座間味村の双方で、浄水場の建設が円滑に進められるように互いに合意しております。また、令和3年1月15日には知事と企業局長、それから総務部長による面談を実施して、浄水場建設について連携、協力していくということで確認しております。

○新垣淑豊委員 その広域化ということで、水道料が低減されるわけですよ。そこを早めに進めていただきたいということなんですけど、どうですか。

○新城光雄衛生薬務課長 水道広域化することによって確かに下がりますので、条件が整ったところから順次やっていくことを計画しております、まず第1ステップとして本島周辺8村。それから、第2ステップとして沖縄本島の北部のほう。第3ステップとして宮古と八重山。そういった感じで事業を進めていくというような計画になっております。まずは企業局が用水供給を開始しないと金額が下がらないものですから、まずは座間味島の浄水場、今古い施設ですので、それを新しい施設にして、それから企業局が乗り込んでいって、企業局が用水供給をすれば金額が下がるというような形になります。

○新垣淑豊委員 ある意味、これは企業局の都合に

よって決め切れなかったわけですよ。だからその辺の交渉をぜひやっていただきたいということで、これは要望です。お願いします。

ちょっとこれは通告してないんですけれども、コロナ関連で変異株が出ましたということで、実はこれ県の発表よりも先にマスコミ報道が流れました。これに関して、情報の発信体制というのはどうなっているのかというのを聞かせていただけませんか。

○大城玲子保健医療部長 県からの公表は知事のコメントの際に公表したところで、その前にマスコミ等で報道されたことに対しましては、実は私どもとしても把握はしておりませんでした。関係者によるとというような書き方がされておりましたので、どの機関からそういうふうな情報が出たのかというのは、県としても少し懸念しているところではございます。

○新垣淑豊委員 これぜひしっかり調査していただきたいと思います。なぜかという、先に県が発表する前にマスコミがあおってしまう可能性がある。これを僕は非常に懸念しております。特に今後ワクチンの接種というところで、実は今日も副作用が出たということで、A社のものですね。メディアで出ていましたけれども、こういったものでワクチンの控えをしてしまう可能性があるんじゃないかということがありますので、やっぱりこれは情報の発信というのはしっかりと行っていただきたいということで、これはぜひとも要請ということで、要望ということでお願いをしたいと思います。

あと、がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業とあるんですけれども、これでどういった研究をされているのかというのをちょっと教えていただきたいです。

○宮里治健康長寿課長 がん患者等妊よう性温存療法研究促進事業についてですけれども、がん患者等に対しまして、妊孕性の温存療法に係る費用負担の軽減を図りつつ、患者から臨床情報等収集しまして妊孕性温存療法の研究を促進するための事業となっております。妊孕性というのは、妊娠するための機能であるとか妊娠する能力のことを言いますが、治療の中には化学療法や放射線治療など、妊孕性に影響を与える治療があります。妊孕性の温存を図るためには、治療の開始前に妊孕性温存療法を行う必要があります。この妊孕性温存療法については全額自己負担となっておりますので、経済的な負担が大きいということがありますし、経済的理由で本療法を諦めることがないよう助成を行う事業となっております。

ます。また、妊孕性温存療法の中には、妊娠に至る有効性であるとかエビデンスが十分ではない療法もありますので、本療法を行う患者の臨床情報を収集してエビデンスの蓄積を進めていくことも目的となっております。

以上です。

○新垣淑豊委員 これは実際にその対象者への助成というわけではなくて、研究という認識でよろしいですか。

○宮里治健康長寿課長 実際に温存療法を行った患者への助成も行います。

○新垣淑豊委員 ちなみに対象は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○宮里治健康長寿課長 県内で妊孕性の温存療法を中心的にやっているのが琉球大学病院なんですけれども、琉球大学の状況を見ますと、大体年平均で20名程度がそういった療法をやっているということですので、恐らくそういった助成が出るという助成事業を始めると、それより少し増えると思いますので、そういったものを参考にして大体そのぐらいだろうというのを想定しております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

特定不妊治療費助成事業なんですけれども、これ大分増額されてますけれども、この理由も教えていただけますか。

○国吉悦子地域保健課長 当該事業が3倍に増額されている理由なんですけれども、国の第3次補正において、国は令和4年度からの保険適用を目指しておりまして、令和3年1月から令和4年3月まで現在の助成事業が拡充されることとなります。その拡充によって、拡充内容も今まで730万未満としていた所得要件が撤廃されて、あと助成上限額が初回のみ30万円だったものが一律30万円になります。それと事実婚も助成対象ということと、生涯6回までの助成回数だったものが1子ごとに助成回数が6回までということに拡充されました。それと今回の拡充につきましては、那覇市分の補助金も本県に予算計上することになりましたので、大幅な増額となっております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

これは先ほど小渡委員の話もありましたけれども、最近ちょっと晩婚化というところもあって、ぜひこういったところを充実させていただきたいなと思いますので、本当にありがとうございます。

これはちなみに国から下りてきているお金を充てていると思うんですけど、何か県独自で今後考えて

いることはありますか。

○国吉悦子地域保健課長 この事業は国庫補助でありますけれども、2分の1で、県も2分の1補助でございます。これ以外にですね、相談事業ということで特定不妊の相談を受けたり、相談センターを運営しております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

今のを充実させていただくようにお願いしたいと思います。

あと、ちょっと気になったのが22ページの103番ですね。沖縄医療施設等整備事業なんですけれども、これも今回約10倍という金額になっているんですけれども、どういった施設が対象になるのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 確かに沖縄医療施設等整備事業は大幅に増額しております。その主な理由ですが、浦添総合病院の移転新築及び那覇市立病院の建て替え整備に係る補助金ということで、昨年度は浦添のスタートの年度でございましたので、額的にもちょっと小さかったんですが、いよいよ次年度、その次という形で、浦添は令和5年度までの事業になりますけれども、一気に対象金額が上がるということでございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

とても地域の医療体制を整えるには必要なことだと思いますので、本当によろしくお願いします。

ちなみに、それぞれの金額はどうなっているのでしょうか、浦添と那覇市立で。

○宮城優医療政策課長 令和3年度の補助金額でよろしいでしょうか。浦添総合病院が13億1949万3000円、それから那覇市立病院が2億3123万6000円でございます。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

多分那覇市立病院なんかはまた今後かさんでくるかと思いますが、ぜひよろしくお願いします。

あと、先ほどちょっとコロナのところで聞き忘れたので戻りますけど、ワクチンに関して副作用と副反応のという言葉の違いがあるんですけれども、これについてちょっとお聞かせいただけませんか。

○系数公保健衛生統括監 一般的には副反応ということで、接種による反応というふうな形で見えております。例えば薬の内服であるとか、そういうふうな場合は副作用というふうに言いますけれども、ちょっとその区別のラインはよく分からないんですけれども、予防接種については以前から副反応報告というふうな形で副反応というふうな呼び方をしていましたので、内容はほとんど同じだと思いますけれども、

副反応という言葉を中心に使っているんだと理解しています。

○新垣淑豊委員 例えばワクチンを打った後にちょっと熱が出るとか、少し痛みが出るとか、そういったのはどこに入るんですか。

○系数公保健衛生統括監 薬剤が投与されたことによる反応ですので、それは全て副反応と呼んでいいと思うんですけれども、それによって範囲が大きいとか、あるいは症状がひどくて医療機関を受診して、受診した場合はそういう受診したところから、しかるべきルートで報告をすることになりますので、受診に至らない副反応ももちろんあるかもしれないんですけれども、国が集計しているのは受診された方の副反応というふうな形で、呼び方は多分同じでいいと思います。あとは重篤かどうかというふうな重症度の問題になると思います。

○新垣淑豊委員 今おっしゃっているように、重篤なものは国に報告されて、それ以外のは地域で収まっていると。特に気にならないというところがいいということですね。

○系数公保健衛生統括監 恐らくそういう臨床試験とか、そういう試験の段階で、大体何十%の人が発熱が出たとか、あるいはそういう腫れがあったというふうなことをデータを収集した上で治験に通っていると思いますので、それはその薬の説明書の中で副反応として記載されていると思います。

○新垣淑豊委員 今回のワクチン接種の件なんですけれども、結構ワクチン打ったら怖いよとかという方がいろんなところでいらっしゃるものですから、ぜひ特に怖がることない、しっかりと正しい情報をお伝えいただくようお願いをしたいと思いますので、それを要望して終わります。

ありがとうございます。

○末松文信委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 皆さんお疲れさんでございます。

事業の概要説明の中の22ページの102番の進捗状況を教えてください。

○宮城優医療政策課長 北部基幹病院の検討作業、今年度、基本構想を策定するというところで、2月に関してはパブリックコメントを実施して、そういうパブリックコメントを終了いたしました。その結果も踏まえまして、今月中に幹事会、協議会を開いて基本構想を策定するというところで予定をして動いております。現在はそういう状況でございます。

○仲里全孝委員 基本設計など、場所選定はいつ頃になりますか。

○宮城優医療政策課長 まず場所、建設予定地の選定作業ですね、今回のパブコメも踏まえての協議会で基本構想を策定するというのが、もともとの案の中で予定地は3か所記載していたわけですが、それを踏まえて今月に開く協議会において、基本構想を策定する作業の中で1か所に絞り込むということを考えているところでございまして、今月中には決定する予定で進めております。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

そうすれば、今月中に選定、配置、それは決定されるのでしょうか。

○宮城優医療政策課長 建設予定地の選定は今月中に決定する予定でございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

続きまして、24ページの118の概要内容の説明をお願いします。

○国吉悦子地域保健課長 本事業は新型コロナウイルス感染症の検査体制を確保するため、行政検査の検査委託、あとPCR検体採取センターの設置、保険診療に係る検査料の公費負担等を実施するものです。

○仲里全孝委員 書いているのは分かるんですよ。この場所とか、どういうふうにしているのか、いつ頃なのか、公費負担とは何を指しているのか、お願いします。

○国吉悦子地域保健課長 PCR検体採取センターにつきましては各地区にですね、那覇市ですとか浦添市のほうの地域に、あと北部も北部地区医師会が中心になって、各地区医師会のほうで検体を採取するセンターを設置しております。

○仲里全孝委員 それでは、119番のエssenシャルワーカーの概要説明、お願いします。

○国吉悦子地域保健課長 こちらは今年度の補正で始まっておりますけれども、介護従事者や医療機関の従事者に対して定期的にPCR検査を実施する事業でございます。

○仲里全孝委員 両方とも県民向けでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 県民向けの検査となっております。

○仲里全孝委員 それでは、PCR検査の委託及び保険診療に伴う公費負担と、希望する県民の安価にPCR検査をするための検査機関への支援に要する経費、それぞれちょっと説明してください。

○大城玲子保健医療部長 118番の事業については、これは行政検査としてやるもので、検体を採取するセンターを各地区に置いていますので、それをセン

ター設置するための費用であったり、行政検査としてやるための費用であったり、それから医療機関で行政検査としてできる場合もありますので、そのときには3割負担の自己負担の部分を公費で持つという意味で、この118番の事業がございまして。

119番は、いわゆる行政検査ではなくてですね、エssenシャルワーカーである介護従事者などに対する定期的な検査と、それから先ほど実施しました県民が安価に受けられる体制をとというような事業を組み立てておりますので、これは行政検査ではなくて、本来ですと自費で受けるような検査ですけど、そこを安価でできるようにということで県が補助するという事業でございます。

○仲里全孝委員 そのときですね、検査を受ける場合にどう違うんですか、県民は。

○大城玲子保健医療部長 118番の事業は、あくまでも症状があつてコロナを疑う方、あとは濃厚接触者で保健所が検査をすべきというような方々のための事業でございます。

○仲里全孝委員 分かりました。

それでは、119番の県民向けの安価で皆さんが取り組んでいるこの事業、全体でいいんですけども、令和3年に計画されている事業費は幾らですか。

○大城玲子保健医療部長 令和3年度の予算案の中で、この安価でのPCRについては、積算としては1億8000万円を予定して計上しているところです。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

それはこれから補助事業として取り組んでいくと思うんですけども、この事業者、いわゆる業者は何業者を想定されていますか。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、保健医療部長からこの事業は企画部と調整中との説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

今、118番においても119番においてもですね、PCR検査を受けて着々と進んでいると思うんですけども、最近コロナ感染で後遺症とか、いろんな形でリバウンドをしているとか、そういう方の医療費とかはどういうふうになりますか。

○糸数公保健衛生統括監 現状では、コロナに感染して解除されるまでの間は感染拡大防止の意味で公費で医療を行っておりますが、その後に少し遅れて出てくるそういう後遺症というふうな症状についての公費負担の仕組みはまだございませんので、症状

に応じて医療機関を受診して、そういう保険診療で見ていただくことになっていると理解しています。

○仲里全孝委員 確認するんですけど、保険対応で保険に該当するという認識でよろしいですか。

○糸数公保健衛生統括監 症状があつて医療機関を受診した場合には、そのようになると思います。

○仲里全孝委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○末松文信委員長 石原朝子委員。

○石原朝子委員 私はすぐ終わりますので。国民健康保険事業についてお聞かせ願います。まず今回、令和3年度の国保分担金及び負担金、納付金が減額となっておりますけれども、その減となった理由をお願いいたします。

○山内昌満国民健康保険課長 今、委員からの御質問につきましては、事業費納付金として市町村のほうから納付していただく金額になります。事業費納付金の算出の仕組みについては、医療給付費の見込みから公費等の財源を除いて、残りをいわゆる一般財源として、必要な分を納付金として予算計上するという形になっております。今回、納付金の額が対前年度で減になっている理由につきましては、医療給付費の支出のほうの見込みについては約18億円の増の見込みとなっておりますが、療養給付費等負担金、国の法定負担金ですとか前期高齢者交付金等の公費の収入が約50億円増になる見込みとなっております。それで、結果として支出から収入を差し引いた納付金の額で計算すると、対前年度で約32億円の減ということで予算計上したという経緯です。

以上です。

○石原朝子委員 関連して、納付額が減となるわけですが、市町村においてそれによって減額となる市町村もございませうでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 令和3年度の事業費納付金の状況、算定の結果につきましては、41市町村中4市町村で増額、37市町村で減額となっております。

○石原朝子委員 令和3年1人当たりの保険料、県平均、令和2年のときは9万7670円でしたけれども、令和3年になりますと金額は幾らになりますでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 あくまでも納付金を単純に被保険者数で割ったということで概算の数字になるんですけど、県の加重平均で令和3年度の本算定結果では9万1363円、令和2年度が9万7670円で

すので、令和3年と2年の差は6307円マイナスというふうになっております。

○石原朝子委員 保険事業で国保のヘルスアップ支援事業というのがございますけれども、その内容と効果を教えていただけますか。

○山内昌満国民健康保険課長 沖縄県国保ヘルスアップ支援事業は、県として市町村における保険事業を支援することを目的として、県が国保の保険者となりました平成30年度から国の予算もつきまして実施している事業です。令和3年度に実施する予定の事業の内容としましては、例示で3点、薬の多剤、重複の状況にある被保険者に対して服薬の適正化を指導する事業、それから生活習慣病の治療が中断し、または治療を開始していない被保険者に受診を促す事業、市町村国保だけでなく協会けんぽなど、ほかの保険者のデータを合わせて分析し、市町村二次医療圏などの健康課題を明らかにする事業などを予定しております。効果としましては、30年度に取り組んだ事業としまして、糖尿病性腎症の重症化を予防するため、その対象者の抽出を簡便にすることができる仕組みをつくっております。市町村のほうでは、その対象者の抽出を手作業で、健診データですとか医療機関受診のデータとか、突き合わせて抽出する作業にかなり手間がかかっているというのがありましたので、それらのシステムで簡便に抽出することができるというのを今、市町村のほうで共通で使えるようになりまして、保健指導のほうに注力できるようになったというのが効果としてあると考えております。

○石原朝子委員 この事業を活用している市町村において、特段効果が上がっている市町村もございませうでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 今、御紹介した事例では、助かっているという声はいただいておりますが、具体的にちょっと数字的なものではお示しするものが今はありません。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症に係る国民健康保険料の減免、国が財政支援するということですが、各市町村において減免申請の申請状況なんか、県のほうでは把握されておりますでしょうか。

○山内昌満国民健康保険課長 国民健康保険につきましても、特例として、これまでの通常の減免とは別にコロナに関しての減免制度が創設されております。実績につきましては、令和3年の1月末時点の実績として把握しておりまして、保険料の減免につい

てはコロナが発生した令和元年度分も対象になりまして、令和元年度の保険料の納付分につきまして減免決定が27市町村で2941万6085円、保険料の減免が決定されております。令和2年度分の納付分として減免決定件数が34市町村で6億1997万9145円、減免決定されております。これについては申請はまだ中途ですので、今後また申請があつて要件に合致するものについては、件数が増えていくものと考えております。

○石原朝子委員 現状においては、その減免申請の申請状況は増えてるということですよ。

○山内昌満国民健康保険課長 随時の状況につきましては、ちょっと時点時点で県のほうから照会している関係ですけど、令和2年度納付分についても、申請の受付世帯数としては34市町村で5480世帯、申請の受付がされていると。テレビ等でも市町村連合会と共通してコロナの減免申請についてのコマercialをしたりとか、ポスター掲示したりとかで御案内していますので、それを見ながら随時、相談者、相談件数、申請件数は増えてくるものと考えております。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

歳出の事項別積算内訳書の39ページで、今回新規でありました新型コロナに対応した心のケア支援事業、そしてまた、ひきこもりピアサポーター活用支援事業について、事業内容と委託先を教えてくださいませんか。

○国吉悦子地域保健課長 心のケア支援事業につきましては、コロナ禍において多くの県民が不安やストレスを抱えて生活していることが推測されまして、医療機関などで感染リスクと厳しい環境の下、多大な負担を抱えながらも使命感を持ってコロナの治療に従事している医療従事者、あと周囲からの偏見等に傷ついている感染者及びその家族など、心のケアを必要とする方が多くいることが想定されていたので、そのための相談体制を確保して、不安やストレスの軽減、精神疾患の早期発見、早期治療など、精神保健の観点で県民を支えることを目的として事業を実施しております。

本事業は、県立総合精神保健福祉センターの専用の電話相談窓口を設置して、県民からの心の健康に関する相談に対応しております。また、コロナ対応で疲弊している医療機関や福祉施設等の職員などのメンタルヘルスを公認心理師協会に委託し、総合精神保健センターと連携して相談に乗っていただい

ております。心理師協会では、カウンセリングや遠隔相談をはじめ、医療機関や施設に対しての講話とか、あとセルフチェックリスト等の配付をしながら相談に応じております。

○石原朝子委員 その相談業務ですね、現在、相談件数等とかどのような状況になっておりますでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 ひきこもり相談センターの実績は、今年度のはないんですけれども一今年度の実績については、まだ集計が整っておりません。

○石原朝子委員 集計は、まだ年度を終えてませんが、そういった情報、こういった状況かという確認は取れていませんでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 県民の皆さんからは、電話相談でセンターのほうで直接受けておまして、あと公認心理師協会のほうは、クラスターが発生した医療機関のほうから依頼がありまして対応をしたり、当初6月頃は患者さんがコロナで亡くなった、受け持っていた看護師さんのほうから相談したいとか、そういう声は聞いております。

○石原朝子委員 現在のところは、医療機関で働いていらっしゃる方が主に利用されてるということなんです。一般県民の方からは、そういった状況はちょっと聞こえてこないということですね。

○国吉悦子地域保健課長 県民の皆さんからは精神保健相談センターのほうで、このコロナに係る心の相談、電話相談というもので開設をしておりますので、そこに県民の方はお電話されて相談をしているところですよ。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

同じ積算内訳書の78ページですけども、アレルギー等特別対策事業についてなんですけれども、今年度当初予算、初めて計上されておりますけれども、事業の内容等を御説明をお願いします。

○国吉悦子地域保健課長 この事業は、アレルギー系疾患の新規患者の予防及び適宜、適切な治療が受けられる医療連携体制の構築を目的に、関係機関で構成されるアレルギー地域医療連絡協議会の設置費用として、37万1000円を計上しているところでございます。

○石原朝子委員 この事業を今年計上して起こした理由等は、こういった理由からでしょうか。

○国吉悦子地域保健課長 この事業につきましては、国のほうでアレルギー疾患対策基本法において、地域におけるぜんそく死並びにリウマチ、アレルギー系疾患の新規患者数の減少を目的として、地域の実

情に応じた対策の推進について、国からこれまでも求められております。県としましても県内の関係機関の取組状況や課題等を共有して、包括的なアレルギー疾患対策に向けて連携強化を図るためにですね、当該事業に取り組むこととしております。

○石原朝子委員 やはりこのアレルギー対策、身近に私たちもアレルギー持っておりますし、こういった事業が遅かったかなと思うぐらい、今なんですねということですけども、やはり少しでもアレルギーに悩んでいる皆さん方の改善が図られるといいですよ。

次、120ページ、保健師の活動費の中で人材育成トレーナー委託料。保健師が今足りない状況でありますけれども、今回、委託料として今度の予算に上げておりますけれども、その事業の内容、また委託先等を教えていただければ助かります。

○国吉悦子地域保健課長 こちらは、県の保健師は県庁とか保健所のほうに104名配置されております。その中で、中堅保健師の割合が極端に今少なくてですね、令和2年度の年齢構成を見ると、20代から30代前半が55%、30代後半から40代が16%、50代以上が29%というふうになっております。それで、新任の保健師がどんどん増えていく中、この現任教育を担う中堅以上の負担が増加しておりますので、県の保健師の人材育成というのが課題になっておりまして、今回この事業体制を、専門的知識や経験を有する退職保健師等が在籍する沖縄県看護協会に事業を委託しまして、保健所保健師に対して家庭訪問への同行支援や、事例検討会でもスーパーバイズ等を通して対人保健サービスや地域保健活動を展開する上で必要な実践能力を育成して、保健指導技術と知識の向上を図ることを目的としております。

○石原朝子委員 やはり私は保健師と一緒に仕事をした経験がございますけれども、昔、公看と言われていた、制服をつけて身長計を持って麦わら帽子をかぶって、保健師さんが本当に地域を回って歩いていたんですよ、公衆衛生費に関して。本当に頭が下がるぐらい。もうあの経験、ああいった保健師さんたちの後ろ姿を見て育ったものですから、やはり今の若い世代の保健師さんに、ああいった昔の足で地域を回って子供たちや大人、おじいちゃん、おばあちゃん、それから精神疾患を抱えた方々の指導をしていく姿には、本当に地域、各市町村、助かったと思います。やはりそういった保健師をこれからどんどん育てていただきたいなと私も思っておりますし、今の沖縄にとっても必要ななと思っております。ぜ

ひこの事業は継続的に取り組んでいただきたいなと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○末松文信委員長 以上で、保健医療部関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

次に、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項については、昨日及び本日の質疑において、提起する委員はおりませんでしたので、念のため御報告申し上げます。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から特記事項について説明した後に協議した結果、提案はなかった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

特記事項につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり報告することについて御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月17日 水曜日 午前9時までに予算特別委員のタブレットに格納することになっております。

また、予算特別委員が、調査報告書に関して常任委員長に対し質疑を行う場合には、同日 17日 水曜日の午後3時までに、政務調査課に通告することになっております。

予算特別委員の皆様は、各常任委員会の調査報告書を御確認いただき、もし、各常任委員長への質疑を行う場合は、登庁の上、同日の午後3時までに通告書を提出するよう、御対応をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、3月22日 月曜日 午前10時から委員会

を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月12日（金曜日）
開 会 午前10時0分
散 会 午後4時42分
場 所 第2委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算（環境部所管分）
- 2 甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算
- 3 甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 4 予算調査報告書記載内容等について

出席委員

委員長	瑞慶覧	功君			
副委員長	下地	康教君			
委員	座波	一君	呉屋	宏君	
	照屋	守之君	上里	善清君	
	次呂久	成崇君	島袋	恵祐君	
	比嘉	瑞己君	玉城	健一郎君	
	新垣	光栄君	金城	勉君	

説明のため出席した者の職、氏名

環境部長	松田	了君
環境政策課長	多良間	一弘君
環境政策課 基地環境特別対策室長	新里	陸君
環境保全課長	仲地	健次君
環境整備課長	比嘉	尚哉君
自然保護課長	比嘉	貢君
自然保護課 世界自然遺産推進室長	島袋	直樹君
環境再生課長	久高	直治君
企業局長	棚原	憲実君
企業技術統括監	石新	実君
総務企画課長	大城	清二君
配水管理課長	上地	安春君
建設課長	大城	彰君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

「本委員会の所管事務に係る予算議案の調査について」に係る甲第1号議案、甲第22号議案及び甲第23号議案の予算議案3件の調査及び予算調査報告書記載内容等についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、環境部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、環境部長から環境部関係予算議案の概要の説明を求めます。

松田了環境部長。

○松田了環境部長 それでは、環境部所管の令和3年度一般会計予算の概要について、ただいま通知しました令和3年度当初予算説明資料抜粋版に基づいて、御説明いたします。

環境部の令和3年度当初予算案は、世界に誇る沖縄の自然環境を守るという知事公約、また、自然環境の保全再生適正利用、持続可能な循環型社会の構築等、沖縄21世紀ビジョンの基本施策や施策展開に基づき、予算を編成しました。

通知をタップして1ページを御覧ください。

令和3年度の環境部の歳出予算額は、上から5行目にございますが31億8388万4000円で、前年度当初予算額と比較しますと2億803万5000円、率にして7.0%の増となっております。その主な要因として、新規事業として、公用車をEV・PHVに転換する電動車転換促進事業を立ち上げ、約3億円を計上したことや、動物収容・譲渡拠点施設整備事業において、動物愛護管理センター譲渡推進棟の改修工事費用を計上したことにより約1億4000万円の増となることなどによるものであります。

それでは、通知をタップして2ページを御覧ください。

歳入予算について御説明いたします。

表の左端下の合計欄を御覧ください。

一般会計歳入予算の合計7912億2600万円のうち、環境部に係る歳入予算額は、右隣になります。15億6672万1000円で、右端黒枠の下のほうになりますけれども、前年度当初予算額に比べ1億7317万3000円、率にして10.0%の減となっております。

歳入が減となった主な要因は、令和2年度は公共

関与事業推進費貸付金元金収入で、沖縄県環境整備センター株式会社の貸付金返還を予算計上していたことによる3億9100万円の減によるものであります。

それでは、歳入予算について、款ごとに御説明いたします。

(款) 9の使用料及び手数料の環境部所管分は3986万6000円で、産業廃棄物処理業の許可申請や動物取扱業の登録申請など各種申請に伴う手数料の証紙収入等であります。

(款) 10の国庫支出金の環境部所管分は10億2853万4000円で、これは主に沖縄振興特別推進交付金の国庫補助金や海岸漂着物の回収処理等に係る地域環境保全対策費補助金等であります。

(款) 11の財産収入の環境部所管分は9万円で、環境保全基金及び産業廃棄物税基金の預金利子であります。

(款) 13の繰入金の環境部所管分は1億2271万3000円で、産業廃棄物税基金繰入金及び環境保全基金繰入金であります。

(款) 15の諸収入の環境部所管分は3331万8000円で、これは主に雑入及び産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業であります。

(款) 16の県債の環境部所管分は3億4220万円で、地域活性化事業(細節) 電動車転換促進事業に係るものであります。

以上で、歳入予算の概要説明を終わります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。通知をタップして3ページを御覧ください。

上から4行目を御覧ください。

(款) 4の衛生費のうち環境部所管分は31億8388万4000円で、前年度と比較しますと2億803万5000円、率で7.0%の増となっております。

次に、(款) 衛生費における環境部所管の主な内容について、(目) ごとに御説明申し上げます。

一番右端の内訳欄を御覧ください。

(目) 食品衛生指導費は、動物愛護管理センターの管理運営及び動物愛護思想の普及推進に要する経費で3億6233万7000円を計上しています。

(目) 環境衛生指導費は、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進など、持続可能な循環型社会の構築に要する経費として5億7535万2000円を計上しております。

(目) 環境保全総務費は、環境部職員の給与や課の運営費で5億7033万5000円を計上しています。

(目) 環境保全費は、地球温暖化対策、米軍基地の環境問題対策、大気汚染対策、赤土等流出防止対

策、緑化の推進等に要する経費で8億8580万8000円を計上しております。

最後に(目) 自然保護費は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録を推進するための経費や、サンゴ礁保全に向けた白化対策やオニヒトデ対策、希少種の保護や外来種対策など、自然環境の保全・適正利用を図るための経費で7億9005万2000円を計上しております。

以上で、環境部の令和3年度一般会計歳入歳出予算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願います。

○瑞慶覧功委員長 環境部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算議案でありますので、十分御留意願います。

なお、要調査事項の提起の方法及びその取扱い等については、昨日と同様に行うこととし、本日の質疑終了後に協議いたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔に願います。

また、質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ、番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

さらに、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思しますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

休憩いたします。

(休憩中、要調査事項について説明)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

それでは、これより直ちに甲第1号議案に対する質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 環境部の予算の歳出予算ということで、31億8300万ですか。この財源なんですけどね、環境部の財源として、主なものはどういった財源があるのかちょっと教えていただけますか。

○多良間一弘環境政策課長 お答えいたします。

環境部の歳入の部分に関しましては、国庫支出金が主な歳入となっております。令和3年度の当初予算額としましては1億2853万4000円を予定しているところでございます。

以上です。

○上里善清委員 具体的に、事業のほうをちょっとお尋ねしていきます。これはどうやればいいのか、69ページで。

○多良間一弘環境政策課長 今答弁した額がちょっと間違えておりました。訂正したいんですがよろしいですか。先ほど1億と言いましたけれども、間違えておりました。国庫支出金のほうは10億2853万4000円の間違いでございます。おわびして訂正いたします。

○上里善清委員 はい。じゃあ具体的な事業のほうを聞いていきます。説明書の69ページ。新規事業で44番の電動車転換促進事業なんですけど、これ電気自動車と思うんですけどね。台数は何台導入する予定ですか。

○久高直治環境再生課長 お答えします。

知事部局においては現在600台の普通乗用車がありますので、それについて全て順次転換する予定となっております。

○上里善清委員 令和3年度で全部買換えという形になるということですか。

○久高直治環境再生課長 令和3年度は63台を予定しております。

○上里善清委員 順次やっていくと思うんですけど、この電気自動車転換の促進事業というのは、環境の課題をやるということが根底にあると思うんですけどね。電源については、普通の業者からの電源を引いてやるのかね、あるいはソーラーを使って蓄電してそれをやるのか、その辺どんな予定ですか。

○久高直治環境再生課長 まず電源についてなんですけども、今のところ2種類考えておまして、モデル事業としまして、太陽光を使って蓄電池に充電して、夜間充電ができるようなものと一ただしこれは次年度は2施設について設置する予定で、それを実証しながら今後広げていくと。それまでの間は、庁舎の電源から充電をしていくというようなことで考えております。なので、次年度は県の施設2か所についてソーラーパネルと充電設備を置く予定としております。

○上里善清委員 じゃあ、いずれは全車にこの太陽光を使った電源を使うということを目指しておら

れるんですか。

○久高直治環境再生課長 そのとおりでございます。今のところは太陽光パネルを考えておりますが、またそのときに、一番適切な再生可能エネルギーを使って、充電できればと思っております。

○上里善清委員 はい、分かりました。

同じページの46のほう、外来植物防除対策事業なんですけど、これギンネムを根絶する事業だと思うんですけど、相変わらずギンネムの繁茂というのは、これ繁殖能力が非常に強い植物で、もうあっちこちギンネムだらけなんですけどね。これの今のやってる事業で、根絶するためにはどんな感じでやっているんですか、内容としては。

○久高直治環境再生課長 本事業は、ギンネムの拡散防止と駆除技術を確立するために、今まではそういったマニュアルとかというのは全国的に特にまとまったものはなかったものですから、そういったマニュアルを策定する事業でありまして、それを活用して、今後はそれを周知していただいて効率的に効果的にギンネム駆除拡散に活用していきたいと考えております。

○上里善清委員 ということは今、研究という形なんです。実際にギンネムをどうこうするという事業はやっていないということになるんですかね。

○久高直治環境再生課長 これにつきましては、まず薬剤散布とか、樹幹注入をしたりとか、どういった薬剤が効くのか実証試験をしたりとか、あと文献ですね。いろいろ座波委員とかいつも御指摘いただいておりますけども、小笠原とかの知見もございまして、そういった収集とか、そのような知見を収集するのと、あと実証試験も、実際高速道路の斜面とかを利用して試験をしている。あと室内試験ですね、そういったことも行ってございます。

○上里善清委員 とにかくこのギンネムすごい勢いで繁茂しておりますので、これ、このギンネムを使ったお茶とかも以前に何かあったような気がするんですけど、活用という考え方はどうなんですか。

○久高直治環境再生課長 委員のおっしゃるように、ギンネムのお茶というのがございます。前回の委員会でもお話ししたかと思いますが、いろいろ活用の方法を今模索はしているんですけども、今のところ実際活用されてるというのがお茶であるんですけども、それをバイオ燃料とかに活用できないかとか、その辺も今検討しているところでございます。

○上里善清委員 様々な研究をされて、効果を上げるようよろしくお願ひします。

50番の有機フッ素化合物なんですが、比謝川から取水した所、かなり高濃度があったということで、米軍基地の立入調査を依頼していると思いますが、今の進捗状況をちょっと教えてくださいか。

○仲地健次環境保全課長 お答えします。

普天間飛行場周辺の湧水等で高濃度のPFOS、PFOAが確認されていることから、県環境部では、現地司令官宛てに立入申請を昨日防衛局と調整の上、平成31年2月付で直接郵送しております。現在防衛省から在日米軍に対して立入申請が認められるよう働きかけていると聞いておりますが、立入りの可否については未だ連絡がありません。今年2月には、宜野湾市長から立入申請の実現と、同調査への市職員の動向に関する要請が出ております。引き続き立入りが認められるよう関係機関に対して働きかけていきたいと思っております。

○上里善清委員 宜野湾市長が申請したと聞いております。県のほうも、これ大きな課題ですので、一地方の首長がやるということではなくて、県がもっと強く、管理者である防衛局に立入りさせるということを強く要望すべきだと思いますけどね。県の今の考え方はどんなですかね。

○仲地健次環境保全課長 防衛省に確認したところ、防衛省のほうから米軍に対して働きかけているということがありますのでちょっとその様子を見てまた対応を検討したいと思っております。

○松田了環境部長 立入申請については県が行っております。それがなかなか認められない状況が続いているものですから、令和元年度には知事から改めて立入りを認めるよう要請しております。今回宜野湾市長からも県ももっと積極的に立入りを求めてくれというような御要望がございました。それで、宜野湾市も一緒に入りたいということでしたので、今我々そういう立入申請しておりますので、改めて2月に、国、米軍に対して、地元各市町村も含めて、立入りをきちっと認めてくださいというふうな要望書を改めて出したところです。我々としては立入りは非常に必要だというふうに強く思っておりますので、引き続き国、米軍に対して立入りが認められるよう働きかけていきたいと考えております。

○上里善清委員 ぜひ頑張って立入りできるように頑張ってくださいと思います。

54番のこれ新規事業になりますけどね、食品廃棄物調査事業というのが入ってきておりますが、これ事業の内容、もうちょっと詳しくお願いできますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この事業につきましては、

令和元年10月に施行された食品ロス削減推進法というのがございまして、都道府県と市町村に食品ロス削減推進計画策定の努力義務が定められました。この計画につきましては、子ども生活福祉部のほうで策定しますが、その基礎的なデータとするため、本事業では家庭から排出される廃棄物のうち、まだ食べられるが廃棄された食品がどのくらいあるのか、その実態を調査する事業であります。

○上里善清委員 主にこれはあれですかね、業者が対象になるんですかね。

○比嘉尚哉環境整備課長 これは、市町村の協力を得まして、実際市町村が家庭から回収したごみ袋を開封して、その中にある食品残渣のうち、まだ利用できる食品について調査をするといった内容の事業でございます。

○上里善清委員 一般家庭からのちりぼり多分入ってると思うんですけどね。これ目で見て分かるんですかね。

○比嘉尚哉環境整備課長 実際にこのごみ袋、何袋か一ちょっと詳細はすみません。ちょっと今説明する資料がないんですけども、ごみ袋を何袋か市町村の廃棄物処理施設ですね、そこに持ち込んでもらって、実際にこの袋を開けて中身を分別していくと。食品や可燃、そういったものを取り出して、判別するといった調査と聞いております。

○上里善清委員 分かりました、じゃあ次行きます。

56番の犬猫のいのちをつなぐ事業ですけど、これもちょっと詳しい詳細を説明していただけますか。

○比嘉貢自然保護課長 今回の犬猫のいのちをつなぐ事業についてでございます。この事業につきましては、今動物愛護管理センターから登録ボランティア団体で今回譲渡する犬への原則の不妊去勢手術やマイクロチップ装着を行うこと。2つ目として登録ボランティア団体に譲渡した犬猫に要している餌代とかシートの飼養管理費の一部助成。もう一つが、哺乳器の犬猫の命を守るためのミルクボランティアの使用に係る物資となってまして一ちょっとミルクボランティアについて少し御説明させていただきます。収容されたいわゆる乳離れしていないいわゆる幼犬や幼猫、主に幼猫になりますけど、こういった幼猫を家庭のほうで預かっていただき、文字どおりミルクを与えていただくという内容についてやっていただきまして、育てていただく。そういったことで幼猫の命を守り、殺処分を減らしていきたいという取組として令和3年度からスタートする事業となっております。

○上里善清委員 あと、ヤンバル、58番ですね。世界自然遺産登録推進事業なんですけど、ヤンバル地域、西表も含めて調査するという事業だとは思いますが、米軍が施設を返したところで、いろいろと弾薬とか薬きょうが見つかったりということがありましたよね、たしか。この事業について、こういった自然遺産を登録するに当たり不適切なものがあつたら登録は厳しくなるということですね。以前は政府が提供者として米軍に提供しておりますので、国のほうでしっかりと調査していただきたいというふうには私に思うんですけども、その辺今どのようになっていますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 県としては、土地の引渡し後に米軍由来の廃棄物等が確認された場合は、国の責任で対策を講ずるべきと考えております。平成28年度に返還された北部訓練場跡地で確認された廃棄物については、沖縄防衛局が回収作業を進めておりまして、引き続き適正な回収処理が行われるよう関係機関との調整や現地確認を行ってまいります。

○上里善清委員 実際にこれを処理しているのか。どうなんですか、今の実情はどうなってますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 環境部のほうでも現場確認は行っておりまして、令和元年6月に森林管理署職員4人それから県職員6人で返還地を状況確認しております。その結果については、8月7日にメールで、それから9月5日には文書で沖縄防衛局に情報提供をしたところでございます。令和2年12月23日にも、森林管理署、沖縄防衛局、国頭村、県で、返還地の状況等を確認してございます。

○新里睦環境政策課基地環境特別対策室長 補足なんですけれども、まず廃棄物の処理主体なんですけれども、北部訓練場跡地—平成28年度に返還されておりますけれども、そこで引渡し後に発見された廃棄物というのは、防衛局と森林管理署との協定、あと国が策定した返還実施計画に基づき沖縄防衛局が除去しております。例えば、引渡し後に発見された薬きょう等については、最近で約1万5000発を除去したということを聞いております。

以上です。

○上里善清委員 やっぱいろいろと出てくるもので、きっちり—やっぱこれ自然遺産登録ということになればね、そういったところがあるというのはちょっと不自然になりますので、きれいに除去していただくということを要望してくださいね。

最後に60ですね、外来種対策事業なんですけど、今問題になっているタイワンハブですかね。これは

かまれたら免疫もないっていう話なんですけどね。あの駆除状況はどんなですか。

○比嘉貢自然保護課長 タイワンハブの捕獲実績につきましてです。平成29年度に県全体で1785匹、平成30年度に2670匹、令和元年度で3003匹と年々今増加しております。このタイワンハブにつきましては、平成25年度に策定しました沖縄県ハブ対策事業基本計画に基づいて、保健医療部と市町村が連携して今対策を実施しているところであります。

○上里善清委員 主に生息場所としてはヤンバルなんですかねこれ。

○比嘉貢自然保護課長 今県内の分布状況としては、今委員がおっしゃったように名護市を中心に今帰仁村、本部町、恩納村、うるま市、読谷村、沖縄市、嘉手納等、中部以北一特に北部のほうで多くいるというふうになっております。

○上里善清委員 これ実際かまれて免疫がないということは、死ぬ可能性も出てくるわけですよ、人間かまれたら。免疫研究というのはどうなんですか、進んでいますか。

○比嘉貢自然保護課長 いわゆる今タイワンハブについては咬傷被害防止の観点からの保健医療部のほうで実際に取り組みまれてまして、今委員のおっしゃった点につきましては、県の出先機関である衛生環境研究所等において、いろいろ御検討されてるとは聞いております。

○上里善清委員 私は今日はこれで終わります。

○瑞慶覧功委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 おはようございます。

私は、3年度当初予算案説明資料のページ16ですね、これの一番下のほうの離島廃棄物適正処理促進事業について、概要等についてちょっと詳細をお聞きしたいと思います。こちらの事業概要のほうにありますが、離島市町村の効率的な廃棄物処理及びリサイクル方法等の調査分析及び検討に要する経費というふうにあります。離島の市町村ごとの広域化によるコスト削減策ということで、この不利性解消性に係る調査というのはやはり私とても大切だなというふうに思いますが、これは事業者の負担軽減とか、また広域処理体制の構築を検討するというのも、この事業概要に該当するののかということも含めてお聞きしたいと思います。

○松田了環境部長 お答えします。

この事業におきましては、各市町村で今、離島市町村で実際は処理に困っているものについてどういうふう処理したらいいかという点に主眼を置いて

事業を実施しておりまして、農業用の廃ビニール等の処理に困っているということで今小型の焼却炉を導入して、そういったもので焼却するという実証事業をやっております、その成果があったものですから、来年度、それを他の市町村に普及させるということを考えております。今委員御指摘の、広域化でありますとか産業廃棄物も含めた処理等につきましては、この事業の中では直接はやってございせんけれども、我々、新たな沖縄振興のための制度提言におきまして、市町村が一般廃棄物等を併せて産業廃棄物を焼却するといったような場合も、国の補助対象とすることについて国に求めていきたいと考えておりまして、そういった点で効率的な処理ができるような方策を今検討しているところでございます。それから広域化についても、来年度以降また少し検討をしたいと考えているところでございます。

○次呂久成崇委員 今部長のほうからもお話があったんですけども、この一般廃棄物と産業廃棄物の適正処理というところで、やはり私たち八重山圏域は、離島、小離島が幾つもあるんですけども、生ものは回収しないとか、さらなる分別もとても細かくて、観光客が残していくごみの問題とかそういうのももろもろあるんですけども、県としてはこういう地域事情を踏まえた問題というのはどのように捉えているのかというのをもう一度ちょっと確認したいと思います。

○比嘉尚哉環境整備課長 平成29年度からこの事業を実施しているわけですけども、この事業では、専門家とか各市町村の課長等を集めた検討委員会で議論をしております、また各離島ごとに、どういった課題があるかということを整理して、その上でこの効率的な方法がどうあるべきかというところを今検討しているところでございます。

○次呂久成崇委員 県のこの廃棄物処理計画、第4期ですかね。こちら計画期間のほうは今年度末だったかと覚えているんですけども、その中で産業廃棄物処理体制の確保というところで、自己完結型の産業廃棄物処理の促進をするというふうに示されています。これは、やはり本当に島嶼県沖縄の地理的特性、この特殊事情がありますので、広域処理というのは、かなり私は他県と違って難しいのかなというふうには思っているんですけども、ただその中で、可能な限り自己完結型の処理体制が必要だと。これに関してしっかりと県としても自治体と協力をして、産業廃棄物管理型最終処分場の整備、そして延命を促進していくということが示されているんですけども、この可能な限りの自己完結型というのは、例

えば地域事業にもよるかと思うんですけども、圏域とかそういうところで、どこまでの処理をするのか、また可能なかというところをそれぞれ県内の地域事情を合わせて、県のほうではどうなんでしょうか、これは何か検討されているんでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 可能な限り自己完結というところでございますが、やはり離島というところには廃棄物処理業者が少ない。そういう施設もないということで、やはり自治体に担っていただく必要があると考えておりまして、その意味でも合わせ処理の促進ということを先ほど部長が申し上げました提言ですね、そういったものに反映させているところでございます。

○次呂久成崇委員 次に、17ページのほうにあります、海岸漂着物等地域対策推進事業のほうに行きたいんですけども、こちら事業実績と課題について伺いたいと思います。

○比嘉尚哉環境整備課長 この事業は、漂着物の回収処理普及啓発活動などを行う事業で、国の地域環境保全対策費補助金、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して実施しております。同事業では、土木建築部や農林水産部等海岸管理者が行う回収処理や環境部が行う各種調査のほか、市町村が実施する回収処理、それから普及啓発事業に対して費用の9割を補助金として交付しております。

実績としましては、回収量の実績で申し上げますと、令和元年度には海岸管理者と市町村を合わせて約3000立方メートル、重量で約270トンの海岸漂着物を回収処理しております。

○次呂久成崇委員 こちら今コロナ禍の中で、これまで例えばNPOであったりとか、ボランティアさん、そしてこういう方たちでは今もうかなりボランティア活動も厳しい状況にあるんですけども、これは例えば土木業者さんとか、いろんな企業の皆さんとかにも、これは事業として実施してもらっているんでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 ボランティアの実施にもいろいろな形があると思うんですけども、県が関わっているものでは、OCCN—沖縄のクリーンコストネットワークというのがございまして、海上保安庁等と他の関係団体と連携しております、その中でボランティアによる回収処理を促進してございます。そのほか、例えば市町村とかあるいは港湾等の管理者ですね、そういったところもそういうボランティアによる清掃活動などを実施しているように聞いてございます。

○次呂久成崇委員 沖縄県のこの漂着ごみの5割が八重山圏域に漂着するというのもあって、今観光業界などもやはりかなり厳しい状況だと。これ国費で9割の補助もあるわけですね。そういうところで業者の皆さん、観光業の皆さんもぜひ一活用と言ったらあれなんですけども、一緒にこの事業を活用してそういう対策もやるということで、その観光業の皆さんの雇用の維持とか、事業所の維持とかということにもつながるんじゃないかなと思うんですが、ここら辺はどんなでしょうか、検討はできるのでしょうか。

○比嘉尚哉環境整備課長 先ほども申しあげましたOCCNという団体がございまして、その中に民間の団体等も数多く加入しておりますので、そういったところと連携して海岸の清掃活動を促進してまいりたいと考えております。

○次呂久成崇委員 ぜひ、検討をお願いしたいと思います。こういう、八重山にやはり5割の漂着ごみもあるということも含めて、私はやはりその地域事情にあった産業廃棄物の適正処理というところですね、もう自治体ではもうできないところまで来ています。ですので、やはりこの広域行政を担う県も、やはりしっかりと関わっていくことが非常に大事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ連携して取組をお願いしたいと思います。

ちょっと関連するんですけども、離島の死亡牛について、ちょっと現状・課題についてお聞きしたいんですけども、実は離島の死亡牛というのはこれ産業廃棄物になりますよね。その処理というのが、今現状どのように一適正に処理されてるのかという、現状、また課題等もお聞きしたいと思います。

○比嘉尚哉環境整備課長 今の離島産業廃棄物適正処理促進事業、調査したところでは、ちょっと市町村からそういった声が上がってこなかったという実情がございまして、あと離島の死亡家畜の処理の実情というのは、今手元にそういった資料は持ち合わせてございません。

○次呂久成崇委員 これは次年度の調査等でもぜひ確認はしていただきたいなと。ぜひ調査して対応も考えていただきたいなと思うんですけども、家畜の死体っていうのは産業廃棄物ですね。これが、離島の場合はやはり死亡したらコンテナに入れて、それを本島のほうに運んで処理をするということなんですけども、これやはり処理費用が出るわけなんですよね。沖縄県というのは農業共済の加入率も一番低くて、実際に死亡牛が出てても保険が入らない、大

したことはないということで加入率も低いんですけども、そうするとこの死亡牛どうするかというと、本来禁止されている、皆大体自分の所有地に埋めたりとか、そういうふうにはやってる現状があるんですよ。一八重山関係者、この家畜の皆さん多くて、私も現状言ったらちょっと怒られるのかなと思いつつながら、ただそのまま終わりはちょっとまずいのかなということもあります。これはやはり農業生産額、もうかなり県というのは産出額もどんどん高まってきていますので、やはりあのブランド牛というところではそういう処理も含めて、しっかりと環境部のほうからもそういう指導もやっていくべきではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ関係部局と連携して、そこら辺の取り組みのほうもお願いをしたいなというふうに思っております。

最後にもう一つ同じページなんですけども、外来種対策事業についてお聞きしたいと思います。実はあの石垣の中央部のほうにバンナ公園、県営の公園があるんですけども、そちらのほうかなりの面積なんですよね。そちらの中に、実は自然保護区ということで、そこは県営の指定管理の部分には入っていないところがあります。ところが、そちらで外来種であるクジャクとかキジとかそういうものがかなり繁殖をしているんですけども、こういった例えば県内の自然保護区であったりとか鳥獣保護区または特別保護地区に指定されている区域内での外来種捕獲とか、進入防止対策というのはどうなってるのかというのをお聞きしたいと思います。これ農地とかでしたら、所有者、生産者のほうからそういう農政関連の部局に行って駆除をお願いするのがあるんですが、そういう保護地区関連ではどういった対応がなされているのかなというのをお聞きしたいと思います。

○比嘉貢自然保護課長 今委員のほうからお話がありました石垣島のバンナ公園等鳥獣保護区だと思えますけど、当然通常保護区であれば本来であるならばそういった鳥獣は捕ってはならないという形なんですけども、実際法律上の許可を得れば一応捕獲することができるということになっておりますので、当然そういった保護区内においても、学術研究であったりとか、今委員がおっしゃった有害鳥獣等において必要があれば許可を得て実際捕獲するということはできます。

○次呂久成崇委員 このバンナ公園の近くにはラムサール条約の名蔵アンパルであったりとか、あと農地もあります。保護地区がそういう有害な鳥獣のま

さに保護区になっているような、繁殖を促すようなそういうところになっていて、私も議会でもちょっと取り上げたことがあるんですけども、本当に30分ぐらい歩いたらクジャクが十四、五羽見られるというような状況なんです。ですので、その保護地区でのこの外来種捕獲侵入防止対策というのをしっかり今のうちにやらないと、かなりこの生態系というのは崩壊していくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくお願ひいたします。

私は令和3年度当初予算説明資料の事業内容から幾つか質問をさせていただきます。まず初めに16ページ、有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業についてなんですけれども、令和3年当初予算額が200万ほど減額になってるんですけども、その理由は何でしょうか、教えてください。

○仲地健次環境保全課長 お答えします。

令和2年度は、米軍基地周辺のPFOS、PFOA調査を外部発注するという事で委託料がメインになってました。今年度PFOS、PFOA測定できる機械を整備しまして一ちょうど、今納入しているところなんですけど、そういった機器を使って次年度は自前でやっていこうと考えています。次年度の額としては、次の事業展開ということで汚染源の特定とか、絞り込みというようなところを目指して、委員会を設置してそういったところの検討をしていきたいということで、事業展開の進展に伴う増減ということで御理解いただきたいと思ひます。

○島袋恵祐委員 またさらなる細かい調査ができるということを目指したいと思ひますんですけども、先日的一般質問でも、知事から答弁があった中で、54地点中36地点、国が定めた今の暫定指針値を超過をしたということなんですけれども、特にどの地区が高い値が出てくるのかっていうのを教えてください。

○仲地健次環境保全課長 お答えします。

令和2年度の夏季調査の中で最も高かった地点が嘉手納町内の民間の井戸がありまして、そちらのほうで3000ナノグラムパーリッターということで、50ナノグラムパーリッターを大きく超えている状況があります。

○島袋恵祐委員 民間の井戸で高い値が出てくるということで、54地点で36地点ということなんですけれども、先ほども上里委員からあったように、この調

査結果を基に、結果をどのような形で活用していくのかという考え方をお聞かせください。

○仲地健次環境保全課長 まず暫定指針値を超過するような水については、環境省からも指示、手引きが出されているんですが、飲用に用いないというのがまず1点あります。この調査の中で、継続的に調査することで、この濃度の推移を確認して増えるのか減るのか、汚染源はどこなのかというようなところにつなげていきたいというふうに考えています。

○島袋恵祐委員 汚染源につなげていくというのは、どちらもやっぱり重要なものになってくると思ひます。やはり立入調査がなかなか認められないという今の現状もあって、これを引き続き強く、県としてもやっぱり求めていってほしいというのがあります。

そこで、これは米軍とはまた別に、先月26日航空自衛隊の基地内から泡消火剤が流出した事故があって、当初の説明では自衛隊は、このようなPFOSとかそういったもの、有害物が含まれてないんだという説明だったけれども、琉球新報ですかね、独自で調査をしてPFOS等含まれてたということが発覚をしたと。これやっぱり県としてもきちんと、事実確認、調査等をやるべきじゃないかなと思ひますけれども、どうですか。

○仲地健次環境保全課長 まず、この那覇市内での事故に関して、ちょっと前置きなんですけど、平成25年度に那覇市が中核市に移行したことに伴いまして、環境保全業務の大方が那覇市のほうに権限移譲されましたので、那覇市管轄のこういった水質事故については、まずは那覇市が行動することになっております。ただ、県としましては那覇市のほうをバックアップするという意味で、技術的な支援とか、サンプリングのやり方とか、そういったのを協力していきたいと考えています。ちなみに今日なんですけど、この事故のあった現場よりも海のほうを県のほうで採水をしたいと考えております。

○島袋恵祐委員 那覇市のほうが土壌調査もやるということであって報道もありましたけれども、やっぱり県としても、那覇市とも一緒になって、県のほうも一緒に主導して、やっぱり県民の不安、これが事実だったら、県民に対して不確かな情報を自衛隊は伝えたということになるわけです。それは本当に許せないと思ひます。だからきちんと県として、県民の不安にきちんと答えるためにも主導してきちんと調査をするべきだと思ひます。そこは強く求めたいと思ひますけどどうですか。

○仲地健次環境保全課長 那覇市と協力し合いなが

ら連携して対応していきたいと思います。

○島袋恵祐委員 よろしくお願ひいたします。

次に、17ページの食品廃棄物調査事業、新規事業について質問をいたします。先ほど概要等のお話があったんですけれども、家庭から出るごみを職員等が袋開けて調査をするというお話でしたけれども、この調査の結果というのは、今後どのように反映させていくのか、どういったものにつなげていくのかというのをちょっと教えていただけますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 先ほども申し上げましたけれども、令和元年10月に食品ロス削減推進計画策定の努力義務が法律で定められまして、来年度以降、子ども生活福祉部のほうでその計画を策定いたします。県内の実態はどうか、現状、また今後の目標を定める上での基礎資料となる調査でございます。

○島袋恵祐委員 計画を策定するというところで調査するという話なんですけれども、例えば国が、今そういった食品ロスのやり始めてるというところで、どういったことをやろうというような、そういったものっていうのもありますか、何か。

○松田了環境部長 この食品ロスの削減の推進に関する法律では、基本的な施策としまして、消費者・事業者に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等をやりますと。それから食品関連事業者等の取組に対する支援をしますと、それから食品ロスの削減に関し、顕著な功績がある者に対する表彰をしますと。それから先ほど課長のほうからございましたけれども食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法に対する調査研究と、またフードバンク等についても検討していくといったようなのが法律の目的として位置づけられております。

○島袋恵祐委員 本当にテレビとか新聞等でも、この食品ロスの問題というのはやはり大問題になっていて、今話したようにコンビニとかでのおにぎりとかそういったもの、売れ残ったらそのまま廃棄されてしまうだったりとか、あとはまたスーパーの食品とかもですね。そういったところで今話し合っているフードバンクにつなげていくとか、いかにリサイクルをして、ロスをなくしていくかという問題に今、国も上げて立ち上がったというところで、そこで県としても取り組んでいくというような事業、そのための調査というのは理解はしています。ぜひ目標とか、計画というのをきちんと明確にして県民に知らせていく、そういったことを要望したいと思います。

では次の質問に行きたいと思います。次、犬猫のいのちをつなぐ事業ですね。新事業なんですけど、こ

ちら、今民間でもいろいろ里親を保護猫預かって譲渡会とかそういったものもやっているとと思うんですけども、これは近年増えていってるんでしょうか、そういった保護する団体とかですね。

○比嘉貢自然保護課長 ボランティアで活動されている団体の中で動物愛護管理法におきまして、犬猫を10頭以上飼養している場合は登録を行わなければならない、第二種登録という形になっておりまして、その数字についてはつかまえてますけど特に増えるわけではございません。ただそれ以外の個人や民間で、様々な活動がされているというところかなというふうに思っております。

○島袋恵祐委員 やはり今本当にペットブームで、特にやっぱり猫を飼いたいという子たちも多くいたりとかいろいろお話を聞くんなんですけれども、その保護猫を、そういった新しい飼い主の皆さんに譲渡した際に、きちんとそこでまた飼い主の皆さんが一生面倒を見るような、きちんとそういった一何ていうんですかね、教育はちょっと言い過ぎかもしれないですけども、そういうようなマニュアル的なものを渡して、きちんと責任を持ってやってほしいというような啓発、そういったものをやっぱりきちっとやっていく必要があると思うんですけどもそのような考え方はどうですか。

○比嘉貢自然保護課長 まず県動物愛護管理センターで取り組んでいる内容から御説明させていただきます。

まず犬についてです。犬に関してはその新たな飼い主になる方に関して、まず始めに適正飼養の講習会、書類審査、飼養者宅の実際環境調査等を行った上で引渡し、譲渡するという形を取っております。その上で、譲渡後の飼養状況等の調査などのフォローアップを行うような形を取らせていただいております。

猫に関しましても、新たな飼い主になる方に対して個別で飼い方の指導を行いながら譲渡するというような取組で県では行っております。当然今保護しているのは、県だけではなくて民間ボランティア等でもあると思います。私どもも特に登録ボランティア団体等とは毎年意見交換等を行いながら様々なお話をしておりますので、そういった中で、いろいろと情報共有をしていきたいと思ひますし、今一生うちの子プロジェクト等で我々も特にテレビ等のCM等で幅広く広報活動してますので、様々な形で普及啓発も同じくやればと考えております。

○島袋恵祐委員 やっぱり犬猫殺処分ゼロを本当に

目指して、本当に可能な限り面倒見てくれる方々にきちんと引き渡していくという、取り組むというのは本当にすごく大事だと思いますので、ぜひ引き続き頑張ってくださいと思います。

質問は以上です。

○瑞慶覧功委員長 比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしく申し上げます。

同じ資料で質問したいと思います。今の犬猫のいのちをつなぐ事業ですが、大変すばらしい取組だと思います。近年の犬猫の殺処分件数の推移、まず教えていただけますか。

○比嘉貢自然保護課長 県内の犬猫殺処分数ですけど3年分ほどを御報告させていただきます。平成29年度が1421頭、平成30年度が898頭、令和元年度が643頭ということで年々減少している状況であります。

○比嘉瑞己委員 それでこの譲渡が進んだことが理由にあると思うんですけど、譲渡の実績は幾らでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 譲渡につきまして、それぞれ所属別で御説明させていただきます。

直近3年間で、まず動物愛護管理センターでは平成29年度は770頭、平成30年度は798頭、令和元年度は736頭となっております。宮古保健所におきましては平成29年度は309頭、平成30年度が350頭、令和元年度は346頭となっており、八重山保健所におきましては平成29年度92頭、平成30年度が42頭、令和元年度は53頭という状況でございます。

○比嘉瑞己委員 これ、後でちょっと資料で提供をお願いしたいと思います。やっぱり譲渡件数が、殺処分を減らしていく上でも大変大きな役割を果たしていると思います。それで、県の取組がどんどん進んでいることは嬉しいんですけど、ちょっと私の元に相談も幾つか寄せられていて、その真偽が定かなのかというのもちょうと私もまだ調査中なんですけれども、実際この譲渡を受けても、その後虐待をしているケースが疑われるということで、通報が何件かありました。こういうのは県としても把握しているのでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 動物愛護管理センターにおきまして、ふん尿とか鳴き声とかで虐待に関するものなど様々な苦情等の問合せは来ております。今お話したような内容で一内訳がちょっとございませませんが、ふん尿、鳴き声、虐待等の苦情等として動物愛護管理センターで大体平成30年度が167件程度、令和元年度で136件程度相談があったということは聞いているところであります。

○比嘉瑞己委員 程度にもよると思うんですけども、ちょっと見過ごせない虐待とかもあると思うんですよね。公園とかでも猫が殺されて捨てられたりというの、動物遺棄の件もあるんですけども、そういった深刻なケースについて、県はどのような対応を今取っているのか、教えてください。

○比嘉貢自然保護課長 まず虐待の可能性のある内容につきましては現地確認を行っております。その上で適正飼養の指導等の対応を行うような形で取り組んでいるところでございます。

○比嘉瑞己委員 そういった件数がどれくらいあったのかを教えてくださいのと、私に寄せられた相談では、県警にも相談した、県の愛護管理センターのほうにも相談したんだけど、その後どうなったかちょっと分からないっていうような相談だったんです。そういった県警との関係や、実際相談があった方への報告というのはどういうふうになってますか。

○比嘉貢自然保護課長 これはどのような形で通報があるのかなということもちょうとございます。県のほうにこういった虐待等のお話があれば、当然県警等とも情報共有をさせていただいているような形で一応連携をさせていただいております。個別具体的な虐待等の内容について、先ほど言いましたように現地確認等を行うなど、県警もしくは地元在市町村等とも確認取りながら対応の措置を持っていくというような形を個別具体的に、通報があったものについてはさせていただいているところであります。

○比嘉瑞己委員 現地確認をしたような、その深刻なケースというのは何件ぐらい。

○比嘉貢自然保護課長 細かくこういった件数として、統計上今数値として実際整理されていない状況でございます。ですので先ほど全体として様々な相談件数の中でも、こういった虐待も含めたふん尿、鳴き声などで大体先ほど言ったような件数ということで、そのちょっと内訳等までの整理というのはちょっと現場では行われてない状況です。

○比嘉瑞己委員 本当に信じ難い話でもあったので、私も心配しているんですけども、結構インターネット上では動画とかで示されたりしていて、私たちのところに届いていますので、ぜひ注意深くここは見てくださいと思います。

続いて、先ほどもあった食品の廃棄物の調査事業ですが、説明があったように法律ができて、沖縄県としてもこれから計画をつくっていく。その基礎資料をつくるためだというふうに理解しました。これはどこの自治体のそのごみが対象になっているんで

すか。

○比嘉尚哉環境整備課長 糸満市の協力を得まして調査を実施する予定としております。

○比嘉瑞己委員 協力が糸満市だけになっているんですね。その背景を教えてくださいたいのと、それともう一つ、この法律では県や市町村に求められている役割というのがあると思うんですけど、そこも含めて教えてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 市町村のほうがまだまだ具体的な、本格的な検討に入っていないというのが背景でございまして、糸満市のほうでは市議会のほうでも質問があったというふうに聞いてございまして、糸満市のほうで調査を実施することとしております。

今後につきましては、次年度以降につきましてはまた、市町村長、他の市町村等の意向も確認しながら、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○比嘉瑞己委員 やはり法律を読ませてもらうとまだまだ努力義務になっていて、市町村の動きも弱いなというふうに思いました。その中で県が糸満市と協力してやることで他の市町村に広がるのが期待されると思います。糸満市だけの調査を基に、離島を含めて全てこの計画で行けというのはちょっと実態にも合わないと思いますので、なるべく多くの自治体が調査を取り組むことを期待したいと思います。

続いて、ちょっと予算書で探せなかったので教えてくださいたいんですけど、昨年の11月から希少野生動植物条例が施行されました。この条例に伴う取組というのはあるんでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 令和元年に沖縄県希少野生動植物保護条例のほうを制定させていただきました。それで、今年度令和2年度から新規事業として希少野生生物保護推進事業という形で予算措置を行っております。中身として、専門家で構成する検討委員会を設置して、指定希少野生動植物と指定候補種の検討、生息・生育状況のモニタリング等を実施しております。令和3年度も引き続き、指定候補種の検討や指定種のモニタリング等について取り組むということになっております。

○比嘉瑞己委員 まだまだ県内には保護すべきものがたくさん動植物いると思うんですけど、現在の規制対象は何種類になってるんですか。

○比嘉貢自然保護課長 この条例は令和2年11月1日から全面施行されております。それに向かいまして、今の指定希少野生動植物については今現在31種を指定しております。外来種につきましても9種を指定したところでございます。

○比嘉瑞己委員 またそもそもで申し訳ないんですけど、条例の設置の目的、指定されることによってこういったことが期待されるのか、基本的なところを少し教えてください。

○比嘉貢自然保護課長 この条例、制定する際に本県の生物多様性の保全をするということでこの条例を策定しております。当然法律においても種の保存法等なりで守られてますけど、それはやっぱりあの全国的な観点から保護されてるということで、やはりまだまだ沖縄県にいる希少な野生動植物について保護されてないのを条例が法律を補完するという形で前回策定させていただきました。そういうことで、法律で保護されていないものについて、県条例に基づいて種を指定することによって、沖縄県内にいる希少な野生動植物について保護していくという一当然捕獲等が禁止されますので、そういった形でできるような形になってます。

一方外来種につきましても、指定外来生物法で法律でこれも規制されておりますが、それを補完する形でまた条例でやっております。ただ、条例の中でやっぱり特に外来生物の中でも実際、それを飼われてる方々について、これは最後までしっかり管理していただいて、途中で管理を放棄して野外に放出することによって県内に広がることを防ぐという目的で指定外来種について届出をさせて、しっかり管理させていくというような形で、県内の希少野生動植物等守りながら生物多様性を保全するというような形の条例となっております。

○比嘉瑞己委員 世界自然遺産登録を目指す本県にとってはやっぱり必要な条例だと思います。最初の第1次のこの指定の発表のときに31種指定されたわけですけども、この条例が法律で保護されていない動植物を条例で保護するっていう中身だと思いますけど、意外だったのが、ジュゴンが法律で守られていないということでした。ノグチゲラやヤンバルクイナとかあるんだけど、ジュゴンは法で保護されていない。であれば、県の希少野生動植物条例でジュゴンこそ保護の対象にすべきだということを提案をさせていただきましたが、この新年度、先ほどあったこの審議会とかですか。そこで第2次の指定というのはあるのか。その際にジュゴンもぜひ入れるべきだと思いますが、いかがですか。

○比嘉貢自然保護課長 ジュゴンにつきましては、いわゆる国の種の保存法の中では指定されておませんが、国の天然記念物というような形で別の法律では一応指定されている状況ではございます。ジュ

ゴンにつきましては、先ほど31種につきましては条例の施行に併せて特に優先にしてやらなければならないものについて、令和2年11月に指定させていただいたところであります。ジュゴンにつきましては、我々はこの指定に向けまして昨年6月5日から18日まで提案の募集等をさせていただきました。その際には、ジュゴンについての提案がされていたところでございます。現在、当然次の指定に向けまして今専門家等の意見を聞きながら、選定作業を進めておりますので、その中でジュゴンについての検討も今行っているところであります。

○比嘉瑞己委員 ぜひ指定されることを期待したいと思えます。

最後に赤土の流出防止海域モニタリング事業というのがありますが、これまでも取り組んできたと思えますが、そこでちょっと伺いたいんですけど、この赤土の流出量のこの間の推移、そしてまたサンゴの被害の状況とかどうなっていますか。

○仲地健次環境保全課長 赤土の流出量の推移なんですけど、まず赤土条例の施行される前の平成5年が県全体で年間52万1000トンというものが、平成13年度で38万2000、平成23年度で29万8000、平成28年度直近のデータが27万1000トンということで、県全体でいえば、25万トンの削減で約5割削減されております。あとサンゴの被害の状況はどうかという御質問ですが、サンゴについては、赤土が生息に悪影響を与えるということはよく知られているんですけど、この流出量の状況が、実際、それ以外にも、オニヒトデだったり、サンゴの白化とかという現象もありますので、赤土がどのぐらい寄与したかということまではちょっとまだ把握できておりません。

○比嘉瑞己委員 そういったのをこのモニタリング事業で調査していくというふうに理解していいのかな。

○仲地健次環境保全課長 このモニタリング事業の中では、生物調査であったり堆積状況調査—サンゴの生育も確認はしてるんですけど、赤土が増えるとサンゴの生育が悪くなるということがあるので、そういった堆積状況、状況調査をやっています。魚を指標に、水が濁ると魚の生息種類が変わったりということもあるので、そういった視点でも調査を実施しております。

○比嘉瑞己委員 ぜひサンゴの影響もしっかり調べていただきたいと思えます。この赤土の原因は何なのか。また赤土被害の量は減ってきてはいるんですけども、流出量に占める要因別の割合。どういうふ

うになってますか。

○仲地健次環境保全課長 条例施行前の平成5年と平成28年度で比べますと、農地からが32万1000トンから22万6000トンということで6万5000トン削減されて、これは3割削減ということになります。開発事業からは16万7000トンから2万8000トン。削減量が13万9000トンで約8割の削減になっております。ただ、平成28年度のトータルの県全体の流出量は27万1000トンなんですけど、その約8割が農地からということになっております。

○比嘉瑞己委員 まだまだ農地からの流出が大部分を占めているということが分かります。皆さん基本計画も持っているわけですけども、この目標の達成状況というのはどういうふうになってますか。

○仲地健次環境保全課長 赤土の流出量をその陸域ごとに見た場合、削減量が多かった地域が金武湾で4173トン、宮良湾で3449トン—こちらが、平成23年度と28年度比べた場合の削減量ですが、そういった状況で改善が見られた地域もございます。

また一方、悪化した地域として、北谷町西海岸で3264トンの増加であったり、宜野座の潟原のほうでもちょっと増加したというような状況があります。

海域でいいますと、改善した海域というのは、今帰仁の東北の海域、宮城島の東北東海域であったり、悪化した海域は2件ありまして、平良湾の北の海域、国頭村の美作海域が悪化したというデータになっております。

○比嘉瑞己委員 改善したところもあれば悪化しているところもあると思うんですけども、今回のこのモニタリング事業は、次の、今の基本計画が平成25年のものですから、そろそろ改定の時期なのかなと思えます。その基礎調査なのか。もしそうであれば次の基本計画策定に当たって、これまで指定されている監視する海域というのがあると思うんですけども、さらに追加をする予定とかがあるのか。重点的にやるというところが増えていくのか、そこら辺の考え方を教えてください。

○仲地健次環境保全課長 委員御指摘のとおり、赤土等流出防止基本計画というものが令和3年度まででして、次年度最終年度を迎えます。そのためにこの事業費の中で、最終の評価を行うための海域を拡充して調査を実施することとしております。次年度データを取りまとめて最終評価につなげたいと思っております。

次期計画ではどうかというお話ですが、ちょっと

まだ、この現計画の状況を整理した上で、それから専門家の意見を聞きながら海域を増やすかどうかというところは、検討していきたいと思います。

○比嘉瑞己委員 先ほどの食品ロスの問題でも、その基礎調査を環境部がやって、所管の部署が取り組んでいくと思うんですけど、この赤土問題でも一これ部長にぜひ聞きたいんですけども、前々から農地が課題だと。実際今も8割が農地からの赤土だというのが分かっているわけですよね。だけど、沖縄県の農家の皆さんは小規模農家が多いからその対策がなかなか取れないということまで分かっているんですよ。だけれども、それを止めることができないままずっと来ていて、やはりこれどうにかしないといけないと思うんですよ。せっかく環境部が頑張っても、その農家を支援する農水のほうがさらなる対策を打たないと、やはりこれ止まらないと思うので、部局間の連携ってというのが大切だと思うんですけど、その点どのように考えてますか。

○松田了環境部長 環境部でもやはり調査結果をきちっと事業に反映させていただく必要があるという認識はございます。実際、農林水産部でも優先的に赤土対策を実施するような勾配修正をしたり、そういった事業実施するには環境部のデータを使って、優先順位を決めたりというふうにしているというふう聞いております。またソフト事業でベチバーを植えたり、そういう植栽事業等についても一生懸命取り組んでいただいているところがございます。しかしながら、やっぱり根本的に抜本的に改善するためには、やっぱり勾配修正といったハード事業が大きな鍵を握っていると思いますのでまたそういったところについて、加速度的に事業をできるようにしたいと思っております。これについては新たな沖縄振興のための制度提言においても、農林水産部と一緒に検討してやっていくことも今ちょっと検討しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 ぜひ、次期振計の中でもこれ大きな問題として取り上げていただきたいと思います。終わります。

○瑞慶覧功委員長 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。

当初予算案の説明資料の16ページ、有機フッ素化合物環境中残留実態調査事業ということで、先ほど予算が200万ほどなくなっているものに関して、自前で調査ができるようになったということをおっしゃられてましたけれども、この自前の調査というのは、米軍基地関係しかできないでしょうか。それとも環

境部が必要と認めれば、このPFOS、PFOAとか、今の機器というのは使用することができるということでしょうか。

○仲地健次環境保全課長 先ほど紹介した分析機器の導入に当たって、一括交付金を活用しました。一括交付金を活用するに当たって、沖縄の特殊性—どういった特殊性に該当するかということがありまして、この機器整備するに当たっては、米軍基地の影響という点で整備したところですので、原則、基地周辺ということがあります。米軍基地周辺というのがあります。

○玉城健一郎委員 この中で、先ほどこの有機フッ素化合物で自衛隊基地から泡消火剤が出ていて、報道ベースではPFOSが含まれてるっていう状況について、先ほど調査するっていうことをおっしゃられてましたけれども、これ具体的にどの地域を何か所ぐらい調査する予定なんですか。

○仲地健次環境保全課長 今回の自衛隊の泡消火剤流出事項に関して、県が調査しようと思っているのは、豊見城市側の海域3地点を考えてます。また別途、那覇市さんが那覇市側の海のほうをやるというふうにもちょっと調整しておりますので、そういったところで今検討しております。

ちょっと補足なんですけど、先ほど機器整備したところではあるんですが、まだ運転できる状況ではなくて、機器のほうはセッティングがありますので、現在考えているのは外部委託で分析することを考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

これ、自衛隊基地からこの泡消火剤ということで最初の報道のほうで県も発表してますけど、PFOSは含まれてないっていうことで、もう全く安全ですよということを自衛隊が言っていたんですよ。それに関して今回、新聞社が調査をした結果で、このPFOSが含まれていると。専門家からも有毒性が指摘されているという状況の中、正直この米軍の対応よりも正直今回悪いのかなと。自衛隊の対応というのは、県民をだましている状況ですので、米軍に対してしっかり沖縄県は厳しく調査を求めていますけれども、自衛隊に対してもしっかり求めていかないといけないと思うんですよ。これ、那覇市と連携して、今後この実態調査だったりとか、中の土壌調査していく予定というのはあるのか、御答弁をお願いします。

○仲地健次環境保全課長 まだ具体的などころまで申し上げられるところはないんですが、那覇市と連

携して対応していきたいと思っております。

○玉城健一郎委員 やっぱり米軍基地の中でも求めていってしますので、調査によってPFOSの値が出てきてるんだったら、海域でも、すなわち地域の地下水の中でも出てくるんだったら、やっぱり自衛隊基地の基地内での土壌汚染の状況というのをしっかり確認しないとイケないと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

次移ります。同じく17ページの55の動物収容・譲渡拠点施設整備事業と、56犬猫のいのちをつなぐ事業。関連するので少し質問させていただきます。先ほど譲渡件数が上がっていて、その結果この殺処分数が減ってきたという答弁がございました。この譲渡数というのは、この中でボランティア団体が引き取った頭数、割合というのはどれぐらいあるのか、御答弁をお願いいたします。

○比嘉貢自然保護課長 令和元年度の数値でいきますと、犬猫合わせてボランティア団体へ譲渡されたのが80%となっております。

○玉城健一郎委員 その中で今回動物収容譲渡拠点施設というのが造られるということで、本当に皆さんの頑張りだったりとか、この県政の中で殺処分ゼロをつくるという中でやっぱり大切なことだと思います。その中で収容施設、どれぐらい収容のキャパシティが増えるのかということと、もう一つ、譲渡というものに関してどのように譲渡会を開いていくのか。今結局そのボランティア頼みで、ボランティアが引き取ってるから、譲渡件数伸びているけれども、一般の人たちでまだ2割しかない状況の中で、どのようにそれを周知広報とかしていくのか、御答弁をお願いいたします。

○比嘉貢自然保護課長 今回、この動物収容・譲渡拠点施設整備事業という形で少し施設の整備をさせていただきます。今委員がおっしゃったように、これからやっぱり広く県民に親しまれる拠点が必要であるということで、今年度実は実施設計のほう行っておりまして、来年度の整備費としてその中で施設の中に当然犬猫の飼養室、そしてあと展示、県民の方々と触れ合いできる場所。県民等の交流や学習できる拠点。あとまた一部は当然県民の方も利用できるドッグラン等の整備を次年度やるという整備費を次年度盛り込んでおりますので、こういった整備を行って令和4年度から本格的な供用の中で、県民に親しまれる拠点という形に持って行って、犬猫殺処分ゼロに取り組んでいきたいというところでございます。

○玉城健一郎委員 今回本当に犬猫をつなぐ事業だったりとか、ボランティアとしっかり連携するということは少し意識して感じておられますし、そこに対してしっかり評価をしたいと思っております。

今、沖縄県動物愛護管理推進計画というものをくってると思いますけど、今後の、パブコメは終わったと思いますけれども、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○比嘉貢自然保護課長 今回、昨年国の動物愛護管理法の改正に伴って国の指針が見直されましたので、それに合わせて改定の作業しておりました。先月2月に、今回沖縄県動物愛護管理推進計画について一応改定を行ったところでございます。この計画につきましては、実際には令和3年度から10年間の計画という形で、この計画に基づいて様々な施策を取り組むという形になります。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

パブコメが結構来てたと思いますけれども、これ何件ぐらいあったのかっていうことと一もし分からなければ、私が答えたほうがいいですね、件数は。じゃあ、パブコメでどういった内容が多かったのか、印象に残っていることがあれば、御答弁をお願いします。件数は大丈夫です、私知っていますので。

○比嘉貢自然保護課長 推進計画ですので、いわゆる10年計画として今後取り組まなければならない内容等について、書かせていただいたところから、やっぱり特に様々な実際犬猫等を飼われてる方、また、ボランティア団体等から具体的にやっていただきたい内容、殺処分を減らしてほしいために、まず殺処分をなくしてほしいとか、もっと不妊去勢手術をやってほしいとかというような具体的な内容の意見がどちらかというパブコメではあったところからでございます。

○玉城健一郎委員 やっぱりパブコメでそれぐらい内容を見てみると具体的で、かつ施策に対してもまだまだ甘いんじゃないかというところの指摘があったんですね。確かに動物愛護一殺処分ゼロをするに当たって、県もそうですけども市町村、そしてまたボランティア団体、住民とかが連携しないとやっぱりこのゼロというのはつけれないと思っております。そういう状況の中で今後この動物管理計画はつくってるんですけども、沖縄県としてボランティア団体だったりとかそういったところと意見交換を密にすることで、やっぱり中身がどんどん伴ってくると思いますので、そういった意見交換をする予定とか、考えとかはございますか。

○比嘉貢自然保護課長 まずボランティア、いわゆる登録ボランティア団体とは以前から毎年年度初め等に意見交換を定期的に行うような形でやっております。また個別にやっぱりボランティア団体等センター等への訪問されることがありますので、そのときにセンターの職員と様々な意見等が出てるところは我々も承知しておりますので、こういった形で今定期的に動物愛護ボランティア団体等の御要望等は一応お聞かせいただきながら、その中で県として取り組める部分、当然必要な予算措置等もごさいますのでそういったところを取り組ませていただいております。

○玉城健一郎委員 分かりました、ありがとうございます。この計画の中で飼い主のいない猫への対応—いわゆる野良猫への対応について書かれていたけれども、県としてどのような対応をするのか、いま一度御説明をお願いいたします。

○比嘉貢自然保護課長 沖縄県のほうで、今地域猫マニュアルというのを策定しております。今全国的に、県内でも様々な形やボランティア団体がいわゆるTNR活動という形で、避妊去勢手術をしてまた元に戻してっていう形で取組あると思います。ただ我々県として取り組むためには、当然やっていくためにはまず避妊去勢手術も大事ですけど、その後しっかりその地域で見守りながら、その不妊去勢手術をした猫たちがその生涯を全うしていただくということが大事だということで、やっぱりそういった活動に、特に地域としてそういった体制ができていくというようなことを確認を取りながら、それを地域猫という形で県として認定しております。今現在のところまだ県内で2か所しかございませんけども、やっぱりこういった継続的に見守る体制でもって、やっていかなければ続かないところもありますので、今こういった内容について、県内各市町村等に情報提供しながら、ぜひ地域において見守れる環境づくりをしながら、できるだけ飼い主のいない猫がその生涯を幸せに全うできるような社会にできるようなことを、今これからも進めていきたいというところがございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

何か所か聞こうと思ってたんですけども、2か所ということで。地域猫活動がこの計画でも10か所ということで書かれていました。今のペースだとなかなかつくれるのかなというのを私も感じていて。というのは、地域猫活動ってどういったことなのか、県民がほとんど知らないと思うんですよ。地域の中

には猫を減らしたいという思いというのはみんな一緒なんですけれども、ふん尿被害が嫌だからという住人だったりとか、またそのTNRの一環で餌を与えながらやらないといけない、そこの、やっぱりトラブルというものが多々あると思うんですね。それに関して、やっぱりこのボランティアと住民だけでこれをやるっていうのはなかなか難しいと思うんですよ。その中で、沖縄県だったりとか市町村の役割。市町村としてやっぱり周知していく。特に沖縄県一生うちの子プロジェクトといってCMだったりとかラジオとかSNSでどんどん発信していて、適正飼育というものに関して、ある一定数、特に若い世代についてはどんどん浸透していったと思うんですよ。今後やらないといけないもの、殺処分ゼロに関して言えば、やっぱりこの沖縄県がずっと言ってるこの地域猫活動というものをどんどん進めていく。地域猫活動がどういったことなのか。こういった人たちがなぜそういうことをやってるのかというのは沖縄県として発信していく必要があると思うんですけれども、そうじゃないと、結局この今言ったモデル地区10か所をつくることもままならないということになると思いますので、こういった広報活動をしてはどうかという提言なんですけれども、御答弁をお願いいたします。

○比嘉貢自然保護課長 ありがとうございます。

やっぱり地域猫をやるためには、そういった自治会単位でしっかり意見をまとめてやっていかなければならないというところがございます。その辺の県民全体の周知活動というのは、今委員の御指摘を踏まえまして、さらなる展開をこれから考えていきたいと思います。今そういったことにつきましては、先ほど言いましたように我々も毎年各市町村ともそういった意見交換の場を設けてまして、この地域猫活動の取組については毎年御案内しております。幾つか実際には相談等はございます。ただやっぱり実現までは、様々な皆さんの意見、話し合いをしながら進めていかないといけないところであって、まだなかなか数として実現できていないところがございます。ただやっぱりこういったことを増やすということで、今回の動物愛護推進計画の中でも今後10か所まで増やすということをやっていますので、この取組については引き続き市町村とまず連携しながら、取り組まさせていただきたいと考えております。

○玉城健一郎委員 以上です。

ありがとうございました。

○瑞慶覧功委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願いいいたします。

それでは私は、令和3年度の当初予算案の説明資料から質疑をさせていただきます。まず初めに、今回の新規事業の44番から、政府はグリーンとデジタル、次の時代を牽引する成長の柱にしたいということで、環境に優しいエネルギーということで打ち出している。その中で44番の電動車転換促進事業の中で、基盤整備。電動化に向けた基盤整備を図ることなんですけども、その工程はどのように今考えて一方針ですね。方針はどのように考えていらっしゃるのでしょうか、伺います。

○久高直治環境再生課長 お答えします。

県では、2030年に向けまして、温室効果ガスを26%削減、2050年に向けまして温室効果ガスゼロを目指しております。それに向けて、まずは沖縄県の県庁内の公用車を電動化することによって温室効果ガスを削減すると。それを機運づくりの一環としてやっていきたいと思っております。沖縄県としましては、その今政府も打ち出してます、2050年の温室効果ガスゼロを打ち出しておられますので、省が昨年宣言されてるといこともございますので、そういった国の支援を受けながら、様々なところに、例えば今言った太陽光とかそれをセットした蓄電池、それと一緒に含めた電気自動車の補助ができないかとか、制度提言の中に入れて、制度提言をしながら、また、次世代エネルギーというのもございますので、これも一応日進月歩の状況で、非常に今沖縄県で今後の将来に向けて適切な次世代エネルギーを活用して、そういった温室効果ガスゼロに向けて進んでいきたいと考えております。

○新垣光栄委員 先ほど質疑の中でも、どのように考えてるかということで、やはり県がある程度方針がないと、ただ政府からエネルギー転換だと言われて、補助金が出るから県庁内に設置するんだでは何のビジョンもないと思っております。やはり大きなビジョンの中でどういうふうに県はこのゼロミッションを進めていくということをしっかり計画を示さないと、各市町村もなかなか取組ができないと思っております。今、与那原町でもそういうふうに電気自動車を町の自動車にしていくということでまちづくりのほうに生かしてるんですけども、そういうふうに、県が指導的な立場で、県全体の市町村を網羅して取組をしていかなければならないと思ってるんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○久高直治環境再生課長 委員の御指摘のとおりだと思います。先ほどちょっと述べてはいるんですけど

ども、今2030年、2050年の温室効果ガスの目標を定めておりますが、その定める際は協議会を開きまして、いろいろ有識者の方とか、いろんな利害関係者—沖縄電力さんとか沖縄ガスさんとか市民団体も含めてお話を聞いておまして、そういった方々から意見を聞く中で、沖縄県の最適な方向性を決めていくんですけども、ただ今次世代のエネルギーが特に、例えば水素があったりとか、いろんなものがありますけども、どれを活用するかというのはまだ未知数のところもありますし、この、必ず水素1本でいくのか、太陽光もありますし、そのベストなマッチングですか、ミックスですね。やるというふうな国の政策でもありますので、それを踏まえつつ検討していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 そこで今、どのエネルギーを使っていくというところで、今方針が定まらないということで、今49番ですね。その中で観光施設等による省エネ施設の導入補助の事業内容を少し教えていただけないでしょうか。

○久高直治環境再生課長 これは、沖縄型の観光関連施設ということで、沖縄県のリーディング産業であります観光関連施設に対して、例えば電気をLED化することとか、空調設備を最新型の低公害型のものにするとか、そういったことに関して申請していただければ補助をするというようなものとなっております。

○新垣光栄委員 この施設は、ほとんどがLNGになってると思ってるんですけどそれで理解してよろしいですか。

○久高直治環境再生課長 この対象施設につきましては、沖縄県の例えばホテルとか、旅館業、あとスポーツレクリエーション施設みたいなもの、ボウリング場とかそういった施設を全部含めてなので、必ずしもLNGを使ってる場所だけではなくて、そのところで、こういったことを、例えば電気を付け替え工事をする際にLED化していただくとか、そういった個別で申請ができるような仕組みとなっております。

○新垣光栄委員 先ほど水素のほうも出てきたんですけど、今沖縄県では水素の取組が今ないと思うんですけども、どのように、この水素の部分とLNGの部分、どのように整合性を今から取っていかれるか。

○久高直治環境再生課長 今現実的に、確かに委員御指摘のように水素というのはなかなか沖縄県内では、あまり一宮古島市のほうで水素ステーションがあっ

て、これは環境省の補助金を使って走らせている水素自動車が3台ございますが、それ以外というのはなかなかあまりちょっと我々も承知してないところではあるんですけども、LNGに関しては、今実際発電所でも活用しております、LNG自体はほかの石炭とかほかの化石燃料に比べると、二酸化炭素が30%ほど削減されるとか、その他の有害物質も少ないという低公害ということもありますので、水素—先ほどお話ししていた水素を活用したいろいろな社会づくりとか、再生可能エネルギーを活用していく中で、非常にそれについては沖縄県もいち早く取り入れていきたいと考えておるんですけども、その間どうしてもやっぱり現実的にLNGを今活用していかないといけないということもありますので、それも進めつつ、エネルギー政策については、商工労働部と沖縄電力さんが所管しているところではあるんですけども、そういった商工労働部のほうで沖縄電力さんと調整をしていくと思っております。

○新垣光栄委員 やはりそういう政策が曖昧であったらとても困ると思うんですよ。投資しても投資効果が得られるのかどうかも心配で投資もできないということで、やはりある程度沖縄電力さん、政府も踏まえて方向性を早めに設けないと、その事業が本当に2030年26%削減できるのか、2050年にゼロ%まで持っていけるのかということ、私はできないと思っておりますので、その辺の方向性を県と国、そして沖縄電力さんと含めてしっかりやっていただきたいと思っておりますのでよろしくお祈いします。

それでは次です。45番の、アカギの被害対策の検討事業ということで、詳細のほうお祈いいたします。

○久高直治環境再生課長 アカギの被害につきましては、令和元年の6月に、那覇市内の街路樹でアカギの被害が確認されております。原因は、ヨコバイという昆虫の一種で、国内で初めて確認されたものでございます。現時点では、農薬取締法上の登録された薬剤がないことから、薬剤に対する対応、適用ができないような状況なので、枝葉を剪定して、何とか対応しているという状況でございます。

○新垣光栄委員 本当に観光立県のこの街路樹がぶつ切りされて、もうみっともないですよ。この中で農薬散布すればいいのではないかなと思ってたんですけど、それもできないって—農薬取締法で。その中で、今この事業の中でどのような工程で今取り組んでいかれるのか。お祈いいたします。

○久高直治環境再生課長 次年度につきましては、

今委員御指摘があります農薬ですね、登録申請、適用拡大というようですけども、そのアカギに使える農薬を、登録—その前に、そのために委員会を立ち上げて、どのような農薬がまず有効なのか。それ以外に有効な何か防除方法があるのか、駆除方法があるか—このことを次年度検討していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 この対処ができて、デイゴのように、県花でありながら全くなくなっている状況があるものですから、そういうことにならないようによろしくお祈いします。関連して、デイゴの対策というのは、今どのように進めているのか。

○久高直治環境再生課長 デイゴにつきましても、デイゴの被害、デイゴヒメコバチの被害などがありまして、そういった被害があるというような報告があります。それで沖縄県、うちの環境部としましては、デイゴとかハウオウボク—街路樹などや公園などに活用しまして、環境部の所管でいますと公園とか、そういったその辺の周辺の緑化に関するのが我々の管轄でありますので、それ以外の森林に関しては農林水産部のものとなっております、そういった公園などにあるデイゴとかハウオウボクに被害があるということで、それを両方含めて平成29年から委員会を立ち上げまして、これも駆除方法を—どういった薬品が非常に最適なのかとか、どういう駆除方法があるのかとか、そういった今調査研究をやって、モニタリングをしながら令和3年度に結論を出したい、マニュアルを策定していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ、県の花であるデイゴが一つもない。ほかの県では県花がいっぱい咲いてると思うんですけど、沖縄県本当にもう情けないなと思っておりますので、その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますのでよろしくお祈いします。

次に47番のちゅらサポート事業なんですけども、これ空港のサポート事業だと思っておりますので、この辺の説明をお願いいたします。

○久高直治環境再生課長 本事業は、観光地の沖縄のイメージを高めるために、離島の玄関口である空港及び港湾において、季節の花などを用いてディスプレイをしたりとか、周辺をちょっと飾りつけをしまして、南国らしさを演出する撮影スポットなどを形成しまして、観光客などに利用させていただいてるところでございます。

○新垣光栄委員 それで那覇空港の位置づけが大坂空港局の管理なので、これは県には関係ないという

ことで理解してよろしいでしょうか。

○久高直治環境再生課長 那覇空港に関しては国の管理となっております。

○新垣光栄委員 でも、国の管理としても沖縄県の空港なんですよ。どうか今、総合事務局のほうにも観光推進室ができていますので、その辺と連携しながら同じような取組ができないのか。協議がどのようにしていけばいいのか私も分からないですけど、その辺は考えていないのか。

○久高直治環境再生課長 土木建築部に关しましては、総合事務局さんといろいろ提携しながら会議などを持たれながら進めていると聞いておりますので、環境部としましてもそのほうと連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 昨日の質疑でも、土木のほうはやっていくということで返事いただいたんで、環境部のほうも一緒になって本当に連携してやっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、先ほどからありました動物の虐待、犬猫の虐待のほうで、45、46一緒にやりますのでよろしくお願ひいたします。今は北谷町のゼロ番地、そして中城湾港の新港地区、新夢咲公園等で、猫の遺棄とか虐待が行われてるんですけども、その実態は把握しておりますでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 まずうるま市にある新夢咲公園のほうからお答えします。あちらに関しては、令和元年8月のあたりから、SNS等で猫の虐待とか連れ去りの情報等があったところであります。この件に関して特にこっちは動物愛護管理センターに特段通報等はない状況で、こういったので感知したところがございます。

この件に関しまして、私どもその公園の管理者である中部土木事務所の中城湾港分室ともいろいろ相談しながら確認させていただきまして、現地の方も確認させていただきまして、関係する方からお話を聞いたところであります。その後、11月から一応公園内に監視カメラも設置しながら、管理のほうは中城湾港分室にお願いしながらその状況を見守っている状況でございます。また一応警察のほうでも引き続き公園周辺のパトロールなどを行ひながら注視してるといふような状況を聞いておりますので、今私ども環境部自然保護課としては中部土木事務所の中城湾港分室と連絡を取り合ひながら、必要な措置は取っていきたいといふところで今進めているところであります。

一方北谷町の件でございますけども、こちらは多

分、大分以前一平成30年度から特に令和元年にかけてちょっと不審死のあの情報があったといふところはございますが、最近においてそういったことの情報是我々のほうにはちょっと入っていない状況でございます。ただ、当然遺棄、もし虐待等のお話があれば、当然現状確認をまず行った上で必要な対応するといふことで、環境部として取り組んでるところであります。

○新垣光栄委員 私、土木部のほうでも、公園をきれいにすることによって少なくなるんではないかなと、遺棄虐待が。その中で、先ほども地域猫活動の話がありましたように、そのような活動をやっていけばかなり減っていくと思うんですよ。そして環境美化整備に伴って、それで土木部のほうにも提案させていただいたんですが、協議会等をつくって、地域の皆さんが関わることによって、そういうのも少なくなっていくのかなと思ひておりますので、ぜひ、環境部のほうも、その地域美化活動の中で、そういう提案があればぜひ一緒になって発信していただきたいと思ひんですけど、どのようにお考えでしょうか。

○比嘉貢自然保護課長 ありがとうございます。

当然公園等のそういった施設管理者、県営であれば当然土木建築部等であると思ひます。そういったところが例えばこういった地域猫の活動場所となるのであれば、当然管理者である土木建築部のほうとも、我々も連携した取組をやりたいと思ひます。いずれにせよ実際活動されるその地域の方々が一番、活動を支援していくことが必要だと思ひますので、そういった活動の内容等につきまして、我々もその地域猫の命を守っていかなければなりませんので、そういった観点から関係する機関等とは、意見交換等しながら、取り組めるようにはしていきたいと思ひております。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

ぜひ部長、この商工部、それで、土木部、環境部一緒になって取り組むことによつてこの地域もよくなるし、そういう動物の虐待や遺棄がなくなると思ひますので、その辺をしっかり、横軸の政策でしっかり取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひします。一言、その見解をお願ひします。

○松田了環境部長 御提言どうもありがとうございます。委員おっしゃるように、土木建築部が管理している公園、あるいはその地域の事業者の方々、それから地域の住民の方々との連携といふのは非常に重要だと思ひておりますので、まだ十分部局間の連

携が取れてない部分もございますので、そこは我々のほうからも積極的に連携を取るように努めていきたいと思っております。

○新垣光栄委員 はい、ありがとうございます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時20分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

金城勉委員。

○金城勉委員 皆さんこんにちは、よろしくお願ひします。

まず最初に、これまでも委員会や一般質問でも取り上げてまいりましたけれども、気候非常事態宣言について、今年度中に発出するという答弁でしたけれども、進捗状況はどうですか。

○久高直治環境再生課長 お答えします。

気候非常事態宣言につきましては、専門家や様々な機関から関係者から意見を聞いて、パブリックコメントを昨年12月から今年1月にかけて実施しまして、今現在それを踏まえて検討を行って、今決裁の手続きを取っているところでございまして、3月中に非常事態宣言を発出する予定となっております。

○金城勉委員 この非常事態宣言が世界的にも注目され、また国内においても各自治体が宣言も出すようになってきたんですけれども、この議論の背景について御説明いただけますか。

○久高直治環境再生課長 きっかけとなったのは、最初の6月の議会でもお話したんですけれども、2016年12月にオーストラリアのデアビン市のほうで、この市民の間からこの気候非常事態宣言についての動きが始まりまして、それが世界各地に波及しまして、その背景としましては、やはり記録的な高温や台風などの強大化、あと豪雨、大洪水、大規模な山火事などをきっかけにそういった活動が活発になってきているということでございます。

○金城勉委員 2016年のオーストラリアでの取組がきっかけになっているんですか。

○久高直治環境再生課長 一般的に、そのような形で、デアビン市のほうから始まったと言われております。

○金城勉委員 私の認識では、2015年のパリ協定あたりが一つのきっかけになって、世界的にこういう脱炭素社会への取組がスタートしたのかなと思ったんですけど、この辺の関係はどうですか。

○久高直治環境再生課長 委員おっしゃっているように、2015年のパリ協定一確かにこれはもう世界的に、もう気候非常事態宣言を発出するような状況であるということで、最低でも2度以下、または1.5度以内の温度の上昇を抑えないと、世界的な気候非常事態になると。そういった、世界の中の国連の中で話し合われた結果を受けて、またそういったオーストラリアの活動に波及になったのかと思われま

○金城勉委員 そうですね、やっぱり2015年のこのCOP21パリ協定の締結が、この国連加盟国の大いなる関心と呼んで、その具体的なパリ協定における目標設定というものがあったわけですね。これはもう2015年にそれを決めて2020年からの取組として、2030年を目途にして、産業革命以前の数値と比べて2度以内に抑えると、できれば1.5度以内に抑えると。そういう目標を掲げて、もう国連が主導をして、世界的な取組になっているわけですが、その世界的な議論も踏まえて日本の状況はどうですか。

○久高直治環境再生課長 日本におきましては、国におきましても、昨年、菅総理のほうから2050年に向けて温室効果ガスゼロを目標に、カーボンニュートラルを目指すというふうに宣言しております。

○金城勉委員 今現状として、日本のこのCO₂削減の取組、数値的なものも含めて今の状況はどうですか。

○久高直治環境再生課長 日本も京都議定書も皮切りに、日本も約束草案の中で目標値を設定しております。現在は、緩やかといいますか、日本は一応減少傾向にあるというような状況になっております。

○金城勉委員 19年の12月にCOP25があって、そのときに日本は国際的な評価としてはあまり芳しくなかったという記憶があるんですけどね。ですから、そういう意味でも、やはり日本の取組は世界的に見ると立ち後れているというふうな認識を持っているんですけど、どうですか。

○久高直治環境再生課長 国の目標につきましては、今委員のおっしゃっておりますパリ協定に基づいて、一応目標を立てておりますので、その目標を忠実に日本のほうとしては達成に向けて、努力しているというところで、それについては評価できるのではないかなと思っております。ただ、世界的に見ると、さらに特別報告書で委員がおっしゃるような2度目標ではなくて、1.5度という目標もございまして、より高い基準、要するに、排出削減が必要だということをおっしゃっているということは承知しております。

○金城勉委員 数字的に見ると、日本のこのCO₂削

減の取組というのは世界5位、ワースト5位という不名誉な評価になっているんですね。だから、そういう意味で、やっぱり菅総理はそういう危機感を持って従来打ち出していなかった2050年のCO₂ゼロを目指そうという打ち出しをして、目標を掲げたわけですけれどもね。だから、そういうところからすると、やはり全国的なこの盛り上がりというものをつくっていかないと、目標は掲げたものの、実際はどうなるかということが問われてくるんでね。しかも、課長が説明したように、これは本当に達成できなければ地球の存続そのものが危機に瀕しているという、非常に切迫感のある危機感から、このCOP25も国際社会、国連の中で議論されてきたわけですから。そういう意味では、本当に国が主導をしながらも、なおかつ各都道府県も、あるいはまた全国の市町村も、そして当然民間のほうも呼びかけながら、そういうこの啓発というものを高めていかないと、数字が独り歩きしてね、経過したら、後ろを振り返ったら何もできていなかったということになりかねないので、もしもそういう状況になると、世界的な視野から見れば経済活動そのものにも大きな影響が出てくるというふうに聞いているんですけど、その視点はどうですか。

○久高直治環境再生課長 国連のほうもIPCCのほうも幾つかの想定をしまして、委員おっしゃるように、悪い想定でいきますと、今のままそのまま温室効果ガスを減らさないでいくと、さらに温度が上昇して、まずあらゆる経済活動一例えば農業とか水産業、そしてまた人的にも熱中症の被害が拡大すると。様々な社会活動が非常に停滞するというふうに言われております。

○金城勉委員 そうですね。だからこそ、やっぱりそういう取組というものは真剣に、具体的な目標数値を掲げて、それを達成しなければ、もう国の存続そのものが問われるというぐらいの緊迫感のある国際協定なんですね。ですから、そういうところはやっぱりしっかり受け止めてやらないといけないと思うんですけども。そこで、沖縄県が今度3月いっぱい目指している、この気候非常事態宣言の内容のポイントを教えてください。

○久高直治環境再生課長 ポイントとしましては、やはりこれは金城委員がおっしゃっておりますように、これはもう人類生存の非常に基盤の危機に瀕しているということで、誰がではなくて世界中の人々が、沖縄県民も、県がとかということも含めて一県も、行政は当然トップに立たないといけませんが、

民間も含めて全ての県民一人一人が行動できることを含めて、この宣言としていきたいと考えております。

○金城勉委員 具体的に、もう表現の文面もあらたかたできていると思うんですけども、沖縄県の宣言として、ここは強調をしていると。今、その前に日本国内で自治体として何か所ぐらい宣言発出されていますか。

○久高直治環境再生課長 都道府県でいきますと、4県が気候非常事態宣言。市町村でいきますと、52市町村となっております。

○金城勉委員 ようやく、56の自治体が宣言を出したということで、沖縄が今度、今月いっぱい出すということでありませけれども、その文言で特に沖縄県はここを強調しているんだと、ここを特にポイントとして発出したいんだというところは、どういふものがありますか。

○久高直治環境再生課長 先ほどと少しまた同じような話で申し訳ありませんが、1つとしましては、やっぱり県民、事業者、行政機関が気候変動に関する影響を適切にまず理解すると。その上で、各機関が連携して取組を実施するというところを強く提案していきたいと考えております。

○金城勉委員 その程度は当たり前の話ですね。やはり、今後野心的なね、目標の設定とか取組の意欲とか、そういうところを表現する。沖縄の宣言は違うなというような文面にはならないんですか。

○松田了環境部長 今、決裁中ということですが、この非常事態宣言は2ページにわたる、今、内容になっておりまして、最初のページはいわゆる今、地球環境の置かれてる状況、それから沖縄県でどういう状況になっているかと。それから、先ほど課長からもありましたけれども、県、それから事業者、市町村、県民の方々、皆さん一緒になってやらなくては行けませんという、そういうその背景をまず1ページ目に入れておりまして、そして取り組むべき事項として3つ挙げておりまして、まず、その具体的な取組事項は別紙ということで2ページ目になっております。それから、2番目としまして、2050年に温室効果ガスの実質排出ゼロを達成しますという一いわゆる2050年に温室効果ガス排出ゼロを、この中で改めてうたう形になっております。2ページ目の各そのステークホルダーに呼びかける文面としまして、まず、あらゆる手段を県は対策を取っていきますという県の取組の姿勢をまずうたっております。それから、市町村には、市町村も2050年に実質排出

量ゼロを目指す宣言を行ってください。それから、そのための取組を実施してください。そして、市町村の住民の方々には、正しい情報をスムーズに伝えるようにしてください。それから、市民の方々には、いわゆる地球に優しい生活様式に変えていきましょう。あるいは、事業者の方々には、事業活動に伴って温室効果ガスを減らすために、あらゆる取組を行ってくださいという一県も自ら率先してやりませ、各ステークホルダーの方々にも可能な取組を実施してくださいということと呼びかける宣言になっております。

○金城勉委員 それで、CO₂ゼロを目標に掲げるときに、当然今までの石炭中心のこのエネルギーからどう再生エネルギーに転換していくのか。その再エネの表現はどうなっていますか。

○久高直治環境再生課長 沖縄県のほうは二酸化炭素排出量の半分は電力によるものでありますので、再生可能エネルギーをより効果的に、より大規模に実践してきて、これを脱炭素の社会に構築していくというような文言になっております。

○金城勉委員 この再エネの活用推進ということもうたわれていますか。

○久高直治環境再生課長 うたわれております。

○金城勉委員 その再エネの具体的な数値目標もありますか。

○久高直治環境再生課長 この気候非常事態宣言の中では数値目標はないんですけれども、うちの温暖化対策の実行計画などでは、そのような再エネの様々なものの取組を大体160施策ぐらい設置しているところがございます。

○金城勉委員 そういう具体的な取組の実実施計画の中で、それは織り込んでいくというふうな理解でいいですか。

○久高直治環境再生課長 そのとおりでございます。

○金城勉委員 分かりました。この気候非常事態宣言というのを一つのきっかけにして、県民挙げて、当然、公的機関も民間の機関も、そして県民もひとしく同じ認識の下にそれを進めていくということにしないと、恐らく2030年の目標、2050年の目標というものはかなりハードルの高い目標ですから、なかなか厳しい取組になっていくと思いますのでね。だから、そういう意味ではやっぱり環境部が率先してその旗振り役を担っていただいて、それを具体的に進めて達成していく。そして、いろんな経済活動にも、これは大きな変革をもたらす取組になるはずですから、そういうところをまた横断的に、ほかの部

局とも連携の必要性が出てくるはずですから、そういうところでぜひ率先してリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 私は歳出の予算事項の事項別積算内訳書の中でやりたいというふうに思っております。

今、通知をしました。その20ページの中で環境整備企画費、その節で18。補助金のほうがあるんですけども、その海岸漂着物等の地域対策推進事業というのが8400万余り組まれております。これ、前年度はどのような事業内容、実績があるのか、その説明をお願いします。

○比嘉尚哉環境整備課長 お答えします。

海岸漂着物等地域対策推進事業の補助金の概要ですけれども、同事業では土木建築部や農林水産部と海岸管理者が行う回収・処理や環境部が行う各種調査のほか、市町村が実施する回収・処理、普及啓発事業に対して、費用の9割を補助金として交付しています。令和元年度の市町村に対する補助実績は17市町村等に約5150万円を交付し、165.8トンの海岸漂着物の回収処理及び普及啓発事業が実施されております。

○下地康教委員 ちなみにどの自治体が、一番市町村が補助額が多いんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 補助金の額でしょうか。

○下地康教委員 額です。

○比嘉尚哉環境整備課長 補助金の事業費の額が一番大きいのは石垣市でございまして、784万4000円が元年度の実績となっております。訂正いたします、失礼します。伊平屋村ですね、伊平屋村が額でいきますと1070万円が一番大きい実績となっております。

○下地康教委員 宮古島市は分かりますか、金額は。

○比嘉尚哉環境整備課長 宮古島市は113万7000円となっております。

○下地康教委員 これは非常に、離島においては漂着物、海岸の漂着物、その問題が非常に大きいんですね。ぜひ、これ前年度と比べて総予算のトータル、補助金のトータルは増えてるんですけども、これはしっかりと、地方の市町村の要望を聞いて、ぜひこの予算を、これ以上の予算を獲得していただきたいというふうに思っております。

次に行きます。戻るんですけども、16ページですね。16ページの産業廃棄物の対策費でございませけれども、その補助金の項目のほうで、公共関与

事業推進費というのが4300万余り計上されてるんですけど、これの内容を教えてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 令和3年度は、地域の振興策としまして、安和区のコミュニティーセンターがございすけれども、その周囲に計画する防潮壁設置等に対して補助を行う計画でございす。

○下地康教委員 今、多良間村のほうで産業廃棄物の処理についての事業が進行中だと思うんですけども、その事業の内容を教えてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 多良間村においては、農業用ビニールの処理に困っているという事情がございまして、その処理をいかにするかということで、今年度、小型焼却炉を設置しまして、一般廃棄物一木くずなどと混焼実験をして処理を効率的に行うということをしております。

○下地康教委員 今年度は、その事業は継続をされているんですか。それと、継続をされているのであれば、どの部分に予算が計上されているのか教えてください。

○比嘉尚哉環境整備課長 今年度の事業の予定としましては、この離島廃棄物適正処理促進事業のほうで展開するんですけども、令和2年度の検討の成果を基に、今年度は2つの離島で小型焼却炉を設置して、この費用削減効果というのを検討したんですけども、次年度はこの施設整備に補助金を出して、離島の廃棄物の処理の促進を図ろうということで考えております。

すみません、失礼しました。20ページの12の委託料の6番、離島廃棄物適正処理促進事業でございすので、委託料、補助金が6番ですね、離島廃棄物適正処理促進事業、予算が1920万となっております。

○下地康教委員 この事業は令和3年度にも予算が組まれているということで、これ何年度まで続くんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 基本的には来年度までの事業となっております。

○下地康教委員 分かりました。

次は34ページですね。34ページの環境保全行政費の中での委託料ですけども、その委託料の13番、電動車転換促進事業が、委託料で1100万円。工事も入ってますね。工事費も入っていますし、機械・器具費も入っていますけれども、機械・器具費においては2億円余り計上されてますけれども、この事業内容を教えてください。

○久高直治環境再生課長 電動車転換促進事業は、地球温暖化対策の一環として、令和3年度から県の

県知事部局が管理する全ての公用車について、順次電動車に転換する事業となっております。

○下地康教委員 これ、公用車だけの事業ということで理解していいですか。

○久高直治環境再生課長 これは県の知事部局の公用車となっております。この中には、まず、備品購入費としまして電動車。それと太陽光パネルの設置と、その太陽光パネルと電源、自動車とを結ぶ線の設置工事などの費用となっております。

○下地康教委員 この地球温暖化に関する対策事業等の政策ということでそういうふうになっているんですけども、この事業を推進するにおいて、例えば補助金等があればそれを教えてください。

○久高直治環境再生課長 まず、以前にエコカー補助金というものが、今クリーンエネルギー車補助金というふうなものがございまして、それがPHV購入者については20万円。それと県が購入する場合は、地方交付税の交付金の措置がされることとなっております。

○下地康教委員 この補助事業は今でも続いているのでしょうか。

○久高直治環境再生課長 続いております。

○下地康教委員 この予算額というのは大体どのぐらいですか。たしか、エコカー補助金とか、そういったものは、国からの補助メニューがあるとは思いますが、それを沖縄県は実施はしていないんですか、各市町村に対して。

○久高直治環境再生課長 現在のところは、まだ実施しておりません。今言った補助金とか地方交付税の措置につきましては、国のほうが直接行っていると思います。

○下地康教委員 この事業というのは、これは市町村が直接申請をして、受け取ることになるんですか。

○久高直治環境再生課長 今回の事業につきましては、県の公用車を整備するものでありますので、すみません、この事業につきましてはそうなんですけども、そうですね、この地方交付税とか、クリーンリサイクル補助金につきましては、市町村が直接申請するものということになります。

○下地康教委員 なぜ県はやらないんですか。

○久高直治環境再生課長 確かに県のほうでは、まだ、そういった補助金の制度というのは設けておりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

○下地康教委員 これほかの都道府県、特に東京あたりではこれやっているんですよ。なぜそれが沖

縄県でできないのか、その理由を教えてください。

○久高直治環境再生課長 確かに東京都のほうとか、九州でも幾つかの県がやっているということでありますが、まだその辺、うちのほうはまだ検討がまだちょっと足りなかったというところがございます。今後検討していきたいと考えております。

○下地康教委員 これだけ、沖縄県のほうも二酸化炭素をゼロに向けて頑張ると。そういう宣言をしているにもかかわらず、そういう県としての補助制度、それは活用していないというのは非常に問題があると私は思っているんですね。それをしっかりと導入をして、そういう車が普及するような取組が僕は絶対必要だと思っておりますので、これはぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○松田了環境部長 御提言、大変ありがとうございます。今環境部のほうでは、いろいろと地球温暖化対策のメニューをいろいろ検討しているところがございますけれども、この運輸部門での対策ということにつきましては、今、我々EV等電動化するんですけども、その電源を何で電力を充電するかという点も重要でございます。今、沖縄の場合ですと、石炭火力あるいは重油ということで、なかなか温室効果ガスの削減効果としては、ダイレクトにすぐ出ないという状況もございます。そういったことも含めて、まずはその県のほうで電動化すると併せて太陽光パネルを入れてですね、充電も併せてクリーンな充電にしていこうということで率先してやるということを今考えております。そういった成果も見ながらですね、市町村にもそういったことを、我々のデータも開示しながら導入が進むように少し検討を進めたいと思っております。

○下地康教委員 それと私が問題視というか非常に心配するところが、環境省といいますか、それと経産省、その経産省との連携、それが非常にうまくいくと、また国においてもですよ、それまた県、市町村においても、県においてもですね、それをしっかりと連携を取っていただきたい。なので、沖縄県においては商工労働部ですね。商工労働部と環境部がしっかりとこの件に関してはタグを組んで、県民が分かりやすいような補助制度、仕組み、そういったものをつくり上げていってほしいというふうに思いますので。これ待ったなしなんですよ、それで、要するに、もうとにかく早い者勝ちというところがありますから、それはしっかりと検討を早めていただきたいと思いますというふうに思います。

○松田了環境部長 今商工労働部のほうでは、エネ

ルギービジョンをつくっております。我々は地球温暖化対策実行計画をつくっております。この2つの計画は、エネルギー政策を商工労働部が、温暖化対策の部分を環境部がということで、連携して今つくっておりますので、引き続き御提言にありますように、連携してスムーズに対策が取れるように努めてまいりたいと思っております。

○下地康教委員 宮古島ではですね、今再生エネルギーが非常に進んでいるのは宮古島空港なんですよ。あそこのほうで、いろいろ水素エネルギーもやっていますし、そういったものを行っているんですけども、その中でちょっと耳にしたのは、やっぱり環境省と経産省との、補助メニューが若干違うと。その辺の連携がよく分からないと。実際、利用しようとする支援、補助制度を利用しようとする場合はですね、非常に分かりにくいところがあるというふうな話を聞いておりますので、それもしっかりと商工労働部と連携をしながら、補助を受ける方がやりやすいようにお願いしたいというふうに思います。

それでは次、59ページの赤土流出対策についてですけれども、まず委託料でですね、2番の赤土流出防止海域モニタリング事業というのが、これ1億円余り組まれていますけれども、これの内容を教えてください。

○仲地健次環境保全課長 お答えします。

本事業は、県が実施している赤土等流出防止対策内容に反映させるために、赤土の流出状況等把握する事業となっております。次年度の事業につきましては、沖縄県内の全海域で赤土等の堆積状況や生物生息状況、あと陸域の状況、あと川の赤土堆積状況、生物の生息状況を調査するとともにですね、来年、次年度、計画の最終年度ですので、年間流出量を推定して、最終評価を行う計画となっております。

○下地康教委員 その赤土の流出の要因というのは、大きく分けて土地改良事業、それと工事をする場合の赤土防止条例—建築工事ですね、それがあろうんですけども、彼らは、農林水産部はそれなりに赤土防止対策をやって予算を組んでやっていると思うんですけども、一旦畑から流れて海域に出るときに、これ、それぞれの所管が違うということで、その対策が非常に有効になっていない部分があります。それをですね、どういうふうにして解決していくか。要するに、実際事業を行っている側と、それと環境をしっかりと皆さん方がやっている部門ですね、それを有効に連携をさせて、それでどういふような対策を取れば、そういう赤土が防止されるのか

と。また、実際環境に対する影響というのはどうい
うふうになっているのかということ、しっかりと
その事業者、要するに事業主体ですね、農林水産部、
それと土木建築部、そういった方々としっかりと詰
めて、県民に分かりやすいような、その調査結果を
残していただきたいというふうに思っております。

○仲地健次環境保全課長 環境部と事業実施部局と
の連携について御説明したいと思います。まず、環
境部のほうで環境モニタリングを行って、その結果
を県の関係課長で構成する沖縄県赤土等流出防止対
策協議会幹事会というのがございまして、こちらの
ほうで、モニタリング結果を共有したり、改善点
をお互いに確認しております。その下に、またワー
キングチーム会議というのがありまして、こちらは班
長級で年2回やっております。この共有するデー
タを、関係課のほうで、特に農林水産部のほうには赤
土防止対策の各事業の中で、事業計画を策定する際
に国庫要求用の資料として、このモニタリングの結
果を用いて国に説明しているというようなことを聞
いております。引き続き関係する農林水産部、土木
建築部等と連携しながら赤土対策を進めていき
たいと思います。

○下地康教委員 よろしくお願ひいたします。

次は74ページの外来種の対策事業ということで、
これも1億300万余り予算が組まれております。それ
の内容をお聞かせください。

○比嘉貢自然保護課課長 この外来種対策事業につ
きまして、平成27年度から行われている事業であり
ます。これまで外来種対策に向けて、外来種対策の
指針、外来種リスト、行動計画などを策定するとと
もに、生態系への影響が大きい外来種の捕獲手法等
を検証しております。昨年なんですけど、令和元
年度までその検証をしまして、捕獲手法との確立
に向けた取組で、環境部のほうで、沖縄島中南部で
グリーンアノールやタイワンスギを、竹富町黒島で
インドクジャク、下地島でニホンイタチの駆除につ
いての捕獲手法の確立の取組。あと、県内の主要港
湾・空港において、ヒアリ類のモニタリング等調査
を行ってまいりました。令和元年度までのこれらの捕獲
手法の検証結果を踏まえて、今年度からこの確立し
た手法を用いまして、先ほど言った、種の本格的な
捕獲やモニタリング対策、外来種の情報収集普及啓
発というのを令和2年度、そして令和3年度も引き
続きこれを強化しているというのが事業の内容でござ
います。

○下地康教委員 いろいろ専門的なことをおっ

しゃっていただいているんですけども、ただこれ、
外来種ということで、基本的には外来種を県内にお
いてなくすという事業だというふうに理解してよろ
しいですか。

○比嘉貢自然保護課課長 まず、当然農林水産業も
含めて県内の自然環境に影響を与える外来種につ
いての防除に向けて、最終的には目標でござい
ますが、まず今、既存の中ではなるだけそういった影
響を抑えるための、これ以上の拡大を防止を
しながら外来種を少なくしていくということで、
今当面は強化しているというのが、事業として
進めているところであります。

○下地康教委員 ちなみにこの調査というのは、
事業計画、調査期間というのはどの程度考
えておりますか。

○比嘉貢自然保護課課長 先ほど言いましたよ
うに、まず、この事業、平成27年度から始め
まして、一応来令和3年度までで一応今事業
として計画しております。令和元年度まで一
応捕獲手法の検討とかしてまいりまして、今
年度から検討した内容を実際に本格的な捕獲
等やって、令和2年、令和3年と取り組
みますので、こういった内容を踏まえて令和
4年度以降の外来種対策の事業の新たな対
策を、今後検討していきたいという考
えでございまして。

○下地康教委員 はい、了解です。

ありがとうございました。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 冒頭で部長からは県知事公約である
世界に誇る沖縄の自然環境を守るために、予算編成
をしているということでありました。ただいま議論
にありましておおり、赤土流出問題は私もかねてか
らずっと取り上げておりますが、この赤土流出はモ
ズク等の海面養殖にも多大な影響を与え、サンゴ礁
の壊滅にも影響を与え、観光資源を劣化させてい
るということで、沖縄にとっては大変厄介なものなん
です。それが今年、最終年度となりますが、具体
的に効果が出ているという説明もありますけども、
これといった決め手の、その対策方法というのは何
と考えていますか。

○仲地健次環境保全課長 平成5年から平成28年
にかけて約半分には減っているんですけど、その中
で大きいのは、やはり赤土等流出防止条例の開
発行為に対する規制かと考えております。

○座波一委員 開発行為の規制、これはですね、工
事に関わる規制は大分改善しているんですよ。い
わゆる先ほどから議論があるとおり、農家の問題なん

ですね、農業の問題。だから、農林と連携を取ってこれを止めるための対策を打ちますということは何度も繰り返して答弁してきてますが、その部分ですね、目に見えた効果というのがなかなか見えにくい。本当にこれといった方法があるのかと先ほどの議論に対して、農家ができるはずないですよ。これ農家任せになっている。さらにこの努力義務みたいな位置づけにしているわけですので、これは本当にできるんですか。

○仲地健次環境保全課長 委員御指摘のとおり、農家任せでいいのかというところがあるかと思えます。それで、環境部のほうでは対策事業として、モニタリング事業は調査事業なんですが、対策事業として、赤土等流出防止活動支援事業というものを設けておりまして、こちらはそういった活動を行う団体への支援や、環境教育等を実施するということで、事業を実施しております。また、営農的な対策ということで農林水産部のほうでの事業になるんですけど、地域の赤土対策を担う農業環境コーディネーターを支援、そして地域の赤土対策を進めるといような事業もごさいます。また、農地農村整備課で実施する水質保全対策事業（耕土流出防止型）という事業がございまして、こちらのほうでは勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の発生源対策施設や、排水施設、沈殿池等の整備といったような、施設整備を実施しているところもあります。

もう一つ、ちょっと紹介したんですけど。維持管理面での紹介なんですが、村づくり計画課のほうで多面的機能支払交付金事業というのがございます。こちらのほうでは、地域の資産である農地水路、農道等の保全管理、長寿命のための支援ということなんですけど、具体的には沈砂池や排水路の土砂上げとかグリーンベルトの適正管理というのを支援しているというふうに聞いております。

以上です。

○座波一委員 いろいろ策を講じてるというのは分かります。コーディネーターを育成したり、サンプリングしたり。それは分かるんですが、先ほど申し上げたとおり、なかなか目に見えた効果が出てないというのはもう否めません。今、内閣府が何か実証実験で取り組んでるっていうことは見に行ってますか。

○仲地健次環境保全課長 業者のほうからそういった情報を入手しております。今、現場には行っておりません。

○座波一委員 まだ見ていないんですか。

○仲地健次環境保全課長 はい、そのとおりです。
○座波一委員 私はこれ、実際現場には行ってないんだけど、DVDなんかで見たんですけどもね。画期的なやり方だなという感じもしたんですけど、ぜひこういったものも見て研究したほうがいいと思います。ただいまの内閣府との連携はどうですか。どう考えてますか。

○仲地健次環境保全課長 環境部の連携、今のところ庁内に限ってございまして、内閣府のほうとはそこまでは連携しておりません。改善に向けた取組ということで考えていきたいと思えます。

○座波一委員 次に、ギンネム問題ですね。これも本当に、沖縄全島津々浦々、与那国からヤンバルまで、ギンネムはもう繁茂が激しいですね。そこでですね、3年目の最終年度になりますが、私もこの問題を取り上げて、やっとこれが調査に入ったわけですけども、何らかの駆除とか、そういった成果出ましたか。方法は確立されましたか。

○久高直治環境再生課長 現在、外部有識者委員会を令和元年度から委員会を立ち上げまして、令和2年度に実証試験を始めまして、現在もモニタリングを続けてですね、その中での委員から一以前から意見がありましたけども、やはり一番効果があるのは、伐採後の根元に薬剤を注入する方法が一番有効であると。それとやはり、伐採後、ゴムシートがどれくらい被覆したら効果があるかということで、今現在完全に被覆すれば、30センチ以上被覆すれば、完全に枯死するということが一応分かっております。それ以外に委員からは以前から指摘もいろいろ御意見もありますけども、アレロパシー効果とか、そのほかの土壌酸化剤とかその辺については、今実証を続けているところでございます。

○座波一委員 先ほどから議論がありましたグリーンエネルギー対策にも、こういったのを活用したらどうかと思うんですね、本当に。バイオ燃料、お話がありましたとおりですね。それに、逆にチップ化、チップに材料を使うようなことにすれば、逆には環境等、そういう二面性の一石二鳥の効果が出てくるわけですので、エネルギー問題も。そういうふうに、当面の駆逐ができてないんですね、当面の伐採ができてない。だから、これもやりながら研究を重ねないと、どんどんどんどん増えていくんですよ。ですから、化石燃料の対策としてもチップ化をするために、ギンネムを収集させるというこの施策はないですかね。

○久高直治環境再生課長 委員が、以前からそういっ

た提言をしていただいて、我々もその検討を一応行っていて、いろいろ事業者のほうにヒアリングに行ったりとか、様々な今意見を伺ってるんですけども、今すぐに、これを活用できるというところがまだ、今見つかっていないところがございます、またいろいろ意見を聞きながら、確かにそういったふうな形で、委員が提案しているようなものでやると非常に効果的になると思いますので、そういうことも参考に今後検討していきたいと考えております。

○座波一委員 民間ができないところを最初に県がやるというのが、大きな進歩になりますから、そこは可能性があるとなれば、私はやっぱり時流に沿ってチップ化をするために、積極的にギンネムを収集して行って、そういうシステムをつくったほうがいいと思いますよ。これ、本当に離島の隅々までギンネムだらけですからね。沖縄の生物多様性を、これが本当になくしてきてますよ。この現状、前に現状把握の話もしたんですが、なかなかできてないんじゃないですか。やっていますか。調べてますか。

○久高直治環境再生課長 確かに委員が御指摘のように、2000年に一これ委員も御存じないのでこれはまた寝耳に水かもしれませんが、環境省のほうで約20年ぐらい前にまとめた資料がありまして、それからうちのほうでもいろいろ目視でやったりとか、事業の中で少し見れる範囲では見ているんですけども、おっしゃる正確な数値としては、今は出せてはいないので、ちょっとこれも今後検討をしていきたいと。どのような手法を使ってこれを計算していくのかとか、把握していくのかも含めて検討をしたいと考えております。

○座波一委員 今、ドローンもありますから、しっかりこの繁茂状況を、全島全部把握してくださいね。次回また聞きますから。

次に、倉敷のごみ山処理問題ですね。これ、21年4月から15年間かけての処理計画を協定するという事なんですけれども、その処理工程とか、処理計画の内容、最終処分はどうするのか、処理経費はどうするのか、あとは浸出水に対する対応はどうするか、お願いします。

○比嘉尚哉環境整備課長 倉敷の件につきましては、このごみ山の改善について、今、15年で改善するという計画を示しております、地元といろいろ話をしているところなんですけれども、この具体的な処理方法については、新たな施設、湿式トロンメルと呼ばれるものですが、それを導入しまして、廃棄物を選別しまして、可燃物は焼却する。それからリサイク

ルできるものはリサイクルする。それでも残るものについては、うるま市内で現在建設中の最終処分場で、埋立処分し、15年かけて改善する計画となっております。この15年というのはどういうことかと申しますと、この原因をつくった倉敷環境は、過年度、不法投棄で許可取消しとなりまして、今資金が十分に得られないと。形としては、この倉敷環境が前に一以前持っていた焼却炉とか関連する廃棄物処理施設、それを関連会社の倉敷に貸して、その貸し出した資金でこのごみ山を改善していくと。この資金の中でできる期間として15年ということを示してございます。排水の処理については、今、新たに導入する施設があるんですけども、それに水処理施設を敷設するという事になっておりまして、また倉敷環境としては、また別に水処理施設も検討をしております、そういったことを併せて15年で計画するという内容になってございます。

○座波一委員 選別リサイクル、最終処分というふうな形なんですけど、これは8年計画と内容は変わらないんじゃないですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 以前も基本的に、選別して可燃物を焼却するという計画であったわけですが、前回の計画は、この焼却炉一この改善するに当たり新たに導入しました焼却溶融炉、つまりの普通の焼却じゃなくて、さらに高温で溶かすという手法を検討していたわけですが、それが当初の計画どおりにうまくいかなかった、導入がうまくいかなかったということがございまして、今回は溶融ということはやめて、先ほど申し上げました湿式トロンメルという一これは廃棄物を、簡単に言えばふるいにかけるんですけども、このふるいにかけるときに水洗いするといったような設備でして、これで、この廃棄物が積み上げられた場所には、土が覆土として大分混じっておりますので、この土の部分は取り除いて、可燃物だけを取り出してこれを焼却すると。土については利用ができるのであれば、リサイクル材として使用をしまして、利用できないのであれば最終処分場で、今新たに建設している最終処分場で覆土などとして利用をするといったような計画になってございます。

○座波一委員 リサイクルという手法が進めば、この部分がまた逆に使える部分も出てくるわけですから、そういう意味では、ある意味では、県も一この問題は非常にこれは全国的にもこれは非常に恥たる問題ですから。この産業廃棄物のごみ山というのは、全国にとってあり得ない山なんですよね。ですので、

そういう意味での処理においても、しっかり指導をして、前回の8年計画が頓挫したことにならないように、監視していただきたいと思っております。

先ほどからも赤土問題、そしてギンネム問題、このごみ山問題。これは知事の公約である世界に誇ると。世界に恥じるですよ、これ。そういう状況なんですよ。ですので、しっかりと、この計画を立てて、結果を出すというようなその予算を組んでやっているとわけですから、結果を出すようによろしくお願ひします。最後に、部長お願ひします。

○松田了環境部長 委員の御指摘の点については、我々も知事の公約あるいは21世紀ビジョン基本計画等の実現に向けて、最大限努力していく必要があると考えておまして、来年度もその点については部を上げて対応してまいりたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 照屋守之委員。

○照屋守之委員 よろしくお願ひします。

環境部の沖縄市のごみ山問題ですね。まず冒頭に、これ新年度予算にこのごみ山問題を解決できるような、そういう予算というのはどのぐらい計上をされておりますか。そこから教えてもらえませんか。

○比嘉尚哉環境整備課長 歳出予算事項別積算内訳書の15ページの委託料の中に一下から2つ目の欄ですね。この中で産業廃棄物対策費というのがございまして、今ここで約4000万弱ほどございまして、この中に含まれておまして、ごみ山周辺の環境モニタリング業務としまして1743万5000円の予算を計上してございます。

以上でございます。

○照屋守之委員 これ当初、県と地元との約束、基本合意書がありますね。それに沿って取組をしております。現状のほうはどうなっておりますか、ごみ山。

○比嘉尚哉環境整備課長 現状ですね、昨年度始め頃、業者が測量をしたところ約47万立方メートルの体積がございました。ただ、話し合いを継続している間にも、事業者は少しずつできる範囲で改善を進めているといった状況にございます。

○照屋守之委員 これ、合意書の中にありますけれども、このごみ山の撤去について、どのように今、県は責任を果たしていますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 基本的に、このごみ山というのは、この事業者が不適正に積み上げたものでありますので、その原因をつくった行為者である倉敷環境が改善するべきものと考えております。県としては、産業廃棄物の処理に関して指導監督の権限を有する立場から、これまで改善命令の発出等を行っ

ておまして、引き続き確実な改善が図られるよう事業者を指導してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○照屋守之委員 今説明したのは、このごみ山の基本合意書の3条と4条で、今、県の責任があつてやっていると、そういう理解でいいんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この4条に基づいて今、ごみ山の改善を指導監督してございます。以前の計画につきましては、改善がうまくいかなかったということもございまして、事業者を指導して、新たな改善計画を作成させて、それについて地元の自治会等、関係者等、意見交換をしながら今後の改善を図ってまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 私が言っているのは3条もあるでしょうと言っているんですよ。今、4条は指導監督だけど、甲ができない場合は、速やかに必要な処置を講じるのが県の役割でしょ。だからそれはどういうふうにやっているとですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 そういうこともございまして、事業者には新たな計画を作成させて、それについて地元と意見交換等を行っているというところでございます。

○照屋守之委員 今、ごみの量は47万立米ですか。これは、47万立米を片づけたんですか、残がこれだけですか、どのぐらい片づけて47万になる。この47万の数字と、これ、今残っているごみ山を片づけるにはどのぐらいお金がかかりますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 金額自体は15年計画には示されてございません。令和元年10月に、この株式会社倉敷環境が測量をしまして、47万2000立方メートルという測量の結果を出しております。その後少しデータが古いんですけども、撤去を開始しております。令和2年10月の段階では、10月分として、1059トンの廃棄物を撤去してございます。

○瑞慶覧功委員長 休憩します。

(休憩中に、照屋委員から47万立米から1000トンを引きいたら幾ら残っているのか、金額にしてどれだけ経費がかかるか後で教えてほしいとの要望があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開します。

○照屋守之委員 先ほどの数字は一つ整理するということ、それにかかる予算、どのぐらいかかるかというのは、今手元に持ってないようですから、それは後で教えてください。

確認しますけれども、この協定書、基本合意書を見ていても、ごみ山の改善・撤去については、県は

責任を負う立場ですよ。それを確認させてください。県は責任ありますね。どうですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 基本的には責任は、この原因をつくった事業者であると考えておきまして、県としては、改善をちゃんと進むように、監督するのが責任と考えております。

○照屋守之委員 課長、部長もそうですけど。この平成24年11月2日に7者で協定を結んだ基本合意書には、第3条、第4条に県の責任が明確に書かれていますよ。今の説明はどういうことですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 事業者としては、今改善する意思を示しておきまして、新たな設備の導入とか、関連会社が設置したのですが最終処分場の設置とかしてございますので、能力もあると考えておきまして、まずは、事業者がやるべきものと考えてございます。

○照屋守之委員 事業者の責任を聞いてませんよ。この合意書に基づいたことを聞いてるんです。第3条、第4条、これ説明してください。県の責任はあるんでしょ。この同意書の7者で合意しているんですよ。これで事業所だけですか。県の責任もあるんでしょ。それを確認してるんですよ。

○比嘉尚哉環境整備課長 県も産業廃棄物所管の立場からですね、許可権者・指導監督庁として、必要な措置を行っていくということでございます。

○照屋守之委員 私は責任を聞いているんですよ。責任はありますねということ。

○比嘉尚哉環境整備課長 許可権者・指導監督庁としての責任と言えさせていただきます。

○照屋守之委員 ここまで来るのにこんな時間かかるんですか。基本合意書を見て私は言ってるんですよ。ですからこれはですね、今新たに15年が云々とかって話ですけど、平成24年11月2日に結んだ部分が、これ一体全体今どうなってますかと。どういう成果がありますかと。業者の対応、県の対応、現状で先ほど言いましたように何パーセント進んでいますかと。完了してますかということの、これ、総括みたいなことは皆さんやってますか。この7者協でそういうふうな話し合いをしておりますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この15年、計画を意見交換するに当たっては、過去の指導について十分でなかったということは、地元のほうに申し上げてございます。

○照屋守之委員 いや、十分ではなくてというか、15年を考える前にこの基本合意書があるんでしょ。沖縄市も含めて行政も含めて基本合意しているんで

すよね。それを、合意した方々とこれまでの経緯も含めて総括をしてやらないと、今後どうしていくということは、見えてこないんじゃないですか。何で15年が先に来るんですか。これ、ちゃんとやってますか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この地元と意見交換する場として7者協議会というのがございます。これは沖縄市、それから地元の3自治会、農業団体、あと事業者、県といった、それで構成される協議会なんですけども、これに加えまして関連会社、一株式会社倉敷も交えて話し合いを重ねてきているところです。令和元年度に4回開催しておきまして、今年はまだ開催できてないんですけども、一応年度内に開催する予定でして、今自治会とずっと話し合いを続けてきてございまして一失礼いたしました。先ほど説明に誤りがありました。協議会は、今年1回開催しております。自治会との調整がですね、令和元年度2回、今年度は11回、合計13回。おおむね毎月、地元のほうに通って、いろいろ話を聞いて、おおむねですね、この15年計画—15年計画で改善を図るということについては、大筋の了解をいただいているところでございます。

○照屋守之委員 15年の話じゃないんですよ。私が聞いているのは基本合意書ですよ。沖縄県知事、当時は仲井眞知事ですね。沖縄市は東門市長ですよ、3自治会。だからそういう協定書を組んで、合意書を組んでですね。この廃棄物処理溶融炉施設が、稼働後8年以内に履行しなければならない。この8年以内に履行しなければならないというのはできてますか。どうなっていますか、今現状は。

○比嘉尚哉環境整備課長 できてございません。

○照屋守之委員 基本合意書に反してることになりませんか。これは、この責任はどこが取るんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 ですから、先ほど申し上げましたけれども、このごみ山の改善する責任は事業者にあると考えておきまして。県は、改善がうまくいかなかったことについても、地元の方にも説明しましたし、今後改善する方針についても、地元の方と意見交換をして大筋の了解をいただいているところでございます。

○照屋守之委員 第3条の乙、甲、乙は速やかに必要な処置を講じる。だから県の責任が明確にされているけど、県はその対応をしてないというわけでしょう。だからこういう事態になってるわけでしょう。だから、本来は、事業者ができないということだったら、これだけ基本合意で明確にやってるわけですよ。

から、そこは県は代執行するぐらいの、そういうふうな強い決意とそういう覚悟が必要です。何で代執行しなかったんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 先ほど申し上げまして、申し訳ないんですが。事業者は改善する意思を示しております。それから、必要な設備も整えて能力もあると考えております。ですので、原因者がこの原因を取り除く責務を果たすべきと考えております。

○照屋守之委員 ですから、基本合意書に沿った形で県の責任が果たされていないということが明確に今なっているんですよ。それを15年計画に持って行くからというふうなことですけれども、その15年計画は先の話ですよ。今は平成24年に結んだこの計画、これ合意書ですよ。約束事ですよ。そのような業者だけの責任にはできません。県もそういうふうなことがあるということやってますから、これはやっぱり県は全てじゃなくても、自分たちの責任を負って、そのごみ山を片づけていくという、そういう姿勢を見せてもらわないとですね。沖縄市だって、地元の自治会だってこれ信頼できませんよ。ですから、そういうふうなやり方で15年ということになりますけれども、進めているようですけど。これ、15年計画をつくらうとするときに、このごみ山の片づける当事者はどこになるんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 株式会社倉敷環境ですね。原因をつくった業者がですね、関連会社、株式会社倉敷の協力を得て、改善するということになります。

○照屋守之委員 この協定書は、倉敷環境がやるんですか。倉敷環境は産廃業の業を取り消して、もう人員もそういう資源的なものも何もないでしょう。そういうところと、こういう合意書をまた再合意できるんですか。これ、地元の自治会も含めて、信用しないと思います。どうですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この基本合意書については、自治会も承知してございまして、倉敷環境がですね、原因者が関連会社、倉敷の協力を得て改善するということについては、地元自治会も了承しております。新たに結ぶ予定の基本合意書にもこの関連会社である倉敷が名前を連ねるということになっております。

○照屋守之委員 この新しい会社は、法的にこのごみ山を処理する責任を負わされる。あるいはこれ協定書にあるように、11条の権利義務を継承させるとかという、そういうふうな法的な責任というか位置づけができてるんですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 ちょっと、ここでいう法

的な譲渡ということではなくて、許可をそのまま譲渡するというのではなくて、一旦倉敷環境全ての許可を取り消して、倉敷環境の業並びに施設については全ての許可を取り消してございます。新しい会社は新たに許可を取得して一つまり、倉敷環境から施設を借りて、リースして、それで新規の設置許可というのを取りまして、業を行っているという状況でございます。

○照屋守之委員 確認しますが、要するに基本合意書をやると当然そこには責任が発生してきますよ。で、この新しい会社はこのごみ山を片づける義務責任はないわけですよ。倉敷環境に協力をしてやるということですよ。皆様方は倉敷環境は何もないのに、人的な資源も含めて新しい会社がやる、協力するからいいということみたいですが、皆様方が直接この新しい会社のこのごみ山の件で指導できる立場ではないでしょう。責任ないんだから。どうですか。

○松田了環境部長 今の基本合意書の第1条にも、甲はごみ山を改善しなければならないということで、まず最初にごみ山を改善する責任が事業者にあるということをおうたっております。第3条では、甲が第1条の改善を履行できない場合、産業廃棄物の許可権者・指導監督庁として速やかに必要な措置を講じるということになっております。今、この事業者が不法投棄をしましたので、県は許可を取り消しております。その結果、事業者が関連会社と協力して対応するという文書を、我々、それから地元自治会にも提出しまして、それを踏まえて、協力してやっていくという前提の下、新たな基本合意書を締結しようということ作業を進めてきた次第でございます。ですから、今、法令上の廃棄物処理法上の直接の責任は、この関連会社には求めることは難しいかと思っておりますけれども、今、基本合意書の中で協力して改善するというような文言、あるいは我々、それから地元自治会にこの2社で協力して対応していきます、処理を進めていきますといった提示された文章等からして、この2社が協力してやるということについては問題ないものというふうに考えております。我々としては、それがうまく処理されるよう、必要な指導監督は行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○照屋守之委員 ここまで来るとですね、この新しい会社は、あくまで協力と言ってるんですよ、これ。合意書の中でも、あくまで協力者としてという立場ですから、これ県民の立場からすると非常に曖昧な

んですよ。8年でやると言っただけではできない、県も責任を負わない、事業者だけの責任にせずとやってる。こういう基本合意書なんかありますか。おかしいでしょう。

これ、あれですか、24年の11月2日に結んだ合意書で、産業廃棄物と明確にしてありますよね。これからつくるものは、廃棄物というふうを考えているんですか。それを変えようとしてるんですか。これ、ちらっととそういう話聞いてますけどね。それを入れて、沖縄市の共同責任という、そういう取組をしようということですか。どういうことですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この廃棄物ということにつきましては、旧倉敷環境が沖縄市の一般廃棄物、粗大ごみ等も受け入れておりました、実態としてはこのごみ山にも入っていたと。量は、それほどないかもしれないんですが、そういう意味で廃棄物というような表現をしたところでございますけれども、ただ、我々としては、この処分場は産業廃棄物の処分場でございます、これまでも県として、指導あるいは行政処分等をしてございましたので、沖縄市にそういう何か負担を求めるといふようなことは考えてございません。

○照屋守之委員 今、廃棄物に変えるのであれば、平成24年に最初から廃棄物ですよ。これ、7社のそういう合意にも反しますよ。それと、今、責任は負わせないということですが、そういう廃棄物になって沖縄市が責任を負うということになると、これ合意書もそういうふうになっているんですよ、合意書に。そうなるんですね、もうこれ大変なことですよ。沖縄市は納得してますか。しないでしょ、どうですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この委員おっしゃるところの文言については、今地元のほうとも話しております、沖縄市とも当然話しております、何かうまい表現ができないかというところを調整しているところでございます。

○照屋守之委員 うまい表現はできません。だって、平成24年の11月2日に、明確に産業廃棄物とあるじゃないですか。これを、県が責任を負うって書いてあるじゃないですか。これ廃棄物にしたら沖縄市の責任になりますよ。そしたら沖縄市議会だって、これ認めることできないと思いますよ。私は県議会の県政をチェックする立場ですよ。何で、平成24年にこれをやって、そこで廃棄物にするか。これ県議会の議員としても、これは容認できませんよ。私は、おかしいと思いますよ。どうですか。

○比嘉尚哉環境整備課長 この部分については、地域の意見もございまして、引き続き調整してまいりたいと考えております。

○照屋守之委員 地域の意見。いいですか、これ、沖縄県知事の責任で、こういう意見合意書をやっているんですよ。それまでには地域の意見も聞いてますよ。やりました、8年でできません。今、質疑をやり取りした限り、非常に大丈夫かと思うぐらいの感じですよ、この15年つくる面でも、その整理もされていないということですから。それしっかり整理してからやってくださいね。お願いします。

○比嘉尚哉環境整備課長 今のところにつきましては、地域のほうとも話して、また沖縄市の考えも聞きまして、着地点を探してまいりたいと考えております。

○瑞慶覧功委員長 呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 それでは、僕は優しくいきたいと思いますので、よろしくお願いします。17ページですね。58番の世界自然遺産登録の推進事業。そもそも、ここをはっきりさせておきたいんですけど、なぜ国頭、東、大宜味。本島の中では、この3つが世界自然遺産登録の対象になったんですか。

○鳥袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 奄美・琉球の世界自然遺産候補の区域として検討した際に、奄美大島や、徳之島、沖縄島北部、西表ですね、そのほか宮古だとか石垣島、与那国島とかいろいろ固有種の数だとか、森林の面積だとか、森林率だとか、これを総合的に判断して、この4島が世界遺産候補地として優れているという評価と認識しております。

○呉屋宏委員 いや、だから、私が聞いているのは、この北の3村がなぜその対象になったのかということを知りたいんですよ。奄美だとか、石垣の話は今、しているわけじゃない。

○鳥袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 沖縄島の北部の場合はですね、固有種が多いだとか、ほかの地域に比べて森林面積も多いと。森林率も高いという評価と聞いております。

○呉屋宏委員 森林が多かったら世界自然遺産になるの。

○鳥袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 世界自然遺産に登録される条件といたしまして、4つの登録基準があり、沖縄島の場合は生物多様性がその評価基準であるというふうになっております。

○呉屋宏委員 そもそもそこですよ、スタートは。だから、僕はなぜそんなことを言うかということ、も

うこの10年余り、十一、二年毎月国頭に行ってみて、皆さんがこの世界自然遺産担当だとか4つの振興策の条件の中にもその一部は書かれてるわけだ。ここ国頭、東、大宜味どれだけの何ていうのかな、国指定の天然記念物があるの。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 ヤンバルクイナ等の希少種の生息域というふうに認識しております。

○呉屋宏委員 だからどれぐらい、どれぐらいいるかとか、何種類ぐらいそこに生息してるんですか。知らなかったら知らないでいいよ。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 申し訳ありません。手持ちの資料がありません。

○呉屋宏委員 世界自然遺産担当の室長がね、この3つにどれぐらいの固有種がいるかということとは分からないこと自体がおかしくないですか。そもそも論。僕はここで議論になると思わなかったよ。すぐ16つ出てくるのかなと思った。僕でさえ分かるのに、これ大丈夫ですか。僕はね、この何年かもう本当に見てて感じるの、皆さんが自然遺産、それとこの特殊な生物たちを守るために、どれぐらいの事業をそこで展開してるんですか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 登録に向けた保全の取組として希少種の保護対策一例えばイリオモテヤマネコの交通事故防止対策だとか、貴重種の密猟、盗採防止対策。あとは外来種対策、野良猫の対策などを実施しております。

○呉屋宏委員 僕が特定しているのは、今この3つの、自分は見えてないので、石垣は。僕はこの3つはよく見えてるので、3つに対して今議論してるんですけども、ここに幾らのお金を年間投下しているの、この保護をするために。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 今年度、密猟の盗採防止対策として2450万。野犬、野猫対策として7653万6000円、やっております。

○呉屋宏委員 この2000幾らかというような費用の、守るためのね、密猟から守るためにそれだけ投下してるっていうんだけど、全部が全部そこに費用が入ってるわけではないでしょう、多分。何名ぐらい年間入ってるんですか。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 まず、密猟・盗採防止対策として今年度の取組ですが、森林内のパトロールに年間165回入っております。また、夜間通行止め、林道の夜間通行止めですね。時間帯としては19時から翌朝5時までなんですが、これは8月12日から10月11日まで国頭村、大宜味村の林道

23箇所にゲートを設置して対策してまいりました。また、県警との合同パトロールを2回実施しております。

○呉屋宏委員 これは、皆さんが国頭村に委託をしている事業なの、直轄の事業なの。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 国頭村の森林組合となっております。

○呉屋宏委員 はっきり言いますけども、この間ね、僕はずっと見てきて感じるの、そこに環境省の人間が4名いますよ。集落の人たちも動員されて、一生懸命この密猟をしている人たちを摘発するっていう夏場は本当にみんな頑張ってる。僕はね、県が見えないんだよ。お金を出せばいいっていうことでは僕はないんだと思います。県の職員として一国の職員としてそこに4名国頭に張りついているのに、県の職員としてここに何名張りついているかというところがね、一緒になって本当にやっているという雰囲気が見えない。どうなんですか、そこは。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 環境省は、やんばる事務所があって、その委員おっしゃるとおり職員が張りついて対応しております。また林道のパトロールも、また環境省がやっております。我々としては、先ほど言った森林内のパトロールは、森林組合が主にやっていて、夜間通行止めに関しては、そのゲートの設置箇所とか、時間帯だとかというのは、地元足を運びまして意見を聞きながら、また集落にも説明しながら対策を取ってまいりました。また、県警との合同パトロールについては、これは環境省も林野庁、県、国頭村、名護署等ですね、いろいろ会議を何回も持ちまして、実施しているところでございます。

○呉屋宏委員 多分、苦しい答えなんだろうなと思って、この10年も通っていてね、皆さんの姿が見えないということははっきりしているんですよ、何ていおうと。だから、そこで年に恐らく4回から5回、環境省と僕はずっとそこで国頭で意見交換をしているけれども、そういう状況がね、対策しているというのがひしひしと感ぜないんだよね。環境省は来て、一生懸命世界自然遺産のために、だからさっき聞いたのは、世界自然遺産っていうのは、なぜこの3つがかかっているのかって、貴重種を守るためですよ。だから、そこがそもそものスタートははずだけれども、国は一生懸命、環境省が来てやっているにもかかわらず、何で県は、それが見えないのかなという感じがしてならないわけ。やっていると言うかもしれないし、もちろんやっているのかもしれない。

だけど、村以上に県がやりなさいとは言わないけども、国よりは、僕はもっと見える形でね、その対策は取るべきだと僕は思う。どうですか部長。

○松田了環境部長 今、国のほうで出先機関がありますのは、貴重な野生動植物を保護するという観点と、それから今の国立公園に指定しておりますので、そういう観点で、いわゆる管理行為があるということで、現場事務所があるというその背景もございませう。今この世界自然遺産登録に向けては、当然国だけでなく、県も一緒になってやっております、また地元3村とも可能な限り連絡取って、一緒になって対策、あるいは今後の振興策について検討しているところです。今、保護対策について、県の顔が見えないというところについては、我々もちょっと反省すべき点だというふうに考えておりますけれども、具体的な対策、パトロール等についても逐一環境省とは連絡を取りまして、いわゆる役割分担という形で、やっていることも事実でございませう。しかしながら県の対応がまだ十分その地元理解できてないんじゃないかというふうな御指摘については、今後我々も対応を考えていかなくてはいけないなというふうに思った次第でございませう。

○呉屋宏委員 僕でさえ夜中、山の中に入ってみて恐ろしいですよ。だけど、そういうところをみんなはいずり回ってやっている。だから、僕は、県のね、この環境、特に世界自然遺産だと言うんだったら、僕は、現場主義でなければいけないと思っている。ヤンバルクイナが一時期減少していったときに、皆さんマングースだとかって言っているけども、現実はこの犬猫の、捨て猫、捨て犬の放置した部分ですよ。一時期新聞でも問題になったけども、ああいう野犬が山の中にいるんだよ。それをどうするのかっていうことも午前からこういう話になっているんだけども、この町の話ではないんだよね。みんな、もう邪魔になったらヤンバル持って行って捨てるんだよ。こんな状況をどうやって防ぐかというのは真剣に考えなければいけないと思っているし、そういうのを表に出さないと、いい形の犬猫の扱いではないんだよ、本当に。それも我々がやっているんだよ、我々人間が、このまちに住んでいる人たちが。だからそこはしっかりやるべきだと思いますし、それともう一つ角度を変えて聞きますけども、世界自然遺産の登録、自然環境っていうのは、赤土等関係ない、海は関係ない。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 推薦地は国立公園内の陸の部分になります。

○呉屋宏委員 ここに世界自然遺産を見に来た人たちがね、あの58号を走っていて、大宜味の平南川を見てごらん、雨の日に。これはね、ただごとじゃないですよ、あの平南川の赤土は。何年前からあんな状況を放置しているのかというのが、僕にはよく分からない。確かに、赤土を対策するというのは、そんな簡単な話ではない。だけど、本当の知恵を絞って、ヤンバルの対策はしないと、これもうほとんど海は死んでいますよ、歩いてみて感じる。それともう一つ、この世界自然遺産とね、皆さん、砂防ダム。今ね、ヤンバルにはね、川の上流、中流、この辺りに砂防ダムを造って、そのままになったところがたくさんある。これどうするの。地元の人たちは撤去してくれと言っている。砂防ダムがなぜ造られたかという、その原点も聞かされた。ここはね、道路工事をするために、赤土を止めるために造った。しかし、この役目を果たした。だけど、ここで砂防ダムがあるがために、自然が守られていない環境があると言われたときに、僕は持ち合わせている知識がない。ここは皆さんね、砂防ダムをどうするかということは、もう一回考え直したほうがいい。簡単な砂防ダムじゃない。20メートル、30メートルする砂防ダム。自然界の中にある。これ世界自然遺産になるんだらうかと思うぐらい、この間も見せられてびっくりしたんだけど、これを撤去してくれとは言わないけれども、少なくとも水がね、もっと流れるような態勢を取るべきだということを言っているんだけども、そこはどうなの。

○島袋直樹自然保護課世界自然遺産推進室長 この点につきましては、担当部局の土木等と意見交換しながらですね、また環境省とも意見交換しながら、どんな対策を立てられるのかというのを今後研究していきたいと思ひます。

○呉屋宏委員 本当に世界自然遺産にね、真剣に取り組んでください。これはね、3つの村が、自分たちの今後の生存をかけてやっている事業だから、簡単な話ではない。だから、県が、ここから遠いからという話ではない。自分で、室長なり自分で足運んでみてどうなのかを見てみたらいいよ。僕案内するよ、この砂防ダムどうするのと。そういうのも全部頭の中入っている、だから現場に行かないと世界自然遺産登録というのはできないよ。守ろうという気になれないよ。

以上、終わり。

○瑞慶覧功委員長 以上で環境部関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後 3 時11分休憩

午後 3 時33分再開

○瑞慶覧功委員長 再開します。

次に、企業局長から企業局関係予算議案の概要の説明を求めます。

棚原憲実企業局長。

○棚原憲実企業局長 こんにちは、よろしくお願いたします。

それでは、企業局関連の甲第22号議案及び甲第23号議案について、順次御説明申し上げます。

タブレットの御準備をよろしくお願いたします。

本日は、サイドブックに掲載されております、令和3年第1回沖縄県議会定例会議案（その1）により、御説明させていただきます。

初めに、甲第22号議案令和3年度沖縄県水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

ただいま通知しました令和3年第1回沖縄県議会定例会議案（その1）の60ページをタップして御覧ください。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が、那覇市ほか26市町村及び1企業団、当年度総給水量が1億5290万4000立方メートル、1日平均給水量が41万8000立方メートルを予定しております。また、主要な建設改良事業は99億3164万1000円を予定しており、その内訳は、水道広域化施設整備事業が47億5970万7000円、導送取水施設整備事業が42億2171万3000円、北谷浄水場施設整備事業が9億5022万1000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の水道事業収益は298億1287万7000円を予定しており、その内訳は、営業収益が172億6182万7000円、営業外収益が125億4973万9000円などとなっております。

支出の水道事業費用は296億2141万円を予定しており、その内訳は、営業費用が282億292万7000円、営業外費用が、14億912万7000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、61ページになりますが、資本的収入は114億1463万2000円を予定しており、その内訳は、企業債が21億7320万円、国庫補助金が85億9394万1000円などとなっております。資本的支出は161億2112万円を予定しており、その内訳は、建設改良費が122億82万3000円、企業債償還金が39億398万5000円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担

行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

次に、62ページを御覧ください。

第6条の企業債につきましては、限度額21億7320万円と定めております。第10条の他会計からの補助金につきましては4億1513万2000円を予定しており、これは、臨時財政特例債の元利償還等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第22号議案の説明を終わります。

次に、63ページを御覧ください。

続きまして、甲第23号議案令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量につきましては、給水対象が、沖縄電力金武火力発電所など107事業所、当年度総給水量が947万2000立方メートル、1日平均給水量が2万5000立方メートルを予定しております。

また、主要な建設改良事業は1億1323万8000円を予定しており、その内訳は、配水施設整備事業及び導水施設整備事業であります。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、収入の工業用水道事業収益は7億1393万2000円を予定しており、その内訳は、営業収益が3億7754万5000円、営業外収益が3億3638万6000円などとなっております。

支出の工業用水道事業費用は6億5887万6000円を予定しており、その内訳は、営業費用が6億4208万6000円、営業外費用が1628万9000円などとなっております。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、64ページになりますが、資本的収入は1億2979万2000円を予定しており、その内訳は、国庫補助金が6782万8000円、他会計補助金が1196万4000円、投資償還金が5000万円となっております。資本的支出は1億7676万7000円を予定しており、その内訳は、建設改良費が1億3477万1000円、企業債償還金が4198万4000円などとなっております。

第5条の債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めております。

第9条の他会計からの補助金につきましては5902万2000円を予定しております。これは、先行投資施設に係る維持経費等に充てるため、一般会計から補助金を受け入れることを定めたものであります。

以上で、甲第23号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いたします。

○瑞慶覧功委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思しますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに、甲第22号議案及び甲第23号議案に対する質疑を行います。

上里善清委員。

○上里善清委員 時間がありませんので、早速やります。

水道広域化のですね、目的と、何を効果として狙っているのか、御説明してください。

○上地安春配水管理課長 お答えいたします。

県では沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で、運営基盤の安定化及び水道サービスの向上を図るため、多様な形態の水道広域化に取り組むこととしております。企業局においても水道サービスの向上については、重要な課題と認識しておりまして、既存の受水事業体の理解を求めながら、ユニバーサルサービスの観点から、多くの課題を抱えている沖縄本島周辺離島8村の広域化に現在、取り組んでいるところでございます。

○上里善清委員 説明書をちょっと見ているんですが、離島に線が引っ張られているんですよ。これは、設備がちゃんとすれば、本島から送水するということの意味しているんですか。ちょっと説明できますか。

○上地安春配水管理課長 基本的に水道の効率性とか、あとは費用、コストですね。そういったことを考えながら進めている中で、やはり本島から海底送水管等で引くのは距離もあり過ぎるということで、各島々の、水源持っているところについては、その水源を生かしながら。あるいは、水源に乏しい、ないところについては、海水淡水化施設を導入するといった形で、各島ごと個別の対応で進めているところでございます。

○上里善清委員 干ばつした場合ですね、離島はダムも、ちっこいダムしかありませんので、ひよっとしたら、本島から送らんといかんという事情も出て

くと思うんですね。それも含めての計画なのかちょっとお聞かせできますか。

○石新実企業技術統括監 確かに、座間味ですとか、渡嘉敷ですとか、湧水によって制限給水を近年も起こっているというような事情がありますのでですね。そういったところにおきましては、水源が乏しいところにおきましては、上地も申し上げましたけど、海水淡水化施設を整備しているところで、そのほか陸水のところ、ダムとか貯水池等で頼っているところにおきましても、企業局では、日量200トンの可搬型一運べる海水淡水化施設を2台保有しておりますので、湧水の際にはそれをその島に運んで対応するというのを考えております。

○上里善清委員 あと、座間味浄水場のことについてちょっとお尋ねします。高台決定されておるんですけど、地元の住民はですね、まだ説明がないもんで不安がっているみたいです。企業局のホームページ等を活用して、村内の掲示板等にもやってほしいという要望がありますけど、これどんなですか。

○棚原憲実企画局長 さきの本会議でもその提案を受けまして、我々としても今現在それを検討しております。コロナの感染症の関係で、住民説明会なかなか開催難しい部分もありますけど、まずは、取りあえず住民の皆さんに、情報提供する意味でホームページについても検討しております。ただ、その前提としまして、役所と今、今後の事業の進め方について協定書、最後の詰めを行ってます。今後、企業局はどのような形で進めていくという協定ですね。それを、もうしばらくかかりますが、大急ぎで今両者合意して、その作業を進めてますので、それを踏まえた上で、ホームページで、そういう全ての情報提供していきたいと考えてるところです。できるだけ速やかに、やっていきたいとは考えております。

○上里善清委員 早めに住民説明会もしてくれという要望が来ておりますけどね。具体的なスケジュールとして取りあえずは協定書を結ぶというのが先だと思うんですけど、どういった流れになるのか、これちょっと説明できますか。

○大城彰建設課長 座間味浄水場の建設につきましては、高台の既存用地における建設に向けて、座間味村と企業局の双方で、協定の内容について基本合意をしております。できれば今年度中にですね、協定の締結が行われるよう努めてまいりたいというふうに考えております。また、協定締結後には、座間味村と調整の上早期に住民説明会を開催したいと考えております。今後のスケジュール等に関しまし

ては、次年度には設計業務に着手をして、令和7年度までに用水供給開始を目指し建設を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○上里善清委員 その予定地は、村の所有地ですよ。ね。県のほうが買収して、それ以降になると思うんですけど。説明会の後に土地を買収するんでしょうかね。その辺、ちょっと分かりますか。

○大城彰建設課長 今回、村と締結する協定書の内容をもってですね、既設の浄水場の整備に当たっては、座間味村の既存浄水場用地に建設することを村が承諾し、無償譲渡することということになっておりますので、この協定の締結をもって、我々は建設を着手していきたいというふうに考えております。

○上里善清委員 ということは、これは、土地の売買は伴わないということになるんでしょうか。

○大城彰建設課長 はい、そのとおりでございます。

○上里善清委員 住民もね、説明会なんか待ち遠しいみたいですので、コロナの影響もあるんですが、早期の話合い、住民説明会を開いていただきたいというふうに思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員 玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。

ちょうど今、座間味村のあれが出ていたので、その辺り確認したいんですけど、次年度の座間味浄水場に関する予算ってどういった予算なんでしょうか。

○大城彰建設課長 次年度ですね、座間味浄水場におきましては、基本設計と実施設計を予定をしておりますして、基本設計につきましては、約1200万円を計上しておりますして、また、詳細設計ですね、実施設計につきましては、6500万円を計上しているところでございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今回このいろいろあった上で、今回、座間味村と協定を結ぶということで基本合意を得たということなんですけども、この協定の内容っていま一度御説明していただいいていいですか。

○大城彰建設課長 協定書の内容について説明をしたいと考えております。まず1つ目に先ほども説明したんですけども、新規浄水場の整備に当たり、座間味村の既存浄水場用地に建設することを村は承諾し、無償譲渡をすること。そして2つ目に、新規浄水場の整備に当たり、車両の通行について住民生活に影響を及ぼすことがないこと。3つ目に、既存浄水場から新規浄水場への移行まで、企業局は技術支

援を行うとともに、水道用水供給事業の開始を可能な限り早期に実現できるよう努めること。4つ目に新規浄水場の整備に当たり、企業局は、座間味村が構想している災害時における備蓄庫並びに避難所としての活用について、浄水場整備の設計段階から可能な限り配慮することとなっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ということは、基本合意したことが1、2、3、4、この4つの点については、企業局もうできるということで回答したってことですよ。

○大城彰建設課長 はい、合意したということで考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今回この、今座間味浄水場の中で、このダムの水質悪化というのが懸念されていますけれども、今、企業局として調査されたと思いますけれども、今後どのような対応を取っていくのか御答弁をお願いいたします。

○大城彰建設課長 我々が供用開始するまでは、村のほうで責任を持ってその辺の管理をしていくべきであるというふうには考えておりますけれども、座間味村から相談があれば、技術支援等を行ってバックアップしていきたいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 ということは、あくまで、今のままだったら座間味村が経営をやっている、この浄水場ができるまでは座間味村がやって、浄水場ができてから県がしっかりやっていくという認識でいいですよ。

○大城彰建設課長 基本的には、そのような認識でやっていきたいというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 ちなみになんですけど、海淡水施設というのは、大体その水量はどれぐらいで、座間味村、村全体をカバーすることができるぐらいの水量があるのかどうか。教えていただければ。

○大城彰建設課長 既存の浄水場、海水淡水化施設に関しては、座間味村の海淡水施設の処理能力について、日量最大200立方メートルということになっております。大体ですね、この座間味村の1日当たりの一正確な数字はちょっと押さえてないんですけども、計画の給水量としては約600トンぐらい、600立米。すみません。現在の座間味島の給水量としては、約1日300立方メートルということになっております。そのうち、既存の海水淡水化施設の能力につきましては、先ほど説明したとおり1日当たり200立方メートルということになっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

次ちょっと別の質問をしますけれども、北谷浄水場施設整備事業ということで、こちらの内容、次年度どのような整備を行っていくのか、御答弁お願いします。

○大城彰建設課長 北谷浄水場の整備事業につきましては、平成21年度から継続して行っているところなんですけれども、令和3年度の整備計画につきましては、活性炭池の耐震補強工事や薬品注入等及びろ過池の上屋の建築工事、薬品注入電気設備及び電気設備工事などを計画しております。事業費としては、先ほど説明があったとおり、約9億5000万を計上しているところでございます。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

次、最後になりますけれども、企業局、建設改良事業概要ということで、今後の水道供給施設で今耐震化を行っていくということで、今行っていますけれども、こちら現在の耐震化率はどれぐらいなのか、御答弁をお願いします。

○上地安春配水管理課長 お答えいたします。

企業局では、生活基盤の充実・強化及び防災・減災対策としまして、沖縄県企業局中長期計画に基づきまして、老朽化した水道施設の計画的な更新、耐震化等を推進しております。委員御質問の耐震化率についてですけれども、令和元年度末において、想定される最大規模の地震に対して耐震性を有するという内容の、管路につきましては全体の42.9%となっております。また、浄水場につきましては38.7%、ポンプ所につきましては76.6%、配水池について87.3%となっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

こちら全体計画で見てないですけど、今後これはいつまでに100%を目指していく計画なのか、御答弁できたらお願いします。

○上地安春配水管理課長 先ほど申しました沖縄県企業局中長期計画の中では、目標としまして、令和3年度末の目標として、管路の耐震適合率を44%というふうに設定しております。あと、浄水場の耐震化率については68%というふうにしております。管路といってもかなり距離もありますので、要は耐震化を図っていても、後から後からどんどん古くなっていくということがございますので、耐震化を進めていくんですけども、なかなか100%になるというのは、ちょっと現実的には非常に厳しい状況かなというふうに考えております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○瑞慶覧功委員長 新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは、私も座間味浄水場の関連でお聞きします。よろしく申し上げます。

局長をはじめ、職員の皆さん高台移転に対して住民の意向を受けて、積極的に取り組んでいただいております。ありがとうございます。その決定において、やはり皆さん高台が決定されたのかということで、住民説明もないということで不安であるということで、今伺いますと、協定書が結ばれると発表できるということで、年度内にはやりたいということなんですけれども、年度内というと今3月なんですけれども大丈夫でしょうか。

○棚原憲実企業局長 これまで座間味村からの要望について、企業局としてどこまで対応できるかということで、お互いにすり合わせをしてきました。そういう中で、ここまでは企業局として責任を持てていきますという調整を踏まえた上で、昨日、座間味村の議会で、村長のほうからは今月中—いわゆる今年度ですね、今月中には締結できるというお話も村長からいただきましたので、我々としてもその準備を今大急ぎで進めていますので、予定どおりいけるかなと考えています。

○新垣光栄委員 ぜひ今月中で、よろしく申し上げます。そうすると、予算どおり執行できていくと思いますので、よろしく申し上げます。

その中で課題があったんですけども、その課題も4つですかね、3つほどあったと思うんですけども、しっかりこれが解決に向けて協議のほうは調ったということで理解してよろしいでしょうか。

○石新実企業技術統括監 協定書4条、大城課長のほうから説明ありましたが、そういった内容でお互い合意しまして、その方向で進めていくという形になっております。

○新垣光栄委員 それで、今はこの要望書の内容も聞かせていただいたんですよ。無償譲与されたということで、県としてはよかったんじゃないかなと。土地を購入しなくてもいいので、その分、座間味村にもっと要望を聞いて、可能な限り防災拠点施設の整備に向けては協力すべきではないかなと思ってるんですけど、どうでしょうか。

○石新実企業技術統括監 企業局として、水道用水供給事業者という法律上の縛りはありますけれども、その中で可能な限り協力していきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ執行部、知事部局とも話して、

浄水場の上にヘリポートを設置して、隣のヘリポートにもありますので、それを上に乗せて防災拠点施設等を造るとかですね。やはりそれだけ無償譲与されたのですから、その分の予算も含めて考えてはどうかと思っていますけども、どうでしょうか。

○棚原憲実企業局長 ちょっと現実的なお話しさせていただくと、確かに土地は無償譲渡なのですが、今ある既存の浄水施設を運用しながら、一部壊しながら仮設を造ったり、そういう形で新施設の浄水場にしますので、コスト的には正直なところかなり上がります。ですので、コストの問題というよりも、今後の座間味村の防災施設に対する援助という面では、企業局が水道供給事業者として所管外の部分もありますので、そこら辺を座間味村とちゃんと相談の上、できる範囲のことは協力していきますということで了解いただいたという状況です。

○新垣光栄委員 ぜひ、今、既存のところ壊しながらだからお金かかるのであって、隣にヘリポートがありますので、ヘリポートに造って壊すのをやめるとか、いろんな発想があると思うんですよ。そしたら、もっとお金かからないでいいじゃないですか。壊さないで、そのまま造って、後で終わったら壊せばいいじゃないですか。そういうのも踏まえてですね。

○石新実企業技術統括監 企業局の中でも様々なアイデアを今出していて、その中でどういった方法がいいのか、より早く用水供給事業を開始するためにはどういったことができるのかということでアイデアがありまして、それを次年度、実施設計と基本設計を計上していると申し上げましたけど、基本設計の中で様々な検討をして、よりよい方法で早めに用水供給事業を開始できるように検討してまいりたいと思っております。

○新垣光栄委員 ぜひ今の発想で、いろんな発想があると思うんですよ。やっぱり効率よく地元に還元できるようにやっていただければいいなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 企業債についての内容を、どこから調達をして、どのように使われて、その返済はどのようになってるのか。また、償還の仕組みはどのようになってるのか。21億円余りありますのでね、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○大城清二総務企画課長 お答えします。

企業局のほうで借入れする企業債につきましては、

基本的に国のほうから財政融資資金のほうを借入れしております。借入期間は40年以内ということでございまして、通常、大体30年程度の期間借入れして、5年間は元金のみのお支払いと、6年目以降、元金と利子をお支払いするというような形で借入れをしているところでございます。

○下地康教委員 どのように使われてるかということですね、まだ答えてませんね。

○大城清二総務企画課長 基本的には建設改良事業の裏負担分ということで利用しているところでございます。

○下地康教委員 了解です。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 座波一委員。

○座波一委員 私は、4分近く残しましたので、その分意味がありますので、よろしくお願ひします。4分残してありますからね、よろしく。

この工業用水の給水量が分かりました。そして、また107対象事業があるということですが、これ圏域ごとに分けることはできませんか。

○大城清二総務企画課長 では、圏域ごとについて御説明いたします。まず圏域が、6つの圏域がございまして。まず1つ目が、北からですね、名護西海岸地区、計画給水量が4100立方メートル。これは令和2年11月末現在の契約給水量でございまして、2650立方メートル、事業所の数は4事業所。続いて2つ目、金武湾地区、計画給水量8400立方メートル、契約給水量5676立方メートル、事業所数10。続いて3番目ですね、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区、計画給水量4700立方メートル、契約給水量493立方メートル。

すみません、先ほど令和2年11月末現在で御説明しましたが、最新の数字で令和3年3月末時点の予定の資料がございまして、それで御説明させていただきます。先ほど御説明いたしました6つの地区、それから名護西海岸地区、金武湾地区につきましては、先ほど御説明した数字と変更はございません。3番目の国際物流拠点産業集積地域うるま地区ですね、計画給水量4700で、契約給水量が4643立方メートル、事業所数が11。続いて4番目、中城湾港工業団地、計画給水量2100立方メートル、契約給水量1807立方メートル、事業所数13です。中城湾地区、計画給水量6200立方メートル、契約給水量6486立方メートル、事業所数32。最後6番目、糸満工業団地及び周辺、計画給水量4500立方メートル、契約給水量4633立方メートル、事業所数35。合計といたしま

して、計画給水量が3万立方メートル、契約給水量、3月末時点の予定で2万5795立方メートル、事業所数107ということになっております。

○座波一委員 これから見てみますとね、やっぱり中城湾地区と糸満地区が多いんですね。この糸満地区なんですけど、また南部地域と表示しますけれどもね。そこの、今後の新たな利用をする場合、希望する企業が出た場合、どう対応してますか。

○大城清二総務企画課長 この件につきましては、本会議で局長のほうからも御答弁させていただきましたが、西原浄水場以南の工業用水道につきましては、現在、契約給水量が計画給水量を上回っており、給水量を増やす場合には新たな施設整備が必要となります。工業用水道事業につきましては、産業振興を目的とした県の政策との整合性を図ること、また、新たな施設整備については、採算性の面で課題があるということから、関係部局と情報の共有を図り、連携して対応する必要があると考えております。

○座波一委員 施設整備の必要性について、これ、整合性が必要であると、この産業振興の整合性。これは、整合性は十分にあるんです、ありますよ。さらに、あと1つの理由は何でしたか。

○大城清二総務企画課長 採算性の面で課題があると。

○座波一委員 採算性の、それはやってみないと分かりませんよ。需要についての、把握されてるかどうか分からないけど。この2つの点で、施設整備ができないと結論づけているわけですか。

○大城清二総務企画課長 施設整備ができないということで一企業局は公営企業でございますので、先ほど御説明いたしましたように、採算性の面で課題があるという状況もございまして、単独での整備は厳しいと。それで、産業振興を目的とした県の政策との整合、それから採算性の課題の解消も含めて、関係部局のほうと情報共有を図りながら、今連携を図っているというところでございます。

○座波一委員 単独ではできないけど、企業局がやらなければいけないんです、これは。ですので、それは、県土のこの先ほどの政策に整合性を持たせる一例えば、県土の均衡発展、あるいは中南部の振興策、国が進めている製造業の集約を東海岸から南部に持っていくという、そういったのがあるわけですから。それと整合性をつけるための、そういう協議がされてないということじゃないですか。

○大城清二総務企画課長 その点につきましては、この土木環境委員会においてもいろいろ議論ござい

ましたので、その点について商工労働部のほうとも意見交換をさせていただいているところでございます。一応、商工労働部のほうのお話といたしましては、一応商工労働部の基本的な考え方としては、市町村のバックアップを図っていくというようなことを基本に、これまで市町村との意見交換、それからアンケートによる調査、そういったことを行って企業誘致の観点から工業用水道施設の整備に向けたニーズを酌み取っているということでございますが、そういった意見交換やアンケート調査の中では、特に工業用水道事業の施設整備に向けた具体的な要望がないということで聞いております。

○座波一委員 具体的な要望がないというよりも、それは市町村がですね、どのような要望でまとめたか分からないけど、あるんです実際には。そういった工業用水が使えるから、あの辺に土地を求めて企業は造りたいと言っているところが、工業用水が足りないからって用地を確保しないんですね。あるいは、そういう計画を立てないわけですよ。だからそういったものだから、市町村に対する問題としては上がってこないわけですよ。現実というニーズを捉えてないんです、全く。ですので、そこら辺は、しっかり県土の均衡発展をね、図るためにも、この工業用水の配管、西原以南は小さいわけでしょ、現実。だから対応できないんですよ。そういうものを政策的に、しっかり改良するという方針で臨むということを考えられませんか。局長。

○棚原憲実企業局長 事業者からこういう要望があるというお話も委員はじめいろんな部分からお聞きしています。ただ、今課長のほうから説明ありましたように、県の企業局としましては、県の政策等の整合性を取らないといけないということで、実際に今、先ほど説明がありました日量3万トンの計画水量ということで設定しているんですけども、実際の契約水量は今現在で2万5000です。その先行投資分の残りの5000—1日当たりですね、その分の先行投資代は、商工労働部から我々に繰入金としてもらっています。そういう形で、企業局単独で先行投資することは、実際には経営上あり得ません。そのため県の政策と併せて、県の計画の中で企業局が先行投資した分は、県が見るという形でしか事業できないというのが、今の水道事業としての経営としての在り方だと考えています。

○座波一委員 名護西と、金武などは、かなり使っていない部分がありますよね。そういうものも含めれば、トータル的に考えれば、地域調整をやるべき

ですよ、圏域別の調整、やるべきじゃないですか。

○大城彰建設課長 企業局、当初は計画給水量10万5000立方メートルということで、工業用水道事業をスタートさせているんですが、実際供給—需要がですね、2万立方メートル前後と低迷した関係で、それで県の商工労働部の平成15年10月に工業用水の将来需要を下方修正した県の見直しを受けて、企業局も平成15年度に事業再評価を実施し現在の計画給水量である3万立方メートルに見直して、今、事業のほう取り組んでいるところでございます。

○座波一委員 そういう経緯も分かりますけどね、今現在、実際に足りないというのが起こっているわけですね、糸満地区ではね、南部は。だから、そういうところに対応するために、当面の問題としても今策がないわけですね。だから、これ上水を使って、取りあえず対応したらどうかという意見もあるわけですね、料金を下げて。理屈的にはできますよね、可能ですよ。そういう考えはないですか。

○大城彰建設課長 企業局が実施しております水道用水供給事業は、水道法に基づき水道事業を行う市町村等に対して水道水を供給する、いわゆる卸売事業というような形で実施しております。今、御質問のございました水道事業者ではない企業等に対して、企業局が水道水を供給することはできないものとされているところでございます。

○座波一委員 じゃあ、もう何もできないということですか。

○棚原憲実企業局長 企業誘致とか、県の政策上非常に重要なことは我々も理解しております、可能な限り協力はしたいと思うんですが、先ほど御説明しましたように、企業局単独では非常に難しい部分がありますので、ぜひですね、我々も商工労働部、企画部と、水需要の関係等含めて、小まめに意見交換もしたりして状況を今計っていますので、ぜひ政策的なことも踏まえてですね、今後もお互い関係部局で連携して、情報共有していきたいと考えています。

○座波一委員 政策面に反映できるように、私も取り組みます。局長も、私見るたびに、こればかり聞きますからね、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

○瑞慶覧功委員長 呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 時間があまりありませんから、端的にお願いします。

今地元からのいろんな書類が届いているんだけど、これ目を通していきますと、海淡施設の水は直接飲め

ないのですか。

○石新実企業技術統括監 座間味島の現在の村が運営している水道のシステムがですね、海水淡水化施設で作った水は、直接飲み水になるのではなくて、ダムの水とブレンドして、また山の上の浄水場で処理した上で、飲み水にするというようなシステムになっております。

○呉屋宏委員 栗国の海淡施設はどうしたの。

○石新実企業技術統括監 栗国の村が運営していた海水淡水化施設というのは、当初から飲み水を目的とした浄水場となっておりますので、直接飲み水として供給されております。現在企業局が行っているのも同じ同様なシステムで飲み水として供給しております。

○呉屋宏委員 何が違うんですか。

○石新実企業技術統括監 海水淡水化施設で出来上がった水というのは、ほぼ純水に近い水になっておりますので、それにミネラル分を添加しまして、さらに塩素消毒をした上で飲み水にするということになっていきますけども、座間味島はですね—どう言ったらいいんでしょう、海水淡水化施設にそういう機能を持たせると、そこにまた新しく別のポンプ、送水ポンプ施設を造って上に上げないといけないんですけれども、村としては、それよりは既存の導水のポンプで、ダムの水と一緒に上に上げたほうが効率的だという判断で、座間味島はそういうシステムを取ったということになっております。

○呉屋宏委員 ダムの水がきれいなのか。

○石新実企業技術統括監 当然浄水処理をしないと、飲用に適した水にはならない水です。

○呉屋宏委員 海の水からきれいな水を取っておいで、それをまたダムの水と混ぜて、また浄水をする、こんな無駄な話ってある。

○石新実企業技術統括監 座間味村が設計した段階では、別々のポンプで送るよりはそのほうが効率的だという判断をしたと思うんですけれども、企業局が新たに整備する施設としましては、海水淡水化で作った水は直接飲み水として、ダムの水は処理された水と一緒にブレンドして供給するという計画にしております。

○呉屋宏委員 いや、だからさ、今でも水の問題があるわけだから、4月から皆さんが運営するんですよ。

○石新実企業技術統括監 いや、我々の浄水場が完成して、我々が水道水を供給できる体制になるまでは、現状どおり村が、今の浄水場は運営します。

○呉屋宏委員 地元からの要望では、令和3年からは、皆さんで運営してくれというのが、協議がつかないから今まで延びてきているという話じゃないの。

○石新実企業技術統括監 防災拠点の話と、今のお話と、それから工事期間中の住民への、住民生活への影響、そういったもろもろを協議して、これまで時間を要したというところでございます。

○呉屋宏委員 あのね、海淡施設にポンプをつけて、浄水場から下ってくるものに直接くっつければ、それはその浄水場を造りながらでも、飲料水供給できるわけでしょ。

○石新実企業技術統括監 そういったアイデアも我々も一つとして持っております、どれがよりよい方法なのかというのを次年度の基本設計の中で検討してまいりたいと考えております。

○呉屋宏委員 こんな高校生が聞いたって分かりやすい話じゃない。だからそういう話というのは、要するに皆さんが3年からちゃんと運営をしていれば、座間味村がやっているものを全部やって、協定書をちゃんと結んで来月からはそれやると書けばできるんじゃない。

○石新実企業局企業技術統括監 水道事業というのは、そもそも市町村が運営するべきものであって、企業局としましては用水供給を回収できる体制が整ってから用水供給を開始したいというのがそもそも出発点で8村との合意した内容ですので、座間味村だけそういった取扱いするというのは他村との、何ていうんですかね。公平性に欠ける扱いになるのかなという具合に考えます。

○呉屋宏委員 時間がないから僕はっきり言うけど、いいですか。我々宜野湾市は、あなた方が作った水を買っているんですよ、本島内ではほとんどそうだ。じゃあ何で南部のところは、自分たちで水を作って、自分たちで送水しなければいけないのか。そもそもそこがおかしいんじゃないのって言っているわけ。作られた、県が作った水を市町村が買っていたんだよ、今まで、今も。何で離島だけは自分たちで作って自分たちで飲んでるの。そこがこの問題の出発点だよ。

○石新実企業局企業技術統括監 用水供給事業というのは様々な形態があるんですけども、沖縄本島におきましては、水源を北部に求めざるを得ないという事情がありまして、個々の市町村が、それぞれで水源を持つことが困難というところがありまして、県のほうで水道用水供給事業ということで、北部からの水を持ってきてるとい事情があります。一方、

水源が豊富にあって自前でできるところにおきましては、市町村運営の簡易水道あるいは浄水場、上水道もまだ県内には幾つもあるという状況です。

○呉屋宏委員 これは、次の常任委員会でやります。自分でできないから、座間味は断水したんだよ。

○瑞慶覧功委員長 以上で、企業局関係予算議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労様でした。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、予算調査報告書記載内容等について御協議をお願いいたします。

まず初めに、要調査事項については、昨日及び本日の質疑において、提起する議員はおりませんでしたので、念のため御報告いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から特記事項の取扱いについて説明した後に協議した結果、提案はなかった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

これまでの調査における質疑・答弁の主な内容を含む予算調査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、予算調査報告書は、3月17日 水曜日 午前9時までに、予算特別委員のタブレットに格納することになっております。

また、予算特別委員が調査報告書に関して、常任委員長に対し質疑を行う場合には、同日 17日 水曜日の午後3時までに、政務調査課に通告することになっております。

予算特別委員の皆様は、各常任委員会の調査報告書を御確認いただき、もし、各常任委員長への質疑を行う場合は、登庁の上、同日の午後3時までに通告書を提出するよう、御対応お願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月22日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆様、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞 慶 覧 功

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月18日（木曜日）
開会 午前10時0分
散会 午前10時49分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 要調査事項及び特記事項の取扱いについて
- 2 総括質疑の取扱いについて

出席委員

委員長 次呂久 成 崇君
副委員長 仲 村 家 治君
委員 小 渡 良太郎君 新 垣 淑 豊君
新 垣 新君 西 銘 啓史郎君
座 波 一君 中 川 京 貴君
当 山 勝利君 仲 村 未央さん
島 袋 恵 祐君 比 嘉 瑞 己君
西 銘 純 恵さん 玉 城 健一郎君
喜友名 智 子さん 國 仲 昌 二君
平 良 昭 一君 上 原 章君
大 城 憲 幸君

○次呂久成崇委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

要調査事項及び特記事項の取扱いについて並びに総括質疑の取扱いについてを議題といたします。

ちなみに、常任委員長への質疑の通告はありませんでした。

各常任委員会からの予算調査報告書につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項に基づき、昨日、タブレットに掲載して予算特別委員に配付してあります。

休憩いたします。

（休憩中に、要調査事項に関し知事等の出席を求めるか否かについては理事会で協議することで意見の一致を見た。）

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

要調査事項に関し知事等の出席を求め、総括質疑を行うか否か及び特記事項の取扱いについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、理事会を開催し

協議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事会による協議のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時25分再開

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

理事会の協議の結果を御報告いたします。

要調査事項に関し知事等の出席を求め総括質疑を行うことについては、慎重に協議した結果、理事会として意見の一致を見ませんでした。

新垣新委員。

○新垣新委員 次呂久委員長に申し上げます。

総括質疑を求める動議を委員長に提出いたします。

我が会派は要調査事項に関して知事等の出席を求め、総括質疑を行うことが必要と考えています。よってこの際、総括質疑を行うことについて採決を求める動議を提出します。我が会派が要調査事項で上げた総務企画委員会のワシントン駐在活動事業費について、そして2点目に、新たな振興策の推進に対する考え方について、経済労働委員会で申し上げた水際対策、そして観光危機にある観光業界への支援、そしてコロナ禍に対するMICEエリアの見通しや新設した感染症対策課の役割など、今後の観光ビジョンについて。

以上、5点の総括質疑を行うことを求める動議を要求いたします。

○次呂久成崇委員長 ただいま新垣委員から総括質疑を行うことを求める動議が提出されました。

よって、この際、本動議を議題といたします。

本動議に関し、意見・討論等はありませんか。

國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 私、今回各常任委員会から出ております要調査事項5項目についてですけれども、この5項目につきましては、これまで本会議あるいは委員会等で、知事あるいは担当部長から丁寧に説明されているというふうに考えております。

よって、改めて説明する必要はないと考え、反対といたします。

○次呂久成崇委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

せんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 私自身、この動議に関して賛成の立場から討論させていただくんですが、反対討論の中である程度の説明はなされているという話がありました。説明が不十分だから、要調査事項として上がったのではないかなと私自身は考えております。また、知事、副知事も含めてですね、特にコロナの部分で3つ、水際対策、観光危機に対する業界への支援、あとコロナ禍の中での新しく新設された課とかMICEに対しての部分とかというものが要調査事項に上がっているんですが、知事からのしっかりとした説明を議会が受けるということは非常に重要なことだと考えております。県民の代表たる我々議会がちゃんと説明を受けて、知事もそういった場でやりたいことをしっかりと提言をして話をさせていただくという機会は、恐らくこのタイミングを逃せば、もう6月議会までないということも考えられますし、一般質問、代表質問等でこういったものを取り上げられなかったらですね、県民が知る機会もなかなかないという部分が大きくあると思います。この総括質疑に関しても、議会事務局にいろいろ確認をしたところ、総括質疑が行われている都道府県、行わない都道府県、様々あるんですが、行われるところが圧倒的に多くて、行われないところは沖縄を含めて2県しかないというふうな情報も出ています。議会を軽視しない、議会に対してしっかりと説明をしていく、議会に説明をすることで県民に対して広く自分の一県のですね、令和3年度、コロナも含めて非常に重要な予算になると思いますので、そういった部分をちゃんと丁寧に説明をしていくという機会、または場所をつくることは我々議会にとっても非常に重要なことだと考えておりますので、動議に賛成の立場で改めて皆さんに慎重なる御審議をよろしく願いして、賛成討論を終わります。

○次呂久成崇委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 特に反対がなければ私も言いたいんですが、賛成討論していいですか。それでは反対がないようですので、続いてですけども賛成の立場で討論させていただきます。

3つです。1点目は、水際対策の議論は報告書にありますから細かいことは申し上げませんが、沖縄県はこの2つの事業、安全・安心な沖縄観光受入体制構築実証事業と旅行者検査実施支援事業、両

部分で3億ぐらいの事業で沖縄型の水際対策を強化すると言っていますけれども、委員会で議論の中でもあったように、今本当に県民が変異種の恐怖でいる中で、沖縄県の水際対策はどうなっているのかという部分については、いわゆる1つ目の事業はTACOなんですね。これが262日間、TACOを動かしていますけれども、去年の6月からこの3月の頭まで。262日間で252万人、TACOを通過しましたと。ところが、その中で陽性者が一件でも拾い切れたかというところ、ゼロなんですね。だから、このTACOをそのまま新年度も2億2100万円の予算をつけてやりますというけれども、機能していないじゃないかという議論をしましたがけれども、なかなかこの強化策が出てこないというのが1つ。

もう一つ、新たに希望者にPCR検査をやりますということではあるんですけども、それについてもやっぱり知事は、部長もそうですけれども、もう観光産業を動かすんだという話をしています。去年が250万人ぐらいの観光客でしたけれども、今年は500万人を入れるのか、800万人を目標にするのか、それはこれからだということですけども、誰がどう考えたって1日当たりの観光を動かすということは、那覇空港の利用者は何万人になるわけですよ。5万人、6万人、それ以上になるわけですよ。その中でPCR検査の数というのはマックス200、予算としても半年間で3万5000件の検査数ということで、1日希望者を200ですよという話です。だから、今全く262日動かして機能していないTACOと、1日マックス200の希望者にやるPCR検査と、これでどうやって沖縄型の水際対策をやるんですかと言って、頑張りますとしかなかなか出てこないわけです。

やっぱり私はそれでは、知事が所信表明でおっしゃっていたとにかく感染対策と経済対策に全身全霊で取り組むんだ、その意気込みは聞こえましたけれども、具体的にどうするというのが見えない。だからここはやっぱりしっかりと県民に対して議論をする、そして県民の代表である県議会議員の皆さんに対してこの危機感を共有して、必要であればさらなる施策の強化を求める。それはやはり要調査事項ということで議論をさせてもらいましたので、知事が来てやるべきだというのが1点目です。

2点目、5点ありますけれども、もう一つだけ具体的に申し上げますと、振興策の部分、あれについても総務のほうから50年という節目、そういう中でぜひ知事が出てきて議論をすべきじゃないかという議論がありました。これに対して、先ほどもありま

したけれども一般質問、代表質問で議論しましたと。あるいは10年前のスケジュールと比較しても、検討の熟度が高い部分もありますよというような反対の意見もあったようですが、実はこの間、議論をしていると、10年前に経験した委員の方から、前回の10年前の3・11のときは東京で要請活動していたんだよなど。具体的に政治的に詰めていたんだよなどというような話を経験した委員から聞かせていただいたんですよ。そういう意味では、我々に対しても担当部局は10年前と同様のスケジュールで、あるいはあれ以上のペースで議論していますよと言いますが、やっぱり50年の節目を迎える振興策というのは、やっぱりこの沖縄県振興策というのは県民みんなに影響しますよと。全市町村の事業に影響しますよと。泡盛も電気料も飛行機代も、全てに影響するものだよという、これはやっぱり県民に対する再認識も必要だし、全市町村に対する再認識も必要だし、そういう意味では、行政のトップと我々県民の代表である議会が、もう一度この場で議論するというのは大事なことです。今スケジュールはこの夏場に向けて各委員会でやるという話をしていますけれども、もう目の前、7月、8月には概算要求が終わるわけですよ。令和4年の予算を組まないといけません。それを具体的に提案しないと行けない。そういう中で、やっぱり政治的な議論というのが全くなっていない、うちも含めてですね、なかなか進め切れていないという感覚があるものですから、やっぱりここもしっかり知事が出てくるべきだなと思ったのが2点目です。

3点目は、先ほども指摘がありましたけれども、やっぱりこの7900億の過去最高の一般会計、特別会計まで入れると1兆円超えるわけです。そこは誰がやっても、正直言って140万県民のみんなが100%賛成という予算の組み方というのではないと思います。でも、だからこそしっかりとトップリーダーである知事は説明する必要がある。だから、このMICE事業についても、ワシントン事業についても、ほかの観光事業についてもそうですけれども、やっぱり県民の代表である県議会に対して丁寧に、もういいよっていうぐらい私は説明する必要があると思います。過去3年の事例を見ても、仲井真知事が平成24年、25年、26年に総括の質疑で答えていますけれども、残念ながら今与党、野党の中で、野党多数のときには知事を呼ぶとかという話ですけれども、やっぱり与野党関係なくしっかりと説明をする姿勢というのは必要だと思うし、特に今のような大変なとき

だからこそ、あるいは50年に一度の大きな節目だからこそ率先して出ていただきたいなど。そして、県民の代表として堂々と議論をする。行政の責任者として堂々と説明をする。そういうような姿勢がこの予算委員会には求められていると思っておりますので、以上、3点申し上げて賛成討論といたします。

ありがとうございます。

○次呂久成崇委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 意見・討論等なしと認めます。以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、総括質疑を求める動議に対する採決を行います。

本動議は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。お諮りいたします。

本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○次呂久成崇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長において、その可否を裁決いたします。

本動議に関し、委員長は否決と裁決いたします。

次に、特記事項の取扱いに関し、議案の採決後に附帯決議案として採決に付すかどうかについては、慎重に協議した結果、理事会として意見の一致を見ました。

皆さんのお手元のほうに今配付されている文案をベースにいたしまして、この文案のほうを各会派持ち帰って、文案を調整していただきまして、3月25日までに取りまとめるということで一致をしております。

以上、御報告いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、文案の中身及び取扱いについて、大城憲幸理事より説明があった。)

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

特記事項の取扱いについては、理事会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から3月22日に令和2年度補正予算に係る追加議案が提出される予

定がある旨説明し、追加議案が本委員会に付託された場合の審査日程、質疑方法等について協議した結果、案のとおり行うことで意見の一致を見た。）

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

補正予算に係る追加議案の審査については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決定することについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

今回は、3月24日 木曜日 本会議休憩中に委員会開催を予定しております。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 次呂久 成 崇

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月24日（水曜日）
開会 午前10時11分
散会 午前11時31分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第35号議案 令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）

出席委員

委員長 次呂久 成 崇君
副委員長 仲 村 家 治君
委員 小 渡 良太郎君 新 垣 淑 豊君
新 垣 新君 西 銘 啓史郎君
座 波 一君 中 川 京 貴君
当 山 勝 利君 仲 村 未 央さん
島 袋 恵 祐君 比 嘉 瑞 己君
西 銘 純 恵さん 玉 城 健一郎君
喜友名 智 子さん 國 仲 昌 二君
平 良 昭 一君 上 原 章君
大 城 憲 幸君

説明のため出席した者の職、氏名

総 務 部 長 池 田 竹 州君
財 政 課 長 武 田 真君
子ども生活福祉部長 名渡山 晶 子さん
福祉政策課長 久 貝 仁君
保護・援護課長 大 城 清 剛君

○次呂久成崇委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

甲第35号議案令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

甲第35号議案について、総務部長の概要説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 おはようございます。

よろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました甲第35号議案につきまして、令和2年度一般会計補正予算（第16号）説明資料により、その概要を御説明いたします。

ただいま通知させていただきました。

資料の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、個人向け緊急小口資金等の特例貸付けに要する経費につきまして、101億6000万円を計上するものであり、補正後の改予算額は9433億1137万8000円となります。

2ページをお願いいたします。

こちらは、歳入歳出の財源内訳となっております。

3ページをお願いいたします。

歳入内訳としましては、全額、国庫補助金となっております。

4ページをお願いいたします。

歳出内訳としまして、事業概要を記載しております。

以上が、甲第35号議案令和2年度沖縄県一般会計補正予算（第16号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○次呂久成崇委員長 総務部長の概要説明は終わりました。

これより、甲第35号議案に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 おはようございます。

お願いいたします。

今回、101億6000万ということで、補正ですけれども、この事業に係る改予算額も含めた総額、それから貸付実績、緊急小口総合支援資金、それぞれ件数、

金額ともにお尋ねをいたします。

あと、トータルでも、合算でお願いいたします。

○久貝仁福祉政策課長 お答えします。

今回の貸付資金の補正ですけれども、今回9回目になります。

トータルで374億800万となっております。

貸付実績ですが、令和3年3月12日時点で、緊急小口資金が3万9131件、74億1364万円。総合支援資金が4万781件、216億3279万円。合計7万9912件、290億4643万円の実績となっております。

○仲村未央委員 7万9000件余りということで非常に、特に今回、3月末で一旦打ち切りということの状況もありましたので、そういう意味では非常に駆け込みも含めて多く申請が上がっているのかなという感じもいたしますけれども、今の体制としては、各地域の社会福祉協議会さんが窓口になって頑張っているというふう聞いております。

この体制ですね、それぞれ社協さんも人員も含めて確保があると思うんですけれども、その確保に係る予算も含めて、これは対応費として、この中から支出をされているとの理解でよろしいですか。

○久貝仁福祉政策課長 今回の特例貸付に係る体制強化のために必要な事務費については、今回の特例貸付の原資から取り崩して使用できることとなっております。

沖縄県社会福祉協議会から各市町村社会福祉協議会へ委託費として交付しております。

県社会福祉協議会においては、人材派遣会社と契約し、職員20名の派遣を受けて受付の対策強化に努めているところです。

○仲村未央委員 体制に関しては前年比、先ほどの件数と金額も含めて、これなかなか直接に比較しづらいというか、要件の緩和等もありますので、非常に大きく拡大はしてありますが、ちなみに、それぞれ前年比どれぐらいの状況でしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 今回の特例貸付の実績を前年度実績と比較しますと、貸付件数が533倍、貸付金額が1904倍となっており、これまでにない貸付規模となっております。

○仲村未央委員 であれば、なおさら今言った申請の窓口も含めて体制の強化、充実が必要であろうというふうに思うんですね。

市町村で、例えば特徴があるのかですね、41市町村それぞれ、その事務を含めて担っておりますけれども、申請の状況、その最も多い自治体とか、あるいはその都市部とかですね。

そういった形で特徴があれば、お尋ねをいたしません。

○久貝仁福祉政策課長 貸付けの件数については、やはり都市部のほうが高い割合がありますけれども、世帯の割合で比較しますと、高い順に宜野座村が9.5%、那覇市が7.4%、浦添市6.7%、北谷町6.5%、恩納村6.4%、与那原町6.3%、沖縄市6.1%となっております。

低い順では、離島町村の南大東村と多良間村では、貸付実績はございません。与那国町が6件、0.6%となっております。

○仲村未央委員 宜野座村は非常に高いということで、1割弱そのような活用があるということで、具体的な上乘せ等の市町村の取組もあるやに聞いておりますけれども、今窓口になっている、特に社協さんにお話を伺うと、やはり今、物すごい件数の受付をする中でも、もちろん直接的には経済的な困窮の申請でいらっしやっているのですが、そのまつわる相談、生活全般ですから、お体のこともあるでしょう。様々な家族のケア、不安も抱えていらっしやる方々がやはり多いということで、そのつなぎの支援、連携ですね。

そういったことは、特にこれ1年、ちょうど事業開始して、去年の3月25日あたりからだったと思うんですけれども、1年の猶予を待っての、そろそろ返済の償還も含めて出てくる時期もこの新年度に向けて入ってくるかと思うんですね。

そういう意味では、やはりこういった相談機関の連携、それぞれのつながりという体制も含めて、窓口の強化、体制の強化というのが必要になってくると思いますので、そこはぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思いますが、その辺りも含めて思うところがあればお尋ねして終わりたいと思います。

○大城清剛保護・援護課長 自立相談支援機関についての質問だと考えておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、生活に困窮している方からの相談が増加しております。

県では、今年度相談員等を増員し、自立相談支援機関の体制強化を図ってきたところであります。

次年度の令和3年度からはアウトリーチ支援員2名の配置も行い、相談支援体制の充実に努めることとしております。

また、償還時においては、償還指導を行う社会福祉協議会と連携し、生活困窮者の自立支援に努めてまいります。

○次呂久成崇委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 最初にもう一度確認ですけど、補正後の貸付予算—374億と聞こえたのですが、もう一度確認します。

○久貝仁福祉政策課長 今回の101億6000万の補正含めて9回目の補正予算の計上になります。

その合計額は374億800万円となっており、過去最大規模となっております。

○西銘純恵委員 いろいろ聞きましたけれども、まず市町村によって貸付けの割合が違うということは、何か要因一宜野座が高い、1割近いということなんですけれども、要因は何か。

○久貝仁福祉政策課長 宜野座村の割合が高い理由としては、宜野座村は村独自に緊急小口資金の貸付けを受けた世帯に10万円の給付を行ったことが影響しているというふうに考えております。

あとは、やはりサービス業等ですね、那覇市、浦添市などの都市圏、こういったところが割合が高い傾向にあると考えております。

○西銘純恵委員 皆さん困窮しているから貸付けよりも給付金、確かにそうだと思うんですけど、それでも那覇、浦添、都市部ということはいいんですけど、沖縄市とか、うるまとか、豊見城にしても、結構そういう賃金労働者が多いところではないか、11市の本島内でも、まだ割合低いのは何か分析されていますか。

○久貝仁福祉政策課長 先ほど沖縄市が6.1%ということで、市町村によって違いあります。うるま市さんは4.9%ということですね。

これは詳しい分析はできておりませんが、例えば北谷町、恩納村もそれぞれ6.5%、6.5%と高い数字になります。

観光業であるとか、飲食業であるとか、そういった業務に従事している方が割合が高いということが、貸付けの件数を増やしている要因ではないかというふうには考えております。

○西銘純恵委員 窓口体制、市町村の取組というのが、差はないのかなと思っているんですけどね。

特例貸付けについて体制を強化したという市町村、どのような状況ですか。

○久貝仁福祉政策課長 先ほど県社協のほうでは、20名の人材派遣会社との契約というふうに申し上げました。

例えば、那覇市社会福祉協議会でも独自に職員を確保しております。

これは那覇市に限らず、他の市町村の社協におい

ても必要に応じて人員を増やすなど、体制強化を図っているところでございます。

○西銘純恵委員 相談をして、貸付けを受けるまでの日数ですけれども、一番短い日数で、どちらの市町村か、そして遅いところはどこになっているか。

○久貝仁福祉政策課長 貸付けの手続については、スピード感については、市町村にそれぞれの貸付けのニーズの数とか、そういったところによって多少は違います。

どこが早いとか、遅いということはありませんけれども、夏場以降、落ち着いた時期では、緊急小口のほうは1週間から10日、総合支援資金については2週間程度で入金されるというふうには聞いております。

○西銘純恵委員 今でもその日数ですか。

もっと短くなっていることはありませんか。

○久貝仁福祉政策課長 今、3月末の駆け込み需要等があって、受付現場はこれまで以上に受付が増えているという状況を聞いておりますので、若干入金までに手続は多少、もう少し変わっているのかというふうに思います。

○西銘純恵委員 これからまた101億増額で、それはいつまでの貸付期間になるのでしょうか。体制強化ももっと対応できるように、さらに増やしていくというのも必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○久貝仁福祉政策課長 今回の補正も含めて、これは国において各県の貸付実績を踏まえて補正予算や予備費にて随時追加で予算配分をしてきました。

2月補正時には、国から内示のあった18億円を追加することで、所要額を抑え、賄える見込みでしたけれども、その後の緊急事態宣言の延長に伴う経済状況を踏まえた総合支援資金の再貸付けが2月19日から実施されたこと、3月末の受付期限を前に申請が殺到したことにより、原資が枯渇する見込みになったこと、国から年度内の社協への支出を求められたことを踏まえ、今回は追加計上となったということでございます。

○西銘純恵委員 やっぱりそれだけ総合資金の貸付けが、また急増されたということですから、それに見合うような体制、さらに拡充するということも必要だと思いますので、丁寧に見てほしいと思います。

あともう一つは、返済免除というのが、この特例貸付けには入っていますけれども、返済猶予も含めて、どのような政府の考え方になっていますか。

○久貝仁福祉政策課長 去る3月16日付で、国より

具体的な償還免除の取扱いが示されました。

償還免除は、資金の種類ごとに一括して行われます。例えば緊急小口—これは1か月20万円ですけれども、あと総合支援資金の初回3か月分60万円、同じく総合支援資金の延長分3か月分60万円、あと再貸付け3か月分、こういった種類ごとに償還免除を規定しています。

具体的に申し上げますと、緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付分については、令和3年度または令和4年度の住民税非課税を確認して一括免除にします。

また、総合支援資金の延長貸付分については、令和5年度の住民税非課税を確認して一括免除、総合支援資金の再貸付分については、令和6年度の住民税非課税を確認して一括免除とすることになっております。

また、非課税を確認する対象は、借受人と世帯主のみとなり、それ以外の世帯の課税状況は問わないというふうな内容になっております。

○西銘純恵委員 返済について大変気に病んでいる皆さんもいると思うんですけども、これ今、借りている総人数、件数でいいんですけど、もう一度確認します。その皆さんに、返済免除猶予についてちゃんと連絡といいますか、周知はどのようにされていますか。

○久貝仁福祉政策課長 まだ今以上の細かい内容が国から示されておりませんが、国から詳細な償還免除の手続、免除申請の手続の流れとか方法等が示された後、社会福祉協議会と連携して、個別に借受人に案内を送付するというふうなことを今、検討しております。

○西銘純恵委員 今話したのは、去年の最初に借りた皆さんは既にもう、多分4月、5月とか、返済期限が来るはずなんですよ。その皆さんに対しての猶予で、1年後にという話をきちんと伝えていくというのが大事だと思うんですよ。そこら辺について丁寧にやってほしいと思うんですが、その周知についてお尋ねします。

○久貝仁福祉政策課長 償還の時期がもう今年から始まる人もいますけれども、これについては令和3年3月末までに償還免除が始まる人は、令和4年4月から償還時期をずらしておりますので、これについても個別に、社協を通して周知をさせたいと思います。

○西銘純恵委員 そこはとても大事だと思うんですよ。猶予、来年までということと、それともう一

つ、まだ困窮していて、やっぱり新たに総合資金を借りたい、どこからももう金策できないという皆さんにもまた届くようにね、周知というのをぜひやってほしいと思います。市町村に対しても、そして県社協に対しても必要だと思いますが、最後にお尋ねします。

○久貝仁福祉政策課長 周知については、これまでも幾度となく、市町村を通して周知をしているところなんです。いろんなテレビ、新聞等も含めてなんですけれども、例えば去年の8月には陽性者が大変多く出て、夜の飲食店で働く人たちにも、ホテル宿泊療養している方にも、こういった資金のPRをしたりしました。

また、総合支援資金の延長貸付けについては、対象者について案内も送付したりもしております。去る19日の知事の定例記者会見でも、6月まで延長されたということで、利用の促進なども周知しております。

引き続き生活困窮している世帯に対して、社協、市町村を通して周知に努めたいと考えております。

○西銘純恵委員 返済免除も同じように、しっかりやっていただきたい。

要望して終わります。

○次呂久成崇委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 今回の予算の数や件数の概要はお伺いしましたので、それ以外のところで幾つか聞かせてください。

今回、コロナ関連の補正予算第16号ということなんですけれども、このうち、これまで専決処分だった予算、何件あったでしょうか。

○武田真財政課長 これまで専決処分として承認をいただいた予算は6件でございます。

○喜友名智子委員 その合計金額、幾らでしたか。

○武田真財政課長 専決処分として承認いただいた予算額は302億円となっております。

○喜友名智子委員 今回は福祉の緊急小口用の予算ということでしたけれども、こういった予算が必要とされたときに、県の中でどうやってこういった予算案ができるのか、基本的なことになりますけれども、プロセスを教えてください。

○武田真財政課長 今回の補正予算を計上するに当たった経緯を少し御説明させていただきたいと思っております。

当初予算、2月補正予算を提案させていただいた後に、その前後に、子ども生活福祉部のほうから今回提案させていただいている緊急小口資金の追加内

示がある旨の御連絡がありました。

それを踏まえて、令和2年度予算に計上することが一つの条件でしたので、追加提案をしないといけないというふうな状況にございました。

その上で出納事務局に、令和2年度で支払うとしたらいつまでに議決を得ないといけないかというふうな日程を確認した上で、議会事務局と議会日程について確認をいたしました。

その間、今回の緊急小口以外にも、国のほうの動きとして、ひとり親世帯への支援とか、そういったふうな事業が、予算計上するというふうな話もございましたので、情報収集をした上で、今回、令和2年度の補正に乗せるべき事業について、あるのかないのかと最終的な確認を、先週の時点までずっと情報収集を行っておりました。

その上で、今回の令和2年度の補正予算として計上すべき事業はこの事業だけだというふうに確認が取れたので、今回提案するに至ったところです。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

今回の予算は子ども生活福祉部関連の予算ということなので、この動きになったと理解しました。

これはほかの部局からも予算が必要だというときには、部局の名前が変わるだけで同じ動きになると理解してよろしいですか。

○武田真財政課長 補正ですので、時期を逸することなく様々な状況に応じて、感染症状況、経済状況に応じて対応してきたつもりです。

今後もそういう心積もりで、必要な予算があれば追加の補正というのをやっていくというふうに考えているところです。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

やっぱり閉会中になったときに、専決が多くなるというところは、少し議会としても気になるころではあるんですけども、今のプロセス理解いたしました。ありがとうございました。

以上です。

○次呂久成崇委員長 上原章委員。

○上原章委員 窓口を各市町村社会福祉協議会にやっていただいているということなんですが、窓口受付して審査をして最終的に決定をするこの仕組み、ちょっと教えてもらえますか。

○久貝仁福祉政策課長 まず、市町村の受付では、市町村に設置している市町村社会福祉協議会が、まず窓口になります。

それらの手続を一旦、県社会福祉協議会のほうに上げまして、そこで実際の入金手続とかということ

の流れになっております。

○上原章委員 市町村の窓口の状況にもよりますが、窓口受付して審査をし、決定をし、御本人に届く一この期間はどのぐらいをと窓口では説明されていますか。

○久貝仁福祉政策課長 これは、貸付けが殺到する時期とか、いろいろございますけれども、通常は、緊急小口の場合は1週間程度、総合支援資金の場合は2週間程度というふうには聞いております。

○上原章委員 現場はそうなっていると、皆さんは認識しているんですか。

現場の今の状況とかは、掌握されていますか。

○久貝仁福祉政策課長 昨年5月、8月といった状況で、昨今では3月末の受付期限を前にした申請が殺到しているということで、現在は窓口が大変厳しい状況にあるというのは聞いております。

○上原章委員 私、那覇のほうに住んでるんで、いろんな方々のお話も聞く機会がありまして、やっぱり最終的に県のほうで最終審査をし、決定をするのが、なかなかちょっと日にちもかかるというケースがあって、3週間以上待たされるケースもあると聞いているんですね。

ですから、マンパワーが必要であればしっかり、窓口もそうですけど、審査するところも確保して、本当に困窮している人の思いにどう応えるかっていうのが非常に重要だと思うんで、今必要なんだってところの方々の相談なんでね、その辺はしっかり対応すべきじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○久貝仁福祉政策課長 先ほども答弁しましたがけれども、必要な事務費については、今回の特例貸付けの原資から取り崩して使用することができます。

先ほど那覇市社協の話もしましたがけれども、こういったニーズに応えるためにも人員の確保については、県かまたは社協を通じて適切に対応するように指導していきたいと思っております。

○上原章委員 窓口も今、本当に一生懸命やっているのも理解してますし、県の社協さんも、これだけの規模でやっているのは本当に大変な中で頑張っていると思うんですが、現場の今の声をしっかり拾い上げて対応していただきたいと思っております。

最後にもう一点、今回101億という、9回目ということでございましたけれど、これまでのこの270億、あと100億を超える追加ということですが、それだけ需要というか、対象の方々が今、各全県にあるということでの、今回のこの金額になっているんでしょ

うか。

○久貝仁福祉政策課長 2月補正で18億円を計上したばかりですけれども、やはりその後の緊急事態宣言後の延長による経済状況を踏まえた、国による総合支援資金の再貸付けが2月19日から実施されたこと、あと、3月末の受付期限を前に申請が殺到したこと、こういったことに伴って今回、各都道府県の貸付実績を踏まえて、国のほうで101億円の予算を計上してもらったという経緯でございます。

○上原章委員 よろしく、需要もある中で特に沖縄で外国人のこの留学生とか、一生懸命日本で学び、頑張っている方々も対象になっていると聞いてますけど、その辺のちょっと比率とかは、人数とか分かりますか。

○久貝仁福祉政策課長 今回の特例貸付けは、外国人も問わず対応しています。飲食店やコンビニ、様々な産業分野で従事している、県経済に寄与している外国人の方々も含めて、柔軟に貸付けを行っております。昨年5月には、外国人の申請が殺到しました。特にネパールの方が多くて、那覇市社協では、ネパール語で書かれた申請書を準備して、受付などもしました。

今、具体的に外国人が何名とかというふうな数字は持ち合わせておりませんが、当時の新聞記事で申し訳ございませんけれども、これ6月29日の記事ですけれども、那覇市社協によりまして、外国人留学生からの申請が全体申請件数の15%を占めているという時期もあったということで、当時は外国人の方々への申請が大変多かったというふうに理解しております。

○上原章委員 そういった方々に対する配慮も非常に大事な点。やっぱり、言葉でどう説明するか、この申請の中で、そういった言葉の分かる方もしっかりと対応できるように那覇もやっているとは聞いてますけど、一つ一つしっかりと県のほうで吸い上げて、対応をお願いしたいと、丁寧、本当にスピーディーにやっていただきたい。

以上、要望で終わります。

○次呂久成崇委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 すみません、今回の補正で101億6000万円ですか。どれぐらいの件数に対応できるものなのかということで、あと大体どれぐらいの期間を持つというふうに考えられているのか教えていただきたいです。

○久貝仁福祉政策課長 今回の補正は、総合支援資金の再貸付けが2月19日から実施されたこと、3月

末の受付期限を前に申請が殺到したことにより、原資が枯渇する見込みとなったことを踏まえて追加計上するものです。今回の100億円の追加補正により、3月末までの申請受付分については、かなりの見込みです。

ただ、金額が国により、大分これまでにない額の予算を措置されております。これについては、6月末までは原資も含めて、何とか賄える金額であると思います。

ただ、今回6月末までに全ての申請が延長されたので、さらに需要が見込まれますので、今後もこの原資が枯渇することのないように国と適切に調整をして、予算が必要であれば、さらに補正で計上していきたいというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 分かりました。

例えば、資金が枯渇しないようにということでしたけれども、また様子を見て、次また国のほうへ要請して、それがまた下りてくるということになっているんですか。

○久貝仁福祉政策課長 この生活福祉資金—これまでも当初7月でしたけれども、9月、12月、3月、今回6月というふうに順次拡大をしております、やはりこれは経済状況にもよりますけれども、国においても必要であればこういった予算を、予備費とかも含めて確保していくと思います。今後も、追加の予算はあるというふうに考えております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ぜひ、そこはもうしっかりと手当てをしていただけたらと思います。

あともう一点なんですけれども、先ほど償還免除の話とかもありましたけれども、この予算ですね、この貸付けが返ってきたときの、その対応というのはどのようになっているのでしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 通常、償還された貸付金は、本事業の実施主体である沖縄県社会福祉協議会において、貸付原資として通常用いられますけれども、今回の特例貸付けにおける償還金の取扱いについては、まだ国から方針が示されておられません。

これまで同様、沖縄県社会福祉協議会の貸付原資として活用できるか、国への返還になるか、ここについては今後、国に確認していきたいと考えております。

○新垣淑豊委員 分かりました。ぜひお願いします。以上です。

○次呂久成崇委員長 新垣新委員。

○新垣新委員 賛成の立場から質疑をしたいと思

ます。

この101億6000万に対して、国から国庫支出金が県に入ってきたと。社会福祉法人に委ねるといふことの理解は分かりますが、あくまでも様々なコロナ対策経済支援の中で、国から入ってきて、プラス県からも融資4000万から6000万に上げたといふこの企業等にもですね。

私、この生活貸付金を、あくまでも県としても、貸付金プラスアルファで付け加えることは検討されたのか、されなかったのか、そこを伺いたいと思っておりますね。

国から入っていますよね、あくまでも。県としても、プラスアルファは検討にあったのかなかったのか、これだけお聞きしたいと思つて。やっぱり困っている人は、お金をもっと必要とするんですよ。そこを、県としての努力はどうなったのか伺います。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 この生活福祉資金の貸付けにつきましては、オールジャパンの制度でございまして、国においても今回のコロナの状況を踏まえて、特例貸付けといふことで大幅に対象を拡大し、また、期間も延長するなどといふような取扱いがされているところでございます。

今般のコロナ関係に関する県民の生活を支えるという観点からは、県のほうでは、これとは別の制度なんですけれども、住居確保給付金という制度がございまして、それに対する県独自の上乘せという形で対応するなど、ちょっとこの制度とは別の形で、県の支援策といふのは検討させていただいたところでございます。

○新垣新委員 住居貸付金じゃないんですよ、私が聞いているのは。コロナで困っている人のことを聞いているんですね。それは別の話なんですよ、部長。

その場しのぎの答弁はやめてほしくて、私が聞いているのは、コロナで困っている人はやっぱり、生活貸付金をもっと必要だと思つているんですね。県としての努力を聞いているんですよ。あったのかなかったのかだけ、これを答えてほしいんですね。余計な答弁要らないんですよ。だから、それはどうですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 この生活福祉資金の貸付けに関しましては、県独自の取組といふのは検討してございません。

○新垣新委員 今後、国から入ってきたこの生活貸付資金プラスアルファで、県としても努力、頑張っているという成果を県民に、本当に頑張っているんだよという形で検討する余地が一やっぱり困ってい

る人はもっとお金必要なんですよ、はっきり言つて。もう貯金がないという家庭が多いんですよ、もうこれだけ切り崩して。基金がないように、おうちでの貯金も切り崩しているんですよ。これは101億では足りないといふ私、実は思っているんですよ。

だから、県としての努力、今後検討する価値が僕はあると思つていますよ。困っている人、多いんですよ。どうですか部長、検討する余地があると、補正でも、プラスアルファで県が頑張るといふ姿勢を見せるべきだと。誰一人取り残さないといふんだつたら、口先だけじゃなくて、言葉のパフォーマーではなくて、しっかりやるという検討課題、どうにか頑張つてほしいんですけど、いかがですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 様々な国の制度も活用した支援策がある中で、コロナで困窮する家庭に対してどのような支援が必要かといふことに関しましては、今後、様々な観点から検討をしていきたいと考えております。

○新垣新委員 すみません、これ様々じゃないんですよ。もうメニューはこれだけなんですよ。こんな余計な答弁要らない。この問題で困っている人多いから、検討する余地があると、県としての努力。困っている人はお金を多く必要としているんですよ。これでは足りないといふ、僕は。もう苦渋の決断だから賛成するんだけど、県としての上乘せ、頑張るべきだよといふことを検討してほしいだけなんですよ。様々は要らない、この問題においてですから、検討するかしないかですよ。

いかがですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 生活福祉資金につきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、かなり幅広い特例貸付けという形で実施をさせていただいておりますので、その貸付状況等も踏まえながらではございますけれども、この制度も含めて、どのような支援が必要か、様々な観点から検討したいと思つています。

○新垣新委員 沖縄県の所得は全国で一番低いんですよ。貯金も切り崩している中で、私はもっとこれ、今回、賛成するんですけど、自分の心の中ではもっと、1000億ぐらいあつてもいいなと実は思っているんですよ。

もう本当に沖縄は全国一所得が低い、失業率も高いですから、だから県としての努力といふのを聞いているんですね。ぜひ様々じゃなくて、この問題において、低所得者において、6月の補正予算で、ぜひ実現していただきたい。県として、1世帯に

5万円上乗せするぐらいの成果を見せて頑張っていたきたいということを要望して、見ていますということをつけて、私の質疑を終わります。

○次呂久成崇委員長 西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 先ほど課長のほうから、9回補正組んだというので、9回の月と額をちょっと説明してもらえますか。何月に何億、億単位で結構です。

○久貝仁福祉政策課長 今回の補正のこれまでの経緯ですけれども、令和元年度の3月補正で2億2800万、2年度5月補正で4億3300万、6月専決で20億、6月補正で48億7700万、8月補正で68億7700万、9月補正で24億2300万、10月専決で86億1000万、2月補正で18億、今回の補正が101億6000万、合計374億800万となっております。

○西銘啓史郎委員 今の資料で、配付された資料では372億になっている、この2億は3月分が入っていないという理解でいいんですかね。数字が2億違うんですね。

○久貝仁福祉政策課長 昨年度の令和元年度3月補正の2億2800万が入っていない。

○西銘啓史郎委員 ちょっと2月の18億円とおっしゃいましたよね。これはいつ補正組んだんですか。補正組んだ日、議会で提出して。

○久貝仁福祉政策課長 直近では、去る2月補正で18億円を。

○西銘啓史郎委員 何日ですか。2月、この補正を組んだのはいつですか。

○久貝仁福祉政策課長 2月16日の開会日に提案をしまして、3月10日に議決されました。

○西銘啓史郎委員 何を言いたいかということ、先ほど2月19日に再貸付けが決まったという話でしたよね。

僕が申し上げたいのは、担当の方にも申し上げたんですけど、2月で18億円で、3月で101億円というのが、決して補正組むことが悪いんじゃないんですけども、情報が事前に入っていたか、入っていなかったかということと、読み、どれだけ足りなくなるんだろうということ、社協に含めて、それが分かっていたら、2月の段階でも大幅にできたのかなというのが一つ聞きたいんですね。

2月19日に国が決めたということだったので、事前の何かこの情報というのがあったかなかったかだけ教えてください。

○久貝仁福祉政策課長 再貸付けの内容については、事務方を通してこういった情報はあるというふうには聞いておりましたけれども、具体的に金額の内示

が、正式な額であるとか、そういったものは正式にはまだございませんでした。2月議会の提案日には、こういった今回の101億円というのは、技術的な、物理的な制限の中で提案することができなかった一回の提案になったという経緯でございます。

○西銘啓史郎委員 101億円が決して悪いということではなくて、いろんな情報を、例えば事前につかんだり、または県の社協の貸付状況がどうか、原資がどうなっているかも含めて、そういうのをすべからく把握しておけば、何月でできたのか、または、いろんなやり方あったのかもしれないけれども。

いずれにしても、101億円、先ほど6月までということ、これがもし未執行の場合は、次年度に繰越しができるという理解でよろしいですか。

○久貝仁福祉政策課長 これについては、年度内での処理であるとか、そういったものではなく、原資がある限り活用できるということでございます。

○西銘啓史郎委員 補正とはちょっとずれますけど、じゃあ令和3年度のこの事業の予算額は当初予算で幾らですか。

○久貝仁福祉政策課長 この事業は、補正予算で計上するというよりも、国の予算措置状況を踏まえて、それぞれの補正の中で措置をしていくというふうな流れです。

県に一旦補助金として入りますけれども、そのまま補助金については社会福祉協議会に入るというふうな、そういった流れで、当初予算という形ではこれまで組んではおりません。

○西銘啓史郎委員 すみません、担当から聞いたときには、もともと社協への原資が45億あったと聞いているんですね、この今年度ですよ。

だから、次年度も当初予算で原資があるのかどうか聞きたかったんですけど、ゼロということですか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 この資金につきましては、例えば今回も議決をいただきましたら、そのまま県の社会福祉協議会に流すことになります。

県社協のほうで、原資として今後、貸付けに使っていくというような形になっております。

当初予算につきましては、今回は、次年度につきましては計上をしていないところでございます。

○西銘啓史郎委員 じゃあ、国の状況やいろんなものを判断して、また補正を組むということで理解してよろしいでしょうか。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 県内の貸付状況を見ながら、必要な額については国に適宜要望していき、それを受け入れて、県社協に流していくとい

う形になるかと存じます。

○西銘啓史郎委員 恐らくこの1から3月、それから4、5、6月がどう変わるか分かりませんが、そんなに改善はしないと思うんですよね。ですから、当初予算に組む、組まないは別としても、恐らく今後必要になってくるんじゃないかなというときに、この予算の組み方っていうのは大事だと思うことと、それからこれは給付と違って貸付なんので、残念ながら給付では不正の申請があったりしましたよね。ですから、この貸付については、そういうことがないとは思いたいんですけれども、やはり先ほど来あるように、社会福祉協議会の担当の状況です。

例えば、商工労働部では、いろんな貸付については120名体制で強化したとか、5月末までにいろんな飲食業の支払いを済むような体制をつくっていると聞きましたけれども、各社協の体制もしっかり生活福祉部として見ていただいて、緊急の人員の体制とかということもしっかりやるべきだと思います。

これは要望しておきます。それと、最後に1点ですけれど、こういった制度をやっぱり見るときに、本当に隅々まで行き渡っているかどうか、要は対象だけ知らない方がいるのではないかということに常に危惧するわけですね。県の方に聞くと、いつもホームページに出てますとか、社協の窓口でやってますとはおっしゃるんですけれど、それ以外での体制が組めるかどうかは別としても、本当に必要な方に届くような仕組みをつくらないと、なかなか改善できないのかなという気はしています。ですから、その辺についても、部としていろんな目配りというんですかね、しっかりお願いしたいと思います。

それと、最後にですけれども、やはりこの貸付金がこういう状況である中で、ほかの企業も大変な事情、環境だと思うんですよね。残念ながら、特に何度も委員会でも議論になりましたけど、観光産業に携わる方々もとっても厳しい環境の中で持ちこたえているのが今、現状だと思います。ですから、先ほど新垣委員からもありましたけど、とにかくいろんな、これ県民だけではなくても、事業に携わる人に対しても、これは生活福祉部のこの予算と関係ないんですけれども、やはりこの企業を支えるためのいろんなものを、県として知事を先頭にいろんな予算の確保に努めてほしいと要望して、終わります。

○次呂久成崇委員長 座波一委員。

○座波一委員 まずこれまでの生活福祉資金があったと思いますけれども、コロナ前の場合と、その金

額のこの財源の内容ですね、教えてほしいと思います。

○久貝仁福祉政策課長 今回は特例貸付けという形で、従来と違う貸付けの内容になっています。

なお、これまでの貸付けについては、令和元年度ですけれども、緊急小口資金が130件、金額で1082万6000円、総合支援資金が20件、金額で442万9000円、合計150件、1525万5000円ということで、先ほど仲村委員にも答弁しましたがけれども、件数で533倍、金額で1904倍というふうに、これまでにない貸付規模となっております。

○座波一委員 その場合の原資はどうなっていますか。どこから、県独自の予算ですか。

○久貝仁福祉政策課長 今回、特例貸付けということでやってますけれども、従来からいわゆる本則としての貸付事業を県社協のほうでやっておりまして、それらの原資が45件程度もともとございました。

これは、今後もこの原資を使って従来の貸付けを行う内容でありましたけれども、今回の特例貸付けは、これに貸付けの条件を緩和して、国の、今回の9回にわたる補正で実施をしていると。いわゆる、通常原資に上乗せをしてこの事業を実施しているということでございます。

○座波一委員 だから、これまでの原資はどこが負担しているんですかと聞いているんです。

○久貝仁福祉政策課長 原資ですけれども、貸付けの種類によって割合が違いますけれども、基本的には国が3分の2、県が3分の1の負担となっております。

○座波一委員 今回の特例の分は、たしかもう100%ですよ。

○久貝仁福祉政策課長 10分の10の国庫補助となっております。

○座波一委員 そういう内容からしても、県負担というのが、独自予算というのが、このように配慮されていないという感は否めないわけですね。

そして、次の視点から、他府県との比較の中で、沖縄の現状はどのような感じですか。

○久貝仁福祉政策課長 全国社会福祉協議会が取りまとめた実績がございます。令和3年1月9日時点ですけれども、都道府県別貸付実績によりますと、沖縄県は貸付金額で全国第7位となっております。

○座波一委員 金額で第7位。人口割、あるいは人数等の問題ですね。実際にその金額だけではなくて、沖縄の人口割合の分をお願いします。

○久貝仁福祉政策課長 件数では、1位が東京、2位

が大阪ということで、人口の多いところに集中しておりまして、その中で金額では7位。

あと、全世帯に占めるこの緊急小口資金の割合で出しておりますけれども、5.47%と全国1位となっております。

○座波一委員 5.47%で全国1位。2位は何%ですか。

○久貝仁福祉政策課長 2位は福岡県で、2.48%となっております。

○座波一委員 もう2倍強ですね。それで、この101億円の今回の金額決定について、内示に至るまでの県の交渉もできたんですか。

○久貝仁福祉政策課長 これは、国の補正予算、予備費の内容にもよりますけれども、県においては直近の貸付状況から使用見込額を算出し、追加で必要な予算については国に要望をしております。今後もしこういった形で対応していきたいと思っております。

○座波一委員 直近の実績で、それが決まったということであれば、これは本当に先ほどの沖縄の現状、全国の2倍の現状からいったら、沖縄の、さっきから議論になるとおり、現状を把握してないということになりませんか。それを疑問に思うわけですね。どうでしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 国においても沖縄県の貸付実績というのはきちんと見ておりまして、今回の101億円もそういった経緯を踏まえて、沖縄県の実績を踏まえて予算措置であると考えております。

○座波一委員 実績と実態は違うということですよ。そこに目を配るのが福祉行政じゃないですか。先ほども内示があったから年度内に間に合うようにやる。これは当然の原則ですけれども、そういうふうに来るだろうというのは分かっているんですよ、追加で来ると。だから、その実態に合った対応するという考え方を持っていないと、全国とのギャップは埋まりませんよ、さっきの1位と2位との、あれほどあるというのはですね。そこはどう思いますか。

○久貝仁福祉政策課長 沖縄県の貸付実績が多い理由は様々あると思っております。県民所得が全国最下位であったり、完全失業率が高い。あと、第3次産業の割合が高いということで影響を受ける世帯が多いというのがあります。県としてはこういった厳しい社会状況の中で、国に対しては、必要な額については粘り強く要望していきたいと思っております。

○座波一委員 部長の答弁もお願いします。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 この生活福祉資金につきましては、これまで9度の補正を重ねてき

ているところでございます。委員おっしゃるとおり、沖縄県において非常に全国でも突出して貸付金額が多いという状況でございます。国におきましても、その状況を県のほうから随時報告をいたしまして、必要額については予備費であったり、国の補正の状況等を踏まえて、県のほうに交付はしてきているところですが、それが全国の状況を見ながら配分をしつつ、必要額を交付してきたというところで9回に分けてというところになっているところではございます。

ただ、現時点において必要額は全て国庫10分の10で交付は受けておりますし、今回は特に年度末ということもございまして、国においては大きな額を配分していただいたものとも考えておりますので、今後も引き続き資金のニーズに沿った形で貸付けも行いますし、また必要な額は、国に随時要望してまいりたいと考えております。

○座波一委員 中小企業へのセーフティーネットに対しては、独自、単費で対応していながら、先ほど議論ありましたが、個人にはそれはないと。100%の分に頼っているとの現状もあります。そういったところについても疑問は残るわけですが、それと件数なんですけど、実際にこれは新規年度における一回きりのものではないと思っております。

○久貝仁福祉政策課長 この資金は種類があります。まず、緊急小口資金というのがございます。これは緊急に必要な世帯に対するもので、一月20万円あります。

それでもなかなか改善できない場合は、総合支援資金がございまして、これについては、当初3か月分60万円でしたけれども、これが今拡大をされておまして、初回、延長、今度再貸付ということで、総合支援資金で9か月、小口の1か月を合わせると10か月、金額で最大規模で計算すると月20万円の10か月ですので、200万円までの借入れができるというふうな制度になっております。

○座波一委員 一回きりではない、繰り返しも可能であるわけですね、これは。ですから、延べ人数じゃないかなと考えているんですけど。

先ほどの合計—小口と総合支援と合わせて7万9000件とありました。これは延べ人数なんですね。

○久貝仁福祉政策課長 これは緊急小口、総合支援資金、新規、延長、再貸付けも含めた件数です。

世帯として見た場合は、総合支援資金は緊急小口資金を借りた人がそのまま移行しますので、緊急小口資金の数が世帯に近いと思っておりますけれども、これ

については緊急小口資金の件数は3万9131件となっております。

○座波一委員 そういうことでしたら、やはり実態に合った給付については最大限の注意と配慮を払わないと、取り残される人も必ず出てきているはずなんです。ですから、そういう意味での窓口の人員確保、これ社協任せになっているわけですけれども、社協もまた人材派遣に頼ったりしているわけですね。だから、本当の意味での実態を把握して、事務的に処理する仕事じゃないんですよ。

実態把握して細かく行き届いているか、そこら辺についての県の指導はどうなっていますか。

○久貝仁福祉政策課長 県は昨年4月、5月、現場が大変混んでいるときには、県社協にうちの課の職員2名を、5月まで派遣しました。

そのほかにもですね、国のほうで受付の窓口を広げるということで、今やっておりますけれども、労働金庫とか郵便局、こういったことも開いて、社協だけの負担ではなく様々な窓口を通して受付の窓口を広げたという経緯がございます。

○座波一委員 申請者に対して100%はできないと思いますが、申請に漏れ—実際に貸付けに漏れた方々への対応というのは、窓口でどのようにしているか把握していますか。

○久貝仁福祉政策課長 この貸付けの周知については、各市町村の社協も精力的に取り組んでいます。

メディアとかそういったものに限らず、例えば緊急小口を借りて、その後借入れをしていない方には、個別に延長の申請ができますよと、受付期間も延びましたというふうなことも、個別に通知するなどしてやっておりますので、こういった実績が一番というのも、こういった現場の積極的な取組、先ほど言いましたけれども、外国人に対する配慮であるとか、そういったことも踏まえての実績になっているというふうに理解しております。

○座波一委員 ある町から相談があったんですけどね、こういう資金に漏れて、結局、相談の結果、生活保護にいかざるを得ないというような話もある。生活保護というのはもう本当に入るのも大変だし、出るのもできないんだというような状態。それは、県も国も大変ですよ、そうすると、増えるよね。コロナにおいて、これは一時的なものであれば、絶対にそこに行かさないという対応をしなければならぬと言いたいですよ。

そういうふうな報告事例はありませんか。

○大城清剛保護・援護課長 県のほうでは、生活困

窮者自立支援制度という相談窓口を設けたそのようなものでありまして、例えば生活困窮者の住居確保給付金について、様々な方法で制度周知を図っております。県の広報紙やホームページの掲載と併せて、所管する町村での周知用チラシの各戸配布を行っております。本当に生活に困った方が窓口に来て、よく話を聞いて、貸付けを案内したり、あと様々なメニューを、住居確保の給付金でしたらそちらも案内して、総合的に、それぞれの方々のニーズに応じて割り振りを行うというようなことをやっておりますので、今後も引き続き適切に対応していきたいと思っております。

○座波一委員 最後にですが、知事も、誰一人取り残さない、持続可能な社会をつくるという大きな理念がありますから、その福祉は最たるものですよ。

そういったもので、先ほどから話しましたとおり、この実態に合った金額の要請、あるいはそれがまた、くまなく、本当に弱い人に行き届くべく政策、そして、地域の社協との連携、こういったものを本当にしっかりやらないと、今コロナ禍にあえいでいる人たち、全国にたくさんいますが、その中でも沖縄は特にまた割合が多いということですから、皆さんの役割は非常に重要になります。ですので、次年度以降もそういうしっかりとした取組、財源も含めて確保のほうをよろしくお願いしたいと思います。

部長、何かありましたらどうぞ。

○名渡山晶子子ども生活福祉部長 コロナの影響等によって困窮している世帯、増加している状況にございますので、県としましても様々な支援を行っておりますが、その支援が連携をして、支援を必要な方々に届けることが一番重要であると考えております。

今後、引き続き必要な予算も確保しながら、各機関が連携をして、支援を届けていきたいと思っております。

○次呂久成崇委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 二、三点質問をします。

貸付上限の中で、先ほど課長から説明がありました。2人以上は20万、単身だと15万の3か月で、それでも間に合わなければ200万までの貸付けができると、再貸付けができるという説明がありましたけれども、書類上は最初の書類だけで再貸付けもできるのか、また新たな書類が必要なのか。

○久貝仁福祉政策課長 この貸付制度は、それぞれの種類ごとに申請をすることになりますので、一気に総合支援資金の延長—再貸付けということではな

くて、それぞれ初回をやって、まだまだ生活困窮が改善できなければ延長に入ると、それでも厳しければ再貸付けというふうなスキームになっております。

○中川京貴委員 やはり生活困窮な方々、また、そういった方々の中には、どうしても書類をそろえることができない方々もいる可能性もあります。

そのときには、こういった対応をするのでしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 先ほども申し上げましたけれども、小口資金を借りて、総合支援資金の手続とか、延長等がまだの方には、個別に社協のほうから通知をして。まだ延長とか、総合支援資金の延長手続とか、まだやっていない方には、まだ期限があるので申請できますよというふうな個別の案内などもやっておりますので、決してそのままにしているわけではなくて、細かく、社協のほうでも、借受人に対して周知をしているところでございます。

○中川京貴委員 確認したいのは、そうした困窮世帯の方々に、字の書けない方々もいる可能性もあります。書類の提出に当たって、誰か代筆したり、手伝いする人はいるんですかということです。

○久貝仁福祉政策課長 窓口のほうで、市町村社協になりますけれども、そういった方々への配慮はやられているというふうには認識しております。

○中川京貴委員 認識ということではなくて、県のほうから全部丸投げではなくて、市町村の社協のほうに、こういったときに丁寧に、代筆含め手伝ってほしいというようなことを申し入れてしているんですか。

○久貝仁福祉政策課長 この貸付けは、生活困窮する世帯に対して、スピーディーに手続をしようということで、書類も簡素化したものとなっております。

ですので、今言った、なかなか思うように手続ができない方々に対しても、窓口のほうで丁寧に手続をするように、こういったことは直接的に通知を出したということではございませんけれども、困窮する世帯に対して速やかな支援をするということの趣旨の内容については、県社協に対しても、常々話しているところでございます。

○中川京貴委員 ぜひこういった方々には手厚く、社協のほうにちゃんと伝えていただきたいというのと、これまで9回補正を組んだということですが、9回の補正の執行率ですね、100%執行されているのか確認したいと思います。

○久貝仁福祉政策課長 県社協に補助事業を流すという意味では100%だと思います。先ほどの実績でも、

3月12日時点でもう既に290億の実績、3月末の見込みとしても349億ということで、今回の補正の金額を含めても、何とか賄えるという実績というふうに考えております。

○中川京貴委員 もちろんこれを委託した時点で100%になるでしょうが、現場はどうなのでしょう。

○久貝仁福祉政策課長 先ほども答弁しましたけれども、今、現場が殺到しているということで、あれですけれども、通常は、緊急小口の場合は1週間程度、総合支援資金については2週間程度で借受人の口座に入金されるというふうに聞いております。

○中川京貴委員 今回は10分の10の100%で、無利息だと聞いてますが、過去には利息があった貸付けもあったと思いますが、全てこれまで9回、無利息でしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 今回の特例貸付けは無利息となっております。

○中川京貴委員 前は。たしか利息あったと思うんだけど。

○久貝仁福祉政策課長 特例貸付けについては無利息になっておりますけれども、以前の本則で行っている貸付けについては、これは貸付けの種類にもよりますけれども、一部利息がついている部分もあります。

○中川京貴委員 前回借りた方々が、今回の貸付けの対象にもなるのでしょうか。

○久貝仁福祉政策課長 従来の本則にある貸付けを借受けした方が、今回の特例貸付けで借受けすることは可能です。

○中川京貴委員 前回借りた方々でも、今回9回目だけれども、2回も3回も同じ人が貸付制度に書類出せるかっていうことを聞いたんですよ。

○久貝仁福祉政策課長 先ほども申しましたけれども、貸付けの種類が緊急小口、総合支援資金の初回、延長、再貸付けということで4つの種類があるわけですけれども、これらについては小口、総合支援資金の初回、延長、再貸付け、いわゆる全部借受けをしようと思えば可能になります。

○次呂久成崇委員長 以上で、甲第35号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法等について協議した。)

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

甲第35号議案令和2年度沖縄県一般会計補正予算(第16号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第35号議案は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回は、明 3月25日 木曜日 午前10時から委員会を開き、令和3年度当初予算に係る各議案について採決いたします。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 次呂久 成 崇

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月25日（木曜日）
開 会 午前10時1分
散 会 午前10時28分
場 所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 8 甲第8号議案 令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 9 甲第9号議案 令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 10 甲第10号議案 令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 11 甲第11号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算
- 12 甲第12号議案 令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 14 甲第14号議案 令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 15 甲第15号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算
- 16 甲第16号議案 令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算
- 17 甲第17号議案 令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 18 甲第18号議案 令和3年度沖縄県中城湾港（泡

瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算

- 19 甲第19号議案 令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 20 甲第20号議案 令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 21 甲第21号議案 令和3年度沖縄県病院事業会計予算
- 22 甲第22号議案 令和3年度沖縄県水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算

出席委員

委員長 次呂久 成 崇君
副委員長 仲 村 家 治君
委 員 小 渡 良太郎君 新 垣 淑 豊君
新 垣 新君 西 銘 啓史郎君
座 波 一君 中 川 京 貴君
当 山 勝 利君 仲 村 未 央さん
島 袋 恵 祐君 比 嘉 瑞 己君
西 銘 純 恵さん 玉 城 健一郎君
喜友名 智 子さん 國 仲 昌 二君
平 良 昭 一君 上 原 章君
大 城 憲 幸君

○次呂久成崇委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

甲第1号議案から甲第24号議案までの当初予算議案24件についてを一括して議題といたします。

ただいまの議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

（休憩中に、議案の採決の順序及び方法について協議を行った。）

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 この際、甲第1号議案に対する修正動議を提出いたします。

令和3年度沖縄県一般会計予算の一部を次のよう

に修正する。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳出の(款)2総務費(項)1総務管理費を219億3469万6000円に、(款)14予備費(項)1予備費を10億6635万4000円とする。

なお、歳入歳出の合計は変わりません。

詳細は添付の資料を御覧ください。

修正内容として、知事公室所管の(事項)基地対策調査費の中のワシントン駐在員活動事業費6635万4000円を減額し、予備費について同額を増額するものであります。

提案理由としまして、本事業につきましては、平成27年から令和元年まで3億4340万円の経費をかけてきて、特筆するような成果について明確な回答がありません。また、昨年度は、コロナ禍の中で半年にわたり駐在員が帰国する中で、現地に駐在員がいなくともリモートで仕事が成立しております。また、コロナ禍で予算が十分配分されず、特に本委員会でもありましたように、路線バス等など観光業に対して十分な補填がなされておりません。その諸経費は、コロナ禍で窮している事業者等に充てる予算にすべきだと考えております。

○次呂久成崇委員長 ただいま甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計予算に対する修正案が提出されました。

なお、修正案はお手元に配付してあるとおりであります。

それではまず、甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計予算に対する修正案を議題といたします。

提案理由はさきに述べたとおりであります。

これより甲第1号議案の採決を行います。その前に意見・討論等はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの令和3年度沖縄県一般会計予算の修正案に反対し、原案に賛成の討論を行います。

修正案は、ワシントン駐在員活動事業費を削除するものとなっています。そもそも、沖縄県がアメリカのワシントン事務所を置かなければならない理由は何だったのでしょうか。2013年1月下旬に沖縄県議会全ての会派、県内の市町村長、議長、経済界、各団体から150人規模で上京して、普天間基地を閉鎖、撤去し、県内移設を断念すること、オスプレイ配備を直ちに撤回することを求める建白書を、当時の安倍首相や関係大臣に要請しました。ところが皆さん

も御存じのとおり、安倍政権は沖縄の民意を無視して辺野古新基地建設を強行してきました。翁長県政になって、沖縄の米軍基地問題の解決を米国政府や米国連邦議会などに直接訴えるために、2015年にワシントンへの駐在が配置されました。これまで6年間の取組によって、今日、顕著にその成果が現れてきています。かけた経費では計り知れない成果であり、今後のワシントン駐在員の強化、拡大こそ必要だと思っています。

まず、ワシントン事務所を置く必要性について、2点述べさせていただきます。

1点目、ワシントンに事務所を設置して、FARA登録が可能となったことです。連邦議会や国務、国防総省など政府関係者や、報道関係、県人会、有識者など延べ1882名と意見交換が行われてきました。コロナ禍の中でもオンライン面談ができて、昨年11月に当選した連邦議員関係者60人以上と既にオンライン面談をしています。FARA登録ができていて、オンライン面談が可能となり、米軍基地問題の解決のために大きな役割を果たしていることは明白です。

2点目は、米国の外交政策、公教育などに関するシンクタンクのCIP、国際政策研究所がワシントン事務所を高く評価していることです。2019年のCIP報告書によると、活動総数3209件のうち、沖縄県ワシントン事務所から報告されたコンタクトが最多で1192件と約37%を占め、突出している。同事務所の継続的な活動は、東シナ海の諸島にある米軍基地に固執する日本政府に対する沖縄県知事及び県民の強い反対を考えれば驚くことはない。沖縄県を代表しての圧倒的な数の活動報告は、彼らの勤勉さの表れであるとの評価を受けているワシントン事務所の拡充こそ、必要ではないでしょうか。

次に、これまでの成果の特徴的な点を述べます。

連邦議会調査局—CRSの2019年6月と10月の調査報告書で、日本の1%に満たない面積の沖縄は、在日米軍専用施設の70%を抱えていることや、2月の県民投票で72%が新基地建設に反対したと報告されているなど、沖縄の米軍基地の実態が知られるようになっていきます。さらに、2020年6月の連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会では、大浦湾の海底での地震の可能性や、日本の活断層と50メートルの深海の存在などを理由に、辺野古新基地建設に対する懸念が示されました。米会計検査院側も、かつて辺野古の滑走路問題を指摘し、去る3月18日に公表した報告書では、沖縄のような反対が強い場所での

米軍駐留は持続可能ではないという専門家の意見を記述しています。ほかにも、ワシントン事務所が沖縄の基地問題解決のために数多くの実績を上げ、果たしている役割は非常に大きい、今後の活動が大いに期待されます。今月に入り米国内では、識者や元政府高官でつくる団体がバイデン政権に対して海外基地の閉鎖を求める公開書簡を発表しています。これらの動きは、辺野古新基地は造らせないという沖縄県民の願いに呼応するもので、ワシントン事務所がますます米国内での運動と連携していく大きなチャンスでもあります。

今後ともワシントン事務所が必要とする活動が保障されるように、十分な予算措置がなされるべきであり、予算を削除することに反対です。よって修正案に反対し、原案に賛成する討論といたします。

○次呂久成崇委員長 ほかに意見・討論等ありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 修正案に賛成の立場で討論したいと思います。

まず初めに、私どもは当初予算全てに反対するわけではありません。ワシントンの事務所設置に関しましては、我が会派はずっとこの点を指摘してまいりました。私も、当選の1期目からずっとこのワシントン事務所に対しては、反対の立場でいろんな質問をさせてもらいました。

まず1つは、今、与党の方からは削除することに反対討論がありましたけども、ワシントン事務所の効果について、これは冷静に私は判断すべきだと思います。初年度、平安山さんという方が所長で行きました。その当時、ロビー活動をするということで知事公室長の答弁があったようであります。そのときにFARA登録をしておかなかったのが、違法行為でありました。それから県は慌てて、FARA—外国代理人登録法にのっとってFARAの登録を行ったばかりであります。それと、ロビー活動というのは、私は県の一職員が行って情報の収集、情報の発信をするほど簡単なものではないというふうに理解をしております。JETROの2017年の報告書によりますと、ワシントンでのロビー活動に関する報告があります。その中で、連邦政府関連ロビー活動は、今や1万1000人以上のロビイストを要する年間約31億ドル産業となっていると指摘されております。申し上げたいことは、県の一職員が外国のアメリカの国会議員に面談をしているとありますけれども、国会議員本人ではなくて、日本でいう秘書の立場の

人とお話をしているのが実態だと思います。

そしてもう一つ、今現在、我々も何度も指摘をしましたがけれども、ワシントンコア社というところに外部委託をしております。そのメインの業務というのが、ワシントン駐在の運営支援、それから駐在員の活動支援、この2本柱であります。そのおのが、平成31年度予算で運営支援が4600万、活動支援が約2300万。その中身を申し上げますと、運営支援に関しては事務所の家賃が930万、海外保険、それから現地で頼む弁護士、会計士。弁護士は、FARAの報告書にも活用しております。その方の費用が800万、そして現地のスタッフ1名、それが約1000万、その他もろもろで4600万。それと実際の駐在員活動支援、これが約2300万ありますけれども、現地で知事が訪米するときの現地のアポイント、これは駐在員が行っているものではありません。アポイントについても、このワシントンコア社が全て行っております。知事訪米時におけるワシントンコア社の仕事の内容です。事前の打合せ、駐在員、有識者、専門家との打合せ。それから、面談のアレンジ、意見交換のアレンジ。それから、当日の同行業務、事後処理、支払いや領収書の整理等々、全てワシントン事務所ではなくてコア社が行っております。そういうことを考えると、私は先ほど来、CRS、一議会連邦事務局の話もありました。西銘委員からは、1%に対して70%という表現がされたとありました。これをよく調べてみますと、2017年は1%の土地に70%の一要件は、25%の供用施設がという数字を使っております。1度だけ、2019年6月の13日のCRSの議会調査局の報告で、1%に対して70%と数字が出ております。それ以外2019年、2021年、議会調査局の数字は全て25%という数字を使っております。これはなぜなのでしょう。県知事が何でも訪米をして70%という数字を使っても、調査局の報告には25という数字しか使われておりません。4回中1回だけです。

そういうのも含めまして、私はワシントン事務所—この存在意義はないよりはあったほうがいいレベルのものであって、なければならぬというものではないと思っております。全国でワシントンに事務所を構えているのは沖縄だけです。米軍基地だったらほかにもあります。

それで、もう一つ、最後に申し上げます。先般、私の一般質問で申し上げましたけれども、バイデン大統領への祝辞、祝意、それと要請、その中身についてワシントンコア社から指摘されている文を少し読み上げたいと思います。これは2019年3月末の報

告書ですけれども、ワシントンDCにおける活動に対する助言ということで、59ページに書かれております。ワシントンDCでも説得力のある英語資料の必要性、これは有識者への説明説得という観点で、単語の選択が適切ではなかったり、説得力に欠ける文章や表現が多く見られた。御県の意図を十分に把握していなければ誤解してしまいそうな表現も多々含まれている、こういった資料を配付することはリスクであるように思われたと。この委託業者がこういう報告されているんですよ。それと、その中で特異な単語や、ちょっとはしよりますけれども、出版発表前に我々にも確認させていただき、より効果的なメッセージを構成させていただきたいと。今回、バイデン大統領に送った文書、私もこれ専門家に見てもらいました。表現が稚拙である言葉もありました。一般質問の中では、ワシントン事務所にも見もらったという発言がありました。そういうことからすると、私はワシントン事務所にいる個人のスタッフの能力を批判するつもりはありません。対外的に、外交的にも問題になるような発言があるということ指摘されていることを考えると、ワシントン事務所は必要絶対不可欠ではなくて、逆に、私はJETROやそういったところに出向をして情報収集をし、または大使館に人を出向させて情報収集することが沖縄県の将来のためにも絶対役に立つと思っております。

そういう観点から、ワシントン事務所の費用を削除することに賛成の立場で、賛成討論とさせていただきます。

○次呂久成崇委員長 ほかに意見・討論等はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 動議に賛成の立場から討論を行います。

先ほども話が出ておりました、我々自民党会派はこれまでワシントン事務所の経費が提出されるたびに、その効果、また、成果について徹底的に確認してまいりました。これまで約4億円近く、3億数千万の予算を投じて、翁長県政、そして玉城県政とつないできたんですが、実際、その後ですね、見てください。普天間はもう辺野古に工事着工しております。普天間を止めるためのワシントン事務所だと、最初はそういう話をしておりました。しかし、工事はしております。止めるどころか、多くの県民がそれを見ているんです。それどころか、我々自民党、代表質問、一般質問で、その効果について質疑をし

ました。そうしたら、当時、翁長前知事、玉城知事は、普天間飛行場、嘉手納飛行場から発生する騒音問題、基地被害、悪臭問題、向こうで取り上げたことありますかと、上げてないと答弁しておりました。次行くときには騒音問題も提言していきたいというのが議事録に出ております。

逆に、今日の新聞—タイムス・新報を見てください。仲井眞県政のときよりも嘉手納飛行場から発生する騒音問題が激化している。それどころかトリーステーション、ヘリによる訓練が行われていると、地元から抗議が出ていると。ワシントン事務所をつくって減っているんですか。私は多くなっていると、新聞に書かれているとおりでと思っています。何の効果もなければ、これだけの約4億円近くをかけた予算は、コロナに使うべきだと思っております。そして、先ほども、かけた経費が計り知れない効果が出ているという話もありましたが、限られた財政の中で、最大の効果を出すためには、こういった財源を省いて県民の命を守る、コロナ対策に使うべきだという自民党の立場から動議に賛成の立場で討論いたします。

○次呂久成崇委員長 ほかに意見・討論等ありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 意見・討論等なしと認めます。以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対して仲村家治委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○次呂久成崇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は甲第1号議案に対する修正案については否決と採決いたします。

次に、ただいま修正案が否決されましたので、甲第1号議案令和3年度沖縄県一般会計予算の原案について、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

○次呂久成崇委員長 座波一委員。

○座波一委員 甲第1号議案の採決に当たり、私た

ち自民党はワシントン駐在員活動費のみを修正するという主張をしております。したがって、コロナ対策等、重要な予算には異論がないという立場で、会派の立場を明確に示しておりますので、この採決には加わらないということで退席させていただきます。

○次呂久成崇委員長 休憩します。

(休憩中に、沖縄・自民党及び無所属の会の各委員が退席)

○次呂久成崇委員長 再開します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○次呂久成崇委員長 挙手全員であります。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、沖縄・自民党及び無所属の会の各委員が着席後、附帯決議案及び採決方法について協議)

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

ただいま可決されました甲第1号議案令和3年度一般会計予算に係る附帯決議案について採決いたします。

お諮りいたします。

本附帯決議案は休憩中に御協議したとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、本附帯決議案は可決されました。

次に、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案23件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案から甲第24号議案までの23件は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

委員の皆様には熱心に審査に当たられ、おかげさまで実り多い審査ができました。

委員各位の御協力に対し、委員長として深く感謝申し上げます。

これをもって、委員会を散会いたします。

予算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議案名	議決の結果
甲第1号	令和3年度沖縄県一般会計予算	全会一致 原案可決
甲第2号	令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	〃
甲第3号	令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	〃
甲第4号	令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	〃
甲第5号	令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算	〃
甲第6号	令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃

議案番号	議案名	議決の結果
甲第7号	令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	全会一致 原案可決
甲第8号	令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	〃
甲第9号	令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	〃
甲第10号	令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	〃
甲第11号	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	〃
甲第12号	令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	〃
甲第13号	令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	〃
甲第14号	令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	〃
甲第15号	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	〃
甲第16号	令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	〃
甲第17号	令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	〃
甲第18号	令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	〃
甲第19号	令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算	〃
甲第20号	令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	〃
甲第21号	令和3年度沖縄県病院事業会計予算	〃
甲第22号	令和3年度沖縄県水道事業会計予算	〃
甲第23号	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算	〃
甲第24号	令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算	〃

甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計予算」に対する附帯決議

令和3年度当初予算の執行に当たっては、下記事項について追加の補正予算を組むことなどを検討し、今後の事務執行に努めること。

記

- 1 コロナ禍で苦境に陥っている路線バス・タクシー等の公共交通に対する支援策の強化
- 2 宿泊業、レンタカー、貸切りバス、観光施設等観光関連産業に対する実効性のある経済支援策の強化
- 3 コロナ対応も含めた県の危機管理体制の見直し

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 次呂久 成 崇

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月30日（火曜日）
開会 午後4時48分
散会 午後11時53分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第36号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

出席委員

委員長 次呂久成 崇君
副委員長 仲村家治君
委員 小渡良太郎君 新垣淑豊君
新垣新君 西銘啓史郎君
座波一君 中川京貴君
当山勝利君 仲村未央さん
島袋恵祐君 比嘉瑞己君
西銘純恵さん 玉城健一郎君
喜友名智子さん 國仲昌二君
平良昭一君 上原章君
大城憲幸君

説明のため出席した者の職、氏名

総務部長 池田竹州君
財政課長 武田真君
企画部企画調整課主幹 兼 島篤貴君
保健医療部長 大城玲子さん
保健衛生統括監 糸数公君
地域保健課長 国吉悦子さん
地域保健課副参事 嘉数広樹君
商工労働部長 嘉数登君
産業政策課長 谷合誠君
マーケティング戦略推進課長 比嘉淳君
中小企業支援課長 知念百代さん
文化観光スポーツ部長 渡久地一浩君
観光振興課班長 玉城勝也君

○次呂久成崇委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

甲第36号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本日の説明員として、総務部長の出席を求めています。

甲第36号議案について、総務部長の概要説明を求めます。

池田竹州総務部長。

○池田竹州総務部長 よろしくお願ひいたします
ただいま議題となりました甲第36号議案につきまして、令和3年度一般会計補正予算（第1号）説明資料によりその概要を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は昨日3月29日月曜日に発出した営業時間短縮の要請に協力いただいた事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費として、129億4132万円を計上するものであり、補正後の改予算額は8041億6732万円となります。

2 ページをお願いいたします。

こちらは歳入歳出の財源内訳となっております。

3 ページをお願いいたします。

歳入内訳について御説明いたします。

国庫支出金の128億1190万6000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

繰入金の1億2941万4000円は財政調整基金繰入金であります。

4 ページをお願いいたします。

歳入内訳としまして、事業概要を記載しております。

以上が、甲第36号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

御審査のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○次呂久成崇委員長 総務部長の概要説明は終わりました。

これより、甲第36号議案に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔にお願ひいたします。

質疑に際しては、引用する予算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ告げた上で、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員自ら通知し、質疑を行うよう御協力をお願いいた

します。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 まず、先ほどの本会議の質疑の中でも出ていた、なぜ全県じゃないのかという部分に関して、少し踏み込んで確認させていただきたいんですけども。

前回、時短営業を同じようにやって、前回は絞ってやりました。でも結果的にはいろいろ拡大をしていって、広げていったという事実があります。前回、範囲が拡大した要因ってどのようなものが考えられるのか。ちょっと教えてください。

○糸数公保健衛生統括監 前は12月14日、年末年始の医療体制の崩壊を回避するというので3市から始めてまいりまして、それが継続をして一旦ですけども、1月以降に移入例、帰省者というふうな形で会合が増えまして、それによって感染が一旦落ち着いていたものがかなり増えていって、その対策として全県に拡大したという経緯となっております。

○小渡良太郎委員 当初3市から始めてその後拡大していった一つの理由として私が肌で感じているのはですねー3市は店も閉まっています飲食できない、だから近隣の所へ移動して飲食をする。こういう人の動き一先ほどの本会議の答弁の中でも、人の動きを制限するという話が出ていたんですが、ある程度、範囲が限定されてしまうと限定外の部分に移動しようというところで、結果的には全部でやらないといけないというようなことにつながっていくことが、前回見てて私は個人的に懸念をしております。

その点、今回20市町村という形になっているんですけども、ただこれも本会議の質疑の中であつたように、4月以降は連休も含めて、観光の需要が非常に伸びていくということが、今現在、予約の状況を見ても想定をされるわけです。観光地の部分で北部が外れているというところは、観光客大丈夫かという形で考えているのか。それとも、広がるようなことがあったら今後っていう形で一取りあえず今は少ないから外しているけどという形なのか、ちょっと本会議の答弁から見えてこなかったものですから、そここのところの考え方を教えてください。

○大城玲子保健医療部長 本会議でも答弁申し上げましたけれども、やはり店舗の営業時短というのは、

私権の制限に関わるということで集中的に限定的にやるというのが原則だと思っております。今回は非常に急拡大という要素もございましたので、ある程度面的にということで保健所管轄でかけさせていただきました。

ただし、それ以外の地域につきましても、感染の兆候を捉えることは非常に重要だと思いますので、その段階で検討は必要だというふうには考えております。

○小渡良太郎委員 観光客の皆様が訪れるようなところってというのは、やっぱり離島であり、本島だったら北部地域でありというふうな形になっていくと思います。そこが外れているということが議員が懸念する部分でもありますし、一般の方々が懸念をすることにもつながっていくと思います。この範囲の指定が正しかったかどうかというのは、後にならないと分からない部分ではあるんですけども、そこら辺しっかり見極めてやっていただきたいなと思います。

もう一つ、範囲が拡大した場合、追加で広げていくということになると思うんですけども、その場合の予算措置というのはどのように考えていますか。また、追加一補正予算組んで、臨時議会とか専決でやってという形になるのか、今の予算である程度カバーできているのか教えてください。

○嘉数登商工労働部長 今回、提案させていただいた予算の内容というのは、あくまでも4月1日から4月21日と一対象店舗ということを見込んでおりますので、仮に対象地域を広げたりとそういった話が出てまいりますと、追加の予算の措置が必要となってくるというふうに考えています。

○小渡良太郎委員 これは予算だけじゃなくいろいろなところに言えると思うんですけども、逐次投入ってというのは後手なんです。下策とも言われます。できるのであればある程度の範囲を最初からやっておくということが重要になるわけです。そういう形で考えているっていうのであれば、しっかりと対処していただけるようお願いいたします。

もう一つ、資料の3ですね。感染拡大防止協力金についてということで、3ページに経済対策関係団体会議との意見交換の内容が載っております。

これ先ほど、我が会派の呉屋議員からも指摘があったんですが、(6)ですね、感染防止対策もできていない店舗が多いということが懸念事項として上がっている一だから県として指導してほしいと要望が上がっているんですけども。この店の感染防止対策

が不十分だった場合、期限付の時短要請を行ってもあんまり意味がないというふうな懸念があるんじゃないかと私は考えます。

以前、国の緊急事態宣言のときにも時間じゃないですよと一人の動きを制限していくのが本来の目的だから、10時だから危険というわけではない。朝でも感染の懸念はあるという話がありました。以前8時までだったものが今回は9時までという形にはなっているんですけども、やはり予防対策として一先ほどから本会議でも答弁しているのですが、予防対策として考えていくのであれば、店舗ごとの感染防止対策というのがどれだけちゃんと行われているのかっていうのをしっかりと県が把握をして、なかなか行われていないところがあるのであれば、ちゃんと指導して体制をつくっていかないと、ただ時短で人の動きを止めて、それで一時的な感染拡大防止になるかもしれないのですが、時短の期限が過ぎたら、またすぐ上がります。何度も何度も時短をして一僕も委員会です言ったのですが、人の流れを制限することは、僕らからしたら税収が減るわけです。支出は増えるで一財政上何もいいことはないというようなことにつながります。

より効果のある感染拡大防止策をやっていくためには、やはりここの部分、重要だと思うんですが、どのように考えているか教えてください。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 県ではシーサーステッカー制度で感染防止対策効果を高めるために、店舗での感染防止対策の方法を紹介する動画を作成しホームページ等で公開するとともに、市や業界団体と連携し、飲食店等の巡回点検キャンペーン実施に取り組んでおります。

県としまして引き続き各種感染防止策を講じるとともに、シーサーステッカー制度の実行力の強化に向けて、他の自治体一県がやっているんですが、その取組も参考にして、我々今シーサーステッカーやっているところに足りないところ、もしくは足りているところを精査しながら、しっかり取り組んでいけるようにしたいと思います。

○小渡良太郎委員 取組の内容を説明していただいたんですけども、今までの取組が不十分だから一十分に行われていないから、一月ちょっとで緊急事態宣言の終了から僅かな期間でまた時短要請をしなければならないということにつながっているんじゃないかなと思います。

このシーサーステッカーの効果についても疑問に思う声がいろいろ聞こえます。本当に守っている店

舗なのかどうかとかですね。取りあえず書類出したらもらえるよとかっていう話も聞いたりします。巡回指導に関しても何回も何回も同じことを繰り返さないためには、この現場での感染防止対策の現状がどうなっているのかっていうのはしっかり把握をして、その質を上げていかないとまた時短要請—それでも止められなかったらまた緊急事態宣言—というこの繰り返しになります。今まで1年間ずっとコロナ対策でやってきたわけですから、いいかげん過去の経験生かして同じことを2回も3回も繰り返さないことをやっていただきたいんですけども、これについてどう考えるか見解を教えてください。

○大城玲子保健医療部長 委員の御意見、もつともだと思います。県としましても、店舗での感染対策がどのように行われているかということをチェックする体制というものが必要だと考えておまして、その取組についてどういうふうなことができるかというのを早急にまとめたいというふうには考えております。その際には、市町村、それから関係団体等々の連携も必要だというふうに考えております。

○小渡良太郎委員 時短要請をする県民の皆様方に、飲食業を営まれている方々に、この本来なら働ける期間をですね、こちらの都合で一感染拡大防止という大義がありますけど、要請をして、協力を求めるのであれば、やはり県側がしっかり動いていくと一要請を求めるのであれば、やるべきことをちゃんとやっていくってことがとても重要なことだと思います。それがちゃんとできていたら、緊急事態宣言の中でこんな短期間でまた戻ってくるという、リバウンドがあるということはなかったんじゃないかなと。別に県がやっていないと言うつもりはありません。でも不十分だからこういった状況になっているんじゃないかなというふうに考えます。ですので、しっかりとですね、現場に行っていただいて、街がどのような状況になっているのか、ちゃんと感染拡大防止策が守られているのかということをしっかりやっていただきたいと。これは指摘をして。

もう一つ最後にですね、1日4万円という形で協力金を行うという話があります。この4万円の根拠を教えてください。

○兼島篤貴企画調整課主幹 臨時交付金の単価の4万円については、国のほうから協力金の支払いについて事務連絡もしくは交付要綱で示されている額になっておまして、今4万円というのは単価の平均額の上限として設定されております。

○小渡良太郎委員 何でこの4万円を聞くかという
と、この協力している方々はありがたいということ
でたくさんの声をいただきます。でも、もらえてい
ない方々からは、4万円高過ぎじゃないかと。1日
この時短をしてですね、その分で4万円を稼ぐつて
どれだけのことか分かっているのということで、い
ろんな方々から言われたりします。この、日本全国
的な平均と沖縄の物価が違うとかですね、賃金のあ
れも違うとかっていうこともあって、本当に4万円、
適切なのかということも、よく私もいろいろな
形で言われるものですから、そのところももう少し
丁寧に説明をしていただきたいなど。もらえる方
々にはありがたいと思うんですけど、もらえない方
々にとっては不公平感が生じているというのが今の現
状になってしまっています。なので、その部分の説明
も併せてですね、ぜひ4月1日—あさってからス
タートするわけなんですけど、この時短要請が感染拡
大防止につながっていくだけじゃなくて、本当にこ
の沖縄の状況を抑え込んでいくということにつな
がるように、当局の皆様方の努力をお願いをいたしま
して、私の質疑は終わります。

○次呂久成崇委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 本当に御苦労されているかと思
います。本当にありがとうございます。何点かちょ
っと聞かせていただきたいと思います。

まず、これまでの補正予算なんですけれども、専
決処分を行った分と今回予算特別委員会に上がっ
てきた分があるんですけど、どういう基準でそれ
がなされているのかというのを教えていただきたい
です。

○武田真財政課長 令和2年度には、補正予算ト
ータルで16回、16次の補正を組ませていただきました。
そのうち6回が専決処分という形になっております。
そのほかの10回につきましては定例会のほうとか臨
時会、そこの議会のほうに提出をさせていただいた
というところなんです。

6回専決処分をしたうちの5つにつきましては、
基本的には時短協力金の経費であったりとか緊急小
口もあったと思いますけど、その時点その時点で緊
急の予算措置をして、予算の裏づけがないと対応で
きないものについて緊急の予算措置をしたというふ
うなやり方になっております。そういう形で緊急に
予算の裏づけが必要な予算について専決処分という
形でさせていただいて、その次の議会で承認をいた
だいたという形になっております。

○新垣淑豊委員 ということは、今回はたまたまと

いうか、タイミング的にこの2月定例会があったの
で、そこで予算特別委員会に諮ったという認識でよ
ろしいですか。

○武田真財政課長 自治法の世界で専決処分をする
場合には、議会を集める時間的余裕がないというふ
うな制限がございます。まさしく今は議会開会中
です、議会が開会しているところで追加の提案を
させていただいたということになっております。

○新垣淑豊委員 我々も新型コロナウイルスの感染
拡大、もしくはこの要望については何を差し置いて
でも参加しないといけないと思っていますので、ぜ
ひ今後もこういった流れで、もちろん専決、急ぎや
らなきゃいけないときもありますけれども、ぜひ何
かしらの時間時間での議論をすることが必要なこ
ともありますので、その辺りも御検討いただきたい
というふうに思っています。よろしくお願いします。

続きまして、この第4波と言われているものなん
ですけども、これは過去の第1波から3波までと
比べてどのような特徴があるのかということにつ
いて、これはもちろん病気の拡大という意味もそう
なんですけど、経済的なものも含めて教えていただ
きたいと思います。

○糸数公保健衛生統括監 今回の流行の特徴とし
ましては、まずは感染拡大のスピードがこれまでよ
りかなり早いという状況です。去年の8月にはかな
りのスピードで増加したんですけども、それに次
ぐぐらいの—1週間で約2倍になるぐらいの新規感
染者が出るという特徴があるのと、その大部分が20代
から40代の方々の飲食、会食によるものというふう
になっています。1月にも同様の流行がありました
けれども、そのときはどちらかという世代を巻き
込んで、おじいちゃんおばあちゃんたちとも一緒
に会食をして感染が高齢者に広がったというの
がありますけれども、今回は若い人同士の—大学のサー
クルだったりとかそういう人たちの飲み会であるた
めに、今のところはまだ高齢者のほうには感染が
広がっていない—1月に比べるとですね、そういう
特徴があるかと考えています。

○嘉数登商工労働部長 まず、経済的な側面から行
きますと、やはり経済対策は感染の波と申しますか、
それを見ながら、その時点時点で打てるような対
策ということで取ってきております。今回は緊急事
態宣言がありましたので、それが解除されたという
ことで、経済界の中においてもやっとなんてい
いますか、何らかの形で経済活動を再開できると、
経済を大きくしていけるというような期待もあ
ったかと思いま

すし、そこで我々としてもハピ・トク沖縄クーポンですとか、彩発見の第2弾、第3弾ということを出しまして、少なからず経済活動を回していこうという矢先でございました。ただ先ほどあったように、感染の拡大のペースが本当に急拡大であったということ、それで急遽その経済対策、関係団体会議も招集いたしました、金曜日、それから日曜日にも集まっていたいですね、自衛の策も含めましてどう対応していくかということも議論いたしました。結果として、経済界の皆様にもこれは時短要請やむなしということと、ただ時短をかけるにしても従来から局所的、集中的にということがございましたので、そこは経済界の意見も配慮しつつ我々としては対応しようということで、今回4月21日までというところは御理解いただいたと思っております。

経済界の中にはゴールデンウィークは何かして店をきちんと開けたいというところがありまして、それまでに何か抑え込みたいというところもございましたので、先ほど来あるガイドラインがどう守られているかということも含めまして、業界の方と一緒に取組んでいきたいと考えております。

○新垣淑豊委員 緊急事態宣言を解除する際に、ひょっとしたらリバウンドがあるかもしれないというふうに私も思っていたところはあるんですけども、このリバウンドを抑制するためにどういったことを気をつけて県としては発信をしていたのかということも教えてください。この理由は、報道の中で玉城知事は、本来なら再拡大に気をつけてほしいという期間だが全くそういうメッセージが届いていないという立ちを募らせたというふうに書かれておりました。なので、どういったことをされていたのかということも教えてください。

○大城玲子保健医療部長 緊急事態宣言を終了する際にも、3月は卒業式、それから春休みなどがありますし、社会では歓送迎会などもあるということで、警戒をしていたのは事実です。ある程度上がるかもしれないということも想定しながら、検査の拡充などに取組んできたところです。

那覇空港でのPCR検査についても、学生さんの割引きを入れたりというような動きはそういったところから取ってきたところではございますが、それと併せて注意をしてくださいということも何度も何度も知事から発信させていただいております。ただ、そこがなかなか若い人の心に訴えが届いていないのかなというところを知事は昨日おっしゃっていたんだというふうに考えます。

○新垣淑豊委員 よく言われるのが、伝えたと伝わったというのはやっぱり違うというところで、そこをどのようにするかというのを今後に向けてやっぱり考えなければいけないというふうに思っています。

それで、今回検査体制が拡充してきたというふうにありますけれども、検査体制が拡大してきたということで逆に陽性の判明する数が増えてきたという可能性もあると思っておりますが、そこにつながるというふうに思いますけれども、県内での検査体制というのは今民間も合わせてどのような状況になっていますか。

○大城玲子保健医療部長 現在、様々なところで検査が行えるようになってきておりますので、県として確認しているものとしてPCR検査で1日に5000件という認識を持っております。

○新垣淑豊委員 5000件となりますけれども、そのうちの陽性率というのは変わってきているのでしょうか。

○糸数公保健衛生統括監 本日のマスコミ公表用の資料では、PCR検査、直近1週間の陽性率は7.0パーセントということで、徐々に徐々に上がってきているという状況です。ただ、この陽性率というのは症状がある方等についての検査の分子分母を計算しているということで、先ほどお話がありました無症状の方が個人で受けるというものまでのデータはちょっとまだ入っていませんので、そういうふうな症状がある方についての陽性率ということになります。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

7%、多分もっといっぱい受けている方もいらっしゃるって見つかっているので、1日5000件ですよ。5000件で1日当たり今が90人とか100人とかのレベルですので、多分そこまで高くないのかなというふうには思います。

あと、今回県内の医療体制の充実ということなんですけれども、警戒レベルの判断指標として3月29日現在の新聞紙面では病床占有率が69%で、そこには全294床となっていたんですけども、本来は沖縄県として必要な病床というのはどれぐらいを目安としてやっているのでしょうか。

○嘉数広樹地域保健課副参事 沖縄県では最大フェーズごとに病床を確保していきまして、フェーズ5で425床の病床確保計画を策定しております。それで今、フェーズ5、実際に確保した病床数は507床を確保しているところでございます。

○新垣淑豊委員 その全294床というものはどうい

意味なんですか。

○嘉数広樹地域保健課副参事 病床を確保するというのは、一般病床を減らしてその看護師を充てるわけですけども、そのフェーズに合わせて医療機関が現時点で用意しているものが295床と、日々変わっていきます。用意しているものが変わっていくという形になります。

○新垣淑豊委員 分かりました。じゃあ、最大では500余りが準備できるけれども、今実際に使えるというものが294で、何かのときには一般病床から転用できるという認識でいいですね。ありがとうございます。

あと2点あるんですけども、先日ちょっと介護施設を運営している方のお話の中で一つ課題として出てきたことがあります。介護施設関連の方で入院して退院した、もしくは療養ホテルに行ったときに、退院したときには検査がないんですということで、再度の受入れの判断をどうしていいのかというのを非常に悩むというお話もありました。今後の感染拡大、変異株とかいろんな話が出てきますけれども、本当にこの人を受け入れていいのと。これをやったら、もしうちの施設でまた蔓延してしまったら困るんだけだということ、そういうお話があります。また介護の方もひょっとしたら自分が高齢者に感染させたら怖いというようなお話で、仕事を休むするというような方もいらっしゃるということなんですけど、先ほど来ほかの業種、業態にはどういう支援をするんですかというお話がありましたけど、こういった施設、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われている方々に対してはどのような支援をする予定になっているのか、そういったものもあれば教えてください。

○糸数公保健衛生統括監 今お話のありました病院を退院して施設に移動するというふうな際に、現在病院のほうでは発症から10日たてば感染性はなくなるというふうな、今そういうコンセンサスがありますので、それを行って受け入れていただくようにというふうなことで、県全体としてはその方針でお話をさせていただいています。検査をして陽性が出るんですけども感染性はないというふうな知見がありますので、検査をすることなく移動しても大丈夫ですよというのをこちらの専門家会議等でもコンセンサスを得ているところです。その介護従事者、そういうところで働かれています方々については、無症状の中で陽性になって感染が広がるということもあるものですから、2月から介護従事者を対象にした

PCR検査を2週間に1回というのを合計3回これまで実施をしているということで、早めに検査で見つけて感染が広がらないような措置を取らせていただいているという状況です。

○新垣淑豊委員 ちなみにこの2週間に1回の検査というのは、今後も継続して行われるのでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 当初予算の中には、取りあえず3か月の予算として計上させていただいたところです。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

そういうことをやられていると、非常に安心をできるかと思うので、ぜひ継続したものは行っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、今回当初予算に附帯決議がなされました—宿泊、レンタカー、観光施設、観光バス事業。こういったものに対しての支援をしかりしてほしいというふうなお話がありました。今回夜ですね、出かけなくなると、公共交通、タクシー、バス、そういったところも運営がままならないという状況になるというふうに言われておまして、その支援もしかりしてほしいというふうなことを、我々はこの予算特別委員会でも決議しております。それについての対応というのはどのように考えているのか、これを最後に聞かせていただきたいと思います。

○池田竹州総務部長 予算特別委員会でも附帯決議が付されたことは非常に重く受け止めております。私も当初予算でコロナ関係経費を計上を提案させていただいたときに、感染症ということで必ずしも全ての経費を計上しているわけではありません。例えば、PCRのものについても、例えば3か月で状況を見ながら補正をしていく、当然経済対策などについて附帯決議も受け止めながら、あるいは業界とも意見交換しながら、適宜補正予算等で対応していきたいというふうな考えております。

○新垣淑豊委員 特にですね、公共交通—これはもう本当に厳しい状況になっている。観光に関しても、先ほど嘉数部長からもありましたように、ゴールデンウィーク何とかしたいんだっていう話がありますけれども、もうゴールデンウィークまでもたないんじゃないかっていう—私は飲食の関係の役員もさせていただいていますけど、そこではもう、実は3月当初で一旦緊急事態宣言明けの時短協力金がなくなったという状況で、これでもう実は居抜きでの店舗売買が始まってきているよというふうな声もあまして、なので、今回のこの飲食に関しての非常に

ありがたいと思うんですけど、それ以外一観光というのものも、ゴールデンウイークまでしっかりとまたせるということを、ぜひお願いをしたいということで、最後に部長からいただけたらと。

○嘉数登商工労働部長 国の施策ではあるんですけど、一時支援金についてもですね、活用できるものは本当に幅広い業種で活用していただきたいというふうに思っております、その相談窓口も設けておりますので、本当に業界と協力して一もちろん国ともそうですし、各支援団体とも協力してですね、1社でも多くの事業者が活用していただけるように、しっかりとサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 今商工労働部長が申し上げたことに加えましてですね、観光ということに関していいますと、御存じかと思いますが今GOTキャンペーンが止まっております一その間なるべく旅行の空白期間ということをなくすように、それを埋めるようにということで域内需要喚起を図る彩発見キャンペーンのサイズダウンをやっておりますしてそれで何とか経済回復を促していく、観光業界を助けていこうということ、それからもう一つ、観光支援体験事業というこのクーポンを活用した事業も併せて実施することで、何とか観光業界を盛り立てていきたいということで努めていきたいと思っております。

○新垣淑豊委員 ぜひ本当に県の職員の皆さんも一生懸命やっているのも私ども重々承知しておりますので、伝えたと思っていても伝わったと一先ほども言いましたけど、伝わるまでが多分必要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○次呂久成崇委員長 新垣新委員。

○新垣新委員 まず1点目に、先ほど本会議でもPCR検査の徹底なんですけど、細かくお聞きします。

今安価でPCRができるということに、県の行った形を評価するとともに、それを沖縄本島全てに安価でできるような体制を築くべきじゃないかと一それが徹底的なコロナの感染予防対策になると。那覇まで行くのも遠いという声が実は県民からたくさんのが寄せられているものですから、その辺の感染予防対策のさらなる徹底をどう検討しているか伺います。

○糸数公保健衛生統括監 安価で検査を受けられる体制の整備ということで、検査の検体を提出する方法はそれぞれ5か所の会社、検査所に持って行くと

いう方法に加えて、郵送で自宅から送れるということも条件としておりますので、郵便を使ってという方法にはなりますけれども、全県を網羅した形というふうなことでこの事業を組み立てたという経緯がございます。

○新垣新委員 その安価でできるというのは、みんながみんなテレビを見るわけじゃなく、ラジオを聞くわけでもなく、ネットもやらないお年寄りもいらっしやるんですね。だからこそ身近な地域の中心センター、例えば運動公園に置いたりとかそういった企業を呼んだりとか、そういった徹底対策こそコロナの感染予防ができるということになるんですけど、今からでも間に合うと思うんですけど、そこら辺のさらなる検討課題はありますか、ありませんか、伺います。これで終わりではないですよ。広がっていくんですよ。

○大城玲子保健医療部長 検査体制については、これからもやはり拡充が必要だというふうに思っております。特に地域に関しましては、安価なPCRという方法ではないんですけど、高齢者の施設の従業員、それから従事者、それから保育所、障害者施設等についても全県的に今年度予算から拡充してやりますので、そういった意味での拡充と、それから国がモニタリング検査を実施するというところで、県としましても国と協力して今あらゆるところでできないかということの調整は進めているところでございます。そういったものも活用しながら拡充していきたいと考えております。

○新垣新委員 拡充は分かるんですけど、もちろん国から国庫支出金をいただいて県としてもPCR、本当に41市町村に置くぐらいの気持ちを持たないと、お年寄りの皆さんとか分からないよ、どこにあるのとか、そうやって教えたりとか、ネットも分からない。また若い人は新聞も読まない。じゃどうすればいいのと。電話したけどできませんでしたとかそういうものが、やっぱりこういうものはいつでもどこでも身近なところで地域でできるような体制、それが万全な体制で一ぜひ部長、改めてもう一度聞きますよ。やっていただきたいんですけど、意欲を伺います。

○大城玲子保健医療部長 41市町村に全て置くというのは、非常に壁はあるかとは思いますが。ただ、可能な限り地域でそういった方々に伝わるような方法は、県としても周知に努めていきたいと思っております。

○新垣新委員 糸数統括監、郵送とかそういうのも分かるんですけど、これ分かる人は分かると。でも、

電話しても今日は受けることができませんとか、電話がつながりませんか、そういう話ばかり聞こえるんですね、安価なところを紹介しても。ですから、こうなるとやっぱり身近なところでやってほしいという県民の声が、不満が、いらいらが来るんですよ、今度は。ですから、いつでもどこでも身近なところでPCRができる体制を、大変苦勞なされると思うんですけど、保健医療部ですね。ぜひ今からでも間に合いますので頑張ってくださいというのを強く請求します。これをやらないとまた時短時短で、お金が幾らあっても足りませんよ。ぜひ皆様の努力を期待しております。頑張ってください。

2点目に、この変異株の問題です。先ほども休憩中に部長からお聞きしましたが、実は病院機関の関係者からも電話があって、今回129億の予算もつけられているんですけど、なぜ変異株の問題で即入院という状況等がありながら、医師会との協力、病院機関を増やす、そして隔離、入院させる、そういう体制が前々から医師会は警鐘していると、県に対してですね。それが全然今生かされていないということもお聞きしたものですから、ぜひこの問題においてなかなか受け入れない、お願いしても受け入れないという病院もいると思います。でもこれからどうしていくかという、いわゆる自衛隊の専門機関があるそうなんですけど、そういうところに頼んでまでも変異株を封じ込めると、隔離していくと。そういう体制はどうなっていますか、伺います。

○系数公保健衛生統括監 変異株についての取扱いは、国のほうからも先月、原則個室で入院であるとか、退院の前にPCRを2回検査するとかというふうな指示が出ておりますので、現在各医療機関で個室で対応できる部屋数等をですね、変異株に対応できるベッドが今どのくらいあるかということを経営をいただいているところです。それから、入院している途中、あるいは入院のときに変異株が陽性ということが分かった場合の流れといいますか、どういうところに入って退院するまでの流れを案をつくりまして、様々な院長会議などで病院と共有をしていくという一これからそれをやっていくという段階となっております。

○新垣新委員 私は変異株ももちろんですけど、コロナの感染予防、医師会としては最悪を想定した一県もですね、考えていくべきだと。そこら辺の問題の中で病院の受入体制、去年の11月頃も逼迫している、11月、12月、1月ですね。これはあってはならないと思うんですね。かかったらしょうがないもの

ですから、その体制づくりを今国とも検討していると聞いているんですけど、ちょっと改めて、ただ言うだけではなくて進言したいんですけど。

改めて部長、南部病院の友愛会の箱物は今使っていないですよ。あれは私たちがあの箱物を壊すから貸しておいてくれよと一県に移譲してくれと一そこで徹底的な変異株対策や入院、隔離予防、そして自衛隊の関係各位と連携を組んで新たなトライアングルをつくっていくと。最悪も想定しながらですね。どうですか、再度検討願いたいんですけど。使えるそうですよ、あの施設。

○系数公保健衛生統括監 医療施設で現在使用していないということで、今すぐ病院として使えるというふうなメリットはあるかと思えます。ただ、今ベッドを使っていないところを急に使うということは、まずスタッフをどうやって確保するか、施設整備も含めてというふうな課題があるのと、今国のほうから、第3波を受けて今後また患者が増えたときの体制について各病院ともう一度話し合いをして、さらにベッドを確保するよという全体の動きが今始まっているところで、それでまず県内でどれくらい確保できるか、それで想定患者数を対応できるかというふうな作業を今から4月、5月で行うということになっております。臨時的にそういう医療施設をつくるということは、緊急事態宣言下などではできませんですけども、まずは県内の医療機関の協力がどのくらい得られるかということを確認して、まずその数字を整理していきたいというのが今の県の考えでございます。

○新垣新委員 すみません、系数統括監、数字の整理って言うんですけど、県は本当に努力してほしいです、受入れをお願いしますってお願いしても断られているじゃないですか。はっきり言って。これ調べてきているから言ってるんですよ。今でも足りなかったじゃないですか、逼迫、逼迫って増やしてもお願いって言っても足りなかったじゃないですか、第1波から第3波。だから今こうやって僕言ってるんですよ。最悪を想定して、大きくゆとりを持って、自衛隊のこのコロナのこの看護師っていうんですか、対策チームをお願いして、最初から。だから、そこをお願いしたいんですよ。そこら辺をですね、4月、5月じゃなくて、もう1週間以内で、10日くらいでも、あの箱物買ってくださいと。この国から交付金が入ってますから、これで隔離所にするって言えば、理屈が理にかなって通るじゃないですか。どうですか、もう本当に僕調べてきているから、現場を聞いて

てきているから、県の努力も分かるから、落としどころってどこかないかなって考えたらこしかないなと。もともと病院の施設ですから、活用できますよ。そこら辺どうですか。再度改めて。あの施設県に、県に売ってくださって言えばいいんですよ。もともとの病院の施設ですから、すぐ対応できますよ。ベッドも集めて、その自衛隊のコロナ対策チームを呼んで来て、海外からも呼んでくると。そのくらいの知恵を使っていきましょうよ。いかがですか、どうですか。

○大城玲子保健医療部長 臨時の医療施設ということで、緊急のときには確かにそういう施設が活用できるというの、委員おっしゃるとおりなんですけれども、ただ一番の課題はそこへのスタッフ等の問題なんです。ただ、自衛隊につきましては、緊急性、それから県が用意できないときの一時的にといいるところでのこれまでも支援をいただいているところのございますので、常時お願いできるという仕組みではございません。ですので、県としましては、できるだけ現実的な方法で、4月中には緊急の病床確保についても検討するよという指示は国からも来ておりますので、今担当のほうで病院とも調整しながら進めていっているところのございます。

決して悠長に構えているわけではございませんので、そこはしっかりと対応してまいりたいと思います。

○新垣新委員 この対応で頑張っていたきたいんですけど、九州のこの変異株を、例えばこの南部病院の300つくれる病床数に隔離させていくっていうのも理にかなった形ですから、ぜひそこら辺の問題も、自衛隊のへりでここに運んでしっかりとまたやってくと。そういう体制もしっかり検討する課題はあると思いますので、ゆったりとねー沖縄県民が入院ができるよととかですね、そこもぜひ再検討をお願いしたいと強く申入れをしておきます。もう一生懸命頑張っているのは分かるんですけど、受入れが広がっていないと。受け入れ切れてない。病院機関が受け入れないという現実も、ぜひ強く指摘しますので、改めて再検討を強く、統括監、頑張っていたきたいなと強く申し上げます。

続いて、この時短の問題、21市町村に行っておりますが。まず経営者に対する経済支援と、また雇用に対する雇用助成金等の周知徹底、そこら辺を分かりやすくやるべきだと思うんですけど、部長、答弁を求めます。

○嘉数登商工労働部長 委員御指摘のように、コロ

ナに関連する国の支援策ですとか県の支援策それから市町村の支援策、多岐にわたっております。事業者のほうからも多岐にわたっているがゆえに、どこにどういった情報があるのかよく分からないということもありましたので、我々沖縄総合事務局経産部と協力いたしまして、国の施策と県の施策を同じチラシの中に載つけて分かりやすく事業者のほうにも届けておるといことがあります。引き続き経済支援策というのは一旦打てば終わりという話ではなくて、バージョンを変えてどんどん新しくなっていますので、そこは国とも協力し、市町村とも協力してですね、周知徹底に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣新委員 それで、今日糸満の飲食店の年配の方から電話があつて、ここに電話してもつながらないとかですね、本当に現場がてんでこ舞しているというの分かります。その辺の問題においても、一般電話を増やすとかですね、この、例えば職員も増やすとか、例えば時期時期によって忙しいところ、暇な課とかあるじゃないですか。そういう形でこうやって走りながら職員を充てていくとか、そういう体制を臨機応変に築いていただきたいんですけどいかがですか。

○嘉数登商工労働部長 外部からの問合せに対してはですね、県だけでは対応できない部分もありますので、コールセンターというところも設置しております。それから、やはり協力金にしましても、一日も早くというところが非常に強い要望でございますので、庁内でも、部内だけではなくて他部のほうからも応援をいただいて、今現在120人くらいの体制と、外部にはコールセンターを含めて50人くらいの体制を組んで、この協力金の支給もろもろに当たっております。引き続き一日も早く支給できるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

○新垣新委員 今部長から答弁で120名とお聞きしましたけれど、これでは足りないなと正直思っています。なぜかという9000店舗のうち120名で見ると、電話も体制整っていない、来るときも並ぶ、で、面倒くさいと沖縄の県民性で帰っちゃうーそういう体制では本当に県の職員もてんでこ舞い、国の職員もてんでこ舞い、コールセンターもつながらない、このような体制、てんでこ舞いという体制をもっと枠を広げて予算も築いて取るべきだと思うんですけど、その体制今からでも間に合うんで広げてほしいという形で検討課題あると思うんですけど。

○嘉数登商工労働部長 体制についてはですね、本

当に全庁で融通していただいておりますので、しっかりとその体制を築いていきたいという部分と、それから支給までの期間を短縮するという意味ではいろんな効率化もシステム化も図っておりますので、そういったことを総合的に点検しながら実施していきたいというふうに考えております。

○新垣新委員 実は経営者も雇用調整助成金もマイナスになったと。電話もつながらない。行っても待たされる。いっぱいいる。帰っちゃった。こういった協力金も助成金も損したという県民が実は多くてですね、やり方も周知の仕方も徹底できなかつた。だから枠をもっと大きく広げてくれという形で言っているものですから、再度この枠を広げて、職員も増やして、沖縄県からも職員も協力体制でできるように、コールセンターの枠も広げてですね、ぜひ頑張ってくださいというのを強く求めて、私の質疑を終わります。頑張ってください。

○次呂久成崇委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 私の周りの話を質問に入る前にしたいんですけども、24年続けてきた地元資本の居酒屋なんですけれども、今回の件でもう諦めて店を閉めると。大変悲しい電話が昨日ありました。自分たちでどうにかやりたかったけれども、これ以上は無理だという話を聞いてですね、いかに今の沖縄のこういう飲食業も含めて、観光業も含めて、もう待たなしの状況であるということを私たちはもう一度認識をして、この議論をしていかないといけないということを思っております。

まず、中身の確認をさせていただきます。今回の補正の内容の中に、①令和3年1月12日から2月28日までの感染拡大防止協力金不足額の追加と書いていますけれども、不足があったということで、いずれ補正予算を組まないといけなかったんでしょうか。

○知念百代中小企業支援課長 実は今回補正に上げた理由としては、当初想定していた数というのが平成28年の経済センサスという統計から取っているんですけども、平成28年の統計というのは、ほぼ平成26から27年にかけて取ったデータなんです。その後、やっぱり観光のほうとかで非常に経済が好調でしたので、かなりの飲食店等が増加していたことがありましたので、平成28年の経済センサスよりも大分増えているといったような状況が、まず1点目ありました。

それから宿泊業ですとか娯楽業などが飲食店を経営しているといったようなケースもありましたので、

そういったものも含めまして若干増えたというような状況があるんですが、この数字については第4期の申請状況から、このぐらい増えたかなといったことで算出した件数になります。

○仲村家治委員 対象事業所が9041店舗というのは、この20市町村と足りなかった分のプラスの合計ということでもいいんですか。

○知念百代中小企業支援課長 まず、9041店舗というのは、第6期つまり4月1日からスタートして4月21日までに時短要請をかけた店舗の20市町村が9041店舗というふうになります。

もう一つ、その前に時短要請をかけています1月12日から21日、それから1月22日から2月28日までの7市と全県に関しても、先ほど申しあげましたとおり経済センサスの数からは大分増えているということがありますし、また途中、事業者単位から全店舗単位ということにもなりましたので、その分でのやっぱり数の増加というのがありますので、その分を含めての数字でございます。

○仲村家治委員 最新の全県のデータというのは、今お持ちでしょうか。

○知念百代中小企業支援課長 最新のデータというのは、まだ経済センサスの数字を拾っておりませんので手持ちにはございません。持っておりません。

○仲村家治委員 要はこういった協力金を出すときにデータがないと、きれいな額が出てこないの、これは早急に、今後協力金とか時短の部分で出てくるので、早急にこのデータというのは調べてデータとして持っていたほうが良いと思いますけど、どうでしょうか。

○知念百代中小企業支援課長 実はまだ国のほうでの発表というのは出ていないものでして、今回出した数字というのはあくまでも第4弾で想定していた数よりも増えている、その増加分を見ての想定で出させていただいた件数ですので、これからまた国のほうで発表がありましたら、そういった固めていける数字でお示しできるかなというふうには思っております。

○仲村家治委員 2点目でですね、先ほど新垣淑豊委員からあったんですけども、この飲食業以外の附帯決議に上がった観光業の手当てというのは、県単独では多分できないと思うんですよ。実は自民党の政務調査会に観光立国調査会という調査会があって、ウィズ、アフターコロナ時代の新たな旅の着実な推進というのを3月24日に緊急決議をされて、多分総理に要請書を渡したと思うんですけども、こ

の中ではまさしく私たちが求めているバス、タクシーとか、沖縄県に当てはまるものがいっぱいあるんですけども、これをぜひ手に入れて、総務部長、これは県から国に沖縄県の観光立県としての今の窮状を訴える最大の材料になると思うんですけども、ぜひ早急に国と自民党に要請してはどうですか。

○池田竹州総務部長 先ほどの附帯決議につきましては私どもも重く受け止めて、それぞれの部局でそれぞれの業界との意見交換なども実は行っているところでございます。自民党の政務調査会のものは私どももまだ拝見していませんので、ぜひ手に入れて新たな対応の参考にさせていただきたいと思います。

○仲村家治委員 ぎりぎりの限界に—もう限界を乗り越えた県民の方々もいらっしゃるの、これは今後何が起こるかという失業問題が起こってくるんですよ。倒産して、そういった負債を抱えるということで、これ以上に今どうにか自助でできている部分の人たちがそうじゃなくなったときの怖さというのは十分ありますし、あと大城部長、これは抑え込みなんです、時短というのは。感染拡大防止じゃないんですよ。じゃあ何が今回という質問をしたら、若者たちの気の緩みとか出ているので、感染防止というのを新たに構築していかないといけないと思うんですね。これはいろいろ今日は補正予算なので聞きませぬけれども、ぜひその辺の対策をいま一度、拡大しないような対策をいろんなところから情報を得て対策をしてほしい。

最後になりますけれども、この緊急が出る前のイエローカードじゃないけど、もっと分かりやすくですね、もうちょっとしたらレッドカードになりますよとか、イエローカードですよとか、このレベル3に行ったらもうアウトですよとかという分かりやすい県民に対して表示をすべきだと。細かいこういった数字というのはなかなか難しいと思うんですよ。レベル3まで行ったらもう緊急事態を出しますよと。レベル2は何ですよと。レベル1はという、まああるんだけど、もっと沖縄県独特のメモリというかをつくるべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 委員のおっしゃいますとおり、県のほうでは警戒レベル指標をつくって県民の皆様に発信しているつもりではございますが、そこがなかなか伝わりにくいということであれば、分かりやすいということに着目した発信の仕方を検討したいと思います。

○仲村家治委員 よろしくお願ひします。

以上です。

○知念百代中小企業支援課長 先ほど仲村委員のほうからありました質問に対して、少し補足をさせていただきます。

補正のお話がありまして、1月12日から2月28日までのものと、それから4月1日の新たな補正に係る部分の中で、対象の事業者数の増加分についてちょっとお答えしておこうかと思っております。

予算を編成した当初というのは、9914店舗を想定しておりましたが、先ほど申し上げましたとおり第4弾の申請状況の増加率を見まして、100%超えるなといったところで計算した結果、1万1358店舗が想定されるだろうということで、増加分が1444件増加することになりますので、その分の補正ということで補正して申し上げておきます。失礼いたしました。

○次呂久成崇委員長 西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 まず資料1に基づいて、総務部長、ちょっと朝の説明を聞き逃した感もあるので、この192億円の交渉の経緯ですね、政府と調整したということだったので、この辺もう一度説明してください。

○池田竹州総務部長 直接的には地方創生臨時交付金の時短協力枠については企画部が担当の内閣府と調整をしております。調整の経緯としましては、時短協力金の必要性ですね、緊急に時短要請をかけないといけない状況などについて内閣府と連絡を取りながら、期間とか金額についても確認の上、計上させていただいているところでございます。

○西銘啓史郎委員 要はこの129億の根拠、20市町村とか対象にした経緯なんですけど、これは交渉して決定したのか、それともう一つ、いつから交渉しましたか、その2点をお答えください。

○兼島篤貴企画調整課主幹 協力金に関する国との協議については、先週金曜日にそろそろちょっと危ないということもありまして、もしかしたらこういう時短要請があるかもしれませんということで26日から始めまして、内容を固めていって、最終的に29日に現在の20市町村、4月21日まで、金額についても120億ほどという金額で報告して調整したということになっています。

○西銘啓史郎委員 この129億円、先ほどの仲村委員とかぶりますけれども、資料の5ページで①②の内訳、金額を億円単位で結構ですから教えてください。

○知念百代中小企業支援課長 ①に関しましては、約53億となっております。それから②に関しましては、約76億となっております。

○西銘啓史郎委員 じゃあちょっと確認をしますけ

ど、9041店舗とありますよね。76億を84万円で割ったら幾らになるんですかね。何店舗になるんですかね。

○知念百代中小企業支援課長 4月1日から4月21日の21日間ということになりますので、1日当たり4万円の計算でやりますと、支給額が84万円というふうになります。

○西銘啓史郎委員 最初に129億を84万で割ったら1万5400件ぐらいになるはずなんですかね。4月1日から21日までは9041店舗じゃないですか。残り6000店舗は①のほうの対象という理解でいいですか。84万円じゃないよね、①の53億は。

○知念百代中小企業支援課長 ①に関しましては7市一那覇市、浦添市から石垣市までなんですけれども、これについては1月12日から1月21日までの時短要請でしたので40万円という支給金額になります。

それから、1月22日から2月7日までにしましては全県が対象となりましたので、これについては68万円となりますので、一律で幾らという形ではちょっと計算が一割るとそういうふうにはできない状況になっています。

○西銘啓史郎委員 まず1番目の話については、国との交渉で129億円が決まりましたと。この中身は①の1月12日から2月28日までの協力金額の不足金額と、それから4月の新たな協力金依頼だと。ですから、交渉次第では全市に拡大しても、例えば41市町村に拡大しても交渉はできたという理解でいいですか。それとも、もう交渉は一切できないという理解でよろしいですか。

○兼島篤貴企画調整課主幹 今回の臨時交付金の国との予算枠については、まず基本的に営業時短の要請をかけるということについての協議をさせていただいて、そこでエリアとか対象事業者が確定すれば、単価も自動的に金額が出てくると。金額について国と交渉するというよりは、要請内容について事前協議をして、その上で金額を国のほうにも相談させていただいて認めていただいたという流れになっています。この要請内容が仮に全県になった場合は、全県になった分の協議を行うという形にはなってきますけれども、今回は20市町村分だけの協議となっていますので、拡大をする場合は別途協議が必要になってくるという形になります。

○西銘啓史郎委員 商工労働部長、資料3の経済関係団体との会議ですけど、構成員はいいですから出席者、オンラインで何名、構成員の方は出ています

か。

○嘉数登商工労働部長 メンバーが県を含めまして17名おりまして、26日金曜日が6名欠席ですので、合計11名ということになります。それから日曜日も開きましたけれども、私の記憶では日曜日も3名か4名の欠席を除いた形で、十二、三名ぐらいで開催したと記憶しております。

○西銘啓史郎委員 県の参加者を教えてください。

○嘉数登商工労働部長 26日は玉城知事、それから照屋副知事、商工労働部、文化観光スポーツ部のほうで出席しております。それから20日は県のほうからは照屋副知事、それから商工労働部、文化観光スポーツ部の職員で参加しております。

○西銘啓史郎委員 これまでの時短の協力要請を経験した中で、その過去の経験から効果や課題というのが見えてきたと思うんですよ。それが今回どう生かされているかということが一番気になるんですけど、先ほど来、経済団体の声を聞いてあまり地域を拡大しないでくれとかありましたね。21時にまでにしてくれとかとありますけれども、私は危機管理という観点からは、本来感染の拡大をあれするためには大きい網を先にかけて、それからエリアを狭めていくという方法が僕はベストじゃないかなと思っています。これは感染の専門の方に聞いたら何て言うか分かりませんが、少なくとも過去の経験からすると、ついこの間、那覇とどこかをやって、次に拡大して離島に行くとやりましたよね。後手後手になるんですよ。だから僕がぜひ聞きたいのは、今までの経験で何が効果があって何が課題だったか教えてください。

○大城玲子保健医療部長 これまでに時短を何度かかけておりますが、例えば夏頃であれば、局所的にかけてそれで収まったという経験もございます。

ただ、今回の年末からの時短に関しましては、一旦効果は出たんですけども、その後の要因によって拡大したということもありましたので、順次拡大したという状況もございます。その季節の状況、それからそのときの地域の状況などによっても様々な課題があるというふうには考えておまして、今回は3月のイベント等もあって若者から急拡大したという、その拡大の急激さをもって面的に那覇、中南部地域とさせていただいたところです。ただ、エビデンスがないとなかなか私権を制限する強い措置でございますので、そこは協力を得ながら、理解を得ながら進める必要があるというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 特に町村、北部保健所管内とか、町村は細かい面しか僕らは見えないものですから、この町村を決定した理由は多分県はお持ちだと思うんですけども、この予測を誤ると、僕は中部だけじゃなくていろんなところに拡大する気がするんですね。そうすると後手後手になるわけですよ、常に。ですから、大きい網をかけて、それから状況を見てしていくという方法も僕は一つだと思うんですけども、これは強い要請として上げておきます。

それから、幾つか確認したいんですけど、今第4波という言葉が使われますよね、知事も。第1から、要は4波と決定するのは誰なんですか。県知事か、それとも国か。今第4波ですという決定権は誰にあるんですか。

○大城玲子保健医療部長 第1波、2波、3波、4波という決定の定義はございません。ただ、その感染の状況から知事は、今回かなり急激に増えておりますので、4波に突入しているものというふうな認識をしているということを発信しております。

○西銘啓史郎委員 大事なことは、1波なら1波でいいんですけど、ある程度期間を明確にして2波はいつからいつ、その中の年代別、重症、軽症、もろもろ細かい分析をしてどう予測するかなんですよ。1は1、2は2、3は3、4は4じゃなくて、一連の流れの中で1、2、3を経験した中で第4波をどう予測するか。であれば2月28日に緊急事態宣言を解除した後に、実は私もその翌日でしたか、ある知り合いの人と食事しました。8時まででした。代行を呼ぼうと思ったら20分待たされました。この近辺を見たらどこも開いていない。奥に居酒屋みたいなものが開いていると行ったら、すごい人がいっぱいでした。行くのをやめました。車で待機しました。何が言いたいかということ、解除をされると人間は、やはりずっと萎縮したものがはじけるときのというのは、ある程度人間の行動学からも想像できますよね。ですから申し上げたいことは、4波は4波でいいんですよ。だから1、2、3から何を学んで何を生かすかですよ。1週間ごとの数字も僕は拾ってみましたよ、3月。1から7まで131、次178、256、493、3月28日まで4週間、これは必ず傾向が見えるわけですよ。普通数学をやっていたらいろいろあると思うんですけども、統計学もろもろ含めて。そういうときになぜ過去のデータ、今回の対象の129もそうですけど、エリアを決定するのもそうですけど、狭いところから広いところに行こうというのは大変なことなんですよ。これは繰り返しますのでちょっと戻し

ますけど、いずれにしても1から4の、4波でもいいんですが、その経験を生かすことを県として努力をしていただきたい。これは強く要望しておきます。

それからもう一つ、過去1日当たりの陽性者の最大の人数、陽性者が出た日にちと人数を教えてください。それから直近で一番出た日にちと人数を教えてください。

○糸数公保健衛生統括監 これまでで1日に公表した陽性者で一番多いのは、8月9日の156人です。それから1月16日の129人というのが2番目に多いということになります。

○西銘啓史郎委員 そのときの検査件数は分かりませんか。8月9日の156名を分子としたら、分母。どのぐらいの検査件数があったのか。

○糸数公保健衛生統括監 申し訳ありません。その日の検査数のデータは今持ち合わせていないんですが、8月9日の156人のときには松山のバースで2000人を対象として一斉検査をやったものからの陽性者も含まれているということは申し添えたいと思います。

○西銘啓史郎委員 何が言いたいかということ、やっぱり陽性率という言葉をよく東京都は使いますよね。1週間単位の数字を平均で使うとあるんですけど、やはり陽性率というものを県としてどのように理解されているというか、考えているのかお聞きしたいんですが、感染者の数単体だけを見て、200名出ました、大変ですと言っても、5000件のうちの200名なのか、1000名のうちの200名なのかで全然違うじゃないですか。ですから、その辺は冷静に数字をやはり県民も知っておいたほうがいいのか。単に陽性者の数だけで一喜一憂するのではなくて、検査件数、陽性率とかも使うのであればその分母と分子をしっかりと見えるようにしてほしいというのが要望です。

それともう一つ、最近県の資料の中でも行政検査、保険診療、検査事業というのが出てきますよね。このおのおのの定義をちょっと簡単に説明してください。

○糸数公保健衛生統括監 まず行政検査といいますのは、感染症法に基づいて積極的疫学調査を行って濃厚接触者等に行う、保健所が指導をして保健所で採取する、あるいはその検体を採取するというふうな検査でございます。それから保険診療に分類されていますのは、有症状でその患者さんが医療機関を受診したときに、コロナに関する検査費用は健康保険で払う3割分を公費で見えるものを保険診療検査というふうに見ております。そして、検査事業という

のは、今年度県のほうで実施しております原則無症状の人を対象にした介護事業所の従業員の方、あるいは那覇空港におけるNAPP、それから安価で検査を受ける体制を受検した方等となっております。

○西銘啓史郎委員 8月何日からかな、もう行政検査と保険診療の数が圧倒的に比率が変わっていますよね。ですから申し上げたいことは、もちろん行政検査のさきに言った陽性率、それから保険診療の検査の陽性率、これはPCRと抗原があると思うんですけど、それから検査事業の陽性率も含めてですけど、要は行政検査というのはあくまでも保健所から連絡があって、濃厚接触者のあれもあるので陽性率は高いと思うんですよね。2番目の保険診療というのは、自分が体調悪いな、熱があるなど思って病院に行って検査して陰性でした、陽性でしたということで理解していいんですよね。3番目が、さっき言ったように検査事業は介護従事者やNAPPでやっていたり、または県が安価でできるようなことを含めているということにすると、どの検査でどれだけの陽性者が出ているかという数字も、ある程度やっぱ僕らは見えるようにしておいたほうがいいと思うんですね、議会、特にまた県民も。ですから、陽性率だけの話じゃないんですけども、数字を冷静に分析したほうが僕はいいと思っています、ですからそういう意味で先ほども申し上げましたけれども、数字の上昇で一喜一憂するのではなくて総合的に、週単位でいろんな形で分析をしておかないと、先ほど言ったように1波、2波、3波、そこをしっかりと分析をお願いしたいと思います。

続いて、シーサステッカーとRICAについてですけども、シーサステッカーを配付、これは感染対策ができて承認店舗だと思っんですけど、今何店舗ありますか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 登録件数は1万店舗となっております。

○西銘啓史郎委員 これは全飲食店の何%ですか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 すみません、手元に資料がないので、申し訳ございません。

○西銘啓史郎委員 シーサステッカーというのは基本的には県がやっているかどうかあれですけど、感染防止対策ができて店舗と、お客さんはそういう認識で来ますよね。それはちゃんと県が把握をして発行していますか。

○比嘉淳マーケティング戦略推進課長 おっしゃるとおりです。

このステッカー制度は、事業者がガイドラインに

基づいてそのガイドラインに合っていることを確認した上でシーサステッカーをもらうための認証をしているということで、我々としては申請の上だったものを確認した上で発行しているというふうに考えています。

○西銘啓史郎委員 ということは、申請が上がったものは配付するから、ある意味チェックできていないと僕は聞こえてくるんですよ。ですから先ほどの企業、経済団体との中で、小渡委員が言ったように課題を検証する必要があるということになるんじゃないですかね。ですから、お客さんの立場で安心だといっても実際安心じゃなかったり、それでそろそろまとめに入りますけれども、私が申し上げたいのは、シーサステッカーやRICAのあれがある店舗は安心ですと言いながらも、仮に1万店舗、本当にできているところとできてないところがあって、本当に危ないところとか、お店自体が危ないという言い方はしていないんですけども、感染の発生源になっているような店舗とそうじゃない店舗を全部まとめて休業、時間制限をするというのが正しいやり方かどうかというのは分からないんですよ。だからそれは過去経験をして、そういう店舗にはちょっと厳しくとか、本当に対応するとかですね、もろもろ私権があるとは言っていましたけど、そこら辺を間違えると、結果的には全部エリアを決めて、はい、網をかけましたと言っても、もともとできていないところは発症する可能性が僕は高いと思っていますから、そこはやっぱりしっかりこのシーサステッカーの制度も県として把握をしておかないと、後々問題になるんじゃないかなという気がします。

最後にですけど、先ほど申し上げましたけれども、これは今の補正予算を改めて計上できるかどうか分かりませんが、私は少なくとも離島を含めた11市は対象にするべきだし、この後また補正を組んで、拡大したからまたということよりは、最初に網をかけていたほうがいいと思いますので、これは強く要望して終わります。

以上です。

○系数公保健衛生統括監 先ほどの1日の陽性者数の多い日にちにつきまして、誤りがございました。申し訳ありません。

1月27日に131件というのを記録していますので、これが2番目に多い。1月27日に131件というのが2番目に多いということでございます。失礼いたしました。

○次呂久成崇委員長 座波一委員。

○座波一委員 私はこの第3波が下火になった頃から、ワクチン接種の見込みが大体ついたというような、県民もそうだし、そして県も多少の気の緩みが出てきたのではないかなという感じがしておりました。再三、第4波が来るものとしての対応をすべきではないかということで申し上げておりましたが、その間の備えを一体どういうことをしたのかということも聞きたいんですが、先ほどからの議論のとおり、これといったことではなくて決められたことをやっているという、一生懸命やっているということは認めます。そういう中でですね、今回の臨時交付金の問題、これは国の令和2年度の予算から出ていると思います。しかし、県としては当初から当て込んでいたものでもなくてという説明ではありますが、まずこの交付の要請をしたのはいつなんですか。要請した日付を教えてください。

○兼島篤貴企画調整課主幹 今回補正に計上した協力金の予算につきましては、まだ国のほうからは金額の時点では了解をいただいているところなんですけれども、交付申請への手続、交付決定手続は4月に入ってからのということになっております。令和2年度分の手続はもう終わっておりますので、これは4月以降という形になります。

○座波一委員 違う違う。その内示をもらうために交付要請をした日ですよ。

○兼島篤貴企画調整課主幹 要請というか、協議という形で3月26日金曜日から相談を始めまして、その後、エリアであったり金額が固まって、最終的な数字を示したのが29日となっております。

○座波一委員 説明会で、4月1日に間に合うように要請をして内示をもらったという説明がありました。ですので、29日、本当にぎりぎりです出たということではありますけれども、この時短を県が決定したのが何日でしたか。

○大城玲子保健医療部長 3月29日のコロナ対策本部で決定しております。

○座波一委員 じゃあ、内示の決定した日と時短を決定した日は同じ日になるんですか。

○兼島篤貴企画調整課主幹 今回の協力金については内示という行為はなくて、協議をしてくださというふうな形で国のほうから言われておりますので、そういう意味では26日から29日にかけて事前協議を進めてきたと。数字についても28日日曜日の時点では現在の形のもの既を示してございまして、コロナ本部で正式決定後にこういう形になりましたという

報告をして、了解いただいたという状況でございます。

○座波一委員 この交付金は、今回の分はかなり出るものとしての想定で進めているというふうな考え方で進んでいると思いますけど、そういう中で、先ほど来から出ております今回の20市町村にとどまったという、県はですね。これは国の基準によって決められた範囲内での決定だからという説明もありましたが、この決め方において当初から沖縄県としては全県を対象にという要望はしていなかったんですか。

○大城玲子保健医療部長 時短の要請につきましては、範囲等について国に協議をするということではなく、まず県のほうでどういった対策が取れるかというところを県が決定するというところでございますので、そこは先ほど来お示しした数値の状況によって、そこを目安としてその地域を選定したということでございます。

○座波一委員 もちろん時短の決定は県がやるわけですけども、そのときから全県を想定した徹底した潰しにかかるという発想はなかったのか、そして、国の基準の中でですね、そこに持って行く方法はなかったのかということをお聞きしています。

○大城玲子保健医療部長 今回の急激な拡大を受けて、3月26日あたりから県としましてもいろいろ数値を見ながら、どういったところに時短をかけるべきかという内容は徐々に検討を進めてきたというところでございます。そのような状況から、全県ではなく今お示ししている那覇、中南部地域という20市町村ということで検討を進めてきたというところでございます。

○座波一委員 だから、当初から全県対象という発想というか、そういう戦略ではなかったということになります。今回、質疑でもいろいろ出ましたが、この全県にした場合とですね、今回決定した分と全県を対象にした場合との差額というのは、簡単に金額で言うと幾らですか。

○知念百代中小企業支援課長 全県にした場合ですと約95億円になりますので、差額としては約19億の差となります。

○座波一委員 19億。これはですね、国サイドのほうへの協議の段階においては決して不可能な数字ではないと思います。ですので、今回このいろんな質疑の中でも、どうして当初から全県対象じゃなかったのかということが再三今出ております。ですので、この補正においてはですね、もちろん重要なことで

すから緊急に応じるべきという認識はあっても、本当に全県を対象にするという前提で何とか修正でもしてほしいと思いが高まっております。そういう考えであります、どう思いますか。

○大城玲子保健医療部長 時短の要請につきましては、やはり私権を制限する非常に強い要求でございますので、そういう意味では、できるだけ限定的にということが原則ではございます。必要最小限でというのが法の立てつけでもございますので、そういった形で県としては考えておりますが、ただ、今回先週の週末にかけてかなりの急拡大が進みましたので、そういった意味では、感染の状況と地域の状況を見て、今回この地域という形で選定させていただきましたので、あくまでもそこは感染の状況を踏まえた措置というふうな理解でございます。

○座波一委員 ここで私権の制限を持ち出すと、余計に何かおかしくなるような気がしますよ。21市町村の分を制限して、じゃあほかはしないほうがいいとかということになりかねない。さらに、この沖縄の地形的にですね、境目はなかなかないんですよ。もう隣のまちに行くと飲もうと言ったり、出かけて行こうとか、そういう発想のできる土地柄、また離島においては、宮古、八重山のように過去かなり感染拡大したという前例もある。ですので、私は指標を見て対応するというのも一つの選択肢ではあるけど、前もった予防ですから、全県的にまずもう一回引き締めるといような今チャンスじゃなかったかなと一チャンスと言ったらおかしいけど、そういう時期じゃなかったかということがあるんですよ。離島とか北部の方々も、なぜ外したかという声は今相次いでいるわけですね。それについてどう考えていますか。

○大城玲子保健医療部長 やはり、ある意味これは急拡大を抑えるという措置でございます、予防ということで私権の制限をかけるようなことは非常にやっぱり厳しいのかなというふうに感じております。ただ、確かに沖縄県、陸続き、特に北部については陸続きでございますし、宮古、八重山についても移動のこともございますので、今後の感染の拡大の兆候を捉えるというのは非常に重要だと思っております。ですので、少しでも兆候があるような場合には早速検討を進める必要があると思っております。

○座波一委員 仮にこの20市町村で抑え込みが、減少が見られたと。そうしているうちに、離島、今言うこれ以外のところがですね、上昇傾向に移る可能性が十分考えられるわけですね。だからそういうふ

うな展開になるから、そのときは同じように、同様の交付金をまた要請して措置してもらおうという手はずになるんですか。

○大城玲子保健医療部長 そういうことになるのであればですね、また国と協議をさせていただいてということになると思います。

○座波一委員 あえて申し上げますが、早め早め、先手先手で、そういう機会があれば網をかけるという手法のほうがコロナ対策には効果があるんじゃないかなと考えています。

変えます。先ほど安価なPCR検査についての考え方、県はやるべきだと言っております。我々自民党が関与した検査機関が市町村を回って理解を求めたということではありますが、なかなか理解に至らないところもある。これはなぜかということ、県がフォローしていないんですよ。聞いてくることには答えているかもしれないけれども、何かそういったものを、県から何の連絡もないという不安も持っているみたいなんですけど、その取組に対する県の姿勢はどうなんでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 県民が安価に受けられるPCRの体制を構築するという意味で、補助事業を組んでおります。そこでは今5つの民間の検査機関が実施をさせていただいているところでございまして、それぞれ検査機関によっては手法もやり方等についてもそれぞれの工夫を凝らしてやっていただいているところでございます。ですので、県としましては、その5機関がやっているということ例えばホームページ等でお知らせする一たしか新聞、広報等もお知らせするというような方法で周知を図っていきたいと思います。

○座波一委員 県下41市町村にあったほうがいいと考えていますか。

○大城玲子保健医療部長 41市町村にあったほうがいいかどうかということにつきましては、民間の検査機関でございますので、例えば検査のキャパとか、それで収支が合うかどうかとか、いろんな課題はあると思います。ただ、県内のどこからでも受けられるようにということで、郵送で受けられる方法などについても提案をいただいているところでございますので、そういった意味で各地域にも拡大できるように取組を進めていきたいと思っております。

○座波一委員 そちら辺あやふやですね、まだまだ。この辺ははっきりしておかないといけないんじゃないですか。こういう遠隔地など、そういうところではその窓口に行くだけでも大変だと。那覇に来るの

も大変だと。あるいは離島から来るのも大変だという
ことで、どこでも誰でも検査ができるというシス
テムをつくることはいいことだということを言っ
ているわけだから、それこそコロナが下火になった
ときに徹底的に検査をすることが、またさらにコ
ロナを追い込んでいくということになるわけだから、
非常に有効的な手法だと思っています。ですので、
それについて県はバックアップしないといけない
んじゃないですか。それは補助の対象にはしてい
るけれども、もっともっと告知、周知させる意
味での県の役割というのがあると思うんです
が。これキャパとか何とか言っている問題
じゃないですよ。はっきりして、言ったほう
がいいんじゃないですか、この期に及んで。

○大城玲子保健医療部長 県民の方にどの地域でも
受けられるようにということでの周知については、
県も力を入れていきたいと思えます。

○座波一委員 先ほど西銘委員が検査数と陽性者数、
そしてまた、私はさらに中等以上の患者の数
ですね、常にこの相関関係を見るべきだと思
っています。分子と分母、あるいはどのよう
に流れが出ているかですね。そういったシス
テムをつくることが、最終的に対策が効
率的に打てるということになるかと思っ
ております。そういうふうに使っていただ
きたい、これは要望ですね。

あと最後です。知事が新聞広告を出した
件ですね。これは金額だけを確認させて
ください。1紙だけで2200万円ですか。

○玉城勝也観光振興課班長 3紙の合計で2257
万2000円でございます。

○座波一委員 私、朝日新聞社に直接
広告のほうに問合せして聞いてみたら、
全国版、全面フルカラーのケース
ですね、今回。このケースだと通常
金額で4900万円です、1社で。3
紙で2200万ってちょっと考えられ
ない数字ですが、間違いありません。

○玉城勝也観光振興課班長 間違い
ございません。

○座波一委員 分かりました。以上
です。

○次呂久成崇委員長 中川京貴委員。

○中川京貴委員 まず、一般会計補正
予算第1号、令和3年ですね。その4
ページ、お願いします。その4ペ
ージの中の、今回国庫補助で128
億、それと県の一般財源で1億2900
万組まれておりますが、この一般財
源の1億2000万は事務費なん
ですか、説明を求めます。

○武田真財政課長 協力金そのもの
の地方の負担分になります。

○中川京貴委員 私が聞いているのは、
地方の負担金というので、これは事務
費なんですか。もう少し丁寧に説明
できませんか。

○武田真財政課長 予算計上額129
億円全てが協力金ですので、その協
力金に係る地方の負担分、沖縄県
の負担分になっております。

○中川京貴委員 この129億の流れ
といいますか、今後この予算が可決
された後、これはどこかに委託して
やるんですか。県の職員が全部やる
んですか。少し流れを説明してくだ
さい。

○知念百代中小企業支援課長 今回
の補正については、全て協力金に係
る報償費というもので計上して補正
を出させていただいておりますが、
事務の執行については委託をして
おります。先ほど部長のほうから申
上げました県の執行体制で120名
というのは、主に県のほうでは審
査をやってはいるんですが、委託
先のほうでは要件のチェック、書
類がそろっているかどうかといった
1次審査をやっていただいて、そ
れから支出のほうの事務も行って
おりますので委託費のほうも発生
はしております。執行そのものは
商工労働部のほうでしております。

今回の委託は何回か改定契約をして
やってきているんですけども、その
たびに一応流用をかけて対応して
おります。

○中川京貴委員 流用をかけている。
じゃ、これまでに補正予算で流用
をかけたのは何件ぐらいあるん
ですか。

○知念百代中小企業支援課長 これ
まで5回ほど流用をかけておりま
す。

○中川京貴委員 なぜこの質問をし
たかという、やはり128億、ト
ータル129億の企業に対する補
助をきっちり執行するためには、
どうしてもこの委託関係、これが
しっかりしていないと遅れて、い
つも後手後手に回って企業に対
して予算が出るのが遅いという
指摘があるので、これをもう少し
増やして、一日も早くその支援
をしたかどうかということでの
質問なんです。いかがでしょう
か。

○知念百代中小企業支援課長 委託
先のほうとも当然協議をしていま
す。今回の4月1日からのスタート
の分についても今協議をしていま
す。人が増やせるのかどうか、後
はスペースの問題ですとかそうい
ったこともありますので、まさに
今協議中でありまして。ただ向
こうの事情としても、今の確保
がちょっと厳しいといったよう
な声もありますので、その分、
県の職員も一緒に審査体制を
組みながら早急な支給に向けて
取り組んでいきたいと

思っております。

○中川京貴委員 これまで令和2年度一第16次の補正を組んできたはずですが、トータル約1800億とか700億とありますけれども、実際このトータルの数字の県が持った分、また国が国庫補助した分の数字を教えてください。

○武田真財政課長 16次の補正で計上した予算額の総額が約1820億円になります。そのうち国庫が1210億円、一般財源が約600億円となっております。

○中川京貴委員 我々はこれまでも代表質問、一般質問でも取り上げてまいりましたが、この約1210億円ですか、国庫の一これは繰越しできるのかという質問をしましたが、県としては国と調整して繰越ししていきたいという方向で、もうこの繰越しは決定したのか、もししているのであれば幾ら繰越ししていますか。

○武田真財政課長 中川委員に御指摘していただいたのは臨時交付金の地方単独分のところだと思いますが、2月補正で繰越明許を取りまして、既に議会の議決もいただきまして、内閣府ともその翌債手続というのを既に取っているところです。答弁したところであると、取りこぼしすることなく国のほうからの臨時交付金は全て活用するという形で予算計上、繰越手続も取っているところです。

2月補正で申しますと、議決ベースで70億円ほど繰り越しているところです。

○中川京貴委員 確認したいのですが、この国庫1200億のうちの70億円だけですか、繰越しは。その前にもどどんあつたはずなだけ。

○武田真財政課長 国庫が先ほど御案内したとおり1210億円余りを計上しているというふうに答弁させていただきました。臨時交付金につきましては、先ほどの70億円プラス既に予算措置した時短協力金、そこもひっくるめた形で繰り越した額が約225億円ほどあります。それ以外に、医療関係の包括支援交付金、医療機関に対する支援金とかそういったものにつきましても約200億円ほど繰越明許費を取らせていただいたところです。

○中川京貴委員 先ほどから我々がいつも懸念するのは、225億円の繰越しをするぐらいであれば、なぜこれをコロナ対策、そういった対策に使わなかったのかというのが我々の言い分なんですよ。

それともう一つは、この41市町村のうち20市町村に決めたということは、何か委員会で決めたと言っておりますが、これは国との協議をして決めたのか。国が決めたんですか、それとも県が判断したんです

か。

○大城玲子保健医療部長 これは国が決めたのではなくて、県の判断で県のコロナ対策本部で決定したというものでございます。

○中川京貴委員 県のコロナ対策本部で決定したとしてもですね、玉城知事がそうじゃないと。41市町村やるべきだと知事が提案すればできたんですか、できなかったんですか。

○大城玲子保健医療部長 コロナ対策本部の本部長は知事でございます。コロナ対策本部でデータ等を見ながら本部員と話し合っただけで決めたというところでございます。

○中川京貴委員 玉城知事が41市町村でそれをやると決めればできたんですかと聞いているんですよ。

○大城玲子保健医療部長 やはりエビデンスに基づいて決定するというのが重要だと思いますので、知事においてもそのエビデンスに基づいて対象地域を決定したということで、知事が了解したというふうに考えております。

○中川京貴委員 例えば我々自民党だけでなく別の会派からもいろんな提案が出ております。これが41市町村に適用させるべきだという提案を我々はしておりますが、なぜ20にしたのか。その結果、それが拡大してやぶ蛇になった場合の責任は、知事にあるということですよ。後追いすることのない予算措置をすればいいのに、先ほど西銘委員からもありましたとおり、予算を広く取って、それに応じて被害状況を見て狭めるというのが感染拡大防止だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 予算の話と対象地域をどうするかというのは、やはり対象地域は感染拡大の状況を見て、やはり私権を制限するものであるのをそれを見てやっていくというのが原則的な考え方だというふうには思っております。

○中川京貴委員 今日、照屋副知事の答弁です、我々の質問の中で、地域を限定して感染拡大を抑えていくと副知事は答弁しておりましたが、その結果、41のうち21は外されたということで理解してよろしいですね。

○大城玲子保健医療部長 外されたという認識ではございません。感染が急拡大した地域を選定するというところでございます。

○中川京貴委員 確認ですけれども、この21市町村は新型コロナ感染者が少ないから該当しないということで理解していいんですか。

○大城玲子保健医療部長 先週から今週にかけての

状況を見ますと感染状況は落ち着いているという状況でございましたので、他の那覇、中南部圏域とは明らかに感染の状況が違うということでの選定になっております。ただし、今後兆候が見られるような場合にはちゅうちょなく検討する必要があると考えております。

○中川京貴委員 兆候が見られてからでは遅いということなんですよ。実は東京都を見てください。東京都は東京都だけでもロックダウンしながらですね、ほかの千葉や埼玉、神奈川県に呼びかけて、関東でお互い目標を持ってコロナ対策をしてきたはずであります。東京都だけじゃないんですよ。それはなぜ沖縄だけでも41市町村でできないのかが不思議であります。いかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 各県の状況はいろいろございます。宮城県さんについても仙台市を要請して全県はやっていないとか、大阪府についてはこれまでは限定していたけれども府全体に広げるとか、それぞれ状況があると思います。感染の拡大の兆候、それから今後の見通しについてもしっかりと見ていく必要があると思いますので、その辺は感染症専門家会議などの御意見も伺いながら、その兆候が見られるときにはしっかりと対応が必要だと思っております。

○中川京貴委員 その感染が少ないところは該当しないと。しかしながら、沖縄県民は移動するんですよ。御承知のとおり、県は移動を遠慮してほしいと言いますが、県民は離島に行ったり、また北部に行ったり移動するんですよ。これどう止めるんですか。

○大城玲子保健医療部長 今回の時短要請も含めて、県からは急拡大に対する緊急対策として対応方針を出させていただいたところです。その中では、外出については必要最小限でできるだけお願いしたいというようなことでありますとか、シーミーについても必要最小限の人数で、短時間でというようなお願いをしたりとか、そういうような全体的な対策についても一緒に打ち出しているところでございます。

○中川京貴委員 ただいまの答弁では、県民に対する移動制限を自粛してほしいということで理解しているんですか。

○大城玲子保健医療部長 県民の皆様に対しては、可能な限り必要最小限で外出をしていただきたいという一これはお願いベースの話でございます。

○中川京貴委員 じゃあ、あえてお聞きします。皆さんが本日提案されました、おきなわ彩発見の予算が組まれております。おきなわ彩発見は県民であれ

ば離島を含む県内どこでも宿泊ができます。これはじゃあ止めるんですか。

○渡久地一浩文化観光スポーツ部長 おきなわ彩発見事業につきましては、先ほども答弁しましたけれども、GoToトラベルが止まっている間、なるべくその域内の需要喚起を促して経済の活性化を図ろうというところで観光業界からの強い要望があったものでございます。これまで今回の第3弾も含めて、第1弾、第2弾と、この彩発見事業そのもので感染が拡大したというようなことはないということが一つございます。そういったことも含めてですね、外出制限の中にごさいますーいろいろ必要最低限という中ですね、例えば家族で改めて沖縄を見つめ直すとかということ、ホテルで過ごしていただくとか、そういったリフレッシュ効果ということもございまして、そういったものは今回の緊急事態の対応方針の中に盛り込まれておりますので、そういったことで彩発見事業については継続していきたいというふうに思っております。

○中川京貴委員 私は渡久地部長の考えに賛成なんです。おきなわ彩発見はですね、県内の観光業、いろいろな関係する皆さん方から要望がありましてね、それは止めることなく進めるべきだと思っておりますが、一方で県は移動を自粛する、シーミーも自粛しなさいという考え方、その矛盾がおかしいって言っているんですよ。だからあえて41市町村をですね、この補助対象にして、彩発見を進める。そういった形でやらないと、一方は移動するな、一方はこれを進める、ちぐはぐになっているんですよ。あえてお聞きしますが、ホテルや観光客を相手にするところで、コロナ陽性者は出たんですか。私は出ていないと思いますがいかがでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 ホテル等で観光客から感染が広がったというような事例はなかったと認識しております。ただ、従業員の皆様から感染が、従業員同士で広がったというのは一部ございました。

○中川京貴委員 ぜひですね、今、部長、皆さん、ホテル、まず視察してください。もう感染防止対策はきっちりして、食事もこれまでのホテルの対策と違った対策をされて、一人も感染者を出さないという使命感にあふれていて努力しているんですよ。そういった努力も分からないでですね、この緊急事態宣言をやったり、県のスタンスがちぐはぐなんですよ。おかしい。一方は進める、一方は進めない。自粛してほしい。これ、どのようにして県民に説明しますか。

それともう一つは、約200億近くの繰越しがあるのであればですね、これまで我々自民党はもちろん、ほかの政党からも要望があった、バス・タクシー—この自粛に伴って、お酒の販売とかですね、運転代行、またお店、食堂も含めてみんな影響出ているんです。その方々に対する支援はないんですか。

○谷合誠産業政策課長 現時点では国の設定しました緊急事態宣言措置に係る一時支援金で対象となり得る事業者が県内でも多数あることから、そちらの事業者が幅広く漏れなく受けていただけるようにサポート窓口を設置して受給を進めていただいているところでございます。

また、ハピ・トククーポンにつきましてはですね、幅広い事業種でお使いいただけますので、こちらについても事業者の登録をしてもらって、より恩恵を受けていただけるような形で進めたいと考えております。

○中川京貴委員 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている様々な業種に対して、経済支援策を今後—この令和3年度、補正を組んでやるという考えを持っているんですか。

○池田竹州総務部長 予算特別委員会のほうで附帯決議がついて議決されたことは我々も非常に重く受け止めております。その決議の内容に関連する部局においては、関係業界等と今意見交換をしているというふうに考えております。その状況も踏まえまして、必要なタイミングで補正予算についても検討していきたいと考えております。

○中川京貴委員 逆ですね、先ほどの答弁もありましたが、19億円を上乗せすれば41市町村全部に対応できると。対策ができるという答弁をしておりましたが、私はコロナ患者が、陽性者が出てから対策するのではなく、今まさにやるべきだと。後追いすればそれだけ、その患者が増えるということなんですよ。これだけは、過去にも経験しているのになぜ学習しないのか不思議でなりません。その件についてどう思いますか。

○池田竹州総務部長 今先ほど附帯決議に関して述べさせていただいたのは、主として経済あるいは公共交通の部分でございます。感染症対策につきましては、例えば民間の療養施設の確保につきまして、あるいはPCR検査のソーシャルワーカーへのものなど、当初予算で盛り込める部分については一応盛り込んでいるものというふうに考えております。

○中川京貴委員 部長、沖縄県議会議員であればですね、全市町村に適用させるべきだと思っていたと

思いますよ。なぜならば、例えば県の持ち出しは1%しかないんですよ、それも流用もしている。ほとんど国庫補助なんですよ。128億。それを県が国と調整をしながらですね、もう少し増やせば41市町村を取り込めたはずなのに、なぜ20に限定したのかというのが理解できないんですよ。これは与党の議員の皆さんもそう思っていると思いますよ。後ですね、例えばこれが限定しなかったところで増えたとなって、また4月に入ってですね、延長した場合の予算のほうで、それ以上の倍の予算必要になると思いますよ。そのときに説明できますか。

○池田竹州総務部長 感染症対策につきましては、当初の予算の審議のときにも、必要に応じて随時補正を検討して、感染症の状況に応じて補正についても検討していくというふうに述べさせていただきました。今回の時短要請の20市町村につきましては、先ほど来保健医療部長から説明があるように、この1週間くらいの感染者の急増について、専門家の意見も伺いながら、感染が急拡大している那覇・中南部地域について、早急に対応が必要だということで、本部会議に諮って、本部会議でそのような決定をしたという形でございます。これで動かないということではなくて、先ほども部長から説明がありましたように、感染状況は日々確認しているところでございます。そういったものを踏まえながら、随時必要な対応は取っていききたいというふうに考えております。

○中川京貴委員 部長、やはりですね、やっぱり考え方の違いがあるのか、南部の方であってもですね、必ずこのゴールデンウィーク近くになると中北部に移動します。私は先ほどからも言いましたように、やっぱり徹底したPCR検査をしっかりとやってですね、陽性が出たらしっかりと隔離すると。それ以外に対策はないと思っています。そういった意味では、中部から、市町村から要請があった沖縄市のホテルの借上げはされているんでしょうか。

○嘉数広樹地域保健課副参事 中部地域の宿泊療養施設についてもですね、設置の方向で今現在検討しているところでございます。ただ、陽性者とスタッフの動線を分けるなど、療養施設としての条件が満たす施設がないということで、現在その施設を探しているところでございます。

○中川京貴委員 これも半年前、これ要請書が出たのはたしか6月か7月じゃないですか、去年の。それと、もしコロナの陽性者患者が増えた場合、皆さんどうして対応するんですか。PCR検査すればす

るほど僕は陽性者は出ると思っていますよ。その対策について聞かせてください。

○嘉数広樹地域保健課副参事 陽性者が出た場合には、中部の陽性者については那覇の東横インのほうで療養していただいているというところがございます。県としてはですね、引き続き宿泊療養施設がまだまだ不足というふうに考えておりますので、引き続き確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○中川京貴委員 一日も早くですね、沖縄市、あるいは名護のほうにもですね、そのホテルを借り上げて対策をしっかりとやるべきだと思います。

以上で終わります。

○次呂久成崇委員長 休憩いたします。

午後7時7分休憩

午後7時20分再開

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 本会議でもやったんですが、ちょっと答弁がかみ合わなかった点がありましたので、その点だけ確認させてください。

今回の補正の時短協力金なんですけれども、県民からは1日4万円という計算で十分なところもあれば、あるいはたくさん雇用していて事業規模に応じた協力金にしてほしい、こういった声だったり、あるいはなぜ飲食店だけなのかという、こうした声が地域ではあふれているんですよ。それで、この時短協力金の交付要件というのはどこが決めているのか。県が決めたんですか。先ほどの部長の答弁だと、時短協力金と一時支援金の話とごっちゃになっていたと思いますので、その点をちょっと整理させてください。この県独自で金額を増額したり、あるいは飲食店以外に対象を広げることができるのでしょうか。

○兼島篤貴企画調整課主幹 協力金については、内閣府のほうで制度設計をしております、対象事業者は飲食店全般という形になっております。単価のほうも当初4万円という上限が設けられておりましたが、委員御指摘のような柔軟性を持たせるということですね、現在は平均の上限が4万円ということになりまして、例えば規模の大きいところは6万円、小さいところは2万円という形で、地域のほうで弾力的に運用できるような形での制度と今なっております。それ以外の拡大ということについては、この協力金を使って支援するということはちょっと難しいと思われま。

○比嘉瑞己委員 6万円ということが可能であれば、

そこは検討する必要があるんじゃないかなと思います。

総務部長、ちょっとお聞きしたいんですけれども、もちろん県は県独自の経済対策なり支援策をやってきたと思うんですよね。やるべきだと思います。だけど、自治体にも財源の限界というのもあると思うんですよね。限られた財源の中で基金を取り崩してやってきている状況で、そうした中でこうした国の時短協力金でも国民に線引きをつくってしまう状況というのは、やっぱり私は避けなければいけないと思っています。やはり国が責任を持ってですね、こうした対策もやるべきだと思うんですよね。ましてや沖縄県、このコロナ禍の影響で税収も全国一減収幅が大きいわけですよ。こうしたところで、なかなか自治体任せというのには私限界があると思うので、やはり国にちゃんと要請するべきだと思います。政府もコロナは国難だと言っているわけですから、今回の時短協力金の拡充をはじめ、持続化給付金や家賃支援金、これも第2弾が待たれているわけですから、こうした政府に責任ある支援策をしっかりと沖縄県も全国知事会と協力しながら求めていくべきだと思いますが、最後にお願いします。

○池田竹州総務部長 私どもも玉城知事が全国知事会にウェブで参加しまして、いわゆる時短協力金だけではなくて、様々な関連業者を支援するためのいわゆる特別枠を創設することなどについて要望しているところでございます。

また、政府のほうとしましても、例えば時短協力金につきまして、当初は2割は地方の負担という形で制度が設計されておりました。ただ、感染状況がかなり深刻な状況になって、その2割の負担について地方の負担が非常に大きくなるようになってきたということで、その大部分も国庫で見ていただくという形での制度の変更もなされております。今回の129億に対して1億円の財調からの繰入れというのは、そういうことの調整の結果でございます。

ですから、引き続き要望はきちんと伝えていくながら政府とも連携して取り組んでいきたいと思っております。

○次呂久成崇委員長 西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 現在の感染のスピードでいくと、感染はどのようになると推計されていますか。お尋ねします。

○大城玲子保健医療部長 これは疫学的な推計というところまでは行きませんが、統計数字ということで、県のほうで先週の上昇率が94%でございま

したので、仮にそれがそのままの勾配で伸びるとい
うことになると4月4日には954人、それよりも
前の週の45%の伸びで見ますと同じく4月4日には
669人ということで、こういう単純な推計にはなりま
せんけれど、このまま何もしなければそういうふう
な拡大になってしまうということは懸念していたと
ころでございます。

○西銘純恵委員 これは昨年の感染のピーク時に比
べて、それより低い推計ですか。1週間で1000人近
い感染というのは相当多いと思っっているんですが、
去年と比べてどうですか。

○大城玲子保健医療部長 去年の夏の頃はかなり急
拡大した時期もございましたので、そことの比較は
ちょっと難しいんですが、年末は時短もかけながら
少し落ちてきて、その後、徐々に上がってきてとい
うようなこともありましたので、年末から今にかけ
てであればこのような急拡大はございませんでした。

○西銘純恵委員 今回、連休前で感染を抑えるとい
うことで時短要請、4月1日から28日ということで、
県民への協力も要請されているんですよね。でも、
これ本当に高齢者の方は孫とも会わないで、うち
の中で我慢しているという人もいれば、無症状と言
われる若い人たちがどんどん感染を広げているよう
な状況があるんじゃないかと。温度差があり過ぎるわ
けですよ。だからこそ、今度の第4波突入という
ときには県民一丸となって感染を抑えていこうと。
そのままにしていれば1000人近くになるよという
ような危機感を、県民に対してもメッセージが必要だ
と思うんですよね。県民が今の状況を共有できるよ
うにするためにどうすればいいんでしょうか。どの
ように考えていますでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 知事からのメッセージと
いうのはマスコミでも取り上げていただける状況で
ございますので、知事から随時発信していただくとい
うことは重要なことだと思います。それ以外に、
やはり周りの大人から、会社の上司からそれを伝え
てほしいという動きも必要だというふうに考えてお
ります。

○西銘純恵委員 やっぱ県民が共有すると、今の
状況をね。それに力を入れたいなと私も思います。

次、もう一点お尋ねします。米軍関係者の感染拡
大もとりわけ県民は不安なんですよ。この米軍の
感染状況はどうなっていますか。

○国吉悦子地域保健課長 今ちょっと手持ちが3月
27日現在なんですけれども、新規感染者が7名で、
累計で1101名となっております。

○西銘純恵委員 先週でしたか、米軍感染が28人出
たとかね。これは県民の感染状況と米軍関係者の感
染は関連があると私は思うんですよね。これに対し
てどう受け止めておりますか。

○国吉悦子地域保健課長 基地従業員の方々もです
ね—この米軍の感染状況につきましては海軍病院の
ほうから情報をいただいております、その米軍の中
で働く基地従業員の状況、陽性者の状況について
もお聞きしているところで、その方たちは保健所の
ほうで接触、疫学調査等も実施しております、県
民と同じような対応で感染源の把握に努めている状
況でございます。

○西銘純恵委員 今年の1月20日は米軍が46人感
染が出て、1月27日に県民が131人感染したと、先ほ
どなたかに答弁していましたが、そしてこの
3月26日は米軍28人、県民89人ということで、本
当に連動しているように関連があるように思うん
ですよ。去年の沖縄県民が感染2か月ゼロだった、
その後に米軍関係者から発生した感染が沖縄県の第
2波でしたかね、それにつながっていったという、
そういうのがあるわけですよ。この米軍関係者との
関連がないのかどうかというのがなかなか情報が共
有されていないと思うので、このウイルスの遺伝子
解析で関連性が分かるのではないかとということも指
摘されているんですけど、それについてどうですか。

○大城玲子保健医療部長 米軍の感染者につきまし
ては、毎日基地内の保健衛生局から情報をいただい
て、濃厚接触者等についての疫学調査に県のほうと
しても生かしているところではございます。しかし
ながら、変異株の検査がされているのかとか、その
辺の情報はまだ入っておりません。

ただ、県のほうとしては、そこは警戒しなければ
ならないということもございますので、従業員の陽
性者が出た場合には、それを直ちに変異株の検査に
回せるような体制を取っていきたいというふうに考
えておまして、そのように今実施しているところ
でございます。

○西銘純恵委員 基地対策課が出席されていないん
ですけど、気になるのは基地外居住の米兵がいるわ
けですよ。そういう実態が分からないので、基地
の従業員の皆さんはやっていますと言っても、そう
じゃない皆さん—米兵が県民の生活地に入っている
という状況の中で、やっぱり感染の関連性があるの
ではないかというのをぜひ調べてほしいと思うん
です。この関連性があるかというのは、県立中部病院
の高山さんも、ウイルスの遺伝子解析が必要だけれ

どもできないということを報道で語っているんですけども、そこら辺はきちんと関連性があるのかどうか、感染率も高い米兵関係者、米軍関係者からの感染を県内で県民の中に持ち込まないというのもとても大事じゃないかと思うんですけども。

糸数統括監はいらっしゃるのかしら。

○大城玲子保健医療部長 糸数統括監は今日専門家会議がございまして、今進行役でございますので、申し訳ありません。高山先生のほうから、基地内の感染状況と県内の感染状況がオーバーラップするんじゃないかというような御意見もございまして、県としましても可能な限り、そこの分析は進めたいと思っております。ただ一方で、先ほどのように米軍従業員の方々の検査をしっかりとやることで、例えば変異株が持ち込まれないかというようなことも併せてですね、警戒して取り組んでいきたいと思っております。

○西銘純恵委員 大変多忙だと思うんですけども、米軍との実務者会議、それも去年持たただけで、その後ないという指摘もされていますけれど、これについてもやっぱり早急に開催を求める必要があると思うんですよね。それともう一つは、基地外への外出禁止ですね、基地から外出を。そこも求めるべきだと思うんですけど、県の取れる手だてをぜひ取ってほしいと思うんですが、いかがですか。

○大城玲子保健医療部長 基地内のそういう規制等につきましては、担当部局、知事公室なども意見交換をして、知事公室において何がしかの対応ができるのかどうかも含めて意見交換したいと思っております。

○西銘純恵委員 ぜひ取ってほしいと思っております。今日は担当がいらっしゃらないのでこれ以上聞けませんけれども、これはとても重要だと思っておりますので、以上、要望して終わります。

○次呂久成崇委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。今回の時短協力金について、基本的なところから確認させてください。今回、営業時間の短縮を20時から21時にした理由、改めて聞かせてください。

○大城玲子保健医療部長 時短の要請につきましては、確かに8時ということであればその効果も大きいことが予想されますけれども、業界団体の皆様から、8時ということであれば協力できない店もたくさん出てくるんじゃないかというような御懸念もあつたというふう聞いております。9時というのがぎりぎりの線で協力いただける内容になっているという理解で、コロナ本部においてもそのように9時という形になったと私は認識しております。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

これまでクラスターや感染者を複数発生させた飲食店の傾向等々はありますか。何でこの店でクラスターが発生したのかという理由ですね。

○大城玲子保健医療部長 ちゃんと集計したことで申し上げるわけではないんですけども、例えばスナック等でカラオケをするんですけども、閉め切ったままマスクもせずにカラオケをしたとか、あと大勢の方で密接になってクラスターを起しているとか、そういうような3密対策が取られていない状況にあつたところが多かつたように思います。

○喜友名智子委員 そうすると、やっぱり時間帯の問題というよりも基本的な感染症対策を日々しっかりと行っているかということのほうが、この感染拡大防止としては効果があるのではないかと思います。1月末から2月末までの時短要請の時期から複数の事業者の方たちと意見交換をして、何で定休日にも協力金対象にするんですかという声を多く聞いてきました。これは担当部にも何度も私も個別に問合せをしています。今回の協力金でも、やっぱり定休日にも対象であると。これは事業者の皆さんから不平等性の不満を多く声を聞いて、定休日は対象外にしてもいいのではないかという意見を伝えても、それでもなお、今回まだ定休日まで協力金対象にするという理由は何でしょうか。

○知念百代中小企業支援課長 今喜友名委員がおっしゃいましたようなそういった声というのは、時々こちらのほうにも届いているものではありません。その中には、先ほどの質問の中にもありましたけれども、事業規模に応じた支給方法でとか、あと今言ったような定休日を除外してはどうかといったようなこともあります。実際にその定休日は何日であるかとか事業規模がどうであるかといったことの実態の把握をしていく上では、まずその基準を証憑類をどうしていくか、そういった裏づけとなるような証憑書類をどういうふうチェックしていくか、確認をしていくかといったようなところで、審査に相当な時間を要するであろうと思っております。今回の感染防止対策の観点での支給というのは、より早く協力いただいた飲食店等に協力金を届けることによって感染防止対策を高めていくといったような効果を狙っておりますので、そういう意味では迅速にそれを進めていくことが重要なのかなといったところで、要請期間に応じて一律支払うというふうにしたところであります。

○喜友名智子委員 感染拡大を防止するという感染

症対策の面と、その中でもできるだけ影響のないところでは経済活動をしたいというぎりぎりの対応が、今回の内容かなと思っています。

しかし、やはり今回で第4波で、この3週間で抑えたとしても一今回時短要請をする理由の一つが、ゴールデンウィークまでに何とか拡大を抑えてまた観光客を呼びたいという短期の目的があるわけですよ。ただ、このゴールデンウィークが過ぎると恐らくまた増えて、6月末、7月には多分また同じような会議をしているんじゃないかなとやっぱり思えてならないんです。

このときにですね、感染症対策と経済活動のバランスを取るといふ今までの判断、第3波までの判断が、今はどっちつかずになっている状態じゃないかなと思っています。こういふ議論はコロナ対策本部の中ではあったのでしょうか。

○嘉数登商工労働部長 現在の感染状況の中で、経済対策と感染症対策がどっちつかずになっているんじゃないかというお話だったかと思いますが、決してそういうことではなくてですね、感染状況を踏まえながら現時点で打てる経済対策は何かということで、我々提案し、事業も実施しているところでして、常に感染状況を見ながら、今後とも感染状況を見ながらできるときにできる事業をやっていききたいというふうに思っております。

それから、やはり経済界において非常に期待が大きいのは、ワクチンの供給はいつかということところがやっぱり期待はございますので、何とかガイドラインに沿った事業活動を展開しつつ、ワクチンの早期の供給ということを心待ちにしている状況もありますので、ぜひそこは実現できればなというふうに考えております。

○喜友名智子委員 この経済活動を少しでも続けたいということで今回、内閣府から予算を取ってきたという経緯の部分についてもお伺いしたかったんですけども、ほかの委員の方がもう既に聞いているので省きます。

このときにですね、県内の感染の拡大状況の判断というものをコロナ対策本部と国のほうでやり取りをしているという説明がありました。この国というのは具体的にはどこの省庁を指していますか。内閣府でしょうか、厚生労働省でしょうか。

○大城玲子保健医療部長 県のほうからは、ほぼ毎日、内閣府のコロナ対策本部のほうに県の感染状況の指標をお送りしています。内閣府のほうでは各県の状況をそういうふうにして把握しているものと思

います。

○喜友名智子委員 国のコロナ対策をリードしているのは厚生労働省だと理解はしているんですけども、県のほうでは厚労省ではなくて内閣府とやり取りをしているということですか、感染症対策についても、今回の協力金の財源についても。

○大城玲子保健医療部長 失礼しました。先ほどの毎日の報告については、厚労省のコロナ対策推進室と内閣府のコロナ対策室、両方に送っております。

○喜友名智子委員 これはPCR検査の拡大がなかなか進まない要因一まあ進めていただいているんですけども、海外と比較するとやっぱり日本の検査数は足りないという指摘は再三、報道ベースでも論じられています。今、県のほうでは国の厚労省の感染拡大予防策に基本的には沿った対応をしていると理解していますけれども、この対応自体が、要は日本の対応が間違っている、あるいは適切ではない方策に県がついていってしまっているという可能性はないのでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 確かに積極的疫学調査につきましては、厚労省で指針、方針等についても通知をいただきまして、県はその対応をしているところでございます。ただ、県のほうとしては、行政検査だけではなくて、いわゆる社会的検査のようなものも必要ということから、介護従事者に対する検査などについても始めたところございまして、両面からの検査の拡充を今後とも図っていききたいと考えております。

○喜友名智子委員 検査数も足りない。その中で、県内においては経済団体から経済活動を止めてくれるなという非常に強い要請もある。両方の言い分の中で、物すごく苦慮をしながら財源確保と感染拡大防止に毎日御尽力をしてもらっているというのが、県の実態じゃないかなと私は思っているんですね。そのときに、やはり基本的に疫学調査、あるいは感染防止対策については厚労省の指針に沿っているというのであれば、予算措置についてはもっと国のほうと強く交渉していただきたいと思います。そうでなければ、例えば広島県が地域を絞ってですけども、無料のPCR検査を4月1日から開始するという新しい取組を始めています。こういった新しいことを県が厚労省とはまた違ったところでどんどん試していくということもないと、検査も拡大しない、協力金も中途半端なやり方だと県民には捉えられている。これでどうやって一丸となって乗り越えていくのかというところは、やはり国への強い予算の要

望、特に地方創生協力金以外でも持続化給付金、こういった給付の部分の要請も併せて行っていかなくてはいけないと思うんですけども、こういった対応も県のほうでは行っていく予定はあるんでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 まず、検査につきましては、行政検査と言われるものについてはもともとの厚労省の予算で積極的疫学調査の補助金がございます。これは国2分の1という形であります。ただ、先ほど申し上げました社会的検査につきましては県独自の考えでやっておりますので、これは臨時創生交付金を使わせていただいているところです。

ですので、国に対しては、検査の拡充についても必要な予算措置については全国知事会等を通して意見を言っていきたいというふうに考えます。

○喜友名智子委員 地方創生交付金の計算の仕方を以前担当部局から教えていただいたときには、人口、それから自治体の財政基準、それから地域の感染率、こういったことが考慮されて国が計算をすると聞きました。そうすると、感染率においては沖縄はもうずっと全国ワーストの状態なので、国が算定するときにもぜひこういった沖縄の事情は強く伝えて、できるだけこういった協力金も拡充できるような形をぜひ要望いたします。

そしてPCRの検査についても、もう既に県独自で3種類行っているということは、とても頑張っていると私も思っていますので、これもさらに広げていってもらって、県民が安心して移動できるような体制づくりにも引き続き取り組んでいただきたいと思います。ちょっと要望が多くなりましたけれども、以上で終わります。

○次呂久成崇委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 まず1点目ですけれども、今回20市町村を対象として協力金をやるということで、その説明の中で時短を要請するというには慎重であるべきだというような説明があったかと思えます。国も同じような考えだというような説明があったかと思うんですけども、その辺をちょっと詳しく教えていただけますか。

○大城玲子保健医療部長 新型インフルエンザ特別措置法というのがございまして、その第5条において、感染対策を取るに当たっては必要最小限で、経済社会、生活等については必要最小限の影響となるようにという文言がございます。その立てつけももちろんございますけれども、県のほうとしましてはやはり私権を制限するような強い措置については慎重

になるべきでありますし、確かな感染状況のデータなども踏まえた上で判断すべきものと考えております。

○國仲昌二委員 その時間短縮ということを要請するということは、いわゆる権利を制限するということがあるということで慎重に対応するというのが、国も同じ考えだということで説明があったと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

○大城玲子保健医療部長 法の立てつけでございますので、それは同じ考えであると思います。ただ、やはり感染状況をしっかりと見極めた上で、緊急性が必要かどうかということもちゃんと検討しないといけないと思います。

○國仲昌二委員 難しい判断になると思うんですけども、やっぱり守らなければいけない部分もありますので、しっかりその辺を慎重に判断していただければというふうに思います。

次は予算に行きます。補正予算第1号の説明書の3ページのほうですね。一般財源の持ち出しについてちょっと伺いたいですけれども、これは先ほど質問があったと思うんですけども、129億のうち1億2900万、一般財源の措置をしてあると。先ほどの答弁で、これは県の負担分だというような説明がありました。ということは、その一般財源というのは必ず措置しないといけないということなのか。その辺の説明をお願いします。

○武田真財政課長 時短協力金につきましては、臨時創生交付金の中で、まず国庫が8割ございます。国庫8割を入れた形で2割が地方負担になります。一定額を超えますと、この地方負担の95%が国の国庫補助の対象になって、残りの5%が地方の負担という形になっております。100の形で見ますと、全体の99%が国庫、1%が地方の負担という形になっております。

○國仲昌二委員 8割が国庫で2割が地方の負担ということがあるんですけども、一定の額を超えれば、これが99%と1%になると。そこをもう少し詳しく説明できますか。

○武田真財政課長 時短協力金を求める国からの内示に当たりまして、沖縄県で申しますと、地方の負担部分が約41億円を超えますと国の負担割合が結果的に上がって、99%まで引き上げられるという形になっております。

○國仲昌二委員 この41億円を超えるというのは、例えば沖縄県ではこれは負担に限界があるというような判断で、そういうふうな制度になっていると考

えてよろしいですか。

○武田真財政課長 国の考え方としては、国の3次補正分で各都道府県、各自治体に配付された臨時交付金、2つ要素がございまして、感染症分という形で算定された部分、それから経済対策として算定された部分がございまして。今回の場合でいいますと、感染症の部分という形で配分された41億円を超えると、その補助率が引き上がるというような形になっております。

○國仲昌二委員 ある一定の額を超えて地方負担が1%になるということで、私としては全額国庫補助にしたほうがいいかなということで。今回の一般財源もやはり基金の繰入れで、そうすると財調も37億円を切っていくということで大変厳しい財政状況になると思うんですね。本当に県は財政措置、大変だと思いますよ。当初予算でも262億円の財源不足が生じて、それをマイナスシーリング、あるいは基金からの繰入れでどうにかこうにか賅ったと。さらに臨時財政対策債も152億増やして351億円、それから県単独融資事業費も前年度比の384億円増やして508億円と。先ほども説明ありましたが、令和2年度のコロナ対策、1820億円のうちの600億円を県が持ち出しているというような、本当に厳しい状況でありながら予算措置をしているのが見えると思います。

ただ、本当にこれだけ財政措置をしても、今日もいろいろ指摘がありましたけれども、まだまだ支援策が届かない皆さんもいるということで、対象を拡充できるような取組をしてほしいという話がありました。これはもちろん都道府県、一つの県だけで対応できるわけではなくてですね、これからも全国知事会等を通して、やっぱり都道府県が一丸となって検討、いろいろ調整、要請しながらやらないと本当に対応できないと思いますので、ぜひ全国の都道府県結束して国へ要請して行ってですね、このコロナ禍を乗り越えられるように頑張ってくださいと思います。

それともう一つ、LINEアプリのRICCAについてちょっとお伺いしたいんですけども、最近ニュースでLINEの情報の安全対策ということで、政府とかあるいは自治体が一時停止するというようなニュースがありますけれども、県もLINEを使ってコロナの情報提供などを行っていると思うんですけども、この辺の安全性についてはどう認識しているのでしょうか。

○嘉数広樹地域保健課副参事 今、LINEを使用

して自宅療養者の見守り支援—健康観察を行っているのと同時に、お知らせシステムとRICCAをLINEのほうで活用して実施させていただいています。最近そういった話題がありましたので、LINEのほうに問合せをしたところ、県が活用している部分の情報漏えいについては全くないというような説明が先日あったところです。

ただ、とはいえそういった懸念が全く払拭されたわけではないので、見守り情報についてはその活用、使用を少し見合わせていると。特に陽性者の情報になるものですから、そこは少し慎重に対応しているところです。

○國仲昌二委員 どうもありがとうございました。

○次呂久成崇委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 今回の対象地域外の離島と北部地域は、医療が脆弱な地域ですよね。これまでの質疑の中でもありましたけど、そこに感染拡大が確認された場合、対象に組み込むことは可能なんですよ。確認したい。

○大城玲子保健医療部長 現在の状況を勘案して、今対象地域を決めておりますので、今後そのような感染拡大の兆候があるのであれば、これはちゅうちょすることなく検討する必要があると考えております。

○平良昭一委員 その場合も、国との調整が必要なんですか。

○兼島篤貴企画調整課主幹 協力金に係る国との協議は要請ごとにやっていきますので、対象が変わったり期間が延びたりする場合は、改めてやる必要がございます。

○平良昭一委員 その状況になったときの迅速さというのは、状況を感じてそれに組み込むというのは最低どれぐらい必要になってくるか、国の支援が受けられるまで。

○兼島篤貴企画調整課主幹 おおむね内容が固まって2日ぐらい、大体協議を始めて2日ぐらいあればですね、こちらがどれぐらい制度を固められるかというほうがむしろ大事になってきますので、そんなに期間はかからないだろうと思います。

○平良昭一委員 前回の事例を見ても、全県で2317件多くなる。19億円ですか、そういう状況になりますので、この辺も視野に入れながら考えておかないといけないと私は思っていますので、その辺の対処を早めにしていただきたい。

それとですね、今問題になっているのは、県民がそれぞれ不平等感を持って生活している状況が続いているからなんですよ。コロナの新しい生活様式が

定着してきた。その中でいろんな対策事業、給付金、協力金の支給で周りがよく見えるようになってきているんですよ。その中で、それぞれが不平等感を持ってきているということになるわけ。今朝の新聞、今日の議論をする前に電話がありましたよ。県立病院で働いている方ですけど、コロナの関連で特別給付金が出るのが決まっていますが、対象者が職員、会計年度職員、臨時職員で、同じように頑張っている派遣、委託には支給しないことが決まったようです。実際には窓口で患者さんと直接関わっているのは委託だし、同じ職場で給付金が出ないのはおかしい。休職している人の代わりの仕事も押しつけられ、職員の何十倍もの仕事を一生懸命頑張っても給付金が出ないなんて、モチベーションが下がりっぱなしですよということで、電話があるんですよ。まさしくコロナに関連する中で、それを支給している、協力金をやる中で不平等さを感じている県民がたくさんいるからなんですよ。そこを十分考えないといけない。

なぜかという、誰一人取り残さない社会の実現が玉城デニー知事の使命なんですよ。そこを皆さんがしっかり支えていかないと、県民からそういう形を持たれることが一番駄目。そこに対してしっかり事業を進めていくこと、スピーディーに平等さを求める、それが今県民が求めていることですから、その辺をどういうふうにやっていくか、気持ちを聞かせていただきたい。

○大城玲子保健医療部長 コロナに対応している医療機関等につきましては、県のほうとしても病床確保であったり協力金等、それから機器整備等についても様々な事業を実施しているところでございます。コロナに当たっていらっしゃる従事者の皆様にとっても、その負担が軽くなるような事業の執行についてしっかりと対応していきたいと考えております。

○平良昭一委員 最後に、これからもいろんな対策が必要になってくると思います。簡単に収まらないですよ、もう。そこを見ながらですね、県民が目くら立てて闘わないような状況をつくっていくこと。

もう一回言いますよ。誰一人取り残さない社会の実現が玉城知事の使命ですからね。それを実現しないと意味がないですよ。最後に答えてください。

○大城玲子保健医療部長 コロナの感染がなかなか収まらない中で、これまで医療の体制であるとか、それから今後、住民接種が始まるワクチンの対応であるとか、様々な場面で県民の皆様への対応が迫られる状況にございます。そういった中でも理解を得

られるように、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○次呂久成崇委員長 上原章委員。

○上原章委員 まず、先ほどのちょっとやり取りの中で、全41市町村、今回の時短の協力の範囲を広げた場合、19億円プラスするとそれが可能という話がありました。件数でいうと—この95億円の対象の店舗数を教えてもらえますか。

○知念百代中小企業支援課長 全県を対象にした場合は、1万1358店舗となります。

○上原章委員 第3波のときに、県はこの範囲内をコロナの感染状況を見ながら広げていって、最終的には全県を対象にした。

私は、あのことを考えると、今回これだけ全国の中でも沖縄県がもうずっと高い感染率があるというのが、非常にどの地方の中でも、まあ首都圏とはちょっと別にしてもですね、なかなか沖縄が収まらない状況を見ると41市町村、離島も含めてしっかりした今回の感染防止の対策に御協力いただくという形が本来のやり方じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○大城玲子保健医療部長 感染防止対策につきましては、全県民の皆様にお願ひすべきことだとは思いますが。ただ、時短要請につきましては、その店舗の営業に関する権利などについても制約をお願いするという状況でございますので、そこはやはり感染状況を踏まえて対応する必要があるかと思ひます。ただし、先ほどから申し上げておりますとおり、それ以外の地域についてもその拡大の兆候が見える場合には、スピーディーな対応ができるようにしっかりと警戒感を持って対応してまいりたいと思ひます。

○上原章委員 この間までは独自の緊急事態宣言を打って、知事は県民にこのコロナの対策に御協力を呼びかけました。今回は緊急特別対策として、また県民に通院や食品の買物以外はできる限り外出を控えてほしいと。これを沖縄県民に呼びかけたわけですよ。それに伴う、これまでもそうでしたけれども、人の行き来がそこで、まあコロナ対策ですからこれは理解するとしてもですね、知事が発令する影響というのはこれまでも学習してきたと思うんですよ。ですから協力金という形にしていると思うんですけど、それ以外の業種や、また多くの業界の県民に不要不急を呼びかける。じゃあ、それに対する補償、しっかりした支援は必要なんだと。第3波のときもそれは多くの業界から声がありました。ですから飲食だけじゃなくて、その取引先もそうだし、ま

たバスやタクシー、多くの県民がしっかりコロナを収めるためには外出を控えようとする。その影響というのは大変大きいんですね。

ぜひその辺は、県はしっかりした支援体制を組まないでですね、国は国で、国が緊急事態宣言をした。その一方で、この協力金や一時金という枠をつくってやっているわけですよ。県も国に指定地域をお願いしたわけですけど、また今全国知事会でいろんな要望を出していると言うけれども、実際一番苦しんでいる県民の第一線の現場で起きていることをぜひ理解していただいて、認識していただいて、何とか県が独自の一時金、また業種をもっと広げて、地域も広げて、時短協力金、取引先も含めた仕組みをつくるべきだと思うんですが、いかがですか。

○嘉数登商工労働部長 様々な業種が非常に厳しい状況に置かれている、影響を受けているということは、我々のほうとしても重く受け止めております。

今現在、先ほど来紹介しているように国の緊急事態宣言の影響を受けた一時支援金、これについては県内のより多くの業種が活用できるようにしっかりとサポートしていきたいという点が1つと。それから、県が独自の対策を取ろうにもやはり財源という点は非常に大きいので、これは全国知事会を通じて、国のほうに財源の確保という点についても常に求めておりますので、これは沖縄県だけが手を挙げてもなかなか前に進む話ではないと思いますので、全国知事会を通じて強く訴えてまいりたいというふうに思っております。

○上原章委員 部長、国が今一時金という形にしているのは、あくまでも東京を中心とした首都圏のこの緊急事態で50%以上の売上げが落ちた業種に対して、法人60万、個人経営30万を給付すると。

これを県内で見るとですね、確かに旅行関係は該当するとしても、地元のお客さんを中心とした営業をしているところはほとんど該当しないのかなと僕は思うんですけど。であるならば、国がそういう形でやっていることを参考にですね、県が独自で緊急事態宣言を出した。その影響を受けて、もしくは今回の時短の政策を受けて、売上げが50%以上県内でも激減したというところは、県が独自で一時金を私は準備する必要があると思うんですが、いかがですか。

○嘉数登商工労働部長 委員がおっしゃっているのは私も非常に強く認識しているところでありますけれども、当然その先立つ財源という点もしっかりと検討しなければいけないというところがございます。

ただそうは言ってもかなりの業種が痛んでおりますので、我々は今の段階でできる経済対策としまして、地域消費を喚起するようなハピ・トク沖縄クーポン、これは先ほど来説明していますようにいろんな業種で活用できるようになっております。例えば床屋でありますとかタクシーですとか、登録してさえいただければ小規模離島でも使えるようになっておりますので、ぜひそういったところを活用していただきたいというところと、これは観光の分野になりますけれども、こういう状況下にあっても県内で旅行需要をつくっていくということで、県内事業者を支援していきたいというふうに考えております。

○上原章委員 南部周辺離島、本当に数百名しかいないような島のある民宿をやっているところから、本当に今回のことで店を閉じるしかない。限られた民宿なんですけど、この島においては。当然これだけのことが国内外で起きているわけですから、そういったところに、じゃどういふ支援があるのかなど。借入れしてくださいなんていう、もうそういう次元じゃないんですよ。ですから、1年間頑張って頑張って守ってきたけれども、限界だと。いろんなケースが一県がいろんな支援を、私はコロナ感染防止対策の一方で苦しんでいる人たちをどう守るかというのはやっぱり大事なと。それで多くの委員が質問されていると思うんですが、先ほど来、確かに皆さんが今大変な中で、この1年、行政が頑張っているのも認識していますが、沖縄県がなかなか新規感染の率が改善されないことを考えると、私は知事が政府にトッパーリーダーとしてしっかり沖縄県をどう守るか。これを直接上京してでもですね、交渉して、沖縄の今の現状をしっかり訴えて、財政的な支援も含めて、私は行くべきではないかなと思いますが、そういった動きはされているんですか。今年に入ってからでもいいですよ。

○池田竹州総務部長 コロナの状況でなかなか上京できないというのもございます。その一方で、せんだってはワクチン担当大臣も兼ねている河野大臣に対して、ウェブで意見交換、要請をさせていただきました。今委員御指摘の点につきましても、関係部局と調整してですね、どういった方策が取れるか検討していきたいと思っております。

○上原章委員 もう第4波ということを考えると、この1年を通して行政もいろんな教訓、学習されたと思うんですね。ですから、先ほど来多くの方が、感染数が増えたらまた協力、またそういう支援。また収まったら多くの人に来ていただく。いろんなそ

ういう動きの中ですね、本当に今苦しんでいる第一線の人たちの思いをしっかりと受け止めて頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○次呂久成崇委員長 以上で、甲第36号議案に対する質疑を終結いたします。説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

午後8時25分休憩

午後9時38分再開

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法等について協議)

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

甲第36号議案令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第36号議案は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(甲第36号議案に係る決議について協議するため暫時休憩した。)

午後9時40分休憩

午後11時53分再開

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

今回は、明 3月31日 午前0時5分に委員会を開き、甲第36号議案に係る決議の提出について審査を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 次 呂 久 成 崇

開会の日時、場所

年月日 令和3年3月31日（水曜日）
開会 午前0時5分
散会 午前0時12分
場所 第7委員会室

（休憩中に、与党が提案した感染拡大防止協力等に関する決議を提出することについて協議した結果、意見の一致を見なかった。）

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

感染拡大防止協力等に関する決議を提出することについては、休憩中に御協議いたしましたが、意見の一致を見ませんでした。

次に、お諮りいたします。

前日に議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○次呂久成崇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議
- 2 感染拡大防止協力等に関する決議

出席委員

委員長 次呂久 成 崇君
副委員長 仲 村 家 治君
委員 小 渡 良太郎君 新 垣 淑 豊君
新 垣 新君 西 銘 啓史郎君
座 波 一君 中 川 京 貴君
当 山 勝 利君 仲 村 未 央さん
島 袋 恵 祐君 比 嘉 瑞 己君
西 銘 純 恵さん 玉 城 健一郎君
喜友名 智 子さん 國 仲 昌 二君
平 良 昭 一君 上 原 章君
大 城 憲 幸君



○次呂久成崇委員長 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

沖縄・自民党会派から提案があります甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議を議題といたします。

休憩いたします。

（休憩中に、沖縄・自民党会派が提案した決議を提出することについて協議した結果、意見の一致を見なかった。）

○次呂久成崇委員長 再開いたします。

甲第36議案令和3年度「沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議を提出することについては、休憩中に御協議いたしましたが、意見の一致を見ませんでした。

次に、与党から提案があります感染拡大防止協力等に関する決議を議題といたします。

休憩いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 次 呂 久 成 崇

令和3年第1回 各常任委員長からの予算調査報告書

沖縄県議会（定例会）

○総務企画委員会

様式2

令和3年3月17日

予算特別委員長
次呂久 成 崇 殿

総務企画委員長
又 吉 清 義

予 算 調 査 報 告 書

3月10日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項
別紙2のとおり
- 3 特記事項
別紙2のとおり

別紙1（総務企画委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【知事公室】

問) ワシントン駐在員活動の実績と成果について聞きたい。また、昨年度は半年間ほど帰国してリモートで業務が行えたのであれば、次年度の1年間は予算を凍結して事業を再構築してはどうか。

答) ワシントン駐在の活動実績としては、設置当初の2015年度と2019年度を比較すると、面談者の人数は190人から3倍の587人へ、情報収集の件数は17件から約9倍の158件と増加している。その結果、米国連邦議会調査局の報告書に沖縄の基地問題に関する正確な情報が記載され、会計検査院GAOの報告書に辺野古の懸念事項が記載される、あるいは連邦議会下院軍事委員会の即応力小委員会が軟弱地盤等を理由に新基地建設計画への懸念を示すなど、米国内で沖縄の基地問題への認識が広がっている。

また、ワシントン駐在は平成27年度の設置以来、地道な働きかけによって米国関係者との信頼関係を構築してきたところであり、米軍基地問題の解決は県民にとっての重要課題であることから、コ

ロナ禍の状況においても引き続き駐在員活動を継続していきたい。

問) 消防防災ヘリ導入推進事業について、導入が遅れている理由と今後のスケジュールについて聞きたい。また、消防士の充足率の問題について、国に対しどのような働きかけを行っているのか。

答) 現在、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会の設立に向けた市町村との個別協議において、救急隊員に係る費用負担の懸念等について最後の2団体と協議を続けているところである。協議が調い次第、協議会を設立しヘリの運用や機体の仕様、ヘリ基地施設の整備等の検討を進め、ヘリの発注、施設の整備及び航空隊の訓練等を経て、最短で令和6年度内の運用開始を目指している。

また、消防士の充足率に係る消防庁との調整では、他都道府県から同様な提案がなく、消防組織法により市町村条例で定めることとされているため法令上は厳しいとの意見をもらっており、県単独ではなかなか決め切れないところであるが、今後、市町村や他県の意見等を確認する機会をつくりながら取り組んでいきたい。

そのほか、自然災害に対する沖縄県の対策状況、不発弾等処理事業費の減額の理由、広報活動事業の具体的内容、航空自衛隊那覇基地からの泡消火剤流出に係る経過と今後の対応などについて質疑があった。

【総務部】

問) 私立専修学校授業料等免除事業の実績と3億円ほど増額になった理由について聞きたい。また、本事業の周知はどのように行っているのか。

答) 令和2年度の実績見込みとして、休校を除く県内56校の専修学校のうち、46校の学生1897人、割合にして約18%への支給となるが、令和3年度は対象となる学校が2校、約280名が増加する見込みであるため増額となっている。

また、周知については、県内の高等学校等に対する学生及び各家庭への周知依頼や、文部科学省や県、各学校等のホームページにおいて制度に関

する情報発信を行っており、入学後においても学校窓口を通して周知案内等がなされているところである。

問) 首里城火災、豚熱、新型コロナウイルス感染症等への業務対応で職員に相当なしわ寄せが来ていると思われるが、職員のメンタル面への対策はどうなっているか。

答) 過去5年間、精神疾患による休職職員は例年30名から40名程度で推移しており、その要因としては様々な要素が複合的に絡んでいると考えられる。

職員のメンタル面への対策としては、早期の発見及び対応を基本とし、重症化、長期化しないよう、ストレスチェックの実施や所属長による職員の健康管理の面談及び産業医との連携等に取り組んでいる。それでも難しい場合は休職してしっかりと休んでもらい、その後の復職に向けた復職支援制度等も準備しながら、総合的な対応を行っている。

問) 公共施設マネジメント推進事業について、令和3年度の具体的な取組内容はどのようなものか。また、今後想定される公共施設の整備に関し莫大な費用が見込まれるが、PPPやPFIの活用についてどのように考えているか。

答) 令和3年度は、国の指針改定や全ての施設等の個別計画策定に合わせた沖縄県公共施設等総合管理計画の改定と、総合精神保健福祉センター等4施設12棟について施設の長寿命化等を目的とした大規模改修工事を実施する予定である。

また、現計画の基本方針であるコスト縮減と財政負担の平準化について、新たにPPP、PFIの活用方針を追加し、各施設管理者に対してその積極的な導入・検討を促すことで、効率的かつ効果的な施設整備を行っていききたいと考えている。

そのほか、コロナ禍における新年度予算編成の基本的な考え方、防災危機管理センターの整備目的と基本的な機能、これまでのコロナ関連対策経費の総額と執行率、財政調整基金の全国との比較と今後の見込み、新たな自主財源の確保に対する取組状況などについて質疑があった。

【企画部】

問) 振興推進事業費が減額となっている理由は何か。

また、新たな制度及び計画策定に係るスケジュー

ルを含め、10年前の状況よりも国との調整等のハードルは高いと思われるが、今後どのように取り組むのか。

答) 減額の理由は、令和2年度に比較して新たな振興計画に向けたいろいろな調査、委託等の調査費が減額となったことによるものである。

新たな振興計画についての今後のスケジュールとしては、3月末に素案を取りまとめ5月頃には沖縄県振興審議会に諮問する予定であり、前回の計画策定のときより若干早めに進んでいる。新たな制度提言については4月に国に提出する予定であるものの、国の総点検が終わっていないため調整が本格化していない。総点検の結果を踏まえた上で、急ぎ知事を先頭に関係要路に丁寧に説明して理解と支援をいただくことが重要と考えており、幅広い視野を持って対応を検討していきたい

問) 沖縄県バス協会から、路線バスに対するコロナ関連の緊急支援等の要請が7回も出されているが、県としてどのような対応を考えているのか。

答) 要請等を受け、昨年6月補正でバス事業者に対する感染症予防対策に係る奨励金を支給し、また、国に対して全国知事会を通して要望を行うとともに、知事において国土交通省に対し沖縄独自の公共交通維持確保に係る要請等を行ってきたところである。当初予算としては計上されていないが、バス事業が非常に厳しい状況にあるということは十分認識していることから、現在支援施策等について検討しているところであり、できる限り早めの補正対応等でバス業界の苦境を少しでも緩和できるよう努めたい。

問) 沖縄しまっちゃんぐ実証事業の具体的な事業内容について聞きたい。また、実証事業を経た上でどのように展開していくのか。

答) 本事業は、ワーケーション目的での来島者や地域振興に関心のある企業等を対象に体験モニターツアーを実施し、例えば午前中はワークをさせていただき、午後は離島内の企業、農家等との交流や、海洋ごみや空き家等の離島の課題を学ぶ勉強会などのプログラムを通して、ワーケーションの魅力向上や関係人口の創出を図ろうとするものである。

また、実証事業を経て最終的には離島でのビジネス展開や移住といったところにつなげたいが、ステップアップとしては、例えばモニターツアー終了後もふるさと納税や多拠点居住の一つとして選択していただくなど、少しずつ離島に携わる層

が増えていくことが、望まれる姿だと考えている。

そのほか、鉄軌道に係る県の要望に対する国の考え、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の対象路線等と具体的な利用方法、SDGsに関する県と市町村及び民間等における取組内容、県の自治体DX推進事業と国が策定する推進計画との関係性、テレビ難視聴解消に向けた取組状況などについて質疑があった。

【公安委員会】

問) 宜野湾警察署新庁舎建設事業に関し、証拠品の一括管理の保管庫を備えるのはなぜか。また、警察本部の第2庁舎の確保に関する検討はどうなっているか。

答) 平成22年の警察法改正で凶悪犯罪の公訴時効が廃止・延長となった結果、証拠品の保管期間が長期化し今後も証拠品が増加することが確実であるが、現在の警察本部庁舎は手狭で保管場所が確保できないため、新築する宜野湾署庁舎に場所を確保したものである。

また、県警本部の第2庁舎等に関しては、場所などの下調べ等を行っている段階であり、まだ具体的な検討や予算要求までには至っていないが、今後、知事部局とも調整しながら進めていきたい。

問) サイバーセキュリティ戦略事業が予算減となっているが、国がデジタル化に向けて動く中、今後重要となるサイバーセキュリティーについてはどのように取り組んでいくのか。

答) サイバーセキュリティー対策は3本の柱からなっており、1つ目にサイバー犯罪に対する捜査体制をしっかりと構築すること、2つ目はそのための内部人材を育成すること、3つ目に県警自体が攻撃されないための内部セキュリティ対策である。計画的な人材育成を中心に、各種事件への対応や内部セキュリティの基本はできているが、重要な事業であり、予算が不足するようなことがあれば必要な措置・対応を取っていきたい。

そのほか、少年警察支援要員に係る予算減額による影響と対応策、県内における優良運転者講習のオンライン化の実施可能性、交番におけるコロナ関連の相談受付の状況と広報の必要性などについて質疑があった。

【出納事務局】

問) 県預金利子に係る資金運用の状況はどうなっているか。また、歳入が減額となっている理由は何か。

答) 最低支払準備金に余裕がある際には、歳計現金等の外貨建ての運用により県預金利子の歳入が生ずるが、運用額として令和元年度は1兆2594億円で平均利率が0.021、令和2年度は5300億円で平均利率0.002での運用となった。

令和3年度は、引き続き預金利子が引き下げられていることと、資金繰りが非常に厳しく既に今年の1月時点で一時借入が発生している状態であるため、運用額や平均利率等を見込んで歳入見込み額が減となっている。

そのほか、出納事務局におけるSDGs推進の取組内容、公用車の管理状況などについて質疑があった。

【監査委員事務局】

監査委員事務局におけるSDGs推進の取組内容などについて質疑があった。

【人事委員会事務局】

人事委員会事務局におけるSDGs推進の取組内容、公務員採用試験の実施時期及びクォーター制度の検討に対する考え方、職員からの不服申立ての状況などについて質疑があった。

【議会事務局】

県議会連絡通路の必要性と改修内容、議会事務局におけるSDGs推進の取組内容、議会棟における分煙スペースの有無などについて質疑があった。

別紙2（総務企画委員会）

要 調 査 事 項

- 1 ワシントン駐在員活動事業費について（知事、副知事）
（要調査事項の内容）

本事業については、平成27年から令和元年まで3億4347万円の経費をかけてきて、特筆するような成果についての答弁が得られていない。また、昨年度はコロナ禍で半年にわたり駐在員が帰国する中、現地に駐在員がいなくともリモートで仕事が成り立っていた事実がある。コロナ禍で予算が十分配分されず、特に路線バスも含め補填されていないような状況で、諸経費を合わせて1億近くも本事業に使う必要があるのか疑問であり、知事に対してワシントン事務所の存在意義等を明確に問いただすべきである。

なお、このことについては、代表及び一般質問における知事、副知事等からの答弁、また委員会において一通りきちんと答弁がなされている。個人情報保護の観点も踏まえつつ経費積算の根拠等にも明確に答弁しており、成果についても具体的に答えている。これまで築いてきたからこそリモートでも成り立つ部分があったということであり、改めて要調査事項として取り上げて知事に聞く必要はないとの反対意見があった。

2 新たな振興策の推進に対する考え方について (知事)

(要調査事項の内容)

新たな振興計画の策定及び現計画の推進のための振興推進事業費が減額される中、8月には令和4年度の概算要求や税制改正に向けた取組が必要であるが、これに対する知事の姿勢等がなかなか見えてこない。50年という節目の重要な振興計画であり、予算も含めてこれからどのように対応していくのか知事に聞きたい。

なお、このことについては、代表及び一般質問等でもかなり議論され答弁もちゃんとされてきた。部長等の答弁でも、10年前のスケジュールと比較しても検討の熟度が高い部分もある、国の総点検結果を踏まえてやっていくことが明確にされており、あえて知事と呼んで考え方を聞く必要はないとの反対意見があった。

特 記 事 項

1 甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計予算」 に係る特記事項

総務企画委員会において協議した結果、下記事項を特記事項として予算特別委員会に報告するこ

とを、全会一致で決定した。

記

令和3年度一般会計予算の執行に当たっては、コロナ禍で苦境に陥っているバス・タクシー等の公共交通に対する支援を強化すること。

○経済労働委員会

様式2

令和3年3月17日

予算特別委員長

次 呂久 成 崇 殿

経済労働委員長

西 銘 啓 史 郎

予 算 調 査 報 告 書

3月10日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における質疑・答弁の内容

別紙1のとおり

2 要調査事項

別紙2のとおり

3 特記事項

別紙2のとおり

別紙1（経済労働委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【農林水産部】

問) 久米島では海洋深層水のブランド確立が全てにわたって行われているが、沖縄本島においても海洋深層水の取水施設を建設する考えはないのか。また、次期振興計画への位置づけはどうなっているか。

答) 現在、海洋深層水に係る新たな取水施設を本島に建設する計画はないが、海洋深層水研究所における研究の推進については、離島の特色ある資源を活用した水産業振興の観点から、有効な手段と考えている。新たな振興計画骨子案では、農林水産業のイノベーション創出及び技術開発の推進を基本施策に位置づけており、農林水産業を取り巻く自然環境や社会情勢の変化に伴う課題の解決を目指し、試験研究を推進したいと考えている。

本島での海洋深層水取水施設については、次期振計の骨子案をまとめる中で、関係市町村含めて様々な意見を徴収する過程で議論されるかと考えている。

問) ちばりよー！わったー農林水産業応援プロジェクト事業で新年度に新たに追加する品目はどのようなものがあるか。また、この事業により安定供給が可能かどうか説明してもらいたい。

答) 本事業は農林水産物の需要の低迷に対する消費

を喚起するため、主に学校給食に農林水産物を供給することを目的に、令和2年6月補正予算により事業を実施してきた。令和3年度においては、需要回復にはまだ時間がかかることが予測されることから、令和2年度の牛肉やマグロに加え、アグーやカンショなど影響の大きい品目を拡充し、引き続き取り組むこととしている。

コロナの影響で観光客が減少し、アグーやカンショなどは滞留していたので、そういうものをどんどん出していくということが、この事業の趣旨であるので、供給については問題ないものと考えている。

問) コロナ禍の中、飲食店の休業により1次産業も相当打撃を受けていると思うが、どれぐらいの影響があるのか。

答) 家庭向けの品目については、巣ごもり需要の高まりもあり回復基調にあるが、一方で、緊急事態宣言の発出による往來の自粛、時短要請、イベントの自粛等によって、花卉類や畜産物、水産物などの飲食・ホテル・土産品向けの品目について、消費や価格面で影響が出ている状況である。

金額ベースで見ると、花卉類が対前年度比マイナス11.3%、肉用牛の取引実績が対前年度比マイナス3.7%、水産物の取扱金額が前年度比マイナス21.1%となっている。

そのほか、渡嘉敷島や座間味島におけるイノシシによる農作物の被害状況、耕作放棄地の活用に向けての取組、オキナワモズクの生産底上げ技術開発事業の事業目的と成果、6次産業化の総合化事業計画認定件数と九州との比較、黒糖の生産及び在庫状況と需要開拓に向けての取組などについて質疑があった。

【商工労働部】

問) 県内事業者の後継者不在率は全国と比較するとどうなっているか。また、事業継承推進事業はどのような内容か。

答) 民間調査によると、県内の後継者不在率は81%で全国一高い水準となっている。

当該事業は小規模事業者を中心として、少ない経費でも事業承継に係る専門家のアドバイスや事業承継プラットフォームのシステム利用料といったものに活用してもらうための経費となっており、50社に対して補助率3分の2、上限50万円の補助

ができることになっている。

問) 情報関連企業の集積状況はどうなっているか。

また、企業が沖縄に集積する理由は何か。

答) 立地企業の内訳は、ソフトウェア開発業が176社、コンテンツ制作業が84社、情報サービス業が104社、コールセンターが85社、その他ITインフラ等で41社、合計で490社、約3万人の雇用を創出している。

情報通信関連産業が沖縄を目指した理由は、政策的に通信回線料を安くしたこと、若い労働力が豊富にあること、さらに、国を挙げて税制や制度的な支援をしてもらったことなどが挙げられ、これらのことから多くの企業が沖縄に来ていただいたと考えられる。

問) 琉球泡盛新開発新発展戦略ブランディング事業の概要とどういった方々を対象と考えているのか。

答) 当該事業は、泡盛を継承発展させるため、泡盛の科学的解析を進める調査事業や業界が取り組む泡盛のリブランディングへの支援、それから個別事業所に対するマーケティング活動支援などを行う内容となっている。

具体的には、泡盛の消費が落ち込んでいく中、泡盛を誰に対して、どこに売っていくのかということをもう一度ブランディングする必要があるため、今年度は調査、来年度はブランディングを確立し、それからマーケティング戦略を策定して、それに基づいて販売していくこととしている。

そのほか、スマートエネルギーアイランド基盤構築事業が予算減となった理由、沖縄工芸の杜整備事業の進捗状況、ぼくたちわたしたちが応援！県産お菓子の魅力発信事業の内容、県産お土産品の県内製造率、令和3年度のエネルギー施策の具体的な取組と今後のビジョンなどについて質疑があった。

【文化観光スポーツ部】

問) TACOのこれまでの実績はどうなっているか。

また、令和3年度は空港内で1日何件くらいのPCR検査ができる予定となっているか。

答) 昨年6月19日から今年3月7日までの262日間、那覇空港到着口のサーモグラフィーを通過した人数は252万6077人で、サーモグラフィーでの発熱感知が554人、TACOの看護師による検温で37.5度

以上の発熱があった方は16人、そのうち問診に同意して実施した件数は14件、検査につないだ案件が2件で、その2件は陰性となっている。

令和3年度における旅行者検査実施支援事業においては、4月から9月までの6か月間で3万5000件の検査ができる予算となっており、1日の検査数は200件である。

問) 現在の危機的状況の観光業界を助ける支援策等について、どこが主体性を取るべきだと考えるか。

答) いろいろな側面での支援の在り方が考えられるが、例えば国内需要安定化事業では、国内の旅行需要をいかに回復させるかということや、また、雇用支援や経営支援ということで、商工労働部の県単融資事業や雇用調整助成金の上乗せ分といったことも併せて、県庁一丸となって観光業界に手厚く支援し、観光関連産業の回復に努めていくこととしている。

問) 令和元年度の文化観光スポーツ部の総予算額は年々減ってきている。文化観光スポーツ部として、総務部に対して予算を要求したことだと思うが、この現状をどう感じているか。

答) 文化観光スポーツ部トータルの予算としては、沖縄観光国際化ビッグバン事業や県立芸大奏楽堂の改修終了などで必然的に予算が減っているが、観光振興に関する予算は39億円で、対前年度比1.8%増という状況である。

インバウンドについては渡航制限がかかっているので、やむを得ないところがあり、その分を国内需要安定化事業の増額や感染防止対策で旅行者検査実施支援事業に回すなど、観光振興に係る当初予算については、何とか上積みをしている状況である。それと同時に、2月の補正予算においては、沖縄観光体験支援事業のクーポンを活用した事業や10日から始まった沖縄彩発見キャンペーン事業など、Go Toトラベルが再開されるまでの間、当初予算も含めて、何とかできることをつないで、観光振興に向けた取組を実施しているところである。

そのほか、観光危機管理マニュアルに基づく観光関連産業の情報収集及び分析の実施状況、修学旅行で訪れた学校数と生徒数の過去3年間の推移、RICAの登録者数と施設・事業者の登録件数、東京オリンピック・パラリンピック県内聖火リレーの実施可否についての判断時期、令和3年度

の万国津梁会議のテーマなどについて質疑があった。

【労働委員会事務局】

労働委員会事務局の職員数、令和3年度歳入予算の（款）諸収入が増額となっている理由などについて質疑があった。

別紙2（経済労働委員会）

要 調 査 事 項

1 水際対策（安全・安心な沖縄観光受入体制構築実証事業及び旅行者検査実施支援事業）について（知事）

（要調査事項の内容）

この2つの事業で、沖縄モデルの水際対策を充実させていくということであるが、TACOについては、262日間で約252万人が通過をして、全く機能していないということが1つ。PCR検査については、これから観光産業を動かしていかないといけないという状況で、1日当たり数万人が利用する那覇空港において、半年間で3万5000件、1日200件の希望者のみのPCR検査だけで、本当に水際対策になるのかという大きな疑問を持っている。また、報道にあるように、変異株に対する県民の不安も非常に大きくなっている。

このような状況の中、令和3年度の観光産業をどう動かしていくのか、水際対策の在り方、充実も含めて、再度議論をしなければならないと考えていることから、知事の見解を聞きたく要調査事項として提起するものである。

なお、答弁としては不足はなく、議論は尽くされていることから、要調査事項として上げることは反対であるとの意見があった。

2 観光危機にある観光業界への支援について（知事）

（要調査事項の内容）

現在、観光業界がもがき苦しんでいる中、知事を先頭に予算の獲得や様々な税の軽減措置も含めて、観光業界の声を提言し、激励もしたいことから、知事の見解を聞きたく要調査事項として提起するものである。

なお、議論は尽くされていることから、要調査

事項として上げることは反対であるとの意見があった。

3 コロナ禍の中、マリンタウンMICEエリアの見通しや新設した感染症対策課の役割など今後の観光ビジョンについて（知事、両副知事）

（要調査事項の内容）

縦割り行政で非常に厳しい状況ということは、代表質問、一般質問での答弁でもあったので、その経験を踏まえて新年度はどのような体制をつくるのかと質問すると、新設の感染症対策課をつくるみたいですよという答弁だったので、非常に驚いている。

令和3年度の新年度予算に向けて、しっかりと責任を持って観光関連産業を守っていく、沖縄の観光をしっかりとつくり、県民の皆さんと共に頑張るという意思表示、決断を持っていけば、みんな頑張ろうということになると思うことから、知事の見解を聞きたく要調査事項として提起するものである。

なお、代表質問、一般質問の答弁の中で、知事は観光関連業者の実情をきちんと把握、認識して頑張るという決意を述べられていたことから、要調査事項として上げることは反対であるとの意見があった。

特 記 事 項

1 甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計予算」

経済労働委員会において協議した結果、下記事項を特記事項として予算特別委員会に報告することを全会一致で決定した。

記

令和3年度当初予算のコロナ関連対策予算に関しては、経済対策に係る支援策を強化すること。

（その他の意見）

・特記事項の文言に、「県の危機管理の体制や支援体制の充実」、「さらなる支援」、「長期滞在を含めた実効性のある対策」ということを加えてもらいたい。

・各常任委員会から特記事項の提起があると思われるため、それを集約し、県議会の総意として意思表示すべきである。

○文教厚生委員会

様式2

令和3年3月17日

予算特別委員長
次 呂久 成 崇 殿

文教厚生委員長
末 松 文 信

予 算 調 査 報 告 書

3月4日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項
特になし
- 3 特記事項
特になし

別紙1（文教厚生委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【子ども生活福祉部】

問) 生活保護援助費についてコロナの影響で増えているのは予想できるが、予算増の理由及び想定人数について聞きたい。

答) 令和3年1月の被保護世帯数は3万354世帯、対前年度比1.9%の増、前年の令和2年1月では対前年度比2.6%の増と、現在のところ新型コロナウイルス感染症の影響は顕著に表れているとは言えないが、リーマンショックの際にはその翌年度及び翌々年度に被保護世帯数及び被保護実人数が大幅に増加したという結果が出ており、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い生活への影響は長期に及んでいることから今後、福祉事務所への申請の増加が予想される。

令和2年度当初予算までは各扶助費ごとに過去5年間の対前年度伸び率の平均を乗じて算出していたが、令和3年度当初予算においては直近3年間の各扶助費の伸び率の最大値を取って積算しており、令和3年度当初予算額は103億円余り計上し、対前年度比約12億7300万円、14%の増となっている。

問) ひとり親家庭生活支援モデル事業について、自立に向けてどのような支援を行っているか聞きたい。

答) 県では、いろいろな貸付金であったり、民間アパートを借り上げて生活・就労・子育ての総合的な支援を行うゆいはあと事業等を実施しており、令和2年度末までに180世帯の自立を実現した。

ひとり親の最大の課題は低所得と債務であることから、総合的な支援として資格取得のための講座や債務整理に関する相談、財産管理や家計管理の教育などの支援を行っている。その結果、月収13万円以上の世帯が当初22%であったものが、自立した際の集計では53%に上がり、債務なしの世帯が18%から自立した際の集計では40%に上がるなどの報告がされている。

問) 生活保護や厳しい家庭の状況を拾い上げる役割の民生委員について、県内の充足率及び全国との比較について聞きたい。また、今年度の民生委員の活動について、コロナ禍において人との接触をなるべく避けようとする中、どのような工夫を行って活動を継続したのか伺う。

答) 民生委員は地域住民の生活状況を適切に把握して援助を必要とする人からの相談に応じ、必要に応じて行政や専門機関につなぐ役割を担っている。

本県の充足状況は、定数が2422名に対し、令和2年12月1日現在1991名となっており、充足率は82.2%となっている。全国の充足率95.2%と比較すると13ポイントの差がある。

今年度の活動については、電話での安否確認や感染防止対策を講じた上で、単身高齢者への絞った訪問、もしくは玄関先での対面などそれぞれ工夫しながら活動を行ったところである。

そのほか、公立認可保育園の定員割れとミスマッチの実態、戦没者遺骨収集事業の現状と今後の取組、若年者キャリア形成支援モデル事業の有効な支援の在り方と位置づけ、国際家庭相談ネットワーク構築モデル事業の委託先の選定理由、沖縄子供の貧困緊急対策事業のこれまでの実績と今後の課題などについて質疑があった。

【保健医療部】

問) 県立病院医師派遣補助事業について、前年度比で大幅増となっているがその理由は何か聞きたい。

答) この事業は、北部、宮古、八重山の各県立病院に派遣される専門医及び県立離島診療所で勤務する医師の人件費を病院事業局に補助するものである。令和2年度当初予算から1億2410万1000円の

増となっているが、その増額の理由は、専門医の派遣予定数が令和2年度当初の16名から今回22名に増加したことによるものである。

問) こども医療費助成事業について、通院にかかる医療費助成が中学校卒業まで拡大されるが、窓口無料化の実現に向けての見通しはどうか聞きたい。

答) 県では現在、令和4年度の年齢拡大に併せて可能な限り現物給付を全市町村で導入したいと考えており、1月から市町村を回り意見交換を行っている。その中でおおむね事業の重要性、必要性について理解していただいております。多くの市町村が現物給付の方向で動いているが、一部の市町村で調整をしたいとの要望があり、現在協議を進めている。

問) 特定不妊治療費助成事業が増額されている理由と県独自の対応はないのか聞きたい。

答) 国は令和4年度から保険適用を目指しており、令和3年1月から令和4年3月まで、現在の助成事業が拡充されることとなっている。拡充内容は所得要件の撤廃、助成上限額が初回のみ30万円であったものが一律30万円、また、事実婚も助成対象になり、助成回数が生涯6回までとなっていたものが1子ごとに6回までと拡充された。

また、県独自の対応としては、相談事業として特定不妊の相談を受けたり、相談センターを運営している。

そのほか、子育て世代包括支援センター設置の遅延理由、保健所の人員体制の推移、精神障害者自立支援医療費の内容及び直近の執行率と受給者数、北部基幹病院開院に向けての進捗状況、国民健康保険事業費納付金の減額理由と市町村の算定結果などについて質疑があった。

【病院事業局】

問) 令和元年度決算で手元流動性の残高が年間事業費用の1月分を下回っているが、令和3年度はどのように改善されたか聞きたい。

答) 経営的な安定度をはかる指標として手元流動性の残高が年間事業費用の1月分から2月分の資金が必要とされているが、資金を獲得するまでには至っていない。資金が枯渇した場合に備え、令和3年度は当初予算案に一時借入金を組み入れ、70億円を限度額として借入れができるように措置してい

る。

問) 県立病院における医療従事者のPCR検査及びワクチン接種の状況や今後のワクチン接種計画について聞きたい。

答) 県立病院のワクチン接種実績は、3月9日時点で全体で983名、その内訳は北部病院20名、中部病院384名、南部医療センター・こども医療センター354名、宮古病院70名、八重山病院が155名で、精和病院は3月15日から接種開始予定となっている。また、PCR検査については必要に応じて不定期で実施しているが、実績については整理していない。

今後の接種計画としては、県立病院では3月上旬から下旬に2回に分けて医療従事者への優先接種を行っていく予定である。接種に関しては、医師、看護師、事務職員等10名から21名の人員で受付、問診、接種、回収作業を行う予定である。

問) 令和元年度の病院事業会計決算審査報告書で会計事務等については是正・改善を要すると指摘があり、同様の指摘が継続していることを確認しているが、これまで改善されなかった理由と今年度の対応等について聞きたい。

答) 指摘事項が多い要因の一つは、会計事務の経験が少ない職員が多数配置されていることが挙げられる。

改善に向けた取組として、対象者別研修、会計事務職員の初心者向け研修、外部の専門講師を招いて各県立病院の予算経理事務担当者に対し、会計事務研修を行っている。また、内部統制の強化を図るため各県立病院の事務部長、経営課長等に対して企業出納員研修を実施しているが、さらに実務に即した効果的な研修がないかを現在検討している。

そのほか、医師、看護師等の配置状況と欠員に対する県の対応、繰入金78億円の妥当性、災害拠点病院施設整備事業の内容と各病院ごとの内訳、流動資産の未収金の発生理由と個人負担分の未収金額、県立病院ビジョンの策定経緯などについて質疑があった。

【教育委員会】

問) 外国青年招致事業の外国語指導助手の配置状況はどうなっているか。また、外国人が何名いるの

か、そのほか募集方法、基準、審査方法等について聞きたい。

答) 令和2年9月から令和8年3月まで、語学指導等を行う外国語指導助手を県立学校76校に54名を配置する予定であったが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響によって早期帰国や未着任などにより現在16名不足しており、それを補うために選考しているところである。国籍については、アメリカ20名、シンガポール4名、カナダ1名、イギリス3名、オーストラリア1名、南アフリカ3名、ニュージーランド1名、ジャマイカ1名、アイルランド1名、トリニダード・トバゴ2名、中国1名となっている。

募集方法等については、県である程度、必要人数を把握して各国在来外交官で募集選考し、一般財団法人自治体国際化協会に対して必要人数を要求し、自治体国際化協会に取りまとめて配置する形になっている。

問) 高校卒業時における進路未決定者数の直近10年の状況及び全国との比較を聞きたい。

答) 本県の高等学校卒業者の進路未決定者数は、令和2年3月卒で1797名、卒業生に占める割合は12.1%となっている。未決定者数が一番多かったのは平成24年3月卒で2754名、卒業生に占める割合が18.2%となっており、近年は改善傾向にあるが、この10年間の状況を全国と比較すると、全国平均値が4.8%、本県は14.4%と依然開きがある。

問) 小・中学生いきいき支援事業の内容と効果及びスクールソーシャルワーカーとの違いについて聞きたい。

答) 小・中学生いきいき支援事業は、小中アシスト相談員を各学校に派遣し、いじめ、不登校、問題行動等の課題を抱える児童生徒への支援を行う事業であり、令和3年度の小中アシスト相談員の配置は53名を予定している。

この事業の効果は、令和元年調査によると、支援児童生徒数2670名に対して支援により状況が好転した、または好転しているという状況を合わせると1860名と、支援した児童生徒数の約70%が効果が認められている。

スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門性を生かしながら関係機関につなぎ、問題解決のための組織体制をつくるなどの取組を行うもので、直接的に子供、児童生徒の対応をするような状況

もある。一方で小中アシスト相談員に関しては、不登校の児童生徒がいたら家庭を訪問したり、電話を入れてみたり、またその保護者等の相談に応じたりというような役割がある。

そのほか、県外進学大学生支援事業の内容と目標及び実績、県内の小中高の学習塾及び予備校に通っている割合と全国との比較、県内の小中学校の少人数学級の実施状況、バス通学費支援事業の拡充に伴う中高校生の利用見込、教職員住宅の施設数及び平均築年数などについて質疑があった。

○土木環境委員会

様式2

令和3年3月17日

予算特別委員長
次 呂久 成 崇 殿

土木環境委員長
瑞慶覧 功

予 算 調 査 報 告 書

3月10日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 委員会における質疑・答弁の内容
別紙1のとおり
- 2 要調査事項
特になし
- 3 特記事項
特になし

別紙1（土木環境委員会）

委員会における質疑・答弁の内容

【環境部】

- 問) 沖縄市のごみ山の現状はどうなっているのか。
また、同問題を解決するため新年度予算に幾ら計上し、今後の処理計画はどうなっているのか聞きたい。
- 答) 令和元年度に株式会社倉敷環境が測量をしたところ、約47万立方メートルの体積があり、話し合いを継続している間においても、事業者は少しずつできる範囲で改善を進めている状況にある。
また新年度は、ごみ山周辺環境モニタリング業務として1743万5000円の予算を計上している。処理計画については、15年で改善する計画を示しており、地元といろいろ話をしているところだが、具体的な処理方法については、新たな施設、湿式トロンメルと呼ばれるものを導入して、廃棄物を選別し可燃物は焼却するとともに、リサイクルできるものはリサイクルする。それでも残るものについては、うるま市内で現在建設中の最終処分場で埋立処分し、15年かけて改善する計画となっている。
- 問) これまでの赤土の流出量の推移及びその要因別の割合はどうなっているのか。また、環境部と事業実施部局との連携について聞きたい。

答) 沖縄県赤土等流出防止条例が施行される前の平成5年度が県全体で年間52万1000トンだったものが、平成13年度で38万2000トン、平成23年度で29万8000トン、直近のデータが平成28年度で27万1000トンということで、県全体でいえば25万トンの削減、約5割の削減となっている。

要因別の割合は、条例施行前の平成5年度と平成28年度で比べると、農地は32万1000トンから22万6000トンで、削減量は6万5000トンで3割の削減になり、開発事業は16万7000トンから2万8000トンで、削減量が13万9000トンで約8割の削減になっている。

平成28年度の県全体の流出量はトータルで27万1000トンであったが、その約8割が農地からということになる。

また、他部局との連携については、環境部が環境モニタリングを行って、その結果を県の関係課長で構成する沖縄県赤土等流出防止対策協議会幹事会で共有するなど、改善点をお互いに確認している。さらに、その下に、班長級で構成するワーキングチーム会議があり、年2回開催している。

問) 海岸漂着物地域対策推進事業の実績やボランティアによる活動の有無について聞きたい。

答) この事業は、漂着物の回収処理普及啓発活動などを行う事業で、国の地域環境保全対策費補助金、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して実施しており、土木建築部や農林水産部等海岸管理者が行う回収処理や環境部が行う各種調査のほか市町村が実施する回収処理、それから普及啓発事業に対して費用の9割を補助金として交付している。実績としては、令和元年度は海岸管理者と市町村を合わせて約3000立方メートル、重量で約270トンの海岸漂着物を回収処理している。

また、ボランティアについては、OCCN沖縄のクリーンコストネットワークというのがあり、海上保安庁と他の関係団体と連携して、その中でボランティアによる回収処理を促進している。

そのほか、ギンネムの活用方法及び駆除方法の確立の有無、有機フッ素化合物環境中残留実態調査に係る立入調査の状況及び調査結果の活用方法、気候非常事態宣言発出に向けての検討状況、観光施設等による省エネ施設の導入補助の事業内容、世界自然遺産登録に係る国指定の天然記念物の数及び保全の取組などについて質疑があった。

【土木建築部】

問) 道路事業において、社会資本整備総合交付金と沖縄振興公共投資交付金の違いは何か。また、沖縄振興公共投資交付金は7年連続減額になっているが、令和3年度の市町村道事業の予算の見通しと市町村の要求に応え切れるか聞きたい。

答) 道路事業においては、沖縄振興公共投資交付金は沖縄の振興に資する道路として、地域生活の利便性向上や地域間のアクセス機能の強化等を行う事業であり、社会資本整備総合交付金は国の直轄事業と密接に関連し、幹線道路として道路交通の円滑化や経済基盤の強化等を目的に行う事業である。

また、沖縄振興公共投資交付金の市町村道事業の予算配分は、令和3年度は29市町村69路線に対して、予算額は国費ベースで15億3598万7000円で、対前年度比は0.93倍となっている。県としては、市町村と年4回のヒアリングを実施しており、事業の進捗についての確認や調整、また繰越額の縮減に向けて支援などを行っており、今後とも引き続き市町村と連携しながら、要望額の確保に取り組んでいく。

問) 首里城復興の取組に関連して、首里城火災の原因究明に取り組む姿勢を見せるべきではないか。また、指定管理者はどのような責任の取り方をしたのか聞きたい。

答) 県では、昨年3月に首里城火災に係る再発防止検討委員会を設置しており、9月11日に同委員会から、火災時の事実確認等を整理した中間報告書を受け取り、年度内に予定されている最終報告に向けて再発防止策の検討を進めているところである。

なお、中間報告書では、出火原因について沖縄県警及び那覇市消防局がいずれも出火原因の特定には至っていないが、想定し得る出火原因を検討したところ、現時点において電気関係設備が出火の原因になった可能性は否定できないとしている。

また、指定管理者においては、役員及び管理職等の給与を1月から6月までの間で合計177万円の減額、昇級の停止、12月賞与の一律70%カットなどを行っている。

問) 公営住宅の建て替えや増設・新設の考え方について聞きたい。

答) 公営住宅の供給計画の目標量については、平成

28年度から令和7年度までの住生活基本計画の中で、県・市町村も含め公営住宅の増設・新設を907戸と定め、老朽化した公営住宅の建て替えに際して、おおむね1割程度増戸する計画を立てて、建て替え事業を実施している。

一方、新設については200戸程度を計画の中に盛り込んでいる。

そのほか、県道34号線の渋滞解消に係る予算内訳及び渋滞解消のための方策、公共工事における分離分割の発注方針、中城湾港長期構想整備計画の目的と進捗状況、都市モノレール輸送力増強事業に係るモノレール3両化の完了時期及び延伸計画の検討状況、県道20号線の整備計画の内容及び工事の進捗率などについて質疑があった。

【企業局】

問) 座間味浄水場の建設について、座間味村と協定を結ぶということで基本合意を得たということだが、この協定の内容はどうなっているのか。また、今後のスケジュールについて聞きたい

答) 協定書の内容は、

1、新規浄水場の整備に当たり、座間味村の既存浄水場用地に建設することを村は承諾し、無償譲渡をすること。

2、新規浄水場の整備に当たり、車道の通行について、住民生活に影響を及ぼすことがないこと。

3、既存浄水場から、新規浄水場への移行まで、企業局は技術支援を行うとともに、水道用水供給事業の開始を可能な限り早期に実現できるよう努めること。

4、新規浄水場の整備に当たり、企業局は、座間味村が構想している災害時における備蓄庫並びに避難所としての活用について、浄水場整備の設計段階から可能な限り配慮すること。となっている。

また、今後のスケジュールとしては、次年度に設計業務に着手をして、令和7年度までに、用水供給開始を目指し、建設を進めていきたい。

問) 工業用水道の計画給水量及び契約給水量ともに中城湾地区と糸満地区が多いが、当該地域で今後の新たな利用を希望する企業が出た場合、どう対応するか。

また、取りあえず料金を下げて上水を使って、対応したらどうかという意見もあるが、可能かど

うか聞きたい。

答) 西原浄水場以南の工業用水道については、現在、契約給水量が計画給水量を上回っており、給水量を増やす場合には新たな施設整備が必要となる。工業用水道事業については、産業振興を目的とした県の政策との整合性を図ることや、新たな施設整備については採算性の面で課題があることから、関係部局と情報の共有を図り、連携して対応する必要がある。

また、上水を工業用水として供給することについては、水道用水供給事業は、水道法に基づき水道事業を行う市町村等に対して水道水を供給する、いわゆる卸売事業というような形で実施していることから、水道事業者ではない企業等に対して、企業局が水道水を供給することはできないものとされている。

問) 沖縄本島の市町村は、企業局が作った水を買っているが、なぜ離島は、今も自ら水を作って、飲んでいるのか聞きたい。

答) 用水供給事業には様々な形態があるが、沖縄本島においては、水源を北部に求めざるを得ないという事情があり、個々の市町村が、それぞれで水源を持つことが困難であることから、県のほうで水道用水供給事業ということで、北部からの水を持ってきているという事情がある。

一方、水源が豊富にあって自前でできるところにおいては、市町村運営の簡易水道あるいは浄水場、上水道があるという状況である。

そのほか、企業債の調達先及び償還方法などについて質疑があった。